

# 鎌倉市地域防災計画 (改定案)

令和4年度 改定案

※変更部分は、下線で明示しています。

令和5年(2023年)3月  
鎌倉市防災会議

# 目次

## ■総則編

第1節	計画の目的、位置づけ	総則-1
第1	計画の目的	総則-1
第2	他の計画等との関係	総則-1
第3	計画の構成及び内容	総則-1
第2節	市の自然的、社会的条件	総則-3
第1	自然的条件	総則-3
第2	社会的条件	総則-5
第3節	計画の前提条件	総則-9
第1	災害履歴	総則-9
第2	被害想定	総則-11
第3	鎌倉市の防災上の課題	総則-23
第4節	計画の推進主体とその役割	総則-25
第1	計画の進め方	総則-25
第2	関係機関の実施責任	総則-26
第3	市民及び企業等の責務	総則-27
第4	関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	総則-28
第5節	計画の推進管理	総則-34
第1	計画の着実な推進	総則-34
第2	計画の点検と管理	総則-34

## ■第1編 地震・津波災害対策

### 第1章 地震・津波災害予防計画

#### ◆『都市の安全性の向上』の構成

第1節	計画的な土地利用と市街地整備の推進	地震津波-1
第1	計画的な土地利用の推進	地震津波-1
第2	災害に強いまちづくりの推進	地震津波-1
第3	防火地域・準防火地域の指定	地震津波-1
第4	宅地の災害防止対策	地震津波-2
第5	自然災害回避（アボイド）行政の推進	地震津波-2
第6	市街地の開発・整備	地震津波-2
第2節	歴史的遺産と自然環境の保全	地震津波-3
第1	歴史文化遺産と結びついた緑の保全	地震津波-3

第2	<u>文化財への配慮</u> .....	地震津波-3
第3	<u>文化財保護意識の向上</u> .....	地震津波-4
第3節	公園・緑地等の防災空間の確保 .....	地震津波-5
第1	防災緑地空間の保全と確保 .....	地震津波-5
第4節	道路・橋りょうの安全対策と交通環境の整備 .....	地震津波-6
第1	道路の整備 .....	地震津波-6
第2	橋りょうの整備 .....	地震津波-6
第3	交通環境の整備 .....	地震津波-7
第5節	がけ崩れ対策等 .....	地震津波-8
第1	がけ崩れ等対策 .....	地震津波-8
第2	警戒避難体制の整備 .....	地震津波-9
第3	防災知識の普及徹底 .....	地震津波-10
第4	<u>要配慮者利用施設における避難対策等</u> .....	地震津波-11
第6節	液状化対策 .....	地震津波-12
第1	液状化に関する知識の広報・周知 .....	地震津波-12
第2	液状化予防対策 .....	地震津波-12
第7節	津波に強いまちづくり .....	地震津波-13
第1	津波に強いまちの <u>形成</u> .....	地震津波-13
第2	<u>津波避難路、津波避難施設の確保</u> .....	地震津波-14
第3	伝達監視体制の確保 .....	地震津波-14
第4	避難対策 .....	地震津波-15
第5	防災施設の <u>確保</u> .....	地震津波-16
第6	津波防災知識の普及、津波 <u>避難訓練</u> .....	地震津波-16
第8節	ライフラインの安全対策 .....	地震津波-19
第1	上水道 .....	地震津波-19
第2	下水道 .....	地震津波-19
第3	電気 .....	地震津波-20
第4	ガス .....	地震津波-20
第5	電話 .....	地震津波-20
第9節	危険物施設等の安全対策 .....	地震津波-21
第1	事業者に対する指導 .....	地震津波-21
第2	事業所の措置 .....	地震津波-21
第10節	<u>建築物等の安全確保対策</u> .....	地震津波-22
第1	<u>耐震化に向けた普及・啓発</u> .....	地震津波-22
第2	既存建築物の <u>耐震化</u> .....	地震津波-22
第3	その他の地震時における建築物等の安全対策 .....	地震津波-23
第11節	<u>住宅・住環境対策</u> .....	地震津波-24
第1	既存住宅地等の住宅・住環境の改善 .....	地震津波-24
第2	前面道路等の拡幅・改善 .....	地震津波-24

第3節	<u>家具の転倒防止対策</u> .....	地震津波-24
◆	『災害時応急活動事前対策の充実』の構成	
第12節	災害時情報収集・提供体制の拡充 .....	地震津波-26
第1節	災害情報等の収集・受伝達体制の充実 .....	地震津波-26
第2節	被災者支援 .....	地震津波-27
第3節	報道機関の活用 .....	地震津波-27
第4節	アマチュア無線団体との連携 .....	地震津波-27
第13節	災害対策本部組織体制等の拡充 .....	地震津波-28
第1節	組織体制の充実等 .....	地震津波-28
第2節	災害対策本部の代替機能の整備等 .....	地震津波-28
第3節	現地災害対策本部の体制整備 .....	地震津波-29
第4節	防災拠点等の機能確保 .....	地震津波-29
第5節	業務継続性の確保 .....	地震津波-29
第14節	救助・救急、消火活動体制の充実 .....	地震津波-30
第1節	火災予防 .....	地震津波-30
第2節	<u>地震火災予防</u> .....	地震津波-31
第3節	消防力の充実強化 .....	地震津波-32
第4節	救助・救急体制の整備 .....	地震津波-32
第5節	広域受援体制の強化 .....	地震津波-33
第15節	警備・救助対策 .....	地震津波-34
第1節	災害時の対応と任務 .....	地震津波-34
第2節	救出・救助用資機材の整備 .....	地震津波-34
第3節	応援部隊の受入体制の確立 .....	地震津波-34
第16節	避難対策 .....	地震津波-35
第1節	避難所等の確保及び整備 .....	地震津波-35
第2節	避難計画の策定 .....	地震津波-37
第3節	避難所の運営 .....	地震津波-37
第4節	市民への周知 .....	地震津波-38
第5節	避難訓練の実施 .....	地震津波-38
第6節	応急仮設住宅等の <u>事前計画</u> .....	地震津波-39
第7節	<u>ペット等の対策</u> .....	地震津波-39
第8節	<u>感染症対策</u> .....	地震津波-40
第17節	帰宅困難者対策 .....	地震津波-41
第1節	一斉帰宅者の発生の抑制対策 .....	地震津波-41
第2節	帰宅困難者への支援対策 .....	地震津波-42
第18節	<u>要配慮者等対策</u> .....	地震津波-43
第1節	避難誘導及び <u>避難支援体制</u> の整備 .....	地震津波-43
第2節	社会福祉施設対策 .....	地震津波-44
第3節	在宅者対策 .....	地震津波-45

第4	保育所等における対策	地震津波-47
第5	外国人対策	地震津波-47
第19節	孤立化地域への対策	地震津波-48
第1	孤立化予想地域の把握	地震津波-48
第2	予防対策	地震津波-48
第20節	<u>食料</u> 、飲料水及び生活必需品の供給対策	地震津波-49
第1	<u>食料</u> 、飲料水及び生活必需品の備蓄及び確保	地震津波-49
第2	防災資機材等の備蓄	地震津波-49
第3	防災倉庫の整備及び <u>地域内輸送拠点の確保</u>	地震津波-49
第4	市民・企業等の備蓄	地震津波-50
第21節	医療・救護・防疫対策	地震津波-51
第1	災害拠点病院の機能強化	地震津波-51
第2	活動体制の整備	地震津波-51
第3	医薬品の確保	地震津波-52
第4	<u>医療機関の対策</u>	地震津波-52
第5	広域火葬体制の強化	地震津波-52
第6	防疫対策	地震津波-52
第22節	文教対策	地震津波-53
第1	防災教育の充実	地震津波-53
第2	家庭や地域社会との連携	地震津波-53
第3	学校における防災体制の整備	地震津波-53
第4	学校施設・設備等の安全性の確保	地震津波-53
第5	応急教育の実施	地震津波-54
第23節	緊急交通路及び緊急輸送道路等の確保対策	地震津波-55
第1	緊急輸送道路等の耐震化及び復旧体制の整備	地震津波-55
第2	車両及び燃料の調達・確保	地震津波-56
第3	ヘリコプター臨時離着陸場の確保	地震津波-57
第4	<u>地域内輸送拠点の設置</u>	地震津波-57
第5	緊急通行（輸送）車両の事前届出	地震津波-57
第24節	建築物等対策（危険度判定、応急修理）	地震津波-59
第1	被災建築物の震後対策	地震津波-59
第2	被災宅地の震後対策	地震津波-59
第25節	ライフラインの応急復旧対策	地震津波-60
第1	上水道	地震津波-60
第2	下水道	地震津波-60
第3	電気	地震津波-61
第4	ガス	地震津波-61
第5	電話・通信	地震津波-61
第26節	<u>ごみ収集・処理対策</u>	地震津波-63

第1	<u>一般廃棄物処理施設等の稼働体制の確立</u>	地震津波-63
第2	<u>一般廃棄物処理施設等の補修体制の整備</u>	地震津波-63
第3	災害廃棄物等の処理・処分計画の策定等	地震津波-64
第4	震災時の相互協力体制の整備	地震津波-64
第5	<u>し尿処理体制の確保等</u>	地震津波-64
第27節	広域受援体制の拡充	地震津波-65
第1	広域応援受入体制等の強化	地震津波-65
第2	情報の共有化	地震津波-65
第3	応援機関との連携強化	地震津波-66
第4	<u>他市町村との応援体制の強化</u>	地震津波-66
第28節	災害救援ボランティア活動体制等の充実強化	地震津波-67
第1	ボランティア受入体制の整備	地震津波-67
第2	ネットワークづくりの推進	地震津波-67
第3	<u>人材の育成と充実</u>	地震津波-67
第4	鎌倉市災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルの整備	地震津波-67
◆『地域防災力の向上』の構成		
第29節	<u>防災意識の向上</u>	地震津波-69
第1	市民等に対する防災知識の普及	地震津波-69
第2	<u>児童・生徒等に対する教育</u>	地震津波-71
第3	<u>社会福祉施設等における防災教育の推進</u>	地震津波-71
第4	<u>市職員に対する教育</u>	地震津波-71
第5	<u>その他の防災知識の普及・啓発</u>	地震津波-72
第6	<u>災害教訓の伝承</u>	地震津波-72
第7	<u>企業防災の推進</u>	地震津波-72
第30節	<u>自主防災組織の育成強化</u>	地震津波-73
第1	自主防災組織の育成	地震津波-73
第2	自主防災組織の活動	地震津波-74
第3	<u>防災リーダーの育成</u>	地震津波-76
第4	<u>地区住民及び事業者による地区内の防災活動の推進</u>	地震津波-76
第31節	防災訓練の実施	地震津波-77
第1	<u>多様な防災訓練の実施</u>	地震津波-77
第2章 地震・津波災害応急対策計画		
第1節	応急活動体制	地震津波-79
第1	応急活動期に留意すべき事項	地震津波-79
第2	初動活動	地震津波-80
第3	災害対策本部等の設置	地震津波-85
第4	職員の <u>非常配備</u>	地震津波-88
第2節	情報収集・伝達・広報	地震津波-91

第1	緊急災害情報の収集	地震津波-91
第2	<u>地震情報の収集・伝達</u>	地震津波-92
第3	<u>被害情報の収集・伝達</u>	地震津波-95
第4	災害時広報	地震津波-97
第3節	津波災害応急対策	地震津波-100
第1	津波発生直前の対策	地震津波-100
第2	津波発生直後の情報の収集・連絡	地震津波-102
第4節	広域連携・受援体制	地震津波-107
第1	<u>応援要請</u>	地震津波-107
第2	自衛隊に対する災害派遣要請	地震津波-109
第3	広域応援の受入れ	地震津波-110
第5節	救助・救急、消火活動	地震津波-112
第1	各主体の役割	地震津波-112
第2	消防職員・消防団員の動員及び参集	地震津波-113
第3	救助・救急活動	地震津波-114
第4	消火活動	地震津波-116
第6節	医療救護活動	地震津波-122
第1	医療救護体制	地震津波-122
第2	救急医療活動	地震津波-122
第7節	<u>避難対策</u>	地震津波-130
第1	<u>避難の流れ</u>	地震津波-130
第2	<u>避難指示等の発令</u>	地震津波-131
第3	<u>避難所等の開設</u>	地震津波-133
第4	避難所の運営	地震津波-135
第5	<u>帰宅困難者対策</u>	地震津波-140
第6	<u>広域避難・広域一時滞在</u>	地震津波-142
第8節	生活救援活動	地震津波-143
第1	飲料水及び生活用水の確保・供給	地震津波-143
第2	<u>食料の供給</u>	地震津波-145
第3	生活必需物資の調達・供給	地震津波-149
第4	救援物資の受入れ・配分	地震津波-151
第5	応急仮設住宅の建設及び被災住宅の応急修理	地震津波-151
第9節	保健衛生、防疫、 <u>遺体対策等</u>	地震津波-153
第1	<u>保健衛生</u>	地震津波-153
第2	防疫対策	地震津波-154
第3	行方不明者に関する対応及び遺体の搜索	地震津波-155
第4	遺体の処置、火葬	地震津波-156
第10節	<u>要配慮者等支援対策</u>	地震津波-158
第1	<u>要配慮者の避難対策</u>	地震津波-158

第2	<u>避難所における要配慮者対策</u>	地震津波-160
第3	<u>在宅の要配慮者に対する対策</u>	地震津波-160
第4	<u>社会福祉施設における対策</u>	地震津波-161
第5	外国人の安全確保	地震津波-161
第6	高齢者等に配慮した仮設住宅の提供、仮設地区の生活支援	地震津波-162
第11節	応急教育	地震津波-163
第1	児童・生徒等の保護対策	地震津波-163
第2	<u>応急教育対策</u>	地震津波-164
第3	保育所等における応急対策	地震津波-166
第4	<u>避難所協力</u>	地震津波-166
第5	保護者、地域との協力	地震津波-167
第12節	文化財等の災害応急対策	地震津波-168
第1	<u>被害状況の収集</u>	地震津波-168
第2	応急対策	地震津波-168
第13節	交通規制・緊急輸送対策	地震津波-170
第1	災害時交通規制	地震津波-170
第2	緊急輸送	地震津波-173
第3	緊急道路啓開	地震津波-177
第4	<u>公共交通網の応急対策</u>	地震津波-179
第14節	<u>警備・救助対策</u>	地震津波-181
第1	<u>陸上における警備・救助対策</u>	地震津波-181
第2	<u>海上における警備・救助対策</u>	地震津波-182
第15節	ライフラインの応急復旧	地震津波-184
第1	上水道施設	地震津波-184
第2	下水道施設	地震津波-185
第3	電力施設	地震津波-186
第4	都市ガス施設	地震津波-187
第5	電話（通信）施設	地震津波-187
第16節	<u>ごみ収集・処理対策</u>	地震津波-188
第1	ごみ収集・処理	地震津波-188
第2	し尿収集・処理	地震津波-191
第3	災害廃棄物の処理	地震津波-194
第4	<u>障害物の除去</u>	地震津波-196
第5	<u>環境対策</u>	地震津波-197
第17節	被災者等への情報提供・相談、物価の安定等に関する活動	地震津波-198
第1	被災者への情報提供	地震津波-198
第2	災害相談の実施	地震津波-200
第3	応急金融対策の実施	地震津波-200
第4	物価の安定、物資の安定供給	地震津波-201



第18節	災害救援ボランティアの受入れと活動	地震津波-202
第1	災害救援ボランティアの受入れ	地震津波-202
第2	<u>民間団体等の活動受入れ</u>	地震津波-203
第19節	災害救助法の適用	地震津波-205
第1	災害救助法の適用基準と手続き	地震津波-205
第20節	二次災害の防止対策	地震津波-208
第1	水害・土砂災害対策	地震津波-208
第2	建築物、構造物等の対策	地震津波-208
第3	被災宅地の危険度判定及び地盤沈下等による浸水対策	地震津波-209
第4	爆発物、有害物質等による二次災害対策	地震津波-209
第3章	<u>南海トラフ地震防災対策推進計画</u>	
第1節	総則	地震津波-211
第1	推進計画の目的	地震津波-211
第2	関係機関が南海トラフ地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱	地震津波-211
第3	<u>南海トラフ地震防災対策推進地域及び南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域</u>	地震津波-211
第2節	関係者との連携協力の確保	地震津波-212
第1	資機材、人員等の配備手配	地震津波-212
第2	他機関に対する応援要請	地震津波-212
第3	帰宅困難者への対応	地震津波-212
第3節	津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項	地震津波-213
第1	<u>防災施設の確保</u>	地震津波-213
第2	津波に関する情報の伝達等	地震津波-213
第3	避難指示等の発令基準	地震津波-213
第4	避難対策等	地震津波-213
第5	<u>市民等の防災対応等</u>	地震津波-213
第6	<u>企業等の防災対応</u>	地震津波-214
第7	<u>消防機関等の活動</u>	地震津波-215
第8	<u>警備対策</u>	地震津波-215
第9	<u>水道、電気、ガス、通信、放送関係</u>	地震津波-215
第10	<u>交通</u>	地震津波-215
第11	<u>市が自ら管理を行う施設等に関する対策</u>	地震津波-216
第12	<u>迅速な救助</u>	地震津波-216
第4節	<u>南海トラフ地震に関連する情報と対応</u>	地震津波-217
第1	<u>南海トラフ沿いで観測され得る異常な現象</u>	地震津波-217
第2	<u>南海トラフ地震に関連する情報</u>	地震津波-217
第3	<u>南海トラフ地震臨時情報</u>	地震津波-218

第4	<u>南海トラフ地震臨時情報の内容に応じた防災対応</u> .....	地震津波-221
第5節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画 .....	地震津波-223
第6節	防災訓練計画 .....	地震津波-224
第7節	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画 .....	地震津波-225
第1	市職員に対する教育 .....	地震津波-225
第2	市民等に対する教育 .....	地震津波-225
第3	相談窓口の設置 .....	地震津波-226
第8節	津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項 .....	地震津波-227

#### 第4章 東海地震に関する事前対策計画

第1節	<u>基本方針</u> .....	地震津波-229
第1	東海地震に関する事前対策計画の目的 .....	地震津波-229
第2	東海地震に関する事前対策の体系 .....	地震津波-231
第3	東海地震に関連する情報 .....	地震津波-232
第4	本計画の範囲 .....	地震津波-233
第2節	予防対策 .....	地震津波-234
第1	緊急整備事業 .....	地震津波-234
第2	地震防災応急計画（地震防災規程）の作成 .....	地震津波-234
第3	教育・訓練等 .....	地震津波-235
第4	学校・保育園等の計画 .....	地震津波-237
第5	事業所等に対する指導 .....	地震津波-237
第6	防災訓練の実施 .....	地震津波-237
第3節	東海地震に係る対応措置 .....	地震津波-238
第1	対応内容 .....	地震津波-238
第2	警戒宣言等の伝達 .....	地震津波-245

## ■第2編 風水害対策

### 第1章 風水害予防計画

#### ◆『都市の安全性の向上』の構成

第1節	計画的な土地利用と市街地整備の推進 .....	風水害-1
第1	計画的な土地利用の推進 .....	風水害-1
第2	自然災害回避（アボイド）行政の推進 .....	風水害-1
第3	市街地の開発・整備 .....	風水害-1
第2節	歴史的遺産と自然環境の保全 .....	風水害-2
第1	歴史文化遺産と結びついた緑の保全 .....	風水害-2
第2	<u>文化財への配慮</u> .....	風水害-2
第3	<u>文化財保護意識の向上</u> .....	風水害-2

第3節	治水対策	風水害-3
第1	安全性に配慮した行政指導の実施	風水害-3
第2	浸水想定区域における避難の確保	風水害-3
第3	総合治水対策の推進	風水害-4
第4	<u>タイムラインの作成</u>	風水害-5
第4節	河川改修	風水害-6
第1	計画的な河川改修の実施	風水害-6
第5節	下水道整備・維持管理	風水害-7
第1	下水道施設の整備・維持管理	風水害-7
第6節	高潮対策	風水害-8
第1	高潮対策の推進	風水害-8
第7節	がけ崩れ・土石流対策	風水害-9
第1	がけ崩れ・土石流対策	風水害-9
第2	警戒避難体制の <u>確立</u>	風水害-11
第3	防災知識の普及徹底	風水害-12
第4	要配慮者 <u>利用施設</u> における避難対策等	風水害-12
第5	<u>災害リスクを考慮した土地利用の展開</u>	風水害-12
第8節	造成地の災害防止	風水害-13
第1	宅地造成地の災害防止	風水害-13
第9節	地盤沈下の防止	風水害-14
第1	地盤沈下の防止対策	風水害-14
第10節	建築物の安全確保対策	風水害-15
第1	普及・啓発	風水害-15
第2	応急対策上重要な施設の安全確保	風水害-15
第3	法に基づく建築物の安全性の確認	風水害-15
第11節	ライフラインの安全対策	風水害-16
第1	上水道	風水害-16
第2	下水道	風水害-16
第3	電気	風水害-16
第4	ガス	風水害-16
第5	電話	風水害-16
◆『災害時応急活動事前対策の充実』の構成		
第12節	災害時情報収集・提供体制の拡充	風水害-18
第1	災害情報等の収集・受伝達体制の充実	風水害-18
第2	被災者支援	風水害-18
第3	報道機関の活用	風水害-18
第4	アマチュア無線団体との連携	風水害-18
第13節	災害対策本部組織体制等の拡充	風水害-19
第1	組織体制の充実等	風水害-19

第2	<u>災害対策本部の代替機能の整備等</u> .....	風水害-19
第3	<u>現地災害対策本部の体制整備</u> .....	風水害-19
第4	<u>防災拠点等の機能確保</u> .....	風水害-19
第5	<u>業務継続性の確保</u> .....	風水害-19
第14節	<u>救助・救急、消防活動体制の充実</u> .....	風水害-20
第1	消防力の充実強化 .....	風水害-20
第2	救助・救急体制の整備 .....	風水害-20
第3	広域受援体制の強化 .....	風水害-20
第15節	<u>警備・救助対策</u> .....	風水害-21
第1	災害時の対応と任務 .....	風水害-21
第2	救出・救助用資機材の整備 .....	風水害-21
第3	応援部隊の受入体制の確立 .....	風水害-21
第16節	<u>避難対策</u> .....	風水害-22
第1	避難情報の発令基準の作成 .....	風水害-22
第2	<u>避難情報の伝達</u> .....	風水害-23
第3	<u>避難所等の確保及び整備</u> .....	風水害-26
第4	避難計画の策定 .....	風水害-27
第5	避難所の運営 .....	風水害-27
第6	市民への周知 .....	風水害-27
第7	避難訓練の実施 .....	風水害-27
第8	応急仮設住宅等の <u>事前計画</u> .....	風水害-27
第9	広域避難 .....	風水害-27
第10	<u>ペット等の対策</u> .....	風水害-27
第11	<u>感染症対策</u> .....	風水害-28
第17節	<u>帰宅困難者対策</u> .....	風水害-29
第1	帰宅困難者発生の抑制対策 .....	風水害-29
第2	帰宅困難者への支援対策 .....	風水害-30
第18節	<u>要配慮者等対策</u> .....	風水害-31
第1	避難誘導及び <u>避難支援体制の整備</u> .....	風水害-31
第2	社会福祉施設対策 .....	風水害-31
第3	在宅者対策 .....	風水害-31
第4	保育所等における対策 .....	風水害-31
第5	外国人対策 .....	風水害-31
第19節	<u>孤立化地域への対策</u> .....	風水害-32
第1	孤立化予想地域の把握 .....	風水害-32
第2	予防対策 .....	風水害-32
第20節	<u>食料、飲料水及び生活必需品の供給対策</u> .....	風水害-33
第1	食料・飲料水及び生活必需品の備蓄及び確保 .....	風水害-33
第2	防災資機材等の <u>備蓄</u> .....	風水害-33

第3	防災倉庫の整備及び地域内輸送拠点の確保	風水害-33
第4	市民・企業等の備蓄	風水害-33
第21節	医療・救護・防疫対策	風水害-34
第1	災害拠点病院の機能強化	風水害-34
第2	活動体制の整備	風水害-34
第3	医薬品の確保	風水害-34
第4	医療機関の対策	風水害-34
第5	広域火葬体制の強化	風水害-34
第6	防疫対策	風水害-35
第22節	文教対策	風水害-36
第1	防災教育の充実	風水害-36
第2	家庭や地域社会との連携	風水害-36
第3	学校における防災体制の整備	風水害-36
第4	学校施設・設備等の安全性の確保	風水害-36
第5	応急教育の実施	風水害-36
第23節	緊急交通路及び緊急輸送道路等の確保対策	風水害-37
第1	緊急輸送道路等の安全点検及び復旧体制の整備	風水害-37
第2	車両及び燃料の調達・確保	風水害-37
第3	ヘリコプター臨時離着陸場の確保	風水害-37
第4	地域内輸送拠点の設置	風水害-37
第5	緊急通行（輸送）車両の事前届出	風水害-37
第24節	ライフラインの応急復旧事前対策	風水害-38
第1	上水道	風水害-38
第2	下水道	風水害-38
第3	電気	風水害-38
第4	ガス	風水害-38
第5	電話・通信	風水害-38
第25節	ごみ収集・処理体制	風水害-39
第1	一般廃棄物処理施設の稼働体制の確立	風水害-39
第2	一般廃棄物処理施設等の補修体制の整備	風水害-39
第3	災害廃棄物等の処理・処分計画の策定等	風水害-39
第4	災害時の相互協力体制の整備	風水害-39
第5	し尿処理体制の確保等	風水害-40
第26節	広域連携・受援体制の拡充	風水害-41
第1	広域応援受入体制等の強化	風水害-41
第2	情報の共有化	風水害-41
第3	応援機関との連携強化	風水害-41
第4	他市町村との応援体制の強化	風水害-41
第27節	災害救援ボランティア活動体制等の充実強化	風水害-42

第1	ボランティア受入体制の整備	風水害-42
第2	ネットワークづくりの推進	風水害-42
第3	<u>人材の育成と充実</u>	風水害-42
第4	鎌倉市災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルの整備	風水害-42
◆『地域防災力の向上』の構成		
第28節	<u>防災意識の向上</u>	風水害-44
第1	市民等に対する防災知識の普及	風水害-44
第2	<u>児童・生徒等に対する教育</u>	風水害-47
第3	社会福祉施設等における防災教育の推進	風水害-47
第4	<u>市職員に対する教育</u>	風水害-47
第5	<u>その他の防災知識の普及・啓発</u>	風水害-47
第6	<u>災害教訓の伝承</u>	風水害-48
第7	<u>企業防災の推進</u>	風水害-48
第29節	<u>自主防災組織の育成強化</u>	風水害-49
第1	自主防災組織の育成	風水害-49
第2	<u>自主防災組織の活動</u>	風水害-49
第3	<u>防災リーダーの育成</u>	風水害-49
第4	<u>地区住民及び事業者による地区内の防災活動の推進</u>	風水害-49
第30節	防災訓練の実施	風水害-50
第1	<u>多様な防災訓練の実施</u>	風水害-50
第2章 風水害応急対策計画		
第1節	応急活動体制	風水害-51
第1	災害発生直前の対策	風水害-51
第2	初動活動	風水害-53
第3	災害対策本部等の設置	風水害-55
第4	<u>職員の非常配備</u>	風水害-59
第2節	情報収集・伝達・広報	風水害-61
第1	<u>気象警報・注意報等の収集・伝達</u>	風水害-61
第2	<u>緊急災害情報の収集</u>	風水害-66
第3	被害情報の収集・伝達	風水害-67
第4	<u>異常現象発見者の通報義務</u>	風水害-67
第5	<u>災害時広報</u>	風水害-68
第3節	広域連携・受援体制	風水害-69
第1	<u>応援要請</u>	風水害-69
第2	自衛隊に対する災害派遣要請	風水害-69
第3	広域応援の受入れ	風水害-69
第4節	水防対策	風水害-70
第1	水防責任	風水害-70

第2	河川、海岸等の監視・警戒	風水害-70
第3	重要水防区域及び箇所	風水害-71
第4	河川水位情報等	風水害-72
第5節	救助・救急活動	風水害-78
第1	各主体の役割	風水害-78
第2	消防職員・消防団員の動員及び参集	風水害-78
第3	救助・救急活動	風水害-79
第6節	医療救護活動	風水害-80
第1	医療救護体制	風水害-80
第2	救急医療活動	風水害-80
第7節	<u>避難対策</u>	風水害-81
第1	<u>避難の流れ</u>	風水害-82
第2	<u>避難指示等の発令</u>	風水害-83
第3	<u>避難所等の開設</u>	風水害-89
第4	<u>避難所の運営</u>	風水害-89
第5	帰宅困難者対策	風水害-89
第6	<u>広域避難・広域一時滞在</u>	風水害-89
第8節	生活救援活動	風水害-90
第1	飲料水及び生活用水の確保・供給	風水害-90
第2	<u>食料の供給</u>	風水害-90
第3	生活必需物資の調達・供給	風水害-90
第4	救援物資の受入れ・配分	風水害-90
第5	応急仮設住宅の建設及び被災住宅の応急修理	風水害-91
第9節	保健衛生、防疫、 <u>遺体対策等</u>	風水害-92
第1	<u>保健衛生</u>	風水害-92
第2	防疫対策	風水害-92
第3	行方不明者に関する対応及び遺体の搜索	風水害-92
第4	遺体の処置、火葬	風水害-92
第10節	要配慮者等支援対策	風水害-93
第1	要配慮者の <u>避難対策</u>	風水害-93
第2	<u>避難所における要配慮者対策</u>	風水害-93
第3	<u>在宅の要配慮者に対する対策</u>	風水害-93
第4	社会福祉施設における対策	風水害-94
第5	外国人の安全確保	風水害-94
第6	<u>高齢者等に配慮した仮設住宅の提供、仮設地区の生活支援</u>	風水害-94
第11節	応急教育	風水害-95
第1	<u>児童・生徒等の保護対策</u>	風水害-95
第2	<u>応急教育対策</u>	風水害-95
第3	保育所等における応急対策	風水害-95

第4節	<u>避難所協力</u> .....	風水害-95
第5節	<u>保護者、地域との協力</u> .....	風水害-95
第12節	<u>文化財の災害応急対策</u> .....	風水害-96
第1節	<u>被害状況の収集</u> .....	風水害-96
第2節	<u>応急対策</u> .....	風水害-96
第13節	<u>交通規制・緊急輸送対策</u> .....	風水害-97
第1節	<u>災害時交通規制</u> .....	風水害-97
第2節	<u>緊急輸送</u> .....	風水害-97
第3節	<u>緊急道路啓開</u> .....	風水害-97
第4節	<u>公共交通網の応急対策</u> .....	風水害-98
第14節	<u>警備・救助対策</u> .....	風水害-99
第1節	<u>陸上における警備・救助対策</u> .....	風水害-99
第2節	<u>海上における警備・救助対策</u> .....	風水害-99
第15節	<u>ライフラインの応急復旧</u> .....	風水害-100
第1節	<u>上水道施設</u> .....	風水害-100
第2節	<u>下水道施設</u> .....	風水害-100
第3節	<u>電力施設</u> .....	風水害-100
第4節	<u>都市ガス施設</u> .....	風水害-100
第5節	<u>電話（通信）施設</u> .....	風水害-101
第16節	<u>ごみ収集・処理対策</u> .....	風水害-102
第1節	<u>ごみ収集・処理</u> .....	風水害-102
第2節	<u>し尿収集・処理</u> .....	風水害-102
第3節	<u>災害廃棄物の処理</u> .....	風水害-102
第4節	<u>障害物の除去</u> .....	風水害-102
第5節	<u>環境対策</u> .....	風水害-102
第17節	<u>被災者等への情報提供・相談、物価の安定等に関する活動</u> .....	風水害-103
第1節	<u>被災者への情報提供</u> .....	風水害-103
第2節	<u>災害相談の実施</u> .....	風水害-103
第3節	<u>応急金融対策の実施</u> .....	風水害-103
第4節	<u>物価の安定、物資の安定供給</u> .....	風水害-103
第18節	<u>災害救援ボランティアの受入れと活動</u> .....	風水害-104
第1節	<u>災害救援ボランティアの受入れ</u> .....	風水害-104
第2節	<u>民間団体等の活動受入れ</u> .....	風水害-104
第19節	<u>災害救助法の適用</u> .....	風水害-105
第1節	<u>災害救助法の適用基準と手続き</u> .....	風水害-105

## ■第3編 その他の災害対策



第1章	火山災害対策	その他-1
第1節	災害予防	その他-1
第1	現状	その他-1
第2	火山情報の伝達体制等	その他-4
第3	災害応急対策への備え	その他-8
第2節	災害時の応急活動計画	その他-10
第1	災害情報の収集・連絡	その他-10
第2	活動体制の確立	その他-10
第3	救助・救急、医療救護活動	その他-11
第4	避難対策	その他-11
第5	緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動	その他-11
第6	被災者等への情報提供、相談、物価の安定等に関する活動	その他-12
第2章	雪害対策	その他-13
第1節	災害予防	その他-13
第1	災害応急対策への備え	その他-13
第2節	災害時の応急活動計画	その他-15
第1	<u>災害発生直前の対策</u>	その他-15
第2	発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保	その他-15
第3	活動体制の確立	その他-15
第4	除雪の実施	その他-16
第5	救助・救急活動	その他-16
第6	避難対策	その他-16
第7	緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動	その他-17
第8	被災者への的確な情報伝達活動	その他-17
第3章	放射性物質災害対策	その他-18
第1節	災害予防	その他-19
第1	安全確保	その他-19
第2	災害応急対策への備え	その他-19
第2節	災害時の応急活動計画	その他-21
第1	発災直後の情報の収集・連絡	その他-21
第2	活動体制の確立	その他-22
第3	捜索、救急・救助、消火活動及び医療救護計画	その他-23
第4	避難対策	その他-23
第5	警戒区域の設定及び交通規制	その他-24
第6	災害広報の実施	その他-24
第7	放射線測定体制の強化	その他-24
第3節	災害復旧	その他-25
第1	汚染物の除去	その他-25
第2	各種制限措置の解除	その他-25

第3章 安全の確認	その他-25
-----------	--------

## ■第4編 復旧・復興対策

第1章 復旧・復興に向けて	復旧復興-1
第1節 <u>被災者等の生活再建支援</u>	復旧復興-1
第1 罹災証明書の発行	復旧復興-1
第2 被災者台帳の作成・提供	復旧復興-2
第3 生活再建支援	復旧復興-3
第4 <u>地域経済の再建支援</u>	復旧復興-8
第2節 災害復旧事業	復旧復興-11
第1 災害復旧計画策定の基本方針	復旧復興-11
第2 公共施設等災害復旧事業計画の策定項目	復旧復興-11
第3 <u>災害復旧事業に伴う財政援助及び助成</u>	復旧復興-12
第3節 <u>災害復興</u>	復旧復興-14
第1 復興に係る庁内組織の設置	復旧復興-14
第2 人的資源の確保	復旧復興-14
第3 復興対策の実施	復旧復興-15

# 総 則 編

総則編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

計  
画  
編

## 第 1 節 計画の目的、位置づけ

### 第 1 計画の目的

「鎌倉市地域防災計画」は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、市の災害対策について、災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に関する事項を定め、防災・減災対策を総合的かつ計画的に実施し、市民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的とするものです。

### 第 2 他の計画等との関係

#### 1 国、県の計画との関係

この計画は、国の防災基本計画、県の地域防災計画等他の防災関係計画との整合を図るもの  
とします。

#### 2 市の総合計画等との関係

(1) この計画に係る施策、事業等については、「第3次鎌倉市総合計画」、「鎌倉市国土強  
靱化地域計画」との整合を図り、推進します。

(2) その他、市が実施する各種事業の推進に係る計画との整合を図ります。

#### 3 市の各部局及び関係機関の定める計画等との関係

この計画に基づく防災上の諸活動にあたって必要と認められる事項については、災害対策本  
部の各部局、関係機関等において別に定めます。

### 第 3 計画の構成及び内容

この計画は、総則編と計画編から構成し、更に計画編は、「第1編 地震・津波災害対策」、  
「第2編 風水害対策」、「第3編 その他の災害対策」、「第4編 復旧・復興対策」の4編  
により構成します。

また、別冊で資料編を作成します。

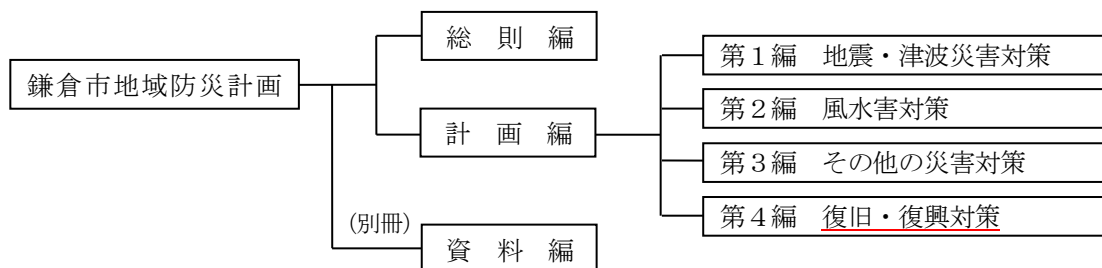


表 計画の構成と内容

構 成		内 容
総 則 編		<u>本計画の目的、位置づけ、本市の自然的、社会的条件、計画の前提条件、計画の推進主体とその役割等について記載</u>
計画編	第 1 編 <u>地震・津波災害対策</u> ※	<u>地震・津波に対する予防計画及び応急対策計画、南海トラフ地震防災対策推進計画、東海地震に関する事前対策計画について記載</u>
	第 2 編 <u>風水害対策</u>	<u>風水害、土砂災害等に関する予防計画及び応急対策計画について記載</u>
	第 3 編 <u>その他の災害対策</u>	<u>火山災害、雪害及び放射性物質災害に関する予防計画及び応急対策計画について記載</u>
	第 4 編 <u>復旧・復興対策</u>	<u>災害の復旧・復興に関する計画について記載</u>
資 料 編		<u>各編に関する資料・様式等</u>

※首都直下地震対策特別措置法第 21 条の規定に基づく「首都直下地震地方緊急対策実施計画」については、その定められるべき基本項目が「第 1 編 地震・津波災害対策」に含まれるため、「第 1 編 地震・津波災害対策」は、この計画を兼ねるものとします。

総 則 編  
第 1 編 地震・津波災害対策  
第 2 編 風水害対策  
第 3 編 その他の災害対策  
第 4 編 復旧・復興対策

## 第2節 市の自然的、社会的条件

### 第1 自然的条件

#### 1 位置

鎌倉市は、神奈川県の南東部、東京から南西へ約50kmに位置し、北は横浜市に、西は藤沢市に、東は逗子市に接し、南は相模湾に面しています。市役所本庁舎の位置は、東経139° 32' 49" 北緯35° 19' 09" で、面積は、39.66平方キロメートルです。

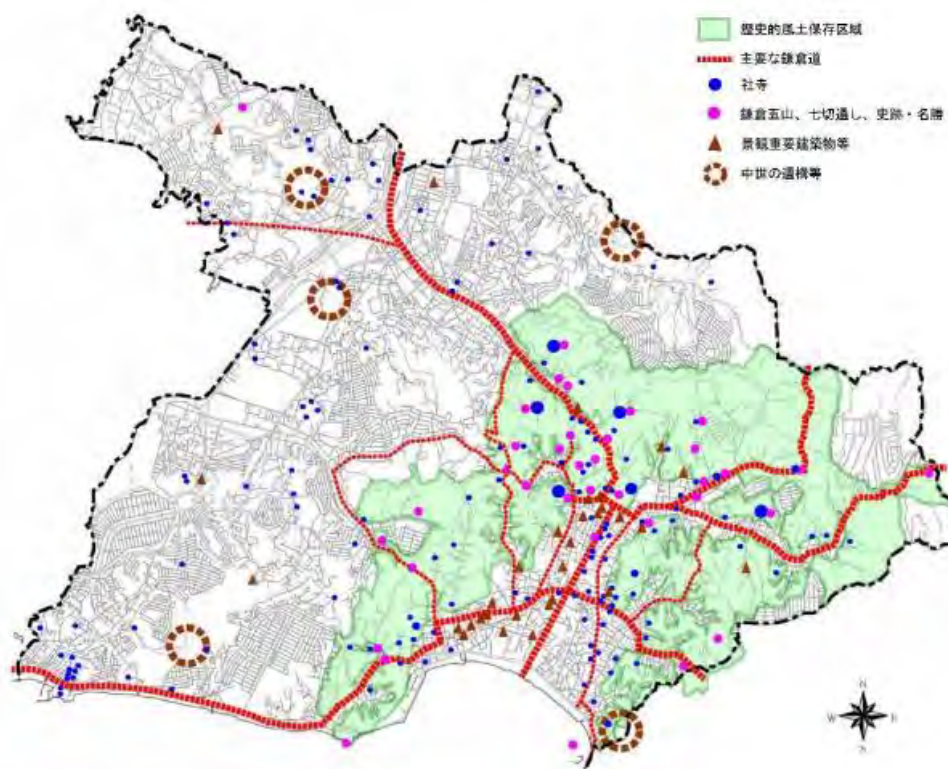
#### 2 沿革

かつては鎌倉幕府が置かれ、京都と並ぶ、政治、経済、文化の中心として栄えました。

江戸時代中期頃からは、観光地としての様相を呈し、明治時代になると、観光地のほか保養地や別荘地としても発展しました。

昭和14年（1939年）11月3日に当時の鎌倉町と腰越町が合併し、鎌倉市が誕生しました。その後、昭和23年（1948年）1月1日に深沢村、同年6月1日に大船町を編入して、現在の鎌倉市となりました。

図 主な歴史文化資源の分布



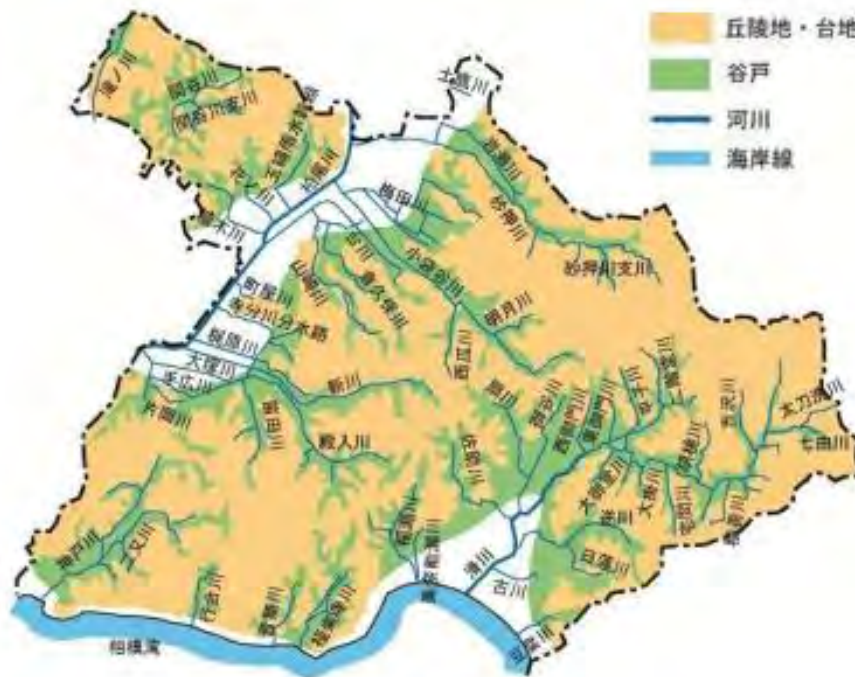
資料：鎌倉市緑の基本計画（平成23年（2011年）9月）

### 3 地形条件

市の地形は、滑川、柏尾川沿いの沖積地、市内の大部分を占める丘陵地、関谷方面に広がる洪積台地で構成される、起伏に富んだ地形を持っています。また、滑川、柏尾川、砂押川等の中小河川は、丘陵地・台地とあいまって、大小様々な谷戸地形を形づくっています。

南の相模湾沿いには、東から材木座海岸、由比ガ浜、七里ガ浜といった海浜が形成されていますが、材木座海岸、由比ガ浜は沖積低地に連なっているのに対して、七里ガ浜においては、行合川付近のみが沖積低地で、海拔15m以上の高台が背後に広がっています。

図 鎌倉市の地形・水系



資料：鎌倉市緑の基本計画（平成23年（2011年）9月）

### 4 気象条件

神奈川県は気候が温暖で、平地や山地等様々な環境があるために、生物多様性や個体数が豊富だといわれています。鎌倉の気候は其中でも、南に面する海からの影響が大きく、内陸に比べて夏は涼しく冬は暖かい、県下でも気候に恵まれた地域となっています。

表 鎌倉市の気象状況

年	気温 (°C)			降水量 総量 (mm)	湿度 年平均 (%)
	年平均	日最高	日最低		
平成30年	16.9	34.9	-3.7	1,177.5	75.8
令和元年	16.6	34.3	-0.6	1,566.0	72.7
令和2年	16.9	35.1	0.0	1,451.0	71.3

資料：鎌倉の統計



## 第2 社会的条件

### 1 人口

本市の人口は、宅地開発により昭和35年（1960年）頃から昭和50年頃にかけて急激に人口が増加しましたが、昭和60年（1985年）頃の約17万6千人をピークに微減傾向に移行しました。その後、平成12年（2000年）以降に微増に転じた後、平成24年頃（2012年）から再び微減傾向で推移し、令和2年（2020年）の国勢調査では172,710人となっています。

また、早くから宅地化されたため高齢化が進んでおり、令和2年（2020年）の国勢調査では65歳以上の高齢者人口が31.1%と高く、全国平均の28.6%や県平均の25.6%を超える高齢化率となっています。

### 2 産業

本市の産業構造を令和2年（2020年）国勢調査結果からみると、総就業人口75,824人のうち、商業・観光・サービス・飲食業等の第3次産業就業者が60,949人で82.9%を占め、サービス産業化が著しく進んでいます。

一方、農業や漁業等の第1次産業就業率は、0.7%と1%に達していませんが、限られた資源を有効活用し、鎌倉ブランドの農水産物を市民へ提供しています。

また、製造業を中心とする第2次産業人口は12,010人で16.3%となっており、近年、世界的な生産環境の変化が進む中で、製造業事業所数は減少傾向にあります。

### 3 土地利用

#### (1) 土地利用現況

平成28年(2016年)の都市計画基礎調査（神奈川県）によると、本市の土地利用現況は、住宅地を主として形成されています。

商業系土地利用は、各鉄道駅周辺や幹線道路沿道に、工業系土地利用は、大船駅より南側の柏尾川の両岸一帯、岩瀬、大船駅東側周辺等に形成されています。

また、谷戸の奥まで住宅が存在し、土砂災害の被害を受ける可能性が高まっています。

表 地目別土地面積

(各年1月1日現在)

	総面積	田	畑	宅地	山林	原野	雑種地	非課税
平成31年	3,546	2	100	1,472	482	6	135	1,346
令和2年	3,546	2	100	1,473	476	6	132	1,357
令和3年	3,547	2	97	1,472	475	6	135	1,361

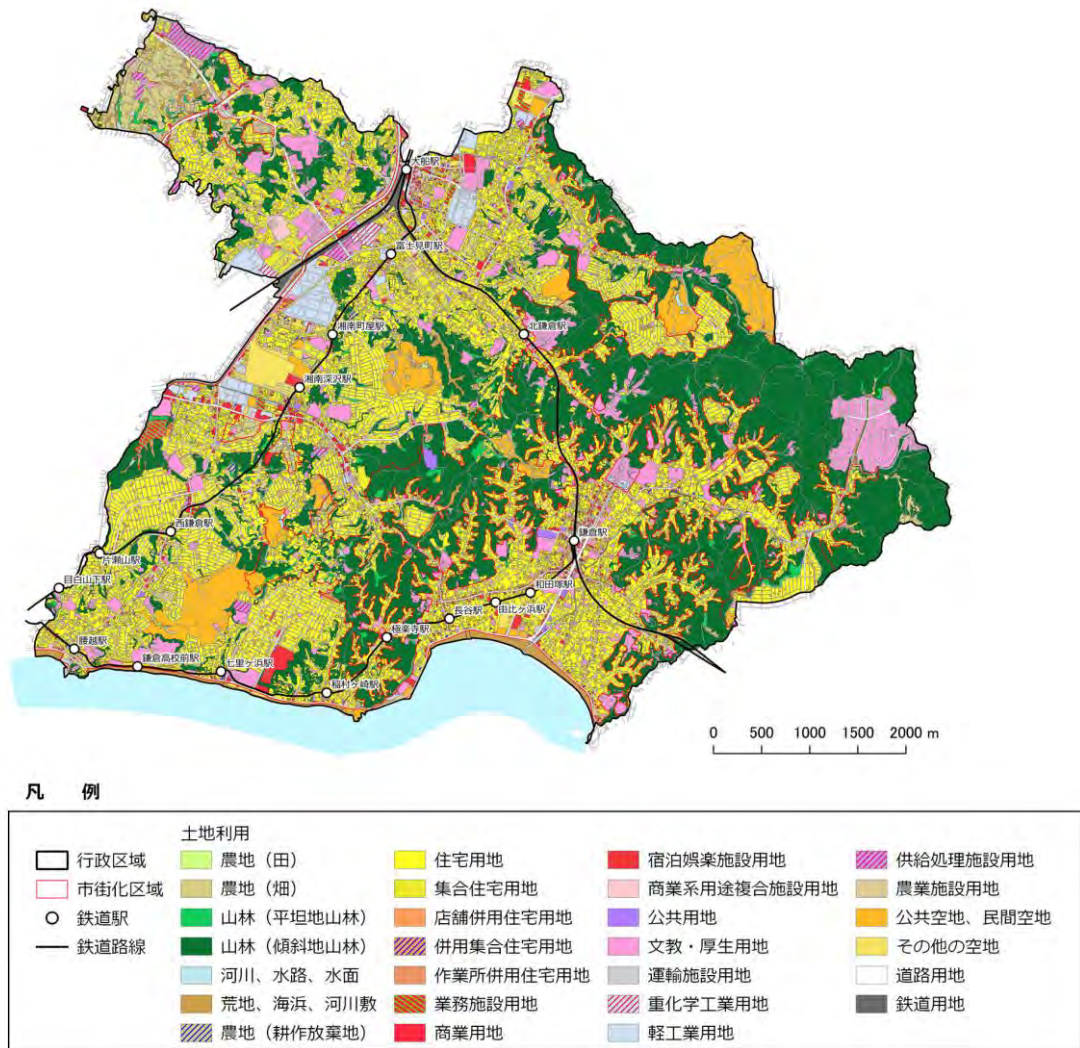
(注) 1. 固定資産税の課税対象になったもので免税点未満も含む。

資料：鎌倉の統計

2. 単位未満四捨五入のため、総面積と内訳の合計は一致しない場合がある。

3. 非課税には、所有者が主に国・県・市であるもの、又は課税地目が公衆用道路、学校用地、保安林、墓地、境内地等が含まれる。

図 土地利用現況



出典：都市計画基礎調査（神奈川県、平成28年（2016年））

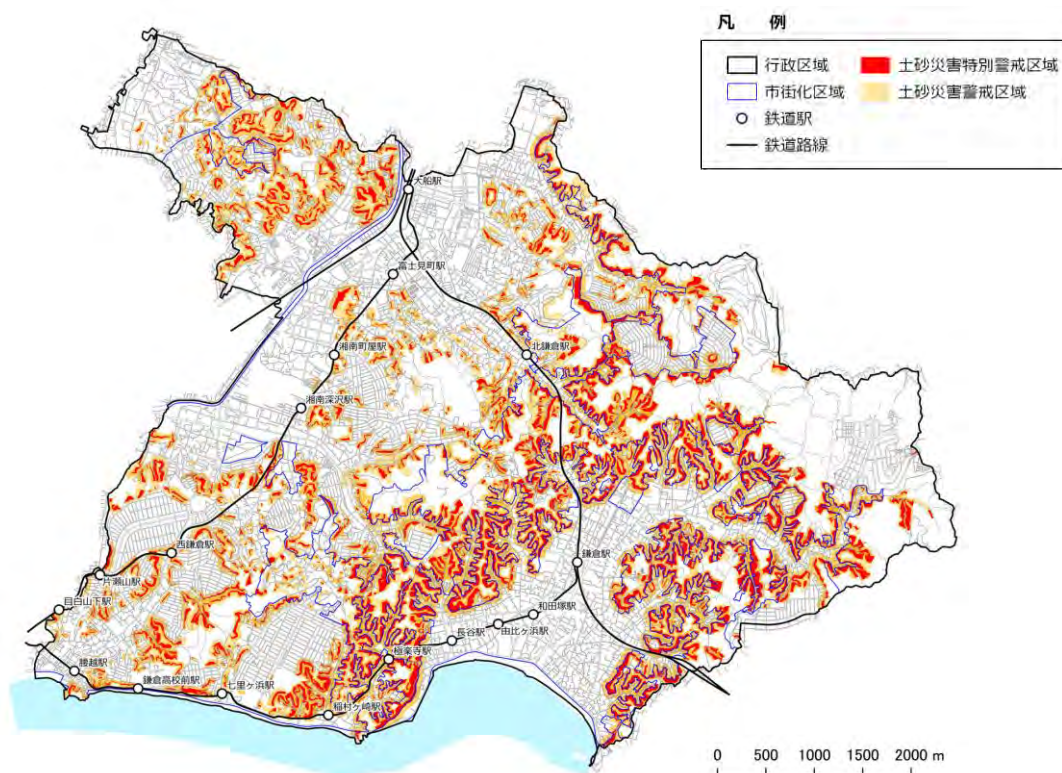
(2) 法的規制の表現について

本市は、市域全域（約3,953ha）が都市計画区域であり、うち市街化区域が約2,569ha（約65.0%）を占めていますが、古都保存法に基づく歴史的風土保存区域に約989haが指定され、そのうち枢要な地区については歴史的風土特別保存地区として約573.6haが指定されています。また、横浜市との市境には近郊緑地保全区域が約294haが指定されており、そのうち特に良好な自然環境を有する地区約131haが近郊緑地特別保存地区に指定されています。更に、都市緑地法に基づき11地区約49.4haが特別緑地保全地区に指定されるなど、緑地に対する保全策が図られています。

一方、市街地のある平地部を囲む丘陵部の広い範囲に土砂災害警戒区域が指定されており、一部に急傾斜地崩壊危険区域が指定されています。特に旧鎌倉地域平地部を囲む斜面には、集中して急傾斜地崩壊危険区域（96区域、約167ha）と保安林（約171ha）が分布しており、鎌倉地域につながる道路は、歴史的風土保存区域に指定されている山りょう部を抜けて進入することから、がけ崩れ等のぜい弱性が懸念されます。

総則編  
第1編 地震・津波災害対策  
第2編 風水害対策  
計画編  
第3編 その他の災害対策  
第4編 復旧・復興対策

図 土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域



資料：神奈川県土砂災害警戒情報システム（神奈川県、令和3年（2021年）6月）

#### 4 交通

市には、四つの鉄道及び軌道路線（JR横須賀線、JR東海道線、江ノ島電鉄線、湘南モノレール）があり、市民の通勤・通学や観光客等に利用されています。

また、道路網は、国道1路線、主要地方道3路線、一般県道9路線が整備されており、隣接地域・市内を結ぶ交通軸となっています。

#### 5 都市特性とまちづくり

鎌倉市は、中世の都市に基盤を持つ歴史文化都市、観光都市、海浜レクリエーション都市、緑の環境に恵まれた郊外住宅都市等の多面的な特性を持つ都市であり、時代を通じて様々な有形・無形の文化が受け継がれている都市です。

また、豊かな自然環境や歴史的文化的遺産を有しそれを継承する鎌倉地域、都市機能を強化し鎌倉の新たな魅力を創造していく大船、深沢地域等、3つの拠点を有し、材木座・由比ガ浜・七里ガ浜から腰越に連なる海浜レクリエーション地域、丘陵部の住宅開発地域といった地域に性格分けされます。

現在、市では「世界に誇れる持続可能なまち」、「誰もが生涯にわたって自分らしく安心して暮らすことができる共生社会」の実現をより一層力強く進めるため、データやテクノロジーを活用したスマートシティの推進に取り組んでいます。

図 目指すべき都市の骨格構造



資料：鎌倉市都市計画マスタープラン（平成 27 年（2015 年）9 月）

総 則 編	第 1 編	地震・津波災害対策
	第 2 編	風水害対策
	第 3 編	その他の災害対策
	第 4 編	復旧・復興対策

## 第3節 計画の前提条件

### 第1 災害履歴

昭和40年以降の主な風水害等による被害状況は次のとおりです。

表 鎌倉市の過去の風水害等履歴

年月日	原因	被害状況													その他		
		家屋被害					非住家被害				人的被害			がけ崩れ			
		床上浸水	床下浸水	全壊	半壊	一部損壊	全壊	半壊	一部損壊	浸水	死者	重傷	軽傷				
昭和40年	5.26~27	台風6号	1	80												8	
	6.27	梅雨前線	76	793												27	
	8.21~22	台風17号	1	17												5	
	9.17	台風24号	44	887												36	
昭和41年	6.27~28	台風4号	1,763	1,442	10	6							1		13	139	
	9.24~25	台風26号		9		28								1	1		
昭和42年	6.16	梅雨前線														10	
昭和43年	7.6	梅雨前線	3	46													
	8.26~27	台風10号	2	1												6	
昭和44年	6.26	集中豪雨	7													4	
	8.23	台風9号			1												
昭和45年	6.30~7.1	集中豪雨	132	329												34	
昭和47年	7.15	台風6号		3												14	
	9.14~16	台風20号	3	32		1										52	
昭和48年	11.9~10	集中豪雨	1,439	1,577	2	7							1	1		158	
昭和49年	7.7~8	集中豪雨	439	678	1											91	
昭和50年	7.3~4	集中豪雨														12	
	8.23	台風6号					1	2	13								
	10.5	台風13号		2			1									2	
	10.7~8	集中豪雨		5		1	2									8	
	11.6~7	集中豪雨	2	19												6	
昭和51年	7.10~11	集中豪雨		2			2			2						21	
	8.28	低気圧		14													
	9.13~14	台風17号		4			2									2	
昭和52年	8.14~19	集中豪雨		1												3	
	8.26	台風7号			1	1							1			1	
昭和54年	11.16~17	集中豪雨					1									4	
	9.30	台風16号					1	1								2	
	10.6~7	台風18号			1	1		1								3	
昭和55年	10.18~19	台風20号			2	15	299	33	14	13					1	57	
	3.29	集中豪雨	325	502	2		8	3	1	6						78	
昭和56年	4.13~14	集中豪雨		1			1									6	
	4.20	集中豪雨					1			1						10	
	10.21~22	台風24号	392	276			1			1						15	
昭和57年	7.31~8.1	台風10号					41	9		10			1			30	
	9.10~12	台風18号	1,152	673	7	2	34	7	2	20			2	3	3	151	

総則編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

計画編

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

総則編  
第3節 計画の前提条件

総則編  
第1編 地震・津波災害対策  
第2編 風水害対策  
第3編 その他の災害対策  
第4編 復旧・復興対策

年月日	原因	被害状況													その他
		家屋被害					非住家被害				人的被害			がけ崩れ	
		床上浸水	床下浸水	全壊	半壊	一部損壊	全壊	半壊	一部損壊	浸水	死者	重傷	軽傷		
昭和58年	8.15~17 台風5.6号					1			5					5	
	9.28 台風10号					2								4	
昭和60年	4.23 低気圧													14	
	6.19~20 梅雨前線		2											7	
	6.30~7.1 台風6号			1		118		4	24	3			1	69	
昭和61年	3.23 降雪					10	1					1	1	17	
	8.4 台風10号					1								9	
昭和63年	7.15~16 低気圧								1					11	
	8.11~12 低気圧		1		1	6	3							38	
平成元年	7.31~8.1 梅雨前線		3						1	3				22	
平成2年	8.9~10 台風11号				1	2	1	1	6				2		
	9.30~10.1 台風20号	167	539	3		17	3			1,002				103	
	11.30 台風28号					1								6	
平成3年	9.19~20 台風18号													22	道路障害1
	10.11~13 台風21号													16	
平成4年	1.31~2.1 降雪					3						7	3	9	負傷者のうち、重傷7、軽傷1は翌日の凍結によるもの
平成5年	8.27 台風11号		1						4					10	
	11.13~14 豪雨	2	16							146				7	道路冠水4、護岸崩壊1
平成6年	7.18 大雨	1	1											1	
平成13年	9.9~13 台風15号					3								8	道路冠水6
平成14年	7.11 台風6号						1							2	
	10.1 台風21号												1	3	
平成15年	5.31 台風4号		1							1				2	道路冠水12、護岸崩落1
	8.9 台風10号					1								1	道路障害2
	8.15 低気圧	1	1			1	1							25	護岸崩落1、道路冠水2
平成16年	10.9 台風22号	93	229	1	5	135	6	28	510	1				364	
	10.20 台風23号	10	3			19		2	7					17	
平成22年	12.3 強風				2	179		1	6						竜巻と推定
平成23年	9.21 台風15号				2	87		1	26				3	4	道路冠水3
平成24年	2.29 降雪												1		
	4.3 暴風					1							2		
	6.19 台風4号					2	2	4					1	4	
	9.30 台風17号					2							1		
平成25年	10.16 台風26号													1	
	10.2 大雨													1	
平成26年	2.8~9 大雪					2		2					12		転倒7
	2.15 大雪					1	3	8					3		転倒1
	10.6 台風18号	105	50											24	避難勧告発令（柏尾川、神戸川、滑川流域及び土砂災害警戒区域414区域）

年月日	原因	被害状況												その他				
		家屋被害					非住家被害				人的被害				がけ崩れ			
		床上浸水	床下浸水	全壊	半壊	一部損壊	全壊	半壊	一部損壊	浸水	死者	重傷	軽傷					
平成27年	5.11	台風6号					2											
平成28年	8.22	台風9号					1		1								1	
令和元年	9.6	台風15号			2	15											101	倒木558件
	10.12~13	台風19号			2	9											12	倒木229件

※がけ崩れ発生10件以上、又は人的被害・家屋被害のあったものを記載

## 第2 被害想定

### 1 地震被害想定

本項では、県が平成27年（2015年）3月に発表した「神奈川県地震被害想定調査」に基づき、本市における地震及び津波被害の想定を掲載しています。

#### (1) 想定地震

本市は、大正12年（1923年）の関東大震災（大正関東地震）によって、強烈な揺れや火災、津波等により、特に沿岸地域では壊滅的な被害が発生しました。相模湾沿岸地域では、このような相模トラフを震源とする巨大地震の発生とそれに伴う被害の発生が懸念されます。

国の地震調査研究推進本部の「相模トラフ沿いの地震活動の長期評価（第二版）（平成26年（2014年）4月25日）」によると、相模トラフ沿いのM8クラスの地震発生確率は低く、180～590年の周期をもって発生するとされています。反面、プレートの沈み込みに伴うM7程度の地震の発生確率は、今後30年以内に70%程度と高く、そのうえ、県内には「三浦半島活断層群」が分布しており、南関東における地震の発生とそれに伴う鎌倉市域の被害が懸念されます。

県の地震被害想定調査に基づき本市で想定している地震は次のとおりです。

表 想定地震

(平成27年(2015年)3月発表)

想定地震名	モーメント マグニチュード	県内で想定される 最大震度	発生確率	選定の 視点※	
都心南部直下地震	7.3	横浜市・川崎市を中心に震度 6強	(南関東地域のM7クラスの 地震が30年間で70%)	①・②	
三浦半島断層群の地震	7.0	横須賀三浦地域で震度6弱	30年以内 6~11%	①・③	
神奈川県西部地震	6.7	県西地域で震度6強	(過去400年の間に同ク ラスの地震が5回発生)	①・③	
東海地震	8.0	県西地域で震度6弱	(南海トラフの地震は 30年以内70%程度)	①・②・③	
南海トラフ巨大地震	9.0	県西地域で震度6弱	(南海トラフの地震は 30年以内70%程度)	①・②	
大正型関東地震	8.2	湘南地域・県西地域を中心に 震度7	30年以内 ほぼ0%~5% (2百年から4百年の発生間隔)	③	
(参考地震)	元禄型関東地震	8.5	湘南地域・県西地域を中心に 震度7	30年以内 ほぼ0% (2千年から3千年の発生間隔)	④
	相模トラフ沿いの 最大クラスの地震	8.7	全県で震度7	30年以内 ほぼ0% (2千年から3千年あるいは それ以上の発生間隔)	④
(参考地震)	慶長型地震	8.5	想定していない (津波による被害のみ想定)	評価していない	④
	明応型地震	8.4	想定していない (津波による被害のみ想定)	評価していない	④
	元禄型関東地震と 国府津-松田断層 帯の連動地震	8.3	想定していない (津波による被害のみ想定)	評価していない	④

※選定の視点

- ①地震発生の切迫性が高いとされている地震
- ②法律により対策を強化する地域の指定に用いられる地震
- ③地震防災戦略・地域防災計画・中央防災会議等において対策の対象としている地震
- ④発生確率は極めて低いが、発生すれば甚大な被害が県全域に及ぶ可能性があり、超長期的な対応となる地震

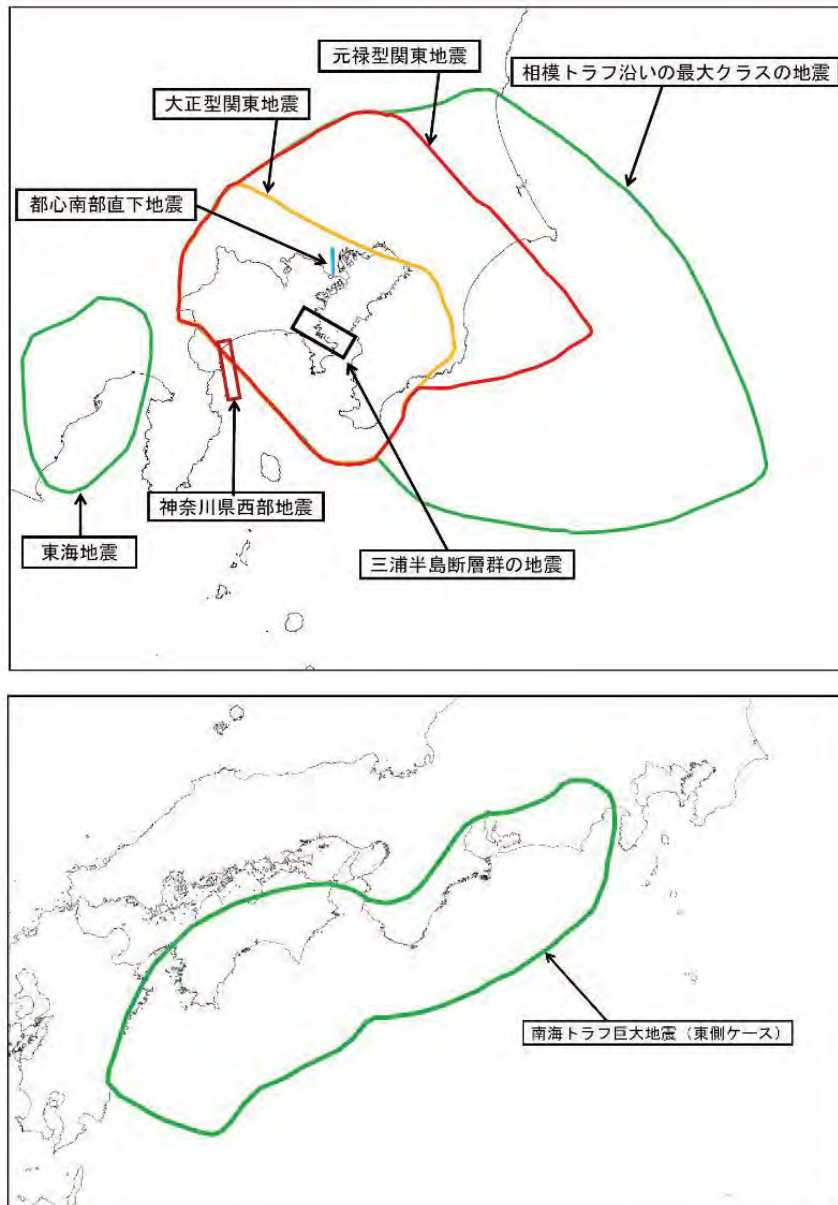
※発生確率については「地震調査研究推進本部(文部科学省:平成27年(2015年)1月14日現在)」、「中央防災会議  
首都直下地震モデル検討会報告書(内閣府:平成25年(2013年)12月)」等による評価。

資料:「神奈川県地震被害想定調査報告書」(平成27年(2015年)3月)

総  
則  
編  
第  
1  
編  
地  
震  
・  
津  
波  
災  
害  
対  
策  
第  
2  
編  
風  
水  
害  
対  
策  
計  
画  
編  
第  
3  
編  
そ  
の  
他  
の  
災  
害  
対  
策  
第  
4  
編  
復  
旧  
・  
復  
興  
対  
策



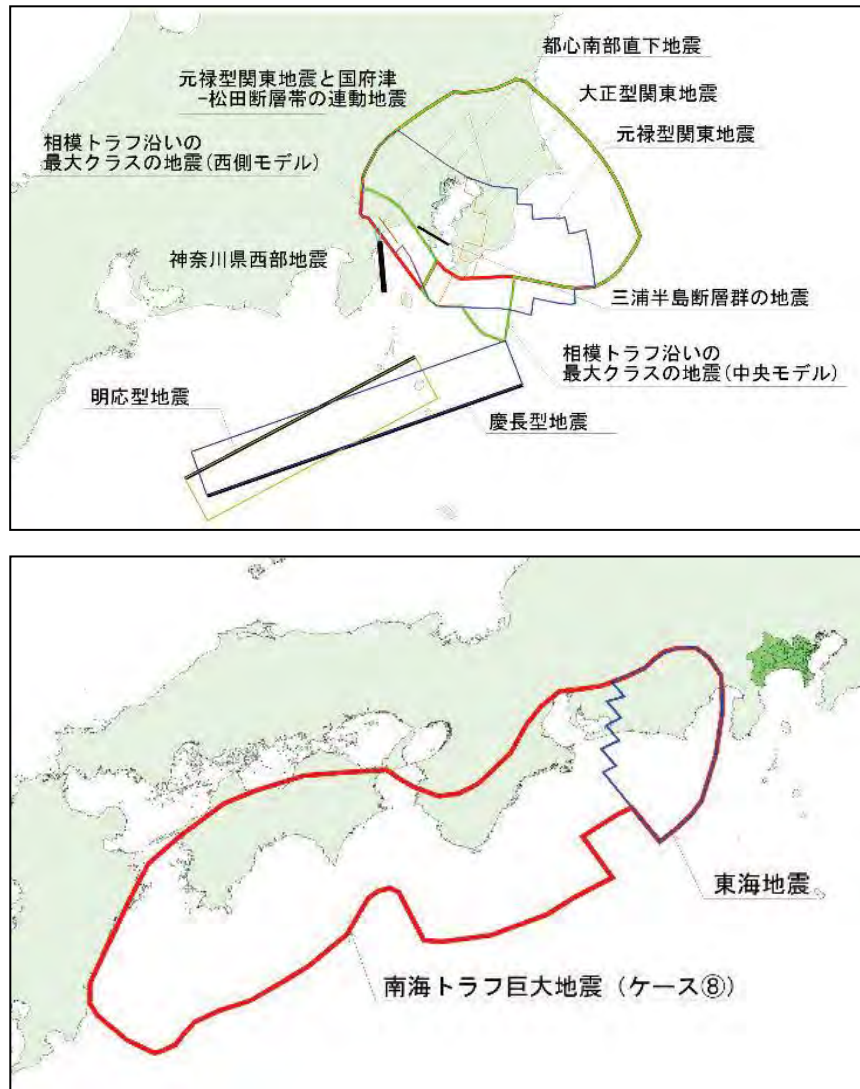
図 想定地震の震源断層モデル（震源断層域）



資料：「神奈川県地震被害想定調査報告書」（平成 27 年（2015 年）3 月）

総則編	
第1編	地震・津波災害対策
第2編	風水害対策
第3編	その他の災害対策
第4編	復旧・復興対策

図 想定地震の津波断層モデル図



資料：「神奈川県地震被害想定調査報告書」(平成 27 年 (2015 年) 3 月)

計 画 編	総 則 編
	第 1 編 地震・津波災害対策
	第 2 編 風水害対策
	第 3 編 その他の災害対策
第 4 編 復旧・復興対策	

(2) 想定される被害の概要

県の地震被害想定調査の結果（平成27年（2015年）3月）から市内の被害を抜粋し、次に示します。

なお、本市における地震被害想定は、「神奈川県地震被害想定調査報告書」（平成27年（2015年）3月）に示された「都心南部直下地震」、「三浦半島断層群の地震」、「神奈川県西部地震」、「東海地震」、「南海トラフ巨大地震」、「大正型関東地震」のほか、参考地震として挙げられている「元禄型関東地震」、「相模トラフ沿いの最大クラスの地震」、「慶長型地震（津波被害想定のみ）」、「明応型地震（津波被害想定のみ）」、「元禄型関東地震と国府津－松田断層帯の連動地震（津波被害想定のみ）」です。

ア 想定地震

「都心南部直下地震」、「三浦半島断層群の地震」、「神奈川県西部地震」、「東海地震」、「南海トラフ巨大地震」、「大正型関東地震」、「元禄型関東地震」、「相模トラフ沿いの最大クラスの地震」、「慶長型地震（津波被害想定のみ）」、「明応型地震（津波被害想定のみ）」、「元禄型関東地震と国府津－松田断層帯の連動地震（津波被害想定のみ）」

イ 想定条件

(ア) 季節：冬

(イ) 日：平日

(ウ) 発生時刻：18時

(エ) 風速・風向：近年の気象観測結果に基づく地域ごとの平均

ただし、津波による人的被害の想定にあたっては、津波から避難する際に条件が厳しい平日深夜（午前0時）発災を条件としています。

県の地震被害想定調査では、このほか冬5時、夏12時についても想定しています。

計 画 編	総 則 編
	第1編 地震・津波災害対策
	第2編 風水害対策
	第3編 その他の災害対策
	第4編 復旧・復興対策

表 鎌倉市における地震被害想定

	想定地震							参考地震					
	都心南 部直下 地震	三浦半 島断層 群の地 震	神奈川 県西部 地震	東海 地震	南海ト ラフ巨 大地震	大正型 関東地 震	元禄型 関東地 震	相模トラ フ沿いの 最大クラ スの地震	津波による被害のみ想定				
									慶長型 地震	明応型 地震	元禄型 関東地 震と国 府津一 松田断 層帯の 連動地 震		
モーメントマグニチュード (Mw)	7.3	7.0	6.7	8.0	9.0	8.2	8.5	8.7	8.5	8.4	8.3		
本市における最大震度	6弱	6弱	5弱	5強	5強	7	7	7	—	—	—		
建物被害	全壊棟数 (棟)	720	1,080	70	1,840	3,250	13,400	15,000	19,160	4,470	4,220	2,770	
	半壊棟数 (棟)	4,740	6,050	200	1,680	1,520	12,880	13,320	12,100	2,260	2,380	2,130	
火災被害	出火件数 (件)	*	*	0	0	0	60	60	90	—	—	—	
	焼失棟数 (棟)	520	20	0	0	0	7,850	7,850	10,990	—	—	—	
死傷者数	死者数 (人)	30	50	110	460	800	2,530	8,550	13,930	1,070	1,030	5,200	
	重傷者数 (人)	40	50	*	*	*	370	380	510	*	*	20	
	中等傷者数 (人)	400	480	10	20	10	2,510	2,520	3,310	10	20	100	
	軽傷者数 (人)	610	740	10	10	20	2,800	2,810	3,520	10	20	100	
避難者数	1日目～3日目 (人)	9,310	13,290	840	10,610	14,210	97,280	100,940	116,630	—	—	—	
	4日目～1週間後 (人)	9,310	10,790	840	10,610	14,210	97,280	100,940	116,630	—	—	—	
	1か月後 (人)	9,310	10,790	480	7,520	11,300	77,660	81,430	99,990	—	—	—	
要配慮者※1	避難者	高齢者数 (人)	1,270	1,820	110	1,450	1,940	13,300	13,810	15,950	—	—	—
		要介護者数 (人)	370	530	30	430	570	3,890	4,040	4,670	—	—	—
断水人口	要配慮者※1	高齢者数 (人)	0	1,060	0	0	0	18,250	18,250	20,880	—	—	—
		要介護者数 (人)	0	310	0	0	0	5,340	5,340	6,110	—	—	—
家屋被害	要配慮者※1	高齢者数 (人)	2,100	2,520	110	1,360	1,860	12,320	13,130	15,740	—	—	—
		要介護者数 (人)	610	740	30	400	540	3,610	3,840	4,610	—	—	—
帰宅困難者	要配慮者※1	直後 (人)	11,810	11,810	11,810	11,810	11,810	11,810	11,810	—	—	—	
		1日後 (人)	0	0	11,810	11,810	11,810	11,810	11,810	11,810	—	—	—
		2日後 (人)	0	0	0	0	0	11,810	11,810	11,810	—	—	—
自力脱出困難者 (要救出者) (人)		70	90	0	0	0	2,140	2,140	3,500	—	—	—	
ライフライン	上水道	断水人口 (直後) (人)	16,030	29,680	0	0	*	133,430	133,430	152,680	—	—	—
		機能支障人口 (人) ※2	6,250	6,260	1,240	1,250	1,280	18,170	18,170	29,550	—	—	—
	都市ガス	供給停止件数 (戸) ※3	0	0	0	0	0	65,960	65,960	65,960	—	—	—
		LP ガス	供給支障数 (戸)	160	160	0	0	0	210	210	340	—	—
	電力	停電軒数 (軒)	125,950	125,950	125,950	125,950	125,950	125,950	125,950	125,950	—	—	—
通信	不通回線数 (回線)	64,430	64,510	64,360	66,420	68,010	65,700	66,000	66,740	—	—	—	
エレベーター停止台数 (台)		210	210	*	*	*	210	210	220	—	—	—	
災害廃棄物量 (万トン)		32	37	2	35	57	340	367	464	—	—	—	
従来の定義 の負傷者数	従来の定義 の負傷者数	重傷者数	190	240	*	10	10	1,760	1,760	2,410	10	10	70
		軽傷者数	850	1,040	20	30	30	3,930	3,940	4,930	20	20	140

注) \* : わずか (計算上0.5以上10未満) / — : 想定値なし (津波による被害のみ想定のため)。各欄の数値は1の位を四捨五入しているため、合計は合わないことがある。

※1 要配慮者のうち、高齢者は75歳以上を、要介護者は要介護3以上を対象としている。

※2 地震や津波により下水道処理場や汚水中継ポンプ場が機能停止し、鎌倉処理区域内全域の使用が困難となる場合、機能支障人口68,890人が想定される。

※3 都市ガスの供給停止件数 (戸) は、地震による被害が大きいと推定される地域全体の安全を確保するために、ガスの供給を停止する件数である。被害がないと確認された地域では、速やかにガスの供給を再開する。

資料 : 神奈川県地震被害想定調査報告書 (平成27年 (2015年) 3月)

## 2 想定津波

神奈川県では、国の新たな知見を取り入れ、神奈川県沿岸に最大クラスの津波をもたらすと想定される、9つの地震を対象として津波浸水予測を見直し、平成27年（2015年）2月に本県の沿岸地域における「津波高さ」又は「浸水域」が最大となる、合計5つの地震による「津波浸水予測図」を公表しました。これらの津波浸水予測図を基に、「浸水域」と「浸水深」が最大となるよう重ね合わせた津波浸水想定図を作成し、「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく「津波浸水想定」を設定しました。

また、最大クラスの津波（相模トラフ沿いの海溝型地震（西側/中央）、元禄関東地震、元禄関東地震+国府津-松田断層帯の連動地震、慶長型地震）とその他の4つの地震（西相模灘地震、大正関東地震、明応型地震、神奈川県西部地震）についても、見直しの対象とし、平成27年（2015年）3月に公表しています。

なお、南海トラフ地震による津波については、内閣府の調査によると、本市の最大津波高さは、10mとなっています。

### (1) 鎌倉市における津波予測

最大クラスの津波とその他の4つの地震及び南海トラフ地震における最大津波高さ及び最大津波到達時間を示します。特に、「相模トラフ沿いの海溝型地震（西側モデル）」が発生した場合に、最大14.5mの津波が10分で到達すると予測されています。

表 各地震における最大津波高さ及び最大津波到達時間

	相模トラフ沿いの海溝型地震			
	(西側)		(中央)	
	最大津波高さ (T.P.m)	最大津波 到達時間(分)	最大津波高さ (T.P.m)	最大津波 到達時間(分)
鎌倉海岸 (由比ガ浜地区)	13.0	14	11.4	26
鎌倉海岸 (七里ガ浜地区)	14.5	10	12.6	26
腰越漁港海岸 (小動岬東側地区)	12.2	13	9.0	25
腰越漁港海岸 (小動岬西側地区)	8.4	10	8.0	25

	元禄関東地震		元禄関東地震+国府津-松田断層帯の連動地震		慶長型地震	
	最大津波高さ (T.P.m)	最大津波 到達時間(分)	最大津波高さ (T.P.m)	最大津波 到達時間(分)	最大津波高さ (T.P.m)	最大津波 到達時間(分)
鎌倉海岸 (由比ガ浜地区)	7.9	12	7.7	8	10.2	77
鎌倉海岸 (七里ガ浜地区)	9.2	10	9.0	10	8.4	53
腰越漁港海岸 (小動岬東側地区)	9.2	9	9.1	9	8.7	52
腰越漁港海岸 (小動岬西側地区)	7.6	9	7.5	9	8.2	51

	西相模灘地震		大正関東地震	
	最大津波高さ (T.P.m)	最大津波 到達時間(分)	最大津波高さ (T.P.m)	最大津波 到達時間(分)
鎌倉海岸 (由比ガ浜地区)	1.8	37	6.5	8
鎌倉海岸 (七里ガ浜地区)	1.5	14	7.2	9
腰越漁港海岸 (小動岬東側地区)	1.4	30	6.5	9
腰越漁港海岸 (小動岬西側地区)	1.4	80	5.9	10

	明応型地震		神奈川県西部地震	
	最大津波高さ (T.P.m)	最大津波 到達時間(分)	最大津波高さ (T.P.m)	最大津波 到達時間(分)
鎌倉海岸 (由比ガ浜地区)	10.3	56	4.4	14
鎌倉海岸 (七里ガ浜地区)	9.3	55	4.5	14
腰越漁港海岸 (小動岬東側地区)	7.3	51	4.4	13
腰越漁港海岸 (小動岬西側地区)	7.6	52	2.6	32

南海トラフ地震	
最大津波高さ (T.P.m)	最速津波到達時間 (1m) (分)
10	34

資料：神奈川県津波浸水想定図（平成 27 年（2015 年）3 月）

※南海トラフ巨大地震の最大津波高さは、南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ（内閣府）における都道府県別市町村別最大津波高一覧表

(2) 海岸部における津波被害に対する留意点

鎌倉市の海岸部における津波被害と、避難に際しての留意点は次のとおりです。

○腰越

神戸川沿いは海抜が低く、河川遡上等に伴う浸水が想定されることから、神戸川から離れた高台や、腰越小学校等の高い場所への避難が必要となります。高台避難の際、民地を通過した避難時間短縮の可能性も検討します。

○鎌倉高校前

国道134号が高い位置にあり、住宅はそれよりも高い場所に立地していますが、国道や江ノ島電鉄等が浸水被害を受ける可能性があります。

○七里ガ浜

行合川沿いは海抜が低く、すりばち状の小さな谷となっている七里ガ浜一丁目は浸水被害が懸念されます。谷奥の高い場所にある七里ガ浜小学校を目指すか、谷の両側に位置する地

形の高まりを目指した避難が原則となります。

国道134号の位置が高いものの、国道沿いには住家や飲食店等の店舗があり、津波浸水のおそれがあります。ただし、全体的には高い場所に多くの住家が分布していることから、津波の浸水域は比較的狭い地域です。

○稲村ガ崎

国道134号は高い位置にあるものの、津波浸水のおそれがあります。また、極楽寺川等の小河川の遡上により、稲村ガ崎一丁目から極楽寺三丁目にかけて谷底部の浸水が懸念されます。江ノ島電鉄の線路より内陸側が一時的な避難場所の目安となります。

○坂ノ下

南関東地震では、第1波の到達が早く、北西の高台を目指した避難が基本的な考え方となり10分以内の避難が目標となります。

○長谷・由比ガ浜

稲瀬川の河川遡上等による浸水の影響が想定されます。御成中学校、鎌倉文学館、長谷寺、高德院へ向かう避難が基本的な考え方となります。ただし、この地域には路地が多いため、最短で避難できるルートの検討も必要です。

○材木座

国道134号の下に6箇所、国道の内陸側から海へ抜けるトンネルがあり、津波による陸上遡上が想定されます。南東若しくは東方の高台を目指した避難が基本的な考え方となります。民地を通過した避難時間短縮の可能性も検討します。

計 画 編	総 則 編
	第1編 地震・津波災害対策
	第2編 風水害対策
	第3編 その他の災害対策
	第4編 復旧・復興対策

### 3 風水害の想定

#### (1) 想定する風水害

本計画が対象とする風水害は、本市の自然的条件、社会的条件及び過去において発生した災害の態様を勘案し、次のように想定します。

- ア 台風による河川の氾濫、これまでに経験したことのないような局地的な豪雨、内水による浸水及び家屋の倒壊、流出等
- イ 前線活動等に伴う短時間に集中して降る大雨による河川の氾濫、内水による浸水及び家屋の倒壊、流出等
- ウ 台風の通過等に伴う高潮の発生及び河川への逆流に伴う浸水及び家屋の倒壊、流出等
- エ 大規模な竜巻、突風による家屋の全壊等
- オ その他異常な自然現象による、がけ崩れ、土地隆起、沈下等による家屋の倒壊等

表 雨の強さと降り方

1時間雨量 (mm)	予報用語	人の受けるイメージ	人への影響	屋内 (木造住宅を想定)	屋外の様子	車に乗っていて
10以上～20未満	やや強い雨	ザーザーと降る	地面からの跳ね返りで足元がぬれる	雨の音で話し声が良く聞き取れない	地面一面に水たまりができる	
20以上～30未満	強い雨	どしゃ降り	傘をさしてもぬれる	寝ている人の半数くらいが雨に気がつく	道路が川のようなになる	ワイパーを速くしても見づらい
30以上～50未満	激しい雨	バケツをひっくり返したように降る				高速走行時、車輪と路面の間に水膜が生じブレーキが効かなくなる (ハイドロプレーニング現象)
50以上～80未満	非常に激しい雨	滝のように降る (ゴーゴーと降り続く)	傘は全く役に立たなくなる		水しぶきであたり一面が白っぽくなり、視界が悪くなる	車の運転は危険
80以上～	猛烈な雨	息苦しくなるような圧迫感がある。恐怖を感じる				

(注1) 大雨によって災害が起こるおそれのあるときは大雨注意報や洪水注意報を、重大な災害が起こるおそれのあるときは大雨警報や洪水警報を、更に重大な災害が起こるおそれが著しく大きいときは大雨特別警報を発表して警戒や注意を呼びかけます。なお、警報や注意報の基準は地域によって異なります。

(注2) 数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を観測・解析したときには記録的短時間大雨情報を発表します。この情報が発表されたときは、お住まいの地域で、土砂災害や浸水害、中小河川の洪水害の発生につながるような猛烈な雨が降っていることを意味しています。なお、情報の基準は地域によって異なります。

資料：気象庁ホームページ (平成29年 (2017年) 9月)



表 風の強さと吹き方

風の強い (予報用語)	平均風速 (m/s)	おおよその 時速	速さの 目安	人への影響	屋外・樹木 の様子	走行中の車	建造物	おおよその瞬間 風速 (m/s)
やや強い風	10 以上 15 未満	～50km	一般道路の自動車	風に向かって歩 きにくくなる。 傘がさせない。	樹木全体が揺れ 始める。 電線が揺れ始め る。	道路の吹流しの 角度が水平にな り、高速運転中 では横風に流さ れる感覚を受け る。	樋(とい)が揺れ 始める。	20
強い風	15 以上 20 未満	～70km		風に向かって歩 けなくなり、転倒 する人も出る。 高所での作業は 極めて危険。	電線が鳴り始め る。 看板やトタン板 が外れ始める。	高速運転中では、 横風に流される 感覚が大きくな る。	屋根瓦・屋根葺材 がはがれるもの がある。 雨戸やシャッター が揺れる。	
非常に 強い風	20 以上 25 未満	～90km	高速道路の自動車	何かにつかまっ ていないと立っ てられない。 飛来物によって 負傷するおそれ がある。	細い木の幹が折 れたり、根の張っ ていない木が倒 れ始める。 看板が落下・飛散 する。 道路標識が傾く。	通常で速度で運 転するのが困難 になる。	屋根瓦・屋根葺材 が飛散するもの がある。 固定されていない プレハブ小屋が 移動、転倒する。 ビニールハウスの フィルム(被覆材) が広範囲に破れ る。	40
	25 以上 30 未満	～110km					固定の不十分な 金属屋根の葺材 がめくれる。 養生の不十分な 仮設足場が崩落 する。	
猛烈な 風	30 以上 35 未満	～125km	特急電車	屋外での行動は 極めて危険。	多くの樹木が倒 れる。 電柱や街灯で倒 れるものがある。 ブロック壁で倒 壊するものがある。	走行中のトラッ クが横転する。	外装材が広範囲 にわたって飛散 し、下地材が露出 するものがある。	50
	35 以上 40 未満	～140km					住家で倒壊する ものがある。 鉄骨構造物で変 形するものがある。	
	40 以上	140km～						60

(注 1) 強風によって災害が起こるおそれのあるときは強風注意報を、暴風によって重大な災害が発生するおそれのあるときは暴風警報を、更に重大な災害が起こるおそれが著しく大きいときは暴風特別警報を発表して警戒や注意を呼びかけます。なお、警報や注意報の基準は地域によって異なります。

(注 2) 平均風速は 10 分間の平均、瞬間風速は 3 秒間の平均です。風の吹き方は絶えず強弱の変動があり、瞬間風速は平均風速の 1.5 倍程度になることが多いですが、大気の状態が不安定な場合等は 3 倍以上になることがあります。

(注 3) この表を使用される際は、以下の点にご注意ください。

1. 風速は地形や周りの建物等に影響されますので、その場所での風速は近くにある観測所の値と大きく異なることがあります。
2. 風速が同じであっても、対象となる建物、構造物の状態や風の吹き方によって被害が異なる場合があります。この表では、ある風速が観測された際に、通常発生する現象や被害を記述していますので、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまったり場合もあります。
3. 人や物への影響は日本風工学会の「瞬間風速と人や街の様子との関係」を参考に作成しています。今後、表現等実状と合わなくなった場合には内容を変更することがあります。

資料：気象庁ホームページ（平成 25 年（2013 年）3 月）

計 画 編	総則編
	第 1 編 地震・津波災害対策
	第 2 編 風水害対策
	第 3 編 その他の災害対策
第 4 編 復旧・復興対策	

(2) 洪水浸水想定

県では、水防法第14条の規定に基づき、大雨等によって河川が増水し、堤防が決壊した場合を想定し、洪水浸水想定区域図を作成しています。

市は、県が策定した洪水浸水想定区域図をもとに、「鎌倉市洪水ハザードマップ」を策定しています。

なお、ハザードマップに示した区域以外にも、雨の降り方や土地利用の変化等により浸水することがあります。

また、大雨により、急傾斜地崩壊危険箇所や土石流危険渓流氾濫区域等においても土砂災害の危険性が高まることが想定され、市では県が指定した「土砂災害（特別）警戒区域」を基に、土砂災害ハザードマップを作成しています。大雨により、これらの危険箇所等においても土砂災害の危険性が高まることが想定されます。

(3) 内水浸水想定

市では、中小河川・水路等の排水能力を超えて浸水した状況を示す「鎌倉市内水ハザードマップ」を作成しています。この内水ハザードマップは、主要な河川に合流する中小河川・水路や下水道が1時間最大雨量78.5mm（平成16年（2004年）10月9日の降雨と同規模）により、雨水の排水能力を超えた場合に予測される浸水区域を示しています。

(4) 高潮浸水想定

市では、台風や発達した低気圧の接近により潮位が高くなる高潮による浸水した状況を示す「鎌倉市高潮ハザードマップ」を作成しています。

この高潮ハザードマップは、国内観測史上、最も大きな台風が、沿岸に最悪の被害を与える経路で襲来した場合の最大となる浸水区域を示したものです。

4 その他の災害の想定

本計画において取り扱うその他の災害の概要と本市での被害想定は、次のとおりです。

表 その他の災害とその概要

項目	災害の概要
<u>火山災害</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>箱根山、富士山における溶岩流、噴石、降灰・火山灰、火砕流等の火山災害事象。</u></li> <li>・<u>富士山の大規模な噴火が発生した場合、市の一部で10～30cmの降灰の堆積が想定されています。</u></li> </ul>
<u>雪 害</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大雪等に伴う都市機能の阻害及び交通の途絶による孤立等の災害。</li> <li>・<u>本市でも大雪等が発生した場合、ライフラインの麻痺や市民の日常生活に影響が発生する可能性があります。</u></li> </ul>
<u>放射性物質災害対策</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>原子力発電所（市外）や放射性物質取扱事業所等における放射性物質災害。</u></li> <li>・<u>本市には放射性物質取扱事業所が立地しており、そこで事故等が発生する可能性があります。</u></li> </ul>

総 則 編  
第1編 地震・津波災害対策  
第2編 風水害対策  
計 画 編  
第3編 その他の災害対策  
第4編 復旧・復興対策

### 第3 鎌倉市の防災上の課題

#### 1 減災に向けた取組の推進

##### (1) 災害ぜい弱性の高まりへの対応

東日本大震災では、これまでの想定を大きく上回る巨大な地震・津波が襲来し、甚大な被害が生じました。電気・ガス・水道に加え、道路や交通・輸送網、携帯電話やインターネット等の情報通信網等のライフラインが寸断され、その広範な被害は、災害対策初動期の救援・救護活動の混乱等をはじめ、今なお、被災地域の生活、産業活動に大きな影響を与えています。

こうした社会や生活を支えるネットワーク系施設への依存度の高まりに加え、少子高齢化の進行、近隣社会における相互扶助意識の希薄化等、社会環境の面でも地域における災害ぜい弱性の拡大と深刻化が懸念されています。自助、共助意識の浸透を図り、平常時から地域のつながりを築いていくことが大切です。

##### (2) 防災まちづくりの推進

私たちが映像や報道で東日本大震災や令和元年房総半島台風（台風第15号）、令和元年東日本台風（台風第19号）等を見聞きしたように、自然の猛威はすさまじいものがありました。同時に、自然災害の発生とそれによる被害を防ぐことの難しさも知りました。

災害の発生と被害を完全に防ぐことが不可能であるなら、たとえ被災したとしても、人命が失われることなく、被害を最小化する「減災」という考え方から、災害に強いしなやかなまちづくりを進める必要があります。

また、大規模な災害においては、防災施設整備等のハード面からの防災対応に限界があります。自らの命と生活を守ることができるように、地域力と市民力を皆で高める防災教育等のソフト面での対応が重要です。

自助・共助・公助の視点でソフト・ハード両面から総合的な災害対策を講じ、安全・安心なまちづくりを進めていくことが求められています。

#### 2 迅速かつ円滑な災害応急対策の展開

##### (1) 被災者等への的確な情報伝達

大規模災害の発生時において、様々な環境や状況のもとにある市民等に対して、適時・的確な情報を迅速かつ確実に伝えることは極めて重要です。流言飛語等による混乱を防ぎ、災害対策実施の現場や災害対策の中核のみならず、不安定な心理状態にある被災者等を安全・安心な状態に導くためにも、正確な情報を適時・的確に届ける方法を用意しておく必要があります。

##### (2) 広域応援体制の整備

広域で甚大な災害が発生した場合には、災害応急対策全般にわたる広域応援が求められます。災害の規模や被災地のニーズに応じた応援が円滑に行われるよう、応援先・受援先の決定、相互応援に関する協定の締結等、事前に具体的・現実的な対策を想定した対応を定めておくことが必要となります。

(3) 二次災害の防止

東日本大震災における津波によって、臨海部の石油・LPGタンクの火災や係留船舶の火災等が発生しました。阪神淡路大震災においても、倒壊を免れていたビルが時間を経て倒壊した例がありました。

また、余震や降雨等による水害・土砂災害、余震による建造物の倒壊、地盤沈下による浸水、有害物質の漏えい・飛散等、大規模災害では、二次災害が引き起こされる可能性があり、施設の点検、応急措置、環境モニタリング等が必要になります。

3 市の特性を踏まえた防災対策の推進

(1) 歴史・文化都市の特性への対応

中世由来の都市としての背景と基盤を持つ鎌倉市においては、多くの歴史文化資源や豊かな歴史文化的環境を、いかに災害から守るかということが大きな課題となっています。

可搬性のある歴史文化資源については、堅固な収蔵庫等への一時保管や安全な場所への移動が考えられますが、土地に固定された建造物や歴史文化的環境については、耐震性の強化や防火対策等に加えて、可能な防災対策について検討を進めることが必要です。

(2) 地形特性を踏まえた防災都市づくり

本市は、山や海等豊かな自然景観に恵まれた都市である一方で、ひとたびの自然災害で大きな被害を受ける可能性があります。

急傾斜の斜面では落石、土砂災害の危険があり、木造住宅が密集する市街地では、建物の倒壊や火災に見舞われるリスクがあります。

また、海岸部では津波の到達に注意を要するほか、海拔の低い扇状地のため、津波が川を遡上して氾濫被害が拡大するリスクもあります。

このように本市は、自然災害については、地震、津波、浸水害、土砂災害等多種多様の災害発生の可能性を有しています。

こうした本市の災害特性を踏まえ、災害リスクを正しく認識するとともに、被災時の被害を軽減するための効果的な災害予防及び応急復旧対策を講じることにより、災害に強い安全・安心なまちづくりを推進していく必要があります。

(3) 自助・共助による効果的な取組

自助・共助を進めるためには、これらを支えたり促したりする仕組みが必要であり、自らと家族の避難方法の確認、防災情報の入手先や活用方法の確認、家庭や企業での備蓄等、自助を促すための取組や自主防災組織、NGO、NPO、各種法人、ボランティアの支援等の共助を促すための取組を進める必要があります。

計 画 編	第1編	地震・津波災害対策
	第2編	風水害対策
	第3編	その他の災害対策
	第4編	復旧・復興対策

## 第4節 計画の推進主体とその役割

### 第1 計画の進め方

#### 1 防災力の向上に向けた取組及び連携

##### (1) 防災の基本方針

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせることで災害に備えることが重要です。

##### (2) 各主体相互の協調

地域の防災力を向上させるためには、市民、企業、市、その他関係機関が自らの責任を果たすと同時に、相互に協調した取組を進めることが基本です。また、国や県の支援も重要です。

##### (3) 対策の総合的な展開

この計画は、長期的には災害に強い安全なまちづくりを進めながら、都市の防災性の向上を図ること、災害の発生に備えた事前準備を進めること、想定される被害の様相に対応した応急活動対策を定め、その実効性を確保するための訓練等に努めること、更に復旧・復興対策の検討等と調和を保ちながら総合的に展開することが求められます。

##### (4) 防災に関する諸対策の推進

防災に関する諸対策の推進にあたっては、市民、企業等の主体的な取組と地域住民に最も密着した市の役割が大きいことから、市は、これらの取組が円滑に進むよう、国及び県との連絡・調整に努め、必要に応じて支援を受けるとともに、所掌する施設等の防災性の向上に努めます。

##### (5) 災害発生時における地域の連携

災害発生時には、市民、地域の主体的な取組と市の防災力が一体となった対応を図ることが、被害を軽減、減少させることにつながります。そのため、市民の一人ひとりが「自らの身は、自ら守る。皆のまちは、皆で守る。」ことが大切であるとの「自助・共助」の認識を持ち、平常時から食料、飲料水等の備蓄や防災訓練への参加などの事前の準備を行うとともに、災害発生時には自らの安全を守る行動、初期消火活動、近隣の負傷者、要配慮者等の救助、避難所における自発的行動など、自主防災組織、消防団、企業、ボランティア等と連携した防災活動を実施することが重要です。

##### (6) 災害発生時における広域的な連携

この計画に沿って消防力等を最大限に発揮するとともに、被害状況と応急対策活動の状況を把握し、応援体制を活用するなど、防災活動を機動的に推進することが重要です。市は、広域的な応援を受けることが必要と認められるときは、災害対策基本法等の関係法令及び相互応援協定により、国、県、他市町村等に対して協力・支援を求めます。

(7) 関係機関との連携・調整

この計画は、いずれの場面においても関係者の主体的な取組と連携が必要です。そこで、平常時においては市防災会議において、各種対策の実施状況を把握し、計画の進捗の調整を図ります。また、災害発生時には、県や関係機関と連携を図りながら、災害対策本部において市域における応急活動対策の調整を行います。

2 男女共同参画・共生社会の推進

この計画は、多様な視点を反映した防災対策の実施により、地域の防災力向上を図るため、男女双方や要配慮者、共生社会等の視点に配慮して進めることが重要です。

市は、被災時における男女のニーズの違い等に十分配慮し、避難所において被災者の良好な生活環境が保たれるよう努めるとともに、防災に関する政策・方針決定過程や災害現場における女性の参画を拡大するなど、男女共同参画の視点や性別、年齢、障害の有無、文化等の違いに関係なく、全ての市民等の安全確保を目的として、計画の推進に努めます。

3 市の業務継続体制の確保

市は、「地震災害時業務継続計画（BCP）」の実効性を高めるため、必要な人員や資機材の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し等を行います。

第2 関係機関の実施責任

災害応急活動を推進するにあたって、市、県、その他の関係機関の果たすべき責任は、次のとおりです。

1 市

市は、防災の第一義的責任を有する基礎自治体として、市域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び他の自治体の協力を得て防災活動を実施します。

2 県

県は、市町村を包括する広域的な自治体として、県土並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び他の自治体の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を支援し、かつ、その総合調整を行います。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、市域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置を行います。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるようその業務に協力します。

計 画 編	第1編 地震・津波災害対策
	第2編 風水害対策
	第3編 その他の災害対策
	第4編 復旧・復興対策

## 5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平常時から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施します。

また、市その他の関係機関の防災活動に協力します。

## 第 3 市民及び企業等の責務

### 1 市民

- (1) 「自らの身は、自ら守る」という自主防災の観点から、最低3日分、推奨1週間分の食料・飲料水、携帯トイレ、トイレトーパー、マスク、消毒液、体温計、スマートフォン・携帯電話用の充電器、モバイルバッテリー等の備蓄や家具・ブロック塀等の転倒防止対策の実施等の予防対策、災害時の家族の連絡体制、行動についてのルールづくり等、自らが防災対策を行います。
- (2) 「皆のまちは、皆で守る」ため、自主防災組織の結成及びその活動への積極的な参画に努めます。
- (3) 防災訓練、防災に関する研修等に積極的に参加し、習得した防災に関する知識、技能等を防災対策の実施や災害発生時に発揮できるよう努めます。
- (4) 災害が発生した場合には、地域において相互に協力し、情報の入手、出火の防止、初期消火、救出救助、応急手当等に努めるとともに、避難するにあたっては冷静かつ積極的に行動するように努めます。
- (5) 過去に起こった大規模地震等の災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、自ら災害教訓の伝承に努めます。
- (6) 平常時から、地域の災害リスクや避難経路の安全性等を確認し、災害時に取るべき行動を自ら判断するよう努めます。

また、災害の危険が高まった場合には、「これまでも大丈夫だった」「自分だけは大丈夫」という意識から避難が遅れることがないように、市等からの情報を確認し、自らの判断で適時適切な避難行動を取るよう努めます。

### 2 企業

- (1) 平常時から、その管理する施設及び設備の耐震性の確保や食料、飲料水等の備蓄や消火、救出救助等のための資機材を整備するとともに、従業員の防災訓練や防災に関する研修等の積極的な実施に努めます。
- (2) 災害対策の責任者を定め、災害が発生した場合の従業員のとるべき行動を明確にし、市民及び自主防災組織と連携して、地域における防災活動に参加するための体制を整備するとともに、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなどの防災活動の推進に努めます。

総 則 編	第1編 地震・津波災害対策
計 画	第2編 風水害対策
編	第3編 その他の災害対策
	第4編 復旧・復興対策

- (3) 災害が発生した場合には、従業員等の安全確保や従業員等が帰宅困難者にならないよう  
な措置を講じるとともに、市民及び自主防災組織と連携して、情報の収集及び伝達、消火、  
救出救助、応急手当、避難誘導等を積極的に行うよう努めます。

### 3 ボランティア

- (1) 災害救援のため活動するボランティアは、平常時から、地域・行政・関係機関が開催す  
る防災に関する研修会や訓練等に協力・参加し、関係者との連携を深めるよう努めます。
- (2) 災害救援のため活動するボランティアは、災害時の活動の際には、食料、飲料水、寝具、  
衣料品等を携行し、ごみは持ち帰る等できる限り自己完結型の活動に努めるとともに、被  
災地の状況を把握し、被災者の心情を勘案して活動します。また、ボランティア相互で連  
絡を取り合い、効果的な活動に努めます。

## 第4 関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

本市は、地震による災害の発生を防止し、又は軽減し、市民の生命、身体及び財産の保全のため  
処理すべき事務の大綱を次のとおり定めます。また、国、県及び各関係機関が処理すべき業務  
は、おおむね次のとおりです。

関係機関名	事務・業務
(1) 鎌倉市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災組織の整備及び育成指導</li> <li>・ 防災組織の普及及び教育</li> <li>・ <u>災害教訓の伝承に関する啓発</u></li> <li>・ 防災訓練の実施</li> <li>・ 防災施設の整備</li> <li>・ 防災に必要な物資及び資機材の備蓄、整備</li> <li>・ 消防活動その他の応急措置</li> <li>・ 避難対策</li> <li>・ 地震に関する情報の収集、伝達及び広報</li> <li>・ 被災者に対する救助及び救護の実施</li> <li>・ 保健衛生</li> <li>・ 文教対策</li> <li>・ 被災施設の復旧</li> <li>・ その他の災害応急対策</li> <li>・ その他災害の発生を防ぎよ及び拡大防止のための措置</li> </ul>

総則編  
 第1編 地震・津波災害対策  
 第2編 風水害対策  
 第3編 その他の災害対策  
 第4編 復旧・復興対策  
 計画編



関係機関名	事務・業務
(2) 神奈川県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災組織の整備</li> <li>・ 市町村及び防災<u>関係機関</u>の防災事務又は業務の実施についての総合調整</li> <li>・ 防災知識の普及及び教育</li> <li>・ <u>災害教訓の伝承に関する啓発</u></li> <li>・ 防災訓練の実施</li> <li>・ 防災施設の整備</li> <li>・ 防災に必要な物資及び資機材の備蓄、整備</li> <li>・ 地震に関する情報の収集、伝達及び広報</li> <li>・ 緊急輸送の確保</li> <li>・ 交通規制、その他社会秩序の維持</li> <li>・ 保健衛生</li> <li>・ 文教対策</li> <li>・ 市町村が実施する被災者の救助及び救護の応援</li> <li>・ <u>災害救助法に基づく被災者の救助（救助実施市域を除く）及び資源配分の連絡調整</u></li> <li>・ 被災施設の復旧</li> <li>・ その他災害の発生を防ぎよ又は拡大防止のための措置</li> </ul>
(3) 指定地方行政機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>応急措置に活用可能な未利用地及び庁舎等の国有財産情報の提供</u></li> <li>・ 災害発生時における地方公共団体等に対する国有財産の無償貸付等</li> <li>・ <u>民間金融機関による非常金融措置の実施要請等</u></li> <li>・ 地方公共団体に対する財政融資資金地方資金の貸付</li> <li>・ 主務省の要請による災害復旧事業費の査定の立会</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>横浜地方気象台</u></li> <li>・ <u>気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表</u></li> <li>・ <u>気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説</u></li> <li>・ <u>気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備</u></li> <li>・ <u>地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言</u></li> <li>・ <u>防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発</u></li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>関東総合通信局</u></li> <li>・ <u>非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営</u></li> <li>・ <u>災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM）による災害対応支援</u></li> <li>・ <u>災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車等の貸出し</u></li> <li>・ <u>非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施</u></li> <li>・ <u>電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供</u></li> </ul>

総 則 編
第 1 編 地震・津波災害対策
第 2 編 風水害対策
第 3 編 その他の災害対策
第 4 編 復旧・復興対策

総 則 編	第1編
	地震・津波災害対策
	第2編
	風水害対策
計 画 編	第3編
	その他の災害対策
第4編	
復旧・復興対策	

関係機関名	事務・業務
(3) 指定地方行政機関	<u>関東地方整備局</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>防災上必要な教育及び訓練</u></li> <li>・ <u>水防に関する施設及び設備の整備</u></li> <li>・ <u>災害危険区域の選定</u></li> <li>・ <u>災害に関する予報並びに警報の発表及び伝達</u></li> <li>・ <u>災害に関する情報の収集及び広報</u></li> <li>・ <u>水防活動の助言</u></li> <li>・ <u>災害時における交通確保</u></li> <li>・ <u>災害時における応急工事及び緊急対応事業の実施</u></li> <li>・ <u>災害復旧工事の施工</u></li> <li>・ <u>再度災害防止工事の施工</u></li> <li>・ <u>港湾施設及び海岸保全施設等の整備</u></li> <li>・ <u>港湾施設、海岸保全施設等に係る応急対策及び復旧対策の指導、協力</u></li> <li>・ <u>港湾施設、海岸保全施設の災害応急対策及び復旧対策</u></li> </ul>
	<u>海上保安庁第三管区海上保安本部</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大規模地震災害対策訓練等の実施</li> <li>・ 関係者及び国民に対する海上防災講習会等による防災思想の啓発</li> <li>・ 港湾の状況等の調査研究</li> <li>・ 船艇、航空機等による警報等の伝達</li> <li>・ 船艇、航空機等を活用した情報収集</li> <li>・ 活動体制の確立</li> <li>・ 船艇、航空機等による海難救助等</li> <li>・ 船艇、航空機等による傷病者、医師、避難者及び救援物資等の緊急輸送</li> <li>・ 被災者に対する物資の無償貸与又は譲与</li> <li>・ 要請に基づく、関係機関及び地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援</li> <li>・ 排出油等の防除等</li> <li>・ 避難勧告、入港制限、移動命令等船舶交通の整理、指導による海上交通安全の確保</li> <li>・ 警戒区域の設定並びに船舶等の区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示</li> <li>・ 海上における治安の維持</li> <li>・ <u>危険物積載船舶に対する移動命令、航行制限若しくは禁止及び荷役の中止等危険物の保安に関する措置</u></li> <li>・ 海洋環境への汚染の未然防止又は拡大防止のための適切な措置</li> <li>・ 災害復旧・復興に係る工事に関する海上交通安全の確保</li> </ul>

	関係機関名	事務・業務
(3) 指定 地方 行政 機関	関東農政局 <u>神奈川県拠点</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○<u>災害予防</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等、防災上重要な施設の点検・整備事業の実施又は指導</u></li> <li>・<u>農地、農業用施設等を防護するための防災ダム、ため池、湖岸、堤防、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、たん水防除、農地侵食防止等の施設の整備</u></li> </ul> </li> <li>○<u>災害応急対策</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告</u></li> <li>・<u>種もみ、その他営農資材の確保</u></li> <li>・<u>主要食料の供給</u></li> <li>・<u>生鮮食料品等の供給</u></li> <li>・<u>農作物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除</u></li> <li>・<u>土地改良機械器具及び技術者等の把握並びに緊急貸出及び動員</u></li> </ul> </li> <li>○<u>災害復旧</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>農地、農業用施設等について特に必要がある場合の査定の実施</u></li> <li>・<u>被災農業者等に対する資金の融通</u></li> </ul> </li> <li>○<u>その他</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>農業関係被害状況の情報収集及び報告</u></li> </ul> </li> </ul>
(4) 指定 公共 機関	東日本旅客鉄道(株)鎌倉駅 "          北鎌倉駅 "          大船駅	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>鉄道、軌道施設の整備、保全</u></li> <li>・<u>災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保</u></li> <li>・<u>災害時の応急輸送対策</u></li> <li>・<u>鉄道、軌道関係被害調査及び復旧</u></li> </ul>
	東京電力 <u>パワーグリッド</u> (株) 藤沢支社	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>電力供給施設の整備及び点検</u></li> <li>・<u>災害時における電力供給の確保</u></li> <li>・<u>被災施設の調査及び復旧</u></li> </ul>
	<u>東京ガスネットワーク</u> (株)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>ガス供給施設の耐震設備</u></li> <li>・<u>災害時における都市ガス供給の確保</u></li> <li>・<u>ガス供給施設の被害調査及び復旧</u></li> </ul>
	東日本電信電話(株) <u>神奈川県事業部</u> <u>エヌ・ティ・ティ・コミュニケーション</u> (株) (株) <u>エヌ・ティ・ティ・ドコモ</u> <u>神奈川県支店</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>電気通信施設の整備及び点検</u></li> <li>・<u>電気通信の特別取扱</u></li> <li>・<u>電気通信施設の被害調査及び災害復旧</u></li> </ul>
	<u>KDDI</u> (株) <u>ソフトバンク</u> (株) <u>楽天モバイル</u> (株)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>電気通信施設の整備及び保全</u></li> <li>・<u>災害時における電気通信の疎通</u></li> </ul>
	日本赤十字社 <u>神奈川県支部</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>医療救護</u></li> <li>・<u>こころのケア</u></li> <li>・<u>救援物資の備蓄及び配分</u></li> <li>・<u>血液製剤の供給</u></li> <li>・<u>義援金の受付及び配分</u></li> <li>・<u>その他災害救護に必要な業務</u></li> </ul>

総 則 編	第 1 編 地震・津波災害対策
計 画 編	第 2 編 風水害対策
	第 3 編 その他の災害対策
	第 4 編 復旧・復興対策

総 則 編  
第 4 節 計画の推進主体とその役割

総 則 編	第 1 編
	地震・津波災害対策
	第 2 編
	風水害対策
計 画 編	第 3 編
	その他の災害対策
	第 4 編
	復旧・復興対策

関係機関名		事務・業務
(4) 指定公共機関	日本郵便(株)鎌倉郵便局 〃 大船郵便局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時における郵便物の送達の確保</li> <li>・救助物資を内容とする小包郵便物及び救助用又は見舞い用の現金書留郵便物の料金免除</li> <li>・被災者に対する郵便はがきの無償交付及び被災者が差し出す郵便物の料金免除</li> <li>・被災者の救援を目的とする<u>寄附金の送金のための郵便振替の料金免除</u></li> <li>・為替貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱</li> <li>・被災地域の地方公共団体に対する簡易保険積立金による応急融資</li> </ul>
	日本通運(株)藤沢支店	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策用物資の輸送確保</li> <li>・災害時の応急輸送対策</li> </ul>
	佐川急便(株)神奈川支店 <u>ヤマト運輸(株)湘南主管支店</u> <u>西濃運輸(株)茅ヶ崎支店</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>物資集積・搬送拠点、避難所等への物資の配送</u></li> <li>・<u>配送時における被災者の物資ニーズの収集</u></li> <li>・<u>荷役作業に必要な人員及び機材の提供</u></li> </ul>
(5) 指定地方公共機関等	江ノ島電鉄(株)鉄道部鎌倉駅 湘南モノレール(株)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄道、軌道施設の整備、保全</li> <li>・災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保</li> <li>・災害時の応急輸送対策</li> <li>・鉄道、軌道関係被害調査及び復旧</li> </ul>
	江ノ島電鉄(株)自動車部鎌倉営業所 京浜急行バス(株)鎌倉営業所 神奈川中央交通(株)藤沢営業所 (一社)神奈川県トラック協会湘南地区支部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災地の人員輸送の確保</li> <li>・災害時の応急輸送対策</li> <li>・<u>災害対策用物資の輸送確保</u></li> </ul>
	鎌倉市医師会 鎌倉市歯科医師会 鎌倉市薬剤師会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療施設の提供及び医療・救護活動等の実施</li> <li>・救護活動に必要な医薬品及び医薬器材の確保</li> </ul>
	(株)アール・エフ・ラジオ日本 (株)テレビ神奈川 鎌倉エフエム放送(株) (株)ジェイコム湘南・神奈川	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>気象予報、警報等の放送の周知</u></li> <li>・<u>緊急地震速報の迅速な伝達</u></li> <li>・<u>災害状況及び災害対策に関する放送</u></li> <li>・<u>放送施設の保安</u></li> </ul>
	陸上自衛隊東部方面混成団 海上自衛隊横須賀地方総監部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災関係資料の基礎調査</li> <li>・自衛隊災害派遣計画の作成</li> <li>・県及び市地域防災計画に合わせた防災に関する訓練の実施</li> <li>・人命又は財産の保護のために行う必要のある応急救護又は応急復旧</li> <li>・<u>民間事業者等への移行までの応急対策として災害廃棄物の撤去</u></li> <li>・災害救助のための防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与</li> </ul>
(6) その他	鎌倉商工会議所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市が行う商工業関係被害状況調査及び応急対策への<u>協力</u></li> <li>・<u>救助用物資、復旧資財の確保についての協力</u></li> </ul>

関係機関名		事務・業務
(6) その他	<u>病院等医療施設の管理者</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>避難施設の整備、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施</u></li> <li>・ <u>災害時における入院患者等の保護及び誘導</u></li> <li>・ <u>災害時における病人等の受入れ及び保護</u></li> <li>・ <u>災害時における被災負傷者の治療及び助産</u></li> </ul>
	<u>社会福祉施設の管理者</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>避難施設の整備、避難確保計画を含む非常災害対策計画の作成及び避難訓練の実施</u></li> <li>・ <u>災害時における入所者の保護及び誘導</u></li> </ul>
	<u>学校法人</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>避難施設の整備、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施</u></li> <li>・ <u>災害時における応急教育対策計画の確立と実施</u></li> </ul>

計 画 編	総 則 編
	第 1 編 地震・津波災害対策
	第 2 編 風水害対策
	第 3 編 その他の災害対策
第 4 編 復旧・復興対策	

## 第 5 節 計画の推進管理

総  
則  
編

第 1 編  
地震・津波災害対策

第 2 編  
風水害対策

第 3 編  
その他の災害対策

第 4 編  
復旧・復興対策

計  
画  
編

### 第 1 計画の着実な推進

この計画を推進するためには、各防災機関が多くの事業を実施する必要があるため、長期間にわたる投資が求められます。そこで地域社会の実情、各種対策の水準等を点検しながら、「減災」の考え方を基本方針として、緊急度の高いものから優先的かつ重点的に実施していきます。

また、国や県の財政措置を活用し、防災対策の第一線の機関として、市は防災力の一層の向上を図ります。

### 第 2 計画の点検と管理

地域防災計画は、災害対策基本法第42条第1項の規定に基づき、毎年点検を行います。必要があると認めるときは、災害対策基本法第16条及び鎌倉市防災会議条例に基づき設置される鎌倉市防災会議において、修正します。

総  
則  
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

計  
画  
編

# 第1編 地震・津波災害対策

総  
則  
編

第1編  
地震・津波災害対策

第2編  
風水害対策

第3編  
その他の災害対策

第4編  
復旧・復興対策

計  
画  
編



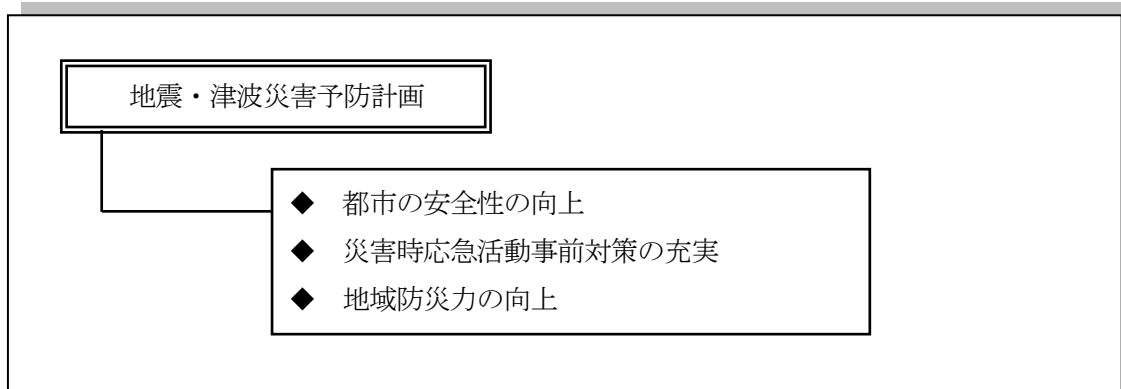
# 第1章

## 地震・津波災害予防計画

### 【地震・津波災害予防計画の体系】

地震・津波から市民の生命、身体及び財産を守り、安全で安心なまちの実現を目指し、必要な予防対策を、県、関係機関等と連携しながら一丸となって推進します。

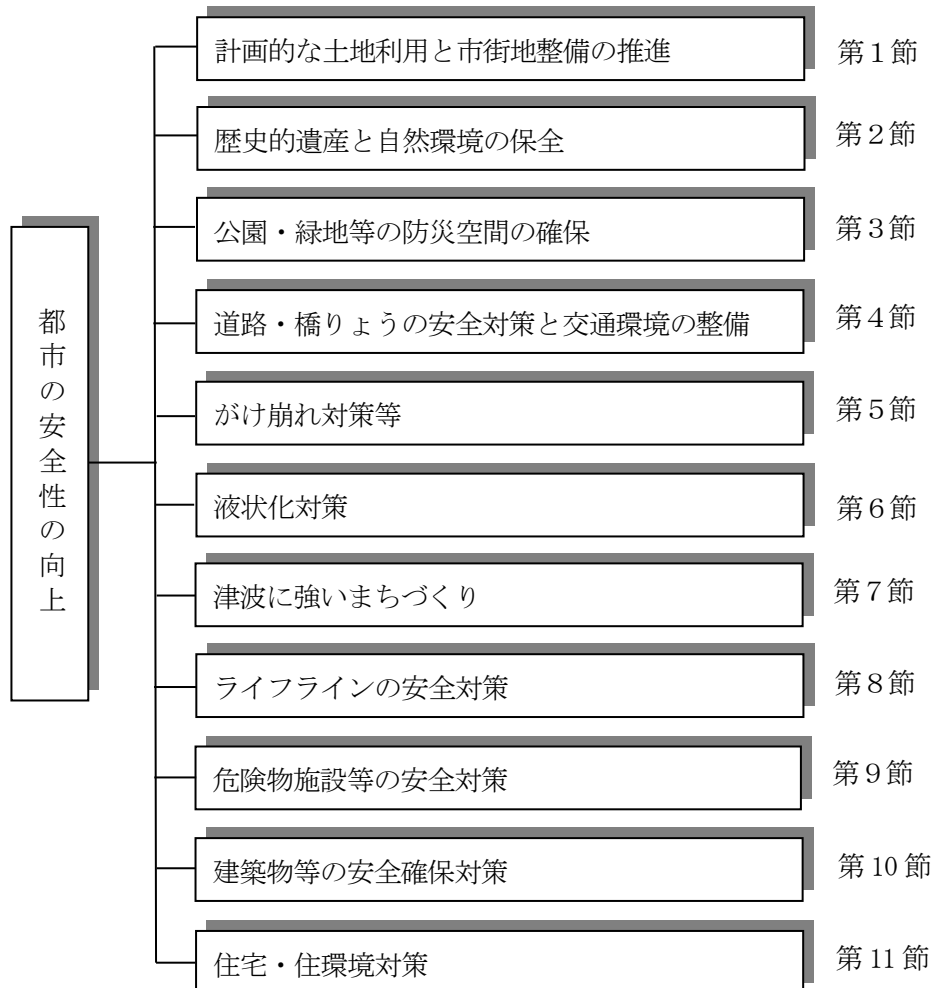
また、計画の推進にあたっては、ハード・ソフトを組み合わせることで一体的に取組を推進します。



## ◆ 『都市の安全性の向上』の構成

『都市の安全性の向上』では、災害の発生に備え、市の都市計画や公共事業等を実施するにあたり、都市の防災化を推進し、災害時において被害を最小限に防止するために必要な事項を定めます。

総 則 編
第1編 地震・津波災害対策
第2編 風水害対策
第3編 その他の災害対策
第4編 復旧・復興対策

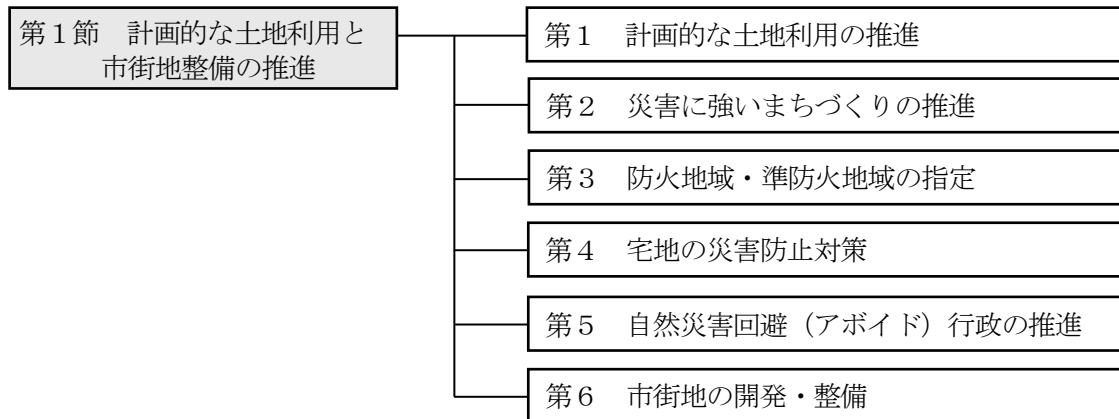


## 第1節 計画的な土地利用と市街地整備の推進

### 【施策の方向】

市及び関係機関が実施する各種都市基盤整備関連事業等を、都市の防災化の観点からとらえるとともに、震災に対して被害を最小化する「減災」の考え方も踏まえ、これを総合的に推進し、都市構造の安全性を向上させ、地震に強い都市基盤の整備を実現するための基本的な方向を定めます。

### 【施策の体系】



### 第1 計画的な土地利用の推進

災害に強い都市基盤の整備は、適正な土地利用を推進することが基本であり、市は、都市マスタープランや立地適正化計画等に基づき、計画的な土地利用や都市全体の都市機能と居住の誘導を図ります。

また、地震災害予防の観点から、市街地における上下水道、道路、公園等の整備や住工混在の解消等を推進します。

### 第2 災害に強いまちづくりの推進

本市は、大規模地震対策特別措置法第3条第1項による地震防災対策強化地域ではありませんが、近接地域であるため、都市防災構造化対策を総合的かつ計画的に推進していくことが必要です。

このため、避難場所、避難路、防災公園等の整備を含め、密集市街地を防災街区として整備し防災機能の確保を図るため、神奈川県都市防災基本計画等を踏まえ、鎌倉市都市防災基本計画の策定に取り組むなど、災害に強いまちづくりを推進します。

### 第3 防火地域・準防火地域の指定

市は、都市計画法第8条第1項第5号に基づく防火地域・準防火地域の指定には、用途地域や容積率との連携を基本に、避難場所、緊急輸送道路、防災拠点等も考慮して、その拡大を検討します。

## 第4 宅地の災害防止対策

市は、事業者等に対し、宅地造成等規制法及び都市計画法の規定に基づき事業を許可し、安全性に配慮した指導を行い、宅地造成地に発生する災害防止を促進していきます。

また、市は、盛土の安全性を把握する調査を進め、市内にある大規模盛土造成地の位置や規模を示した「鎌倉市大規模盛土造成地マップ」を作成・公表しており、当該マップの周知を推進するとともに、市民に対し、平常時から宅地や周辺の擁壁等を点検し、安全の確保に努めるよう意識の啓発を図ります。

## 第5 自然災害回避（アボイド）行政の推進

自然災害から市民の生命、身体及び財産を守るため、市民に対し、自然災害の発生する危険性が高い土地についての情報を的確に伝えるとともに、自然災害を回避した安全な土地利用を促進します。

### 1 施策展開の方向性

- (1) より精度の高い自然災害に対する情報の収集・整備に努め、わかりやすい情報提供を行います。
- (2) 自然災害発生の危険性の高い地域については、土地利用の規制及び安全な土地利用を誘導します。

### 2 推進事業

- (1) ハザードリスクの周知  
市は、各種ハザードリスクを地図化して市民に提供します。
- (2) 安全な土地利用の誘導  
市は、情報提供や現行法に基づく規制制度等を活用して、安全な土地利用を誘導します。

### 3 自然災害発生危険箇所の把握

自然災害発生の危険性が高い場所の把握のため、市は引き続き、国や県等と協力して、自然災害に対する詳細な危険箇所調査を実施していきます。

## 第6 市街地の開発・整備

市は、「第3次鎌倉市総合計画」、「鎌倉市都市マスタープラン」、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」等に基づき、市街地整備を進めており、今後も、計画に位置付けられている市街地開発・整備事業をはじめ、防災上、整備等が必要と考えられる地区について、各種事業手法による整備を促進していきます。

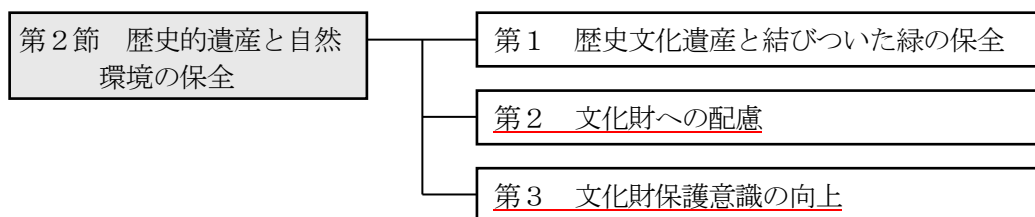
## 第2節 歴史的遺産と自然環境の保全

### 【施策の方向】

本市には、中世以来の建造物等数多くの文化財が存在していますが、大規模地震が発生した際には、これらの文化財にも影響が及ぶことが想定されます。

本節では、数多くの歴史的遺産を持つ都市として、歴史的遺産と自然環境の保全を図るための基本的な方針を定めます。

### 【施策の体系】



### 第1 歴史文化遺産と結びついた緑の保全

国指定史跡や歴史的風土特別保存地区をはじめ、重要な歴史文化資源と結びついた緑は、火災時の延焼防止機能を有することから、その保全に努めます。

また、これらの緑が分布する地域の多くでは、がけ崩れ、土石流のおそれがある箇所も含まれていることから、安全対策を併せて推進します。

### 第2 文化財への配慮

#### 1 文化財災害の予防

(1) 市及び市教育委員会は、文化財所有者及び管理者等と連携を図りながら、文化財を保護するための事前対策や応急対策等について情報の共有化を図ります。

(2) 市及び消防本部は、文化財防火デーを中心に、文化財保有社寺等において、関係者を含む合同の消防総合訓練や立入検査を実施し、文化財保護の予防対策の推進を図ります。

また、消防本部は、自動火災報知設備、放水銃、屋外消火栓等の消火設備を設置するよう、指導に努めます。

#### 2 被災文化財の修復・再生

(1) 市及び市教育委員会は、歴史的風致形成建造物等を地震災害から守るために、必要に応じて耐震調査や改修設計、内外装の修繕等を実施します。

(2) 市及び市教育委員会は、史跡等の文化財について、映像、図面等による災害発生前の状況の詳細な記録保存等、被災文化財の修復・再生のための対策を検討します。

(3) 市は、平常時から災害時における文化財と一般廃棄物のがれき等との混合防止対策について協議・検討を行います。

### 第3 文化財保護意識の向上

市及び市教育委員会は、県教育委員会と協力し、関係機関をはじめ、広く市民等に対し文化財保護意識の啓発に努めるとともに、文化財の所有者、管理者等に対し、地震災害対策の事前対策、応急対策等の必要性について啓発し、文化財保護意識の向上を図ります。

総  
則  
編

第1編  
地震・津波災害対策

第2編  
風水害対策

第3編  
その他の災害対策

第4編  
復旧・復興対策

計  
画  
編

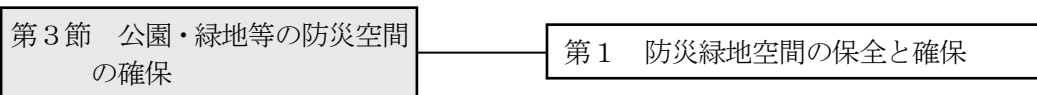
## 第3節 公園・緑地等の防災空間の確保

### 【施策の方向】

公園・緑地の確保は、災害時には、避難場所や救出・救助の活動拠点、緩衝帯となることが想定され、地域住民の安全・安心を確保していくうえで重要です。

本節では、緑を基盤とした安全性の高い都市空間を形成するための基本的な方針を定めます。

### 【施策の体系】



## 第1 防災緑地空間の保全と確保

都市公園（街区公園、地区公園、総合公園、風致公園等）、緑地、一団の農地は、災害発生時に、避難場所あるいは救援活動の拠点として機能するほか、ふく射熱の遮断等にも有効であり、防災上重要な役割を担っています。

また、街路樹や植栽帯等についても、火災延焼の防止機能や地震時に沿道の建物が道路側に倒壊することを防ぐ建物倒壊防止の機能が認められます。

市は、「鎌倉市緑の基本計画」（令和4年（2022年）3月改定）等に基づき、防災機能も考慮した公園、緑地の整備を推進するとともに、緑道、街路樹、民有地等の緑化を推進します。

### 1 都市の安全性を高める緑地の保全・創造

- (1) 減災の観点から、市街を分節してふく射熱が軽減できる緑地の保全・創造を図ります。
- (2) 指定避難所（ミニ防災拠点）や避難場所となる学校の敷地、都市公園等での防災・減災機能を向上させる緑化を推進します。

### 2 都市公園の計画的整備

- (1) 市は、防災公園街区整備事業等を活用し、防災機能を備えた公園の整備を推進します。
- (2) その他の都市公園等についても、防災公園としての機能強化を図るため、トイレ、井戸、池等災害発生時に有効に機能する施設の整備を推進するとともに、備蓄倉庫、耐震性貯水槽等の災害応急対策施設の整備を図ります。

### 3 市街地の安全性を高める緑のネットワーク形成

市は、市街地における地震火災によるふく射熱を軽減させるなど、安全な避難につながる緑を創造し、都市の安全性を向上させる緑のネットワークの形成に努めます。

総  
則  
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

計  
画  
編

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

## 第4節 道路・橋りょうの安全対策と交通環境の整備

総  
則  
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

計  
画  
編

第3編 その他の災害対策

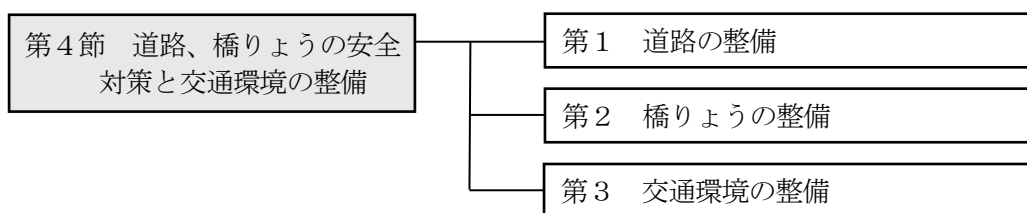
第4編 復旧・復興対策

### 【施策の方向】

道路、橋りょう及び交通環境は、震災時において、避難、消防、救援活動等に重要な役割を果たすとともに、火災の延焼を防止するなど、多様な機能を有しています。

本節では、防災都市づくりの骨格として、災害に強く、信頼性の高い道路網及び橋りょう並びに道路交通環境の整備に係る基本的な方針を定めます。

### 【施策の体系】



## 第1 道路の整備

本市の都市計画道路の整備率は全般に低く、平日・休日ともに慢性的に混雑した状況となっています。なかでも、鎌倉地域の道路網は、基本的に中世の形態を引き継いだものであり、歴史的環境の保全等、様々な制約を抱えていますが、災害時における救援物資の輸送道路の機能確保や救援活動等の円滑化を図るための対策を促進します。

### 1 道路の整備

- (1) 市は、災害時の緊急物資の輸送、救助・救急、消火活動等の応急活動を迅速かつ円滑に実施するため、防災拠点へのアクセス強化や市街地と高速道路とのアクセス強化等に必要な道路ネットワーク整備を国や県と一体となって進めます。
- (2) 市は、道路施設の計画的な修繕等、安全な道路環境の整備を図ります。

### 2 電線類の地下埋設化

市は、ライフライン機能の確保と併せ、避難路の確保、防災活動の円滑化のため、関係事業者と協力し、電線類の地中化を促進します。

### 3 う回路の調査

市は、被災した道路の早期復旧が困難で交通に支障を来す場合に対処するため、重要な道路に連絡するう回路をあらかじめ調査し、緊急時に備えます。

## 第2 橋りょうの整備

市は、老朽化した橋りょうについて、「鎌倉市橋りょう長寿命化修繕計画」（平成25年（2013年）3月）に基づき、計画的に修繕等を実施します。

また、その他の橋りょうについても、良好な状態を維持するため、定期点検や清掃等の維持管理に努め、災害に備えていきます。



### 第3 交通環境の整備

#### 1 災害に備えた道路交通環境

本市は、地理的条件から、災害時における道路交通の確保が極めて重要であり、次のようなハード・ソフト両面からの交通環境の充実に努めます。

- (1) 交通安全施設の補強等による耐震性の向上
- (2) 災害発生時の適切な交通規制
- (3) 災害発生時における放置車両等の排除措置
- (4) 災害発生時における道路交通情報提供の充実
- (5) 災害に備えた道路通行の安全の確保

#### 2 公共交通機能の向上策の検討

高齢化の進展とともに、地域で安心して住み続けられ、暮らしやすいまちづくりが求められている中で、地域に密着した公共交通の重要性はますます高まっています。こうした背景を踏まえ、地域公共交通の維持とあり方について計画の策定を進めます。

総  
則  
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

計  
画  
編

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

## 第5節 がけ崩れ対策等

総  
則  
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

計

画

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

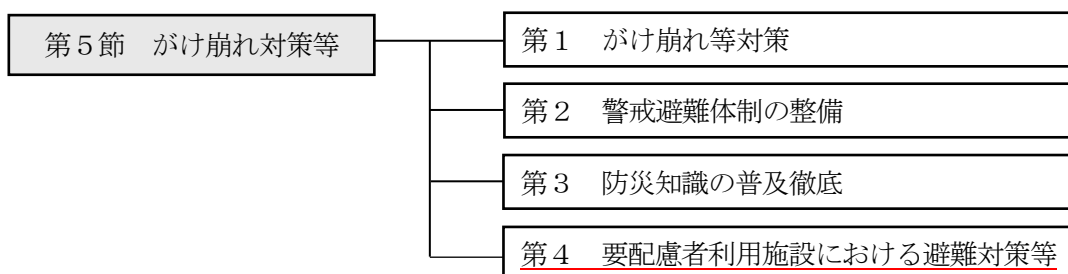
### 【施策の方向】

本市では、市内各地に急傾斜地が存在し、土砂災害が比較的起こりやすい地形条件を有しています。また、市街地が山裾まで迫っているため、土砂災害に対して弱い構造を有しています。更に、市街地の住宅地等に隣接する急しゅんな斜面樹林地の多くは、間伐、伐採等の管理頻度が低下したことで、土砂災害や倒木等の危険性が高まっています。

このため、危険区域を把握するとともに、市民への危険区域の周知や土砂災害を回避するための安全な土地利用の誘導、避難体制の整備等の対策を講じる必要があります。

本節では、土砂災害の未然防止及び被害軽減のための基本的な方針を定めます。

### 【施策の体系】



## 第1 がけ崩れ等対策

### 1 がけ崩れ等のおそれのある箇所の調査把握

市は、がけ崩れ、土石流等により人家に被害を及ぼすおそれのある箇所や今後、新規の住宅立地等が見込まれる区域において、被害を及ぼすおそれのある箇所を県と連携しながら、調査・把握するとともに、関係する土地所有者等に対し、その安全対策について指導・助言を行います。

### 2 急傾斜地崩壊危険区域の対策

急傾斜地の崩壊が助長又は誘発されるおそれがあり、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律及び関連基準に該当する場合は、市は、「急傾斜地崩壊危険区域」の指定、急傾斜地崩壊防止工事の実施、区域内の行為制限等について、県に要望するとともに、区域内のがけ崩れ等を未然に防ぐための協力を要請します。

表 急傾斜地崩壊危険区域の指定基準

項目	概要
指定基準	○傾斜度が30度以上、かつ高さが5m以上のがけ ○がけ崩れにより、危害が生じるおそれがある住家が5戸以上あるもの、又は5戸未満であっても官公署、学校、病院、旅館等に危害が生じるおそれがある区域

表 急傾斜地崩壊対策事業の概要（県の事業）

事業名称	対象の概要	内容
急傾斜地崩壊対策事業	○高さ5mを超える自然がけ ○崩壊により被害を受ける住家が5戸以上密集している区域	神奈川県が防災工事を実施

### 3 かけ地対策事業の推進

市は、既成宅地におけるがけ崩れや土砂の流出等による災害の発生を防止するため、①災害発生のおそれがある箇所に擁壁や排水施設の設置や改造等の防災工事をする方、②がけ崩れを誘発するおそれのある樹木の伐採等の工事をする方に対し、「既成宅地等防災工事資金助成制度」について周知するとともに、活用を働きかけ、防災工事の促進を図ります。

表 既成宅地等防災工事資金助成制度の概要

工事の種類	内 容	
	工事の内容	補助金の限度額
防災工事	落石防止網工（ネット）、コンクリート張り工等、がけの崩壊防止工事	工事費の1/2で、500万円が限度
伐採工事	伐採・枝払い等	工事費の1/2で、100万円が限度
助成対象の場所	宅地造成工事規制区域、急傾斜地崩壊危険区域及びこれらと同程度の区域内で、高さがおおむね2m以上、勾配30°以上の斜面の崩壊等により、人家等に被害が生ずるおそれのある箇所。	
防災工事対象建物	予想される被災の人家が新築・建替してから10年を経過していること。	
伐採工事対象建物	予想される被災の人家が新築・建替してから5年を経過していること。 （対象樹木は直径15cm以上）※竹は対象外	
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害が予想される場所が道路（通行人）の場合は、建物の築年数に関係なく助成の対象となる。</li> <li>・人家を新築・建替する目的の工事は助成の対象から除外する。</li> <li>・公共団体や公共企業体、宅地造成を業とする者等は、助成の対象から除外する。</li> </ul>	

### 4 保安林内の防災対策

国又は県が指定した保安林から周辺住宅への土砂の流出、崩壊等による災害が予測される場合は、市は、その防止のために県が行う保安林治山事業に協力します。

## 第2 警戒避難体制の整備

### 1 警戒避難体制の整備

土砂災害は、命の危険を脅かすことが多い災害であることから、避難指示等の発令により、できるだけ早く立退き避難を行うことが必要です。

総  
則  
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

計

画

編

第3編 その他の災害対策

第4編

復旧・復興対策

このため、市は、大きな揺れがあった場合等は、土砂災害の生じるおそれのある区域内や周辺住民に対して、躊躇することなく避難指示等を発令するなど、警戒避難体制の確立を図ります。

## 2 土砂災害警戒情報の伝達

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生危険度が高まり、より厳重な警戒が必要な場合に、市町村の防災活動や市民等の避難行動を支援するために、県と横浜地方気象台が共同で発表する防災情報です。

気象庁は、地震の揺れの大きかった地域については、地震による地盤の緩みを考慮し、土砂災害を対象とする大雨警報・注意報や土砂災害警戒情報の発表基準を引き下げて運用しており、市は、上記に留意し、市域に土砂災害警戒情報が発表された場合に備え、警戒避難体制、パトロール体制、地域住民及び関係機関への情報伝達体制等の整備を図ります。

## 3 避難措置

地震や余震に伴う土砂災害が発生するおそれがある場合、又は急傾斜地が崩壊し、その被害を拡大して人命に危険を及ぼすと予想される場合は、必要に応じて避難情報を発令し、被害の未然防止を図ります。

### (1) 市長が発令する避難情報

#### ア 高齢者等避難（警戒レベル3）

土砂災害が発生するおそれがある場合や高齢者等が危険な場所から避難すべき状況にある場合に発令

#### イ 避難指示（警戒レベル4）

急傾斜地等が崩壊し、その被害が拡大し人命に危険を及ぼすと予想される場合等に発令

#### ウ 緊急安全確保（警戒レベル5）

既に安全な避難ができず、命が危険な状況を示すもので、発令される前に避難を完了しておく必要があります。警戒レベル5は、必ず発令される情報ではありません。

## 4 避難情報の市民への伝達

市は、避難情報の伝達にあたり、防災行政用無線、鎌倉市防災・安全情報メール等により、迅速かつ適切に市民に伝達し、周知されるよう体制の整備に努めます。

なお、情報伝達にあたっては、要配慮者に十分配慮します。

また、異常発生時には、市民自らの確かな行動がとれる体制づくりを支援します。

## 第3 防災知識の普及徹底

市は、土砂災害ハザードマップ等の配布や広報紙での掲載等によるハザードリスクの周知や市民への土砂災害に関する知識の普及啓発を推進します。

特に、危険区域の市民に対しては、土砂災害の予防及び応急対策に関する知識の普及啓発に努めます。

また、土砂災害の前兆現象や災害時にとるべき行動について普及啓発に努めます。

## 第4 要配慮者利用施設における避難対策等

### 1 防災体制の確立

市は、要配慮者利用施設を土砂災害から守るために、施設の所有者又は管理者に対して、危険箇所及び危険区域、避難場所、警戒避難基準等の情報を提供し、地震発生時の防災体制の確立について指導・助言を行います。

### 2 避難確保計画の作成支援等

「土砂災害防止法」の改正により、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、土砂災害における防災体制や訓練の実施に関する事項を定めた「避難確保計画」の作成及び市長への提出、計画に基づく訓練の実施が義務となったことを受け、市は次のとおり実施します。

(1) 市は、土砂災害警戒区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、避難確保計画を策定する場合は、県と連携して積極的に支援を行います。

また、上記避難確保計画の作成・変更に伴い、施設管理者等から避難確保に関する計画の報告があったときは、内容を確認し、必要に応じて助言等を行います。

(2) 市は、上記避難確保計画に基づいて実施される避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めます。

総  
則  
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

計  
画  
編

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

## 第6節 液状化対策

総  
則  
編

第1編  
地震・津波災害対策

第2編  
風水害対策

計  
画  
編

第3編  
その他の災害対策

第4編  
復旧・復興対策

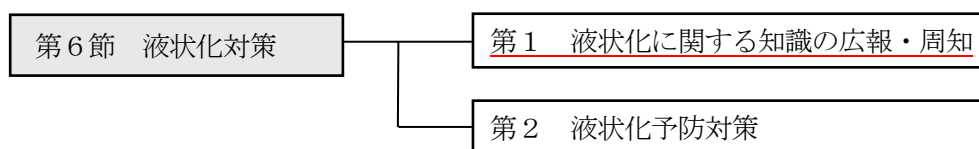
### 【施策の方向】

地震による被害は、地盤の特性に大きく影響され、河川の流域や埋立地、沿岸部等の主に砂質地盤がある地域においては、液状化の発生が懸念されます。

市では、大規模な構造物は地下深く、固い支持層まで杭を打つなど、液状化対策を指導してきましたが、戸建ての住宅等には対策工法の普及はまだまだ進んでいません。

本節では、こうした実情を踏まえ、液状化予防に係る基本的な方針を定めます。

### 【施策の体系】



## 第1 液状化に関する知識の広報・周知

市内における液状化の発生のおそれのある地域は、柏尾川や滑川等の河川の流域沿いに分布しています。

また、(財)神奈川都市整備技術センターでは、県内の公共事業で行われた地質調査結果を電子的に一元管理し、その情報を更新するとともに公開しています。

市は、県が平成27年（2015年）3月に公表した地震被害想定調査結果をもとに作成した「液状化危険度マップ」や「揺れやすさマップ」等を活用し、液状化の危険度等についての広報・周知や情報提供を行います。

## 第2 液状化予防対策

市は、地震において液状化現象の発生が予想される地域に立地する公共施設について、適切な液状化対策を講じることにより被害の軽減に努めるとともに、その他の一般建築物については、液状化対策工法等の市民への広報・周知を図ります。

## 第7節 津波に強いまちづくり

### 【施策の方向】

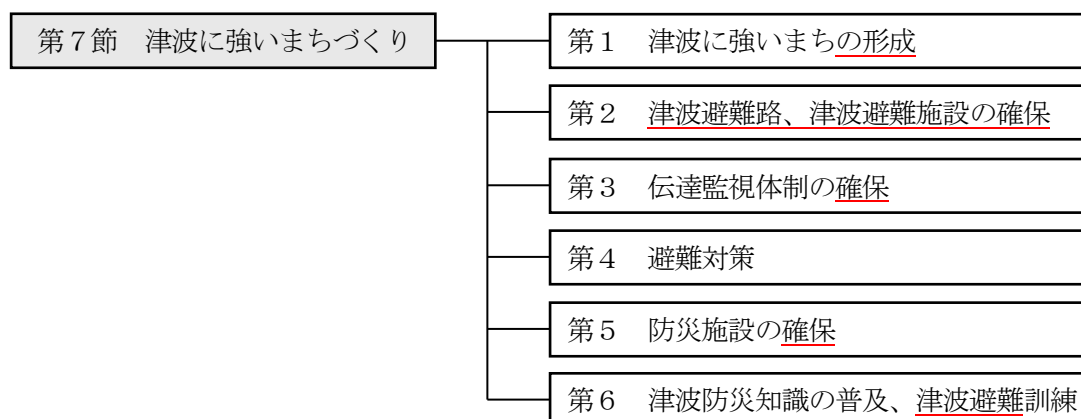
本市は、相模湾の比較的浅い海底下を震源とする地震が発生した場合、極めて短時間に津波の来襲が予測されており、計画的に津波防災対策を推進する必要があります。

津波対策を検討するにあたっては、発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす「最大クラスの津波」（L2津波）と、津波高は低いものの大きな被害をもたらす「比較的発生頻度の高い津波」（L1津波）の2つのレベルを考慮する必要があります。

また、「津波対策推進法」及び「津波防災地域づくり法」に基づき、津波に関する防災教育及び訓練の実施、避難場所、避難経路、津波避難施設の指定等の津波避難対策を実施する必要があります。

本節では、大規模地震に伴い発生する津波から本市の地域と市民の生命、身体及び財産を守るために、津波に強いまちづくりに向けた基本的な方針を定めます。

### 【施策の体系】



### 第1 津波に強いまちの形成

#### 1 津波避難を考慮したまちづくり

市は、津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による高台への避難を原則としつつ、地域の実情を踏まえ、避難場所、避難路の確保等、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指します。

なお、地理的条件や土地利用状況等により、このような対応が困難な地域については、津波到達時間等を考慮して、民間施設の活用や避難施設の新設による避難場所の確保等に努めます。

#### 2 津波防災の観点からのまちづくり

市は、地域防災計画、都市計画、交通計画等の計画相互の有機的な連携を図るため、日常の計画行政から関係部局による共同の取組を進め、津波防災の観点を取り入れたまちづくりを推進します。

### 3 公共施設、要配慮者利用施設等の津波対策

市は、公共施設、要配慮者利用施設を新設する場合は、できるだけ津波浸水の危険性の低い場所に立地するよう誘導するものとします。浸水のおそれのある場所に立地している場合には、建築物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄等、施設の防災拠点化を図るとともに、避難等のソフト対策と一緒に防災への重点的な取組を行っていきます。

### 4 津波災害特別警戒区域や津波災害警戒区域の指定

県知事は、津波による危険の著しい区域について、人的災害を防止するため、津波災害特別警戒区域、津波災害警戒区域の指定について検討します。

市は、市域において津波災害警戒区域等の指定のあったときは、当該区域ごとにおける避難体制の整備や津波に関する情報を市民に周知するための印刷物を配布するなど、必要な措置を講じます。

## 第2 津波避難路、津波避難施設の確保

### 1 津波避難路の確保

市は、安全な避難を支援するため、幅員・避難経路の連続性等を考慮した津波避難路の整備や狭あい道路等の解消に努めます。

### 2 津波避難建築物の確保

市は、津波が発生した際の一時避難のため、津波浸水想定区域内（特に津波避難困難地域）の公共施設や民間ビルの協力を得て、津波避難建築物の指定を推進します。

また、区域内に新たに公共施設の新築や建替えをするにあたっては、津波避難建築物としての活用できるよう検討します。

### 3 避難空地の確保

市は、津波の発生が予想され、緊急的な避難を必要とした際の一次的な避難施設として、避難空地の追加指定を進めます。

## 第3 伝達監視体制の確保

市は、市民をはじめ、来街者（観光客）、海浜利用者が迅速に避難できるよう、防災行政用無線、鎌倉市防災・安全情報メール等伝達手段の充実や津波警報等伝達体制及び津波監視体制の強化を図ります。

また、避難情報を迅速に収集できるよう、関係機関に対してGPS波浪計の設置を要請します。



表 津波避難指示等の市民への伝達手段

・防災行政用無線	・鎌倉市防災・安全情報メールサービス
・サイレン	・ケーブルテレビ（(株)ジェイコム湘南・神奈川）
・ラジオ（鎌倉エフエム放送）	・市ホームページ
・緊急速報メール（エリアメール）	・津波フラッグ 等

総  
則  
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

計  
画  
編

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

## 第4 避難対策

### 1 津波避難対象区域の設定

市は、「津波ハザードマップ」を作成するとともに、県で公表されている複数の津波浸水想定区域図をもとに、津波避難対象区域を設定しています。

### 2 避難体制の整備

#### (1) 津波避難計画の周知

市は、津波避難計画（全市版及び地域別実施計画）に基づき、地域の安全な避難体制を整えるとともに、市民への周知を図ります。

なお、津波避難計画の見直し等にあたっては、避難行動要支援者等、避難について特に配慮を要する方の津波からの避難について留意するほか、夜間の避難行動を考慮した計画づくりに努めます。

#### (2) 避難指示の発令基準の作成

市は、「避難情報に関するガイドライン」（令和3年（2021年）5月内閣府公表）を参考に、避難指示の発令の判断基準や具体的な考え方を定めます。

### 3 徒歩避難の原則

地震・津波発生時には、家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とします。

市は、防災訓練や防災講話等において、徒歩避難の原則の周知に努めます。

ただし、要配慮者利用施設の避難においては、車両の利用も検討していきます。

### 4 屋外での津波に関する情報の充実

市は、津波避難誘導標識（ピクトグラム、外国語表記）や津波注意看板、海拔表示板の設置拡充に努めるとともに、津波フラッグの周知を図ります。

### 5 避難誘導における職員等の安全確保対策

(1) 市民、自主防災組織等は、自身の身の安全を確保した上で、上記の行動ルールを踏まえつつ、地域の避難行動要支援者を適切に避難誘導します。

(2) 市職員、消防職員、消防団員等は、市民へ情報を伝達する際には、津波到達予想時刻を勘案して迅速に活動方針を決定し、自らの身の安全確保に留意します。

また、情報伝達活動に従事する者は、あらかじめ高台等の避難場所を確認しておきます。

## 6 浸水範囲及び浸水深の周知

市は、津波ハザードマップや防災講話等により、予測される津波浸水範囲や浸水深等を市民に周知します。

## 7 社会福祉施設、介護保険施設等における防災計画等の策定

津波による浸水が想定される土地に立地している社会福祉施設や介護保険施設等においては、津波の発生時においても、円滑かつ迅速な避難が必要であることから、津波発生時の避難対応も含めた防災計画等を策定するよう努めます。

## 第5 防災施設の確保

### 1 護岸等の点検・整備

施設管理者は、沿岸域の護岸等について、建設年次の古い施設を対象に老朽度、天端高の点検及び耐震性診断を進めます。また、堤体の安全性、津波への有効性について問題がある施設については改修、補修、補強等の措置を計画的に実施します。

### 2 河川護岸等の点検・整備

市は、建設年度の古い河川護岸等の点検を実施し、改修、補強、かさあげ等、必要な対策を計画的に実施します。

また、水門や河口せきの設置等について、国・県と協力して検討していきます。

◆ 資料3-4：津波来襲時の緊急避難建築物・空地等一覧表

## 第6 津波防災知識の普及、津波避難訓練

### 1 津波防災意識の啓発

(1) 市は、「地震の次は津波、警報を待たずに避難する」「避難すれば助かる」の認識が沿岸地域に限らず、全市民及び来訪者の津波に対する共通意識として定着するよう、次に示す「津波に対する心得」を基本とし、あらゆる機会を通じて啓発に努め、その周知徹底を図ります。

### (2) 津波防災に関する普及啓発

市は、津波情報が発せられた場合に、市民が的確な避難行動ができるよう、津波警報等、避難指示、津波浸水想定の数値等の意味や内容、徒歩避難の原則、防災に関する様々な動向や各種データ等について、各種媒体を活用し、市民等にわかりやすく継続的に周知します。特に「津波防災の日」（11月5日）においては、積極的に広報を実施します。

表 津波に対する心得

<p><b>【一般編】</b></p> <p>①過去の津波経験にとらわれず、強い地震（震度4程度以上）若しくは長時間のゆっくりした揺れを感じたら、すぐに海浜から離れ、付近の高台等に避難する。</p> <p>②海水浴場、沿岸施設等で「津波フラッグ」が掲示された場合は、すぐに避難を開始する。</p> <p>③避難にあたっては、徒歩によることを原則とする。</p> <p>④正しい情報をラジオ、テレビ等を通じて入手する。</p> <p>⑤地震を感じなくても、津波警報が発表された場合は、沿岸の危険な区域にいる人は、すぐに避難する。また、周辺に気づかない人がいた場合は、呼びかけを行う。</p> <p>⑥津波注意報でも、海水浴や磯釣りは、危険なので行わない。</p> <p>⑦津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報が解除されるまで気をゆるめない。</p> <p>⑧津波は第一波よりも第二波以降の方が大きくなる可能性がある。</p>	<p><b>【船舶編】</b></p> <p>①強い地震を感じたときは、すぐに港外の水深の深い、広い海域へ退避する。</p> <p>②正しい情報をラジオ、テレビ、無線等を通じて入手する。</p> <p>③地震を感じなくても、津波警報、注意報が発表されたときは、すぐに港外へ退避する。</p> <p>④港外へ退避できない小型船舶は、係留網の補強措置や陸上への引き上げと固縛により流出を防ぐ。</p> <p>⑤津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報が解除されるまで気をゆるめない。</p>
--	--

出典：「津波対策関係省庁連絡会議」申し合わせ（平成11年（1999年）7月12日）に加筆

## 2 防災教育の実施

### (1) 学校等における防災教育

各学校は、住んでいる地域の特徴や過去の災害の教訓等について継続的な防災教育を実施し、児童・生徒が自主的に行動ができるように努めます。

また、外出先等で津波被害に遭う可能性もあることから、津波被害の可能性が低い地域においても、津波に関する防災教育を推進します。

### (2) 危機意識の共有等

市は、津波発生時に、市民が刻々と変わる状況に臨機応変の避難行動を取ることができるよう、防災教育等を通じ、あらゆる関係主体等による危機意識の共有に努めます。

## 3 海拔表示板等による周知

市は、公共施設等への海拔表示板の設置や津波一時避難施設への表示板の貼付、津波一時避難施設までの経路上における津波誘導表示等、市民が日常生活の中で、常に津波災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるよう取組を推進します。

また、過去の津波被害の理解を深めるために、浸水標識等の設置を検討します。

## 4 津波知識の広報

市は、広報紙、パンフレット等の広報媒体を活用するとともに、防災訓練、防災講話等のあらゆる機会をとらえて、津波に関する正しい知識の啓発、対策の周知等を積極的に広報します。

総  
則  
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編

風水害対策

第3編

その他の災害対策

第4編

復旧・復興対策

計  
画  
編

### 5 津波避難訓練の実施

市は、県、警察、海上保安庁、自衛隊や民間の救援組織、地域住民、事業所等と一体となつて、沿岸地域を重点に津波警報等受伝達訓練、津波監視訓練、避難・退避誘導訓練等の実践訓練を定期的実施します。その際には、要配慮者等の避難に配慮した訓練の実施に努めます。

また、訓練の実施にあたっては、最大クラスの津波やその到達時間を踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うよう努めます。

総  
則  
編

第1編  
地震・津波災害対策

第2編  
風水害対策

第3編  
その他の災害対策

第4編  
復旧・復興対策

計  
画  
編

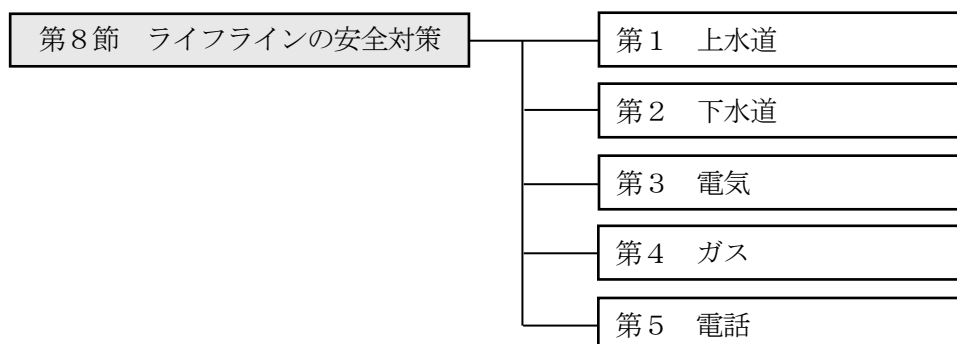
## 第8節 ライフラインの安全対策

### 【施策の方向】

上・下水道、電気、ガス等のライフラインは、市民生活に欠かすことのできない施設であり、また、ライフラインの被災は、市民の避難、救命・救助等の応急対策活動等に支障を与えるとともに、避難生活の環境悪化等をもたらします。

本節では、震災時にもライフラインの機能が確保できるよう、基本的な方針を定めます。

### 【施策の体系】



### 第1 上水道

本市の上水道は、県企業庁が給水しています。県企業庁は、主要水道施設の耐震化や水道管路の耐震化を進めており、市は県企業庁と連携し、設備の適切な維持管理を図ります。

県企業庁は、管路について、送水管や配水管の老朽化や重要性に基づき、耐震性の向上を図るため、耐震継手管布設の導入等の整備を進めており、今後も施設の安全性の向上に努めることとしています。

更に、市は、断水時の飲料水や生活用水を確保するため、個人所有等の井戸水の活用を図ります。

### 第2 下水道

市は、汚水管きよの耐震化対策として、避難所等の排水を受ける管きよや緊急輸送道路等の重要度が高い道路に埋設されている管きよのほか、老朽化が進んだ管きよについて、優先順位をつけながら更新を行うなど、計画的に耐震機能の向上に努めており、今後も下水道施設の耐震化や下水道幹線を主体とした再整備事業を推進します。

また、下水道施設の災害に対する安全性を確保するため、浄化センター（下水道終末処理場）のバックアップ体制の整備を進めます。

更に、停電時に備え、浄化センター及びポンプ場の非常用自家発電設備の適正な維持管理や、処理施設の処理能力を最小限維持するため、再生可能エネルギーを活用した非常用発電装置等の設置について検討します。

### 第3 電気

東京電力パワーグリッド(株)は、災害に強い電力設備づくりとして、送電系統の二重三重のネットワーク化を進めており、今後も液状化等にも配慮した耐震化を推進するとともに、共同溝の整備等、一層の防災性の向上に取り組みます。

また、被害を最小限にとどめ、早期復旧を可能にするため、施設の多元化、分散化、管路の多重化等を進めるとともに、被害状況の把握、復旧システムの充実強化、応急復旧資機材の整備等を進めます。

### 第4 ガス

#### 1 都市ガス

東京ガスネットワーク(株)は、ガス施設の機能確保のため、系統の多重化、拠点の分散等に努めるとともに、臨時供給のための移動式ガス発生設備等の整備に努めます。

また、ガスを安定的かつ適切に供給するため、一般家庭等において、感震遮断機能を有するガスメーター(マイコンメーター)や緊急遮断装置の設置を推進します。

地震が発生した際の供給停止区域を最小限に抑えるため、低圧導管網を複数のブロックに分け、被害が大きい地域との切り離しが可能となっています。

特に液状化や津波被害が想定される地域については、ブロックを細分化し、被害が広範囲に及ぶことを防止しています。(津波ブロック)

#### 2 LPガス

LPガス事業者は、容器の転倒防止策を講ずるとともに、耐震遮断装置及びガス漏れ警報器の設置に努めます。

### 第5 電話

電気通信事業者は、建物や無線鉄塔等の耐震化、中継ケーブルの複数ルート分散、災害対策機器類の配備等を行います。

携帯電話事業者は、停電時の停波を防止するため、基地局に設置されているバッテリーの増設や発電機の拡充、伝送路の複数経路化等に努めます。

また、輻輳(ふくそう)対策として、東日本電信電話(株)は、「災害用伝言ダイヤル(171)」を、携帯電話事業者は「災害用伝言板」をそれぞれ運用しており、事業者及び市等は、その活用について周知します。

## 第9節 危険物施設等の安全対策

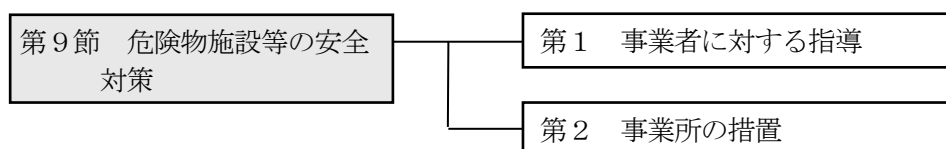
### 【施策の方向】

市内にはガソリンスタンドに代表される危険物施設が混在立地しており、また、工場や各種研究機関には、高圧ガスや都市ガス、毒物・劇物等の危険物施設等が存在します。

危険物施設等は、貯蔵又は取り扱う物質の性質上、災害が発生した場合、周囲に及ぼす影響が非常に大きく、多大な被害を生ずる可能性があります。

本節では、危険物施設等の安全確保対策に係る基本的な方針を定めます。

### 【施策の体系】



## 第1 事業者に対する指導

### 1 保安体制に対する指導

- (1) 市及び消防本部は、危険物施設等の事業者に対し、施設・設備の耐震化を促進するとともに、保安体制の充実、防災訓練の実施等、必要な対策を講じるよう指導します。
- (2) 消防本部は、危険物施設等に対し予防査察を行い、危険物の製造、貯蔵又は取扱いについて指導及び査察を実施し、危険物施設の位置、構造及び設備の基準維持並びに不備欠陥事項のある対象物の改修・改善を促進します。

### 2 危険物の防災教育

消防本部は、危険物施設等の事業者に対し、講習会を行うとともに、予防査察時を通じて従業員等に対し、危険物に対する保安教育を徹底するよう指導します。

## 第2 事業所の措置

各事業所は、危険物施設等からの火災、爆発等による被害の発生、拡大を防止するため、施設等の耐震化、緊急保安体制の確立、防災訓練の実施、防災資機材の整備等、必要な措置を行います。

表 関係法令

区分	関係法令
危険物	消防法
高圧ガス	高圧ガス保安法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律
都市ガス	ガス事業法
火薬類	火薬類取締法
毒・劇物	毒物及び劇物取締法

## 第10節 建築物等の安全確保対策

総  
則  
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編

風水害対策

計  
画  
編

第3編

その他の災害対策

第4編

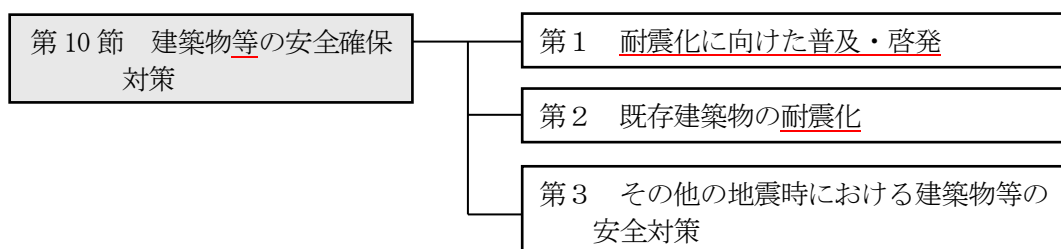
復旧・復興対策

### 【施策の方向】

本市は、大規模地震対策特別措置法第3条第1項による地震防災対策強化地域に指定されてい  
ませんが、近接地域であるため、建築物の耐震化を促進し、地震災害による被害の拡大を事前に  
防止する必要があります。

本節では、建築物に対する耐震診断・耐震改修工事、落下物対策等地震に対する安全性向上の  
ための基本的な方針を定めます。

### 【施策の体系】



### 第1 耐震化に向けた普及・啓発

市は、昭和56年（1981年）5月31日以前の建築基準法の耐震基準（旧耐震基準）の住宅や多数  
の者が利用する建築物の所有者等に対して、地震に対する建築物の安全性を確保することの重要  
性を認識してもらうなど、耐震化に対する意識の向上を図るため、意識啓発や知識の普及を行  
います。

### 第2 既存建築物の耐震化

市は、「鎌倉市耐震改修促進計画」（令和4年（2022年）3月改定）に基づき、地震防災上重  
要となる建築物の耐震化を図るとともに、住宅や多数の者が利用する建築物等の耐震化を促進  
します。

#### 1 公共建築物の耐震化

- 市は、公共建築物の耐震化を進めるとともに、地震発生時における安全性の向上を図る  
ため、老朽化した公共建築物の外壁タイル等の大規模修繕を進めます。
- 特に、被災後、復旧活動の拠点となる建築物の耐震性の向上を積極的に促進します。

#### 2 住宅の耐震化

- 市は、住宅の耐震化を図るため、「鎌倉市耐震改修促進計画」（令和4年（2022年）3  
月改定）に基づき、住宅の所有者等に対する耐震診断、耐震改修工事の指導・助言や普及・  
啓発を行います。
- 市は、「窓口耐震相談」や「木造住宅耐震改修工事費等補助事業」等の支援策の周知及  
び活用促進により、旧耐震基準で建築された住宅の耐震化を積極的に促進します。

#### 3 多数の者が利用する建築物の耐震化



多数の者が利用する建築物について、耐震診断、耐震改修が必要とされた建築物については、早急に耐震改修や建替えができるよう、市は、国や県と連携して必要な環境整備を進めます。

#### 4 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化

地震により、緊急輸送道路等の防災上重要な道路に接する建築物の倒壊等で通行障害が起こらないように、緊急輸送道路沿道の建築物について耐震化を促進することが重要です。

このため、市は、耐震診断義務路線及び耐震診断努力路線を指定し、緊急輸送道路沿道の一定の高さ以上の旧耐震基準の建築物について、耐震化を促進します。

### 第3 その他の地震時における建築物等の安全対策

市は、建築物の耐震化促進のほかに、地震発生時における安全性の向上を図るため、次の取組を進めます。

#### 1 ブロック塀、石塀等の安全対策

- (1) ブロック塀等を新設又は改修しようとする設置者に、建築基準法施行令第62条の8に定める技術基準の遵守を指導します。
- (2) 通学路や避難路等に面した危険なブロック塀等については、「危険ブロック塀等対策事業補助制度」を活用し、撤去の促進を奨励し、倒壊による被害の防止を図ります。

#### 2 窓ガラス、外壁等の落下防止対策

市は、窓ガラス、外壁、看板等の落下の危険性のある建築物の所有者等に対して適正な維持管理の啓発を行います。

#### 3 エレベーターにおける閉じ込め防止対策

エレベーターにおける閉じ込め防止等を図るため、市は、公共施設に設置しているエレベーターの閉じ込め防止装置（機能）の設置を促進します。

また、民間事業者等に対するエレベーターの閉じ込め防止対策の必要性について、普及啓発を図ります。

#### 4 建築物の防災対策

- (1) 市は、中小雑居ビル対策として、当該建築物の所有者、消防機関等の協力を得て必要な防火避難施設の改善を指導します。
- (2) 市は、「建築物防災週間」において対象建築物等の立入調査を行い、施設の改善指導を実施します。

総  
則  
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

計  
画  
編

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

## 第11節 住宅・住環境対策

総  
則  
編

第1編  
地震・津波災害対策

第2編  
風水害対策

計

画  
編

第3編  
その他の災害対策

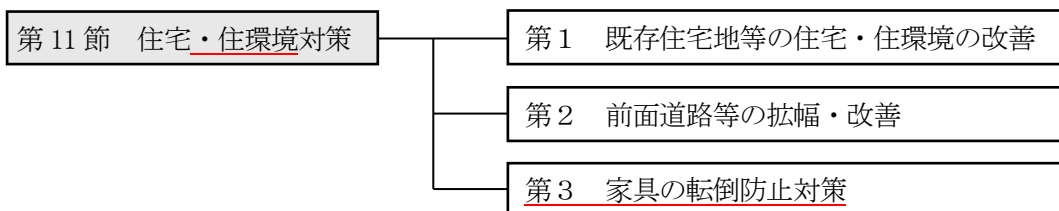
第4編  
復旧・復興対策

### 【施策の方向】

想定される地震被害を最小限度にとどめ、発生後いち早く都市機能の復活を果たすためには、住宅の耐震化に加えて、都市としての住環境の改善が必要です。

本節では、地震に強い住環境の創出をめざし、基本的な方針を定めます。

### 【施策の体系】



### 第1 既存住宅地等の住宅・住環境の改善

市は、古い木造住宅等が密集している地域や道路、公園等の都市基盤未整備の地区、老朽化したマンション等について、地震等の災害に対処するため、住宅環境の改善を促進するとともに、住宅等の改善補強・建替えの推進方策を検討します。

### 第2 前面道路等の拡幅・改善

建築物が立ち並んでいる幅員4m未満の狭あい道路は、避難又は通行の安全に支障をもたらすため、市は、道路の拡幅に向け、改善指導を行います。

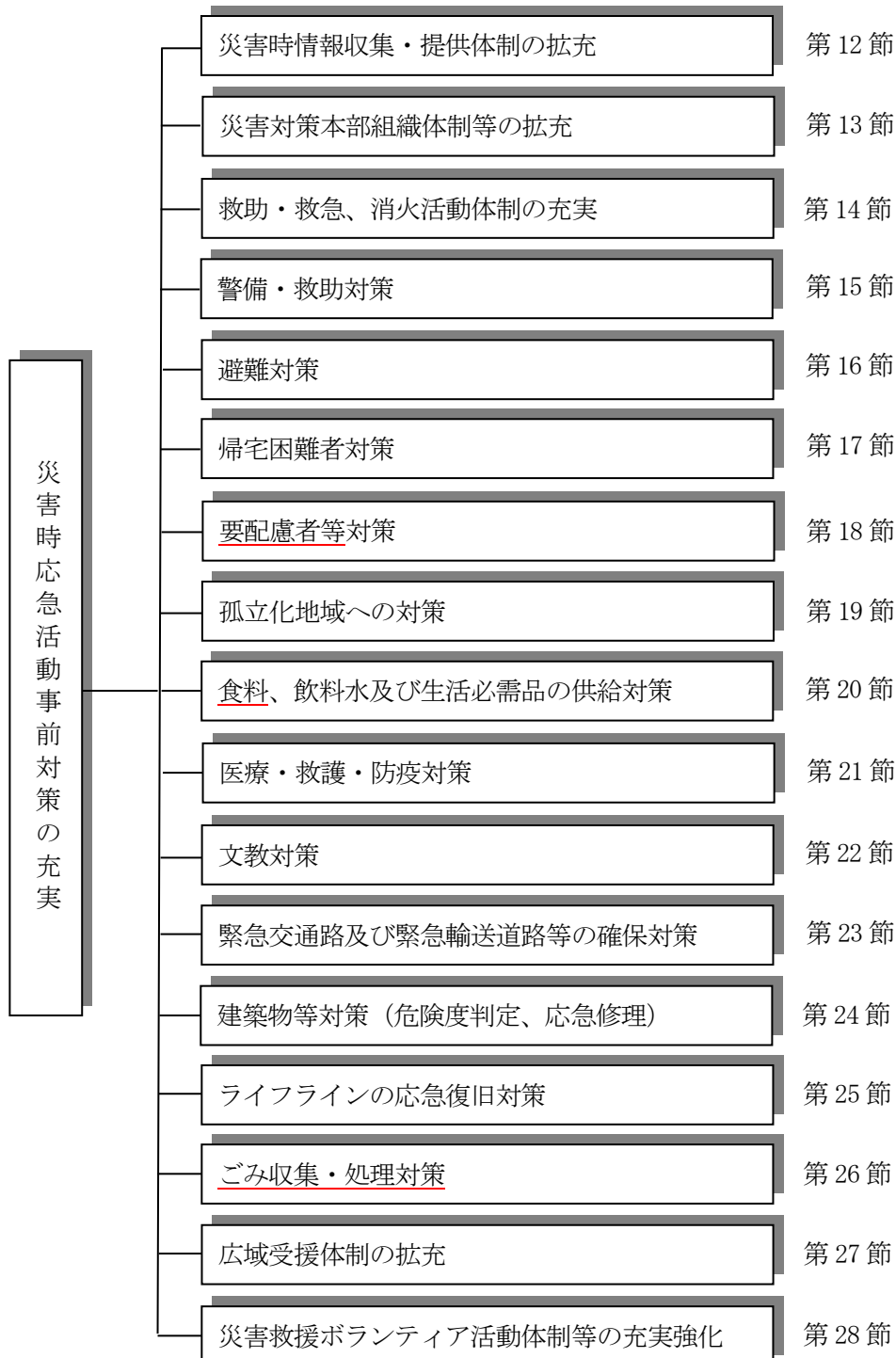
### 第3 家具の転倒防止対策

市は、屋内での被害を最小限にとどめるため、家具固定等の転倒防止対策の普及を図ります。

◆ 『災害時応急活動事前対策の充実』の構成

大規模地震が発生した場合、発災直後の応急対策活動を適切に実施することが、二次災害等による被害の拡大を防止又は軽減するための鍵といえます。

『災害時応急活動事前対策の充実』では、地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった場合、あるいは地震災害が発生した場合に、市民及び関係機関が速やかに応急対策活動を講じられるよう、平常時に実施すべき事前対策について定めます。



総 則 編
第1編 地震・津波災害対策
第2編 風水害対策
第3編 その他の災害対策
第4編 復旧・復興対策

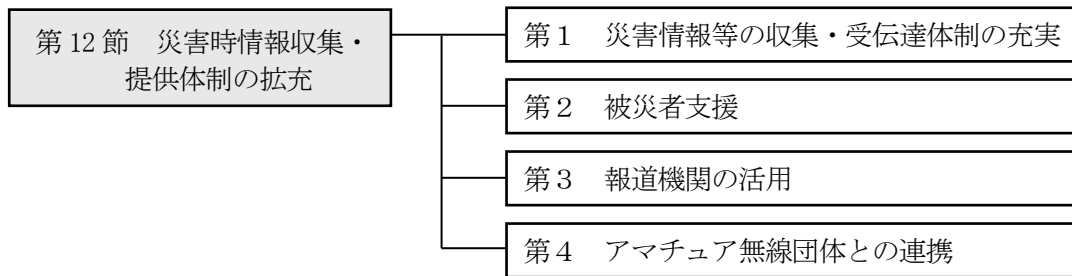
## 第12節 災害時情報収集・提供体制の拡充

### 【施策の方向】

震災時には、気象、地震情報、避難情報等、様々な情報を的確に収集・把握し、処理・判断するとともに、市民及び関係機関に対して迅速・的確に伝達し、初動体制の確立を図る必要があります。

本節では、迅速・的確な情報の収集・伝達体制の確立に向けた基本的な方針を定めます。

### 【施策の体系】



### 第1 災害情報等の収集・受伝達体制の充実

#### 1 通信手段の整備充実

- (1) 市は、災害時の情報提供及び情報伝達体制の強化を図るため、防災行政用無線の完全デジタル化、衛星携帯電話の更新、インターネット、衛星通信等、通信手段の整備充実を図ります。
- (2) 市は、災害情報収集や被災状況の調査においてドローンの活用を推進するとともに、防災・減災において、AIやデジタル技術の活用を検討します。
- (3) 市は、市役所本庁舎等における太陽光発電等の再生可能エネルギーを導入するなど、非常時の電源確保に努めるとともに、非常通信回線の確保を図ります。

#### 2 通信施設の効果的な運用

- (1) 市は、災害発生時に初期体制の強化を図るため、県防災行政通信網の運用及びMCA無線の運用等、各種通信手段の効果的な運用を図ります。また、他の関係機関等の通信施設の活用を図ります。
- (2) 市は、市民等への確実な情報伝達のため、全国瞬時警報システム（J-ALERT）の着実な運用に努めます。

#### 3 システムの適切な管理及び操作の習熟

市は、災害時の円滑な情報の受伝達を図るために、災害情報に関するシステムや資機材を適切に管理するとともに、これらの運用に関する職員研修や実践的な訓練を継続的に実施するなど、機器操作の習熟に努めます。

#### 4 災害情報受伝達体制の充実

市は、地震、津波、その他の災害時における迅速かつ的確な応急対策活動を行うため、防災行政用無線、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）、鎌倉市防災・安全情報メール、緊急速報メール（エリアメール）、ケーブルテレビ（(株)ジェイコム湘南・神奈川）、ラジオ（鎌倉エフエム放送を含む）、携帯電話等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るよう努めます。

また、庁内各課の他システムとの連携等により、さらなる高度な活用や新たな伝達手段の導入を検討します。

### 第2 被災者支援

#### 1 被災者への的確な情報提供

(1) 市は、被災者を支援するため、あらかじめ災害発生後の時間経過に応じた情報の収集、提供を行う体制の整備に努めます。

なお、被災者の支援情報は、防災行政用無線等の伝達手段によるほか、報道機関の協力を得て的確に提供するよう努めます。その際、要配慮者にも配慮した提供方法とするよう努めます。

(2) 市は、避難所において、インターネット等を利用できる環境づくりを推進します。

#### 2 被災者支援に関する情報システムの構築

(1) 市は、罹災証明書の交付、義援金の給付等の被災者支援業務を円滑に実施するため、被災者の住所や家屋等の情報を効率的に処理する被災者台帳システムの導入や体制の整備について検討します。

(2) 市は、東日本電信電話(株)が運用する災害用伝言ダイヤル「171」等や携帯電話事業者等の電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努めます。

(3) 市は、鎌倉市以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報を周知できるよう、被災者の所在地等の情報を鎌倉市と避難先の地方公共団体が共有する仕組みの構築を図るとともに、災害や生活情報を伝達できるよう、体制の整備に努めます。

### 第3 報道機関の活用

市は、放送事業者との「災害時緊急放送の協力に関する協定書」に基づき、災害時には特別放送に切り替えるよう依頼し、市民等に対して必要な情報を迅速に提供します。

また、報道機関との連携により、災害時における広報の充実を図るとともに、災害報道のため、報道機関から依頼を受けた場合は、これに協力します。

### 第4 アマチュア無線団体との連携

市は、鎌倉市アマチュア無線非常通信協議会と連携して、災害時の情報受伝達に関する協力体制を確保します。

総  
則  
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

計  
画  
編

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

## 第13節 災害対策本部組織体制等の拡充

総  
則  
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

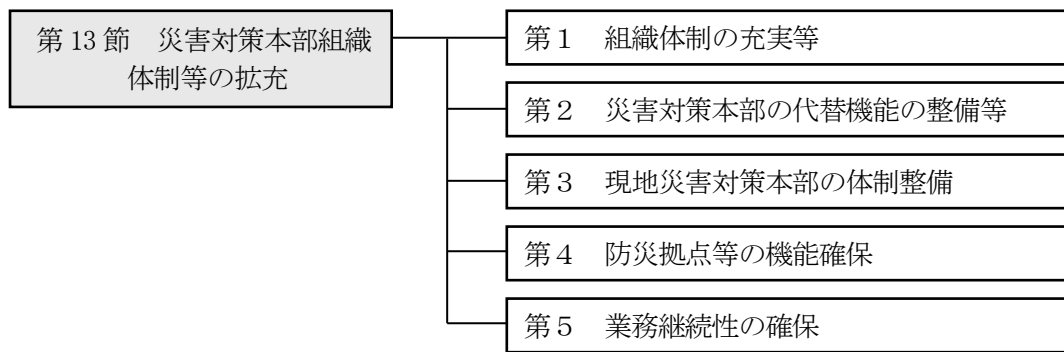
計  
画  
編

### 【施策の方向】

災害対策本部は、災害応急対策上重要な指示又は総合調整を行う市組織全体の統制機関であり、刻々変化する被災状況や被災者のニーズに即応できる災害対策本部体制の確立・強化が求められます。

本節では震災時における迅速・的確な災害対策本部活動を実施するための体制整備等について、基本的な方針を定めます。

### 【施策の体系】



### 第1 組織体制の充実等

(1) 市は、被害の実態や被災後の時間経過に伴う対策の推移に即応できるよう、災害対策本部等防災組織体制の充実を図るものとし、職員の参集基準の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保、参集途上での情報収集伝達手段の確保等、適切な職員の配備体制を整えます。

また、専門的知見を有する職員の確保及び育成に努めます。

(2) 市は、県や関係機関等と連携し、様々な場面を想定した災害対策本部の運営訓練、市職員の緊急参集訓練や図上訓練を重ね、非常時に臨機応変な対応がとれるよう努めます。

(3) 市は、鎌倉市災害対策本部条例、鎌倉市災害対策本部条例施行規則、鎌倉市職員の初動時非常配備要綱の職員への周知徹底を図るとともに、定期的に訓練を行い、参集時の行動、活動内容・手順等の習熟の徹底を図ります。

### 第2 災害対策本部の代替機能の整備等

市は、市役所本庁舎が被災した場合を想定し、非常時優先業務を実施するための代替施設の候補地を検討します。代替施設としては、深沢行政センターを1次代替候補とします。深沢行政センターが被災等で利用できない場合、腰越行政センターを2次代替候補とします。

また、災害対策本部は、第3分庁舎に設置しますが、被災等のため使用が不可能となった場合は、消防本部庁舎内（大船）に設置します。

表 市役所本庁舎被災時における代替施設候補

施設 項目	建 築		津波 浸水 想定	電 力		課題点
	延床面積 (㎡)	Is 値		発電機 設 備 (KVA)	簡易用 発電機	
深沢行政センター	3093.09	0.96	○	-	2KVA×1	液状化
腰越行政センター	3233.14	※0.75相当以上	×	100	-	津波
大船行政センター	1723.42	0.79	○	-	-	液状化
玉縄行政センター	2349.63	※0.6相当以上	○	-	-	液状化

### 第3 現地災害対策本部の体制整備

市は、災害発生地域において、災害応急対策を円滑に実施するため、必要に応じて現地災害対策本部を設置するものとし、現地災害対策本部機能の充実、現地災害対策本部との連絡体制の強化等を図ります。

### 第4 防災拠点等の機能確保

市は、市役所本庁舎や消防本部庁舎等の防災拠点の施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保に努めます。

また、太陽光等再生可能エネルギーの活用等にも対応した自家発電設備等の整備や非常用電源の確保を図り、十分な期間の充電が可能となるような燃料の備蓄等に努めます。

更に、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄、調達、輸送体制の整備等を図ります。

### 第5 業務継続性の確保

市は、大規模地震発生時の体制確保のため、「地震災害時業務継続計画（第3次）」（令和4年（2022年）3月）に基づき、市役所業務の継続性の確保を図ります。

また、防災訓練や業務継続体制の点検を行い、必要に応じて計画の見直しを行います。

総  
則  
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

計  
画  
編

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

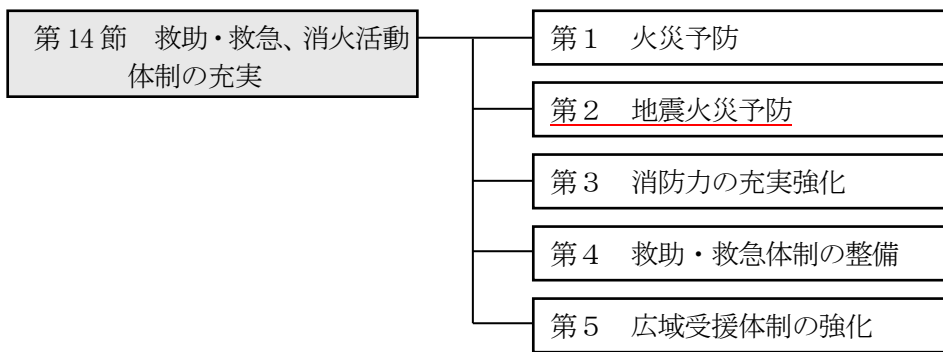
## 第14節 救助・救急、消火活動体制の充実

### 【施策の方向】

大規模地震の発生時には、火災の発生、延焼拡大を防止するとともに、迅速かつ的確に被災者の救助活動、応急措置、救急運搬等が行えるよう、平常時から災害時の救急・救助、消防体制を整えておく必要があります。

本節では、震災時に救助・救急、消火活動等が迅速かつ的確に行われるための事前態勢について、基本的な方針を定めます。

### 【施策の体系】



## 第1 火災予防

### 1 自主防火管理体制の強化

市及び消防本部は、防火管理者が選任されている防火対象物に対しては、防火管理者を中心とした防火管理体制のもと、その業務が確実に実施されるよう十分な指導を実施します。

また、防火管理者が選任されていない防火対象物に対しては、「消防法第8条、消防法施行令第3条」に基づき、定期に実施する「防火管理者資格取得講習会」を積極的に受講するよう指導し、防火管理の適正化を図ります。

### 2 火災予防運動等の実施

#### (1) 春・秋の火災予防運動

市及び消防本部は、春・秋の全国火災予防運動期間を中心に、市民に対し、防火・防災意識の向上及び火災予防対策の実践を呼びかけます。

また、地震発生時における防火、避難、救助等に関する事項についても啓発指導に努めます。

#### (2) 危険物安全週間

市及び消防本部は、危険物製造所等の予防査察及び改善措置等の指導を行うとともに、防災訓練の実施、自主保安体制の確立、災害発生時の応急措置等について指導に努めます。

また、市民に対しても危険物の正しい貯蔵、取扱等についての啓発に努めます。



### 3 火災予防思想の普及

#### (1) 市民への防火指導等

市及び消防本部は、市民生活を火災から守るため、防火防災知識の普及や消火技術の指導、地震発生時における安全確保策等について市民への啓発に努めます。

また、自主防災組織の育成・強化と活動の活性化を図ります。

#### (2) 要配慮者の安全確保

市及び消防本部は、一人暮らし高齢者等を対象とした訪問活動を定期的実施し、平常時から防火意識の向上に努めます。

#### (3) 消防団の活動

消防団は、消防団員による災害予防活動を通し、地域住民との密接な連携に努め、防火意識の向上に努めます。

### 4 火災予防査察の実施

消防本部は、特に、火災発生時において人命に危険があると認められる対象物や公共施設等を対象に、定期的に火災予防査察や特別査察を行い、火災の未然防止に努めます。

## 第2 地震火災予防

### 1 地震火災対策の充実

市は、市民による初期消火活動を支援するため、街頭消火器の設置拡充を図るとともに、感震ブレーカーの設置奨励、広域避難場所の整備充実を推進します。

### 2 出火予防に関する知識の普及

#### (1) 一般火気器具からの出火防止

##### ア コンロ、ストーブ等からの出火防止

市及び消防本部は、市民に対し、地震を感じたら身体の安全を図るとともに、揺れがおさまったのち速やかに火を消すこと、対震自動消火装置の定期的な点検、火気周辺に可燃物を置かないこと等を啓発します。

##### イ 電気器具からの出火防止

市及び消防本部は、市民に対し、地震を感じたら安全が確認できるまで電気器具のプラグを抜き、特に避難等長期に自宅を離れる場合にはブレーカーを落とすこと等を啓発します。

### 3 ガス遮断装置の設置拡充

東京ガスネットワーク(株)は、一般家庭におけるガス遮断装置の設置拡充を図ります。

### 4 化学薬品所有施設からの出火防止

消防本部は、化学薬品を保管している事業所、教育機関、研究機関等に対し、地震により保存容器の破損・倒壊等により化学薬品が漏えいし、被害が拡大しないよう、管理を適切かつ厳重に行うよう指導します。

総  
則  
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

計

画

編

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

### 第3 消防力の充実強化

#### 1 消防庁舎の整備

消防本部は、消防庁舎について、費用対効果を勘案しながら、消防力の重複地域を解消するため、管轄地域にバランスよく配置するよう適正な配置に努めるとともに、総合的な消防力の向上及び消防体制の充実強化を図ります。

#### 2 消防装備の整備

消防本部は、消防用車両等の計画的な更新を図るとともに、消防ホース及び消防機器等についても、順次更新整備を図ります。

#### 3 消防水利の整備

市及び消防本部は、消火栓について、配水管の新設、改良等にあわせ整備を推進します。  
また、防火水槽については、開発行為等に伴う耐震性の防火水槽の設置等、民間活力を活かしながら整備拡充に努めます。

#### 4 消防通信指令施設

消防本部は、指揮、命令、情報等連絡系統の充実を図り、消防活動の円滑化を促進するため、消防通信施設の強化・整備を推進します。

#### 5 消防団の機能強化

災害が発生、又は発生するおそれがある場合に、常備消防隊等と一体となって活動する消防団については、幹部、機関員、団員等に対して、それぞれ必要に応じた教育訓練を実施するとともに、表彰や消防活動に対する評価を通じて、活動の活性化を図ります。

また、消防団の施設・設備、資機材の整備充実を図ります。

### 第4 救助・救急体制の整備

#### 1 救助隊の整備

消防本部は、大規模・特殊災害に対応するため、救助隊員に対し、教育訓練等により隊員の資質向上を図るとともに、救助工作車及び高度な技術・資機材を有する救助隊の強化・整備に努めます。

#### 2 医療機関との連携体制の充実

市は、大規模災害及び多数傷病者が発生する事故に備え、医療機関と連携した医師の現場派遣体制を整備するとともに、災害時におけるDMAT等の災害医療チームとの連携強化に努めます。

#### 3 救急救命体制の強化

消防本部は、災害時のエレベーター停止による閉じ込めや上層階に取り残された方の救出・救助が円滑に行えるよう、保守事業者との連絡体制や訓練の充実に努めます。

## 第5 広域受援体制の強化

消防本部は、県、警察、自衛隊、海上保安庁との協調、医療機関との連携等の強化を進めるとともに、広域消防相互応援や緊急消防援助隊について円滑な要請・受入れ及び指揮が行えるよう体制を整備します。

また、市は、大規模地震が発生した際に、「鎌倉市災害時受援計画」に基づき、外部からの応援を受け入れます。

◆ 資料9-3：消防団配置一覧表

総 則 編
第1編 地震・津波災害対策
第2編 風水害対策
第3編 その他の災害対策
第4編 復旧・復興対策

計  
画  
編

## 第15節 警備・救助対策

総  
則  
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

計  
画  
編

第3編 その他の災害対策

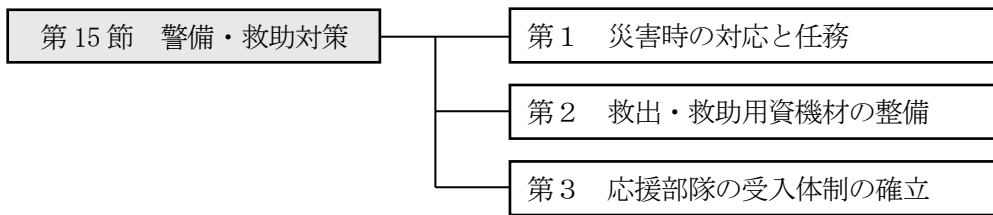
第4編 復旧・復興対策

### 【施策の方向】

大規模地震発生時には、多数の市民が生命又は身体に危害を受けたり、被災により地域社会が混乱状態に陥ったりするおそれがあります。

本節では、大規模地震による人心の安定と社会秩序の維持を図るために、事前の警備・救助体制について基本的な方針を定めます。

### 【施策の体系】



### 第1 災害時の対応と任務

県警察は、大規模地震等が発生した場合、早期に警備体制を確立し、県警察の総力を挙げて人命の安全を第一とする各種の応急対策を迅速・的確に実施することにより、市民の生命、身体及び財産の保護、混乱の早期収拾を図ります。

また、被災地における治安維持を図るため、警備体制の整備、装備・資機材の充実等を推進し、初動体制の強化に努めます。

### 第2 救出・救助用資機材の整備

県警察は、大規模地震時における迅速・的確な人命救助を実施するため、情報収集用資機材、救出・救助用資機材等、必要な装備資機材の整備を進めるとともに、警備部隊の非常用食料、飲料水、燃料、電池、その他の災害警備用物資の備蓄及び調達体制の整備を図ります。

### 第3 応援部隊の受入体制の確立

市は、応援部隊の受け入れを支援します。県警察は、他都道府県警察からの広域緊急援助隊等の部隊を迅速に受け入れる体制を確立します。

## 第16節 避難対策

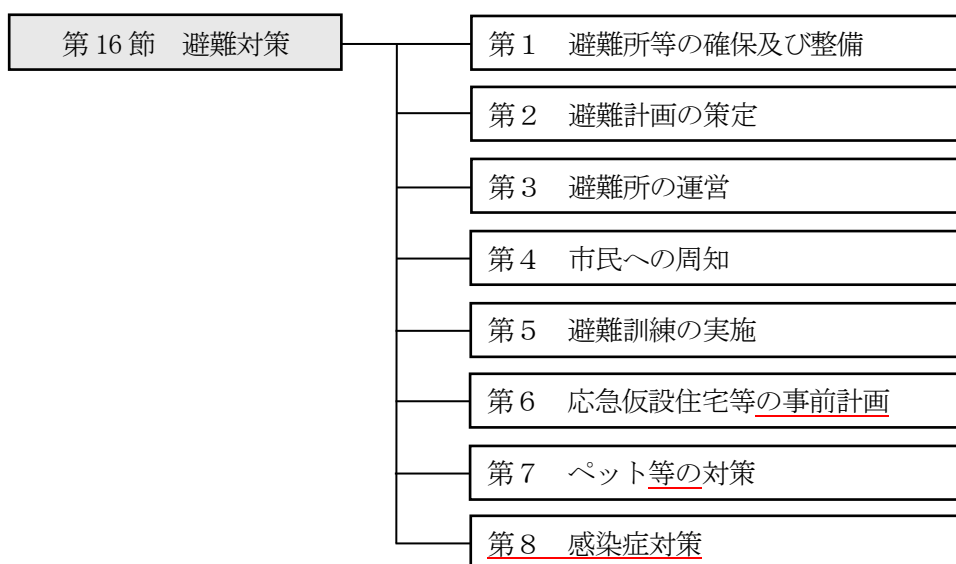
### 【施策の方向】

地震発生後、火災延焼や家屋の倒壊等により避難者が発生した場合、市民等が安全に避難できるように、あらかじめ避難所等の選定や避難誘導體制、避難所運営体制等を整備し、避難者の安全確保に努める必要があります。

特に、自ら避難することが困難な避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難の必要性が広く認識されるようになり、令和3年（2021年）の災害対策基本法の改正では、避難行動要支援者ごとの避難支援等を実施するための計画である個別計画の作成が市町村の努力義務とされました。

本節では、こうした現状を踏まえ、市民の生命、身体及び財産の安全を確保するために迅速・的確な避難行動と被災者の受入れ、保護を実施するための事前対策について基本的な方針を定めます。

### 【施策の体系】



### 第1 避難所等の確保及び整備

災害時における避難所等について、災害対策基本法に基づき、指定緊急避難場所（市民等が災害から命を守るために緊急的に避難する避難場所）と、指定避難所（避難した市民等が災害の危険がなくなるまで一定期間滞在し、又は災害により自宅へ戻れなくなった居住者等が一時的に滞在する避難所）を順次指定します。

#### 1 指定避難所（ミニ防災拠点）の指定

指定避難所（ミニ防災拠点）は、被災した市民等が一定期間滞在する場として、災害が発生した場合における適切な避難所の確保を図るため、政令で定める基準に適合する公共施設その他の施設を指定しなければならないとされています。

これまで市立小中学校等を避難所（ミニ防災拠点）として、災害情報受伝達の拠点、資機材・食料・飲料水等の備蓄機能を備え、被災者が避難生活を送る施設として整備していることを踏

まえ、指定避難所（ミニ防災拠点）に指定します。

## 2 指定緊急避難場所の指定

指定緊急避難場所は、以下の異常な現象の種類ごとに、切迫した災害の危険から身を守るための緊急的な避難先として、災害対策基本法施行令第20条の3に定める安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を指定します。

なお、指定緊急避難場所と指定避難所（ミニ防災拠点）は、相互に兼ねることができることとします。

### (1) 地震

耐震基準等を満たす施設を指定するとともに、市立小中学校の敷地全体を指定します。

### (2) 津波

耐震基準等を満たすとともに、次のいずれかの基準に適合する施設を津波避難建築物及び津波避難空地として指定します。

ア 津波浸水想定区域外にあること。

イ 津波浸水想定区域内であっても、想定水位以上の高さに避難スペースがあり、かつ当該スペースまでの有効な避難経路があること。

なお、令和4年（2022年）11月時点で指定されている津波避難建築物及び津波避難空地は上記に関わらず指定を継続することとします。

### (3) 土砂災害

地震によるがけ崩れ、土石流等の土砂災害の影響を受けない市立小中学校等の敷地全体又はその一部、各行政センターの一部を指定します。

### (4) 大規模な火事

地震による延焼火災のふく射熱や煙から市民の生命、身体及び財産を守るために一時的に避難する場所を広域避難場所として指定します。広域避難場所の指定要件は、おおむね1万㎡以上の空地又は1万㎡未満の場合耐火建物等ふく射熱を遮断する効果のあるもので囲まれた安全な場所とします。

※ 上記以外に、被害状況等により、行政センター等の公共施設等を避難場所として開設する場合があります。

## 3 その他の避難所等の確保

### (1) 補助避難所（予備避難所）

指定避難所（ミニ防災拠点）の開設に続き、必要に応じて市の判断で開設される避難所であり、国・県立及び私立の学校等を指定しています。

### (2) その他の避難所

協定等に基づき、災害時の状況により開設する避難所です。

ア 一時滞在施設（帰宅困難者用）

災害時において、帰宅困難者を一時的に収容する施設です。

イ 福祉避難所

指定避難所（ミニ防災拠点）や補助避難所（予備避難所）において、共同生活が困難な要配慮者のために開設する施設です。

(3) 津波一時避難施設

津波を伴う地震が発生した場合、津波から一時的に避難するための施設であり、津波来襲時の津波避難建築物や津波来襲時の緊急避難空地を指定します。

4 不足する場合の対応

市は、避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、ホテル等の活用も含め、可能な限り多くの避難所の確保に努めます。特に、要配慮者に配慮した避難施設の確保に努めます。

第2 避難計画の策定

1 自主防災組織の避難計画策定支援

市は、災害時に安全かつ迅速に避難誘導が行えるよう、自主防災組織等による避難計画の策定について必要な助言や指導を行います。

2 要配慮者等の避難計画の策定

市は、災害時における要配慮者への支援を適切かつ円滑に実施するため、避難行動要支援者に対する具体的な避難方法等について定めた個別計画の策定に努めます。

3 社会福祉施設等における避難計画の策定

社会福祉施設等の管理者等は、関係法令等に基づき、施設利用者の避難確保計画の作成や避難訓練を実施し、市はその支援に努めます。

また、市や消防団、地域社会とも連携し、避難時に地域の支援が得られるよう工夫に努めます。

第3 避難所の運営

1 避難所運営マニュアルの作成

各地域（市立小中学校区）は、あらかじめ避難所運営委員会を編成するとともに、地域の実情に応じた避難所運営マニュアルを作成し、市は、避難所運営マニュアルの作成にあたり、支援・助言を行います。

市は、避難所を開設した場合は、自治会・町内会代表者等地域住民の代表、施設管理者及び市職員で構成する避難所運営委員会を各避難所に設置し、避難所運営委員会は、作成した避難所運営マニュアルに基づき、避難所の円滑な運営を図ります。

2 避難所の生活環境の整備充実

(1) 災害時の電源の多様化を図るため、自立分散型エネルギーシステムや太陽光等の再生可能エネルギーの活用等を進めます。

(2) 市は、被災者が安心して避難所で避難生活が送れるよう、避難所の生活環境の整備等、必要な対策を行います。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めます。

(3) 市は、避難所での生活環境を常に良好なものとするため、要配慮者への支援、避難者のプライバシーの確保、多様性に配慮した支援等共生社会の視点に十分配慮します。

(4) 市は、避難所等におけるあらゆる性暴力・DVの発生を防止するため、トイレ・更衣室・

総  
則  
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

計

画

編

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

入浴施設等の配置について配慮するとともに、警察等関係機関と連携して、避難所に避難する全ての人々の安全に配慮するよう努めます。

また、万一被害が発生した場合、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めます。

(5) 市は、避難生活に必要な物資のほか、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めます。また、備蓄品の調達にあたっては、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに配慮します。

### 3 避難所外避難者への対応

市は、自主防災組織等の協力を得て、避難所に滞在する市民等だけでなく、在宅での避難生活を余儀なくされる市民や自動車、ビニールハウス、テント等へ避難する被災者への支援も念頭に置いた避難所の運営体制に努めます。

また、市は、他の自治体に避難する被災者に対し、国や県、関係機関と連携し、必要な情報や支援サービスの提供ができる体制の整備を図ります。

## 第4 市民への周知

### 1 避難場所等の周知

(1) 市は、地域内の避難場所、避難経路、避難指示方法について、あらかじめ市民に周知するとともに、早期の自主避難の重要性について周知するよう努めます。

(2) 市は、集合場所、避難所、広域避難場所、その他の避難所、津波一時避難施設といった各避難場所の役割の違いについて、市民への周知徹底を図ります。

### 2 避難行動についての周知

市は、平常時から市民等に対し、避難情報が発令された場合の避難行動としては、避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや避難時の周囲の状況等により、避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、周知徹底に努めます。

### 3 誘導標識等の整備充実

(1) 市は、避難所等に誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用するとともに、避難場所標識の見方に関する周知に努めます。

(2) 市は、沿岸地域において、津波避難誘導標識（ピクトグラム、外国語表記）、標高・海拔表示板の整備充実を図るとともに、津波フラッグの周知に努めます。

## 第5 避難訓練の実施

市は、大規模地震発生時における避難場所への避難訓練を実施し、災害時における混乱防止を図ります。



## 第6 応急仮設住宅等の事前計画

### 1 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理計画

災害救助法が適用された場合、県は、被災者に対する応急仮設住宅の建設、賃貸型応急仮設住宅の供給及び住宅の応急修理を行います。

市は、応急仮設住宅建設候補地データの更新を行うとともに、入居基準、運営等のマニュアルを作成し、市と県の役割分担と協力関係を明確にします。

なお、学校敷地については、学校の再建・再開が優先されるべきであることから、建設候補地から除外するものとします。

### 2 公営住宅の空き室情報等の把握

市は、災害時における被災者の住居として利用可能な公営住宅の空き室情報やホテル等の把握に努め、災害時に迅速にあっ旋できるよう、あらかじめ体制を整備します。

### 3 住家被害の調査、罹災証明書の交付体制の整備

- (1) 市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部署を定めるとともに、住家被害の調査担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めます。
- (2) 市は、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めます。

## 第7 ペット等の対策

熊本地震では、避難所における飼育動物（ペット）同行避難者の受入体制や、避難者自身の「他の避難者に迷惑をかけてしまう」等の心理的要因により、飼育動物を連れた多くの避難者が車中泊等を余儀なくされるケースがみられました。

このため市は、次のようなペット等対策を推進します。

### 1 飼主不明動物への対応

飼主不明・飼育困難なペットの保護・収容は、県や湘南獣医師会が窓口となり、災害発生時に仮設動物救護センターを設置して対応しますが、仮設動物救護センターが稼働し始めるまでの対応については、市が湘南獣医師会等と協議し決定します。

### 2 避難所のペット対策

- (1) 市は、事前にペット同行避難のルールを作成し、市民に周知します。  
また、避難所におけるペット同行については、鳴き声、臭い、毛の飛散、アレルギー、衛生面に関する問題等が発生することから、飼育スペース、ケージの確保や飼い主の管理責任等、注意事項を可能な限り具体的に検討し、避難所運営マニュアルに位置づけます。
- (2) 市は、ペットフードやトイレシート等、ペットの飼育に必要な避難用品を持参するよう、市民に周知します。
- (3) 市は、必要に応じ、避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、県獣医師会や湘南獣医師会、動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、

総  
則  
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

計

画

編

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

連携に努めます。

## 第8 感染症対策

(1) 市は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、避難所等のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合や受け入れる際の対応を含め、必要な措置を講じるよう努めます。

また、必要な場合には、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めます。

(2) 市は、避難所等における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めます。

総  
則  
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

計  
画  
編

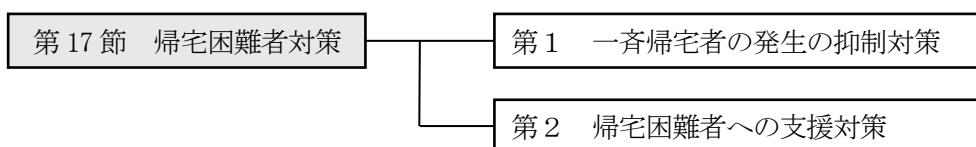
## 第17節 帰宅困難者対策

### 【施策の方向】

地震により交通機関の運行が停止した場合、多くの帰宅困難者が発生することが予想されます。このような大量の帰宅困難者が、外出先から一斉に徒歩で帰宅行動を開始した場合、危険な状態になるとともに、大きな混乱の発生が懸念されます。

本節では、一斉帰宅者の発生抑制対策や帰宅困難者への支援等に係る基本的な方針を定めます。

### 【施策の体系】



## 第1 一斉帰宅者の発生の抑制対策

### 1 基本原則の周知

(1) 市は、平常時から市民、関係機関、企業等に対し、発災から3日間は「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知を図り、一斉帰宅抑制の徹底を促します。

なお、鉄道の早期運行開始等により、3日までの間に帰宅が可能となる場合もあることから、被害状況や鉄道の運行状況等に応じて柔軟な対応を可能とする帰宅支援の移行方策についても検討します。

(2) 一斉帰宅抑制の普及に加え、被害状況や鉄道等の運行状況に応じて、在宅者の出勤・通学を自粛する意識の醸成を図ります。

### 2 関係機関、企業等への要請

市は、市内の企業・学校等に対して、従業員・生徒等のほか、観光客、来訪者、利用者等について、一斉帰宅の抑制及び一時収容を図るよう要請します。

(1) 関係機関、企業等は、災害発生に伴い、交通機関の運行停止等により当分の間、復旧の見通しが立たないと見込まれるときは、事業所建物や事業所周辺の被害状況を確認の上、従業員等の安全を確保するため、一定期間事業所内に留めておくよう努めます。また、必要な飲料水、食料、毛布等の備蓄に努めます。

(2) 大規模な集客施設や鉄道駅、社寺・名所旧跡等においては、多くの来訪者、旅客、観光客等帰宅困難者等の発生による混乱が予想されることから、利用者を保護するため、施設関係者等関係機関は、適切な待機・誘導に努めます。

(3) 関係機関、企業等は、従業員等を一定期間事業所内に留めておくことができるよう、事業所建物の耐震化、家具、じゅう器等の固定、ガラスの飛散防止、非常用電源の整備等、従業員等が事業所内に安全に待機できる環境整備に努めます。

(4) 関係機関、企業等は、事業継続計画（BCP）等に、災害発生時における従業員等の待

機及び帰宅の方針をあらかじめ定め、従業員に周知しておくものとします。

### 3 安否確認手段の周知

市は、平常時から「災害用伝言ダイヤル（171）」や携帯電話事業者の「災害用伝言板」等による安否確認手段について周知を図ります。

### 4 マグニチュード7クラスに至らない規模の地震による帰宅困難者への対応

マグニチュード7クラスに至らない規模の地震であっても、発生時刻や被害状況等から鉄道が運休止、駅周辺に帰宅困難者が滞留することも想定されることから、市及び鉄道事業者は、そうした場合の帰宅困難者の対応について協議しておきます。

## 第2 帰宅困難者への支援対策

### 1 一時滞在施設の確保及び避難誘導

市は、帰宅困難者用の一時滞在施設を指定・確保しており、帰宅困難者が発生した場合は、鉄道事業者、警察署、事業所、自主防災組織等と協力して施設へ誘導します。

また、一時滞在施設用の必要物資の計画的な備蓄を進めます。

### 2 帰宅困難者への対応の検討

市は、帰宅困難者の対応について、あらかじめ定めるとともに、企業や学校等においても、避難者、帰宅困難者への対応をあらかじめ定めておくよう要請します。

### 3 情報収集・提供体制の検討

市は、防災行政用無線をはじめ、多様な情報提供手段を活用し、一時滞在施設の開設状況や鉄道等の運行状況、運転再開への見通し、代替輸送の有無、駅周辺の混雑状況等、帰宅困難者に必要な情報を迅速に提供する体制を鉄道事業者等関係機関と連携し、整備します。

総 則 編
第1編 地震・津波災害対策
第2編 風水害対策
第3編 その他の災害対策
第4編 復旧・復興対策

## 第18節 要配慮者等対策

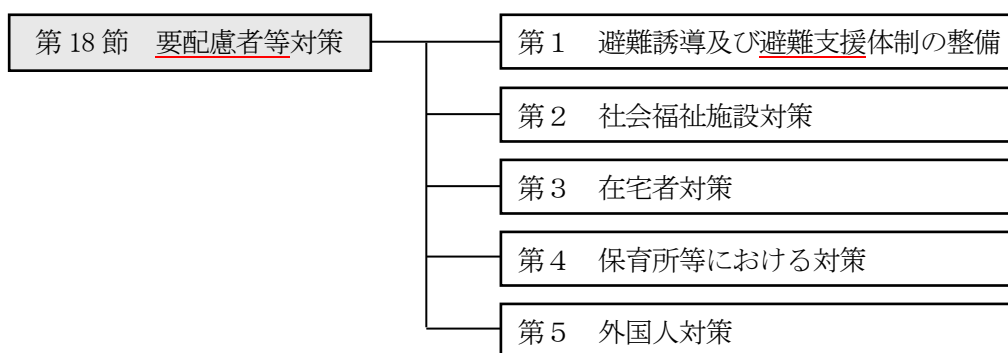
### 【施策の方向】

災害時の一連の行動において配慮を要する要配慮者や特に支援を必要とする避難行動要支援者は、高齢化の進行により増加傾向が続いており、今後も増加していくものと思われます。

東日本大震災においては、高齢者や障害者等、災害弱者と言われる人々の犠牲が多数を占めたことから、大規模地震時における要配慮者等対策の強化が重要です。

本節では、要配慮者等の安全確保を図るための事前対策について、基本的な方針を定めます。

### 【施策の体系】



### 第1 避難誘導及び避難支援体制の整備

#### 1 避難誘導、搬送等

(1) 要配慮者施設の管理者は、避難行動要支援者の安否確認、避難誘導、搬送についてマニュアルを整備し、避難訓練の実施に努めるとともに、自主防災組織、近隣居住者等の協力を得て、迅速かつ安全に行えるよう努めます。

(2) 市は、小学校就学前の子どもたちの安全で着実な避難のため、災害発生時における幼稚園、保育所、認定こども園等の施設相互及び関係機関との連絡・連携体制の構築に努めます。

#### 2 避難対策及び生活支援

(1) 市は、避難所において要配慮者等が安心して生活ができるよう、支援体制の整備に努めます。

(2) 市は、指定避難所（ミニ防災拠点）や補助避難所（予備避難所）では生活することが困難な障害者等の要配慮者が、安心した生活ができる体制を整備した福祉避難所の確保に努めます。

(3) 市は、福祉避難所として設備、体制が整った社会福祉施設等を活用するため、施設管理者との災害時の協定締結に努めます。

(4) 市は、重度障害者や寝たきり高齢者等の常時介護を必要とする者、及び社会福祉施設に収容が困難になった避難者については、災害時の協力協定に基づき、二次避難等の対応を

図ります。

- (5) 市は、高齢者、障害者等に配慮した構造、設備を整えた応急仮設住宅の設置やあつ旋に努めるとともに、高齢者、障害者等が早期に入居し、安心して生活が送れるよう配慮します。

### 3 医療体制の整備

県は、人工透析患者等の内部障害者・内臓疾患患者等の治療を行う体制の確保等について、災害時における支援体制の整備に努めます。

また、市は、妊産婦や乳児等を持つ保護者が安心して避難生活を送れるよう、専用の避難スペースの確保に努めるほか、保健上配慮を要するため、医療機関等と連携し、避難所等における適切な対応に努めます。

## 第2 社会福祉施設対策

### 1 防災体制の整備

- (1) 市は、社会福祉施設の管理者に対して、危険箇所及び危険区域、避難場所、警戒避難基準等の情報の提供に努めます。

- (2) 社会福祉施設の管理者は、施設の耐震診断及び必要に応じて耐震補強工事を実施するとともに、電気、水道等の供給停止に備え、施設利用者の最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品類等の備蓄に努めます。

- (3) 社会福祉施設の管理者は、被災後の応急復旧等に必要な防災資機材や停電時に備え、太陽光等再生可能エネルギーの活用等にも対応した非常用発電機等の整備や非常用電源の確保を検討します。

特に、人命に係る重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めます。

- (4) 要配慮者等は避難に時間を要することから、災害に関する情報が特に事前に周知されることが重要です。そのため、社会福祉施設の管理者は、防災行政用無線等の情報伝達手段を利用した情報提供の充実を図ります。

### 2 社会福祉施設への受入れ

市は、避難所での対応が困難となった要配慮者等について、市の社会福祉施設に家族単位で受入できるよう、避難所運営委員会において保健師、ケースワーカー等と協議します。

### 3 組織体制の整備

- (1) 社会福祉施設の管理者は、災害発生の予防や災害が発生した場合における迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制等を明確にしておきます。

特に、夜間における通報連絡や入所者の避難誘導體制は、職員が手薄であることや照明の確保が困難であること等悪条件が重なることから、これらの点を十分配慮した組織体制を確保します。

- (2) 社会福祉施設の管理者は、災害時に施設利用者の実態等に応じた協力が得られるよう、平常時より市との連携のもと、施設相互間並びに他の施設、近隣住民及び自主防災組織と

の協力体制を構築します。

- (3) 社会福祉施設の管理者は、災害発生に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置するなど、緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに、施設相互の連携協力関係の強化に資するため、市の指導のもとに緊急連絡体制の整備を図ります。

#### 4 防災教育・防災訓練の充実

- (1) 社会福祉施設の管理者は、施設の職員や利用者が、災害等に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について、理解や関心を高められるよう、定期的に防災教育を実施します。
- (2) 社会福祉施設の管理者は、施設職員や利用者が、災害等の切迫した危機的状況下でも適切な行動がとれるよう、各々の施設の構造や利用者の判断能力、行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的に実施します。

特に、自力避難が困難な者等が入所している施設にあつては、職員が手薄になる夜間における防災訓練も定期的に行うよう努めるほか、職員の非常参集体制も併せて整備します。

### 第3 在宅者対策

#### 1 要配慮者情報の収集と共有

災害発生時において、要配慮者の避難誘導や安否確認、また避難所等での生活支援を行うためには、平常時から要配慮者の情報を収集・整理しておくことが重要です。

市は、関連部署が把握している要配慮者に関する情報を災害時に活用するとともに、自主防災組織や民生委員児童委員等に対して、避難支援に関する情報を提供できる体制の整備を進めます。

#### 2 避難行動要支援者対策

- (1) 避難行動要支援者名簿の作成等

- ア 市は、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握するとともに、避難行動要支援者ごとに作成の同意を得たうえで、避難行動要支援者名簿を作成します。
- イ 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は、次に掲げる者を対象とします。

- ・ 75歳以上の一人暮らしの方
- ・ 高齢者（65歳以上）のみ世帯の75歳以上の方
- ・ 身体障害者手帳1級又は2級の方
- ・ 療育手帳A1又はA2の方
- ・ 精神障害保健福祉手帳1級の方
- ・ 介護保険法の要介護度3～5の認定を受けている方
- ・ 避難行動に不安があり、名簿に登録を希望する方

総  
則  
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

計

画

編

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

ウ 避難行動要支援者名簿には、次に掲げる事項を記載し又は記録します。

- ・氏名
- ・生年月日
- ・性別
- ・住所又は居所
- ・電話番号その他の連絡先
- ・避難支援等を必要とする事由
- ・上記に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し、市が必要と認める事項

エ 市は、定期的に避難行動要支援者名簿の更新を行うとともに、所在マップとして地図情報を備えます。

また、災害による停電等を考慮し、電子媒体での管理に加え、紙媒体でも保管します。

オ 市は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で避難行動要支援者名簿のうち、平常時において情報開示に同意を得た者の部分について、県警察、市社会福祉協議会や情報漏えいの防止のために必要な措置が図られた民生委員児童委員、自主防災組織その他避難支援等の実施に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）へ提供します。

#### (2) 「避難行動要支援者避難支援計画（個別計画）」の作成支援

市は、災害時における避難行動要支援者への支援を適切かつ円滑に実施するため、地域や関係機関と連携し「避難行動要支援者避難支援計画（個別）」の作成を進めます。

個別計画の作成にあたっては、対象者の状況を考慮し、優先度の高い対象者から順に進めます。

また、適切な避難支援等が実施されるよう、個別計画情報を避難支援等関係者等に提供し、平常時において安否確認等に活用します。

(3) 市は、個別計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備等、必要な配慮をするものとし  
ます。

### 3 緊急通報システム（緊急通報装置）の活用

市は、高齢者、障害者等の安全を確保するため、緊急通報システム（緊急通報装置）を整備しており、同システムの活用により、緊急時の在宅者の安全を確保します。

### 4 防災知識の普及・啓発

災害時における要配慮者等の避難誘導及び安否確認については、近隣住民の協力が不可欠であることから、県、市及び市社会福祉協議会は、市民に対し、啓発パンフレット等を配布するとともに、特に要配慮者及びその家族に対して、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、災害に対する基礎的知識等の普及・啓発に努めます。



#### 第4 保育所等における対策

災害による保育施設（認可保育所、認定こども園、地域型保育事業施設、認可外保育施設）及び放課後児童クラブ（以下「保育所等」という。）施設・設備の被害を予防し、児童の安全を確保するため、保育所等の管理者は、次の対策を実施します。

- (1) 保育所等施設・設備の定期的な安全点検を実施し、安全性を確保します。
- (2) 災害用備蓄品、災害用備蓄非常食の管理及び電源の確保に努めます。
- (3) 災害発生時における児童の避難誘導や保護者への引き渡し方法等をあらかじめ定めるとともに、平常時から保護者との連携を図ります。
- (4) 災害発生時に適切な行動がとれるよう、避難訓練等を定期的 to 実施します。

#### 第5 外国人対策

- (1) 市は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人（日本語以外の言語を母語とする市民を含む。）に対して災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動について啓発に努めます。
- (2) 市は、避難所等の標識を設置する場合は、外国人にもわかりやすいよう外国語表記の追記やピクトグラムを活用するとともに、標識の見方やピクトグラムについて周知に努めます。
- (3) 市は、避難情報等の発信においては、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人が災害発生時に迅速・的確な行動ができるよう、やさしい日本語や多言語による広報の実施に努めます。

総  
則  
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

計

画

編

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

## 第19節 孤立化地域への対策

総  
則  
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

計  
画  
編

第3編 その他の災害対策

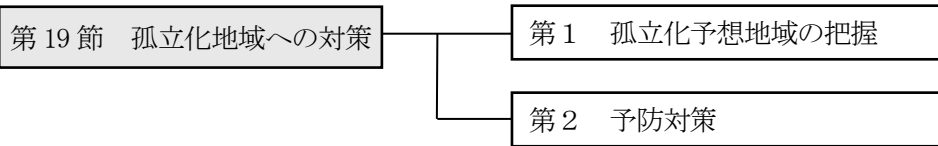
第4編 復旧・復興対策

### 【施策の方向】

土砂災害や津波等により、孤立化地域が発生した場合は、非孤立化地域とは異なる対応が求められるため、事前対策を講じておく必要があります。

本節では、孤立化地域発生の未然防止に向けた基本的な方針を定めます。

### 【施策の体系】



### 第1 孤立化予想地域の把握

市は、う回路のない地域を対象に、周辺の避難所等と接続する道路構造及び地形条件を考慮し、土砂災害や津波の浸水被害に伴う交通遮断によって孤立化が予想される地域の事前把握に努めます。

### 第2 予防対策

#### 1 市民への周知

市は、土砂災害ハザードマップや津波ハザードマップ等の配布により、土砂災害危険箇所や津波による浸水区域、また、危険区域からの避難方法等について市民へ周知します。

孤立化が予想される地域の市民に対しては、各家庭における十分な食料や飲料水等の備蓄に努めるよう啓発します。

#### 2 交通の整備

市は、孤立化予想地域へのアクセス道路やう回路等の整備に努めるとともに、孤立化地域が発生した場合に備え、人命救助や応急活動の実施に必要な人員、物資等を輸送するため、関係機関との協力体制を整備し、交通手段を迅速に確保できるよう努めます。

#### 3 通信手段の整備

市は、一般電話施設の被災による通信の途絶を想定し、他の通信手段の整備等を行い、孤立化予想地域との通信の確保に努めます。

#### 4 電力の確保

市は、停電の長期化に備え、孤立化予想地域における家庭用燃料電池や自家発電機の整備、燃料の備蓄について検討します。

#### 5 協力・連携体制の整備

市は、土砂災害や津波による被害等により、孤立化地域が発生した場合に備え、県や自衛隊等との協力体制を迅速に確立できるよう、平常時から関係機関との連携に努めます。

## 第20節 食料、飲料水及び生活必需品の供給対策

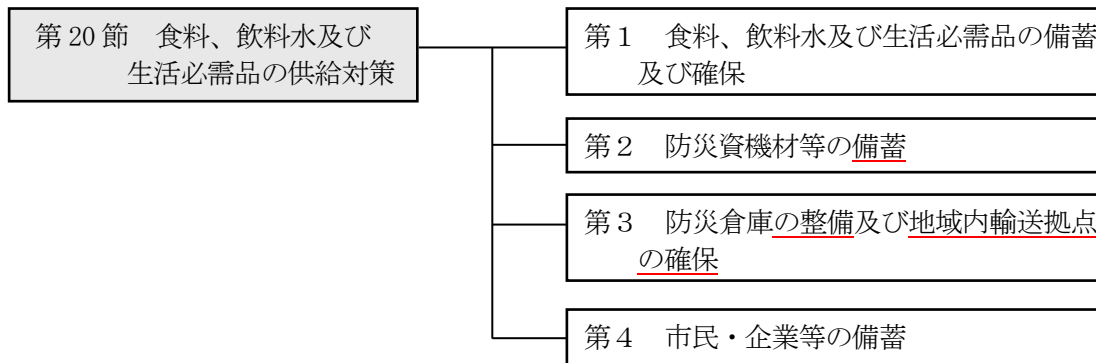
### 【施策の方向】

熊本地震では、自治体によっては十分な備蓄がされておらず、一部の避難所では発災直後に食料が不足する事態が生じました。

また、支援物資が物資集積拠点に滞留し、避難所まで速やかに届かない事態等も発生し、当面必要な物資を平常時から備蓄しておくことの重要性が改めて認識されました。

こうした教訓を踏まえ、本節では、災害時における応急対策活動を円滑に行うため、食料、飲料水及び生活必需品等の備蓄・調達に係る体制や防災資機材等の整備について定めます。

### 【施策の体系】



## 第1 食料、飲料水及び生活必需品の備蓄及び確保

### 1 食料、生活必需品の備蓄及び確保

市は、計画的な食料、生活必需品等の備蓄に努めるとともに、食料関係機関、物資販売業者と物資調達に関する協定を締結します。

また、食料、生活必需品等の備蓄に際して、アレルギー食や宗教上の制約等に配慮した食料、要配慮者、乳幼児、女性等並びに季節性に配慮した備蓄品目の検討を行い、整備を進めます。

### 2 飲料水の確保

市は、1人1日3リットルを目標として飲料水の確保に努めるとともに、断水時に備えた個人所有等の井戸水の活用を図ります。

また、飲料水兼用耐震性貯水槽の適正な維持管理に努めます。

## 第2 防災資機材等の備蓄

市及び関係機関は、災害応急対策に必要な防災資機材を備蓄し、拡充を図ります。

## 第3 防災倉庫の整備及び地域内輸送拠点の確保

(1) 市では、現在、公共施設や市立小中学校等にコンテナ型防災倉庫や防災備蓄庫を設置し、食料、生活必需品を備蓄しています。市は、防災倉庫等の設置について、計画的な推進を

総  
則  
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

計

画  
編

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

図るとともに、備蓄物資の更新を行います。

(2) 市は、太陽光等の再生可能エネルギー等を活用した、自立電源の確保を検討します。

(3) 市は、地域内輸送拠点を確保するとともに、救援物資、調達物資等の受入れ、仕分け、在庫管理、配送等を行うため、被災地や避難所への的確かつ迅速な供給体制を確保します。

なお、ヘリコプターにより緊急に輸送される物資の受入れは、ヘリコプター臨時離着陸場にて行うものとします。

総  
則  
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

計  
画  
編

#### 第4 市民・企業等の備蓄

市は、災害時にライフラインの寸断や食料等の流通が途絶えることを考慮し、市民や企業等に、最低3日分、推奨1週間分の食料や飲料水、トイレトペーパー等の買置き、非常持出品（常備薬、懐中電灯、ラジオ、乾電池、携帯トイレ等）の備蓄に努めるよう啓発します。

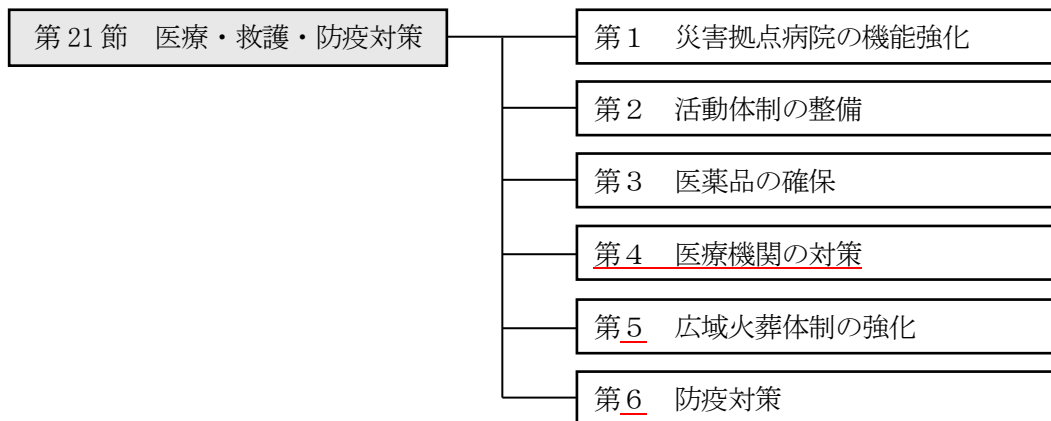
## 第21節 医療・救護・防疫対策

### 【施策の方向】

大規模地震発生時には、局地的又は広域的に多数の負傷者が同時多発的に発生することが想定されます。

本節では、負傷者への迅速かつ適切な医療救護活動や保健活動が実施できるよう、医療・救護・防疫に関する事前対策の基本的な方針を定めます。

### 【施策の体系】



### 第1 災害拠点病院の機能強化

#### 1 情報伝達手段の整備

県は、市と連携し、災害拠点病院への無線装置等情報通信機器を計画的に整備します。

#### 2 災害拠点病院の機能強化

災害拠点病院は、災害医療に必要な施設整備や医療機器等の設備整備を計画的に進めます。

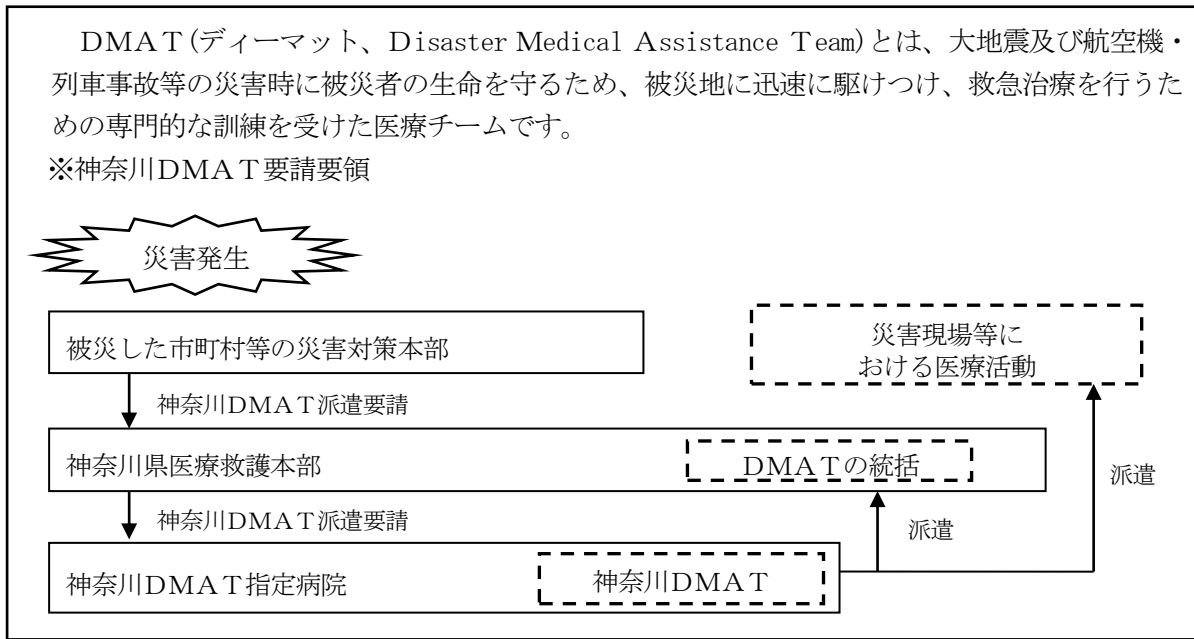
また、ライフラインが途絶した場合に備えて、非常用自家発電設備の増強や非常用電源の確保等を計画的に進めるとともに、医薬品や診療材料等の確保に努めます。

### 第2 活動体制の整備

市は、医療救護活動を行う仮設救護所をあらかじめ指定するとともに、鎌倉市医師会、鎌倉市歯科医師会等の関係団体と連携を図り、組織体制の充実に努めます。

また、大規模な災害時において、DMA T（災害派遣医療チーム）の円滑な受入れを行うため、県及び関係機関との連絡体制の整備に努めます。

図 DMAT



**第3 医薬品の確保**

市は、医療救護活動に必要な医薬品等について、効率的な備蓄を進めるとともに、不足が生じた場合は、県及び関係機関から円滑に確保できるよう、調達体制を整えます。

**第4 医療機関の対策**

医療機関の管理者は、災害発生の予防や災害が発生した場合における迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ防災組織を整え、職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制等を明確にしておきます。特に、夜間における通報連絡や入院患者の避難誘導體制は、職員が手薄であることや、照明の確保が困難であること等悪条件が重なることから、これらの点を十分配慮した組織体制を確保します。

また、医療機関の管理者は、市との連携のもとに、施設相互間並びに他の施設、近隣住民及び自主防災組織との日常の連携が密になるよう努め、施設利用者の実態等に応じた協力が得られるよう体制づくりを行います。

**第5 広域火葬体制の強化**

市は、災害時における遺体の適正な処理・取扱いを実施するため、「神奈川県広域火葬計画」に基づき棺の調達、遺体の搬送、火葬、埋葬等の手配を行います。

また、市単独での火葬が困難な場合は、「神奈川県広域火葬計画」に基づき、広域的な協力体制の強化を図ります。

**第6 防疫対策**

市は県と連携し、災害時において感染症が発生しないよう、予防のための消毒等を実施する体制の整備に努めます。

総則編  
 第1編 地震・津波災害対策  
 第2編 風水害対策  
 計画編  
 第3編 その他の災害対策  
 第4編 復旧・復興対策

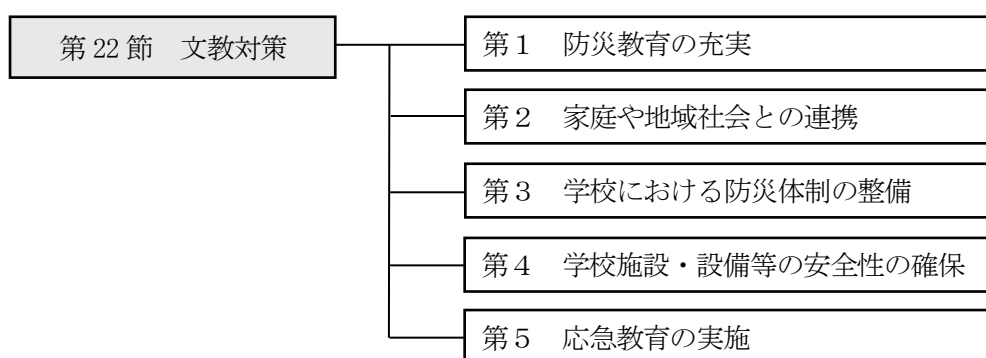
## 第22節 文教対策

### 【施策の方向】

東日本大震災では、多数の児童・生徒及び学校等に大きな被害が生じました。学校等は、地震のみならず、あらゆる災害から児童・生徒等及び教職員の安全を確保するため、平常時から防災面における安全教育及び安全管理に努める必要があります。

本節では、地震発生時の児童・生徒及び教職員の安全確保や防災体制の強化に関する基本的な方針を定めます。

### 【施策の体系】



### 第1 防災教育の充実

市教育委員会、各学校は、学校における防災教育指導教材の見直しや教職員に対する研修を実施し、教職員の防災・安全についての知識や技能等の定着を図ります。

また、各学校は、防災教育の充実を図るため、各教科及び領域、学年、実施時期を考慮した年間カリキュラムを作成します。

### 第2 家庭や地域社会との連携

市教育委員会、各学校は、家庭、地域と連携し、学区の地理、環境、施設等の実情を考慮した防災訓練及び避難訓練を実施します。

### 第3 学校における防災体制の整備

市教育委員会、各学校は、地震災害時における児童・生徒の安全確保を図るため、各学校で作成している「学校防災計画」等を必要に応じて見直し、実効性のある避難実施計画を定めます。

また、発災時に避難所となることを踏まえ、避難所の管理運営に関する業務分担を定めます。

### 第4 学校施設・設備等の安全性の確保

市教育委員会は、地震に強い安全な学校づくりを目指し、これまで市立小中学校の耐震化を進めており、市立小中学校全25校の耐震化（耐震補強工事完了のもの、昭和56年（1981年）以降に建築されたもの、耐震診断により耐震性があると診断されたもの）は完了しています。

総  
則  
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

計

画  
編

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

市教育委員会及び各学校は、学校の施設・設備の定期的な安全点検を継続して実施します。  
市教育委員会及び各学校は、保護者及び関係機関とともに、児童・生徒等の通学路の安全点検  
を行います。

## 第5 応急教育の実施

市教育委員会は、県教育委員会と連携して、災害時における学校教育の実施に万全を期すため、  
教育施設、教職員、学用品等を調達・確保するなど、応急教育の円滑な実施を図ります。

総  
則  
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

計  
画  
編



## 第23節 緊急交通路及び緊急輸送道路等の確保対策

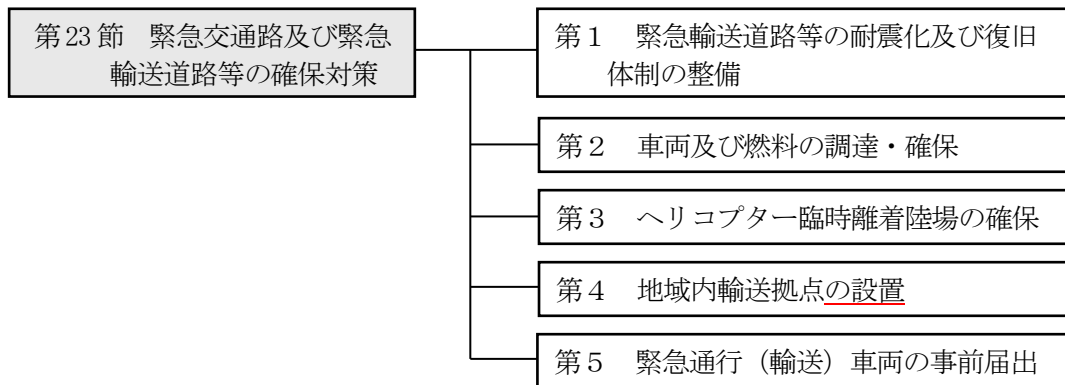
### 【施策の方向】

大規模地震等において、災害応急活動に必要な物資や資機材、要員等の緊急輸送を円滑に行うためには、輸送道路及びヘリポートの確保が重要です。

東日本大震災では、幹線道路は緊急輸送道路として、救急・救援や復旧に役立つなど、“いのちの道”としての機能を発揮しました。

本節では、災害時の緊急交通路や緊急輸送の確保に向けた事前対策について、基本的な方針を定めます。

### 【施策の体系】



## 第1 緊急輸送道路等の耐震化及び復旧体制の整備

### 1 緊急輸送道路

県では、発災後の復旧活動をはじめとする緊急輸送の拡大に対応するため、以下のとおり緊急輸送道路を指定しています。

#### (1) 第1次緊急輸送道路

高規格幹線道路、一般国道等で構成する広域的ネットワーク及び港湾等に連絡する路線で緊急輸送の骨格をなす路線。

#### (2) 第2次緊急輸送道路

第1次緊急輸送道路を補完し、地域的ネットワークを形成する路線及び市町村庁舎等に連絡する路線。

### 2 緊急交通路指定想定路

県警察は、防災拠点及び都市間を結ぶ国道、主要な県道等のうち59路線を緊急交通路指定想定路として選定しており、大規模地震発生時には、必要な区間について交通規制を行い、道路管理者と連携して、緊急通行車両の円滑な運行の確保を図ります。

市は、災害時に県警察が実施する交通規制等に対する協力体制の整備を図ります。

総  
則  
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

計

画  
編

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

### 3 緊急輸送道路等の安全点検

市は、緊急輸送道路の安全性を確保するため、指定された市道の安全点検を実施するよう努めます。

### 4 復旧体制の整備

市は、被災した場合を想定し、応急復旧のための資機材について事前の備蓄や整備を行います。また、災害時における建設業者等との協力体制の充実・強化を図ります。

図 緊急輸送道路網図（資料：神奈川県緊急輸送道路網図（令和4年（2022年）3月））



## 第2 車両及び燃料の調達・確保

### 1 車両の調達・確保

#### (1) 管理車両

市は、緊急輸送にあたっては、原則として市管理の車両を使用するものとし、応急活動等が停滞しないよう、十分調整を図ります。

#### (2) 民間企業及び県への要請

市は、必要な車両等の確保が困難なときは、「災害時における自動車輸送の協力に関する協定」に基づき、関係団体に自動車輸送の協力を要請するとともに、県に対して要請又は調達・あっ旋を依頼する体制を整えます。

#### (3) 燃料の確保

市は、ガソリン、重油、軽油等の燃料供給に関し、関係団体との協力体制の構築を進めるなど、優先的確保に努めます。

### 2 その他の輸送力の確保

(1) 市は、車両のほか、船艇、鉄道、航空機等についても、関連機関との連携・協力体制を強化し、災害時の緊急輸送手段の確保に努めます。

(2) 海上輸送路の確保については、県が物資受入れ港と指定している港湾のうち、市に関係

する港湾として湘南港（江の島）がありますが、今後は、小型船舶が接岸する腰越漁港の活用について検討します。

### 第3 ヘリコプター臨時離着陸場の確保

#### 1 ヘリコプター臨時離着陸場の指定

ヘリコプターの臨時離着陸場は、県が指定している臨時離着陸上2箇所（笹田公園運動場、県立鎌倉高等学校グラウンド）のほかに、市において、現在17箇所を指定しています。

#### 2 ヘリコプター臨時離着陸場の確保

- (1) 市は、ヘリコプター臨時離着陸が可能なオープンスペースの確保を積極的に進めます。
- (2) 市は、緊急医療を要する被災者の受入れ病院にアクセスできるよう、ヘリコプター臨時離着陸場の確保に努めます。
- (3) 市は、災害時にヘリコプター臨時離着陸場を利用できるよう、誘導案内設備の整備を図るとともに、これらの地図情報を自衛隊を含め応援協定を結んでいる自治体に事前配布します。
- (4) 市は、災害発生時に市民等の立入り等により、ヘリポートの使用に支障が出ることをないよう、平素から周知に努めます。

### 第4 地域内輸送拠点の設置

市は、市外からの救援物資を一時的に集積し、避難所等への振り分けをする地域内輸送拠点の設置を進め、被災地や避難所への的確かつ迅速な供給体制を確保します。

### 第5 緊急通行（輸送）車両の事前届出

大規模地震等の災害が発生した場合に、市管理の公用車を緊急通行（輸送）車両として迅速に活動させるため、県公安委員会に対し緊急通行（輸送）車両の事前届出を行います。

#### 1 対象車両

対象車両は、次のとおりです。

- (1) 災害対策基本法第2条第1号に基づく災害時において、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資を輸送するための緊急通行車両
- (2) 災害応急処置を実施するための緊急通行車両
- (3) 地域防災計画に基づき使用される車両で、国及び地方公共団体、指定公共機関（電気、ガス事業等指定法人）の保有する車両、契約により常時専用する車両若しくは他の団体等から調達する車両

#### 2 事前申請及び確認事務フロー

緊急通行（輸送）車両の事前申請及び確認事務のフローは、次に示すとおりです。

総  
則  
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

計

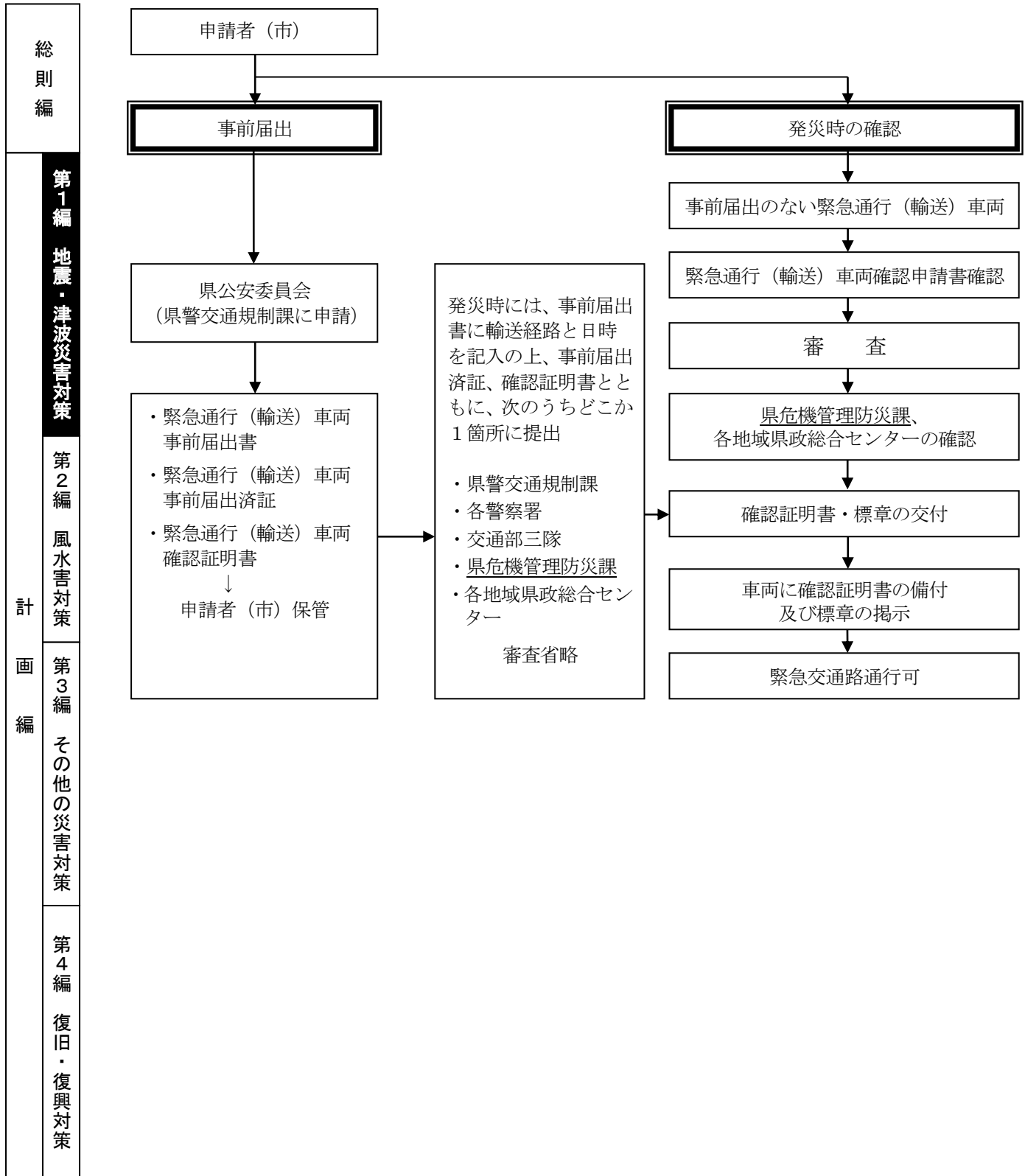
画

編

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

図 事前申請及び確認事務フロー



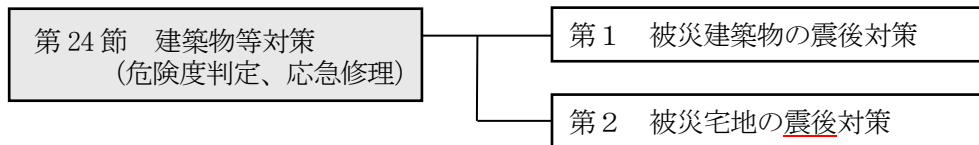
## 第24節 建築物等対策（危険度判定、応急修理）

### 【施策の方向】

大規模地震に伴い、様々な二次災害が誘発されます。余震等による被災建築物の倒壊や外壁、窓ガラス等の部材の落下等がもたらす二次災害の発生もそのうちの一つです。

本節では、被災建築物等による二次災害を防止し、被災市民の不安を解消するための基本的な方針を定めます。

### 【施策の体系】



### 第1 被災建築物の震後対策

#### 1 応急危険度判定体制の整備

市は、神奈川県建築物震後対策推進協議会が主催する被災建築物応急危険度判定士養成講習会を活用し、被災建築物応急危険度判定士の養成及び体制の整備を図ります。

また、同協議会を通じて先進都市の事例等情報収集に努めるとともに、関係団体の参加等を含めた訓練等を行い、実施体制の確立を図ります。

#### 2 被災建築物の補強・改修等

地震により被災した建築物を継続して使用する場合、被災建築物の補強・改修等を早急に実施する必要が生じます。

このため、市は、補強・改修の早期実施に向け、関係団体と連携し、実施方法の検討を行います。

### 第2 被災宅地の震後対策

市は、神奈川県建築物震後対策推進協議会が主催する被災宅地危険度判定士養成講習会を活用し、被災宅地危険度判定士の養成及び体制の整備を図ります。

また、同協議会を通じて先進都市の事例等情報収集に努めるとともに、関係団体の参加等を含めた訓練等を行い、実施体制の確立を図ります。

## 第25節 ライフラインの応急復旧対策

総  
則  
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

計  
画  
編

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

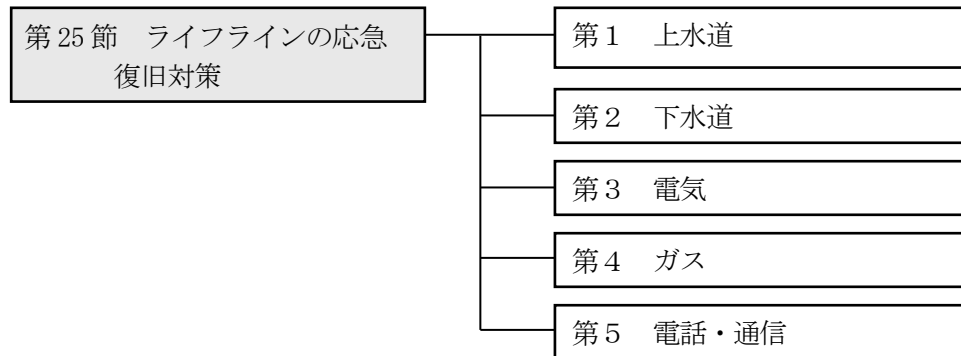
### 【施策の方向】

東日本大震災では、広範囲にわたって電気、ガス、水道等のライフライン施設に被害が発生するとともに、余震等の発生により復旧に時間を要しました。ライフライン施設は、市民の日常生活及び社会・経済活動に欠くことのできないものであり、また、災害発生後の復旧のための重要な使命を担っています。

このため、各ライフライン事業者においては、平常時から応急復旧が迅速に行えるよう態勢を整えておく必要があります。

本節では、ライフライン施設の安全強化対策及び災害時の応急復旧体制について、基本的な方針を定めます。

### 【施策の体系】



### 第1 上水道

県企業庁は、県内水道事業者や近隣都県等との相互応援協定に基づき、実践的な対応が可能となるような応援受入れや復旧活動に係る計画を必要に応じて見直します。

また、復旧用資機材の備蓄を進め、災害時には医療機関や社会福祉施設、避難所等防災上重要な建築物に配慮し、早期に復旧するよう対策を進めます。

更に、災害時における水道水の安定供給を確保するため、浄水場等への自家発電機の整備を進めます。

市は、水道の安全供給が行われるまでの期間、給水活動を行います。給水活動については、第2章 第8節 生活救援活動に記載しています。

### 第2 下水道

(1) 市は、下水道施設について、短期・中期・長期の目標を設定した防災計画を策定するとともに、同計画に基づき、管路や土木構造物等、機械・電気設備の耐震化等の整備を推進します。

また、定期的な保守点検を行い、必要に応じて補修又は改良に努めます。

(2) 市は、鎌倉市下水道BCP（業務継続計画）等に基づいて、下水道施設の復旧にあたる

ものとし、土木・建設団体等との広域的な支援体制の充実、復旧用資機材の備蓄強化等、災害時の早期復旧に向けた対策強化を図ります。

### 第3 電気

- (1) 東京電力パワーグリッド(株)は、他電力会社との相互支援体制、各地の資材センター等への復旧用資機材の備蓄、応急復旧用の発電機車、移動用変圧器車等の確保、非常災害対策要員の確保等の事前対策を講じており、今後も応急復旧体制の充実に努めます。
- (2) 東京電力パワーグリッド(株)は、復旧過程での二次災害の発生を防止するため、被災地域の市民に復旧状況や安全確認についての広報を徹底するとともに、災害対策本部等との情報連絡体制を整備し、連携を図りながら復旧するよう対策を進めます。
- (3) 東京電力パワーグリッド(株)は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めます。
- (4) 市は、東京電力パワーグリッド(株)と災害時における停電の早期復旧や停電の未然防止活動等を行う上での連携体制を構築しておきます。

### 第4 ガス

- (1) 東京ガスネットワーク(株)では、地震が発生した際の供給停止区域を最小限に抑えるため、低圧導管網を複数のブロックに分けることにより、被害が大きい地域との切り離しが可能となっています。特に液状化や津波被害が想定される地域については、ブロックを細分化し、被害が広範囲に及ぶことを防止しています。(津波ブロック)
- (2) 東京ガスネットワーク(株)は、非常用設備の整備として、連絡・通信設備、コンピューター設備、自家発電設備の整備に努めるとともに、ガス工作物の事故の未然防止を図ります。また、災害対策用資機材等の確保に努め、調達体制を整備します。
- (3) 東京ガスネットワーク(株)は、利用者や他工事会社等に対し、ガスの安全知識等の普及を推進します。
- (4) LPガス事業者は、(公社)神奈川県LPガス協会が中心となって、被災地の応急復旧体制の整備を進めます。
- (5) 市は、東京ガスネットワーク(株)及びLPガス事業者とガスの応急復旧を行う上での連携体制を構築しておきます。

### 第5 電話・通信

- (1) 東日本電信電話(株)神奈川事業部は、停電時に備え、非常用発電機と蓄電池を配備するとともに、移動電源車、移動無線車、ポータブル衛星車等の配備を行い、災害時には、避難場所に被災者が利用する特設公衆電話の設置に努めます。
- (2) (株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ及びKDD I(株)は、移動電源車、可搬型無線基地局装置を配備するとともに、避難場所、現地災害対策本部機関等への携帯電話の貸し出しに努めます。
- (3) 各社とともに、電話・通信の輻輳(ふくそう)時における災害時優先電話の確保と、一般加入電話の利用制限等を行います。

総  
則  
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

計

画  
編

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

- (4) 安否確認のための通話等が増加し、通話がつながりにくい状況になった場合に、安否確認等の情報を円滑に伝達できるよう、東日本電信電話(株)では「災害用伝言ダイヤル(171)」等を、携帯電話事業者等の電気通信事業者は「災害用伝言板」の運用を開始します。
- (5) 市は、市災害対策本部や避難所等への臨時電話の設置が早期・円滑に実施されるよう事前の調整を行います。

総 則 編
第1編 地震・津波災害対策
第2編 風水害対策
第3編 その他の災害対策
第4編 復旧・復興対策

計  
画  
編



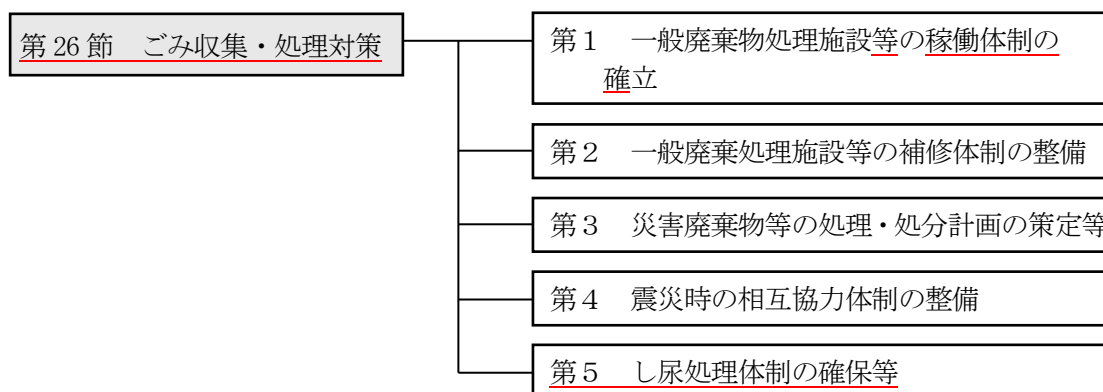
## 第26節 ごみ収集・処理対策

### 【施策の方向】

東日本大震災では、宮城、岩手、福島の東北3県で約2,300万トンの災害廃棄物が発生しました。本市においても、地震・津波が発生した場合、膨大な災害廃棄物の発生が予想されることから、平常時から、発災後の災害廃棄物対策を十分に検討しておくことが重要です。

本節では、こうした状況を踏まえ、災害廃棄物を円滑かつ迅速に処理するための事前対策について、基本的な方針を定めます。

### 【施策の体系】



### 第1 一般廃棄物処理施設等の稼働体制の確立

地震等に伴う停電により、廃棄物処理施設の稼働に支障が生じることが予想されることから、市は、非常用自家発電設備等を整備するとともに、上水道の支障による断水に備え、各施設の非常用水源の確保に努めます。

### 第2 一般廃棄物処理施設等の補修体制の整備

#### 1 一般廃棄物処理施設等の修復

市は、一般廃棄物処理施設等を修復するための点検手引きをあらかじめ作成しておくものとします。

また、点検、修復に備え、当該施設のプラントメーカー等との協力体制を確立します。

#### 2 資機材や燃料の備蓄・保管

市は、一般廃棄物処理施設の補修等に必要となる資機材について、本市で備蓄、あるいは、関係団体等との協力支援協定の締結、通常時の納入業者との事前協定等により確保を図ります。

燃料については、灯油等の備蓄を行うほか、燃料の供給協力に関する協定に基づき、必要量を確保するものとします。

その他、収集車両や機器等を常時整備し、緊急出動できる体制の整備に努めます。

総  
則  
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

計

画

編

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

### 3 仮設施設の検討

市は、災害時に大量に発生するがれき、粗大ごみ等本市で処理できない一般廃棄物について、広域処理を優先的に検討することとなりますが、併せて仮置場での仮設施設（選別、破碎、焼却）について、本市に設置する場合も想定し、最新情報（メーカー、連絡先、機種、制約条件等）の収集・整理に努めます。

### 第3 災害廃棄物等の処理・処分計画の策定等

市は、災害廃棄物の収集運搬、分別・処理・再資源化、損壊家屋の解体・撤去、仮置場の設置等について定めた「鎌倉市災害廃棄物処理計画」に基づき、災害廃棄物を計画的かつ効率的に処理するための体制を整えておきます。

### 第4 震災時の相互協力体制の整備

災害廃棄物の処理に当たっては、平常時の処理体制のみでは、迅速な対応が困難となることが予想されるため、市は、平常時から自衛隊や警察、消防、近隣自治体及び関係団体等と調整し、災害時の連携体制・相互協力体制を整備します。

### 第5 し尿処理体制の確保等

市は、し尿処理施設の破損等によりし尿処理が不能となった場合に備え、体制の整備に努めます。

また、災害時におけるトイレ対策として、平常時より、避難所での仮設トイレの備蓄、協力支援の要請先の整理、携帯トイレの備蓄に努めます。

なお、簡易トイレ（携帯トイレ）から排出されるし尿は、可燃ごみとして処理します。

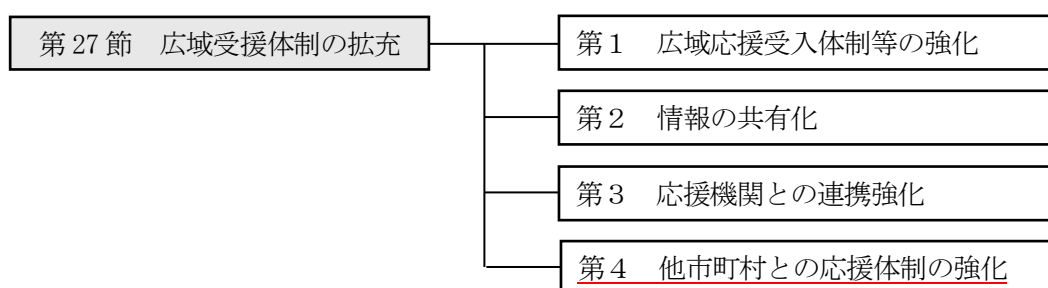
## 第27節 広域受援体制の拡充

### 【施策の方向】

大規模地震が発生した場合、市役所本庁舎や職員等の被災により行政機能が低下する中であっても、応急復旧活動や被災者支援等の業務を行う必要があります、国や県、他の自治体、ボランティア等の応援を最大限活用することが求められます。

本節では、大規模地震等が発生した場合に、外部からの応援を円滑に受け入れ、災害時の応急・復旧業務を遂行できるよう、受援体制の基本的な方針を定めます。

### 【施策の体系】



### 第1 広域応援受入体制等の強化

#### 1 受援計画の作成

市は、大規模地震が発生した際に、外部からの応援を円滑に受け入れるため、「鎌倉市災害時受援計画」を作成し、人的支援及び物的支援の円滑な受け入れのための体制を整備します。

#### 2 支援の受入拠点の確保

災害発生時に応援を受ける支援部隊を受け入れるために、支援部隊の活動拠点となる集結地や滞在するための場所等の確保が必要です。広域応援部隊の進出拠点や大規模な広域防災拠点は、国等の応援部隊の派遣機関や県が整備します。

市は、活動拠点について候補地を選定し調整を進めるとともに、発災後は速やかな確保を行います。

また、市は、物的支援（物資供給）の受け入れ機能の強化を図ります。

### 第2 情報の共有化

県は、県災害情報管理システムにより防災基礎情報をデータベース化しており、市町村等の関係機関がデータを更新することで防災に関する基礎的な情報を共有しています。

市は、広域的応援の円滑な受け入れのため、情報の共有化を図ります。

### 第3 応援機関との連携強化

市は、他の自治体との相互応援協定の締結を拡大するとともに、応援活動を確保するため、防災資機材等の整備充実を図ります。

また、災害発生時における国内・外からのボランティアの支援申し入れが適切に活かされるよう、県、関係機関等と連携し、ボランティア受入体制の整備等に努めます。

更に、相互応援協定の締結にあたっては、近隣の自治体に加えて、大規模地震等による同時被災を避ける観点や本市の特性に対応した歴史文化資源、文化財保護等への支援が期待できるといった観点から、遠方に所在する自治体間の協定締結も推進します。

### 第4 他市町村との応援体制の強化

市及び県は、大規模地震等の災害が発生し、被災市町村単独では十分な応急対策や復旧対策が実施できない場合に、横須賀三浦県政総合センターの地域ブロック内の市町間及び地域ブロック間で相互に連携し、迅速かつ的確な応援ができるよう、一層の連携強化を図るとともに、訓練等の実施を通じ、体制の検証を行います。

また、市は、他の市町村を迅速に応援できるよう応援体制を整備します。

総  
則  
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

計  
画  
編

## 第28節 災害救援ボランティア活動体制等の充実強化

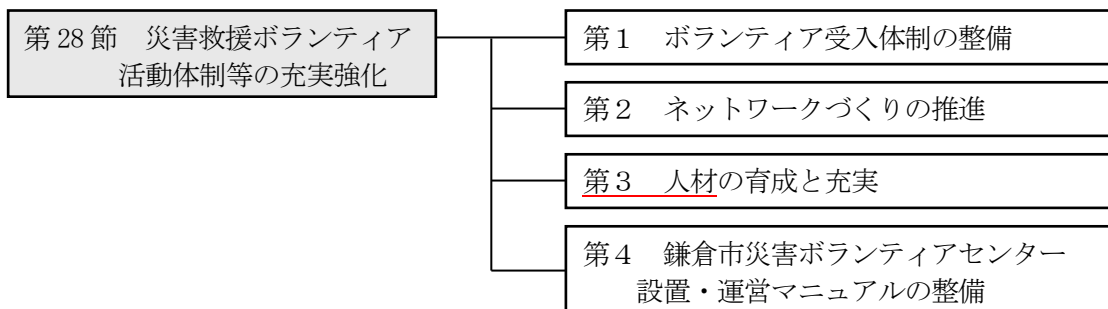
### 【施策の方向】

大規模災害時には、ボランティアグループ、NPO等による救援や生活再建等の様々な支援活動が行われ、被災地の復旧・復興に大きな役割を果たしています。

災害時のボランティア活動について、市は、県や関係機関と連携してボランティアの活動環境の整備に取り組むことが重要です。

本節では、災害救援ボランティア活動に関する事前対策について、基本的な方針を定めます。

### 【施策の体系】



### 第1 ボランティア受入体制の整備

市は、県や関係機関等の協力のもと、災害時にボランティアの活動拠点となる場所の確保や必要な資機材の調達支援等、ボランティアの受入体制及び活動環境の整備に努めます。

### 第2 ネットワークづくりの推進

市及び市社会福祉協議会並びに(公社)鎌倉青年会議所は、平常時から市災害ボランティアセンターの設置・運営に係る研修や訓練の実施等を通じて、災害発生時を想定した連携協力体制づくりに努めます。

### 第3 人材の育成と充実

市及び市社会福祉協議会は、大規模地震発生時に救援活動等が行えるよう、災害救援ボランティアの育成等を目的とした研修会や講座等に関係職員を派遣します。

また、市及び市社会福祉協議会は、災害時にボランティアが円滑に活動できるよう、平常時における登録、研修、災害時における活動の受入窓口、その活動の調整方法等の体制整備を図ります。

### 第4 鎌倉市災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルの整備

市社会福祉協議会は、(公社)鎌倉青年会議所とともに、大規模地震発生時等に応急対策を実施するにあたり、市災害ボランティアセンターの設置・運営に関するマニュアルを作成し、ボランティア団体等と連携した防災訓練を実施するとともに、作成したマニュアルの内容の随時検証・見直しを行います。市は、上記活動に対し協力・支援します。

総  
則  
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

計

画

編

第3編 その他の災害対策

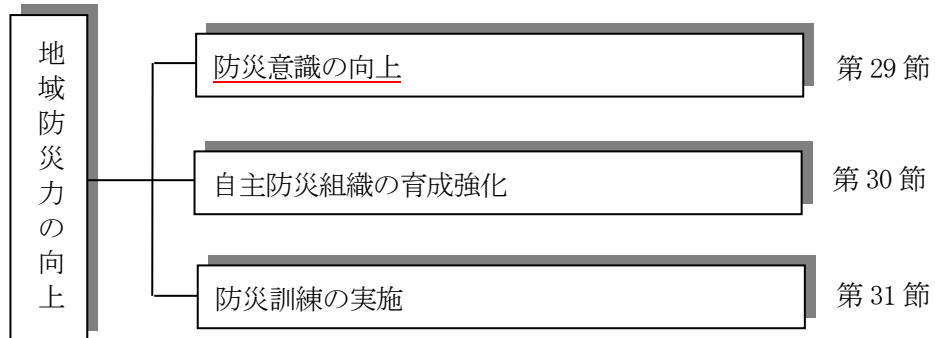
第4編

復旧・復興対策

## ◆『地域防災力の向上』の構成

地震等の被害を最小限に抑えるためには、普段からの備えが大切であり、また、「自助」・「共助」それぞれが役割を果たしていくことが大切です。

『地域防災力の向上』では、「自助」・「共助」の取組を促進し、地域における「地域防災力」の向上を図るために必要な対策について定めます。



総  
則  
編

第1編  
地震・津波災害対策

第2編  
風水害対策

第3編  
その他の災害対策

第4編  
復旧・復興対策

計  
画  
編

## 第29節 防災意識の向上

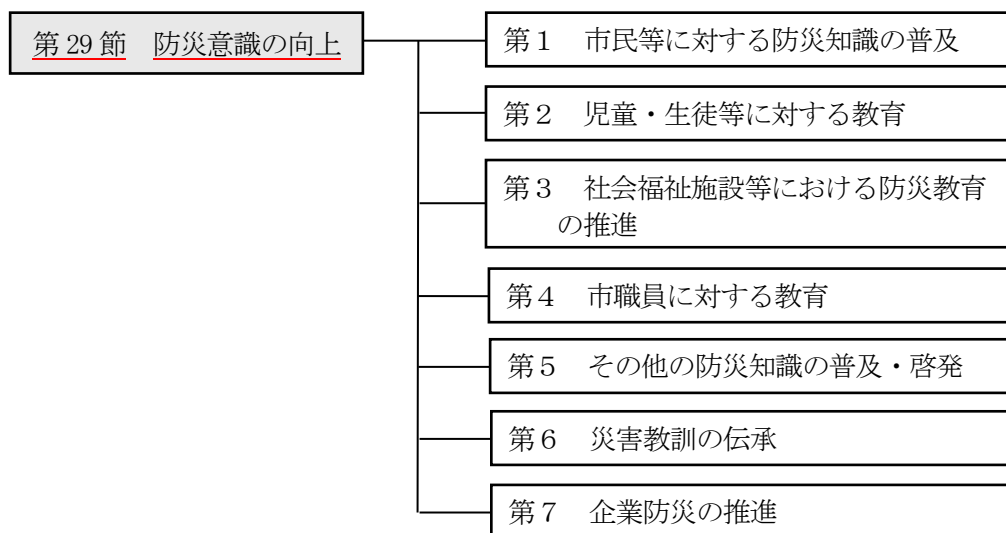
### 【施策の方向】

地震直後の災害から身を守るためには、自ら守る「自助」はもちろん、近隣の人々が助け合う「共助」が極めて重要です。自助・共助・公助が相互に連携することで、被害を最小限に抑えることができ、また、早期の復旧・復興にもつながります。

また、災害に対して、適切な意志決定や行動選択ができるよう、平常時から市民等の防災意識の向上を図る必要があります。

本節では、市民等の防災意識の向上を図るための基本的な方針を定めます。

### 【施策の体系】



### 第1 市民等に対する防災知識の普及

市は、市民等に対して、あらゆる手段・機会を利用して防災知識の普及の徹底を図ります。その際には、要配慮者等への十分な配慮や被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう各種広報紙や情報提供に努めます。

#### 1 普及方法

##### (1) 広報媒体等による普及

ア 広報かまくら、市ホームページ等市の広報媒体による普及

イ 津波ハザードマップ、土砂災害ハザードマップ、防災啓発冊子等防災関係資料の配布による普及

ウ 防災講演会や防災に関するイベント等の開催による普及

エ テレビ、ラジオ等による普及（市の防災に関する取組を発信）

##### (2) 防災講話や生涯学習活動を通じたの普及

##### (3) 自主防災組織を通じたの普及

## 2 市民等に対する普及内容

市は、関係機関と協力して、市民、自主防災組織、事業所の従業員等に対して、災害時にとるべき措置、防災応急対策等、次の内容について、その周知を図ります。

- (1) 地震・津波に関する知識、地域の地震・津波災害の危険度等
- (2) 地震・津波発生時における正確な情報の入手方法
- (3) 市及び関係機関が講ずる防災応急対策等の内容
- (4) 警報等発表時や緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令時にとるべき行動
- (5) 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動をとるべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること
- (6) 避難所、安全な親戚・知人宅や職場、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認
- (7) 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害時にとるべき行動、避難場所や避難所での行動
- (8) 災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）について、あらかじめ決めておくこと
- (9) 広域避難の実効性を確保するため、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
- (10) 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動
- (11) 自主防災組織の活動内容
- (12) 地震保険への加入促進
- (13) その他地震対策に必要な事項

## 3 自主的な防災活動の普及

市は、災害時におけるボランティア活動及び自主的な防災活動の普及のため、「防災とボランティアの日」（1月17日）及び「防災とボランティア週間」（1月15日～1月21日）等において、県、関係機関及びボランティア団体と協力して講演会、講習会、展示会等の行事を実施します。

## 4 市民の心得

市は、市民に対して、おおむね次の内容についての心得やその考え方の普及を図ります。

- (1) 平常時の心得
  - ア 地域の避難所及び家族との連絡方法を確認すること。
  - イ がけ崩れ、出水に注意すること。
  - ウ 建物の耐震補強、家具・ブロック塀等の転倒防止等の対策を実施すること。
  - エ 火気器具の点検や火気周辺の可燃物に注意すること。
  - オ 消火器、感震ブレーカーの設置、浴槽への水の確保、住宅用火災警報器の設置等初期消火に備えること。
  - カ 食料（最低3日分、推奨1週間分）、飲料水、トイレトペーパー、マスク、消毒液、体温計、スマートフォンや携帯電話用の充電器、モバイルバッテリー等の備蓄、携帯トイレ、非常持出品（救急箱、常備薬、お薬手帳、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）等の準備、



- 自動車へのこまめな満タン給油等を行うこと。
  - キ 隣近所や自主防災組織との災害時の協力について話し合うこと。
  - ク 自助・共助の精神の重要性について認識すること。
  - ケ 地域等の防災訓練に積極的に参加し、震災時の行動力を身につけること。
  - コ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えを講ずること。
- (2) 発災時の心得
- ア 正しい情報に基づき冷静に行動すること。
  - イ がけ、海、川には近寄らないこと。
  - ウ 市民が協力して応急救護を行うこと。
  - エ 秩序を守り、衛生に注意すること。
  - オ 安否確認等は、東日本電信電話(株)の「災害用伝言ダイヤル(171)」、携帯電話事業者の「災害用伝言板」等を活用すること。
  - カ 避難行動要支援者への支援を行うこと。
  - キ 災害時の男女双方の視点に配慮すること。
  - ク 緊急地震速報を受けた時に適切な行動をとること。
- (3) 避難時の心得
- ア 氏名票(住所、氏名、生年月日、血液型等)を携行すること。
  - イ 非常食、飲料水、医薬品、懐中電灯、軍手、ラジオ、コンタクトレンズ・眼鏡の予備(コンタクトレンズ常用者)等を携行すること。
  - ウ 服装は軽装で素足をさけ、ヘルメットや頭巾等を着用し、雨具や防寒衣を携行すること。
  - エ 来街者や観光客(外国人を含む)に避難方法・避難場所を案内すること
  - オ 前各号のうち平常時から用意できる品物は、非常用袋に入れておくこと。
  - カ 感染症流行期においては、分散避難の検討や感染症対策用品を携行すること。

## 5 自動車運転者等に対する周知

市は、鎌倉市交通安全協会、県警察や交通安全関係団体等と連携を図りながら、自動車の運転者等に対し、災害時における自動車の運行措置について様々な機会を通じて周知します。

## 第2 児童・生徒等に対する教育

市教育委員会、学校等は、児童・生徒等に対して、災害に対する基礎的知識の習得を図るとともに、学校等で実施する防災訓練においては、様々な災害に応じた具体的な行動を取り入れるなど、防災教育の徹底に努めます。

## 第3 社会福祉施設等における防災教育の推進

社会福祉施設等の管理者は、施設の職員や利用者に対して、地震災害等に関する基礎的知識や災害時対応について、理解や関心を深めるための防災教育を推進します。

## 第4 市職員に対する教育

市は、市職員の防災意識の更なる向上と専門的知見を有する防災担当職員の確保及び育成を

図るため、新採用者等も含め訓練、講習会等を開催し、次の事項を中心に防災教育を推進します。

- (1) 市地域防災計画の内容
- (2) 災害に関する知識
- (3) 市職員が果たすべき任務分担
- (4) 防災対策として現在講じられている対策
- (5) 災害が発生した場合に、具体的に取るべき行動
- (6) 今後、防災対策として取り組む必要のある課題
- (7) 感染症流行時に災害が発生した場合の対応

## **第5 その他の防災知識の普及・啓発**

市は、南海トラフ地震臨時情報（「調査中」、「巨大地震注意」、「巨大地震警戒」）等の内容、予想される震度・津波に関する知識、南海トラフ地震に関連する情報や緊急地震速報等が出された場合、あるいは地震発生時にとるべき行動、正確な情報の入手方法、津波・がけ崩れ等の危険地域、避難場所・避難路、備蓄や家具の転倒防止対策、住宅の耐震診断・耐震補強等についての普及啓発に努めます。

## **第6 災害教訓の伝承**

市は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努めます。

## **第7 企業防災の推進**

### **1 企業等における防災への取組**

企業等は、災害時における顧客、従業員の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域防災活動への協力等の社会的な責務を十分認識したうえで、防災体制の整備、防災訓練の実施、施設の耐震化・耐浪化や機能の分散化、復旧計画等各種計画の作成や見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど、事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努めます。

更に、被災による事業停止による深刻な被害を回避するため、重要業務の継続を目的とした事業継続計画（BCP）の策定・運用に努めます。

### **2 企業等への指導・助言**

市は、事業所での安全確保、防災体制の整備等が十分に検討されていない企業等を把握した場合は、実態に即した防災体制が確立されるよう助言します。

また、災害時において一斉帰宅者の発生を抑制するため、従業員のほか、訪問者、利用者等について、一時収容対策を図るよう要請します。

## 第30節 自主防災組織の育成強化

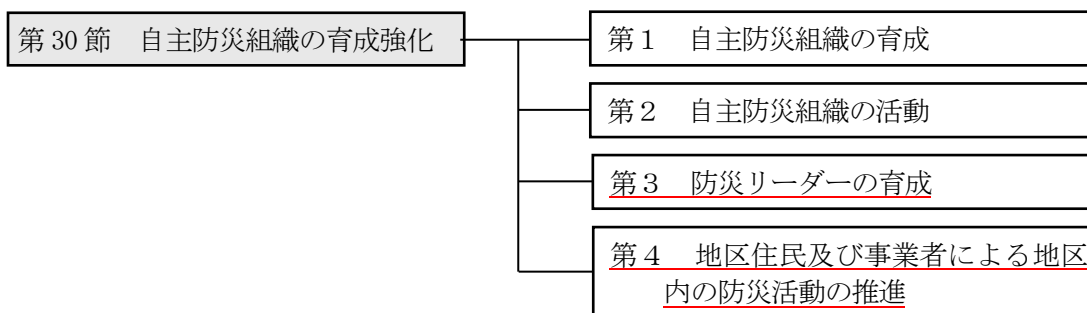
### 【施策の方向】

大規模地震等においては、公助による応急活動には限界があり、自分の身は自分で守る「自助」や地域で互いに協力しながら助け合う「共助」が重要になってきます。

地域・近隣住民の自助・共助に対する意識、連帯感が被害を最小限に抑えることにつながり、そうした観点からも自主防災組織活動の充実が重要となります。

本節では、自主防災組織の育成強化や活動に係る基本的な方針を定めます。

### 【施策の体系】



## 第1 自主防災組織の育成

### 1 自主防災組織の結成促進

本市の自主防災組織の結成率は90%を超えていますが、市は、地域の防災活動を促進するため、自主防災組織未結成地区における結成促進を図ります。

なお、結成においては、女性の参画促進や多様な世代が参加できるように、活動環境の整備に努めます。

### 2 自主防災組織の育成・指導

市は、自主防災組織が災害発生等に有効に活動できるよう、組織の充実強化を図るための指導及び支援を行います。

また、自主防災組織の活動を通じて、市民同士の連帯感と防災意識を高め、災害に強い地域づくりを推進します。

### 3 自主防災組織の編成基準

#### (1) 自主防災組織の編成

自主防災組織がその機能を十分に発揮するために、あらかじめ組織の編成を定めます。組織の編成にあたっては、地域の実情に応じ次の点に留意します。

ア 自主防災組織は、地域住民相互の緊密な連携のもとに活動することが必要とされるため、地域住民が連帯感を持てるよう適正な規模で編成します。

イ 他地域への通勤者が多い地域は、昼間の活動に支障のないよう組織を編成します。

ウ 地域内の事業所と協議のうえ、事業所の自衛防災組織と連携を密にします。

(2) 自主防災組織の規約及び防災計画

自主防災組織を運営していくうえで基本的な事項については、規約を設けて明確にします。

また、規約に基づいて防災計画を作成し、平常時及び非常時の活動内容を策定します。

#### 4 自主防災組織の活動支援

市は、自主防災組織の活性化を図るため、次のような活動を支援します。

(1) 防災資機材等の整備補助

防災資機材等の整備にあたり、自主防災組織に対し「鎌倉市自主防災活動育成費補助金」を交付します。

(2) 自主防災組織育成のための職員派遣

- ア 要請による講習会等の防災知識の普及活動
- イ 防災訓練等の指導
- ウ 防災計画立案等の指導及び助言

(3) 自主防災組織への資料提供

自主防災組織の育成にあたり、次の資料を提供します。

- ア 防災知識普及に関する資料
- イ 防災組織の結成及び育成に関する資料

(4) 防災訓練に係る補助

- ア 自主防災組織が実施する防災訓練のうち、消防職員の指導による消火訓練で、自主防災組織が使用する訓練用消火器の購入等に対する補助を行います。
- イ 防災訓練開催に伴う経費について、自主防災組織連合会に加盟している自主防災組織において実施する場合には補助を行います。

## 第2 自主防災組織の活動

自主防災組織の平常時及び発災時等の主な活動は、次のとおりです。

### 1 平常時の活動

(1) 防災知識の普及

様々な機会を活用して、地域住民に対し、防災に関する正しい知識の普及を図ります。

(2) 防災訓練の実施

発災時に、地域住民が適切な措置をとることができるよう、防災訓練を実施します。訓練には、次のような個別訓練及びこれらをまとめた総合訓練があり、地域の特性を加味した訓練を実施します。

- ア 情報の収集伝達訓練
- イ 消火訓練
- ウ 救出・救助訓練
- エ 応急救護訓練

(3) 防災点検の実施

地域住民による家庭内の点検及び自主防災組織による地域の危険箇所等の点検を行います。

す。

(4) 防災用資機材等の整備・点検

活動に必要な防災資機材の備蓄及び管理に努め、非常時において直ちに使用できるようにします。また、地域住民に対して、防災備蓄倉庫内の資機材の内容、使用方法等について周知するよう努めます。

2 発災時の活動

(1) 情報の収集伝達

自主防災組織は、地域内に発生した被害の状況を、迅速かつ正確に市へ報告するとともに、関係機関の提供する情報を地域住民に伝達し、的確な応急活動を実施します。

このため、あらかじめ次の事項について検討し、定めておきます。

ア 連絡をとる関係機関

イ 関係機関との連絡のための手段

ウ 関係機関の情報を地域住民に伝達する責任者及びルート

また、避難場所へ避難した後についても、地域の被災状況、救助活動の状況等を必要に応じて市に報告し、混乱・流言飛語の防止にあたります。

(2) 出火防止及び初期消火

各家庭に対し、火の元の点検・確認等の出火防止のための措置を講ずるよう呼びかけるとともに、火災が発生した場合は、消火器、水バケツ等を使い、隣近所と協力して初期消火に努めます。

(3) 救出・救助活動の実施

家屋の崩壊やがけ崩れにより、下敷きになった人をジャッキ、バール、チェーンソー等を用いて、速やかに救出活動を実施します。この場合、自らの安全確保を優先することとします。

(4) 応急救護活動の実施

負傷者に対しては、外傷の応急手当を実施するとともに、医師の処置が必要な場合には、仮設救護所等へ搬送します。

3 避難の実施

市より避難指示が出された場合には、地域住民に対して迅速に広報し、円滑に避難場所へ誘導します。

なお、避難の実施にあたり、避難誘導責任者は、次のような危険がないことを確認しながら誘導します。

- (1) 市街地……………火災、落下物、危険物
- (2) 山間部・起伏の多いところ……………がけ崩れ、地すべり
- (3) 低地……………浸水

また、危険防止のため避難経路は、1ルートだけでなく、複数の道路をあらかじめ検討しておきます。

更に、要配慮者に対しては、地域住民の協力のもとに避難させます。

総  
則  
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

計

画  
編

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

#### 4 給食・救援物資の配布及びその協力

被災者に対する炊き出しや救援物資の支給にあたっては、自主防災組織が保有している食料等の配布を行うほか、市が実施する救援物資の配布活動に協力します。

### 第3 防災リーダーの育成

市は、研修の実施等により、共助の中心となる防災リーダーや女性リーダーの育成を推進します。

### 第4 地区住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

市内の一定の地区内の市民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施や物資等の備蓄、避難行動要支援者の避難支援体制の構築等、自発的な防災活動に関する計画である地区防災計画を作成することができます。

市防災会議は、市と地域の防災活動の連携をより一層深めることを目的に、必要があると認めるときは、地区住民等が作成する地区防災計画を本地域防災計画に定めます。

市は、地域防災力の向上に向けて、各地区の特性に応じたコミュニティレベルでの防災活動を尊重し、地域密着型の防災計画として地区防災計画の作成を支援・推進します。

総  
則  
編

第1編  
地震・津波災害対策

第2編  
風水害対策

第3編  
その他の災害対策

第4編  
復旧・復興対策

計  
画  
編

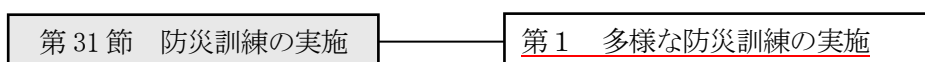
## 第31節 防災訓練の実施

### 【施策の方向】

大規模地震が発生した場合に、迅速・適切な災害応急対策を実施できるよう、過去の災害教訓等を踏まえ、平常時から実践的な防災訓練を継続的に実施することが重要です。

本節では、防災訓練の実施について基本的な方針を定めます。

### 【施策の体系】



### 第1 多様な防災訓練の実施

市は、地震被害想定調査の結果や地域の実情等を踏まえ、大規模火災や津波等、多様な場면을想定した防災訓練を実施します。その際には、被災時の男女のニーズの違いや要配慮者等に十分配慮した訓練の実施に努めます。

また、夜間や市内における大規模災害の発生、県内外における広域的な対応訓練を実施するなど、地震発生時の対応行動の習熟に努めるとともに、要配慮者を含めた実践的な訓練を実施します。更に、訓練後には、訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努めます。

なお、防災訓練には、次のような種類があります。

#### 1 防災訓練の種類

##### (1) 総合防災訓練

各種災害を想定して、関係機関、各事業所、市民その他関係団体等の協力を得て、業務（事業）継続計画（BCP）の実効性の確認を含めた応急対策活動を総合的に実施します。

##### (2) 避難所運営訓練

災害時における避難所の開設運営が円滑に行われるよう、炊き出し訓練や仮設トイレの設置訓練等の避難所運営訓練を実施します。

##### (3) 通信訓練

地震情報や津波警報・注意報等の情報の受伝達、災害時の被害状況の把握及び応急対策の指示を迅速かつ適切に行えるよう、必要に応じて通信訓練を実施します。

##### (4) 参集訓練

勤務時間外に災害が発生した場合に、災害に対処するため必要な人員を早期に参集・動員し、活動体制を確立するための訓練を実施します。

##### (5) 災害対策本部等設置、運営訓練

災害発生時を想定し、災害対策本部等の設置及び運営訓練を実施します。また、訓練に際しては、図上訓練の実施により、参加者の意思決定と役割・行動の検証を図ります。

##### (6) 消防訓練

火災の防ぎよ及び避難者の安全確保等火災による被害を軽減するため、消防活動訓練を

実施します。

(7) 避難訓練

避難指示、避難誘導等、地域住民を安全に避難させるための訓練を実施します。

(8) その他の訓練

必要に応じ、独自に、又は関係機関と連携、協力して個別訓練を実施します。

総 則 編	
第1編 地震・津波災害対策	
第2編 風水害対策	
第3編 その他の災害対策	
第4編 復旧・復興対策	



## 第2章

# 地震・津波災害応急対策計画

総  
則  
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

計  
画  
編

## 第1節 応急活動体制

### 【実施主体】

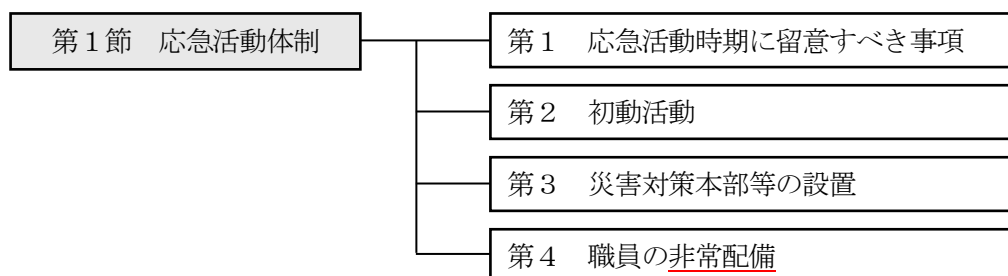
市	<u>全部署、消防団</u>
関係機関	<u>横浜地方気象台、鎌倉警察署、大船警察署</u>

※ 「鎌倉市災害対策本部条例施行規則」及び「総則編 第4節 計画の推進主体とその役割」に基づき記載

### 【施策の基本方針】

市域内に大規模地震が発生し、甚大な被害が発生するおそれがある場合、市は、速やかに災害対策本部の設置、要員の確保を行い、初動体制を確立するとともに、関係機関と緊密な連携を図りながら応急対策を行うなど、災害の拡大を防止するための活動体制を整備します。

### 【施策の体系】



## 第1 応急活動時期に留意すべき事項

東日本大震災は、いかなる人間の知恵をもってしても、自然災害の発生を防ぎきることの難しさを私たちに知らしめました。更に、一つの災害により他の災害が誘発されることも、改めて認識しました。こうした自然災害の脅威と正面から向き合いながら、尊い命や築き上げてきた営みを守ることは、国、県、市、市民、企業等の大きな責務です。

「想定外」という言葉を繰り返さないように、「予断」と「楽観」を避け、厳しい事態を想定しながら、柔軟かつ機敏に対応することが求められます。

### 1 「予断」と「楽観」のない対応

#### (1) 予断と楽観の排除

被害の発生に際しては、あらゆる可能性を直視し、根拠の乏しい「予断」と「楽観」を避け、より厳しい事態を想定して対応する必要があります。

#### (2) 「平常時」を基準としない対応

災害時には、あらゆる場面で平常時と同じ条件下にはありません。「平常時」を物差し・基準として対応を考え、あるいは対策を決定することは、多くの場合禁物です。

また、平常時に備えていないことは、対応できないということも東日本大震災の教訓となりました。

## 2 「時間との競争」と変化や多様性への対応

### (1) 限られた情報下での適時の判断

災害発生直後は、被災地から正確な情報を十分に得て対策を行うことが困難です。限られた情報の中で、いかに的確に状況を把握・想定し、適時に判断するかが重要です。

また、広域的な視野を持ち、複合的な災害も考慮し、必ずしも想定した状況とならないことも踏まえて、災害発生後の被害状況等を物差しとして判断する必要があります。

### (2) 「時間との競争」への対応

「命を守る」ことを第一として、災害時には一刻も早い対応が求められます。対応の遅れは深刻で回復困難な事態をもたらしかねません。すべての対応が「時間との競争」であることを意識し、時々刻々と変化する状況を的確に把握しながら、あらゆる場面において状況に応じて迅速に対応することが重要です。

### (3) 経時的な変化や多様性への対応

災害発生後、時間が経過するにつれて、被災者等のニーズは変化します。気候や周辺環境の変化によるものもあれば、日常性を取り戻すことに向けた変化もあります。

また、年齢、性別、障害等の有無、国籍等被災者の多種多様な状況・事情への配慮も必要です。

被災者の支援においては、こうしたニーズの変化や被災者の多様性に柔軟かつ機敏に対応することが重要です。

## 第2 初動活動

地震発生直後から実施する初動活動について、①勤務時間内、②勤務時間外に地震が発生したケースに分けて、その対策を定めます。

- ① ケース1：勤務時間内及びその前後に地震が発生した場合
- ② ケース2：勤務時間外等平日夜間及び土日祝日に地震が発生した場合

### 1 ケース1：勤務時間内及びその前後に地震が発生した場合

#### (1) 地震直後の緊急措置

勤務時間内及びその前後に地震が発生した場合、地震直後の緊急措置として、職場ごとに、次の措置を実施します。

##### ア 市役所等各公共施設の被害状況の把握と初期消火

担当部は、市役所等各公共施設の被害状況を把握し、災害対策本部へ速やかに報告します。また、火災が発生した場合は、まず初期消火に努めます。

##### イ 来訪者等の安全確保と避難誘導

職員は、各施設への来訪者の安全を確保し、火災発生等避難が必要と判断されるときは、安全な場所へ避難誘導します。

ウ 立ち入り規制や緊急防護措置

担当部は、被害の状況により、各公共施設の内外にわたり、危険箇所の立ち入り規制や薬物・危険物等に対し緊急防護措置を行います。

エ 非常用自家発電機能、通信機能の確保

担当部は、非常用自家発電設備や通信設備の被害状況を把握するとともに、自家発電機能や通信機能を確保します。

(2) 地震情報の収集・伝達

各部局は、地震発生直後「本章 第2節 情報収集・伝達・広報」に定める内容に基づき、県防災行政通信網、市設置震度計、テレビやラジオ等から地震情報を収集します。

(3) 災害対策本部等の設置

市長は、地震による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害対策基本法第23条の2第1項の規定及び鎌倉市災害対策本部条例に基づき、災害対策本部を設置します。

なお、震度5強以上の地震が発生した場合は、災害対策本部内に応急危険度判定委員会を設置し、必要に応じ建築物等（民間施設も含む）の応急危険度判定や被災宅地危険度判定を行うなど、各部局において災害時応急業務を円滑に進めるための各種組織の設置を行います。

総  
則  
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

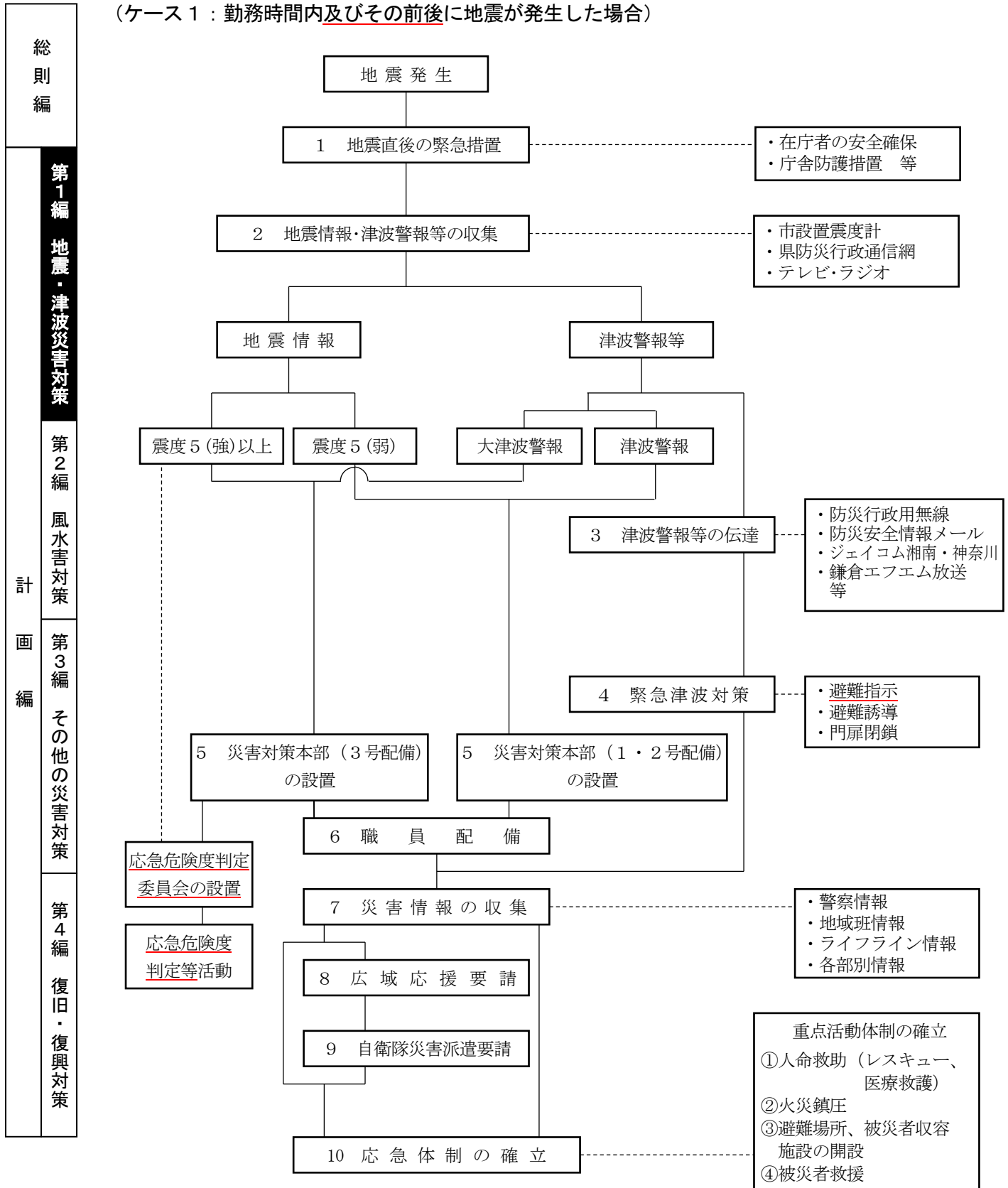
第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

計  
画  
編

図 勤務時間内地震発生対応フロー

(ケース1：勤務時間内及びその前後に地震が発生した場合)



2 ケース2：勤務時間外等平日夜間及び土日祝日に地震が発生した場合

(1) 地震情報の収集

職員は、勤務時間外等平日夜間及び土日祝日に地震の発生を知ったとき、各自テレビ、ラジオ等から速やかに地震情報を収集します。

(2) 職員参集

次の事由が発生した場合、各自はあらかじめ定められた部署へ自動参集します。この際、職場や参集場所へ登庁するかどうかの電話による問い合わせは、行わないものとします。

職員の自動参集基準は、鎌倉市職員の初動時非常配備要綱に基づきます。

なお、震度5強以上の地震が発生した場合は、災害対策本部内に応急危険度判定委員会を設置し、必要に応じ建築物等（民間施設も含む）の応急危険度判定や被災宅地危険度判定を行うなど、各部局において災害時応急業務を円滑に進めるための各種組織の設置を行います。

(3) 地震直後の緊急措置

市役所本庁舎及び各庁舎の緊急措置は次のとおりです。

- ア 市役所本庁舎及び各庁舎の被害状況の把握
- イ 被害状況を踏まえた各庁舎の緊急防護措置
- ウ 各庁舎内の安全確保（初期消火、飛散ガラス処理等）
- エ 非常用発電機能や通信機能の点検等

総  
則  
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

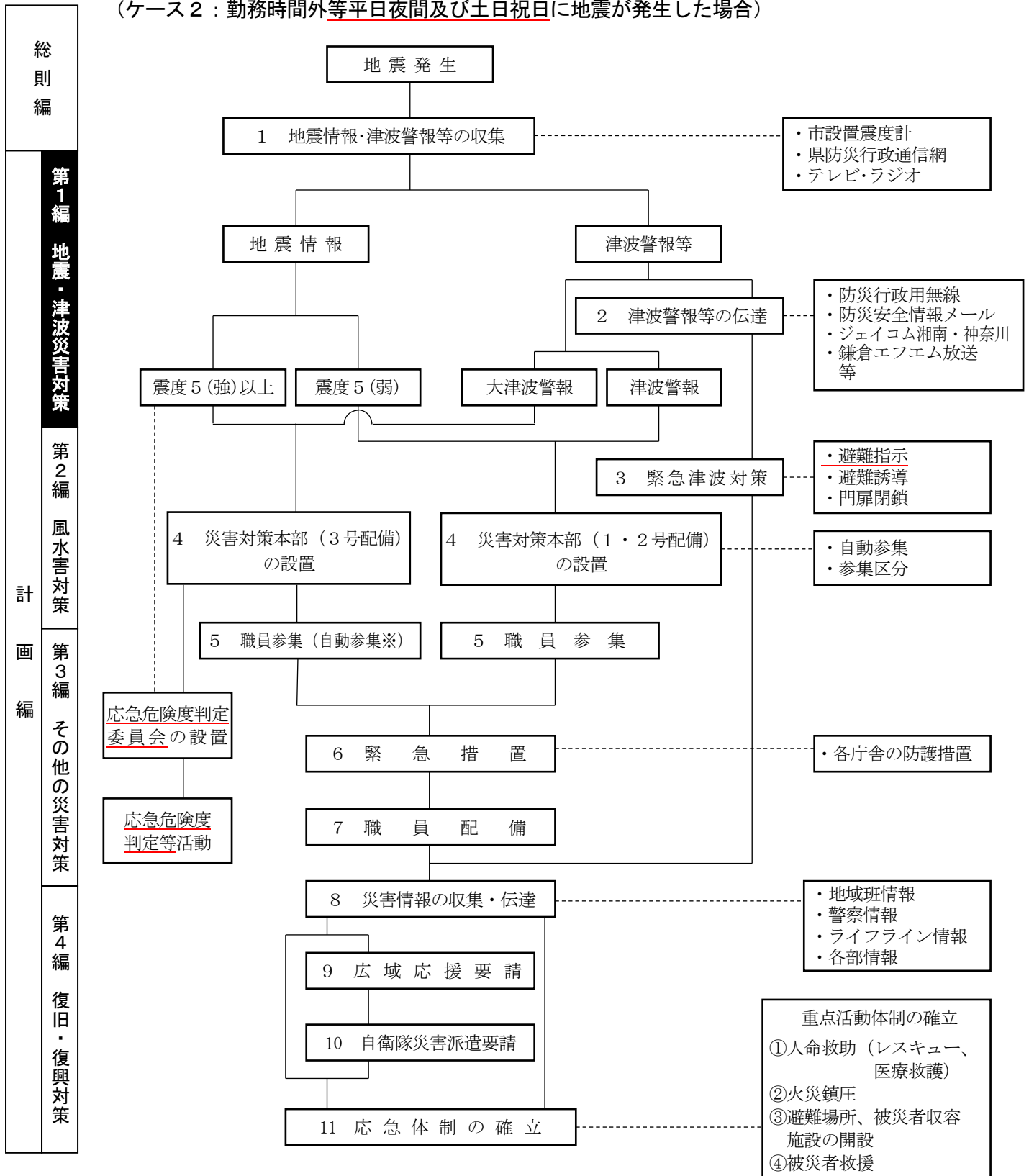
第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

計  
画  
編

図 勤務時間外地震発生対応フロー

(ケース2：勤務時間外等平日夜間及び土日祝日に地震が発生した場合)



※職員の自動参集基準については、鎌倉市職員の初動時非常配備要綱に基づきます。



### 第3 災害対策本部等の設置

市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で市長が必要と認めたときは、災害対策基本法第23条の2第1項及び鎌倉市災害対策本部条例に基づき、災害対策本部を設置します。

この設置があった場合には、直ちに関係機関に通知するとともに、市役所本庁舎に災害対策本部の標示を行います。

災害対策本部は、災害の規模、程度によってそれぞれ配置をするほか、本部を置く程度に至らない災害にあっては、鎌倉市災害対策本部条例施行規則の事務分掌を準用するとともに、平常時の市の組織をもって対処します。

#### 1 災害対策本部の設置

##### (1) 組織

災害対策本部の組織は、鎌倉市災害対策本部条例及び鎌倉市災害対策本部条例施行規則に定めるところによります。

##### (2) 災害対策本部の設置基準

災害対策本部の設置基準は、次に示すとおりです。

#### 災害対策本部の設置基準

- 東海地震注意報が発表されたとき。
- 市内で「震度5弱」以上の地震が観測されたとき。
- 隣接する行政区（藤沢市、逗子市、横浜市栄区・金沢区・戸塚区）の地震震度観測地点において「震度5弱」以上の地震が観測されたとき。
- 気象庁の津波予報区の相模湾・三浦半島に「大津波警報」が発表されたとき。
- 市内において、地震による重大な被害が発生し、又は被害の発生するおそれがあるとき。

##### ア 災害対策本部の設置場所

災害対策本部は、市役所本庁舎に設置します。ただし、被災等のため、市役所本庁舎の使用が不可能となった場合は、消防本部庁舎内（大船）に設置します。

##### イ 配備

(ア) 災害対策本部は、防災活動の強力な推進を図るため、事態の状況に応じて配備の体制を整えます。

(イ) 配備の基準については、鎌倉市災害対策本部条例施行規則に定めるところによります。

##### ウ 災害対策本部の事務分掌

災害対策本部の事務分掌は、鎌倉市災害対策本部条例施行規則に定めるところによります。

##### (3) 災害対策本部の解散基準

災害対策本部長は、災害が発生するおそれが解消したと認められるとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認められるとき、災害対策本部を解散します。

##### (4) 災害対策本部の設置及び解散の連絡

災害対策本部長は、災害対策本部を設置し、又は解散したときは、県知事、関係機関、報道機関等に連絡します。

## 2 現地災害対策本部の設置運営等

### (1) 現地災害対策本部の組織及び運営

市現地災害対策本部及び運営は、災害対策本部の組織及び運営を準用します。

### (2) 現地災害対策本部の開設

ア 現地災害対策本部長は、災害発生の場合、速やかにその状況を把握し、必要と認めるときは、直ちに現地災害対策本部を開設するとともに、県知事及び関係機関に通知します。

イ 関係機関は、すべて現地災害対策本部に参加し、相互に緊密な連携を図ります。

### (3) 連絡調整会議

#### ア 会議の開催

災害対策本部長は、応急対策の事前調整を行うため必要と認めるとき、又は出動機関の長から申し出があったときは、現地災害対策本部において、災害の状況からみて市で処理できると認めるときに、連絡調整会議を開催します。

#### イ 協議事項

(ア) 応急対策実施に関する基本方針

(イ) 各出動機関の分担作業種別及び区域

(ウ) その他必要事項

#### ウ 専門機関の長の意見

連絡調整会議における調整は、応急対策実施についての専門機関の長の意見を求めています。

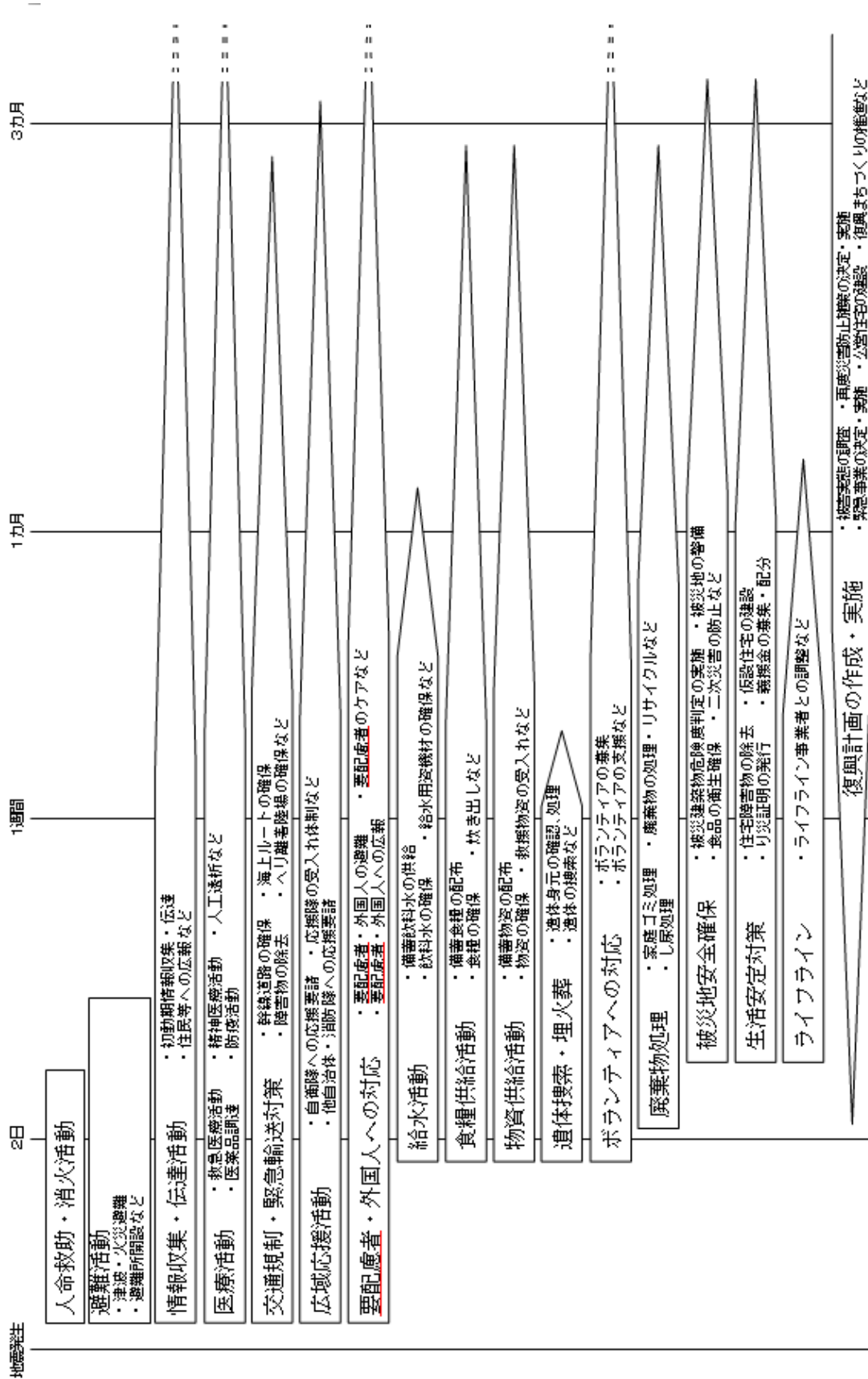
### (4) 職務・権限の代行

災害対策本部長が不在の場合は、鎌倉市災害対策本部条例第2条により災害対策副本部長が代理するものとします。

◆ 資料8-3：鎌倉市災害対策本部条例

◆ 資料8-4：鎌倉市災害対策本部条例施行規則

図 災害対策本部活動時系列整理



総則編	第1編 地震・津波災害対策	第2編 風水害対策	第3編 その他の災害対策	第4編 復旧・復興対策
-----	---------------	-----------	--------------	-------------

## 第4 職員の非常配備

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策活動に必要な市職員の非常配備に関しては、おおむねこの計画の定めるところによります。

### 1 非常配備計画

#### (1) 非常配備体制の編成

ア 非常配備体制は、非常配備基準に基づき編成します。ただし、災害対策本部長は、災害の種類、規模、発生の時期、その他により必要と認められるときは、非常配備基準と異なる体制を編成することができます。

イ 消防本部の非常配備は、消防長が行います。

#### (2) 非常配備の方法

ア 勤務時間中及びその前後における配備体制の伝達

(ア) 災害対策本部長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、随時本部員会議を招集し、その事態に応じた配備体制を協議して、非常配備を指示します。

(イ) 各庁舎内職員に対しては庁内放送等で、出先機関の市職員に対しては所管部長を通じて、直ちに配備体制を伝達します。

(ウ) 市職員は、被災その他の事情により所定の場所に集合できないときは、所属長の指示を受けます。

イ 休日・夜間における配備体制の伝達

市職員は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、テレビ、ラジオ、情報通信端末等により、地震・津波に関する情報や被害状況、警戒宣言発令等の情報を知るように努めるとともに、鎌倉市災害対策本部条例、鎌倉市災害対策本部条例施行規則、鎌倉市職員の初動時非常配備要綱・地震発生初動時職員行動マニュアルに基づき行動します。

#### (3) 職員の非常配備計画

ア 非常配備体制の基準

基本的な配備及び非常配備計画は、鎌倉市災害対策本部条例施行規則の定めるところによります。

警戒宣言発令時等及び地震災害時の非常配備は、気象庁より南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき、市内又は隣接する行政区（藤沢市、逗子市、横浜市栄区・金沢区・戸塚区）において「震度5強」以上の地震が発生したとき、又は大津波警報が発表されたときは、鎌倉市災害対策本部条例施行規則第10条に規定する非常配備体制に基づき、速やかに非常配備につきます。

表 地震・津波災害における非常配備体制

種別	発令基準	配備職員
1号及び2号配備 (準備体制) (警戒体制)	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内で震度5弱の地震が観測されたとき。</li> <li>隣接する行政区（<u>藤沢市・逗子市、横浜市栄区・金沢区・戸塚区</u>）の地震震度観測地点において震度5弱の地震が観測されたとき。</li> <li>気象庁が相模湾・三浦半島津波予報区に「<u>津波警報</u>」を発表したとき。</li> </ul>	鎌倉市災害対策本部条例施行規則別表第1に定める配備編成計画に基づく班の職員
3号配備 (非常体制)	<ul style="list-style-type: none"> <li>東海地震注意報が発表されたとき。</li> <li>市内で震度5強以上の地震が観測されたとき。</li> <li>隣接する行政区の地震震度観測地点において震度5強以上の地震が観測されたとき。</li> <li>気象庁が相模湾・三浦半島津波予報区に「<u>大津波警報</u>」を発表したとき。</li> <li>市内において、地震による重大な被害が発生し、又は被害の発生するおそれがあるとき。</li> </ul>	全職員

総則編
第1編 地震・津波災害対策
第2編 風水害対策
第3編 その他の災害対策
第4編 復旧・復興対策

イ 非常配備体制名簿の作成

所属長は、あらかじめ非常配備体制の基準に従い非常配備体制名簿を作成するとともに、所属職員に周知し、応急対策に万全を期します。

なお、この名簿は、異動等により変更があったとき直ちに修正します。

ウ 非常配備及び連絡の順序

(ア) 所属長は、非常配備1号～3号の順序において市職員へ伝達方法・手段の確立を図ります。

(イ) 伝達は、非常配備体制名簿により電話等で行います。

(4) 職員の派遣要請

市は、災害時応急活動のため必要があるときは、災害対策基本法等の関係法令、相互応援協定等により、国、県、他市町村等に対して職員の派遣を求め、災害対策の万全を期します。

派遣された職員の宿泊施設は、市の施設利用を前提に、被災状況に応じて民間施設の活用も想定します。

2 職員の心構え

(1) 職員は、あらかじめ定められた非常配備体制及び自己の任務を十分に習熟しておきます。

(2) 参集手段は徒歩又は二輪車（自転車、オートバイ等）を基本としますが、公共交通機関の利用が可能な場合は活用します。

(3) 服装は活動しやすいものとし、帽子又はヘルメットを着用し、安全で機能的な服装とします。

(4) 災害の状況によっては、行政の態勢が整うまで日時を要したり、当面帰宅できないこと等も想定されるため、飲料水、簡易な食料品、洗面具、着替え等必要なものを持参します。

(5) 参集途上の道路被害、がけ崩れ、建物の倒壊、火災等、被害状況を把握しながら参集し

ます。

- (6) 家屋等の倒壊、瓦等の落下物に注意するとともに、火災発生地域では急激な延焼のおそれがあるため、延焼範囲（風下側）を避けて参集します。
- (7) 陥没、落下物等が想定されるため、夜間の通行は十分注意します。
- (8) 切れた電線には近づかないようにするほか、ガス漏れの可能性があるため、火気に十分注意するなど適切に行動します。
- (9) 参集途上の緊急措置として、参集途上において火災あるいは人身事故等に遭遇した場合は、付近住民と協力し、消火・救助を第一とするとともに、最寄りの消防署等に通報します。

### 3 職員の勤務ローテーションと健康管理

市は、勤務ローテーションの確立と健康管理職員の応急対策に従事する期間が長期にわたるときは、非常配備計画に沿った勤務ローテーションを確立し、職員を適宜交代させるなどして心身の健康管理に十分配慮するよう努めます。

◆ 資料8-4：鎌倉市災害対策本部条例施行規則

計 画 編	総 則 編
	第1編 地震・津波災害対策
	第2編 風水害対策
	第3編 その他の災害対策
第4編 復旧・復興対策	

## 第2節 情報収集・伝達・広報

### 【実施主体】

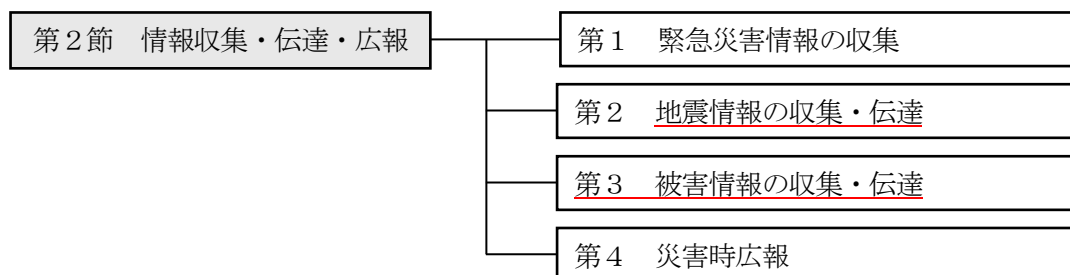
市	本部連絡班、秘書広報班、公的不動産活用班、調査班、建築指導班、緑地がけ地班、警防班、鎌倉班、大船班
関係機関	横浜地方気象台

※ 「鎌倉市災害対策本部条例施行規則」及び「総則編 第4節 計画の推進主体とその役割」に基づき記載

### 【施策の基本方針】

地震災害応急対策を実施するうえで最も重要な項目である情報収集伝達、災害情報等を市民・滞在者等へ迅速・的確に伝達するための広報計画、報道機関との連携等について定めます。

### 【施策の体系】



## 第1 緊急災害情報の収集

### 1 収集すべき緊急災害情報

各部局は、地震発生直後に、次の情報を迅速に収集します。

表 発災直後に収集しなければならない緊急災害情報

種別	内容
①警察情報	○けが人・生き埋め・死者数 ○道路交通情報・交通規制状況
②消防情報	○火災・延焼情報 ○救急・救助活動情報 ○津波警報等
③地域班情報	○人的被害情報 ○建物倒壊・火災等被害情報 ○避難等市民行動情報 ○河川被害情報 ○道路・橋りょう被害情報 ○がけ崩れ、崩壊危険箇所情報
④職員参集時収集情報	○建物倒壊・火災等区内の被害全体情報 ○避難等市民行動情報 ○避難所施設の安全、開設情報等

総則編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

計画編

種 別	内 容
⑤ライフライン情報	○電気・ガス・水道・通信・鉄道事業者からの被害情報と復旧情報
⑥各部局別情報	○各部局からの被害状況等の情報
⑦アマチュア無線情報 及びタクシー無線情報	○被災現場等情報

## 2 緊急災害情報の収集方法

### (1) 参集時の情報収集

地震発生直後、職員は参集過程で、道路被害やがけ崩れ、建物の倒壊、火災等の状況を把握しながら収集し、参集先へ報告します。

また、各部局は電話等を通じて災害対策本部へ報告します。

### (2) 地域班による情報収集

ア 地域班は、事前に任命された職員等で構成し、災害発生直後参集した班により2名1チームで班を編成し、被災地区の情報収集を行います。

イ 地域班は、自転車等により移動し、携帯電話等を活用して被害状況等の情報収集を行うとともに、被災地の状況を地図等に記録します。

ウ 記録した地図等は、災害対策本部が集約し、初動期災害情報として緊急・応急対策に活用します。

### (3) 異常現象発見者からの情報収集

災害が発生し、又は発生のおそれがある異常な現象を発見した者は、直ちに市又は消防本部、警察官に通報するものとします。

市は、通報を受けた場合、迅速に、県及び関係機関に伝達するものとし、その現象が自然現象であるときは、横浜地方気象台に併せて通報するものとします。

### (4) 情報収集機器の活用

市は、インターネット、ライブカメラ等の情報収集機器を最大限に活用し、迅速な情報収集に努めます。

## 第2 地震情報の収集・伝達

### 1 地震情報等の伝達基準

地震情報及び津波警報・注意報等は、横浜地方気象台から県に連絡された情報が、県防災行政通信網により、即時に市に伝達されます。県における市への地震情報等の伝達基準は、次のとおりです。



表 地震情報の伝達基準

情報		伝達基準
地震	県内最大震度2以下	伝達は行われない
	県内最大震度3以上	<u>地震情報等並びに震度情報ネットワークシステムによる「地震発生状況」を伝達</u>
南海トラフ地震	<u>南海トラフ地震臨時情報(調査中)</u>	市へ伝達される
	<u>南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)</u>	
	<u>南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)</u>	
	<u>南海トラフ地震臨時情報(調査終了)</u>	

表 津波警報等の伝達基準

情報		伝達基準	
津波警報等	<u>津波注意報</u>	市へ伝達される	
	<u>津波警報</u>		
	<u>大津波警報</u>		
<u>津波警報等の発表がない場合</u>		<u>沿岸15市町で最大震度3以下を観測</u>	<u>伝達を行われない</u>
		<u>沿岸15市町で最大震度4以上を観測</u>	<u>市へ津波注意喚起が伝達される</u>

※津波警報等については、津波予報区の東京湾内湾又は相模湾・三浦半島において発表された場合が対象となります。

## 2 地震に関する情報の種類と内容

地震発生後、新しいデータが入るにしたがって、気象庁から次のような情報が発表されます。

表 地震に関する情報の種類と内容

情報の種類	発表基準	内容
震度速報	震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を188地域に区分)と地震の揺れの <u>検知時刻</u> を速報
震源に関する情報	震度3以上(津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、 <u>地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表</u>

総  
則  
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

計  
画  
編

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

総則編  
第1編 地震・津波災害対策  
第2編 風水害対策  
第3編 その他の災害対策  
第4編 復旧・復興対策

情報の種類	発表基準	内容
震源・震度に関する情報	次のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報・注意報発表又は若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	・地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表 ・震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
各地の震度に関する情報	震度1以上	・震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 ・震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表 ※地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について次のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	・地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）をおおむね30分以内に発表 ・日本や国外への津波の影響についても記述して発表
その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表

地震情報で用いられる神奈川県内の地域名は、次のとおりです。

表 震度情報で用いる地域名称

神奈川県東部	横浜市、川崎市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、三浦郡〔葉山町〕、高座郡〔寒川町〕、中郡〔大磯町、二宮町〕
神奈川県西部	小田原市、相模原市、秦野市、厚木市、伊勢原市、南足柄市、足柄上郡〔中井町、大井町、松田町、山北町、開成町〕、足柄下郡〔箱根町、真鶴町、湯河原町〕、愛甲郡〔愛川町、清川村〕

### 3 地震情報等の収集・伝達

- (1) 市は、全国瞬時警報システム(J-A L E R T)等により地震情報等を受理したときは、防災行政用無線等を通じて直ちに市民等に伝達するとともに、避難情報の発令の措置を行います。
- (2) 市は、地震や津波の発生に伴い避難情報の発令の措置を行ったときは、防災行政用無線等を通じて市民等に伝達するとともに、テレビ、ラジオ等を通じた市民等への迅速な周知に努めます。

また、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等について、市民等が正確に理解できるわかりやすい表現を用い、反復継続した周知に努めます。

## 第3 被害情報の収集・伝達

### 1 被害状況収集体制の確立

市及び関係機関は、迅速に情報を収集するため、被害状況収集等体制を確立します。

### 2 被害状況及び災害情報の報告

- (1) 被害状況等の報告は、有線又は無線電話等のうち、最も迅速・確実な手段を使います。
- (2) 有線が途絶した場合は、防災行政用無線、消防無線、県防災行政通信網、警察無線、アマチュア無線、その他の無線を利用します。
- (3) 通信手段が不通の場合は、通信可能な地域まで伝令を派遣するなど、あらゆる手段を用いて報告します。
- (4) 災害の状況により、「災害時における応急対策の協力に関する覚書」に基づき、市内に所在する郵便局に対し、被災状況の収集・提供の協力を要請します。

### 3 情報の整理分析及び一元管理、共有化

市は、収集した被害状況、活動状況等の情報は、整理・分析して、応急対策活動に活用していきます。

また、応急対策活動を迅速かつ的確に実施するため、収集・発信した情報が錯そうしないよう、情報の一元管理及び全庁での共有化を図ります。

### 4 災害通報等の処理及び報告

- (1) 市民からの災害通報、被害状況等を受けた市職員は、市関係課等へ通知します。
- (2) 前記により通知を受けた市関係課等は、直ちに必要な措置等を行うとともに、災害対策本部に報告します。

### 5 地震発生後の被害の第1次情報の収集・連絡

- (1) 市は、地震発生直後において、各庁舎及びその周辺に関する概括的被害情報、ライフライン被害の範囲等、被害の規模を推定するための関連情報の収集に当たります。
- (2) 市は、人的被害の状況(行方不明者の数を含む。)、建築物の被害状況や火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県災害情報管理システム等により県へ連絡します。ただし、通信の途絶等により県に連絡できない場合は、消防庁へ連絡します。

(3) 市は、特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、市域内で行方不明となった者について、関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めます。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は県（外国人のうち、旅行者等住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に報告します。

## 6 被害調査

被害調査及び報告については、次のとおりです。

### (1) 住家等被害調査

住家等被害調査は、国の被害認定の指針等に基づき調査し、災害対策本部に報告します。

### (2) 市有建物被害調査

市有建物被害調査は、国の被害認定の指針等に基づき調査し、災害対策本部に報告します。

### (3) その他の被害調査

その他の被害調査は、それぞれ各所管課等が調査を行い、災害対策本部に報告します。

### (4) 被害の調査要領

被害程度の調査にあつては、被害の分類認定基準によります。

## 7 県への報告

### (1) 報告の方法

県への被害報告は、県災害情報管理システムにより報告します。ただし、県災害情報管理システムにより報告できない場合は、県防災行政通信網等により報告します。

### (2) 報告の種類及び様式

市は、次の区分により、県に被害状況、災害時応急活動等を報告します。ただし、県に報告できない状況が生じた場合には、直接、国（消防庁）に報告します。

なお、報告様式については、神奈川県災害情報管理システム運営要綱の定めるところによります。

表 報告の区分・内容

報告区分	報告内容
災害発生報告	災害が発生した場合は、速やかにその内容について報告します。また、新たな被害状況が判明した場合も同様とします。
中間報告	被害の全容がおおむね明らかになったものから逐次報告します。
確定報告	被害が最終的に確定した <u>とき</u> に報告します。
避難状況・救護所開設状況報告	<u>避難を指示</u> した場合及び避難所を開設した場合は、その内容について報告します。

(3) 消防庁への直接通報

市は、市内で「震度5強」以上を記録する地震が発生した場合、被害の有無を問わず、第一報については、県への報告と併せ、消防庁に直接通報します。

8 災害時における記録保存

市は、被害状況の確認、記録保存のため、取材をはじめ、災害応急対策活動にあたる者と相互に協力して、災害時における記録写真を撮影するものとします。

また、関係機関と緊密な連絡をとり、情報の提供を求め、災害及び応急対策の状況等に関する資料を収集します。

第4 災害時広報

市は、市民等に正確な情報を迅速に提供することにより、混乱の防止を図り、市民が適切な判断による行動ができるよう、広報活動を展開します。

なお、「情報伝達」とは、被災者や被災地域を特定し得るもので、伝達すべき相手に確実に届けなければならないものをいい、「広報活動」とは、不特定多数を対象としたものをいいます。

1 災害時広報の実施

(1) 災害時の情報伝達及び広報活動の実施

市は、速やかに広報活動を実施するものとし、広報内容については、常に最新の情報を提供するとともに、同時期に異なる情報が流れないように注意します。

特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めます。

(2) 広報事項

広報事項の主なものは次のとおりです。

ア 災害の状況に関すること

- (ア) 地震、津波の情報に関すること
- (イ) 交通機関、道路の被害に関すること
- (ウ) ライフラインの被害に関すること

イ 避難に関すること

- (ア) 避難情報に関すること
- (イ) 避難施設に関すること

ウ 応急対策の状況に関すること

- (ア) 仮設救護所の開設に関すること
- (イ) 交通機関、道路の復旧に関すること
- (ウ) ライフラインの復旧に関すること

エ その他生活に必要なこと（二次災害防止情報を含む）

- (ア) 給水、給食に関すること
- (イ) ライフラインによる二次災害防止に関すること
- (ウ) 防疫に関すること

総  
則  
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

計  
画  
編

(エ) 臨時災害相談に関すること

オ その他必要な情報

(3) 情報伝達の方法

市は、災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に、避難誘導等緊急的な内容については、防災行政用無線等の情報伝達手段のうち、適切な方法を選択して行います。

特に緊急を要する場合には、報道機関との「災害時の放送に関する協定」に基づき、放送要請を行います。

(4) 広報活動の方法

ア 直接広報

市は、広報事項に応じて、次の方法により直接的な広報活動を行います。

(ア) 防災行政用無線

(イ) 鎌倉市防災・安全情報メール

(ウ) 市ホームページ

(エ) ソーシャルメディア（ツイッター等）

(オ) ケーブルテレビ（株）ジェイコム湘南・神奈川

(カ) 鎌倉エフエム放送

(キ) 緊急速報メール（エリアメール）

(ク) 災害広報紙

イ 放送機関への要請

市は、災害の状況により、「災害時緊急放送の協力に関する協定書」に基づき、（株）ジェイコム湘南・神奈川及び鎌倉エフエム放送（株）に対し、緊急放送の協力を要請します。

ウ 報道機関への要請

市は、必要に応じプレスルームを設置し、かつ収集した災害情報や市の対策の重要事項を報道機関に発表し、情報提供に努めるとともに、迅速かつ的確な報道について協力を得るよう努めます。

また、報道機関から対策本部等への取材や情報提供についても、プレスルームで行うものとし、不正確で混乱した情報が流れないように、情報提供の窓口を一元化します。

(ア) 新聞各社

(イ) テレビ各社

(ウ) ラジオ各社

(エ) 民間情報紙各社

エ 要配慮者への広報

災害時に迅速かつ的確な行動がとりにくい高齢者、障害者及び外国人等に対する広報については、各種ボランティア団体等との連携を図るなどして、文字情報の点字化、多言語化、手話通訳によるテレビ放送等の実施に努めます。

(5) 広報計画の作成

市は、災害の発生が予想される場合には、そのときの状況に応じて災害時広報計画を作成し、時期に適した漏れのない広報の実施に努めます。

## 2 通信の運用

### (1) 通信手段の確保

#### ア 災害時の通信手段

災害時に関する予報、警報及び情報の伝達若しくは被害状況の収集報告、その他応急対策に必要な指示、命令等は、有線電話（加入電話）、携帯電話、衛星電話、無線通信により速やかに行います。

#### イ 通信の円滑化

災害対策本部は、地震災害等広域災害発生時においては、有線電話及び無線通信とも混乱することが予想されるため、円滑な通信を実施するよう努めます。

#### ウ 市役所本庁舎及び出先機関のインターネット回線と市内LANの確保

市は、災害発生時には、市役所本庁舎及び出先機関におけるインターネット回線並びに市内LANの接続を確認し、被害を受けている場合には早期の復旧に努め、通信システムの稼働を確保します。

#### エ 通信施設の応急対策

通信施設の所有者又は管理者は、発災後速やかに通信施設を点検し、被害を受けた部分について応急対策を講じ、通信を確保します。また、通信施設の所有者又は管理者は、相互の連携を密にし、必要に応じ相互協力を行います。

### (2) 無線通信

#### ア 防災行政用無線（固定系）

防災行政用無線（固定系）の運用については、「鎌倉市防災行政用無線局管理運用規程」に基づき行います。

#### イ MCA無線

MCA無線の運用については、電波法等の関連規則に基づき行います。

#### ウ 消防無線

消防無線の運用については、鎌倉市消防計画の定めるところによります。

### (3) 防災行政通信網

県防災行政通信網の運用については、「神奈川県防災行政通信網の運営及び管理に関する要綱」に基づき行います。

### (4) その他通信施設の運用

#### ア アマチュア無線

市は、災害の状況により、災害対策本部の指示により「災害時における非常無線通信の協力に関する協定」に基づき、鎌倉市アマチュア無線非常通信協議会に対し、災害に関する情報の収集・伝達の協力を要請します。

#### イ タクシー無線

市は、災害の状況により、「災害時タクシー無線通信等の協力に関する協定」に基づき、(一社)神奈川県タクシー協会鎌倉支部に対し、災害情報の収集・提供の協力を要請します。

#### ウ 神奈川県水産技術センターに対する漁業無線通信依頼

市は、災害の状況により、陸上の有線電話が不通又は使用が著しく困難な場合に、漁業無線を有効活用し情報の収集・伝達を行うため、県に依頼します。

総  
則  
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

計  
画  
編

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

## 第3節 津波災害応急対策

総  
則  
編

### 【実施主体】

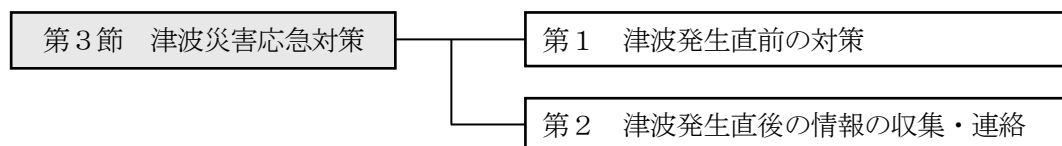
市	本部事務局（本部連絡班、秘書広報班）、消防部（警防班、鎌倉班、大船班）
関係機関	<u>横浜地方気象台</u>

※ 「鎌倉市災害対策本部条例施行規則」及び「総則編 第4節 計画の推進主体とその役割」に基づき記載

### 【施策の基本方針】

市は、津波による被害を軽減するため、迅速な初動体制を確立するとともに、津波警報等の伝達、災害情報等の収集、避難誘導等について定めます。

### 【施策の体系】



## 第1 津波発生直前の対策

津波は、強い地震だけでなく、弱い地震でも発生することがあり、本市の場合は、相模湾の比較的浅い海底下を震源とする地震が発生した場合、極めて短時間に津波の来襲が予測されます。

沿岸地域の市民、海岸利用者等は、強い地震を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、あるいは津波警報等が発表されたときは、すぐに海岸から離れた高台へ避難する必要があります。

津波が発生するおそれがある場合、市は、災害を防止するための迅速・的確な措置を行います。

### 1 津波警報等の発表

#### (1) 津波警報等の第一報

気象庁は、地震発生後、津波の可能性を迅速に判定し、必要に応じて津波警報等を発表します。

#### (2) 津波警報等の更新

気象庁が発表する津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに、更新される場合もあります。

また、津波は、第1波よりも第2波、第3波等の後続波の方が大きくなる可能性があり、津波警報等が発表されている間は、気象庁は津波による災害の危険性が継続していることについても伝達します。

#### (3) 津波予報区

気象庁が発表する津波予報区のうち神奈川県を含むものは、次の予報区となっており、本市は津波予報区「相模湾・三浦半島」に該当します。

第1編 地震・津波災害対策

第2編

風水害対策

第3編

その他の災害対策

第4編

復旧・復興対策

計  
画  
編



表 津波予報区

津波予報区	区 域
東京湾内湾	千葉県（富津岬西端以北の東京湾沿岸に限る。）、東京都（特別区に限る。）、神奈川県（観音崎東端以北の東京湾沿岸に限る。）
相模湾・三浦半島	神奈川県（観音崎東端以北の東京湾沿岸を除く。）

総  
則  
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

計  
画  
編

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

## 2 津波警報等の伝達

消防庁は、気象庁から受信した津波警報等を、全国瞬時警報システム（J-ALERT）により、県・市、放送事業者等に伝達します。

市、放送事業者等は、伝達を受けた津波警報等を地域衛星通信ネットワーク、防災行政用無線等により市民等への迅速な伝達に努めます。

## 3 避難対策

### (1) 市民の自主避難

市民は、沿岸付近で強い地震（震度4以上）を感じたとき、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、又は地震を感じなくても津波警報等が発表されたとき、津波フラッグが掲示されたときは、直ちに海岸付近から離れ、付近の高台等安全な場所へ、自ら主体的に避難するとともに、テレビ・ラジオ、防災行政用無線等を通じて正しい情報を入手するよう努めます。

また、周辺に気づかない人がいた場合は、呼びかけを行うとともに、警報・注意報が解除されるまでは、海岸に近づかないようにします。

### (2) 避難指示

ア 津波からの避難は、緊急を要するため、近海で地震が発生した場合には、津波警報等が発表される前であっても、海面状態を監視し、異常を発見したときは、市長は市民等に海浜等から避難するよう指示します。

イ 津波警報・注意報、避難指示等の伝達にあたっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、防災行政用無線、鎌倉市防災・安全情報メール、ラジオ（鎌倉エフエム放送）、ケーブルテレビ（(株)ジェイコム湘南・神奈川）、緊急速報メール（エリアメール）、津波フラッグ等のあらゆる手段の活用を図るものとします。

ウ 市長は、気象庁から津波警報等が発表された場合又は津波による浸水が発生すると判断したときは、直ちに沿岸地域の市民等に対し、避難指示を行うとともに、その周知徹底を図るため、防災行政用無線、鎌倉市防災・安全情報メール、ラジオ（鎌倉エフエム放送）、ケーブルテレビ（(株)ジェイコム湘南・神奈川）、緊急速報メール（エリアメール）等必要な措置をとるものとし、市民等は、付近の高台等に避難します。

エ 津波警報・注意報に応じて、自動的に避難指示等を発令する場合においても、市民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示等の対象となる地域を市民等に伝達するものとします。

### (3) 県等への報告

市は、津波のための避難指示を発令した場合、速やかに県に対しその旨を報告するとと

もに、隣接市に連絡します。

#### 4 市民等の避難誘導

市は、消防職員、消防団員、警察官、市職員等避難誘導や防災対応にあたる者の安全が確保されることを前提とした上で、予想される津波到達時間も考慮しつつ、防潮門扉の閉鎖や避難行動要支援者の避難支援等の緊急対策を実施します。

なお、津波到達予想時刻を勘案して活動方針を決定するなど、避難の呼びかけを実施する者の安全確保について徹底します。

## 第2 津波発生直後の情報の収集・連絡

市は、地震発生後、速やかに津波警報等の情報を収集・伝達するとともに、必要に応じて災害対策本部を設置し、被害情報及び関係機関が実施する災害時情報を迅速に収集・連絡します。

また、災害対策本部設置後、被害規模等の情報の収集・連絡を行い、その情報に基づき、事態の推移に合わせた応急活動を実施します。

### 1 津波に関する情報の収集・伝達

#### (1) 大津波警報、津波警報、津波注意報の種類、解説及び津波の高さ

気象庁は、地震の発生後、津波の可能性を迅速に判定し、必要に応じて大津波警報、津波警報、津波注意報を発表します。津波警報等の種類、発表基準及び発表される津波の高さは、次のとおりです。

なお、津波による災害のおそれなくなると認められる場合は、「津波警報解除」又は「津波注意報解除」として速やかに通知します。

表 津波警報・注意報

種類	発表基準	発表される「津波の高さ」※2	
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の 発表の場合
大津波 警報※1	予想される津波の高さが高いところで 3 mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大
		10m (5m<予想高さ≤10m)	
		5 m (3m<予想高さ≤5m)	
津波警報	予想される津波の高さが高いところで 1 mを超え、3 m以下の場合	3 m (1m<予想高さ≤3m)	高い
津波 注意報	予想される津波の高さが高いところで 0.2m以上、1 m以下の場合であって、 津波による災害のおそれがある場合	1 m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記 しない)

※1 大津波警報を特別警報に位置づけています。

※2 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であり、津波によって潮位が上昇した高さをいいます。

(2) 津波情報の解説

気象庁は、津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻、津波の到達予想時刻等を津波情報で発表します。

表 津波情報の種類

種類	内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻*や予想される津波の高さ（発表内容は津波警報・注意報の種類の表に記載）を発表します。 ※この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区で最も早く津波が到達する時刻です。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもあります。
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表します。
津波観測に関する情報※1	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表します。
沖合の津波観測に関する情報※2	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表します。

※1 津波観測に関する情報の発表内容について

- 沿岸で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表します。
- 最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝えます。

沿岸で観測された津波の最大波の発表内容		
警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内容
大津波警報を発表中	1 m超	数値で発表
	1 m以下	「観測中」と発表
津波警報を発表中	0.2m以上	数値で発表
	0.2m未満	「観測中」と発表
津波注意報を発表中	(すべての場合)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現。)

※2 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- 沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表します。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表します。
- 最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しません。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）又は「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝えます。

総則編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

計画編

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

表 沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値<sup>※</sup>）の発表内容

警報・注意報の発表状況	沿岸で推定される津波の高さ	内容
大津波警報を発表中	3 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波警報を発表中	1 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波注意報を発表中	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

※ 沿岸からの距離が100 kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しません。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝えます。

(3) 津波予報の解説

気象庁は、地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、次の内容を津波予報で発表します（津波が予想されないときは、津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表します）。

表 津波予報

発表される場合	内容
0.2m未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表します。
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴等に際しては十分留意が必要である旨を発表します。

(4) 情報の伝達系統

市は、地震及び津波に関する情報について、地震情報等を迅速・的確に伝達します。

ア 情報受伝達体制の確立

市は、情報の受・伝達を行うための情報伝達系統、伝達先を再確認し、常に関係団体等の協力が得られるよう連携を密にするとともに、迅速な情報受伝達ができるよう体制の確立を図ります。

イ 津波警報・注意報等の伝達

市は、防災行政用無線をはじめとした、「本章 第2節 情報収集・伝達・広報」に規定する体制により、津波警報・注意報等を伝達します。

(イ) 海面監視

市は、地震を感知したとき、又は津波警報・注意報等の情報を入手したときは、直ちに海面状態を監視するとともに、当該地震又は津波に関する情報の入手に努めます。この場合における海面状態の監視は、消防職員等が行うものとします。

総則編  
第1編 地震・津波災害対策  
第2編 風水害対策  
第3編 その他の災害対策  
第4編 復旧・復興対策

- (イ) 内部連絡体制等の確立
- a MCA無線等を活用します。
  - b 通信機材は、平常時から訓練を実施し、常に関係部局と連絡できる体制を確立します。
  - c 職員緊急連絡網等により、勤務時間外であっても、連絡できる体制を確立します。

## 2 市民への情報伝達

市は、津波警報・注意報を受理した場合は、防災行政用無線、鎌倉市防災・安全情報メール、ラジオ（鎌倉エフエム放送）、ケーブルテレビ（(株)ジェイコム湘南・神奈川）、緊急速報メール（エリアメール）等により迅速に沿岸地域へ情報伝達を実施します。

## 3 避難指示の発令及び市民等への周知

- (1) 市長は、津波警報及び注意報を受理した場合は、対象地域に対して避難指示等を発令し、防災行政用無線、鎌倉市防災・安全情報メール、ラジオ（鎌倉エフエム放送）、ケーブルテレビ（(株)ジェイコム湘南・神奈川）、緊急速報メール（エリアメール）、津波フラッグ、消防車等による避難の呼びかけを行います。
- (2) 市は、避難指示の発令に当たっては、市民が生命に係わる危険な状況であることを認識できるよう、事態の切迫性に依じて避難指示の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達すること等、具体的でわかりやすい内容で発令するよう努めます。
- (3) 市は、津波の発生が予想され、緊急的な避難が必要と判断した場合、一次的な避難施設（屋内）や避難空地を開放し、市民等に対し周知徹底を図ります。

## 4 避難の方法

- (1) 地震発生後は、建物等の倒壊や道路の破壊が起こることが予想されるほか、交通渋滞による避難の遅れを防ぎ、より安全に素早い移動を行うため、徒歩による避難を原則とします。
- (2) 地震発生後、津波到達までの時間の長短にかかわらず、避難者は最寄りの津波避難ビルや津波避難空地、避難目標地点（高台）へ避難します。
- (3) 津波警報・注意報が解除されて周囲の安全が確認できてから、集団行動で津波避難ビルや津波避難空地から、最寄りの避難所に移動します。（避難所が利用できない場合は、補助避難所へ移動します。）
- (4) 災害発生により帰宅の手段を失い、駅の周辺や市街地、社寺、名所旧跡等に滞留している人は一時滞在施設へ移動します。

## 5 注意喚起

- (1) 事業者への注意喚起  
市は、漁業事業者、交通事業者、観光事業者、商工業者に対し、関係団体等を通じて注意喚起を行います。
- (2) 来訪者への注意喚起  
市は、観光都市という本市の特性に鑑み、外国人を含めた市外からの来訪者に対する情報提供、注意喚起を行います。

## 6 津波避難計画の実行

市は、津波襲来時の避難行動の基本的方針となる「鎌倉市津波避難計画」及び「地域別実施計画」を策定しています。

市は、津波発生時の人的被害の低減を目指し、これらの計画に基づき、津波発生時の円滑な避難行動につなげます。

総 則 編
第1編 地震・津波災害対策
第2編 風水害対策
第3編 その他の災害対策
第4編 復旧・復興対策

## 第4節 広域連携・受援体制

### 【実施主体】

市	本部連絡班、消防総務班
関係機関	自衛隊、警察、消防、行政関係機関、ボランティア、ライフライン事業者等

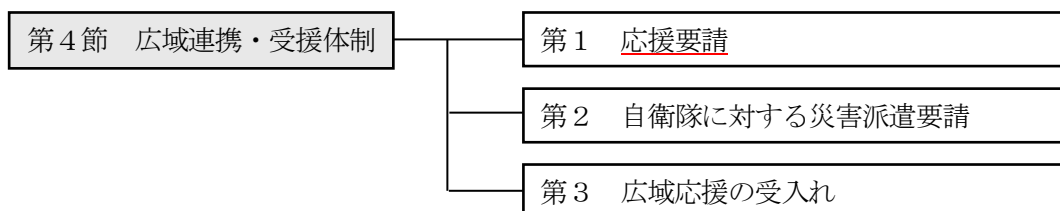
※ 「鎌倉市災害対策本部条例施行規則」及び「総則編 第4節 計画の推進主体とその役割」に基づき記載

### 【施策の基本方針】

市は、被害の規模に応じて、迅速・的確に、国、県、他市町村、関係機関、民間団体等に応援を求め、応急措置を実施します。

また、災害時において、国、県、他市町村、関係機関等からの円滑な支援を受けるため、受援体制を確立します。

### 【施策の体系】



## 第1 応援要請

### 1 応援の要請

#### (1) 県知事に対する応援の要請

災害対策本部長は、災害応急対策を実施するために必要があると認めるときには、災害対策基本法第68条に基づき、県知事に対して応援の要請を行います。

#### (2) 他市町村に対する応援の要請

災害対策本部長は、災害応急対策を実施するために必要があると認めるときには、災害対策基本法第67条に基づき、他市町村長に対して応援の要請を行います。

### 2 職員の派遣要請

災害対策本部長は、災害発生時の応急対策又は復旧対策を実施するため、本市職員のみでは対応できない場合は、県、他市町村、指定地方行政機関等に対し、職員の派遣を要請します。

#### (1) 県、他市町村又は指定地方行政機関に対する派遣要請

災害対策本部長は、災害対策基本法第29条又は地方自治法第252条の17の規定により職員の派遣を要請します。その際には、次の事項を記載した文書で行うものとします。

ア 派遣を要請する理由

イ 派遣を要請する職員の職種別人員数

ウ 派遣を必要とする期間

エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件

総  
則  
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

計  
画  
編

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

オ その他職員の派遣について必要な事項

(2) 職員派遣のあつ旋の要請

災害対策本部長は、災害対策基本法第30条に基づき、災害応急対策又は復旧のため必要があるときは、県知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣についてあつ旋を求めます。その際には、次の事項を記載した文書で行うものとします。

ア 派遣のあつ旋を求める理由

イ 派遣のあつ旋を求める職員の職種別人員数

ウ 派遣を必要とする期間

エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件

オ その他職員の派遣のあつ旋について必要な事項

表 応援要請等の種別

要請先	要請内容等	根拠法令等
指定地方行政機関の長 県知事	<u>当該指定地方行政機関の職員の派遣要請</u> (1) <u>指定地方行政機関の職員の派遣のあつ旋要請</u> (2) <u>他の地方公共団体の職員の派遣のあつ旋要請</u> (3) <u>応援要請及び応急措置の実施要請</u> (4) <u>職員の派遣要請</u>	災害対策基本法第29条第2項 災害対策基本法第30条第1項 災害対策基本法第30条第2項 災害対策基本法第68条第1項 <u>地方自治法第252条の17第1項</u> 消防組織法第44条第1項 神奈川県内消防広域応援実施計画
他の市町村長等	(1) <u>応援の要請</u> (2) <u>職員の派遣要請</u>	災害対策基本法第67条第1項 <u>地方自治法第252条の17第1項</u> 消防組織法第39条第1項 水防法第23条第1項 <u>神奈川県下消防相互応援協定</u>

3 応援協定に基づく要請

市は、大規模地震が発生し、応援協定に基づく応援が必要と判断した場合は、あらかじめ定められた手続きに従い、応援を求めます。

4 消防相互応援

(1) 市町村の相互応援

市は、必要に応じて、神奈川県下消防相互応援協定及び消防組織法第39条に基づく相互応援協定により、相互応援を行います。

(2) 緊急消防援助隊の応援要請

災害対策本部長は、災害の状況や市の消防力及び県内の消防応援だけでは十分な対応がとれないと判断したときは、速やかに、県知事に対して、消防組織法第44条の規定に基づく緊急消防援助隊の出動を要請します。県知事と連絡が取れない場合は、直接、消防庁長官に対して要請します。なお、この要請をしたときは、速やかにその旨を県知事に報告します。



- ◆ 資料5-23：神奈川県内消防広域応援実施計画
- ◆ 資料5-24：神奈川県下消防相互応援協定に基づく航空機特別応援実施要領
- ◆ 資料5-25：神奈川県下消防相互応援協定
- ◆ 資料5-26：大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱

## 第2 自衛隊に対する災害派遣要請

### 1 派遣の要請

- (1) 災害対策本部長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、災害対策基本法第68条の2の規定に基づき、自衛隊の派遣要請を行うものとし、自衛隊災害派遣要請要領の定める手続きにより、県知事に対して自衛隊の派遣要請を求めます。この場合、災害対策本部長は、必要に応じて、県知事へ自衛隊の派遣要請をした旨、市域の災害状況等を防衛大臣又は地域担任部隊の長（陸上自衛隊東部方面混成団長）に通知します。  
なお、災害対策本部長は、この通知をしたときは、速やかにその旨を県知事に通知します。
- (2) 災害対策本部長は、県知事への自衛隊派遣要請の要求が連絡不能でできない場合には、直接防衛大臣又は地域担任部隊の長（陸上自衛隊東部方面混成団長）に災害の状況等を通知します。なお、災害対策本部長は、この通知をしたときは、速やかにその旨を県知事に通知します。

#### 派遣要請連絡先

機関名	室課名	電話番号	防災行政 通信網	住 所
		F A X 番号		
陸上自衛隊 東部方面混成団本部	第3科	046-856-1291 (448)	9-486- 9201	〒238-0317 横須賀市御幸浜1-1
		046-856-1291 (404、728)		
海上自衛隊 横須賀地方総監	防衛部 第3幕僚室	046-822-3500 (2543)	9-637- 9209	〒238-0046 横須賀市西逸見町1無番地
		046-823-1009		
航空自衛隊 第4航空群	司令部 作戦室	0467-78-8611 (2245、2246)	9-490- 9209	〒252-1101 綾瀬市無番地
		0467-78-8611 (2281)		

### 2 救援活動に要した経費

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として、本市が負担するものとし、その内容はおおむね次のとおりです。

- (1) 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く）等の購入費、借上料及び修繕費
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話及び入浴料等

総  
則  
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

計  
画  
編

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

- (4) 派遣部隊の救援活動実施に際し生じた（自衛隊装備に係るものを除く）損害の補償
- (5) その他、救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と市が協議して決定します。

### 第3 広域応援の受入れ

#### 1 受援体制の整備

市は、県及び他市町村等からの応援を受入れのため必要と認めるときは、「鎌倉市災害時受援計画」に基づき、受援の総合調整を行います。

各部(班)は、応援職員等が円滑に活動できるよう、指揮系統を確立し、本部事務局、他部受援担当や関係各機関等との連携・調整を図ります。

#### 2 応援職員の受入体制

応援職員等の受入れに係るおおむねの流れは、次のとおりです。

##### (1) 被害状況・職員被災状況の把握

各部は、市域の被害状況や職員の参集・被災状況を把握し、「各部状況報告書」を作成し、担当班へ提出します。

##### (2) 県との調整

市は、職員の参集状況や被災状況等を踏まえ、県に対し、応援の必要性を連絡し、応援の内容と規模等について調整します。

市は、県職員等の受入れにあたり、必要となる執務スペースを確保するなど、受入れを準備します。

##### (3) 応援職員等の要請

市は、応援を求める業務内容と応援人数等を調整します。また、要請にあたり、道路の通行止め、鉄道の運行状況等、応援職員等が活動場所に到着するために必要な情報を提供します。

##### (4) 応援職員等の受入れ

市は、集合場所において応援職員等の受付を行うとともに、応援職員等に対し被災地の状況や業務内容等を説明します。

##### (5) 受援業務の開始及び状況把握

市は、応援職員等の業務開始にあたり、業務遂行の円滑化を図るため、業務実施方針や見通し等について認識を統一するとともに、応援職員等の活動状況等を確認し、必要に応じて改善します。

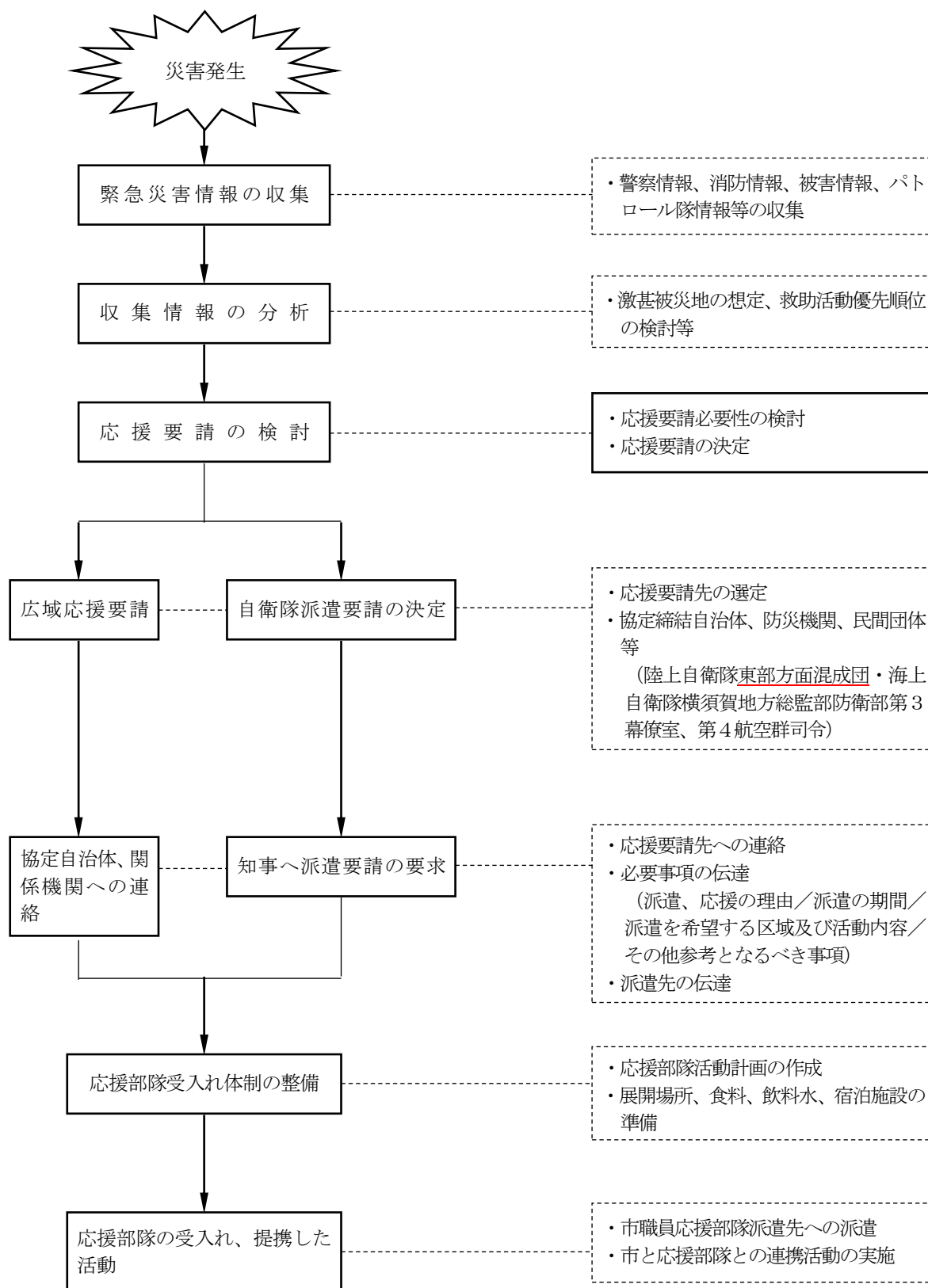
#### 3 応援部隊の広域応援活動拠点

大規模な応援が予想される自衛隊、警察、消防等の受入予定施設は、応援隊の広域応援活動拠点として、公共施設等の中からあらかじめ選定しておきます。

#### 4 海外からの支援受入れ

市は、国の非常（緊急）災害対策本部等が海外からの支援の受入れを決定した場合には、その受入れと円滑な活動の支援に努めます。

図 応援要請の手順



総則編
第1編 地震・津波災害対策
第2編 風水害対策
第3編 その他の災害対策
第4編 復旧・復興対策

## 第5節 救助・救急、消火活動

総  
則  
編

### 【実施主体】

市	<u>本部連絡班、市民健康班、消防総務班、警防班、鎌倉班、大船班、消防団</u>
関係機関	<u>自主防災組織</u>

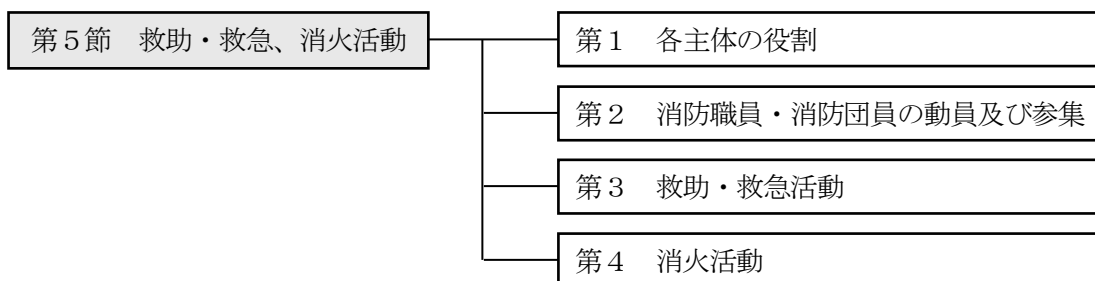
※ 「鎌倉市災害対策本部条例施行規則」及び「総則編 第4節 計画の推進主体とその役割」に基づき記載

### 【施策の基本方針】

災害発生後、市民一人ひとりが「自らの身は、自ら守る」、「出火防止に努める」とともに、被害者の救出・救護、消火活動を行い、災害の拡大防止に努めます。

また、市、県及び関係機関が一体となって被災者の救助・救急、消火活動を行います。

### 【施策の体系】



## 第1 各主体の役割

### 1 市

- (1) 市は、事前に定めた鎌倉市消防計画（以下「消防計画」という。）等に基づき、消火活動を優先して実施します。消防の投入にあたっては、住宅密集地域、特殊火災危険区域（危険物、ガス等施設）を優先しつつ、最も効果的な運用を図ります。
- (2) 市は、被害情報を把握しながら被害の拡大防止を主眼に、自主防災組織、医師会等の関係機関と連携して救助・救急活動を行います。
- (3) 市は、災害発生時に傷病者の緊急度や重症度に応じた適切な処置や搬送を行います。  
医療機関での処置が必要な傷病者は、医療機関ドクターカーや救急車等により後方医療機関へ搬送します。  
また、市外の医療機関へ搬送する場合は、県保健医療調整本部と調整し、ドクターヘリ等の活用を検討します。
- (4) 市は、消防相互応援協定等に基づき、他市町村長に救助・救急、消火活動の応援要請をするとともに、必要に応じ、県災害対策本部に応援要請を行います。更に、応援部隊の配置を迅速かつ円滑に実施し、被害の軽減に努めます。
- (5) 市は、大規模災害のため自衛隊が派遣された場合、最重要防ぎょ地域等の優先順位を決め、迅速に対応します。
- (6) 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表され、政府から事前の準備行動等を行う旨の指示があった場合、必要な準備等を行います。

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

計  
画  
編

## 2 消防団

消防団は、地域防災の中核として、地域の自主防災組織と連携し、災害発生直後の初期消火や被災者の救出・救護を行うとともに、常備消防に協力し、各種消防活動を行います。

## 3 自主防災組織

自主防災組織は、近隣において救出・救護活動を行うとともに、災害発生時の初期段階で消火活動を行い、救助・救急、消火活動を実施する各機関に協力します。

## 4 市民・企業等

### (1) 市民

- ア 市民は、まず自身及び家族の身を守ることに最大限努め、かつ、出火防止に努めます。
- イ 近隣において救出・救護活動を行うとともに、災害発生時の初期段階で消火活動を行い、救助・救急、消火活動を実施する各機関に協力します。

### (2) 企業等の自衛消防隊

企業等の自衛消防隊は、災害発生時の初期活動として企業等内での救助・救急、消火活動を行うとともに、可能な限り救助・救急、消火活動を実施する各機関に協力します。

## 第2 消防職員・消防団員の動員及び参集

### 1 消防職員の動員及び参集

地震発生時等における消防職員の配備については、鎌倉市災害対策本部条例施行規則別表2に基づき行うものとします。

#### (1) 動員の発令

- ア 東海地震注意報が発表されたとき。
- イ 市内で震度5弱以上の地震が観測されたとき。
- ウ 隣接する行政区の地震震度観測地点において震度5弱以上の地震が観測されたとき。
- エ 気象庁の津波予報区の相模湾・三浦半島に「津波・大津波警報」が発表されたとき。
- オ 市内において、地震による重大な被害が発生し、又は被害の発生するおそれがあるとき。

#### (2) 動員の伝達

動員の伝達は、原則としてあらかじめ定めた伝達系統に基づき、各課署から伝達することとしますが、自己覚知した場合は、動員命令を待つことなく、速やかに参集します。ただし、傷病者等で消防長が認めた者を除きます。

#### (3) 参集場所

原則として、勤務課署所に参集します。なお、大津波警報発表時は、想定浸水範囲に勤務課署所がある職員については、居住地から市内の直近の想定浸水範囲外にある署所に参集し、上司の指示を仰ぐこととします。

### 2 消防団員の動員及び参集

#### (1) 動員の発令

市内で震度5弱以上の地震が観測されたときは、自動発令とします。

#### (2) 参集場所

原則として、所属する分団器具置場へ参集します。 なお、大津波警報発表時はあらかじめ

め定められた場所に参加することとします。

### 第3 救助・救急活動

消防機関は、消防計画に基づき、消防の人員、資機材を活用し、人命救助、救急活動を行い、人命の安全確保に努めます。

#### 1 活動方針

(1) 救命活動の優先

救助隊及び救急隊は、人命の救助及び救命活動を優先して実施します。

(2) 重症者優先

救助及び救急処置は、救命の処置を必要とする傷病者を優先とし、その他の傷病者はできる限り自主的な処置を行わせるとともに、他の関係機関と連携のうえ、救助、救急活動を実施します。

(3) 幼児、高齢者優先

傷病者多数の場合の救助、救急活動は、幼児、高齢者等要配慮者を優先して実施します。

(4) 火災現場付近優先

延焼火災が多発し、同時に多数の救急事象が併発している場合は、火災現場付近を優先に救助、救急活動を実施します。

(5) 救助、救急の効率重視

同時に小規模救助・救急事象が併発している場合は、救命効果の高い事象を優先に、救助、救急活動を実施します。

(6) 多数人命危険事案優先

延焼火災が少なく、多数の救助・救急事象が併発している場合は、多数の人命を救護できる事象を優先に、効率的な救助、救急活動を実施します。

#### 2 救助、救急の活動体制

(1) 災害発生初期の活動体制

地震発生当初（被害状況が把握されるまでの間）は、原則として、消防署所周辺の救助、救急を行い、積極的に大規模救助事象の発見及び医療機関等の受入れ体制を把握し、広域救助、救急体制に移行します。

(2) 火災が少ない場合の体制

火災が少なく、救助、救急事象が多い場合は、早期に部隊編成順位の下の隊から順次切り替えて災害現場に投入し、救助、救急体制を確保します。

#### 3 救助・救急事象の把握

救助事象は高所見張りでは発見が困難なため、広報活動に出動している消防隊等や参集職員、消防団員、自主防災組織、警察官等、あらゆる手段を活用して救助・救急事象の把握に努めます。

#### 4 救助活動

##### (1) 救助事象案別の活動

出動隊の隊長は、災害の様相から部隊、救助資機材等に不足が生じると判断したときは、所要事項を付加して部隊の増強を要請します。

##### (2) 現場活動

###### ア 救出の順位と効率の重視

救助は、救命処置を必要とする者及び火災現場付近にある者を優先に救出し、軽傷者は消防団員、自主防災組織及び付近の市民に協力を求めて救出を行います。ただし、活動人員に比べて多数の要救助者がある場合は、容易に救出できる者を優先するものとし、短時間に1人でも多く救出します。

###### イ 消防団員、自主防災組織及び地域住民への協力要請

救助した負傷者は救急隊に引き継ぐことを原則とするが、状況により消防団員、自主防災組織及び付近の市民の協力を得て、現場付近の仮救護所又は避難所に搬送します。

#### 5 救急活動

救急活動の原則は、次のとおりです。

(1) 救助、救急事象を伴わない火災現場への出動は、一時留保し、署所又はその付近に開設した仮救護所において応急救護活動を行います。

(2) 傷病者の救急搬送では、救命を必要とする者を優先し、安全かつ傷病に適応する医療機関に搬送します。

(3) 傷病者に対する救急処置は、救命処置を必要とする者を優先し、その他の傷病者は消防団員、自主防災組織等の協力を得て、自主的な応急手当を行うものとします。

(4) 傷病者が多数発生している場合は、現場仮救護所を設置し救護活動を行います。

(5) 傷病者の搬送は、医療機関又は仮設救護所の受入れ体制が可能であることを確認した後に行います。

#### 6 仮救護所の設置

##### (1) 署所仮救護所の設置

ア 署所仮救護所は、救急隊が編成されている署所又はその付近に開設します。

イ 署所仮救護所の要員は、災害発生当初は当直の救急隊員を中心にあて、傷病者数に応じて順次参集した救急隊員有資格者をもって増強します。

ウ 署所仮救護所の設置と同時に救急資機材を準備し、傷病者に対する観察、応急処置等を行います。

##### (2) 現場仮救護所の設置等

###### ア 現場仮救護所の設置

傷病者が多数発生している災害現場には、状況に応じて現場仮救護所を設置して救護活動を行います。

###### イ 現場仮救護所の任務等

(ア) 現場仮救護所は、効果的な傷病者の救命を図るため、次の任務を行います。

a 傷病者の傷病程度別選別（トリアージ）

総  
則  
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

計  
画  
編

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

- b 傷病者に対する救命処置
  - c 傷病者の搬送順位、搬送医療機関等の決定
  - d 傷病者数、氏名、年齢、性別等の記録
- (イ) 現場仮救護所には、直近の医師又は本計画に基づき編成される災害派遣医療チーム(DMAT)の派遣を求めます。

## 第4 消火活動

### 1 発災時の消防活動対策

#### (1) 活動方針

##### ア 消火活動の優先

地震時における消防活動は、大局的な見地から人命の安全確保を図るため、消火活動を優先し、全力をあげて出火の防止、火災の早期鎮圧を図るとともに、火災が拡大した場合は、極力延焼の阻止を図ります。

また、延焼火災が各地に発生した場合は、避難路を優先的に確保し、避難者の安全を図るものとします。

##### イ 安全避難の確保

避難場所によっては、災害時の混乱、歩行距離、火災による避難路の遮断等のため、避難者が他地区の安全な避難場所に集中するおそれもあるため、避難路の確保にあたっては、極力これらの障害の排除に努めるとともに、避難場所の安全を確保します。

### 2 情報の収集及び広報

地震発生時等においては、有線電話が不通となることから、被害状況を把握するため、鎌倉・大船両消防署においては、各庁舎の被害状況を勘案し、極力、屋上に見張り員を配置して監視活動を行います。

また、各隊は、幹線道路の通行障害及び住宅密集地を中心に家屋の倒壊等、被害状況の把握に努め、収集した情報を指令情報課に報告するとともに、出火防止の広報、火災の早期発見及び早期鎮圧に努めます。

なお、出火防止の広報は、車両のほか、防災行政用無線を活用し、車両が出場不能のときは、署員に無線機を携行させ、徒歩、自転車等により被害地域の出火防止について広報します。

### 3 通信施設

有線及び無線通信とも混乱することが予想されるため、適切な通信統制を実施し、その通信が円滑に行われるよう努めます。

#### (1) 通信施設の防護

通信施設の防護及び保守について、十分留意し被害を受けた場合は応急対策により通信を確保します。

#### (2) 非常電源の確保

災害発生時には、長時間の停電が予想されることから、非常用電源装置の保守及び整備を行います。



(3) 無線施設の運用

地震発生後直ちに基地局及び移動局を開局し、次の措置をとります。

- ア 基地局は、移動局との試験通話を行い、無線通信を確保します。
- イ 移動局は、基地局からの通信指示に従うほか各種異常の有無について報告します。
- ウ バッテリー等の電源確保の措置をとります。

4 消防車両及び機械器具

初動態勢を確保するため、消防車両及び各種機械器具を点検整備します。

(1) 消防車両の安全確保等

- ア 地震発生後、各署所及び分団は、速やかに車両を車庫外の安全な場所へ移動させ、車両の保全を図ります。（鎌倉消防署の車両は、津波浸水想定区域外に車両の移動を行います。）
- イ 建築物の損壊等により出動不能のときは、速やかに指令情報課へ報告し応援処置に努めます。
- ウ 小型動力ポンプを車に積載し、出動準備を行います。

(2) 燃料・資機材の確保

- ア ホースその他器具、資機材の点検
- イ 備蓄燃料の確認

5 消防団の活動

地震災害発生時には、消防団の全機能を発揮できる体制を確立し、災害の様相に応じた有効な活動を実施します。

- (1) 受令機・無線機等を活用し、消防署所等からの情報を収集し、積極的に災害の状況を把握し、消防団車両、自転車及び資機材等を有効に活用して出火防止、初期消火及び人命救助活動を実施します。
- (2) 活動範囲は、受持区域内優先を原則とします。
- (3) 受持区域外の炎上火災等への出動は、指令を受けた場合及び受持区域内に災害の発生がない場合とします。

6 地震火災防ぎょ対策

地震火災は、飛火、旋風等によって延焼拡大のおそれがあり、死傷者を伴うことが予想されることから、現有消防力の全機能を発揮して効率的な消防活動を行います。

- (1) 地震火災は、消防力に比し数的にも圧倒的に多く、しかも以後量的にも増大することから、特に初期においては延焼若しくは人命に危険を及ぼすおそれがあるものを重点的に防ぎよし、消防隊の背後を脅かされない選択的活動を図るものとします。
- (2) 地震災害の特性から、防ぎょ活動の限度を超える消防障害の発生は宿命的条件ですが、次の防ぎょ主眼をもって防ぎょ活動に努めるものとします。

総  
則  
編

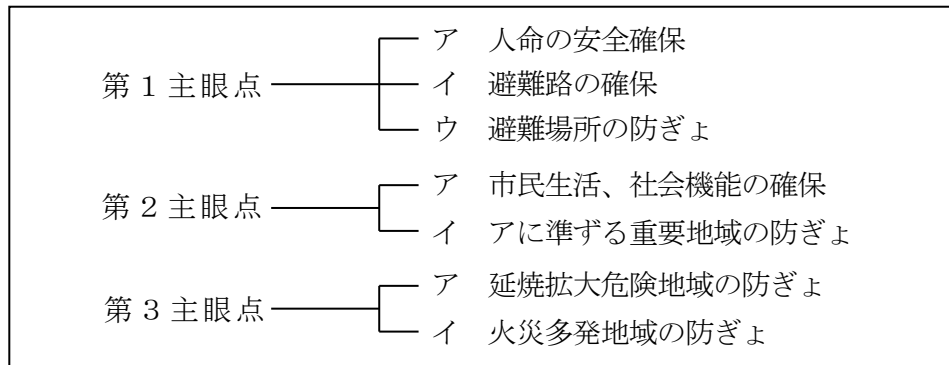
第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

計  
画  
編

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策



## 7 消火活動要領

地震火災時の消火活動は、次により実施します。

### (1) 地震火災時の消火活動の基本

#### ア 先制火災防ぎよ

1隊1火災対応とし、火災危険の大きいものから消火に努めます。

#### イ 重点選択火災防ぎよ

火災の発生が消防力を上回る場合は、火災危険の大きいものを選択して防ぎよします。

#### ウ 集中火災防ぎよ

火災が集中的に発生し、消防隊の分散防ぎよでは効果がないと認められる場合は、集中火災防ぎよにより火災を鎮圧し、又は重要地域の確保を図ります。

集中火災防ぎよを選択する基準は、人命の安全確保を図る場合又は防ぎよ効果を期待し得る場合とし、消防団等をも結集し、各隊の密接な連携により火勢の制圧を図ります。

#### エ 避難路、避難場所確保防ぎよ

火災の発生が極めて多い場合又は延焼が拡大した場合で避難が必要となったときは、避難路及び避難場所の確保に限定した防ぎよにより避難者の安全を図ります。

この場合、消防隊は、多数の避難者が通過する場所、避難路の幅員が狭い場所、過収容状態となった場所、飛火等により避難者の保護を必要とする場所等を優先して防ぎよに当たるものとします。

#### オ 特殊な地帯及び対象物の防ぎよ

(ア) 大量危険物貯蔵施設又は工場地帯の火災には、多数の消防隊を必要とするため、一般市街地に延焼するおそれがある場合を除き、必要な消防力の運用が可能となった時点で防ぎよに当たるものとし、必要な消防力を確保するまでは、一般市街への延焼防止に努めます。

(イ) 高層建物、地下施設等の特殊な対象物の防ぎよに当たっては、火災から人命を保護することを優先するものとします。

#### カ 火災現場活動

(ア) 出動隊の隊長は、災害の状況を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転進路を確保した延焼拡大阻止、救助、救急活動の成算等を総合的に判断し、行動を決定します。

(イ) 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻撃的現場活動により火災を鎮圧します。

- (ウ) 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、市民等の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火建物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止します。
- (2) 水利部署及び中継
- ア 水利は、原則として消火栓を活用せず、防火水槽・プール・河川等を活用します。
- イ 防火水槽等の採水管は損傷のおそれがあるため、投入口式の防火水槽を優先活用することとし、採水管損傷を想定した吸水方法を平常時から検討しておきます。
- ウ 部署位置
- (ア) 消防力が優勢な場合の部署は、努めて挟撃できる位置とします。
- (イ) 消防力が劣勢な場合の部署は、風向、風速を考慮し火勢を阻止する側とします。
- エ 中継
- 水利の状況から判断して必要があると認めた場合は、容量豊富な水利に部署した部隊から送水を受けるようにします。
- (3) 補水措置
- ア 補水の手配
- 防火水槽、プール等水量に制限のある消防水利に部署した場合、部署隊数、水量から使用可能時間を判断して、早期に補水手配を行います。
- イ 補水源
- 補水源としては、火点後方の自然水利等有効水利とします。
- ウ 補水用ポンプ
- 補水用ポンプとしては、消防団ポンプ等を活用します。
- (4) 現場活動時の留意事項
- ア 消火活動の心得
- (ア) 出動隊の隊長及び隊員は、同時多発火災に対して、火災様相、風向、風速等に留意して、常に転進路を確保するとともに、限られた消防力を最大限に活用するため、消火活動中の火災は出動隊の責任で鎮圧するよう心がけます。
- (イ) ホースの道路横断時は、ホースの損傷を防止するため、ホースブリッジの設置等必要な措置をとります。
- イ 消火活動要否の判定
- 出動隊の隊長は、出火建物の状況、火勢の推移の状況、消火効果及び他の地域の火災特性等を考慮し、消火活動の要否を決定します。
- ウ 延焼防止可否の判断
- 出動隊の隊長は、出火建物の火災状況により、出動隊のみで延焼防止が可能か否かを判断し、延焼防止できないものは、火災の状況を報告し応援要請します。
- エ 応援要請要領
- (ア) 現場最高指揮者は、延焼防止及び人命の安全を確保するため、応援が必要な場合は、所要の隊数と集結場所、所要資機材、担当面等を明示して応援要請します。
- (イ) 所要応援隊数の算定が困難な場合は、応援隊が担当しなければならない火面長を報告します。

総  
則  
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

計  
画  
編

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

オ 周囲の状況判断

出場隊の隊長は、常に火災の進展状況に注意し、重要防ぎょ地区への転進を配慮するとともに、転進路の確保に留意します。

カ 飛火警戒

出動隊の隊長は、火災の状況、風向、風速により、飛火火災が発生するおそれがあると判断したときは、消防団員、自主防災組織の巡回等により、市民に対し飛火の警戒と即時消火を指示し実施させます。特に、延焼阻止を行っている場合は、背後への飛火に十分警戒します。

(5) 転進要領

ア 転進の時期

転進は他への延焼危険がなくなった鎮圧状態の時期とし、部分的な延焼及び残火処理は消防団、自主防災組織等に行わせます。

イ 出動隊の隊長の判断による転進

出動隊の隊長は、優先順位の高い延焼火災を視認し、自己隊が転進する必要があると判断したときは、所要の報告を行い延焼阻止前であっても転進します。

ウ 消防長、消防署長の指令による転進

出動隊の隊長は、転進を指令された場合は、延焼阻止前であっても所要の措置をしたのち転進します。ただし、継続して消火活動を行う必要がある場合は、下命者はその旨を報告し指示を受けます。

エ 転進時の措置

速やかに転進を要する場合は、隊長の判断により転進先における消火活動に必要な最小限のホースを収納するほか、転進途上に署所がある場合は立ち寄って不足するホースを補充して転進します。

(6) 延焼阻止線の消火活動要領

火災が延焼拡大した場合は公園、鉄道線路敷、広い道路等を活用して延焼阻止線を設定し、全力をあげて延焼拡大を防止します。

ア 風横における消火活動

火勢がし烈な場合は、火流の風下寄りの側面に部署し、両側から火流を挟撃して逐次火流の幅を狭めながら、最終的に延焼阻止線において阻止します。

イ 風下における消火活動

風下における延焼阻止線の消火活動は、部分破壊を併用しながら前面街区に十分な予備注水を行い、ここで火勢を一旦弱め最終的には道路上等で阻止します。

ウ 飛火警戒の徹底

延焼阻止線においては、消防隊をはじめ消防団、自衛消防隊、自主防災組織等あらゆる手段を用いて飛火警戒を徹底し、頭越しに延焼されることがないように配慮します。

エ 延焼阻止線の選定

延焼阻止できない火災が方々にあり、延焼阻止線を限定しなければならない場合、延焼阻止により得られる効果と消防力を考慮し、最も効果的かつ確実に設定できる延焼阻止線を選定します。

(7) 避難路、避難場所の消火活動要領

ア 避難路への限定出場

火災が多発して危険が切迫し、複数の場所に避難ができないと判断される場合は、避難を確保するため発災当初から部隊を出場させ消火活動を実施します。

イ 部隊の集結活動

(ア) 時間の経過とともに延焼が拡大し、避難に支障を及ぼすと判断した場合、又は既に避難命令が発令された場合は、避難路等の周辺以外に出場している部隊に転進を命じ、消火活動を実施します。

(イ) 火災の規模に対し、消防力が不足する場合は、避難路等に面する部分を優先に消火活動を行い、避難者の安全通過を図ります。

(ウ) 避難路全般に火災が発生し、避難路確保が不可能な場合は、避難場所に接近した方を優先として、可能な限り避難路確保防ぎょを行います。

(エ) 避難路、避難場所が全面的に危険となった場合は、避難場所において周辺の火災の消火活動及び避難者への注水を行い、全力で避難者の安全確保を図ります。

(8) 関係機関への協力要請

ガス漏えい等により火災が発生し関係機関の活動が必要と判断した場合は、市災害対策本部を経由して関係機関に要請します。

8 惨事ストレス対策

救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めます。

また、必要に応じて、県を通じて消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとします。

総  
則  
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編

風水害対策

第3編

その他の災害対策

第4編

復旧・復興対策

計  
画  
編

## 第6節 医療救護活動

総  
則  
編

### 【実施主体】

市	<u>本部連絡班、秘書広報班、市民健康班、消防総務班</u>
関係機関	<u>鎌倉市医師会、鎌倉市歯科医師会、鎌倉市薬剤師会、鎌倉保健福祉事務所</u>

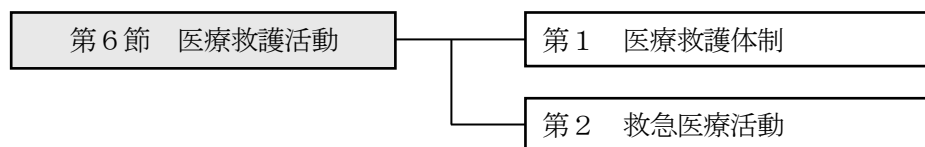
※ 「鎌倉市災害対策本部条例施行規則」及び「総則編 第4節 計画の推進主体とその役割」に基づき記載

### 【施策の基本方針】

地震発生時には、建物の倒壊、火災等の発生により、同時に多数の負傷者等が発生し、医療、救護需要が膨大なものになることが予想されます。

市は、県、日本赤十字社、鎌倉市医師会等と緊密に連携し、被害の状況に応じた適切な医療救護を行います。

### 【施策の体系】



## 第1 医療救護体制

- (1) 市は、救護班を編成するとともに、災害の規模及び発生状況に応じ、鎌倉市医師会、鎌倉市歯科医師会、鎌倉市薬剤師会等に対して救護部隊の派遣を要請します。
- (2) 市は、災害が発生した際に備え、適宜、災害時医療救護マニュアルの見直しを図るとともに、災害時における救護所の設置等、医療救護活動を迅速かつ的確に行えるよう体制整備を進めます。
- (3) 市は、災害救助法が適用された後に医療救護の必要があると認めるときは、県に対して迅速・的確な医療救護について要請を行います。

## 第2 救急医療活動

### 1 対策事項

災害により集団的に多数の傷病者が発生した場合、市及び関係機関は、迅速かつ的確に次に示す救急医療活動を実施します。

- (1) 情報の通報及びその体制に関すること。
- (2) 救急医療関係機関の連絡調整に関すること。
- (3) 救出、救護関係者の出動に関すること。
- (4) 救急医療の範囲、種別に関すること。
- (5) 出動した医師等に対する諸費用の負担等に関すること。
- (6) その他の救急医療対策の実施に関し必要なこと。

第1編  
地震・津波災害対策

第2編  
風水害対策

第3編  
その他の災害対策

第4編  
復旧・復興対策

計  
画  
編

## 2 広域災害・救急医療情報システムの活用

県内の災害拠点病院間の情報収集・提供については、厚生労働省の「広域災害・救急医療情報システム（以下、「EMIS」という。）」※により行います。EMISで共有できる主な情報は次のとおりです。

- (1) 医療機関状況
- (2) 患者転送要請
- (3) 医療品備蓄状況
- (4) ライフライン等状況
- (5) 受入患者数
- (6) 医師等派遣要請・提供

### ※【広域災害・救急医療情報システム（EMIS）】

被災地の医療機関の応援要請情報や支援情報をリアルタイムに収集、交換することにより、効果的な医療救護活動を確保できる全国を結ぶシステムのことです。

## 3 医療、助産の範囲及び経費

救急医療、助産の範囲は、病院その他の医療施設での本格的な治療を開始できるまでの応急的措置とし、その内容はおおむね次に掲げるとおりとします。

- (1) 医療の範囲
  - ア 診察
  - イ 薬剤又は治療材料の支給
  - ウ 処置、手術その他の治療及び施術
  - エ 病院又は診療所への入院
  - オ 看護
- (2) 助産の範囲
  - ア 分べんの介助
  - イ 分べん前及び分べん後の処置
  - ウ 脱脂綿、ガーゼその他衛生材料の支給

## 4 救護班の活動

### (1) 救護所

救護班は、主として市の設置する救護所において医療救護活動を行います。

また、災害の状況と被害の程度に応じて必要と認めるときは、鎌倉市医師会、鎌倉市歯科医師会及び鎌倉市薬剤師会の協力を得て、仮設救護所開設予定場所等のうちから救護所を開設するものとし、被災地周辺の使用可能な医療施設も効果的に活用するものとします。

長期間にわたる救護所等の設置運営にあたっては、次の点に留意します。

- ア 被災地における医療施設の稼動状況や復旧状況を勘案します。
- イ 医師の配置は、避難所及び周辺地域の状況に合わせ、適時適切な対応を行います。
- ウ 必要に応じ、歯科巡回診療車、携帯歯科診療機器の確保等を行います。

総  
則  
編

第1編  
地震・津波災害対策

第2編  
風水害対策

計  
画  
編

第3編  
その他の災害対策

第4編  
復旧・復興対策

(2) 救護班の業務内容

- ア 傷病者に対する応急処置
- イ 後方医療機関への転送の可否及び優先順位の決定（トリアージ※）
- ウ 転送困難な患者及び避難所等における軽症患者に対する医療
- エ 薬剤又は治療材料の支給
- オ 看護、助産
- カ 死亡の確認

以上のほか、状況に応じて、医師による遺体の検案に協力します。

なお、重症者等の後方医療機関への搬送は、原則として被災現場から救護所までは市が対応し、救護所から後方医療機関までは市及び県が対応し、必要に応じ国や自衛隊等に協力を求めます。

※【トリアージ】

負傷者の重症度と緊急度をとっさに判断して、多数の負傷者の中から治療又は搬送の優先順位を決めることをいいます。

災害現場において負傷者等が救助された場合、担架等で負傷者を選別（トリアージ）する場所に運び、死亡等、重症、中等症、軽症に分類します。

搬送の優先順位としてのトリアージは、初期には救急隊が当たり、医療救護班到着後は、医師に救急隊員（救急救命士）が協力しながら行うこととなります。

5 県への救援要請

市は、災害の程度により必要がある場合は、県に対して医療救護の協力を要請するとともに、DMAT（災害派遣医療チーム）の派遣を要請します。

また、DMAT（災害派遣医療チーム）を要請した場合は、受入体制を確立するとともに、活動が円滑に行われるよう支援します。

6 重傷者等の搬送方法

(1) 搬送の実施

重傷者等の後方医療機関への搬送は、消防の救急車両、緊急消防援助隊等、広域応援の救急車両並びに関係機関等の協力により、確保した車両により搬送します。

(2) ヘリ等による搬送

市は、道路が破損した場合や遠隔地への緊急患者の搬送については、県、自衛隊、消防機関等の協力を得て、ヘリコプターにより最寄りのヘリコプター臨時離着陸場から搬送します。

ただし、被害の状況によっては、船舶等による海上からの輸送も考慮します。

7 医療救護情報の収集・提供

(1) 医療関係情報の市民への提供

診療可能医療機関等の市民が必要とする情報は、報道機関による放送、市ホームページ、市ソーシャルメディア等即時的な広報媒体を活用し、市民へ情報提供します。

県は、県災害情報管理システムの利用や報道機関等の協力を得て提供します。



(2) 患者搬送先情報の構築と提供

ア 患者搬送先情報の構築

市は、救急搬送時の患者情報を電子化することにより、病院側の受入れの迅速化や搬送先選定にかかる時間の短縮化等を図ります。

イ 患者搬送先情報の提供

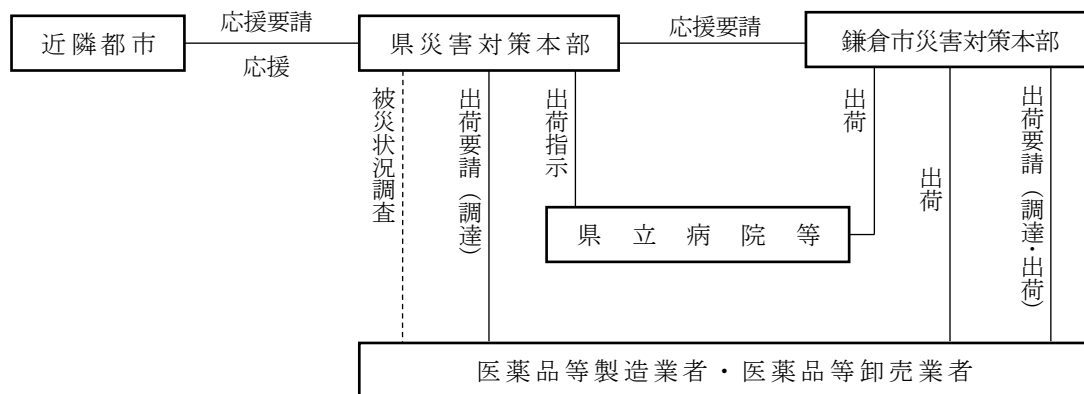
県は、患者搬送先情報については、県庁内の医療救護本部に一元化し、報道機関等の協力を得て提供します。

8 医療器材の調達

医療及び助産に必要な薬品、医療器材を緊急に必要とする場合は、市は、医薬品等の調達に関する協定により調達します。

なお、不足が生じるときは、県及び関係機関に応援を要請します。

図 医薬品等調達系統図



9 ライフラインの確保

市は、医療機関のライフラインの復旧について、関係機関との密接な連携により、優先的な対応を図ります。

また、復旧するまで診療行為に支障がないよう、水及び自家発電用の燃料の安定的な確保を図るため、輸送・供給等の必要な体制を整えます。

10 メンタルヘルスケア対策

市は、精神科医やボランティア等の協力を得ながら、被災による子どもや高齢者等をはじめとする急性ストレス障害や心的外傷後ストレス障害等の「こころの傷」をケアするために長期的な対応を図ります。

県は、精神保健福祉センターを中央拠点として、また保健所を地域拠点として位置づけたシステムを確立します。

11 難病・人工透析患者等への支援

市は、大規模災害時において、難病、人工透析患者等、特に支援を要する人の医療の確保等について、県と協力して支援を行います。

特に、クラッシュシンドローム※による急性腎疾患患者への対応も含めた災害時の人工透析

総  
則  
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

計  
画  
編

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

医療については、鎌倉保健福祉事務所、医療機関と連携し、安否確認及び支援、情報収集及び情報提供、水、医療品等の確保対策を図るとともに、医師の指示に基づき、速やかに透析可能な後方医療機関に搬送します。

総  
則  
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

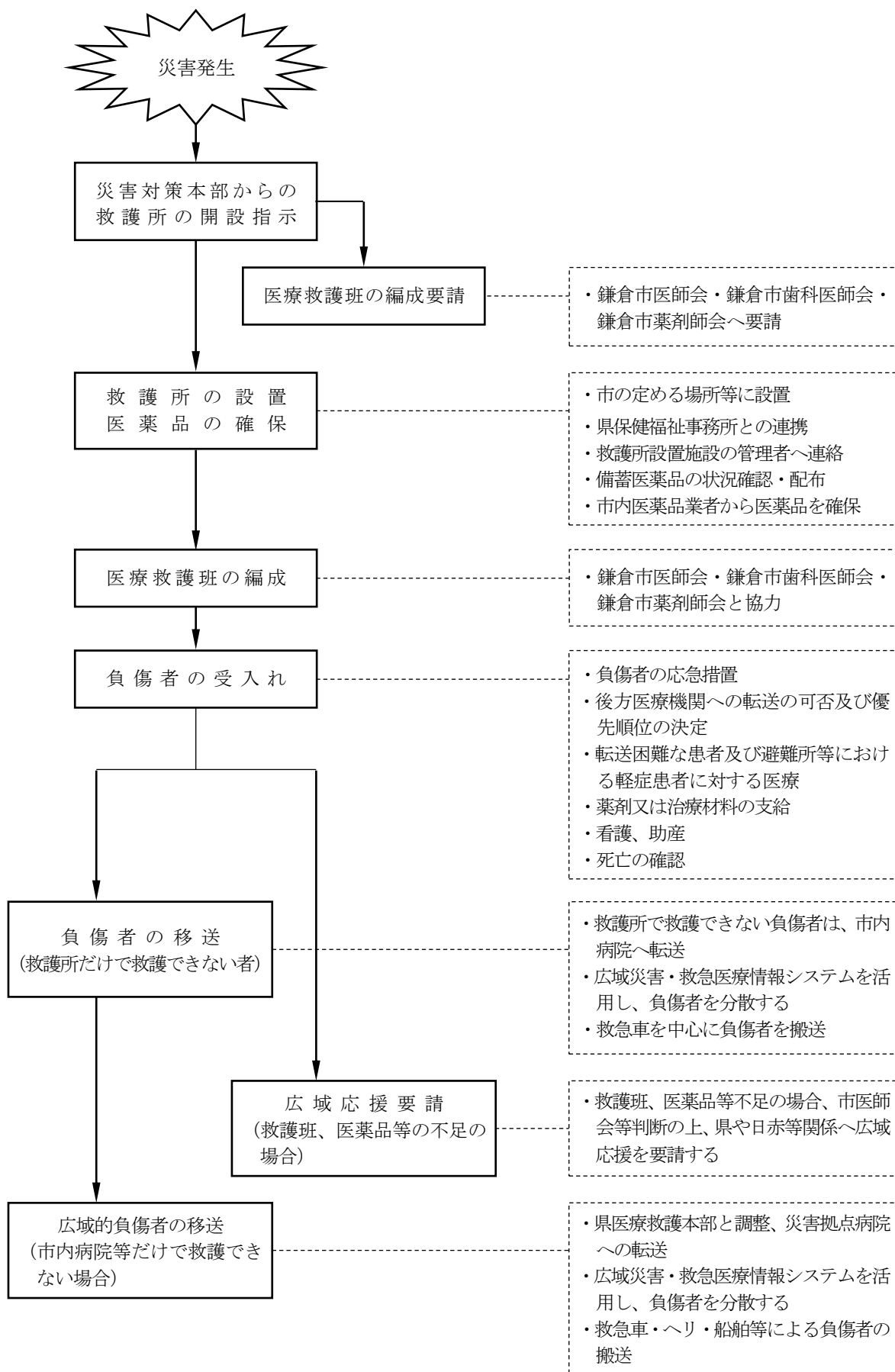
計  
画  
編

※【クラッシュ症候群（クラッシュシンドローム）】

倒壊家屋や倒れた重量家具の下敷きになるなど、長時間身体を挟まれた人が、救出当初は比較的元気そうであったにもかかわらず、突然容態が悪化して亡くなってしまうことがあります。これが阪神淡路大震災以降、知られるようになったクラッシュ症候群です。

クラッシュ症候群は、挫滅症候群ともいい、がれき等で損傷した筋肉から発生した毒性物質が、救出による圧迫開放で血流に乗って全身に運ばれ、臓器に致命的な損害を及ぼし、死亡その他重篤な症状になるものです。

図 救護所の設置、負傷者の移送の手順



総則編
第1編 地震・津波災害対策
第2編 風水害対策
第3編 その他の災害対策
第4編 復旧・復興対策

図 災害時医療救護体制図【超急性期（～48時間）、急性期（～およそ1週間）】

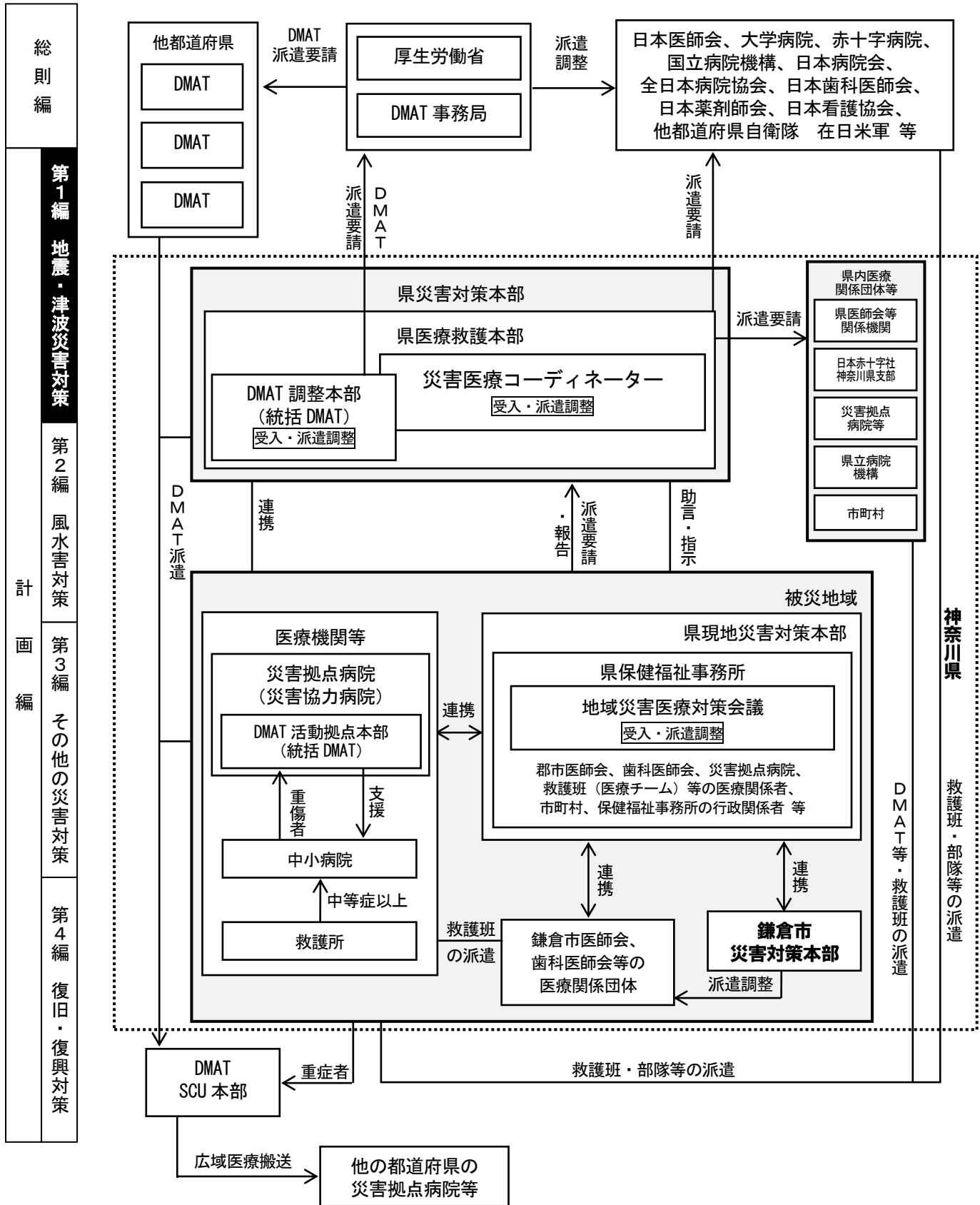
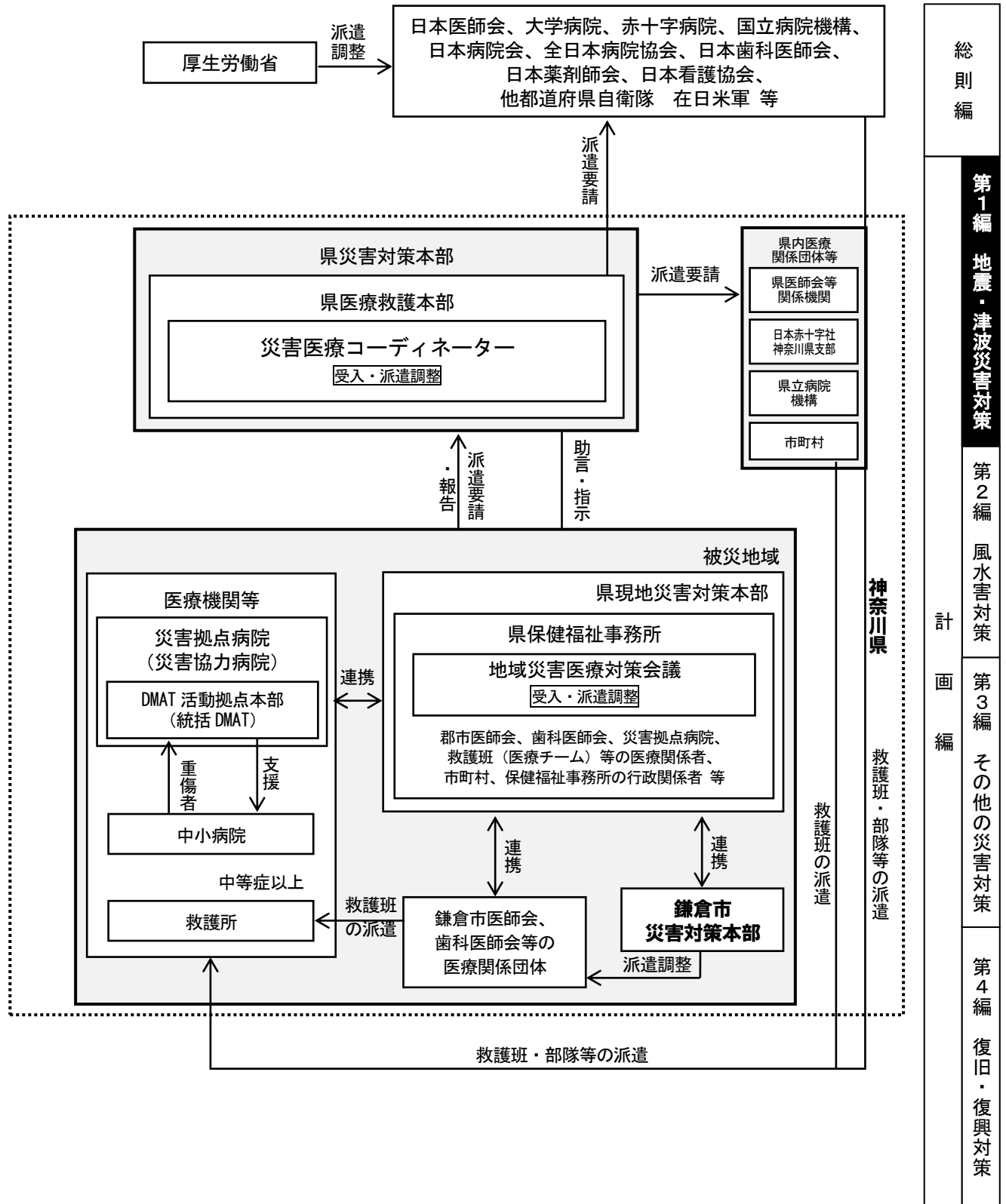


図 災害時医療救護体制図【亜急性期、慢性期～（およそ1週間～）】



総則編
第1編 地震・津波災害対策
第2編 風水害対策
第3編 その他の災害対策
第4編 復旧・復興対策

## 第7節 避難対策

総  
則  
編

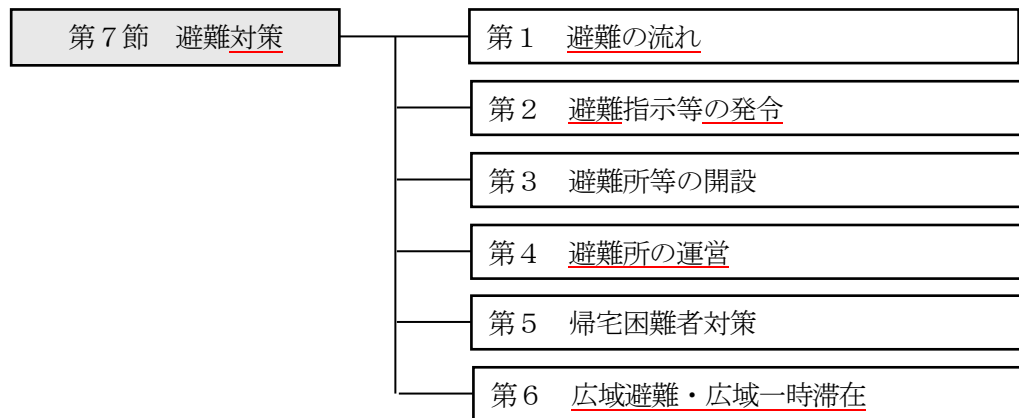
### 【実施主体】

市	<u>関係各班</u>
関係機関	<u>各関係機関</u>

### 【施策の基本方針】

地震発生時において、市民の生命、身体及び財産を災害から守るため、避難指示等の発令基準、避難指示等の伝達方法等について定めるとともに、避難所の開設・運営、帰宅困難者対策、広域避難・広域一時滞在について定めます。

### 【施策の体系】



### 第1 避難の流れ

市は、地震発生後、人命の安全を第一に、市民等の避難誘導を行うとともに、あらかじめ指定された避難施設及び避難経路や、津波による浸水が想定される区域、土砂災害危険箇所等の所在、その他避難に関する情報の提供に努めます。

市民は、あらかじめ指定されている避難施設を平常時から把握するとともに、避難指示が出された場合には、直ちに避難します。

また、自主的に避難する場合は、安全に十分配慮します。

なお、津波避難に係る対策は、「本章 第3節 津波災害応急対策」を参照します。

第1編 地震・津波災害対策

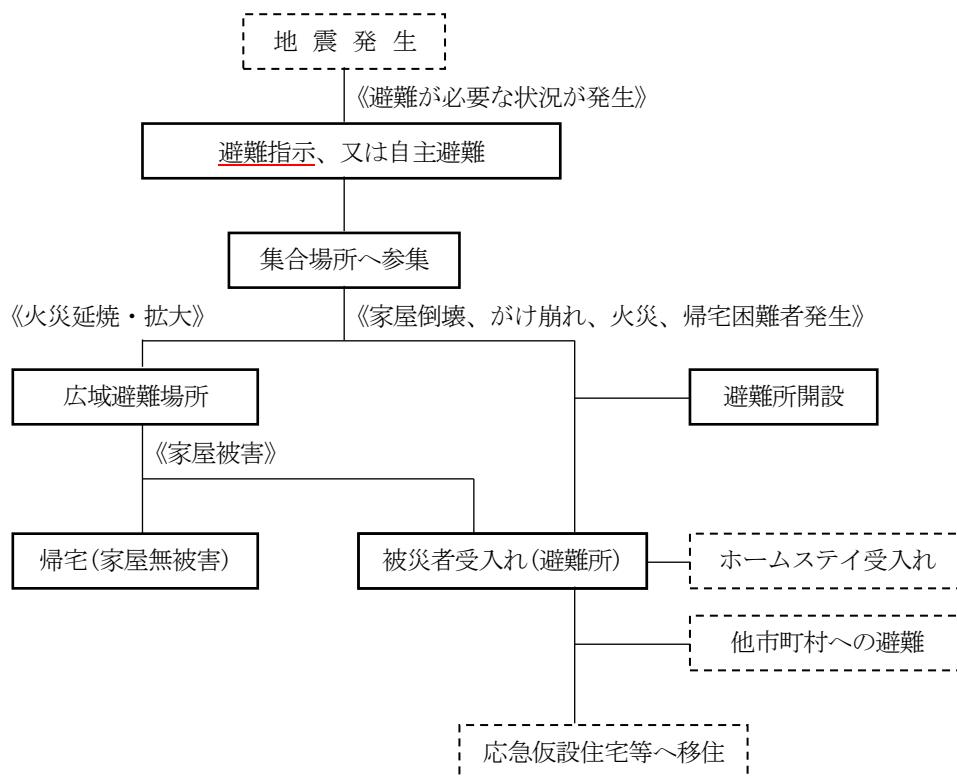
第2編 風水害対策

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

計  
画  
編

図 地震発生時の避難の流れ



## 第2 避難指示等の発令

### 1 実施責任者

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、市民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害の拡大を防止するために特に必要と認めるときは、危険地域の市民等に対し、避難実施のために必要な避難指示等の避難情報を発令します。

ただし、状況により、関係法令に基づく避難の指示、警戒区域の設定等は、次の者が行うものとしします。

#### (1) 避難情報発令の実施責任者

表 避難情報発令の実施責任者

実施責任者	指示等	災害の内容	実施要件	根拠法
市長	指示	災害全般	生命・身体の保護、災害拡大の防止のため特に必要があると認めるとき	・災害対策基本法第60条第1項
警察官	指示	災害全般	市長が指示することができないと認めるとき、又は市長から要請があったとき	・災害対策基本法第61条第1項 ・警察官職務執行法第4条第1項
海上保安官	指示	災害全般	市長が指示することができないと認めるとき、又は市長から要請があったとき	・災害対策基本法第61条第1項

総則編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

計画編

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

総則編  
 第1編 地震・津波災害対策  
 第2編 風水害対策  
 第3編 その他の災害対策  
 第4編 復旧・復興対策

実施責任者	指示等	災害の内容	実施要件	根拠法
知事又はその命を受けた職員	指示	洪水、津波、高潮、地すべり		・水防法第29条 ・地すべり等防止法第25条
水防管理者	指示	洪水、津波、高潮		・水防法第29条
自衛官	指示	災害全般	<u>警察官がその現場にいない場合は、執行権限を有する</u>	・自衛隊法第94条第1項

(2) 警戒区域の設定

市長等は、人命の保護又は危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、応急対策に従事する者以外に対して、当該地区への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該地域からの退去を命ずることができます。

表 警戒区域の設定権者

設定権者	災害の種類	実施要件	根拠
<u>市長</u>	災害全般	災害が発生し、又は、災害が発生しようとしている場合で人の生命又は身体に対する危険を防止するためには特に必要があると認めるとき	・災害対策基本法第63条第1項
警察官	災害全般	同上の場合において、市長若しくはその <u>委任</u> を受けた市の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要請があったとき	・災害対策基本法第63条第2項
海上保安官	災害全般	同上	・災害対策基本法第63条第2項
消防吏員又は消防団員	水災を除く災害全般	災害の現場において、活動確保を主目的に設定	・消防法第28条第1項 ・消防法第36条第7項
水防団長、水防団員又は消防機関に属する者	洪水、津波又は高潮	水防上緊急の必要がある場所において、活動確保を主目的に設定	・水防法第21条

2 避難指示等の発令基準

- (1) 市は、災害時に適切な避難指示等を実施するため、関係機関からの情報や自ら収集する情報等を基に、避難指示等の発令基準等について、できる限り客観的な数値を定めるよう努めます。判断基準については、想定外の事態にも対応できるよう総合的に判断します。  
また、避難対象地域の選定にあつては、避難所の位置、自主防災組織が定める避難経路の状況、周辺地域の人口分布、自主防災組織の状況等を考慮して選定します。
- (2) 市長は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて専門家等の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとします。
- (3) 市長は、危険が切迫した場合には、可能な限り警察、消防等関係機関と協議のうえ、地域や避難先を定めて当該地域住民に避難を指示します。この場合、市長は直ちに県知事に



報告します。

### 3 避難指示等の伝達方法

#### (1) 避難指示等の伝達

ア 避難指示等の伝達は、災害対策本部の情報伝達及び広報活動により行いますが、その際、自主防災組織等を十分活用するとともに、間接広報を有効に利用します。

イ 市は、避難指示等の伝達にあたっては、多様な伝達手段・伝達媒体を活用するとともに、市民等に避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準とした災害に対する危険性の認識、自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等が少なからずあること等を踏まえ、避難行動を強く促すことができるよう配慮します。

#### (2) 避難指示の内容

市長は、原則として次の内容を明示して避難指示を発令します。

- ア 避難を要する理由
- イ 避難指示の対象地域
- ウ 避難先とその場所
- エ 避難経路
- オ 注意事項

### 4 要配慮者の避難

市は、要配慮者が時間的余裕をもって避難を開始することができるよう、早めの段階で避難行動を開始することを求めます。

### 5 防災上重要な施設の避難誘導

学校、病院、工場等防災上重要な施設の管理者は、避難計画に基づき、利用者、従業者等の避難誘導に万全を期します。この場合において、避難の場所、経路、時間、誘導等の指示・伝達は、その施設の地理的条件等を考慮して実施するものとします。

## 第3 避難所等の開設

市長は、指定緊急避難場所及び指定避難所（ミニ防災拠点）を始めとし、災害の状況に応じて、補助避難所やその他避難所を開設します。なお、市内及び隣接する行政区で震度5強を観測した場合には、指定避難所（ミニ防災拠点）として市立小中学校を迅速に開設します。

また、避難所を開設した場合は、市は、速やかに市民に周知するとともに、県をはじめ関係機関に連絡します。

市は、避難所として開設した学校施設について、応急教育の実施等、義務教育の実施に著しい支障を来さないよう、避難市民等の意向等に十分留意し、必要に応じ移転・統合を図ります。

### 1 避難所等の開設場所

#### (1) 指定避難所（ミニ防災拠点）

市が管理する市立小中学校を指定避難所（ミニ防災拠点）と定め、災害の状況、規模等により開設します。

#### (2) 補助避難所（予備避難所）

必要に応じて市の判断で開設される避難所であり、国・県立及び私立の学校等を指定し

ています。

(3) 指定緊急避難場所

異常な現象の種類ごとに、切迫した災害の危険から身を守るための緊急的な避難先として定め、災害の状況、規模等により開設します。なお、行政センター等の公共施設等を避難場所として開設する場合があります。

(4) その他の避難所等

協定等に基づき、災害時の状況により開設します。

ア 一時滞在施設（帰宅困難者用）

災害の状況、規模等により、帰宅困難者を一時的に収容する一時滞在施設を開設します。

イ 福祉避難所

指定避難所（ミニ防災拠点）及び補助避難所において共同生活が困難な要配慮者を収容対象として、福祉避難所を開設します。

## 2 避難所の開設

市は、災害の規模、状況に応じ、避難所等を開設します。

また、避難所を開設した場合は、速やかに市民に周知するとともに、県をはじめ関係機関に連絡します。

避難所として開設した学校施設については、応急教育の実施等、義務教育の実施に著しい支障を来さないよう、避難市民等の意向等に十分留意し、必要に応じ移転・統合を図ります。

(1) 開設の時期

災害発生から、なるべく早い時期に、施設の状態を確認し、被害状況等に応じ災害対策本部の指示により開設します。

(2) 施設の提供及び入所者の管理

ア 施設管理者は、避難所の用に供する施設の部分を明示して提供します。

イ 入所した被災者の管理は、避難所に参集した避難所運営委員会が行います。

ウ 避難者は、避難所での生活ルールの順守や避難所運営に協力します。

(3) 避難所開設時の留意事項

ア 避難所の開設にあたっては、当該施設管理者、学校長及び教職員等に協力を求め、被災者の円滑な入所、保護に努めます。

イ 被災者の入所・保護にあたっては、施設が安全性を有するかを判断し、安全性に欠けると認められるときは、災害対策本部に報告し安全措置を講じるか、又は災害対策本部の指示を受け、他の安全な施設に誘導します。

ウ 特設公衆電話回線が敷設されている市立小中学校の屋内運動場等において、電話機の設置により通信手段を確保します。

(4) 開設状況の報告

避難所運営委員会は、避難所の開設状況等に係る次の事項を、電話、無線等を使用して災害対策本部に報告するものとします。

ア 避難所名及び発信職員氏名

イ 開設日時

- ウ 収容人員及び世帯数
- エ 必要物品等（食料、飲料水、衣類、寝具その他）
- オ 流言飛語の状況

### 3 避難所への入所

#### (1) 対象者

- ア 住宅が被害を受け、居住の場を失った者
- イ 現に被害を受け、速やかに避難しなければならない者
- ウ 災害によって現に被害を受けるおそれのある者

#### (2) 避難者の誘導

- ア 避難所の施設内への誘導については、自主防災組織、市職員、学校長及び教職員等関係者が行います。
- イ 学校施設における避難順序は、後日の授業再開に備え、屋内運動場から入所させ、各学校の状況に応じ、会議室等、特別教室、普通教室のいずれかから順次入所させます。
- ウ 屋内運動場は、最初に通路となるスペースを確保し、町丁目又は町内会、自治会等に配慮し、効率的に避難者を誘導します。
- エ 要配慮者を優先して避難させます。
- オ 避難経路については、可能な限り事前に安全確認するとともに、危険箇所にロープ張りや表示を行うほか、状況により誘導員を配置して事故防止に努めます。特に、夜間においては、可能な範囲での照明を確保し、安全確保に努めます。
- カ 大規模災害の場合、上記の対応ができない場合が起こり得るため、市民が自発的に避難所に向かい決められた行動がとれるよう、平常時から啓発に努めます。

## 第4 避難所の運営

### 1 避難所運営委員会

#### (1) 避難所運営委員会の設置

大規模災害発生時には、極めて多数の避難者が一定期間、避難所を臨時の生活拠点として利用することを前提に、避難所が避難者にとって秩序のとれた施設として機能することが求められています。そこで、あらかじめ避難所運営マニュアルに基づき、各避難所に避難所運営委員会を設置します。

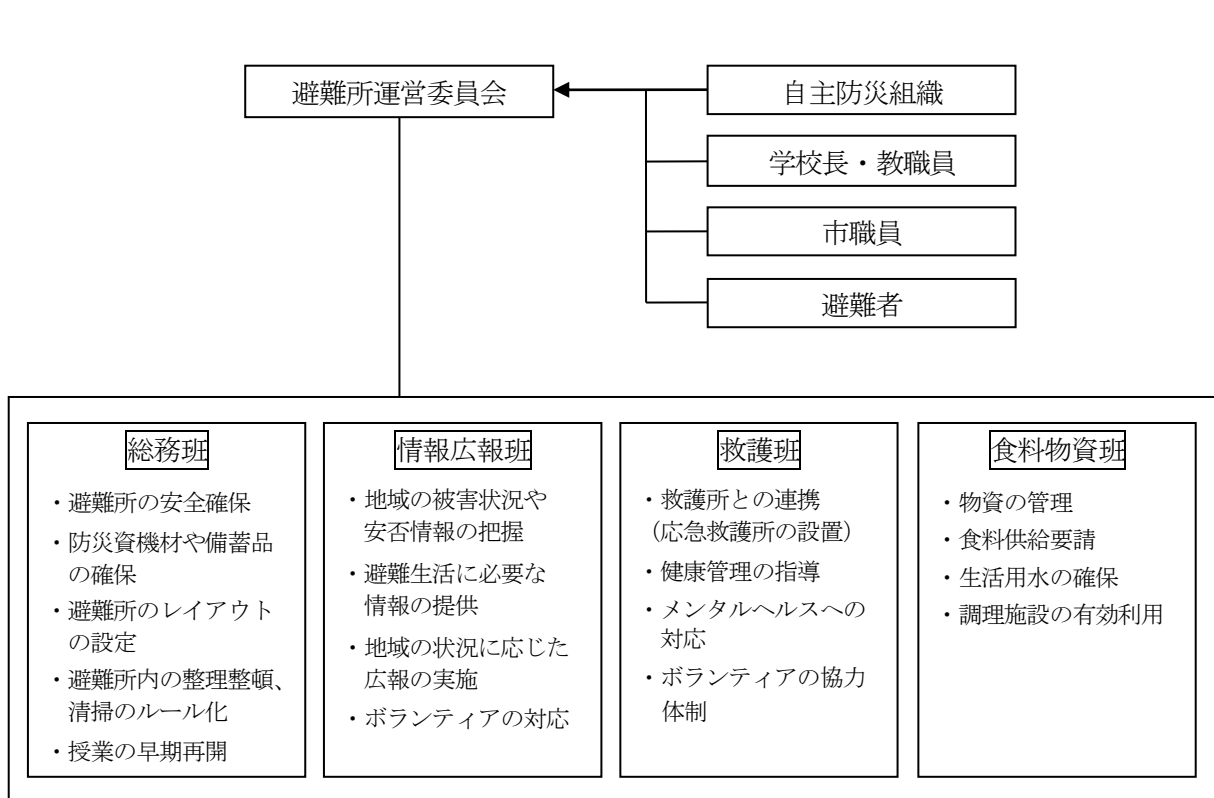
また、運営に対して、女性の意見を取り入れるため、男女共同参画の視点を踏まえた組織とします。

#### (2) 避難所運営委員

避難所運営委員は、次により構成します。

- ア 自主防災組織
- イ 施設管理者（学校長又は教職員）
- ウ 市職員
- エ 避難者
- オ その他避難所運営委員会が必要と認めるもの

図 避難所運営委員会（例示）



(3) 避難所運営委員会の役割

避難所運営委員会は、平常時から次に掲げる事項について検討、協議します。

- ア 避難所の円滑な管理及び運営に関すること
- イ 福祉避難所との連絡調整に関すること
- ウ 地震災害対策に係る情報交換及び防災訓練への参加に関すること
- エ 避難所運営委員会の体制等について定めた「避難所運営マニュアル」の作成に関すること
- オ その他、避難所の管理及び運営に関し、必要と認められる事項

2 避難所における時期別の課題等

避難所では、災害発生からの時間の経過に伴い、運営上の課題等が変化することが予想されます。初動期（災害発生後1日～3日）、混乱継続期・復旧期（4日～14日）及び復興期（15日～）のそれぞれにおける課題等は次のとおりです。

(1) 初動期（1日～3日）

- ア 学校施設使用等についての調整
- イ 施設の安全点検及び安全対策
  - (ア) 施設の安全点検のため、速やかに震後診断を行います。
  - (イ) 避難所の建物の被害状況について、災害対策本部へ報告します。
  - (ウ) 余震による二次災害防止のために、落下物、転倒物、損害箇所の点検等の安全対策を行います。

- (エ) 大規模火災が付近に延焼した場合、災害対策本部と調整のうえ、他の避難所等に誘導します。
- ウ 傷病者、要配慮者等の把握と対応
- (ア) 傷病者等の救護を行い、水・毛布等の備蓄品を優先的に配布します。
- (イ) 可能な場合、できるだけ環境条件の良い別室に收容します。
- (ウ) 医療機関及び社会福祉施設への移送も検討します。
- (エ) 医師、保健師等と連携し、避難者の健康状態の把握や衛生状態の把握に努めます。
- エ 避難者数の把握と避難者名簿の作成及び報告
- (ア) 避難者名簿は、避難者の生活支援の基礎資料となるため、できるだけ早く作成します。
- (イ) 避難者名簿の作成及び取扱については、個人情報に配慮します。
- オ 被災者、自主防災組織、学校長及び教職員、ボランティア等への協力要請  
余震に備え、屋内での火気の使用を制限します。
- カ 避難所避難者、在宅避難者等への給食、給水、物資配給等の実施
- (ア) 防災倉庫内から至急必要な物品を搬出し、配布します。
- (イ) 不足物品の品目・数量を調査し、災害対策本部へ不足物品の配送を要請します。
- (ウ) 給食、物資等の品目及び配給にあたっては、高齢者、障害者、子ども、女性等に配慮し実施します。
- キ 仮設トイレの設置等必要な措置を災害対策本部へ要請
- (ア) 仮設トイレを組み立てます。(水洗トイレが使用できる場合は、雑用水を確保して使用します。原則として男女別とし、女性が安全に利用できるよう設置場所に配慮します。)
- (イ) 夜間対策として、発電機・投光機をセットします。
- ク 安否確認等への対応
- ケ 災害対策本部等からの情報収集
- (ア) 携帯電話、防災行政用無線により、災害対策本部との連絡を密にし、情報を収集します。
- (イ) ラジオ報道等により情報を収集します。
- コ 避難者への災害関連情報の伝達
- (ア) 校内放送又は携帯拡声器を準備し、これらの活用により、デマ情報等を打ち消し、正確な状況を伝えます。
- (イ) 避難者が正確な情報を把握できるよう、ラジオ等の受信機を配置します。
- (ウ) 災害対策が開始されていることを伝えます。
- (エ) 火災・救助状況を伝え、概要を掲示します。
- (オ) 道路・交通状況 (道路崩壊、落橋、がけ崩れ、交通渋滞又は区域)、他都市の状況、災害の規模を伝えます。
- (カ) 外国人に正確な情報が的確に伝わるよう、災害時通訳ボランティアや通訳ボードの活用等、多言語化に配慮します。
- サ 派遣された自衛隊等との調整

総  
則  
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

計  
画  
編

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

総 則 編	第1編 地震・津波災害対策	計 画 編	第2編 風水害対策	第3編 その他の災害対策	第4編 復旧・復興対策
-------------	------------------	-------------	--------------	-----------------	----------------

(2) 混乱継続期及び復旧期（4日～14日）

ア 避難者数の把握と避難者名簿の作成及び報告

避難者の出入り等の動向を随時、把握していきます。

イ 避難施設管理者、自主防災組織、学校長及び教職員、ボランティア等との避難施設運営  
共同体制の組織化と運営

ウ 避難者、自主防災組織、学校長及び教職員、ボランティア等の各役割分担の取り決め（給食、給水、物資等の配給、介護、施設の清掃等）

エ 傷病者、要配慮者等の把握と処置

傷病者・要支援者等の状況把握に努めるとともに、状況に応じ、医療機関及び社会福祉施設へ移送します。

オ 医師、保健師等による健康相談の実施

医師、保健師等と連携し、避難者の健康状態の把握や衛生状態の把握に努めます。

カ 安否確認等への対応

キ 市の応急対策の状況、医療及び生活関連情報、安否情報等を周知するための情報板等の設置

ク 避難所被災者、在宅被災者等への給食、給水、物資配給等の実施

(ア) 備蓄品を公平に配布します。

(イ) 支援物品を受取り、公平に配分します。

(ウ) 給食人員の取りまとめ（避難所人員と在宅要給食人員の把握）と災害対策本部への連絡

ケ 避難所管理者との施設使用について再協議（避難施設と学校教育の場の調整等）

コ 施設内でのプライバシーの保護及び女性への配慮

(ア) 間仕切り等を設置します。

(イ) 着替えや授乳できる場所を確保します。

(ウ) 外から見えない女性下着等の洗濯物干し場を設置します。

(エ) 女性や子どもに防犯ブザーやホイッスルを配布し、安全に配慮します。

(オ) 避難者や女性ボランティアの安全を確保するため、警察等関係機関における警備強化と併せて自警組織による見回りを実施します。

サ 女性への注意喚起

女性避難者や女性ボランティアが性犯罪等に巻き込まれないように、安全への注意喚起を実施します。

(3) 復興期（15日～〔中・長期化への対応〕）

ア 避難施設運営共同組織による運営

イ 避難者数の把握と避難者名簿の点検及び報告

避難者の出入り等の動向を随時把握していきます。

ウ 避難施設入所者の健康管理及び栄養指導についての協議

エ 医師、保健師等による健康相談の実施

体調や持病の悪化、静脈血栓塞栓症（エコノミークラス症候群等）、インフルエンザ等の感染症等による震災関連死の軽減を図ります。

オ 保健福祉事務所と連携し、管理栄養士又は栄養士による巡回栄養相談等を実施します。

カ 安否確認等についての対応

キ 臨時相談窓口開設に対する協力

(ア) 緊急を要する事項の対応を行います。

(イ) 安否情報の問い合わせ応答を行います。

(ウ) 報道機関に対する広報又は規制を行います。

ク 自主防災組織、避難者への協力依頼

自主防災組織、避難者に協力を依頼し、自炊を主とした避難生活への移行を検討します。

ケ 避難者の住生活の早期確保

避難者の健全な住生活の早期確保のため、国、県の協力のもと、公営住宅や民間賃貸住宅等の空室情報を把握するほか、応急仮設住宅の建設候補地をリストアップします。

### 3 共生社会の視点に配慮した生活環境の確保

市は、性別、年齢、障害の有無、文化等の違いに関係なく、多様な人々が安心して過ごせる共生社会の視点に配慮し、避難所における生活環境を常に良好なものとするよう努めます。

また、市は、県の「避難所マニュアル策定指針」を参考に、女性用トイレの確保や設置場所の工夫、授乳や着替え（更衣室）のスペースの確保等、避難所における女性の生活環境を良好に保つための具体的な取組の実施に努めます。

### 4 ペット・動物の保護収容

(1) 避難所でのペットの受入れは、各避難所運営委員会で決定した方針に基づいて実施します。各避難所に対応できなくなった場合、市は、湘南獣医師会等へ応援依頼します。

(2) 被災により放浪するペット・動物について、市民から通報を受けた場合は、市は、県動物愛護センターに連絡し、保護収容を依頼します。

また、保護したペット・動物については、飼い主への情報提供の観点から、避難所と連絡調整します。

### 5 避難所外の避難

過去の全国の災害の事例において、避難所外の自動車やテント等へ避難する場合や親戚等を頼って遠方へ避難する被災者も多く発生したことから、市は、国、県の動向を踏まえ、避難所外の避難のあり方について検討します。

### 6 避難所外避難者等への対応

避難所外の避難者の発生を想定し、市は次のような支援に努めます。

避難所以外の自動車やビニールハウス、テント等へ避難する被災者、また、親戚等を頼って市外へ避難する被災者が多く発生することが想定されるため、市は次のような支援に努めます。

(1) 避難所外避難者の把握及び支援

市は、自主防災組織等の協力を得て、避難所以外にいる避難者（場所、人数、支援の要否・内容）の把握に努めるとともに、食料・物資等の提供、情報の提供等必要な支援に努めます。

(2) 健康対策

避難所外避難者は、自動車等の狭い空間での運動不足やトイレに行く回数を減らすため

総  
則  
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

計  
画  
編

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

に水分摂取を控えること等から、静脈血栓塞栓症（エコノミークラス症候群）を引き起こしやすくなるため、市は、注意喚起と予防方法を避難者に呼びかけます。

(3) 市外避難者への対応

市は、市外へ避難した市民の安否を把握するため、市外避難者に対し、避難先及び安否について市に連絡をするよう、市ホームページや報道機関等を通じて呼びかけます。

また、市民や自主防災組織の協力を得て、市外避難者に関する情報を収集し、市外へ避難した市民の把握に努めます。

- ◆ 資料3-1：広域避難場所一覧表
- ◆ 資料3-2：被災者収容施設（ミニ防災拠点・避難所）一覧表
- ◆ 資料3-4：津波来襲時の緊急避難建築物・空地等一覧表

## 第5 帰宅困難者対策

大規模災害が発生した場合、公共交通機関の運行停止等により発生する帰宅困難者については、特に本市は多くの観光客が訪れることから、次のように対処するものとします。

### 1 市の対応

(1) 帰宅困難者への必要な情報の提供

市及び関係機関は、帰宅困難者に冷静な行動をとってもらうため、防災行政用無線をはじめ、多様な情報提供手段を活用し、一時滞在施設の開設状況や鉄道等の運行状況、運転再開への見通し、代替輸送の有無、駅周辺の混雑状況等の情報を迅速に収集し、的確に提供します。

(2) 帰宅困難者への支援

ア 避難施設の提供

災害発生により帰宅の手段を失い、駅周辺、市街地、社寺・名所旧跡等に滞留している人に対し、市は、事前に選定した一時滞在施設を提供します。

イ 避難誘導

市は、一時滞在施設を迅速に開設し、次の事項に留意し、帰宅困難者を適切に誘導します。

(ア) 周辺の土地に不案内な帰宅困難者に的確な行動を促すため、十分な情報提供を行います。

(イ) 駅構内の滞留旅客については、鉄道事業者が避難誘導を行います。

(ウ) 駅構外の帰宅困難者の避難誘導については、鉄道事業者、警察、自治会、町内会、商店会等と連携・協力して行います。

(エ) 帰宅困難者の一時滞在施設への搬送については、状況に応じ、バス輸送の活用も含め事業者と連携して対応します。

(オ) 誘導にあたっては、道路状況等安全の確保に特に留意します。

(カ) 関係機関と連携し、高齢者、障害者、乳幼児、妊婦、遠距離通学の小中学生、外国人等の要配慮者に特に配慮します。

ウ 帰宅困難者の把握



市は、避難施設に避難した帰宅困難者数について、警察署、鉄道事業者等と十分連携をとり、把握します。

エ 避難施設における措置

市は、避難施設において次の措置をとります。

- (ア) 災害対策本部と避難施設との連絡体制の確保
- (イ) 要配慮者等に対する救護措置
- (ウ) 飲料水等の供給体制の確保、備蓄・支援物資の配布等
- (エ) 交通機関の運行状況の把握及び周知
- (オ) 帰宅困難者に対する各種の情報提供
- (カ) その他必要な措置

(3) 県への報告

災害対策本部は、帰宅困難者の避難状況について、県災害対策本部へ報告するとともに、必要に応じて、県へ協力要請します。

**2 企業・事業所等の対応**

- (1) 市は、企業・事業所等に対し、従業員、顧客に対する安全確保に努めるよう要請するとともに、災害関連情報や徒歩帰宅支援等に関する情報提供に努めます。
- (2) 市は、帰宅困難者が帰宅するにあたっては、企業・事業所等と連携し、帰宅困難者の円滑な徒歩帰宅を支援します。
- (3) 企業・事業所等は、公共交通機関の運行情報等から安全に帰宅できることが確認できるまでは、建物内又は他の安全な場所で従業員等を待機させるよう努めます。
- (4) 企業・事業所等は、行政及び関係機関から提供される情報等により、従業員等が安全に帰宅できることを確認次第、従業員等の帰宅を開始します。

**3 観光客等滞在者の域外移送**

市は、交通機関の途絶により、多くの観光客等の滞在者が帰宅手段を失った場合、市の一時滞在施設に収容しますが、交通機関の復旧の見通しが無い場合は、観光客等滞在者を交通機関が途絶していない他の地域へ移送し、そこから帰宅するよう対策を図ります。

(1) 移送手段

市は、観光客等滞在者を域外移送するため、腰越漁港から小型船舶による海上自衛隊輸送艦艇や他港への移送を準備します。

(2) 移送先

市は、他の地域の交通事情を調査の上、自衛隊等移送担当機関に依頼し、打合せの上、移送先を決定します。

総  
則  
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

計  
画  
編

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

## 第6 広域避難・広域一時滞在

### 1 広域避難

市は、大規模災害の発生のおそれがある場合、市単独では市民等の避難場所の確保が困難となり、市外への避難及び避難所等の提供が必要と判断した場合には、県内の他の市町村への市民の受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し他の都道府県との協議を求めるほか、緊急を要する場合は、県に報告したうえで、自ら他の都道府県内の市町村に協議します。

### 2 広域一時滞在

#### (1) 他市町村に対する避難者の受入れ要請

市長は、大規模地震が発生し、市内の避難所のみでは収容が困難となり、市外への避難及び避難所や応急仮設住宅の提供が必要と判断した場合、県内の他の市町村への市民の受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し他の都道府県との協議を求めるほか、緊急を要する場合は、県に報告したうえで、自ら他の都道府県内の市町村に協議します。

要請の方法は、当面、電話等口頭で要請し、後日文書で正式に要請します。要請にあたっては、次の事項を要請先へ伝えます。

- ア 避難者の人員（男女別）・世帯数
- イ おおむねの避難期間
- ウ 障害者や寝たきり老人等の人員（男女別）
- エ 引率責任者の氏名、所属
- オ その他必要事項

市は、後日、他市町村から被災者受入れの申し入れがあった場合、市民へこの情報を公開し、要望する被災者に対し、受入れ市町村への避難をあっ旋します。

#### (2) 避難者の移送手段の確保

担当部は、避難者の移送に用いる車両等の確保に努めます。ただし、被害の程度によっては要請市町村に対し、移送手段も併せて要請します。

#### (3) 対象避難者への周知

市長は、他市町村への避難を決定した場合、速やかに対象避難者へ周知します。周知手段は、緊急時の場合は口頭等により伝達し、避難所の避難者への伝達には、市職員が直接口頭で伝達します。周知にあたっては、おおむね次の事項を説明します。

- ア 避難先の市町村名、避難先
- イ その他必要な事項

総  
則  
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

計  
画  
編

## 第8節 生活救援活動

### 【実施主体】

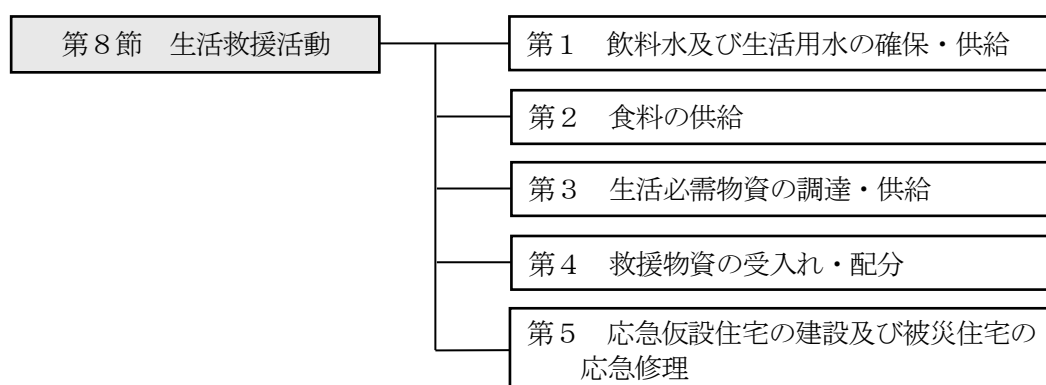
市	本部連絡班、商工班、財政班、公的不動産活用班、健康福祉班、都市整備班
関係機関	協定締結団体、自主防災組織

※ 「鎌倉市災害対策本部条例施行規則」及び「総則編 第4節 計画の推進主体とその役割」に基づき記載

### 【施策の基本方針】

避難所の避難者や在宅避難者等の被災者に対する飲料水、食料、生活必需物資について、備蓄物資の活用、各種協定等による物資の調達、支援物資の活用等により確保し、早期に必要な物資を供給します。

### 【施策の体系】



### 第1 飲料水及び生活用水の確保・供給

本市の水道は県営によるものであることから、災害用指定配水池における飲料水の確保については、県営水道が行います。

市は、給水班を組織し、県営水道及び市が確保した飲料水を活用して応急給水を実施します。

また、市による給水が困難な場合は、協定を締結している事業者及び県営水道に協力を要請します。

#### 1 対象者及び給水量

災害のために水道、井戸等の給水施設が破壊され、飲料水が汚染し、又は枯渇するために飲料水が得られない市民等に対して、最低一日に1人3リットルの応急給水を行うものとします。

災害の規模、災害発生からの経過日数等により、応急給水目標基準は次のとおりとします。

表 応急給水目標の目安

地震発生からの日数	給水基準
地震発生～3日	30 /人・日
4日～14日	70 /人・日
14日以降	200 /人・日
復興期	1000 /人・日

総則編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

計画編

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

## 2 飲料水の確保

飲料水は、県営水道が災害用として指定している山ノ内配水池、城廻配水池、七里ヶ浜低区配水池のほか、市が設置した飲料水兼用耐震性貯水槽の飲料水、耐震性プール又は井戸の水をろ過したものにより確保します。

## 3 被災者への給水方法

### (1) 応急給水方法

#### ア 地震発生直後

地震発生直後は、市民等の備蓄飲料水の活用で対応します。

#### イ 拠点給水

地震発生から数日間程度は、1人1日3リットルの飲料水を供給するため、災害用指定配水池、飲料水兼用耐震性貯水槽、学校、企業等の緊急遮断弁付受水槽、耐震性プール又は井戸の水をろ過した飲料水を避難所等と給水拠点へ運搬し、給水します。

#### ウ 応援給水

市は、必要に応じて県、自衛隊、民間業者等に応援を要請し、給水活動を実施します。この場合、必要な応援給水の種類（給水車両、ペットボトル、ポンプ等）を明確に伝えます。

#### エ 給水困難地域、要配慮者利用施設、医療機関への給水

道路途絶地域や要配慮者利用施設への給水は、自主防災組織、自治会・町内会、ボランティア等に協力を要請し、給水拠点からの給水を依頼します。

また、医療機関への速やかな給水に配慮します。

### (2) 応急給水用車両等資機材

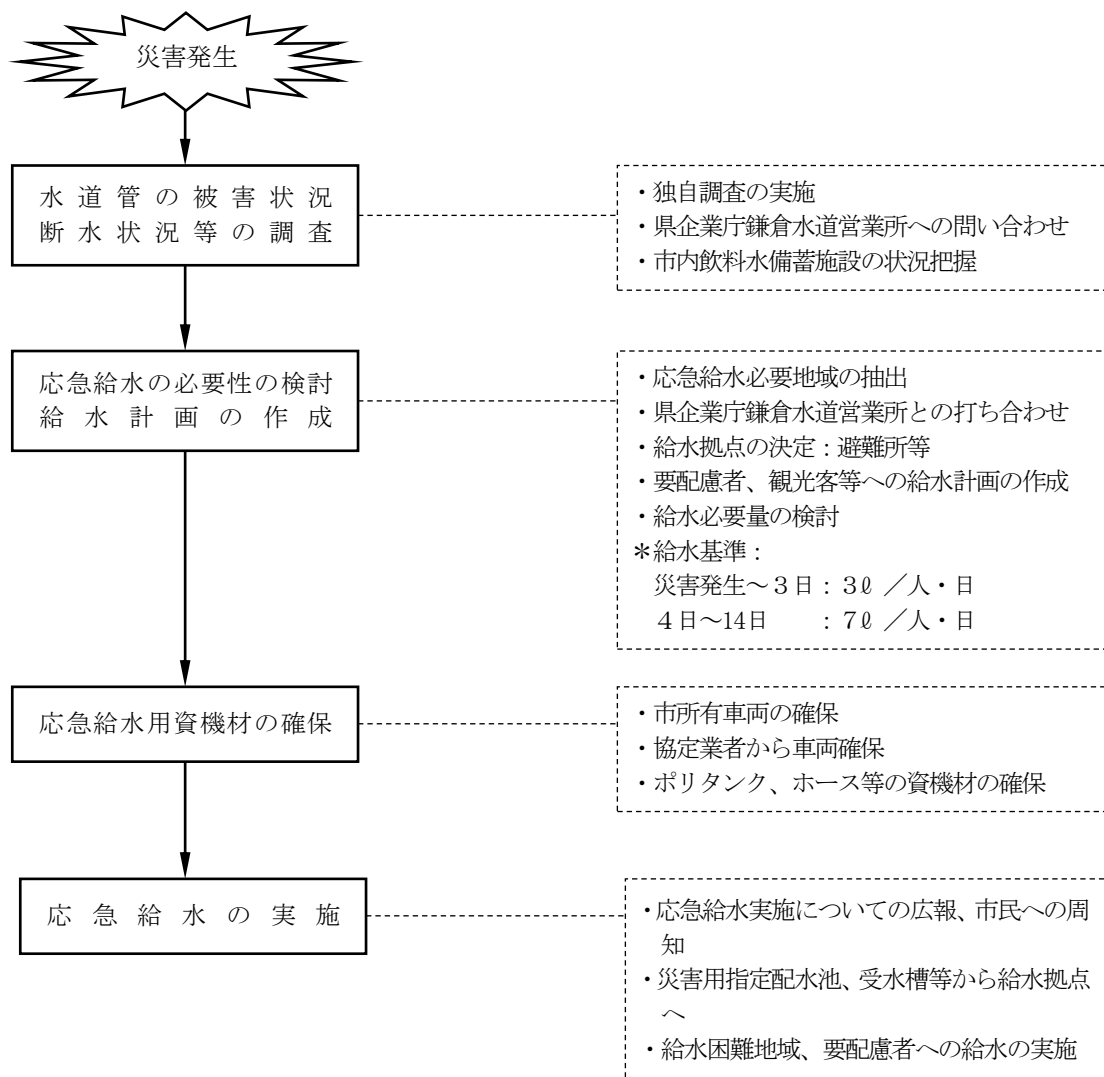
応急給水車両は、原則として、市が保有する車両及び協定を締結している民間協力機関の車両により、応急給水容器等を積載し給水を実施します。

市民側の給水容器は原則として、市民の備蓄によるものを使用し、必要に応じて市備蓄のポリタンク等を配布します。

## 4 飲料水以外の生活用水の供給

市は、飲料水以外の生活用水等についても、必要最小限の範囲で確保及び供給に努めます。

図 飲料水供給の手順



総則編
第1編 地震・津波災害対策
第2編 風水害対策
第3編 その他の災害対策
第4編 復旧・復興対策

## 第2 食料の供給

市は、災害の発生に備え、被災者と滞在者のための非常食料として、長期保存可能な食品を避難所等に備蓄しています。

市は、備蓄食料等の活用をはじめ、様々な手段で食料等を確保・調達し、被災者等に供給します。なお、食料の供給にあたっては、食品の温度管理、衛生的な取扱い等の衛生管理に配慮します。

### 1 食料供給の対象者

食料供給の対象者は、次のとおりとします。

- (1) 避難所生活者
- (2) 住家が被害を受け、炊事ができない者
- (3) 救助作業に従事する者で給食を行う必要がある者
- (4) 通常の流れ機関が一時的に麻痺混乱し、食料供給が受けられない者
- (5) 在宅要配慮者

## 2 食料の確保

### (1) 食料ニーズ及び必要量

確保する食料は、原則的に、握り飯、弁当又はパン、麺類、サバイバルフーズとします。  
食料の提供に際しては、食物アレルギー、宗教上の制約等に十分配慮することとします。  
食料の必要量については、避難所等の施設、災害対応の従事者の食料を担当部局で整理し把握するものとします。

### (2) 協定業者を通じての確保

市は、食料供給に関する協定を締結している業者に協力を要請し、避難所等において必要となる食料、飲料水等を確保します。

### (3) 県及び他市町村からの食料の調達

市は、市のみで食料を確保することが困難な場合は、県及び他市町村に食料の供給を要請します。

食料・物資集配拠点から避難所等への輸送は民間輸送業者等に要請して行います。

### (4) 県を通じての米穀の調達

災害対策本部長は、災害の発生に伴い給食に必要な米穀の確保のため、政府所有米の調達を要するときは、数量を知事に申請することができます。ただし、交通・通信の途絶により、県の指示が得られない場合は、直接農林水産省（農産局農産政策部貿易業務課）に直接要請します。

県知事は、米穀登録卸売業者等の手持精米で供給が困難な場合には、農林水産省（農産局農産政策部貿易業務課）に政府所有米の放出を要請します。

## 3 食料の輸送と配布

### (1) 食料の輸送

備蓄食料の輸送は、市が準備する車両により実施し、必要に応じて、自主防災組織、ボランティア等に協力を依頼します。

また、指定業者から調達する場合は、市が指示する場所への直送を依頼します。

### (2) 食料の配布

#### ア 避難所での配布

調達した食料は、避難所の管理責任者へ引き渡し、管理責任者や避難所運営担当者を通して避難者へ配布します。

#### イ 在宅避難者への配布

住居の被害で炊事ができない在宅避難者用の食料は、最寄り避難所へ必要数を引き渡し、そこから配布します。

ただし、当該避難所が被災した地域の在宅避難者は、隣接する避難所から食料の配布を受けます。食料の配布を希望する在宅避難者は、所定の避難所へ登録し、避難者自らが避難所において受け取ることを原則とします。

また、自ら食料を受け取りに来られない在宅の要配慮者避難者へは、自主防災組織、自治会・町内会等のコミュニティや近隣の市民、ボランティア等が配布を支援します。

#### 4 プル型支援とプッシュ型支援

災害時における支援物資の供給体制には、「プル型支援」と「プッシュ型支援」があり、「プッシュ型支援」は、市からの具体的な要請を待たず、国が水や食料等を緊急輸送する支援であり、緊急時を乗り切るための応急措置です。

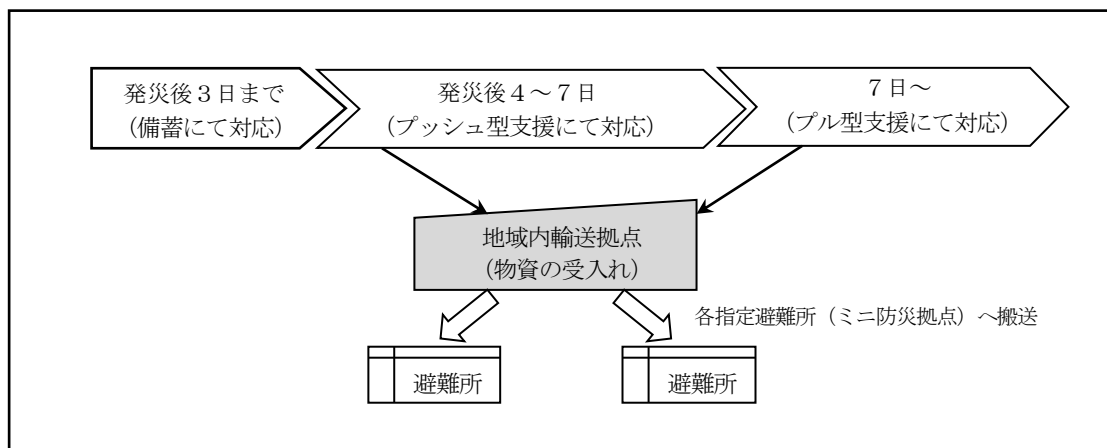
一方、「プル型支援」は、市からの具体的な要望により、当該物資を調達・搬送する方法です。

国が示す物資調達の考え方は、発災後3日までは備蓄、発災後4～7日（4日間）はプッシュ型支援、それ以降はプル型支援にて対応するとしています。

市は、こうした考え方を踏まえ、地域内輸送拠点の開設やプッシュ型支援及びプル型支援による物資の受入れ・管理、各避難所への搬送等における役割分担等、具体的な行動をあらかじめ想定し、対応するよう努めます。

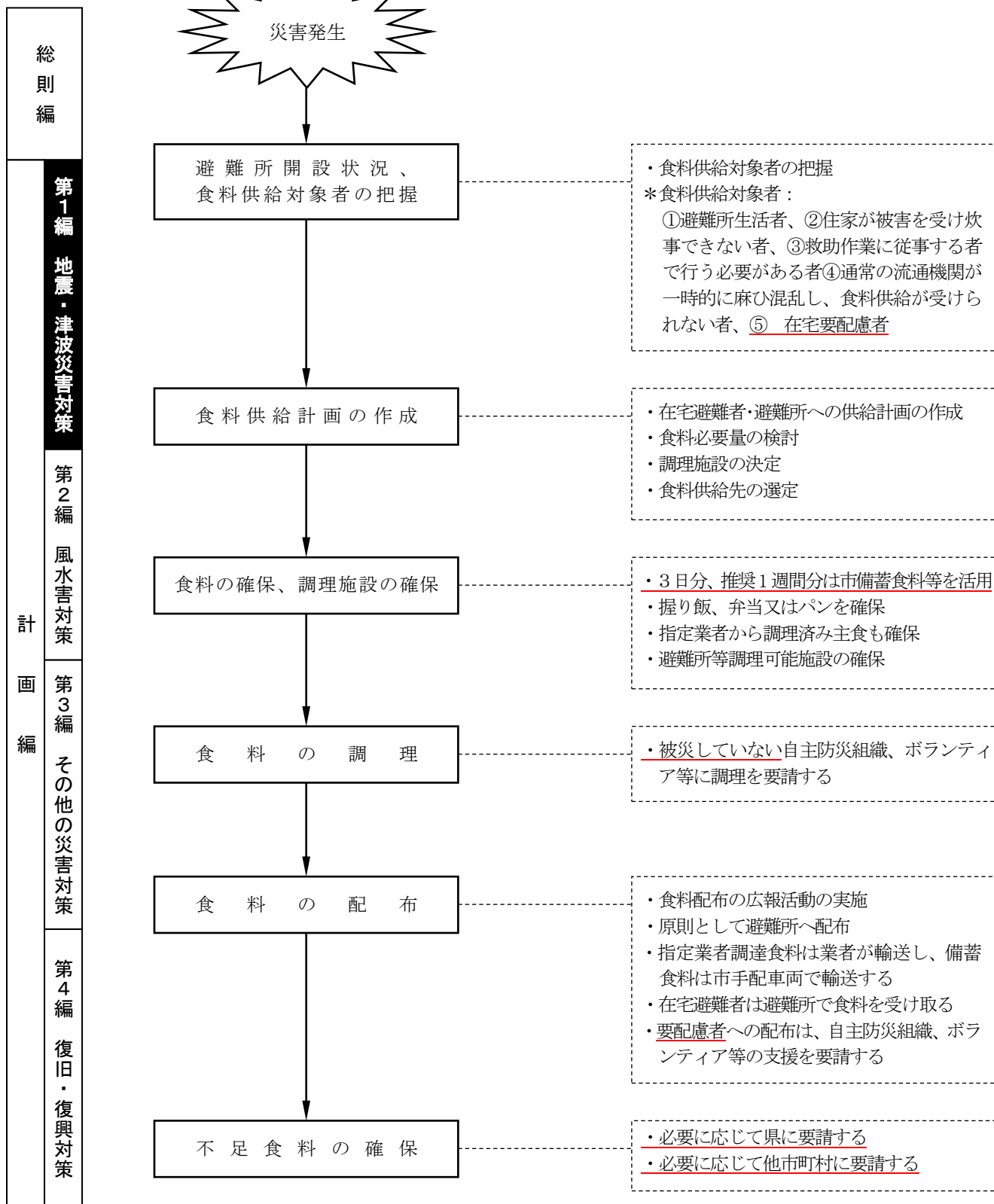
また、「プッシュ型」の支援の継続が被災地における物資の滞留を招かないよう、配送・供給状況を踏まえた「プル型」支援への適時・円滑な切替えができるよう努めます。

図 プッシュ型支援とプル型支援による物資の受入れ・搬送イメージ図



- ◆ 資料4-3：防災備蓄食料一覧表
- ◆ 資料5-16：災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書

図 食料供給の手順





### 第3 生活必需物資の調達・供給

市は、備蓄物資を活用するとともに、必要な生活必需物資等を調達し供給します。

#### 1 生活必需物資の確保

(1) 生活必需物資供給の対象者

生活必需物資供給の対象者は、次のとおりとします。

ア 避難所生活者

イ 住家が被害を受け、日常生活を営むことが困難な者

(2) 確保する物資の種類

確保する生活必需物資の範囲は、次のとおりとします。

ア 寝具類：寝具、敷物

イ 衣料：下着

ウ 炊き出し器具：鍋、釜、包丁、食器セット等

エ 日用品雑貨：おむつ類、ほ乳瓶、生理用品、タオル、トイレットペーパー

オ 光熱器具・設備：照明設備・器具、暖房設備

カ その他：仮設トイレ

(3) 生活必需物資の調達先

ア 市は、備蓄生活必需物資を活用するとともに、事前に協定を締結した指定業者や広域応援協定等により生活必需物資を調達します。

イ 必要な生活必需物資の調達が困難な場合は、県に対して支援要請します。

#### 2 生活必需物資の輸送

生活必需物資の輸送は、市が準備する車両により実施します。

また、指定業者から調達する場合は、市に指示された場所（原則、避難所）への直送を依頼します。

#### 3 生活必需物資の配布

(1) 避難所での配布

調達した物資は、各避難所の管理責任者へ引き渡し、管理責任者を通して避難者へ配布します。

(2) 在宅避難者への配布

在宅避難者用の物資は、最寄りの避難所へ必要数を引き渡します。

ただし、当該避難所が被災した地域の在宅避難者は、隣接する避難所へ登録し、この避難所から配布を受けます。

また、自ら受け取りに来られない要配慮者等の在宅避難者へは、自主防災組織や自治会・町内会等、近隣の市民、ボランティア等が配布を支援します。

総  
則  
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

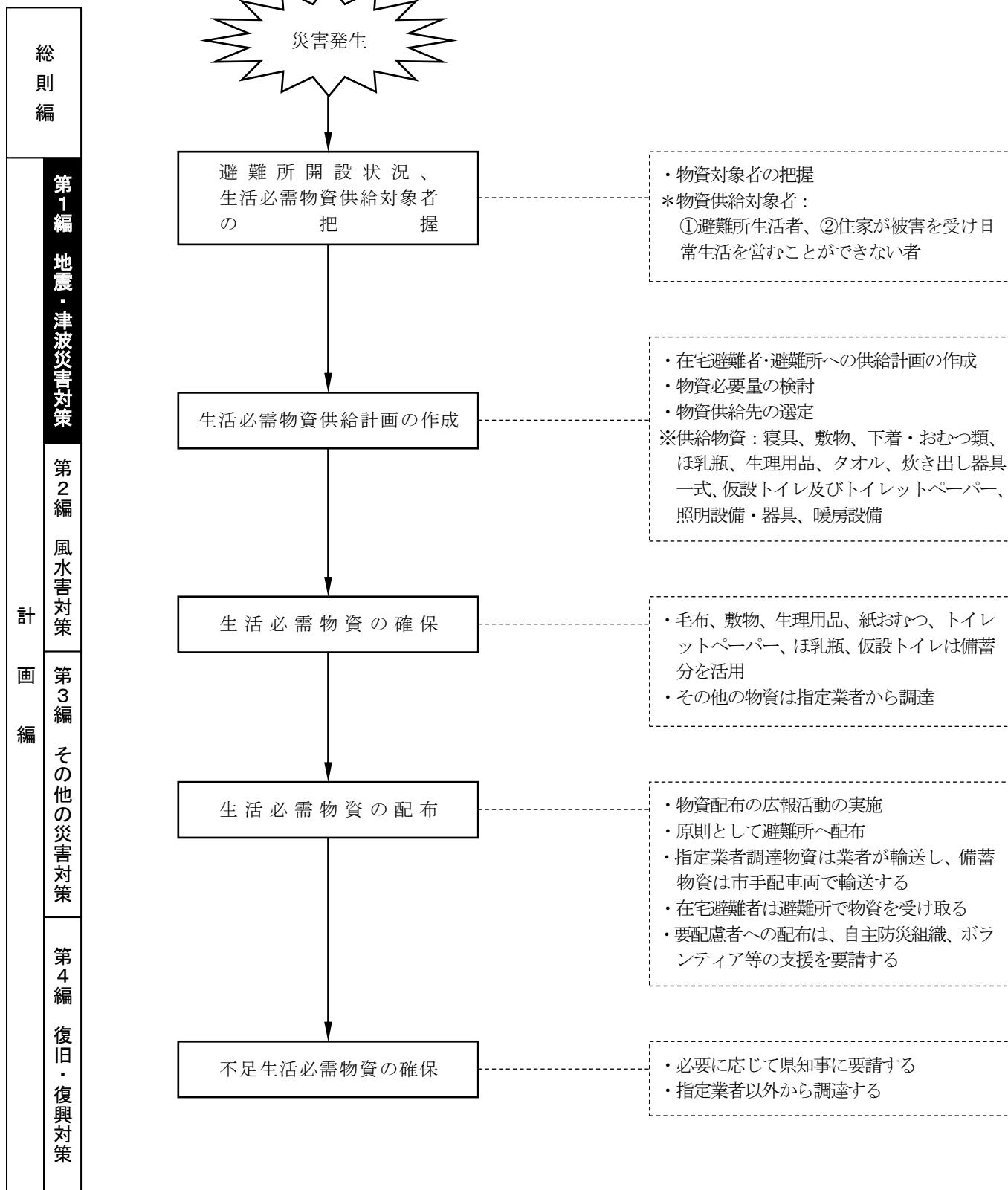
計

画  
編

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

図 生活必需物資供給の手順



## 第4 救援物資の受入れ・配分

他自治体や企業・団体等から寄せられる救援物資の受入れは、次の方法で実施します。

### 1 受入れ手段

救援物資は、地域内輸送拠点で受入れます。また、県が物資受入れ港として指定する湘南港からの物資、又は市の腰越漁港からの小型船舶による物資は、車両等を使用して地域内輸送拠点へ輸送します。

なお、ヘリコプターにより緊急に輸送される物資の受入れは、ヘリコプター臨時離着陸場において行います。

### 2 受入れ方法

市は、地域内輸送拠点で受付けた救援物資の仕分け等の業務を行います。

なお、個人からの小口救援物資については原則受入れないものとし、義援金による支援を呼びかけるものとします。

- (1) 救援物資は依頼項目に限定し、可能な限り義援金による支援に替えます。
- (2) 荷物には、物資の内訳、数量等の必要事項を明記します。
- (3) 腐敗しやすい生鮮食料品は受け付けないものとします。

### 3 仕分け等

- (1) 市は、被害規模等の状況に応じて、地域内輸送拠点に物資受付員、連絡員及び仕分員を配置します。
- (2) 市は、被害状況や世帯構成状況に応じた物資供給計画を作成のうえ、必要物資名及び数量を定め、迅速かつ正確に活動を実施します。

なお、物資の受渡しについては、管理簿により需給状況を把握し、災害対策本部に報告します。

- (3) 物資の仕分け、搬送にはボランティア等を活用します。

### 4 物資の輸送及び配分

- (1) 市は、車両等を使用し、受入れた救援物資を避難所等へ輸送します。
- (2) 救援物資は、避難所の要望に応じて配分します。

◆ 資料5-16：（別表第2）災害時応急生活物資供給等の要請経路

## 第5 応急仮設住宅の建設及び被災住宅の応急修理

災害により住宅を失った被災者に対する応急仮設住宅の建設、賃貸型応急仮設住宅の供給及び被災した住宅の応急修理を次の計画により実施します。

### 1 応急仮設住宅の建設

- (1) 実施機関

災害救助法が適用された場合、建築型応急仮設住宅、賃貸型応急仮設住宅及び応急修理は、同法に基づき県知事が実施します。市は入居者管理等の窓口業務等を実施します。

- (2) 応急仮設住宅の建設

ア 入居対象及び募集

総  
則  
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

計  
画  
編

応急仮設住宅への入居は、住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住宅がない者であつて、自らの資力では住宅を確保することができない者のうちから、選考し入居させます。

ただし、供給戸数に対し入居対象者が上回る場合、高齢者世帯や心身障害者世帯等の要配慮者世帯を最優先に入居させるとともに、コミュニティにも配慮しながら入居を進めます。

なお、市は、応急仮設住宅への入居者の募集については、県の協力のもとに行います。

#### イ 供与期間

##### (ア) 建設型応急仮設住宅

住宅の供与期間は、原則、建築基準法第85条第4項（仮設建築物に対する制限の緩和）により、許可を受けた期間（最高2年以内）とします。

##### (イ) 賃貸型応急仮設住宅

住宅の供与期間は、原則、賃貸借契約日から2年間（応急修理を利用する場合は6か月）とします。

#### ウ 応急仮設住宅の運営管理

各応急仮設住宅の運営管理にあたっては、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもり等を防止するためのこころのケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮します。

また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮します。

#### (3) 市営住宅等の空室の活用

市は、災害の規模等に鑑みて必要に応じ、被災者の一時入居のため、市営住宅の空室を積極的に活用します。

## 2 被災住宅の応急修理

### (1) 応急修理が受けられる者

被災住宅の応急修理の対象は、次のとおりとします。

ア 災害によって住宅が半壊又は半焼し、当面の日常生活を営むことができない者

イ 自らの資力では応急修理できない者

### (2) 応急修理の範囲

応急修理の範囲は、居室、炊事場、トイレ等日常生活に欠くことのできない部分の応急修理に限ります。

### (3) 応急修理の実施

市は、県と連携して、被災住宅の応急修理をできる限り早期に対応できるよう協議を進め、応急修理を実施します。

## 3 協力要請

応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理については、協定締結先等の協力を求めます。

## 第9節 保健衛生、防疫、遺体対策等

### 【実施主体】

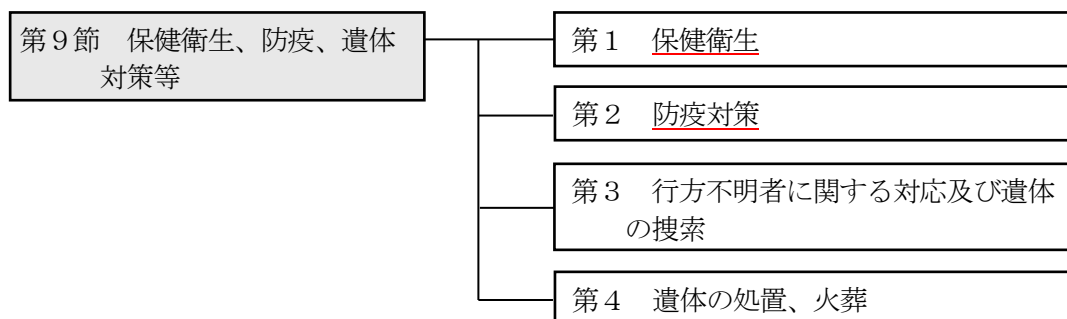
市	<u>秘書広報班、市民健康班、健康福祉班、美化衛生班、清掃班、鎌倉班、大船班</u>
関係機関	<u>鎌倉保健福祉事務所、自衛隊、鎌倉警察署、大船警察署、神奈川県歯科医師会</u>

※ 「鎌倉市災害対策本部条例施行規則」及び「総則編 第4節 計画の推進主体とその役割」に基づき記載

### 【施策の基本方針】

市は、被災者の健康保持のため必要な活動を行うとともに、地域の衛生状態にも十分配慮します。また、行方不明者の捜索、死亡者の処置等について定めます。

### 【施策の体系】



## 第1 保健衛生

### 1 衛生状態の確保

- (1) 市は、被災地、特に避難所においては、生活環境の激変に伴い、被災者が心身の健康に不調をきたさないよう常に良好な衛生状態を保つように努めます。
- (2) 市は、避難所の生活環境を確保するため、避難施設のトイレが使用できない場合は、仮設トイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講じます。

### 2 入浴機会の確保対策

- (1) 一般公衆浴場の再開支援  
市は、入浴可能な公衆浴場の支援、把握を行い、広報等で市民に情報提供します。
- (2) 仮設入浴施設等の設置  
市は、一般公衆浴場施設だけで不足した場合、避難所等に仮設入浴施設等を設置します。
- (3) 自衛隊による支援  
市は、仮設入浴施設を設置する際、自衛隊の野営用風呂施設の支援を要請します。併せて、設置のためのスペース等を整備します。

### 3 こころのケア

市は、災害による児童、高齢者等をはじめとした被災者の急性ストレス障害やPTSD（心的外傷後ストレス障害）等の「こころの傷」をケアするために、精神科医や精神保健福祉士等の協力を得て、必要な措置を講じます。

また、市は、必要に応じて、県に対し「こころのケアチーム」の派遣を要請します。

なお、市は、被災者のみならず災害救援スタッフのメンタルヘルスの維持に努めます。

## 第2 防疫対策

市は、災害時における感染症等の発生及び流行の防止を図るため、次の計画により迅速、的確に防疫対策を実施します。

### 1 防疫措置

被災地等における防疫対策は、市が実施します。ただし、災害の状況により、市だけでは実施不可能と判断した場合には、県に対して応援を要請します。

#### (1) 実施方法

市は、被災地域又は避難所の状況に応じて防疫活動を実施するとともに、被災者に自己防疫を指導します。

#### ア 清浄化

(ア) 市は、清浄化の実施にあたっては、管内における道路溝きよ、公園等公共の場所を中心にを行います。

(イ) 災害に伴う家屋及びその周辺の清掃は、各個人が行うことを原則とし、被災地の状況に応じ、市は、的確な指導又は指示を行います。

#### イ 消毒

(ア) 市は、消毒の実施にあたっては、法令の定めるところに従って行います。

(イ) 消毒の実施にあたっては、速やかに消毒薬剤等の手持量を確認のうえ、不足分を補い、利用・保管に適した場所に配置します。

(ウ) 市は、津波等で浸水した家屋の消毒方法や衛生的な手洗い等、感染症対策の必要性について、市民及びボランティア等に対し周知を徹底します。

#### ウ ねずみ族、昆虫の駆除

(ア) ねずみ族、昆虫の駆除については、県の指示により、法令の定めるところにより実施します。

(イ) 市は、ねずみ族、昆虫の駆除の実施にあたっては、器材及び薬剤の現状確認を速やかに行うとともに、不足器材等の調達に万全を図ります。

#### (2) 防疫薬剤の備蓄

災害における防疫対策の万全を期するため、防疫薬剤の備蓄を行うとともに、不足する場合は、県に防疫用薬剤及び資機材の応援を要請します。

## 2 感染症対策

### (1) 感染症患者の治療

県は、感染症患者が発生した場合には、感染症法に基づき、当該患者に対して感染症指

定医療機関において治療するよう勧告するとともに、感染症発生場所及びその周辺地区等の消毒を実施するよう市に指示します。

(2) 感染症発生状況及び防疫活動の周知

感染症が発生した場合、市は、その発生状況及びその防疫活動等につき、速やかに広報活動を実施します。

(3) 予防接種の実施

市は、県の指示に従い予防接種法第6条第1項の規定による臨時の予防接種を実施する場合は、ワクチンの確保や接種体制の確立等を迅速に行い、時機を失しないように措置します。

◆ 資料4-8：防疫器材一覧表

### 第3 行方不明者に関する対応及び遺体の搜索

#### 1 行方不明者に関する相談窓口の設置

市は、相談窓口や相談電話を設置し、警察署と連携を図りながら行方不明者に関する問い合わせに対応します。

また、地震災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情により既に死亡していると推定される者については、遺体捜査の対象とします。

#### 2 行方不明者搜索

災害時における行方不明者の搜索は、関係機関の協力を得て県警察が行います。

#### 3 遺体の搜索

市は、地震発生時に死亡していると推定される行方不明者については、機を失せず人員及び搜索機器を確保し搜索にあたります。

#### 4 搜索の期間

遺体の搜索を行う期間は、原則、地震発生の日から10日間以内とします。

#### 5 期間の延長（特別基準）

災害救助法の適用下で11日目以降も遺体の搜索を行う必要がある場合は、搜索期間内（10日以内）に次の事項を明らかにし、県知事へ申請します。

- (1) 延長期間
- (2) 期間の延長を必要とする地域
- (3) 期間の延長をする理由
- (4) その他期間の延長をすることによって搜索される遺体の数等

#### 6 遺体を発見した場合の措置

遺体搜索中に遺体を発見した者は、直ちに所轄の警察署又は消防署へ連絡します。

#### 7 経費の負担

遺体の搜索のために支出する費用は、災害救助法が適用された場合は県が負担し、その他の場合は、市が負担します。

総  
則  
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

計  
画  
編

## 第4 遺体の処置、火葬

災害時における遺体の収容、埋火葬は、関係機関の協力を得て市が行います。

### 1 遺体の取扱

#### (1) 遺体の発見、通報

ア 災害現場から遺体を発見した者は、直ちに警察署にその旨を通報します。

イ 市及び警察署は、災害現場から遺体を発見した者が、直ちに所轄警察署又は直近の警察官にその旨を通報するよう広報を徹底します。

ウ 市は、検視等を経ずに埋・火葬することを防ぐために、死亡者を取り扱った者は必ず警察署に通報し、検視等を受けさせることを徹底します。

#### (2) 遺体の収容・受入れ

ア 市は、施設の応急危険度判定に基づき、警察署と協議し、関係機関の協力を得て、迅速かつ適切に遺体収容施設を選定し、開設します。遺体収容施設の開設においては、事前に定められた選定候補施設の他、公共施設の中からも選定し開設します。

イ 収容施設開設後、遺体収容の受付を行います。その際、遺体を搬送した者の氏名、住所、遺体を発見した場所、遺体の氏名・住所等を必ず聴取し、確実に警察署が行う遺体の検視等業務へと引継ぎを行います。

#### (3) 遺体の検視等

遺体の検視等は、警察署が行います。

#### (4) 医師による遺体の検案

ア 医師による遺体の検案は、警察協力医、県医療救護班又は応援協力により出動した医師等が行います。

イ 医師による遺体の検案後、市は、必要に応じて遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を医師等の指導・協力のもと行います。

#### (5) 身元確認

ア 市は、警察署とともに、自治会・町内会等の協力を得て、遺体の身元確認と身元引受人の発見に努めます。

また、身元不明者については、遺体及び所持品を写真撮影するとともに、人相、着衣、特徴等を記録し、遺留品を保管します。

イ 市は、身元不明者の身元確認のため、神奈川県歯科医師会への協力を要請し、また、警察署は、神奈川警察署協力歯科医師等への協力を要請します。

ウ 市は、医師による検案の終了した遺体について、「遺体処理票」及び「火・埋葬台帳」を作成のうえ納棺し、氏名及び番号を記載した氏名札を棺に添付します。

#### (6) 遺体の引渡し

ア 市は、警察署と協力して、遺体の検視等や医師による検案が終了し、身元が明らかになった遺体を、遺族又は関係者に引渡します。遺族等が不明である遺体については、氏名等を掲示し遺族等の早期発見に努めます。

イ 市は、遺体の検視等や医師による検案が終了し、身元の確認ができない遺体については関係書類を作成し、遺体とともに災害発生から一定期間、遺体安置場所に保管します。



ウ 市は、遺族等の引取り者がいない遺体や災害発生から一定期間安置した身元不明の遺体について、通常の火葬処理の手続きを行い、火葬した後、焼骨を仮収蔵します。

エ 遺族が未成年の場合、市は戸籍等から親族等を調査し、親族等と連絡を取り、遺体を引き渡します。親族等が見つからない場合は、市が遺体の火葬、焼骨、埋葬等の手続きを行います。

## 2 資器材の調達等

市は、警察署、県、他市町村等と協議し、必要な棺、ドライアイス、ビニールシート、納体袋、毛布等を調達・確保するとともに、遺族感情を考慮して、生花等についても配慮します。

## 3 広報

市は、遺体（死亡者）数、死者の氏名、身元不明死体数等の広報にあたっては、警察署等関係機関と協議のうえ、統一的に行います。

## 4 広域相互火葬応援体制

県は、県下の火葬場設置市町村間等における相互火葬応援体制の確立を支援し、更に、近隣都県との広域的な相互火葬応援体制の確立を図ります。

また、公衆衛生上の危害発生を防止するため、県内の応急医療救護活動と連携しつつ、遺体の収容、遺体保存、遺体搬送手段の確保等に係る葬祭業者との協力体制の検討等を行い、円滑な火葬業務等の遂行を支援します。

- ◆ 資料3-6：遺体収容施設一覧表
- ◆ 資料5-19：災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定書
- ◆ 資料5-20：災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定書
- ◆ 資料5-21：災害時における霊柩自動車輸送の協力に関する協定書

総  
則  
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

計  
画  
編

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

## 第10節 要配慮者等支援対策

総  
則  
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

計  
画  
編

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

### 【実施主体】

市	<u>本部連絡班、秘書広報班、地域班、調査班、市民健康班、健康福祉班、都市整備班</u>
関係機関	<u>市社会福祉協議会、鎌倉保健福祉事務所、社会福祉施設、自主防災組織、民生委員児童委員</u>

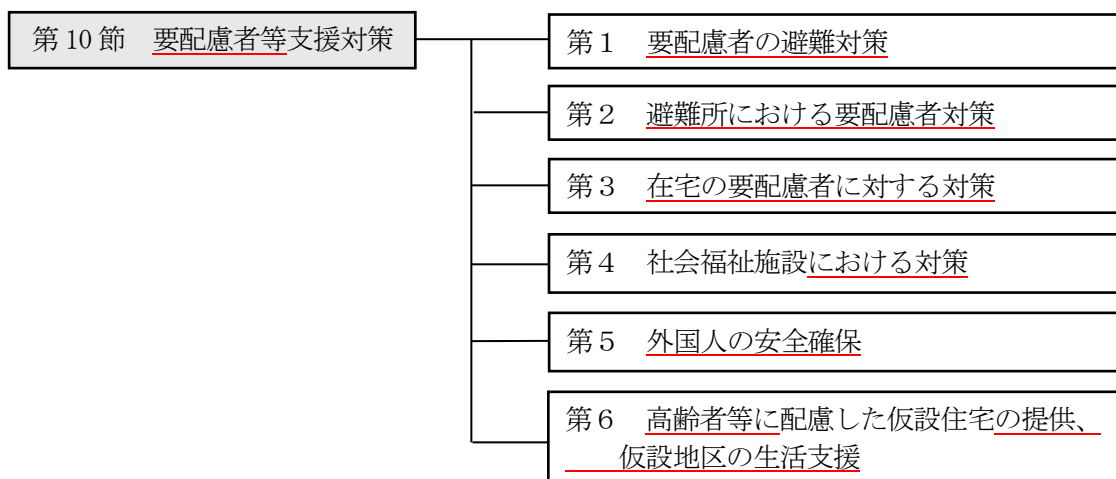
※ 「鎌倉市災害対策本部条例施行規則」及び「総則編 第4節 計画の推進主体とその役割」に基づき記載

### 【施策の基本方針】

地震災害時において、要配慮者は、災害の認識や災害情報の受理、自力避難等が困難な状況にあります。

市及び社会福祉施設等の管理者は、地域住民の協力を得て、迅速かつ適切な要配慮者の安全避難を実施するとともに、安否確認及び避難生活状況等の継続的な把握により必要な対策を講じます。

### 【施策の体系】



## 第1 要配慮者の避難対策

### 1 避難状況等の確認

#### (1) 避難誘導

災害時における一人暮らし高齢者、障害者等の要配慮者は、平常時から地域と行政が連携しながら実態把握に努め、避難誘導する場合は、近隣住民の協力により、各地域の避難所に収容します。

また、日頃から地域と行政が連携しながら実態把握に努めます。

避難行動要支援者の誘導については、避難行動要支援者避難支援計画（個別計画）が作成されている場合は当該計画に基づき、避難誘導を行います。

また、要配慮者利用施設においては、避難確保計画に基づき、避難誘導を行います。

(2) 避難状況連絡

避難所へ避難した要配慮者等は、民生委員児童委員等を通じて、直ちに市に避難状況を連絡します。

(3) 安否確認

ア 市は、避難行動要支援者名簿等により、要支援者の避難状況を確認します。

イ 災害対策本部は、地域で安否や所在が確認できない要配慮者については、直ちに消防機関及び警察署に通報します。

(4) 要配慮者への情報伝達

市は、避難所に避難した要配慮者に対して、ハンドマイク、拡大複写機、ファクシミリ等の情報機器を活用するとともに、コミュニケーション支援が必要な要配慮者に対し、プラカードやホワイトボード、コミュニケーションボード等を活用し、確実に情報を伝達します。

また、必要に応じて手話通訳者等を派遣します。

2 福祉避難所への移送

市は、避難所に避難した要配慮者の障害の程度や体力、病状等により、避難所での生活が困難な要配慮者については、福祉避難所又は適切な施設への移送を検討します。

(1) 受入先の確保及び移送の実施

社会福祉施設等の長は、災害対策本部と緊密な連絡をとり、福祉避難所を開設します。

また、社会福祉施設等の長は、施設利用者を避難又は移送するときに、施設の車両、機材だけで実施することが困難であると判断したとき、災害対策本部に車両等を要請します。

(2) 福祉避難所での生活支援

ア 福祉避難所においては、市社会福祉協議会の協力のもとに、ボランティア等を配置するとともに、要配慮者の生活支援のために、ケースワーカー、ホームヘルパー等を必要に応じて派遣します。

なお、メンタルケア、入浴サービス等の専門的な支援については、鎌倉保健福祉事務所及び市内の民間社会福祉施設に協力を働きかけます。

イ 要配慮者に対する救援物資の配布については、市社会福祉協議会が派遣するボランティア等の協力により実施します。

(3) 常時介護を必要とする要配慮者の対応

ア 重度障害者や寝たきり高齢者等の常時介護を必要とする要配慮者や福祉関連施設に収容が困難になった要配慮者については、要配慮者緊急受入協定を締結している特別養護老人ホーム等の協力により収容します。この場合、市は、当該施設に対し必要な支援を行います。

イ 特別養護老人ホーム等の施設が収容能力を超えた場合、又は対応が困難な要配慮者については、県知事に対し、必要な措置を要請します。

総  
則  
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

計  
画  
編

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

## 第2 避難所における要配慮者対策

### 1 要配慮者等の健康管理

- (1) 環境変化等から生じる避難市民等の健康不安又は体調変化を早期発見するため、市は、高齢者や障害者の健康状態、日常生活動作（ADL）等を調査します。
- (2) 市は、鎌倉保健福祉事務所等と連携して、医師、保健師、栄養士等による健康相談等を行い、必要に応じて医療機関へ移送します。  
また、必要に応じて、管理栄養士又は栄養士による栄養相談等を実施します。

### 2 避難所の良好な生活環境の整備

市は、次の避難所の安全確保対策を講じます。

- (1) 高齢者や障害者、傷病者等は、避難所運営委員会との協議のうえ、できるだけ環境条件の良い場所へ避難させるように配慮します。
- (2) 視覚障害者、聴覚障害者、外国人への災害情報の提供に配慮します。
- (3) 避難所の施設・設備については、バリアフリー化に努めます。
- (4) 感覚過敏な障害者の集団生活のストレスに対応するため、避難所内にパーティション等で区切ったスペースを設けたり、避難所に近接した避難場所を用意したりするなど、クールダウンできる場所の確保に努めます。

### 3 緊急援護の実施

避難所での生活が困難で、援護を必要とする要配慮者、又は被災により在宅で十分に介護できない要配慮者については、病院、特別養護老人ホーム、障害者福祉施設等への緊急入院・緊急一時入所を実施します。

## 第3 在宅の要配慮者に対する対策

### 1 要配慮者の状況把握

市は、民生委員児童委員、自主防災組織、自治会・町内会等の協力を得て、災害発生後2～3日目を目途に、在宅の独居高齢者や虚弱高齢者、寝たきり、障害者、乳幼児等の状況を把握します。

### 2 巡回相談の実施

担当部は、避難所を定期的に巡回し、保健・福祉に関する相談窓口を開設し、避難所周辺住民も含めた相談業務を行うとともに、地域の保健・福祉のニーズの把握に努めます。

### 3 適切な保健・福祉サービスの提供

市は、被災した要配慮者の在宅生活を支援するため、民間の介護サービス事業所と連携し、保健福祉サービスを遅滞なく再開するよう働きかけます。

また、在宅保健福祉サービスの実施が困難な場合については、県に対し、必要な措置を要請します。

- (1) ホームヘルプサービス

震災後の生活を立て直し、在宅生活を維持する条件を整えるため、必要な頻度でホームヘルパーを派遣します。

- (2) 入浴サービスの実施  
入浴の困難な在宅のねたきり老人等に、入浴サービスを実施します。
- (3) 介護・看護方法の訪問指導  
要配慮者の介護、看護を随時指導し、必要な医療ケアの確保に努めます。
- (4) 救援物資等の配布  
地域住民等の協力により、救援物資等を配布します。
- (5) ガイドヘルパーの派遣  
外出の困難な重度の身体障害者に対して、ガイドヘルパーを派遣します。
- (6) ボランティアによる援助  
災害ボランティアセンターと協力して、ボランティアによる在宅福祉サービスを提供します。

## 第4 社会福祉施設における対策

### 1 施設被災時の安全確認及び避難等

- (1) 施設が被災した場合、施設管理者は、施設の防災マニュアル等に基づき、直ちに入所者等の安全及び施設の被災状況を把握するとともに、入所者等の不安解消に努めます。
- (2) 入所者等が被災したときは、施設職員又は近隣の市民や自主防災組織の協力を得て応急救助を実施するとともに、必要に応じて消防機関へ救助を要請します。
- (3) 施設管理者は、施設の被災状況に応じて、適切な避難場所等への避難誘導を行います。
- (4) 夜間、休日等で施設職員が少数のときは、地域住民や自主防災組織等の協力を得て、安全な避難誘導に努めます。

### 2 被災報告等

- (1) 施設管理者は、入所者等及び施設の被災状況を市、県等に報告し、必要な措置を要請します。
- (2) 市は、施設のライフラインに機能障害が発生した場合や生活物資が不足した場合は、優先的に対応するものとします。

### 3 施設の使用が不能になった場合の措置

施設管理者は、施設の継続使用が不能となったときは、市を通じて他の施設への緊急入所要請を行うとともに、必要に応じて保護者等による引き取り等の措置を講じます。

## 第5 外国人の安全確保

### 1 安否確認等

市は、災害発生後、外国人の安否確認を行い、県へ報告します。  
また、避難誘導、情報提供、相談、避難所の運営にあたって、通訳ボランティアの協力を得るなど、外国人が孤立しないよう十分に配慮します。

### 2 避難誘導

市は、外国人の避難誘導については、自主防災組織やボランティア団体等に協力を要請し実

総  
則  
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

計  
画  
編

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

施します。

また、可能な限り、外国人は通訳が配置された避難所に移送するなどの配慮を行うものとします。

### 3 相談窓口の開設

市は、外国人の悩みや生活相談等に対応するため、相談窓口と電話相談サービスを開設します。開設にあたっては、英語等多言語で対応できるよう、語学ボランティアを配置します。

## 第6 高齢者等に配慮した仮設住宅の提供、仮設地区の生活支援

市は、避難所等での生活が困難と認められる高齢者、障害者等ハンディキャップのある人に対し、生活上の支障がない住宅（地域型仮設住宅）を設置するよう検討します。

高齢者・障害者向け仮設住宅は、特に高齢者や障害者等のハンディキャップのある人の生活上の支障がない住宅とします。

### 1 高齢者・障害者向け仮設住宅入居者への生活支援

市は、高齢者・障害者向け仮設住宅に生活支援員を配置し、入居者の生活相談や見守り活動、配食サービス等の在宅福祉サービスを提供するなど、入居者の生活を支援します。

### 2 仮設住宅地区における見守り活動

市は、地域の見守りネットワークを活用し、民生委員児童委員及び社会福祉協議会の協力を得て、仮設住宅地区での要配慮者への見守り活動を推進します。

#### (1) 生活状況の確認等

市は、要配慮者の仮設住宅への入居状況の把握に努めます。

また、民生委員児童委員の協力を得て、仮設住宅各戸を訪問し、高齢者や障害者の生活状況や生活支援の必要性の把握調査を行います。

#### (2) 連絡体制の整備

市は、仮設住宅に入居している要配慮者からの通報等に対応するため、緊急時の連絡体制を整備します。

#### (3) 安否確認活動の推進

市は、仮設住宅地区において、安否確認活動を早期に展開するため、民生委員児童委員等の協力を得て、訪問活動を推進します。

#### (4) 生活支援の実施

保健師、ホームヘルパー等は、仮設住宅に入居する高齢者や障害者等に対し、生活状況の把握や生活支援のための訪問活動を行います。

#### (5) 住民相互の助け合い

市は、仮設住宅地区でのコミュニティの育成を図るため、仮設住宅自治会の結成を支援するとともに、必要に応じて「ふれあいセンター（仮称）」等の施設の整備を検討します。

また、入居者同士の声かけ運動の展開等、住民相互による地域見守りを推進します。

## 第11節 応急教育

### 【実施主体】

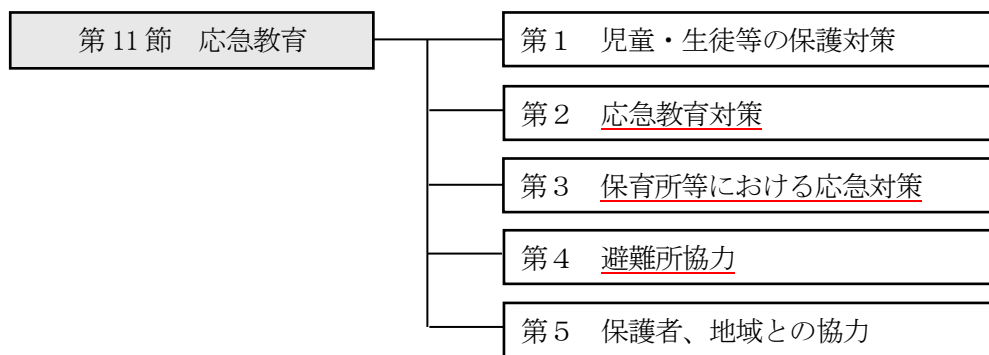
市	<u>教育部（教育総務班、学務班、学校・学習施設）、健康福祉班</u>
関係機関	<u>公立学校、学校法人、保育所等、自主防災組織</u>

※ 「鎌倉市災害対策本部条例施行規則」及び「総則編 第4節 計画の推進主体とその役割」に基づき記載

### 【施策の基本方針】

災害時において、児童・生徒等の安全確保を図るとともに、学校教育及び保育の実施に万全を期すため、教育施設、教職員及び学用品等の早期確保に努め、応急教育の円滑な実施を図ります。

### 【施策の体系】



## 第1 児童・生徒等の保護対策

### 1 実施機関

- (1) 市立小中学校における応急教育は、市教育委員会が実施します。
- (2) 県、私立学校における応急教育は、それぞれ設置者が実施します。

### 2 学校の対応

学校長等は、災害発生時において、避難実施計画に基づき、児童・生徒等の保護に努めます。

- (1) 学校長等は、校内に対策本部を設置し、情報等の把握に努め、的確な指揮にあたります。
- (2) 児童は学校において保護者へ引き渡し、生徒は教職員が一定の場所まで引率して集団下校します。特別に配慮を要する生徒については、保護者への引き渡しも行うものとします。また、保護者の不在、帰宅路の被害等により、帰宅が困難である児童・生徒等については、学校において保護します。
- (3) 児童・生徒等が交通機関を利用して通学している場合は、教職員が引率して下校する、又は学校で保護するなどの対応を行います。
- (4) 津波の被害が予想される学校では、強い揺れや周期の長い揺れを感じたら、揺れがおさまった後に直ちに近くの高台、校舎等の鉄筋コンクリートの建物等、できるだけ安全な階に児童・生徒等を一時避難させます。その後は津波に関する情報を確認し、津波・大津波警報発表中は児童・生徒等を安全な場所に待機させます。
- (5) 初期消火、救護・搬出活動の防災活動を実施します。

総  
則  
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

計  
画  
編

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

### 3 学校長及び教職員の対処

- (1) 学校長及び教職員は、児童・生徒等を安全な場所で待機させたいえ、全体の指示を待ちます。
- (2) 学校長及び教職員は、児童・生徒等の退避・誘導にあたっては、氏名・人員等の掌握、異常の有無等を明確にし、的確に指示します。
- (3) 学校長及び教職員は、学級名簿等を携行し、対策本部の指示により、所定の場所へ誘導・退避させます。
- (4) 支援が必要である児童・生徒については、あらかじめ介助体制等の組織を作るなど、十分配慮します。
- (5) 児童・生徒等の保護者等への引き渡しについては、あらかじめ決められた引き渡しの方法で確実にを行います。
- (6) 遠距離通学者、交通機関利用者、留守家庭等で帰宅できない児童・生徒等については、氏名・人員等を確実に把握し、引き続き保護します。
- (7) 学校長及び教職員は、児童・生徒等の安全を確保したのち、対策本部の指示により防災活動にあたります。

## 第2 応急教育対策

### 1 被害状況の把握等

- (1) 施設設備の被害状況の把握  
学校長等は、学校の施設・設備の被災状況を市教育委員会に報告します。
- (2) 児童・生徒等の被害状況の把握  
学校長は、児童・生徒の安否を調査し、その所在を把握し、市教育委員会等に報告します。

### 2 学校施設の応急復旧

- (1) 被害箇所及び危険箇所の応急修理  
学校長は、災害の規模・程度によっては二次災害が起きることも考えられるため、その防止を図ります。  
また、早急に学校活動を再開するため、施設・設備の被災状況を確認するとともに、市の実施する応急危険度判定を早急に受けます。  
市教育委員会は、被害箇所及び危険箇所を早急に修理し、正常な教育活動の実施を図ります。
- (2) 仮校舎の設置  
市教育委員会は、校舎の修理が不可能な場合には、プレハブ校舎等の教育施設を設けて、授業の早期再開を図ります。

### 3 応急教育の実施

- (1) 応急教育の実施場所  
災害により小中学校が被災した場合は、関係機関等の協力を得て諸施設の借用や転用等により、状況にかなった応急教育を実施します。



なお、学校の被災の程度に応じ、おおむね次表の基準に基づき、応急教育の実施場所を検討します。

表 応急教育実施の予定場所

災害の程度	応急教育実施の予定場所	左の諸施設が避難収容所となった場合
学校の校舎の一部が災害を受けた場合	特別教室、屋内運動場等	各地区に残存する神社の境内、仏閣等の建物（建物が使用できない場合は、その敷地）の利用を検討します。
学校の校舎等が全部災害を受けた場合	1 隣接学校の校舎 2 学習センター等公共施設	
特定の地域全体について相当大きな災害を受けた場合	1 無災害の最寄りの学校 2 学習センター等公共施設 3 応急仮設校舎	

(2) 応急教育の方法

市教育委員会は、正常授業の早期再開に努めます。

ただし、学校又は地域の被災状況等によりやむを得ない場合は、複式学級を編成するほか、二部授業や圧縮授業等を暫定的に行います。

(3) 応援の要請等

ア 市教育委員会は、被災校の応急教育のため、小中学校相互の教職員の応援体制を確立するため、隣接する学校の学校長に応援要請を行います。

イ 市教育委員会は、被災校の応急教育のため、小中学校相互の調整をしてもなお、応急教育の円滑な実施に支障がある場合は、県教育委員会に対し、教育実施者、教材等応援の要請を行います。

ウ 県、私立学校が被災し、応援要請があった場合は、支障のない限度において教材等を供与し、県、私立学校の正常授業に協力します。

(4) 学用品の支給

学用品の支給は、災害救助法施行令で定める程度の災害が発生し、災害救助法の適用が行われた場合に実施します。

(5) 給食措置

学校施設を避難所として使用した場合、給食施設は、非常炊き出し用施設として利用する可能性があり、学校独自での使用が不可能となるため、児童・生徒の給食は、市民に配給するものと同様のものをもって行います。なお、アレルギー等への対応に配慮します。

(6) 保健衛生

ア 市は、震災により、学校が津波浸水等による被害を受けた場合は、特に感染症の予防に努めるとともに、環境衛生の確保に努めます。

イ 災害時にも引き続き、調理場に関係者以外の者の出入りを禁止するとともに、調理器具、食器類の加熱又は薬品による消毒を完全に実施し、伝染病や食中毒が発生しないよう衛生管理を徹底します。また、調理場には、最小限の消毒薬を備蓄します。

総  
則  
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

計  
画  
編

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

(7) 児童・生徒等のこころのケア

学校長等は、被災後、児童・生徒等のこころのケアに対応するため、学校医、スクールカウンセラー、教育相談機関等との連携を密にし、カウンセリング体制の整備を図るとともに、被災した児童・生徒のこころのケアに努めます。

### 第3 保育所等における応急対策

#### 1 児童の保護対策

保育所及び放課後児童クラブ（以下「保育所等」という。）は、「本節 第1 児童・生徒等の保護対策」に準じて、児童の避難、誘導、保護を実施します。

#### 2 被害状況等の把握

災害が発生した場合、保育所等は、施設設備の被害状況、児童の安否、所在等を把握し、市に報告します。

#### 3 応急保育の実施

市は、応急保育の実施にあたって、児童の保護者、養育者等が安心して生活再建のための活動に専念できるよう、援助するとともに、児童の精神的安定を確保します。

##### (1) 通所の可否による保育の実施

###### ア 通所可能な児童について

通所可能な児童については、各保育所等において保育します。

###### イ 通所できない児童について

通所できない児童については、地域ごとに実情を把握するよう努めます。

##### (2) 保育所等での対応

###### ア 入所児童以外の受入れについて

入所児童以外の児童については、可能な限り受入れ、保育するよう検討します。

###### イ 長期間保育所等が使用できない場合

被災により、長期間保育所等の施設が使用できない場合は、関係機関と協議して早急に保育が再開できるよう措置するとともに、平常保育の開始される時期を早急に保護者に連絡するよう努めます。

### 第4 避難所協力

学校は、学校施設が避難所となった場合は、市等関係機関と十分に連携を図り、円滑な開設・運営に協力します。

#### 1 運営体制

学校は、必要に応じ、学校災害対策本部内に避難所支援班を設置し、避難所運営委員会と連携して避難所の運営を行います。

#### 2 避難所としての施設の使用

避難所としての円滑な運営及び早期の教育機能回復の観点から、避難所となる場合の学校施設の使用は、その機能を踏まえて行います。

普通教室は、災害対策上やむを得ない場合に限り、適宜、開放することとしますが、学校教育再開に備え、一定数確保します。

また、理科実験室等一部の特別教室は、薬品等危険物が置かれているため、例外的に避難者受入れのスペースとして使用しないものとします。

## 第5 保護者、地域との協力

### 1 保護者との協力

災害の状況等によっては、学校だけでは十分な対応を図ることが困難な場合も考えられることから、各学校は、児童・生徒等の安否・所在の確認、学区内の被災状況、通学路の点検・安全確保、学用品の支給に関し、保護者の協力を得るよう努めます。

### 2 地域の自主防災組織等との協力

学校は、地域コミュニティの中心となるため、安全の確保や学校が避難所となる場合の円滑な運営を図るため、協議の場の設定等により、地域の自主防災組織、ボランティア組織、地域医師会、学校医等の協力を得るよう努めます。

また、学校における非常用物資の備蓄・管理についても協力を得るよう努めます。

※私立幼稚園、県立鎌倉養護学校、県立高等学校、横浜国立大学附属鎌倉小中学校、私立小中高等学校、鎌倉女子大学等にあつては、本計画を参考にして、それぞれの責任の範囲内において防災対策を実施します。

総  
則  
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

計  
画  
編

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

## 第12節 文化財等の災害応急対策

総  
則  
編

### 【実施主体】

市	調査班、警防班、鎌倉班、大船班、教育総務班、 <u>都市景観班</u> 、学校・学習施設
関係機関	<u>文化財の所有者・管理者</u> 、 <u>神奈川県教育委員会</u> 、 <u>文化庁</u>

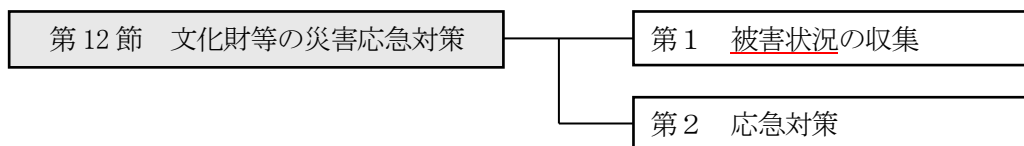
※ 「鎌倉市災害対策本部条例施行規則」及び「総則編 第4節 計画の推進主体とその役割」に基づき記載

### 【施策の基本方針】

市は、文化財等が貴重な財産であることを勘案して、被害状況の調査・把握に努めるとともに、指定文化財の災害応急対策を行います。

また、景観重要建造物等についても同様の対策を実施します。

### 【施策の体系】



### 第1 被害状況の収集

市は、文化財等の被害状況の収集・把握に努め、文化財等が滅失しないよう応急措置を検討します。

### 第2 応急対策

文化財等が被災し滅失のおそれがある場合は、災害の段階に応じて、一時的な保護等必要な措置の実施を図ります。

#### 1 被害の把握等

(1) 文化財等の所有者・管理者（防火管理者をおくところは防火管理者）は、文化財の被災状況を調査・把握し、その内容を直ちに消防本部、市及び県教育委員会に通報します。消防本部は、災害対策本部に情報を提供します。

(2) 文化財等の所有者・管理者による通報が困難な場合は、市教育委員会が文化財等の被害状況を調査するとともに、所有者・管理者の安否を確認します。

市教育委員会は、被害調査後、県教育委員会、文化庁等関係機関に報告します。

#### 2 応急措置

##### (1) 被災現場の保存

ア 被害を受けた文化財等の所有者・管理者は、防護柵を設けるなど、現場の保存に努めます。

イ 所有者・管理者のみで現場の保存を行うことが困難な場合は、市は、ビニールシート、防護柵やロープ等を提供し、応急措置を講ずるとともに、市教育委員会、県教育委員会、文化庁等関係機関に応急措置の支援を求めます。

第1編 地震・津波災害対策

第2編

風水害対策

第3編

その他の災害対策

第4編

復旧・復興対策

計  
画  
編

ウ 文化財等の所有者・管理者は、盗難等を防止するために、警察署や警備会社に協力を求めます。

エ 市は、文化財等の保管場所が損害を受けた場合には、公共施設等に一時的に保管させるなどの措置を講じます。

(2) 他機関との協議

市教育委員会は、国宝や国・県指定重要文化財等について、被災状況を収集・調査した結果を文化庁及び県教育委員会に報告し、速やかに文化財等を復旧・維持できるよう、国・県をはじめ、所有者や管理団体等の協力を得て対策を講じます。

**3 景観重要建造物等の応急措置**

市は、景観重要建造物等について、所有者と協力して応急的な保護措置や被害の拡大防止、修復に向けた施策に努めます。

総  
則  
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

計  
画  
編

## 第13節 交通規制・緊急輸送対策

総  
則  
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

計  
画  
編

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

### 【実施主体】

市	<u>本部連絡班、秘書広報班、公的不動産活用班、交通対策班、道路整備班</u>
関係機関	<u>神奈川県警察、神奈川県公安委員会、陸上自衛隊東部方面混成団隊、海上自衛隊横須賀地方総監部、海上保安庁第三管区海上保安部、東日本旅客鉄道(株)、湘南モノレール(株)、江ノ島電鉄(株)、京浜急行電鉄(株)、神奈川中央交通(株)</u>

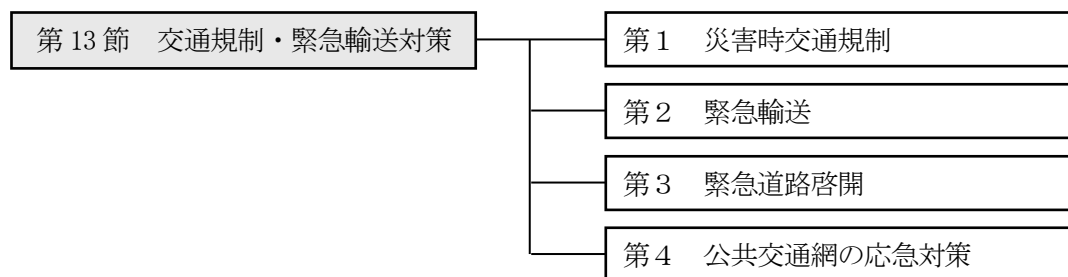
※ 「鎌倉市災害対策本部条例施行規則」及び「総則編 第4節 計画の推進主体とその役割」に基づき記載

### 【施策の基本方針】

発災期初期における救助・救急、消火及び医療救護活動を迅速に行うため、迅速かつ適切に緊急輸送を実施します。

また、市民等の避難及び災害復旧活動の実施に必要な要員及び物資の輸送を、応急復旧の各段階に応じて迅速、的確に実施します。

### 【施策の体系】



## 第1 災害時交通規制

### 1 交通規制の実施責任者

災害により、交通施設、道路等の危険な状況が予想され、又は発見したとき若しくは通報により認知したときは、次の区分により、区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限を行います。道路管理者及び県警察は、密接な連携のもとに適切な処置をとります。

なお、公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請します。

表 交通規制の実施機関

	実施責任者	範囲	根拠法
道路管理者	国土交通大臣 知事 市長	1 道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合 2 道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合	道路法第46条第1項
警察	公安委員会	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるとき	災害対策基本法第76条第1項
		道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するため必要があると認めるとき	道路交通法第4条第1項
	警察署長	道路交通法第4条第1項に規定する交通規制のうち、適用期間が短いもの	道路交通法第5条第1項
	警察官	1 道路における交通が著しく混雑するおそれがある場合において、当該道路における交通の円滑を図るためやむを得ないと認めるとき 2 道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において、交通の危険が生じるおそれがある場合	道路交通法第6条第2項、第4項

総則編
第1編 地震・津波災害対策
第2編 風水害対策
第3編 その他の災害対策
第4編 復旧・復興対策

## 2 規制の実施

### (1) 相互連絡

県警察、道路管理者は、被災地の道路・交通状況に関する情報を相互に交換するとともに、交通規制が必要な場合は、事前に道路交通の禁止又は制限の対象・区間及び理由を相互に通知します。

### (2) う回路の選定

道路管理者は、道路の交通規制を行った場合は、県警察と連絡協議の上、迂回路の設定を行い、交通の混乱の防止に努めます。

### (3) 規制の広報等

道路管理者等は、道路交通の規制の措置を講じた場合は、警察・市所有車両による広報、ラジオ・テレビへの放送要請、立看板・横断幕・情報板の設置、警察官や市職員による広報を実施することにより、一般交通にできる限り支障のないように努めるとともに、交通渋滞緩和や安全確保への協力を求めます。

## 3 通行禁止等における義務及び措置命令等

### (1) 車両の運転者の義務

車両の運転者は、道路の区間にかかる通行禁止等が行われたとき、又は区域にかかる通行禁止等が行われたときは、車両を速やかに他の場所へ移動させます。

### (2) 警察官、自衛官及び消防職員による措置命令

警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあるとき、

車両その他の物件の所有者等に対して緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を命じます。

また、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官又は消防職員は、警察官がその場にい  
ない場合に限り、自衛隊用緊急通行車両又は消防用緊急車両の通行のため、同様の措置を講ず  
ることができます。

#### 4 運転者のとるべき措置

大規模地震が発生した際には、走行中の車両の運転者は、次の要領により行動します。

- (1) 避難のために車を使用しないこと。
- (2) 急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により、道路の左側に停止させ、カーラジオ等で地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動すること。
- (3) 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。
- (4) やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを停止し、エンジンキーは車内に残したままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。
- (5) 駐車するときは、避難する人の通行や緊急通行車両の通行等災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。
- (6) 危険物等を運搬中の車両は、あらかじめ定められている安全対策を速やかにとること。

総  
則  
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

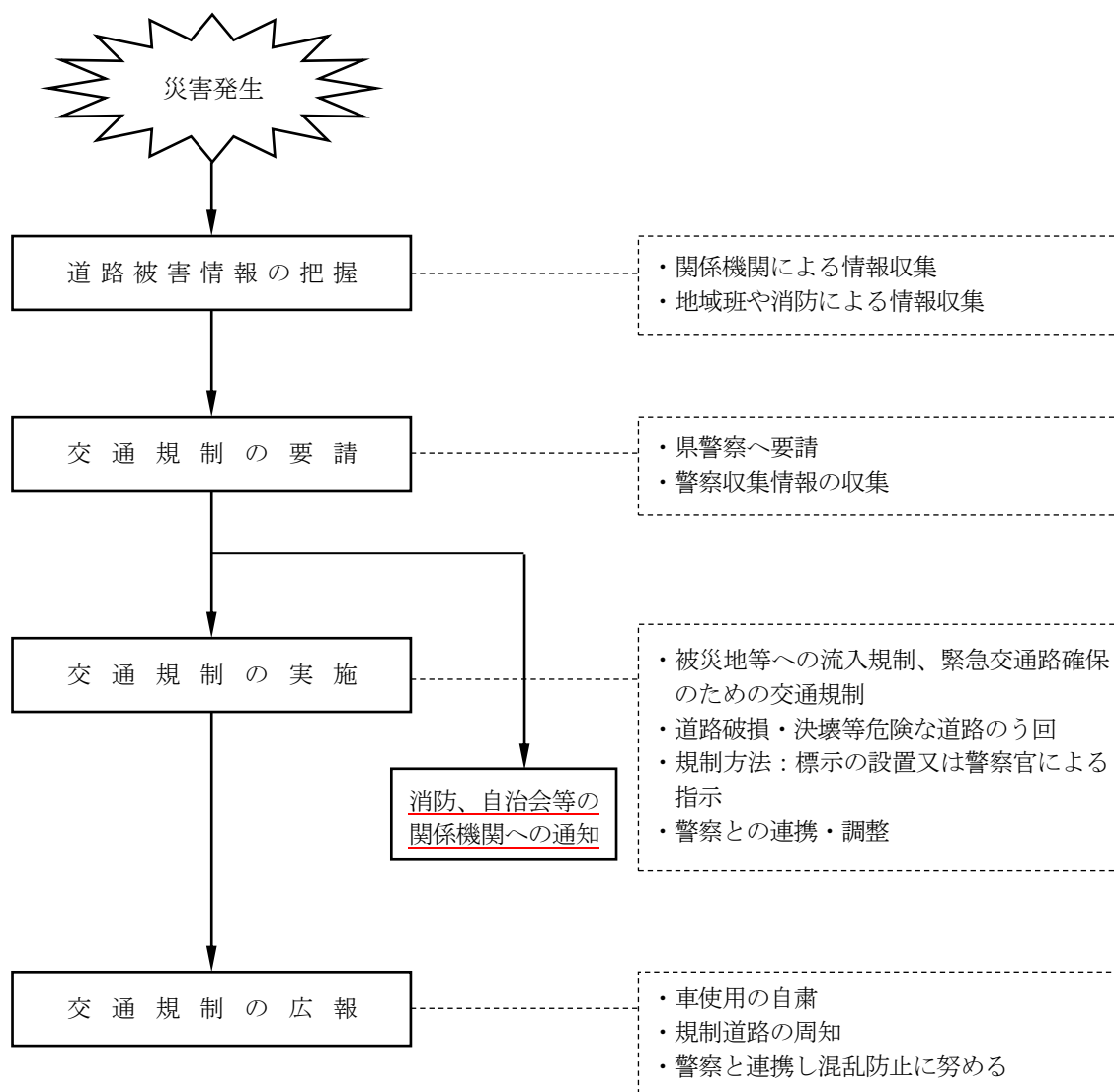
第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

計  
画  
編



図 災害時交通規制の手順



総則編
第1編 地震・津波災害対策
第2編 風水害対策
第3編 その他の災害対策
第4編 復旧・復興対策

## 第2 緊急輸送

### 1 輸送計画の作成

市は、発災直後における応急給水、物資の輸送、避難者及び要配慮者の移送等のために必要な車両等を調査するとともに、市所有車両や事業者等協力団体から供給可能な車両等の配備計画を作成します。

### 2 輸送対象の想定

緊急通行（輸送）車両により輸送する対象は、被害の状況及び災害応急対策の進捗状況に応じ、おおむね次のとおりとします。

(1) 第1段階（災害発生直後から2日目までの間）

ア 救助、救急活動、医療活動の従事者及び医薬品等、人命救助に要する人員、物資

イ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資

ウ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安

要員等初動の災害応急対策に必要な人員及び物資

エ 後方医療機関に搬送する負傷者等

オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

(2) 第2段階（災害発生後3日目からおおむね1週間の間）

ア 第1段階の続行

イ 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資

ウ 傷病者及び被災者の被災地外への輸送

エ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

オ 災害応急対策活動等に必要な燃料

(3) 第3段階（災害発生後おおむね1週間以降）

ア 第2段階の続行

イ 災害復旧に必要な人員及び物資

ウ 生活必需品

### 3 緊急輸送車両の確保

(1) 市保有車両

緊急輸送にあたっては、原則として市管理の車両を使用するものとし、市は、応急活動等が停滞しないよう、十分調整を図ります。

(2) 事業者等への協力依頼

市は、市所有車両だけで不足が生じた場合、市内業者や「災害時における自動車輸送の協力に関する協定」等に基づき、車両を確保します。

(3) 県に対する調達・あっ旋依頼

市は、必要な車両等の確保が困難な場合は、県に対して要請又は調達・あっ旋を要請するものとし、業務の目的、積載内容、台数、期間、集結場所等を明示して、県知事に要請します。

(4) 燃料の確保

燃料の確保は、原則として市内業者に協力を求めます。

### 4 自動車以外の緊急輸送

(1) ヘリコプターによる輸送

ア 臨時離着陸場の確保

市は、地震発生直後、市内の臨時離着陸場の状況を確認し、県、県警察、自衛隊等関係機関に報告します。

なお、臨時離着陸場に避難者等が避難していた場合は、十分な説明の上で適切な施設へ誘導します。また、必要に応じて警察官等の応援を要請します。

イ ヘリコプターの要請

市は、ヘリコプターによる負傷者の搬送、医薬品、救援物資等の輸送の必要性が生じた場合は、県知事に、第三管区海上保安本部、陸上自衛隊、海上自衛隊の航空機（ヘリコプター）による輸送を要請します。

ウ ヘリコプターによる輸送の実施

総 則 編	第1編 地震・津波災害対策	第2編 風水害対策	第3編 その他の災害対策	第4編 復旧・復興対策
-------------	---------------	-----------	--------------	-------------

市は、ヘリコプターによる輸送を行う際は、関係機関と緊密に連携して実施します。  
また、離着陸場に職員を派遣するなど、周辺避難者や市民等の安全を確保します。

(2) 船舶による輸送

ア 港湾施設の状況把握

市は、地震発生直後、港湾施設の状況を把握するとともに、災害対策本部に報告します。

イ 船舶の要請

市は、船舶による避難者や物資の輸送の必要性が生じた場合、第三管区海上保安本部及び漁業協同組合に協力を求めるほか、県知事に海上自衛隊の船艇による輸送を要請します。

ウ 船舶による輸送の実施

市は、船舶による輸送を行う際は、関係機関と緊密に連携して実施します。  
また、県指定の物資受入れ港である湘南港、市の腰越漁港に職員を派遣するほか、必要に応じて警察官の協力を要請するなど、避難者等の安全確保に努めます。

(3) 鉄道車両による輸送

一度に多くの輸送が必要な場合等鉄道による輸送が適当な場合には、市は、鉄道事業者に協力を要請し、輸送の確保を図ります。

5 緊急通行（輸送）車両の確認手続き

(1) 緊急通行車両（確認対象車両）

緊急通行車両は、災害対策基本法第50条第2項に規定する災害応急対策実施責任者、又はその委任を受けた者が使用する車両で、次に掲げる業務に従事する車両とします。

ア 警報の発令及び伝達並びに避難の指示

イ 消防、水防その他の応急措置

ウ 被災者の救難、救助その他の保護

エ 災害を受けた児童・生徒の応急教育

オ 施設及び設備の応急の復旧

カ 清掃、防疫その他の保健衛生

キ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持

ク 緊急輸送の確保

ケ その他災害の発生の防ぎよ、又は拡大防止のための措置

(2) 緊急輸送車両

ア 消防、水防その他の応急措置

イ 応急の救護を要すると認められる者の救護その他の保護

ウ 施設及び設備の整備並びに点検

エ 犯罪の予防、交通の規制、社会秩序の維持

オ 緊急輸送の確保

カ 地震が発生した場合における食料、医薬品その他の物資の確保、清掃、防疫その他保健衛生に関する措置、その他応急措置を実施するために必要な体制の整備

キ その他地震災害発生の防止又は軽減を図るための措置

総  
則  
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

計  
画  
編

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

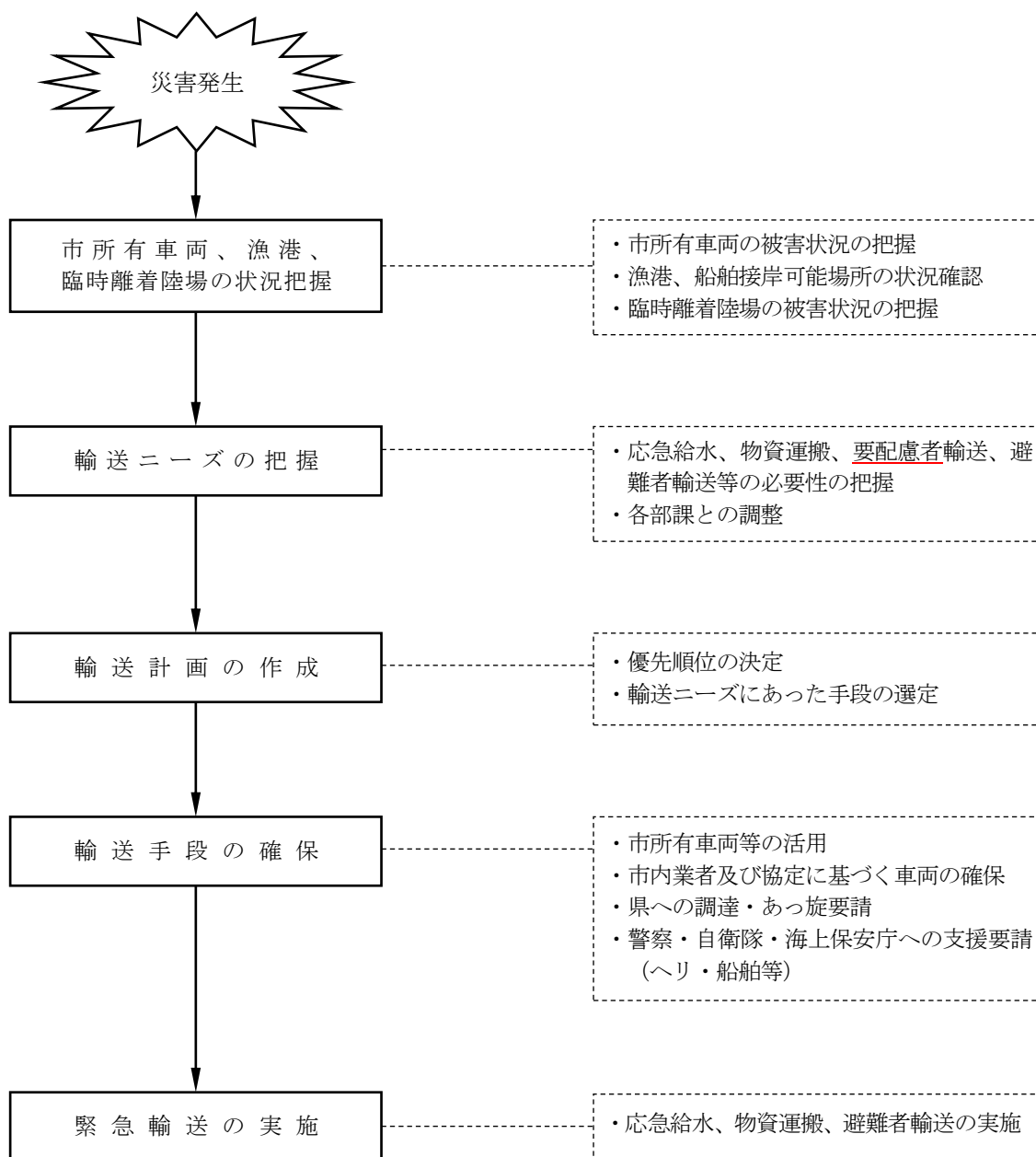
(3) 緊急通行（輸送）車両の確認

災害対策基本法第76条第1項の規定する緊急通行車両であることの確認及び同法施行令第33条第2項に規定する標章及び証明書の交付事務手続き、並びに大規模地震対策特別措置法第24条に規定する緊急輸送を行う車両であることの確認、及び同法施行令第12条第2項に規定する標章・確認証明書の交付事務手続きは、県知事が行う車両を除き、県公安委員会が行います。

- ◆ 資料5-11：災害時における自動車輸送の協力に関する協定
- ◆ 資料9-1：漁業協同組合別漁船一覧表
- ◆ 資料9-6：ヘリコプター臨時離着陸場一覧表

計 画 編	総 則 編
	第1編 地震・津波災害対策
	第2編 風水害対策
	第3編 その他の災害対策
	第4編 復旧・復興対策

図 緊急輸送の手順



総則編
第1編 地震・津波災害対策
第2編 風水害対策
第3編 その他の災害対策
第4編 復旧・復興対策

### 第3 緊急道路啓開

#### 1 緊急啓開路線の選定

道路管理者は、地震時に、倒壊建物や看板、電柱等の障害物により交通障害が発生した場合、緊急車両の通行を確保するために、県警察等関係機関と連携し、次に示す基準により緊急道路啓開路線を選定します。

##### (1) 緊急啓開路線の選定基準

- ア 病院等主要公共施設や市役所本庁舎、警察署、消防署等関係機関を結ぶ路線
- イ 緊急輸送道路
- ウ 主要な防災拠点に接続する路線

エ その他上記のルートを補完する路線

(2) 緊急啓開路線の優先順位

緊急啓開作業を行うにあたっては、市、県警察、自衛隊等関係機関がそれぞれ連絡を密にしながらか迅速に実施するとともに、被害の状況に応じて救急・救援活動等を考慮した優先順位を定め、効率的に実施します。

2 緊急道路啓開の実施

(1) 道路啓開の実施主体

道路管理者は、被害状況を踏まえ、建設業者等の協力を得て、必要な緊急道路啓開を実施します。なお、県管理の道路については、神奈川県県土整備局及び環境農政局が県警察又は消防、自衛隊の協力を得て行います。

(2) 道路啓開の実施内容

道路管理者は、原則として二車線の車両通行帯が確保できるよう道路上の障害物等を除去し、緊急車両の走行に支障のない程度に道路陥没、亀裂等の舗装破損箇所の応急復旧を行います。

3 緊急啓開道路情報の伝達

緊急道路啓開にあたっては、市、県警察、自衛隊等関係機関が相互に道路啓開に関する情報を共有化し、迅速に道路啓開を実施します。

4 道路障害物除去

道路管理者は、交通機能を確保するために、警察等関係機関と連携し、倒壊建物等の障害物を除却します。

5 道路啓開用資機材の調達

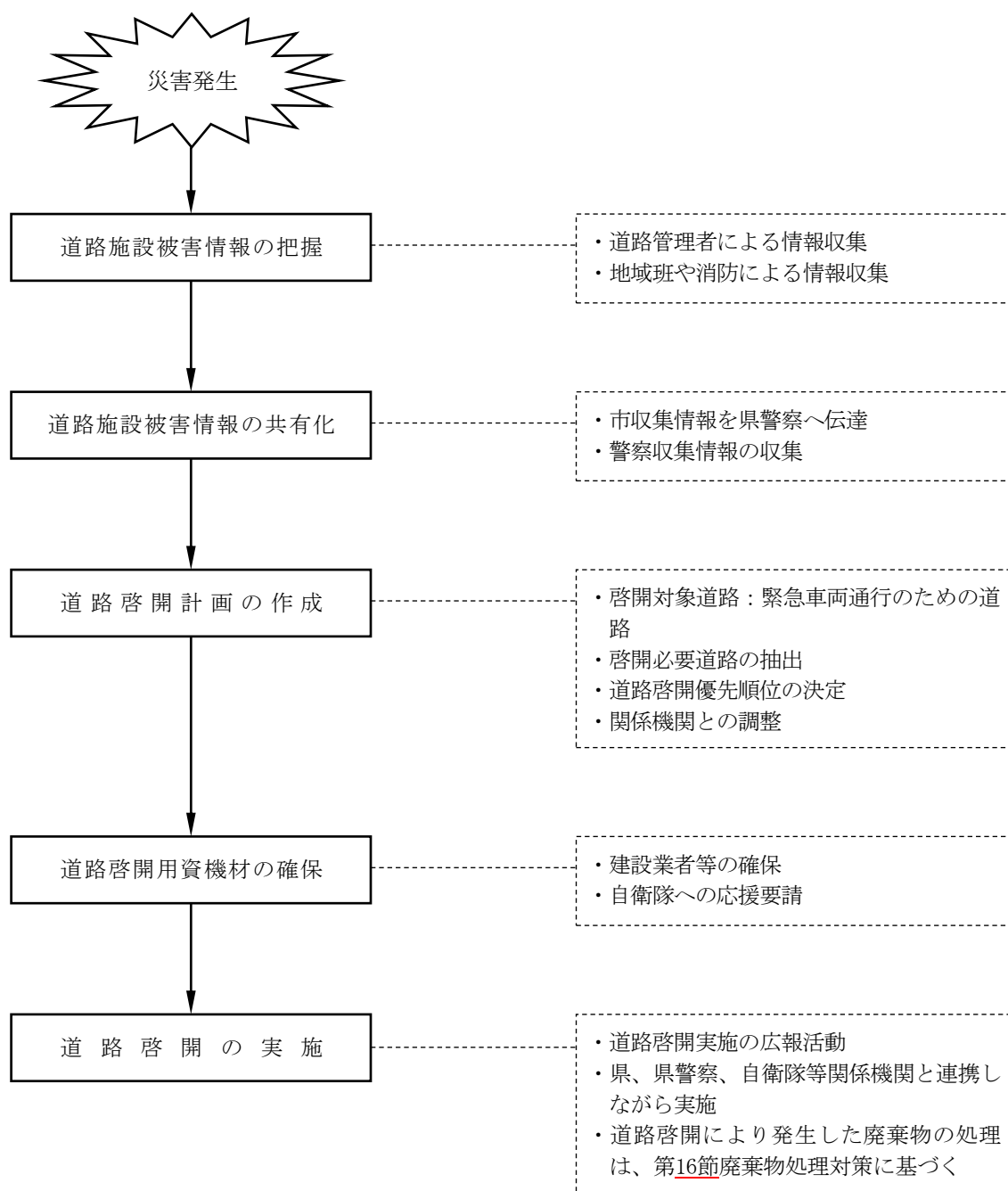
市は、道路啓開に必要な資機材について、業界団体の協力を得て確保します。

なお、必要に応じて自衛隊等に対し、資機材の支援を要請します。

6 撤去物の処分

道路管理者は、道路啓開により発生した撤去物の処理にあたっては、災害廃棄物の仮置き場まで運搬し、仮置きします。

図 緊急道路啓開の手順



総則編
第1編 地震・津波災害対策
第2編 風水害対策
第3編 その他の災害対策
第4編 復旧・復興対策

## 第4 公共交通網の応急対策

### 1 基本方針

各公共交通機関は、別途次に掲げる応急対策により対応します。

### 2 応急対策

- (1) 災害時の活動組織の編成
- (2) 初動措置
- (3) 鉄道等の緊急輸送対策

第2章 地震・津波災害応急対策計画  
第13節 交通規制・緊急輸送対策

- (4) バスの応急輸送対策
- (5) 災害時の通信、情報連絡体制
- (6) 旅客に対する避難誘導

総 則 編
第1編 地震・津波災害対策
第2編 風水害対策
第3編 その他の災害対策
第4編 復旧・復興対策

計  
画  
編



## 第14節 警備・救助対策

### 【実施主体】

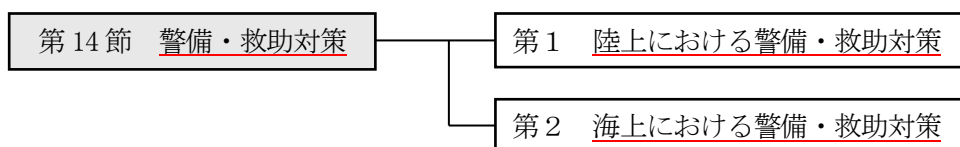
市	本部連絡班
関係機関	神奈川県警察本部、鎌倉警察署、大船警察署、神奈川県公安委員会、海上保安庁第三管区海上保安本部

※ 「鎌倉市災害対策本部条例施行規則」及び「総則編 第4節 計画の推進主体とその役割」に基づき記載

### 【施策の基本方針】

市及び県警察は、大規模地震が発生した場合、あるいは南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、警備体制を早期に確立し、県警察の総力を挙げて迅速、的確な災害応急対策等を実施することにより、市民の生命、身体及び財産の保護、交通秩序の維持、各種犯罪の予防検挙、その他公共の安全と秩序を維持して、被災地における治安の万全を期します。

### 【施策の体系】



## 第1 陸上における警備・救助対策

### 1 警備体制の確立

#### (1) 災害警備本部の設置

県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、あるいは大地震が発生した場合には、警察本部に神奈川県警察災害警備本部を、鎌倉警察署及び大船警察署に警察署災害警備本部を設置して、指揮体制を確立します。

#### (2) 警備部隊等の編成

県警察は、警備部隊等の編成を行うほか、事案の規模及び態様に応じて迅速・的確な部隊運用を行います。

### 2 災害応急対策の実施

#### (1) 情報の収集・連絡

県警察は、災害警備上必要な情報収集を行い、収集した情報を、必要により関係機関に連絡します。

#### (2) 救出・救助活動

県警察は、把握した被災状況に基づき、迅速に機動隊、広域緊急援助隊等の部隊を被災警察署等に出勤させ、県、市及び関係機関と協力して、被災者の救出・救助活動を実施します。

また、警察署長は、消防等関係機関の現場責任者と随時、搜索区割り等現場活動に関する調整を行います。

総  
則  
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

計  
画  
編

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

(3) 避難指示等

警察官は、災害対策基本法第61条第1項又は警察官職務執行法第4条第1項により、避難の指示又は避難の措置を講じます。

(4) 津波対策

津波警報等が発表された場合又は津波による被害が発生するおそれがある場合は、県警察は市等と連携して、迅速かつ正確な津波警報等の伝達・通報並びに沿岸住民等に対する避難の指示及び安全かつ効率的な避難誘導を行います。

(5) 交通対策

県警察は、被災地における交通の混乱の防止を図り、災害応急対策活動が円滑に行われるように、被災規模・状況に応じて、一般車両の通行を禁止する区域及び通行を制限する区域を設定し、緊急交通路の確保等必要な交通規制を実施します。

(6) 危険物等対策

県警察は、大規模地震等の災害発生時に、火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設、ボイラー施設等について、消防と綿密に連携し、速やかに、大規模な火災、有害物質の漏えい、爆発等の発生の有無の調査を行い、状況に応じて施設内滞在者及び施設周辺住民の避難誘導や交通規制等災害の拡大を防止するための的確な措置を行います。

(7) 防犯対策

県警察は、被災地における窃盗犯や救援物資の搬送路及び集積地における混乱、避難所におけるトラブル等を防止するため、被災地及びその周辺におけるパトロールの強化、避難所等の定期的な巡回等を行います。

また、被災地において発生しがちな悪質商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力等の取締りを重点的にを行い、被災地の社会秩序の維持に努めます。

更に、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるとともに、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び市民に対する適切な情報提供を行うなど、社会的混乱の抑制に努めます。

(8) ボランティア等との連携

警察署は、自主防災組織等のボランティア関係組織・団体との連携を図り、被災地における各種犯罪・事故の未然防止と、被災住民等の不安除去等を目的として行われるボランティア活動が円滑に行われるよう必要な支援を行います。

(9) 広域応援

県公安委員会は、発生した地震の被害規模に応じて、速やかに広域緊急援助隊の援助要請を行います。

## 第2 海上における警備・救助対策

海上においては、第三管区海上保安本部が、地震災害が発生した場合において、人命の救助・救急活動、消火活動、排出油等の防除活動、海上交通の安全確保、避難対策、救援物資の輸送活動、社会秩序の維持、船舶等への情報提供、二次災害の防止等に当たります。

1 第三管区海上保安本部の応急対策

- (1) 津波警報等の情報を入手したときは、直ちに安全通報により航行中の船舶に周知するとともに、船艇・航空機による巡回により、釣り客等へ周知します。
- (2) 海難、人身事故等船艇、航空機、特殊救難隊による救助
- (3) 負傷者、避難者、物資等の輸送
- (4) 排出油の防除のための指導
- (5) 海上交通の制限、禁止等
- (6) 海上治安の維持、犯罪防止等

2 市の応急対策

市災害対策本部は、海上の交通整理・確保、避難者の輸送、飲料水・食料・物資等の輸送等必要と認めた場合、第三管区海上保安本部長に対し、協力を要請します。

計 画 編	総 則 編
	第1編 地震・津波災害対策
	第2編 風水害対策
	第3編 その他の災害対策
	第4編 復旧・復興対策

## 第15節 ライフラインの応急復旧

総則編  
 第1編 地震・津波災害対策  
 第2編 風水害対策  
 計画編  
 第3編 その他の災害対策  
 第4編 復旧・復興対策

### 【実施主体】

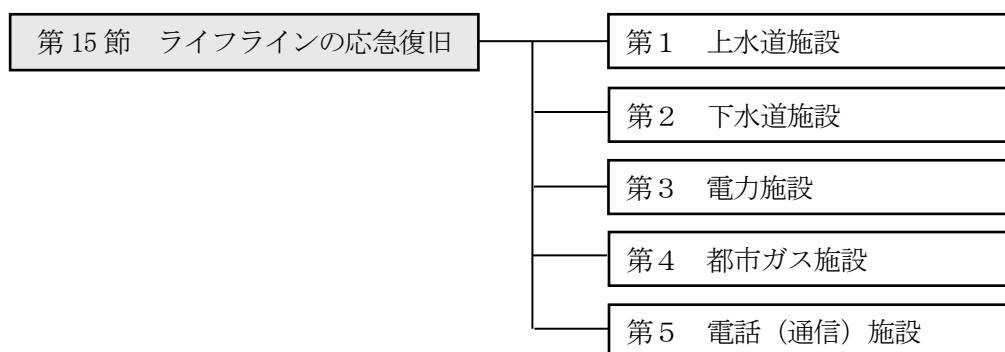
市	<u>秘書広報班、職員班、公的不動産活用班、下水道河川班</u>
関係機関	<u>企業庁鎌倉水道営業所、東京電力パワーグリッド(株)藤沢支社、東京ガスネットワーク(株)、東日本電信電話(株)神奈川事業部、KDDI(株)、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、ソフトバンク(株)、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ神奈川支店、楽天モバイル(株)</u>

※ 「鎌倉市災害対策本部条例施行規則」及び「総則編 第4節 計画の推進主体とその役割」に基づき記載

### 【施策の基本方針】

市や関係機関は、災害により、ライフライン施設に支障が生じた場合は、直ちに被害状況等を調査・把握し、二次災害の防止、被災者生活確保を最優先に、ライフラインの応急復旧を速やかに実施します。

### 【施策の体系】



### 第1 上水道施設

県営水道は、災害により上水道施設に被害があった場合は、被害状況を早期に把握するとともに、速やかに応急復旧を行い、応急給水用飲料水を確保するとともに、上水道施設の機能維持に努めます。

#### 1 市への通報等

県営水道は、上水道施設の被害状況、復旧予定等について速やかに市に通報し、また、各報道機関等を通じて広報します。

#### 2 上水道施設の応急復旧

県営水道は、水道施設の迅速な復旧に努めます。

##### (1) 要員の確保

企業庁鎌倉水道営業所が定める計画に基づき、応急復旧要員の確保を図ります。

##### (2) 復旧資材の確保

復旧資材の輸送は、あらかじめ契約している業者の車両等により行います。

(3) 復旧計画の策定

被害調査に基づき、給水支障の全容を把握し、送・配水系統を考慮した復旧計画を定めます。

**第2 下水道施設**

市は、「鎌倉市都市整備部災害時対策計画」及び「鎌倉市下水道BCP（業務継続計画）」等に基づき、下水道施設の応急対策を実施します。

**1 応急復旧の体制確保**

災害が発生した場合、あらかじめ定められた計画に基づき、自動参集等による人員確保及び班体制（情報連絡班、対策検討班、現場調査・復旧班）の確認、都市整備部災害対策本部等の拠点立上げを行った後、情報収集・提供、行政部局間の連絡調整、緊急点検<sup>※1</sup>、緊急調査<sup>※2</sup>及び一次調査<sup>※3</sup>により情報の分析及び対策工法等の検討を行い、緊急措置<sup>※4</sup>・応急復旧<sup>※5</sup>体制を整え順次着手していきます。また、必要に応じて協定締結先の業者や団体等へ協力を要請するとともに、人員や資機材等の確保が困難な場合は、神奈川県下水道対策本部を通して全国ルール<sup>※6</sup>等に基づき支援（狭義）<sup>※7</sup>又は応援<sup>※8</sup>を要請します。

表 関連用語の説明

関連用語	定義
緊急点検 <sup>※1</sup>	<u>人的被害につながる二次災害の未然防止と緊急調査における安全確保が目的</u>
緊急調査 <sup>※2</sup>	<u>重要な施設や幹線を中心に地上から目視調査を主体に施設の被災状況の概要を把握し、大きな機能障害や二次災害の原因となる被害を発見する目的で行う。</u>
一次調査 <sup>※3</sup>	<u>応急復旧又は本復旧の必要性判定、対応方針を決定するための情報収集</u>
緊急措置 <sup>※4</sup>	<u>大きな二次災害につながる危険性のある被害に対して緊急に行う。管路施設では道路、周辺施設に与える影響、処理場・ポンプ場では機能障害につながる二次災害の危険性等に対して行う措置</u>
応急復旧 <sup>※5</sup>	<u>一次調査等の結果により、構造的、機能的な被害、周辺施設に与える影響の程度に応じて応急的に暫定機能を確保するために行う。その後、二次調査等を経て本復旧へ至る。</u>
全国ルール <sup>※6</sup>	<u>下水道事業における災害時支援に関するルール（国土交通省地方整備局、都道府県、日本下水道事業団、関連する協会その他により構成）、鎌倉市は関東ブロックルールに所属しており、他に大都市ルール（政令市等が主体）などがある。</u>
支援（狭義） <sup>※7</sup>	<u>「応援」、「派遣」以外の活動。他の自治体等の職員が所属組織・団体の身分及び費用により参加</u>
応援 <sup>※8</sup>	<u>調査・復旧活動等のため被災自治体に職員を提供すること。応援を受けた公共団体が費用を負担（災害対策基本法第67,68又は74条等）</u>

**2 応急復旧対策の実施**

下水道施設の応急復旧工事は、応急体制を整えたうえで実施しますが、あくまでも応急的に暫定機能を確保する目的で行うものであることから、逐次入る情報により臨機の対応を心掛け

総  
則  
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

計  
画  
編

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

る必要があります。

応急復旧の措置は次の点を考慮して、緊急度の高いものから順次実施します。

- (1) 被災の状況
- (2) 被災施設の重要度
- (3) 下水道施設機能に対する重要度
- (4) 二次災害の発生危険度

### 3 広報

市は、施設の被害状況、復旧見込み等について広報を実施し、市民（利用者）の不安解消に努めます。また、必要がある場合は、下水道使用制限（下水道法第14条）について検討し、節水等の協力について周知を行います。

## 第3 電力施設

東京電力パワーグリッド(株)は、災害により電力施設に被害があった場合には、二次災害の発生を防止し、速やかに応急復旧を行い、社会公共施設としての機能を維持します。

### 1 市民等への広報

感電事故及び漏電による出火を防止するため、電力施設の被害状況、復旧予定等について防災行政用無線、報道機関等を通じて広報します。

### 2 危険予防措置

災害時においては、原則として送電は維持しますが、円滑な防災活動を実施するため、警察、消防機関等からの送電停止の要請があった場合には、適切な危険予防措置を講じます。

### 3 電力施設の応急復旧

地震により電力施設に被害があった場合は、被害状況を早期に把握し、通電火災等の二次災害の発生を防止するとともに、速やかに応急復旧を行い、電力供給施設としての機能を維持します。

#### (1) 復旧資材の確保

ア 各事業所においては、予備品、貯蔵品等の在庫量を常に把握しておくとともに、調達を必要とする資材は可及的速やかに確保します。

イ 復旧資材の輸送は、あらかじめ契約している請負会社の車両、船艇、ヘリコプター等により行います。

ウ 災害時においては、復旧資機材置場としての用地を確保します。

#### (2) 復旧順位

災害復旧の実施にあたっては、原則として人命に係る箇所、官公署、報道機関、避難場所等を優先としつつ、公共交通機関や道路等の被害状況並びに設備復旧の難易度を勘案し、復旧効果の最も大きいものから行います。

## 第4 都市ガス施設

### 1 ガス施設の応急復旧

(1) 東京ガスネットワーク(株)は、震度5弱以上の地震が発生した場合には、自動的に非常事態対策本部を設置するとともに、各事業所に対策支部を設置し、全社的な応急活動組織を編成します。

また、早期に被害状況を把握し、引火等の二次災害の発生を防止するとともに、災害対策の迅速かつ適切な実施を図るため、速やかに応急復旧を行います。

(2) 東京ガスネットワーク(株)は、災害発生後、可能な限り迅速かつ適切に施設及び設備の緊急点検を実施するとともに、二次災害の防止、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急復旧活動を行います。

(3) 東京ガスネットワーク(株)は、ガス漏えいにより被害の拡大のおそれがある場合には、避難区域の設定、火気の使用禁止、ガス供給停止等の適切な危険予防措置を講じます。

### 2 市民等への広報

東京ガスネットワーク(株)は、ガス供給停止時、復旧作業中、その他必要な場合において、その状況に応じた広報活動について報道機関を通じて行うほか、市等の関係機関とも連携を図ります。

また、ガスの供給停止を伴う大規模地震が発生した際には、供給エリア内のガスの供給停止や復旧進捗状況をインターネットにより周知します。

## 第5 電話（通信）施設

### 1 電話（通信）施設の応急復旧対策

(1) 電話通信事業者は、災害が発生した場合には、情報の収集伝達及び応急対策が実施できる体制をとり、早期に被災状況を把握し、被災した通信回線、電気通信設備等の応急復旧工事、現状復旧までの間の維持に必要な補強、整備工事等の応急復旧対策を行います。

(2) また、通信施設に被害が生じた場合、又は異常輻輳（ふくそう）等の発生により、通信の疎通が著しく困難になったり、通信が途絶するようになったりした場合においても、最小限の通信を確保するため、通信の利用制限、非常通話・緊急通話の優先確保、無線設備、移動基地局車による措置、避難所への特設公衆電話の臨時設置、災害用伝言ダイヤル「171」等及び携帯電話での災害用伝言板の運用開始、回線の応急復旧、災害対策用携帯電話の貸出し等の応急措置を実施します。

### 2 復旧順位

(1) 特設公衆電話の臨時設置にあたっては、被災者の利用する避難所を優先します。

(2) 災害復旧の実施にあたっては、原則として、治安、救援等を実施する最重要機関及び関係機関を優先します。

総  
則  
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

計  
画  
編

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

## 第16節 ごみ収集・処理対策

総  
則  
編

### 【実施主体】

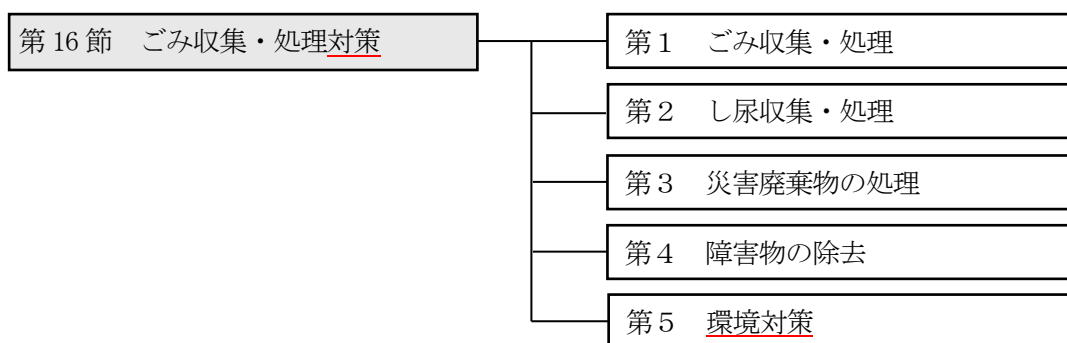
市	本部連絡班、環境部（環境政策班、美化衛生班、清掃班）
---	----------------------------

※ 「鎌倉市災害対策本部条例施行規則」及び「総則編 第4節 計画の推進主体とその役割」に基づき記載

### 【施策の基本方針】

市は、「鎌倉市災害廃棄物等処理計画」に基づき、ごみ収集・処理、し尿の収集・処理、仮設トイレの設置等を迅速かつ効率的に実施し、被災地の環境浄化を図ります。

### 【施策の体系】



## 第1 ごみ収集・処理

### 1 収集・処理方法

排出されたごみは、分別収集の実態を踏まえ、収集車等を使用して迅速な収集に努めます。また、ごみの処理は、原則として通常の処理施設で処理を行います。

#### (1) ごみ処理施設

##### ア 被害の把握と応急措置

災害発生後、ごみ処理施設の長は、二次災害の防止に努めるとともに、施設の被害と状況を調査し、災害対策本部に報告します。

##### イ 応急復旧措置

ごみ処理施設の長は、施設の応急復旧に努めます。支援が必要な場合は、災害対策本部に支援を求めます。

##### ウ 応援要請

処理施設が使用不能となった場合は、管理者の指揮により速やかに復旧を講じるとともに、他自治体の処理施設の使用について応援を要請します。

また、被災状況により、人員、車両等に不足が生じた場合、又は不足が予測される場合は、「横須賀三浦地域における一般廃棄物の処理に関する災害時等相互援助協定」等に基づき、近隣市等に応援を要請します。

#### (2) 処理対策

##### ア ごみ収集・処理実施要領の作成

市は、災害発生後、市及び民間の備蓄資機材、人員、道路（渋滞）状況、処理施設の状

第1編  
地震・津波災害対策

第2編  
風水害対策

計  
画  
編

第3編  
その他の災害対策

第4編  
復旧・復興対策



況、避難所避難者数、広域応援体制、ごみ仮置場の確保等の情報を収集するとともに、「鎌倉市災害廃棄物等処理計画」に基づき、ごみ収集・処理実施要領を作成します。

イ ごみ集積場所

平常時のごみ集積所又は被災状況を勘案して、市が臨時に指定した場所をごみ集積場所とします。

ウ ごみ排出ルール周知徹底

ごみ収集の混乱等を軽減するため、広報媒体を通じ、次のごみ排出ルールを周知徹底します。

- (ア) 可能な限りの可燃物、不燃物等の分別
- (イ) 指定された場所への排出
- (ウ) 交通への支障防止及び生活環境保全のための配慮

エ 避難所のごみ対策

ごみ分別担当者を選任し、ごみ集積場所、分別、排出方法等のルールを定めます。  
また、ごみ集積場所には囲いやごみ箱等を設置し、安全と衛生の保全に努めます。

オ 不法投棄対策

市は、便乗ごみの排出、野焼きや不法投棄の禁止について周知します。

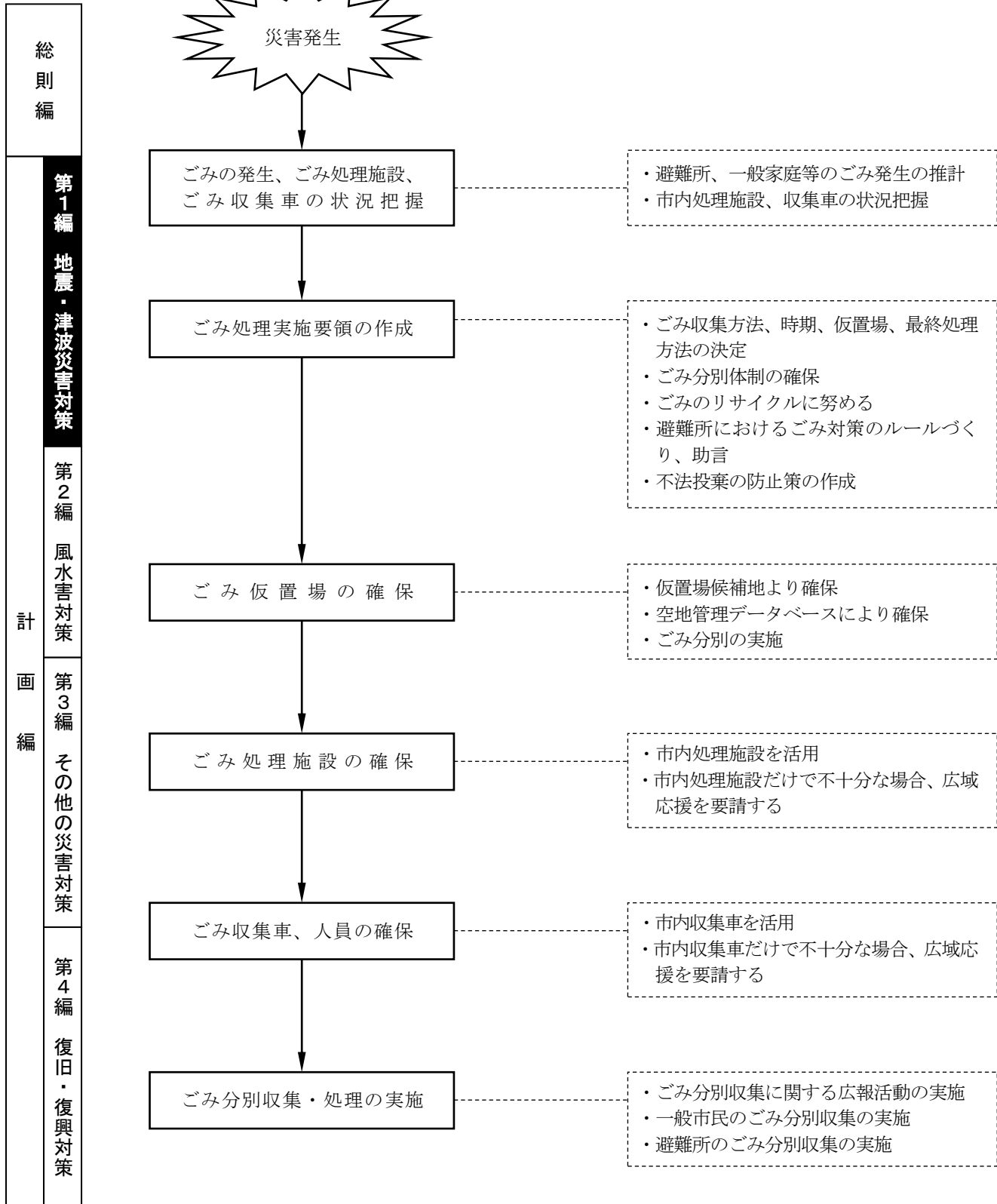
2 ごみ集積場所等の防疫

ごみの排出状況、季節等により、必要に応じ消毒薬の散布を行うなど、環境衛生上支障がないよう、防疫活動を実施します。

- ◆ 資料4-4：清掃用自動車一覧表
- ◆ 資料4-5：ごみ処理施設一覧表
- ◆ 資料5-5：横須賀三浦地区における一般廃棄物の処理に関する災害時等相互援助協定書

計 画 編	総 則 編
	第1編 地震・津波災害対策
	第2編 風水害対策
	第3編 その他の災害対策
	第4編 復旧・復興対策

図 ごみ処理の手順



## 第2 し尿収集・処理

### 1 し尿の収集・処理に関する基本方針

- (1) 通常時の収集・処理体制を基本として、委託収集業者が収集し、処理を行います。
- (2) 仮設トイレからのし尿収集及び通常時のし尿・浄化槽汚泥の収集を行っている一般家庭・事業所等からの収集・処理は、委託収集業者が収集し、処理を行います。
- (3) 災害時の収集・処理体制は、発生状況、業務量を考慮し、一時的に変更します。
- (4) 処理施設の破損や停電、給排水設備、脱臭設備の損傷等により、し尿処理が不能な場合は、直ちに損傷程度を確認し、修繕の手配等復旧を行います。復旧作業中のし尿等は、市浄化センターへの直接投入を検討します。
- (5) 仮設トイレの設置による収集業務の増大に対しては、「横須賀三浦地域における一般廃棄物の処理に関する災害時等相互援助協定」等に基づき、近隣市や関連団体への応援要請による対応を検討します。

### 2 収集車両等

民間委託し尿収集業者の保有する収集車両等は、「民間委託し尿収集業者保有収集車両等一覧表」のとおりです。

### 3 し尿収集実施要領の作成

し尿の収集にあたり、避難所の優先収集等を考慮した収集実施要領を作成し、迅速かつ効率的なし尿収集の実施に努めます。

### 4 他自治体等への応援要請

施設の被災状況により使用できない場合やし尿処理に係る人員、車両等に不足が生じた場合、又は不足が予測される場合は、他自治体等へ搬入及び処理について協力を要請します。

なお、施設外への搬入等の際には、道路（輸送道路）状況を判断し、安全なルートで行うよう努めます。

### 5 仮設トイレの設置等

#### (1) 仮設トイレの設置に関する基本方針

発災後、市は、避難所等に仮設トイレを設置します。

また、水洗化地域あるいは、し尿浄化槽の設置世帯においても下水道管の破損、上水道の供給不能、し尿浄化槽の破損等による被害を考慮して、公園等を利用し、仮設トイレを可能な限り設置します。

設置には、次の事項を勘案して計画的に設置します。

ア 仮設トイレの設置計画は、し尿の収集計画を踏まえて計画します。

イ 避難所等の備蓄倉庫に備蓄されている仮設トイレの設置は、原則として市が行います。

ウ 市は必要に応じて、仮設トイレの追加調達を行うとともに、その設置のための応援等を近隣市、関連団体に要請します。

エ 仮設トイレの設置、維持管理に関する市民からの苦情等があった場合は、対応策を講じます。

#### (2) 仮設トイレの消毒等

総  
則  
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

計  
画  
編

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

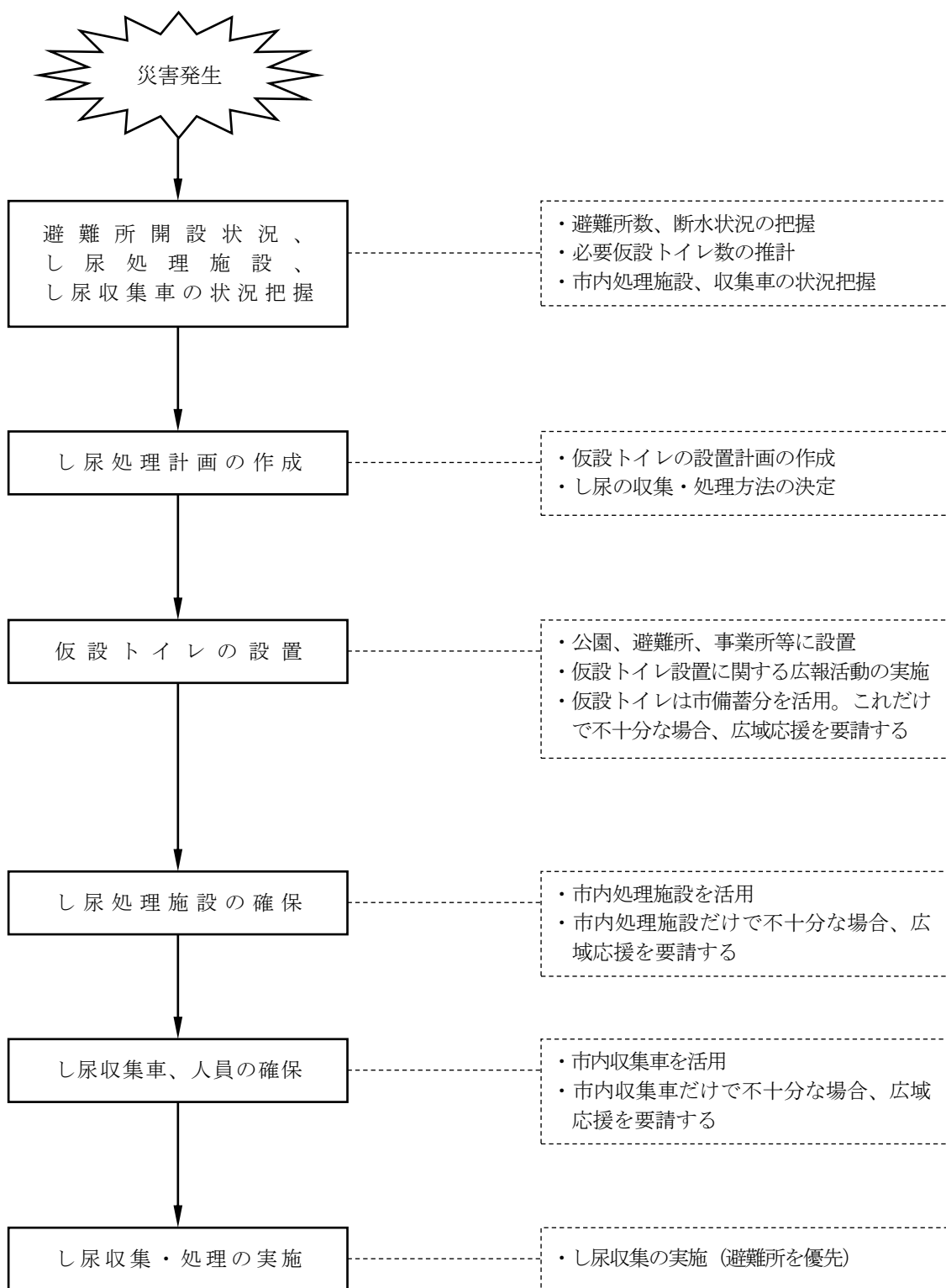
仮設トイレの設置状況、季節等により、必要に応じ消毒薬の散布等を行うなど、環境衛生上支障がないよう防疫活動を実施します。

- ◆ 資料4-5：ごみ処理施設一覧表
- ◆ 資料4-6：し尿用自動車一覧表
- ◆ 資料4-7：し尿用処理施設一覧表

総 則 編
第1編 地震・津波災害対策
第2編 風水害対策
第3編 その他の災害対策
第4編 復旧・復興対策

計  
画  
編

図 し尿処理の手順



総則編
第1編 地震・津波災害対策
第2編 風水害対策
第3編 その他の災害対策
第4編 復旧・復興対策

### 第3 災害廃棄物の処理

#### 1 災害廃棄物の推計

「神奈川県地震被害想定調査（平成27年（2015年）3月）」によれば、本市において発生する災害廃棄物は、南海トラフ沿いの最大クラスの地震では最大約460万トン、元禄型関東地震では約370万と想定されています。

市は、今後、この予測を踏まえ、県と連携し、事前の災害廃棄物収集体制の確立を図ります。

#### 2 災害廃棄物等対策体制と処理の基本方針

市は、庁内に災害廃棄物等対策組織を設置します。

また、災害廃棄物量の増加に伴い、人員の補充や支援を得て、臨時体制を組織します。

##### (1) 各部署及び各機関との連絡

###### ア 県との連絡

市は、地震発生後、ごみ及びし尿処理施設の被災状況を把握し、県に報告します。

また、県と連絡をとり、支援要請を行います。

###### イ 近隣市町との連絡

市は、近隣市町等と連絡をとり、情報交換を行います。

##### (2) 処理の基本方針

ア 市は、災害廃棄物の処理にあたり、通常時の収集・処理体制を基本として、委託収集業者と連携して収集・処理します。ただし、施設の損壊や停電、断水等により施設稼働不能の場合は、その損壊の程度と復旧の見通しを考慮して、一時保管（施設復旧後に市の施設で処理）あるいは、近隣市町等への応援要請等を検討します。

イ 家庭系ごみ（避難所ごみ含む）の分別は、原則として平常時の分別区分と同様、可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、危険・有害ごみ（廃乾電池・廃蛍光管等）とします。ただし、災害状況に応じて、実施の可否等（可燃ごみの回収を優先的にを行うための一時的な資源ごみ回収の休止等）を検討します。

ウ 粗大ごみは、地震発生後、一時的に排出が増加することが予想されるため、実情に応じて、収集頻度、排出体制について検討します。

エ 道路の不通や渋滞等により収集効率が低下する場合は、不燃ごみ、粗大ごみを各家庭で一時的に保管し、市の処理方針に応じて排出するよう、市民に協力を呼びかけます。

オ 所有者不明の廃棄物については、原則として県を通じ、国の指示に従って対応します。

カ 市は、障害物の除却等に伴い仮置きされた災害廃棄物については、分別を行い適切に処理します。

総  
則  
編

第1編 地震・津波災害対策

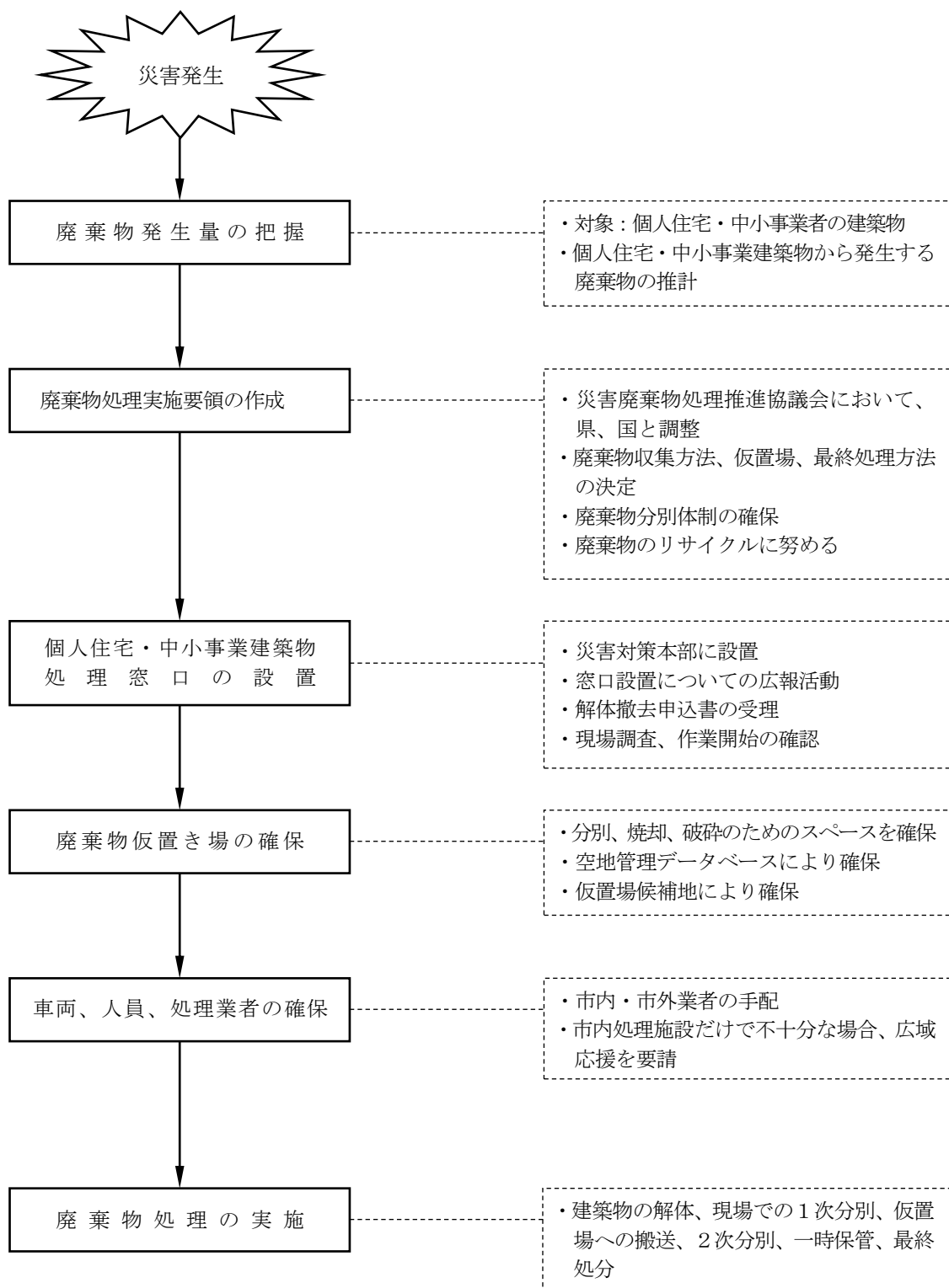
第2編 風水害対策

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

計  
画  
編

図 災害廃棄物処理の手順



総則編
第1編 地震・津波災害対策
第2編 風水害対策
計 画 編
第3編 その他の災害対策
第4編 復旧・復興対策

## 第4 障害物の除去

### 1 実施機関

災害時における障害物除去の実施機関は、次のとおりとします。

- (1) 緊急な応急措置を実施するため、障害となる工作物等の除去は市が行います。
- (2) 道路・河川等にある障害物の除去等は、その道路・河川等の管理者が行います。
- (3) 崖（山）崩れ、浸水等によって、住家又はその周辺に運ばれた障害物で、災害救助法が適用される障害物の除去は、県知事（県知事から事務の委任があった場合は市長）が行います。
- (4) その他施設、敷地内の障害物の除去は、その施設、敷地所有者又は管理者が行います。

### 2 障害物除去の対象

災害時における障害物（工作物を含む）除去の対象は、おおむね次の場合とします。

- (1) 市民の生命、身体及び財産等の保護のため、除去を必要とする場合
- (2) 河川氾濫、護岸決壊等の防止、その他水防活動実施のため、除去を必要とする場合
- (3) 緊急通行車両、緊急な応急措置の実施のため除去を必要とする場合
- (4) その他、公共的立場から除去を必要とする場合

### 3 障害物除去の方法

障害物除去の方法は、次のとおりとします。

- (1) 障害物除去の実施者は、自らの組織、労力、機械器具を用い、又は土木建設業者等の協力を得て、速やかに行います。
- (2) 除去作業は、緊急な応急措置の実施上やむを得ない場合のほか、周囲の状況等を考慮し、事後に支障の起こらないよう配慮して行います。

### 4 除去した障害物の処理

- (1) 除去した障害物は、一次仮置場に集積又は保管します。ただし、廃石綿等（レベル1、レベル2 建材）は一次仮置場ではなく、原則中間処理施設又は最終処分場へ直接持ち込むよう解体等事業者へ指導します。

また、被災等により処理施設で廃石綿等（レベル1、レベル2 建材）の受入れが困難な場合や、石綿含有廃棄物（レベル3 建材）を一次仮置場に受入れる場合の基準を設定し、解体等事業者、市民及びボランティア等に対し、事前に周知します。

- (2) 一次仮置場では、可燃物と不燃物に分別するとともに、受入先の受入条件を満たすよう選別等を行い、市の焼却施設での焼却又は広域処理での埋立処理、廃棄物処理業者への売却等により処理します。

### 5 障害物除去に関する応援、協力の要請

障害物の除去については、土木建設事業者等へ応援を要請するとともに、必要に応じて、県に対し応援協力要請を行います。



## 第5 環境対策

市は、地震発生後、環境省や県と協力し、地震に伴う大気汚染、水質汚濁等の環境汚染を防止するため、被災地において環境対策を実施します。

実施にあたっては、「鎌倉市災害廃棄物処理計画」に基づき、有害廃棄物の混入・流出・飛散防止、解体時の騒音・振動・粉じん防止、ごみの流出、悪臭・衛生害虫獣の発生防止、廃棄物の不法投棄防止等の対策を実施します。

総  
則  
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

計  
画  
編

## 第17節 被災者等への情報提供・相談、物価の安定等に関する活動

総  
則  
編

### 【実施主体】

市	<u>本部連絡班、秘書広報班、調査班</u>
関係機関	<u>金融機関等</u>

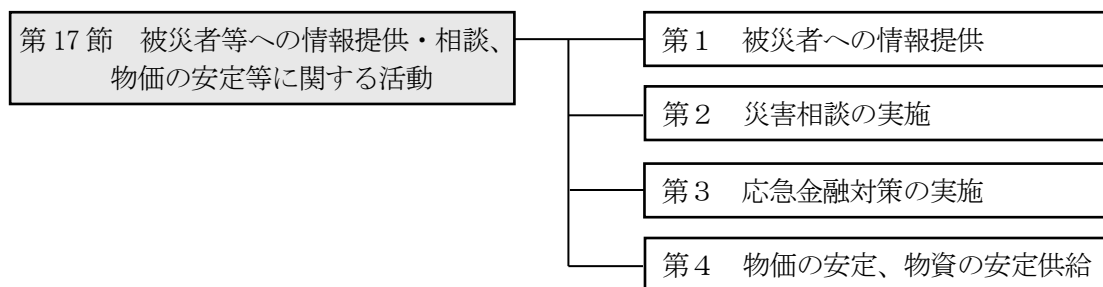
※ 「鎌倉市災害対策本部条例施行規則」及び「総則編 第4節 計画の推進主体とその役割」に基づき記載

### 【施策の基本方針】

市は、関係機関と連携して、市民に対し正確な情報を適切かつ迅速に提供することにより、混乱の防止を図り、適切な判断による行動がとれるよう努めます。

また、被災者の生活上の不安を解決するために、総合的な相談活動を実施するとともに、被災者の生活再建へ向けて、物価の安定、必要物資の適切な供給を図ります。

### 【施策の体系】



### 第1 被災者への情報提供

市は、関係機関と連携して流言飛語等による社会的混乱を防止し、市民等のこころの安定を図るとともに、被災者等の適切な判断と行動を助け、市民等の安全を確保するため、正確な情報の速やかな公表と伝達、広報活動に努めます。

#### 1 各種情報の提供

- (1) 災害発生時、避難救援期、応急復旧期、復興期に対応して、被災者が必要とする情報を十分把握し、被災者に次の情報等を防災行政用無線等によるほか、報道機関等の協力を得て的確に提供するよう努めます。

その際、要配慮者、観光客、外国人に配慮した伝達を行います。

- ア 地震の被害、余震の状況
- イ 二次災害の危険性に関する情報
- ウ 安否情報
- エ ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況
- オ 医療機関等の生活関連情報
- カ それぞれの機関が講じている施策に関する情報
- キ 交通規制等に関する情報
- ク 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

計  
画  
編

- (2) 民間企業等からの有線や無線による地域情報の受入体制を整備し、これらの情報の活用に努めます。
- (3) 避難場所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については、紙媒体での情報提供に努めます。

また、ハンドマイク、拡大複写機、ファクシミリ等の情報機器を活用するとともに、コミュニケーション支援が必要な要配慮者等に対し、プラカードやホワイトボード、コミュニケーションボード等のほか、必要に応じて手話通訳者等を派遣するなど、適切な情報提供に努めます。

## 2 安否情報の公表

安否不明者・死者の公表については、県は、全国的な統一基準が策定されるまでの間、氏名等の最小限の個人情報を原則、速やかに公表するとしています。

市は、被災者の安否について、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、人命に係るような緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、氏名等の安否情報を収集します。

市は、県、県警察等と協議し、救出・救助活動等の公益性につながる情報となるかを検討するとともに、公表の必要性を検討します。公表となった場合、県や警察等と連携し、公表資料を作成します。

なお、被災者の中に、配偶者等からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないようにするなどの個人情報の管理を徹底する措置を講じます。

### 照会者確認事項等

- ・ 照会者の氏名、住所
- ・ 照会に係る被災者の氏名、住所、生年月日及び性別
- ・ 照会をする理由

<u>照会者の区分</u>	<u>提供可能な情報</u>
<u>被災者の同居の親族</u>	<u>被災者の居所、負傷若しくは疾病の状況又は連絡先</u> <u>その他安否の確認に必要と認められる情報</u>
<u>被災者の親族（上記を除く）</u> <u>又は職場の関係者</u>	<u>被災者の負傷又は疾病の状況</u>
<u>被災者の知人等</u>	<u>照会者が保有している安否情報の有無</u>

## 第2 災害相談の実施

### 1 相談活動の実施体制

市は、市民から寄せられる生活上の不安等の解消を図るため、県と連携して臨時災害相談所を設け、災害発生直後からの時間経過に伴うニーズの変化に対応した総合的な相談活動を実施します。

また、相談等は、市職員のみならず、関係機関、弁護士等専門家及び通訳ボランティアの協力のもと、外国人にも配慮しながら、広域的かつ総合的に行います。

### 2 相談業務の内容

災害相談の内容は、災害発生時から避難救援期における行方不明者や避難所、救援食料、飲料水、衣類等の問い合わせへの対応、応急復旧期の避難所生活やこころの悩み相談、仕事の再開相談、復興期の住宅や事業所の再建相談等、幅広く対応して早期解決を図り、生活の安定を支援します。

## 節3 応急金融対策の実施

### 1 民間金融機関の措置

#### (1) 金融機関の業務運営の確保

金融機関は、必要に応じて金融機関相互の申し合わせ等により、営業時間の延長及び休日臨時営業の措置をとります。

#### (2) 金融機関による非常金融措置の実施

金融機関は、被災地の便宜を図るため、次に掲げる措置を講じます。

ア 災害の状況、応急資金の需要等を勘案して融資相談所の開設、審査手続きの簡便化、貸出の迅速化、貸出金の返済猶予等、災害被災者の便宜を考慮した措置を講じること。

イ 預貯金通帳、届出印鑑等を滅(紛)失した場合でも、預貯金者であることを確認して払戻に応じること。

また、事情によっては、定期預金、定期積金等の期限前払戻しや、当該預金等を担保とする貸出に応ずること。

ウ 災害時における手形交換又は不渡処分、休日営業又は平常時間外の営業について配慮すること。また、窓口営業ができない場合でも、顧客及び従業員の安全に十分配慮したうえで、現金自動預払機等において、預金の払戻しを行う等災害被災者の便宜を考慮すること。

エ 汚損日本銀行券及び補助貨幣の引換えについて、実情に応じ必要な措置をとること。

オ 窓口営業停止等の措置を講じた場合は、営業停止等並びに継続して現金自動預払機等を稼働させる営業店舗名等を、店頭掲示等での告示、新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知を徹底すること。

#### (3) 各種金融措置に関する広報

上記災害応急対策のうち、金融機関の営業開始、休日臨時営業、預貯金の便宜払戻措置並びに損傷日本銀行券、補助貨幣の引換え措置等については、関係行政機関と協議のうえ、日本銀行及び各金融機関が協力して速やかにその周知徹底を図り、人心の安定及び災害の復旧に役立てます。

## 第4 物価の安定、物資の安定供給

市は、生活必需品等の物価が高騰しないよう、また、買い占め、売り惜しみが生じないよう、必要に応じ要請等を行います。

また、小売店舗等と協定を結び、物資が安定的に供給されるように努めるとともに、災害発生後速やかに営業を開始できるよう、必要な体制の整備に努めます。

### 1 調査・監視

市は、緊急時において生活関連物資の価格高騰を防止し、物価の安定を図るとともに、生活関連物資の安定供給により市民生活の安定に資するため、物価の調査・監視を強化します。

#### (1) 対象とする店舗と品目

##### ア 対象店舗

市内全域の主要な百貨店、量販店、小売店、小売市場等

##### イ 対象品目

食料品、日用品等の生活関連物資（平常時の調査品目に必要な品目を追加）

#### (2) 調査・監視体制

調査・監視班を編成し調査・監視します。

#### (3) 調査内容等

##### ア 店頭価格及び価格動向

##### イ 物資の需給動向及び流通状況等

#### (4) 事業者に対する要請

##### ア 価格の安定

##### イ 物資の安定供給等

### 2 情報提供等

#### (1) 情報提供

市は、調査結果について、適宜市民に情報提供します。

#### (2) 相談窓口の設置

市は、買い占め、売り惜しみ、便乗値上げ等に関する情報収集、及び市民からの物価に関する相談や苦情、問い合わせ等に対応するため、相談窓口を開設します。

総  
則  
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

計  
画  
編

## 第18節 災害救援ボランティアの受入れと活動

総  
則  
編

### 【実施主体】

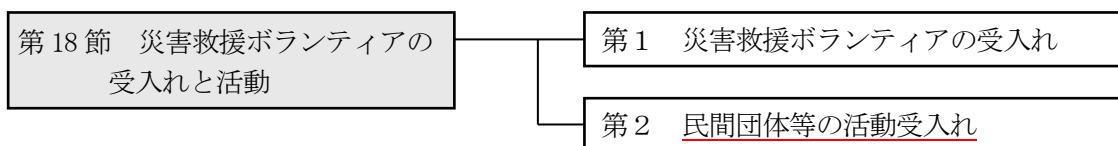
市	本部連絡班
関係機関	市社会福祉協議会、鎌倉青年会議所、民間団体等

※ 「鎌倉市災害対策本部条例施行規則」及び「総則編 第4節 計画の推進主体とその役割」に基づき記載

### 【施策の基本方針】

大規模地震が発生し、救援活動が広範囲又は長期に及ぶ場合において、市及び関係機関は、鎌倉市災害ボランティアセンターを設置・運営し、被災地におけるボランティア活動を推進します。

### 【施策の体系】



## 第1 災害救援ボランティアの受入れ

### 1 市災害ボランティアセンターの設置

市、市社会福祉協議会及び鎌倉青年会議所は、それぞれの実情に応じて、発災後速やかに、緊密な協働・連携のもと、鎌倉市災害ボランティアセンターを設置します。

#### (1) 市災害ボランティアセンターの任務

市災害ボランティアセンターは、協定に基づき、市社会福祉協議会及び鎌倉青年会議所等各種団体、個人等の協力を得て、ボランティアの募集、受入れ、作業配分等活動全般に関する事務を行うものとします。

市は、ボランティア活動が円滑に行われるよう、必要な支援を行うものとします。

#### (2) 活動拠点等の確保

市は、市災害ボランティアセンターの設置場所として、公共施設等の一部を確保するとともに、必要な資機材の調達支援等を行います。

#### (3) 市災害ボランティアセンターの運営等

市災害ボランティアセンターの開設や開設後の運営等については、市、市社会福祉協議会及び鎌倉青年会議所が協議して別に定めるものとします。

#### (4) 市災害対策本部との調整

市は、ボランティア需要状況の的確な把握に努め、市災害ボランティアセンターの運営に協力するとともに、市災害対策本部との連絡・調整にあたります。

#### (5) 事故補償等

市は、事故補償等安心してボランティアに参加できるような環境の整備に努めます。

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

計  
画  
編

(6) 食事・宿泊の手配等

ボランティア活動は、自己完結（水、食料、宿泊を自分で準備すること）が求められますが、必要に応じて、市は、関係団体との協議の上、地域拠点を設け、食料と宿泊施設を提供します。

**2 災害ボランティアの受入れ**

災害発生時のボランティアの活動内容は、①専門職ボランティア（応急危険度判定士、医療ボランティア等）と②一般ボランティア活動に大別して対応します。

(1) 専門職ボランティアの要請

応急危険度判定士や医療ボランティア等の専門職ボランティアは、市災害対策本部を介し、派遣を要請します。

(2) 一般ボランティア活動の受入れ

ア 市内外の個人ボランティア及び団体ボランティアは、災害発生時に活動の意志を災害ボランティアセンターに伝え、災害ボランティア登録用紙に必要事項を記入し、提出した段階で登録されます。

イ 登録が完了したボランティアは、災害ボランティアセンターで研修（注意事項等）を受け、避難所や関係機関等へ派遣します。

また、その時点で要請先が見当たらない場合は、待機の指示を受け災害ボランティアセンターからの連絡を自宅や所属組織で待つこととします。

**3 海外からの支援の受入れ**

(1) 県との連絡調整

海外からの支援の受入れは、基本的に国において推進されることから、海外からの支援が予想される場合には、市長は、国からの照会に迅速に対応できるよう、被害の状況、被災者支援の活動状況等を県に連絡します。

(2) 支援の受入れ

市は、海外からの支援の受入れが決まった場合、通訳や宿舎等の受入れ体制を整え、円滑な活動ができるよう支援します。

**第2 民間団体等の活動受入れ**

市は、官民協働による円滑な被災者支援を行えるよう、NPO、NGO等の民間ボランティア団体の受入れを図ります。

**1 民間団体等の活動内容**

- (1) 災害に関する情報や被害状況等を知ったときは、速やかに災害対策本部に通報する。
- (2) 被災者のための救助等の実施
- (3) 被災者の収容、避難、食料供給活動の協力
- (4) 被災地の清掃及び防疫活動の協力
- (5) その他市長が特に必要と認めた活動の協力

総  
則  
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

計  
画  
編

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

## 2 活動要請の手続き

民間団体等の活動要請の手続きは、災害対策本部がその必要を認めたとき、災害対策本部長が直接民間団体等の責任者に対して行います。

また、民間団体等の活動要請の場合には、次の各号について明らかにし、活動が円滑に運営できるよう配慮します。

- (1) 災害活動の内容
- (2) 協力希望の人員
- (3) 調達を必要とする用具
- (4) 活動の場所
- (5) その他参考となる事項

## 3 活動の内容と事後の措置

民間団体等の活動協力を要請したときは、各対策部長は次の措置を講じます。

- (1) 活動地に誘導するため市職員を派遣し、活動状況を把握するとともに、災害対策本部との連絡にあたります。
- (2) 活動に必要な資機材をあらかじめ確保し、輸送計画を立てます。
- (3) その他作業の円滑を図る処置を行います。なお、活動が終了したときは、次の事項を明らかにした報告書を災害対策本部長に提出します。
  - ア 活動内容
  - イ 活動人員と期間
  - ウ 活動の場所
  - エ 活動の効果
  - オ 事故ある場合は、その内容
  - カ その他今後参考となる事項

## 4 民間団体等の受入れ

市が活動要請した以外の民間団体等の受入れは、次により行います。

- (1) 受入れ  
災害対策本部若しくは市災害ボランティアセンターが窓口となり、活動内容、活動期間等を確認したうえで災害対策本部分担業務に定める市関係部局に連絡します。
- (2) 派遣  
市関係部局が、活動内容等により派遣先を指示します。
- (3) 管理  
市関係部局が、活動状況等を把握します。

総  
則  
編

第1編  
地震・津波災害対策

第2編  
風水害対策

第3編  
その他の災害対策

第4編  
復旧・復興対策

計  
画  
編



## 第19節 災害救助法の適用

### 【実施主体】

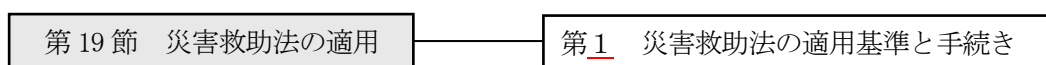
市	健康福祉班
---	-------

※ 「鎌倉市災害対策本部条例施行規則」及び「総則編 第4節 計画の推進主体とその役割」に基づき記載

### 【施策の基本方針】

市は、市内に一定規模以上の災害が発生し、災害救助法による救助を実施すると判断したときは、知事に対してその状況を明らかにして要請を行い、必要な救助を実施します。

### 【施策の体系】



## 第1 災害救助法の適用基準と手続き

### 1 災害救助法の適用基準

災害救助法は、同法施行令第1条第1項の定めるところにより、被害の程度が次の各号のいずれかに該当する場合に適用されます。

表 災害救助法の適用基準

指標となる被害内容	適用基準	施行令の項・号
鎌倉市内の住家が滅失した世帯数	100以上	第1項第1号
神奈川県内の滅失世帯数が2,500以上で、そのうち鎌倉市内の住家が滅失した世帯数	50以上	第1項第2号
神奈川県内の滅失世帯数が12,000以上で、そのうち鎌倉市内の住家が多数滅失したとき	内閣府令で定める基準	第1項第3号
<u>災害が隔絶した地域で発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の住家が滅失した場合</u>	<u>内閣府令で定める基準</u>	<u>第1項第3号</u>
多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき	内閣府令で定める基準	第1項第4号

(注) 住家の滅失した世帯、すなわち全壊（焼）、流失等の世帯を標準としているので、半壊半焼等著しい損傷を受けた世帯については、2世帯で1の世帯とし、床上浸水、土砂のたい積等により、一時的に居住不能となった世帯については、3世帯で1の世帯とみなします。

### 2 災害救助法の適用手続き

- (1) 災害に際し、市内における災害が上記の表「災害救助法の適用基準」のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるとき、かつ、現に同法第23条第1項に規定する救助を必要としているときは、市長は、直ちにその旨を県知事に報告します。
- (2) 市長は、災害救助法を適用したときは、知事、関係指定地方行政機関等に通知します。

総  
則  
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

計  
画  
編

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

(3) 市長は、災害の事態が急迫して、県知事による救助の実施を待つことができないときは、県知事が行う救助の補助として災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を事後速やかに県知事に情報提供します。

(4) 災害救助法における救助の種類

- ア 避難所、応急仮設住宅の供与
- イ 炊き出し、その他による食品の給与及び飲料水の供給
- ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- エ 医療及び助産
- オ 被災者の救出
- カ 被災した住宅の応急修理
- キ 学用品の給与
- ク 埋葬
- ケ 死体の搜索
- コ 死体の処理
- サ 障害物の除却
- シ 救助のための輸送及び賃金職員等の雇用

3 住家の滅失等の認定基準

市長は、市内に災害が発生した場合において、被災者から申請があったときは、住家の被害等の状況を調査し、罹災証明書を発行します。

表 災害救助法による被害状況認定基準

被害種類		認定基準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。
	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのあるものとする。
	<u>重傷者</u> <u>軽傷者</u>	災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもののうち、「 <u>重傷者</u> 」とは、1月以上の治療を要する見込みのものとし、「 <u>軽傷者</u> 」とは1月未満で治療できる見込みのものとする。
住家の被害	<u>住家全壊</u> <u>(全焼・全流失)</u>	住家が <u>その居住のための基本的機能を滅失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の<u>主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。</u></u>

被害種類		認定基準
住家の被害	<u>住家半壊(半焼)</u>	<u>住家</u> がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、 <u>住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。</u>
	<u>大規模半壊</u>	<u>居住する住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。</u>
	<u>中規模半壊</u>	<u>居住する住家が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。</u>
	<u>半壊</u>	<u>住家半壊(半焼)のうち、大規模半壊、中規模半壊を除くもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上30%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のものとする。</u>
	<u>準半壊</u>	<u>住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。</u>
	床上浸水	浸水がその床上に達した程度のもの、又は土砂、竹木等のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものとする。
	床下浸水	住家が床上浸水に達しない程度のものとする。
住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念の住家であるかどうかは問わない。	
<u>非住家</u>	<u>住家以外の建築物をいうものとする。なお、<u>官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。</u></u>	

(注)

- 1 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
- 2 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- 3 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

総則編
第1編 地震・津波災害対策
第2編 風水害対策
第3編 その他の災害対策
第4編 復旧・復興対策

## 第20節 二次災害の防止対策

総  
則  
編

### 【実施主体】

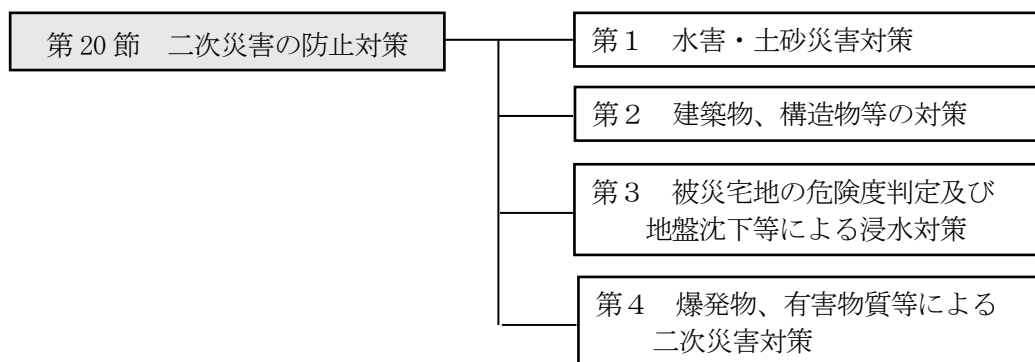
市	都市景観部（開発審査班、建築指導班、緑地がけ地班）、都市整備部、消防班（警防班）
---	--

※ 「鎌倉市災害対策本部条例施行規則」及び「総則編 第4節 計画の推進主体とその役割」に基づき記載

### 【施策の基本方針】

市は、余震、降雨等による水害、土砂災害、余震による建築物、構造物の倒壊、地盤沈下による浸水等に備え、二次災害防止対策を講じます。

### 【施策の体系】



第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

計  
画  
編

### 第1 水害・土砂災害対策

市は、余震あるいは降雨等による二次的な水害に対して、応急対策を実施します。

また、横浜地方気象台及び県により、土砂災害警戒情報等の発表基準の引き下げが実施された場合は、適切な警戒避難体制の整備等の応急対策を行うとともに、災害発生のおそれのある場合は、速やかに適切な避難対策を実施します。

### 第2 建築物、構造物等の対策

#### 1 建築物等

市は、余震による避難所、その他の建築物等の倒壊等から人的二次被害を防止するため、応急危険度判定士の協力を得て、被災建築物等に対して応急危険度判定を速やかに行うとともに、その判定結果を標識で表示し、市民に説明する等の応急措置を行います。

#### 2 構造物、公共施設等

市は、災害発生後直ちに、市内外の専門技術をもつ人材等を活用して、市の管理する道路、橋りょう等の構造物や小中学校、社会福祉施設等の建築物の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保を最優先に、公共施設の応急復旧を速やかに行います。

### 第3 被災宅地の危険度判定及び地盤沈下等による浸水対策

#### 1 被災宅地の危険度判定

市は、大規模地震により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士を活用して宅地危険度判定を速やかに実施し、二次災害の軽減、防止に努めます。

#### 2 地盤沈下等による浸水等の対策

(1) 市は、地盤沈下等による浸水被害を防止するため、海岸保全施設等の点検を県に要請するとともに、必要に応じて、適切な警戒避難体制の整備等の応急対策を行います。

また、災害発生のおそれのある場合は、速やかな避難対策を実施します。

(2) 市は、地震発生後の海岸構造物等の状況を踏まえ、適切な警戒避難体制の整備等の応急対策を行うとともに、災害発生のおそれのある場合は速やかな避難対策を実施します。

### 第4 爆発物、有害物質等による二次災害対策

危険物施設等や火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設等の管理者は、爆発物等の二次災害防止のため、施設の点検、応急措置を行います。

また、爆発等のおそれが生じた場合は、速やかに関係機関に連絡します。

更に、有害物質の漏えい及びアスベストの飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡等の対策を行います。

総  
則  
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

計  
画  
編

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

総 則 編	
計 画 編	第1編 地震・津波災害対策
	第2編 風水害対策
	第3編 その他の災害対策
	第4編 復旧・復興対策

## 第3章

# 南海トラフ地震防災対策推進計画

総  
則  
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

計  
画  
編



## 第1節 総則

### 第1 推進計画の目的

この計画は、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されている市における、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関連する情報と対応、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、地震防災対策の推進を図ることを目的とします。

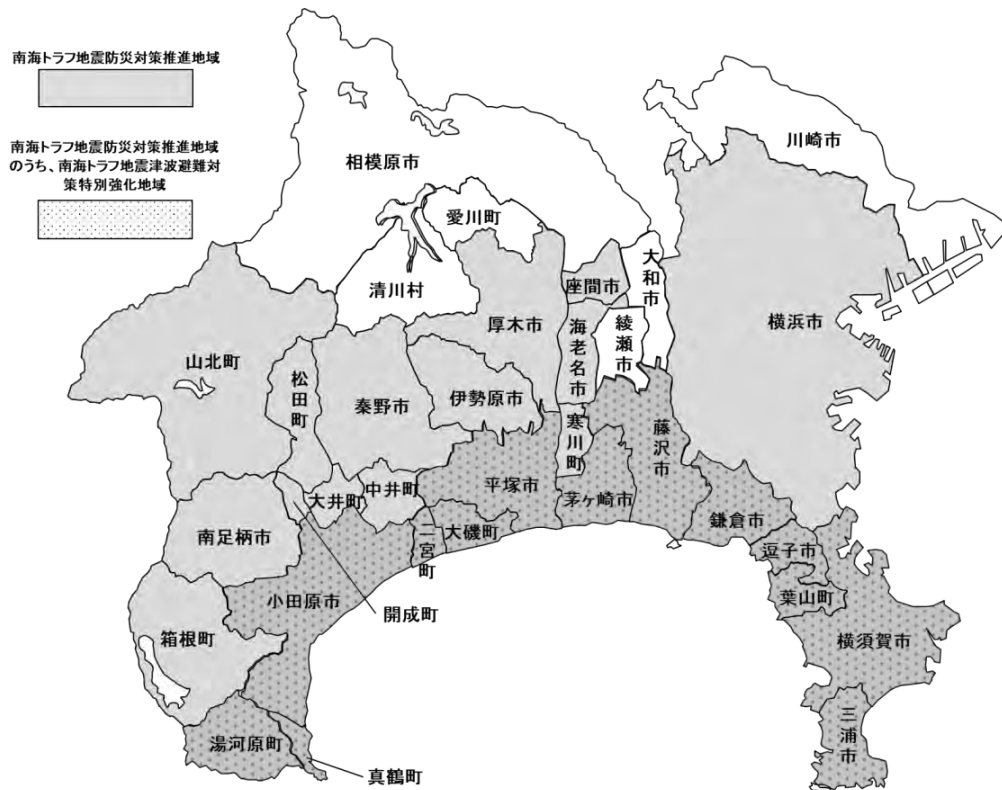
### 第2 関係機関が南海トラフ地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本市の地域に係る地震防災に関し、関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱は、「総則編 第4節 計画の推進主体とその役割 第4 関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」を準用します。

### 第3 南海トラフ地震防災対策推進地域及び南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域

本市は、「南海トラフ地震防災対策推進地域」(南海トラフ特措法第三条)及び「南海トラフ地震津波避難対象特別強化地域」(南海トラフ特措法第十条)に指定されています。

図 南海トラフ地震防災対策推進地域及び南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域



総則編	第1編 地震・津波災害対策	第2編 風水害対策	第3編 その他の災害対策	第4編 復旧・復興対策
-----	---------------	-----------	--------------	-------------

## 第2節 関係者との連携協力の確保

### 第1 資機材、人員等の配備手配

#### 1 物資等の調達手配

南海トラフ地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資等の確保については、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第8節 第1 飲料水及び生活用水の確保・供給～第4 救援物資の受入れ・配分」を準用します。

また、市は、必要に応じ、県に対して市民等に対する応急救護及び被災者救護のため必要な物資等の供給の要請を行います。

#### 2 人員の配置

市は、人員の配備状況を県に報告するとともに、人員に不足が生じる場合は、県等に応援を要請します。

#### 3 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

関係機関は、南海トラフ地震が発生した場合、市地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、あらかじめ必要な資機材の点検、整備、配備等の計画を作成します。

なお、機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定めます。

### 第2 他機関に対する応援要請

市は災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、自治体・公共機関・民間機関等と各種応援協定を締結しており、必要に応じ、各協定に基づき、応援を要請します。

### 第3 帰宅困難者への対応

一斉帰宅の抑制、一時滞在施設の確保、その他の帰宅困難者対策については、「第1編 第1章 地震・津波災害予防計画 第17節 帰宅困難者対策」及び「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第7節 第5 帰宅困難者対策」を準用します。

## 第3節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

### 第1 防災施設の確保

防災施設の確保については、「第1編 第1章 地震・津波災害予防計画 第7節 第5 防災施設の確保」を準用します。

### 第2 津波に関する情報の伝達等

津波警報等の津波に関する情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第2節 情報収集・伝達・広報」に規定する体制を準用します。

### 第3 避難指示等の発令基準

避難指示等の発令については、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第3節 津波災害応急対策」を準用します。

### 第4 避難対策等

津波避難ビルの指定等の避難対策については、「第1編 第1章 地震・津波災害予防計画 第7節 津波に強いまちづくり」及び「第2章 地震・津波災害応急対策計画 第7節 避難対策」を準用します。

### 第5 市民等の防災対応等

#### 1 日頃からの地震への備えの再確認

- (1) 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒、巨大地震注意）が発表された場合に、市民等があわてて地震対策をとることがないように、「日頃からの地震への備え」について周知し、平常時からの対策を促します。
- (2) 市は、大規模地震の発生可能性が平常時と比べ相対的に高まったと評価された場合、直ちに地震や津波が発生するとの誤解から混乱が生じないように、南海トラフ地震臨時情報の意味や南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の対応等について、普及啓発に努めます。
- (3) 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒、巨大地震注意）が発表された場合、国からの呼びかけに応じて、1週間（ゆっくりすべりケースの場合は、すべりの変化が収まってから変化していた期間と概ね同程度の期間）、「日頃からの地震への備え」の再点検を行い、日常の生活を行うことや、個々の状況に応じて、危険性が高い場所を避け、できるだけ安全な行動をとることなどを周知します。
- (4) 市は、後発地震に備えて不要不急の火気器具や電熱器具の使用を控えることなどにより、火災の発生を防止することなどを周知します。

#### 2 津波からの避難対策

総  
則  
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

計  
画  
編

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

南海トラフ地震の想定震源域内で地震が発生した場合、震源から本市が離れている場合でも、本市を含む南海トラフ沿いの全域の沿岸部に対して、大津波警報や津波警報が発表されることが想定されます。このため、本計画に基づき、避難指示を発令し、市民等の避難を呼びかけます。

また、大津波警報等が津波注意報に切り替わった後の対応について、社会的混乱防止のため、必要な措置をとります。

### 3 土砂災害等に対する防災対応

市は、巨大地震警戒対応及び巨大地震注意対応において、市民等の安全確保のため、次のような事項について周知に努めます。

- (1) 土砂災害の発生の危険が高いエリアの特定は難しいことを前提に、不安がある地域住民に対しては、個々の状況に応じて、知人・親類宅への避難等、身の安全を守るなどの防災対応を検討する必要があること。
- (2) 住宅の耐震性に不安がある地域住民は、知人・親類宅等への避難をあらかじめ検討する必要があること。

### 4 自主避難

本市には、事前避難対象地域はありませんが、大津波・津波警報解除後に南海トラフ地震臨時情報「巨大地震警戒」の発表がなされた場合には、市民等に向け自主避難所を開設することとします。

また、巨大地震警戒に伴う避難時には、ライフラインや流通機能も稼働していると想定されることから、「自らの命は自ら守る」という防災対策の基本を踏まえ、次の事項について周知に努めます。

- (1) 市民等の避難は、知人・親類宅等への避難が基本であること。
- (2) 食料や生活用品等は、避難者が各自で準備することが基本であること。
- (3) 避難所の運営は、避難者自らが行うことが基本であること。

また、市は、後発地震の発生に備え、知人・親類宅等への避難が困難な避難者に対して、巨大地震警戒対応期間の1週間を基本とした自主避難所を確保します。

## 第6 企業等の防災対応

### 1 防災対応の基本的な考え方

- (1) 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、企業等は、平常時からの地震への備えを再確認するなど、警戒レベルを上げることを基本に、個々の状況に応じて適切な防災対応を実施したうえで、できる限り事業の継続に努めます。
- (2) 企業等は、大規模地震発生時に明らかに従業員等の生命に危険が及ぶ場合は、それを回避する措置を実施します。
- (3) 不特定多数の者が利用する施設や危険物取扱施設等については、出火防止措置等の施設点検を確実に実施します。
- (4) 地震に備えた事業継続に当たっては、一時的に企業活動が低下しても後発地震が発生した場合に、トータルとして事業継続・早期復旧できるよう普段以上の警戒の措置に努

めます。

## 第7 消防機関等の活動

- 1 消防機関は、津波からの円滑な避難の確保等のために、次の事項を重点として必要な措置を講じます。
  - (1) 津波警報等の情報の的確な収集・伝達
  - (2) 津波からの避難誘導
  - (3) 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する支援
  - (4) 津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立
- 2 上記の措置を実施するため必要な動員、配備及び活動計画は、市消防計画に定めるところによります。

## 第8 警備対策

県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、これらの事態に伴い発生するおそれのある各種の混乱、犯罪等を防止するため、警備体制を確立します。

また、県警察の総合力を発揮して、迅速かつ的確な措置を講ずることにより、市民等の生命、身体及び財産の保護に努め、治安維持に万全を期すため、正確な情報の収集・伝達・広報、社会秩序維持を重点に必要な措置を行います。

## 第9 水道、電気、ガス、通信、放送関係

津波からの円滑な避難を確保するため、ライフライン被害の軽減及び発災時の二次災害の発生防止に係る上下水道、電気ガス、通信機関の活動については、「第1編 第1章 地震・津波災害予防計画 第8節 ライフラインの安全対策」及び「第2章 地震・津波災害応急対策計画 第15節 ライフラインの応急復旧」を準用します。

## 第10 交通

### 1 道路

津波襲来のおそれがあるところでの交通規制、避難については、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第13節 交通規制・緊急輸送対策」を準用します。

### 2 海上

津波による危険が予想される地域から安全な海域への船舶の退避等については、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第14節 警備・救助対策 第2 海上における警備・救助対策」を準用します。

### 3 鉄道

災害発生時の運行規制その他乗客や駅滞在者等に対する措置については、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第13節 交通規制・緊急輸送対策 第4 公共交通網の応急対策」及び「第2章 地震・津波災害応急対策計画 第7節 避難対策 第5 帰宅困難者対策」

総  
則  
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

計  
画  
編

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

を準用します。

## 第11 市が自ら管理を行う施設等に関する対策

### 1 不特定多数のものが出入りする施設

市が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、美術館、図書館、学校等の管理上の措置はおおむね次のとおりです。

#### (1) 各施設に共通する事項

- ア 津波警報等の入場者等への伝達
- イ 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- ウ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- エ 出火防止措置
- オ 水、食料等の備蓄
- カ 消防用設備の点検・整備
- キ 非常用発電装置、防災行政用無線、テレビ、ラジオ、コンピューター等情報を入手するための機器の整備

#### (2) 個別事項

学校等にあつては、当該学校等が、市の定める津波浸水想定区域にあるときは、避難の安全に関する措置を行います。また、当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合は（特別支援学校等）これらの者に対する保護の措置を行います。

社会福祉施設にあつては重度障害者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置を行います。

なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定めます。

### 2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

災害対策本部が設置される庁舎等の管理者においては、1の(1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとします。

また、災害対策本部等を市が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとします。

- (1) 自家発電装置、可搬式発電機等の整備による非常用電源の確保
- (2) 無線通信機等通信手段の確保
- (3) 災害対策本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

市が定める避難所又は応急救護所が設置される学校、社会教育施設等の管理者は1の(1)又は1の(2)の掲げる措置をとるとともに、市が行う避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとします。

## 第12 迅速な救助

消防機関等による被災者の救助・救急活動については、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第5節 第1 各主体の役割～第3 救助・救急活動」を準用します。

## 第4節 南海トラフ地震に関連する情報と対応

### 第1 南海トラフ沿いで観測され得る異常な現象

南海トラフ沿いで観測され得る異常な現象のうち、観測される可能性が高く、かつ大規模地震につながる可能性があるとして想定されている3つのケースは次のとおりです。

#### 1 半割れ（大規模地震）／被害甚大ケース（以下「半割れケース」という。）の概要

南海トラフ地震の想定震源域内の領域で大規模地震が発生し、残りの領域で大規模地震発生の可能性が相対的に高まったと評価されたケースです。

また、南海トラフ地震の想定震源域内のプレート境界においてモーメントマグニチュード（以下「M」という。）8以上の地震が発生した場合、大規模地震発生の可能性が相対的に高まったと評価されます。

#### 2 一部割れ（前震可能性地震）／被害限定ケース（以下「一部割れケース」という。）の概要

南海トラフ沿いで、大規模地震に比べて一回り小さい、M7クラスの地震が発生したケースです。

また、南海トラフ地震の想定震源域内のプレート境界においてM7以上、M8未満の地震が発生した場合、大規模地震発生の可能性が相対的に高まったと評価されます。なお、想定震源域のプレート境界以外や、想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲で発生したM7以上の地震についても、「一部割れケース」として取り扱われます。

#### 3 ゆっくりすべり／被害なしケース（以下「ゆっくりすべりケース」という。）の概要

短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測されたケースです。

### 第2 南海トラフ地震に関連する情報

南海トラフ地震に関連する情報は、「南海トラフ地震臨時情報」又は「南海トラフ地震関連解説情報」の情報名で発表されます。

「南海トラフ地震に関連する情報」の種類及び発表条件は、次のとおりです。

総  
則  
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

計  
画  
編

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

表 「南海トラフ地震に関連する情報」の名称及び発表条件

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	<p>○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合。</p> <p>○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合。</p>
南海トラフ地震関連解説情報	<p>○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合。</p> <p>○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし、南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く）。</p> <p>※既に必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合があります。</p>

### 第3 南海トラフ地震臨時情報

#### 1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）

気象庁は、南海トラフ地震の想定震源域及びその周辺で速報的な評価で算出されたマグニチュード6.8程度以上の地震が発生、又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべりを観測した際は、南海トラフ地震との関連性について調査を開始する旨を「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」として発表します。

#### 2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意・調査終了）

気象庁は、その後、気象庁は有識者からなる「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催し、発生した現象について評価を行います。当該評価結果が、前項の3つのケースのいずれかに該当する現象と判断された場合には、気象庁から次の情報が発表されます。

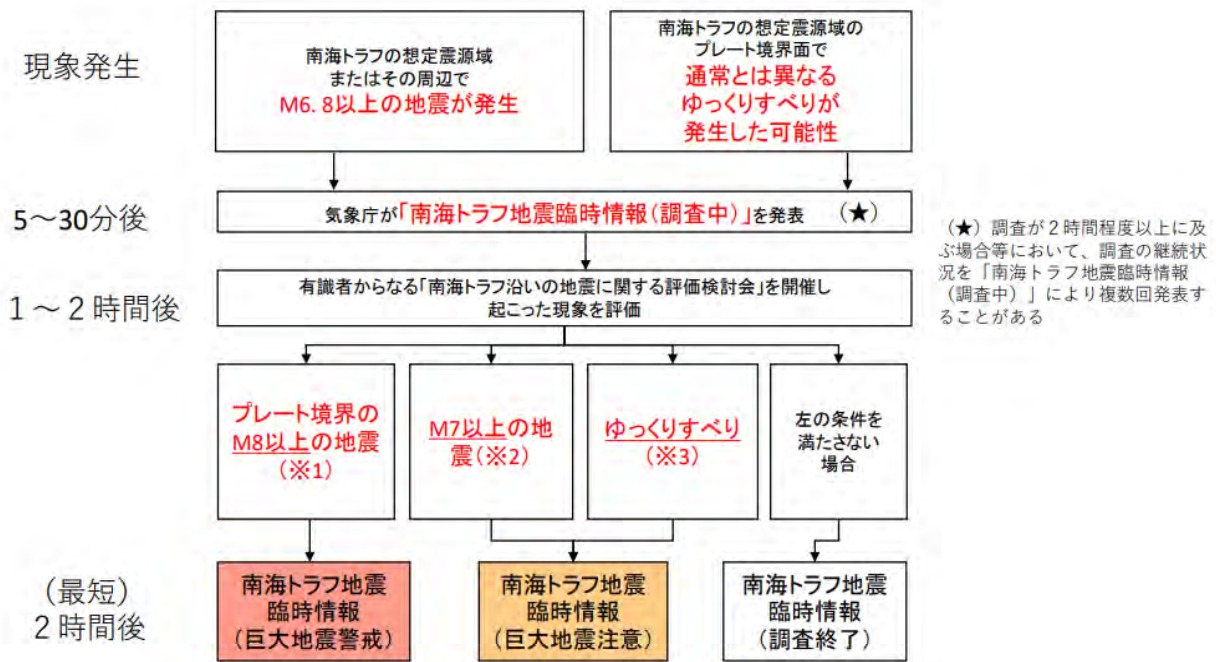
表 南海トラフ地震について発表される情報

異常な現象に対する評価	発表される情報
①半割れケース	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）
②一部割れケース	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）
③ゆっくりすべりケース	
いずれにも当てはまらない現象	南海トラフ地震臨時情報（調査終了）

資料：南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（平成3年（1991年）、内閣府）

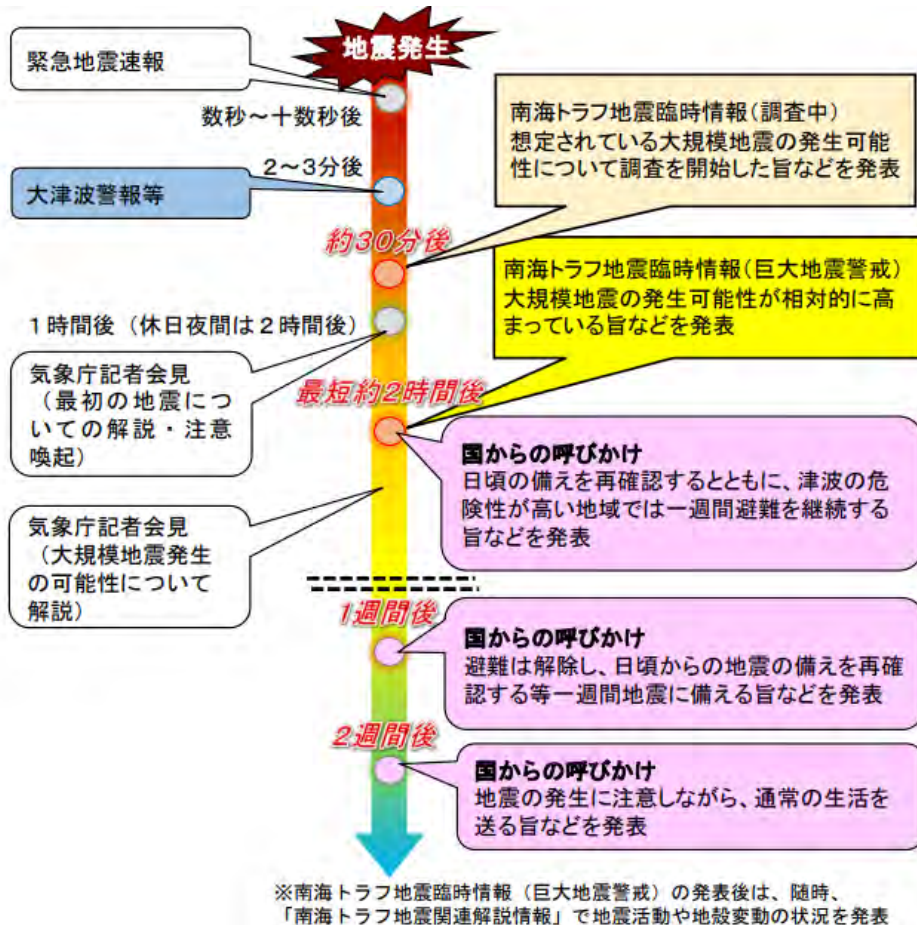


図 南海トラフ地震臨時情報の情報発表までの流れ



資料：気象庁

図 「巨大地震警戒対応」における情報の流れイメージ



総則編

第1編 地震・津波災害対策

第2編

風水害対策

計画編

第3編 その他の災害対策

第4編

復旧・復興対策

表 「南海トラフ地震臨時情報」の種類と発表条件

(情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報(調査中)」等の形で情報発表します。)

発表時間	キーワード	発表条件
地震発生等から 5～30分程度	調査中	次のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合。 ○監視領域内 <sup>※1</sup> でマグニチュード 6.8 以上 <sup>※2</sup> の地震 <sup>※3</sup> が発生。 ○1箇所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合等、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測。 ○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測。
		○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード <sup>※4</sup> 8.0 以上の地震が発生したと評価した場合。
地震発生等から 最短で2時間程度	巨大地震警戒	○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード <sup>※4</sup> 7.0 以上の地震 <sup>※3</sup> が発生したと評価した場合(巨大地震警戒に該当する場合は除く)。
	巨大地震注意	○監視領域内 <sup>※1</sup> において、モーメントマグニチュード <sup>※4</sup> 7.0 以上の地震 <sup>※3</sup> が発生したと評価した場合(巨大地震警戒に該当する場合は除く)。 ○想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合。
	調査終了	○(巨大地震警戒)、(巨大地震注意)のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合。

※1 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲。

※2 モーメントマグニチュード 7.0 の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードで、マグニチュード 6.8 以上の地震から調査を開始する。

※3 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。

※4 断層のずれの規模(ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ)をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、モーメントマグニチュードを求めるには詳細な解析が必要で、その値が得られるまで若干時間を要する。そのため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

総則編  
第1編 地震・津波災害対策  
第2編 風水害対策  
第3編 その他の災害対策  
計画編  
第4編 復旧・復興対策

## 第4 南海トラフ地震臨時情報の内容に応じた防災対応

市民等や企業は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、南海トラフの震源域で想定される最大クラス（M9クラス）の後発地震の発生を想定し、次のような防災対応を行います。

### 1 巨大地震警戒対応（半割れケース）

#### (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合

南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合は、状況に応じて避難等の防災対応を準備・開始します。

#### (2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、最初の地震発生から1週間を基本に、国からの呼びかけに応じ、次のような対応を行います。

ア 平常時からの地震への備えを再確認します。

イ 地震発生後の避難では間に合わない可能性のある要配慮者は避難、それ以外の者は避難の準備を整え、個々の状況等に応じて避難します。

ウ 地震発生後の避難で明らかに避難が完了できない地域住民は避難します。

エ 最初の地震発生から1週間経過以降2週間経過までの間、次項の巨大地震注意対応を行います。

オ 2週間経過後は、国からの呼びかけに応じ、地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常的生活を行います。

### 2 巨大地震注意対応（一部割れケース、ゆっくりすべりケース）

#### (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合

発生直後、南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合は、状況に応じて防災対応を準備・開始します。

#### (2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が出た場合、最初の地震発生から1週間（ゆっくりすべりの場合は、すべりの変化が収まってから変化していた期間とおおむね同程度の期間）を基本に、国からの呼びかけに応じ、平常時からの地震への備えの確認等の対応を行います。

1週間経過後は、国からの呼びかけに応じ、地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常的生活を行います。

### 3 臨時情報に対応した防災体制

市は、地域住民等に日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるとともに、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知します。

また、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等について、状況の変化等に応じて逐次伝達するために必要な措置を講じるとともに市民等が正確に理解できる平明な表現を用い、反復継続して伝達するよう努めます。

総  
則  
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

計

画  
編

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

表 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の県の対応

気象庁が発表する情報	県の配備体制
<u>南海トラフ地震臨時情報 (調査中)</u>	【通常体制】 ・情報収集を行う。
<u>南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)</u>	【災害対策本部体制（第一次）】 ・総理指示を市町村等へ伝達を行う。 ・知事メッセージを速やかに発出する。
<u>南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)</u>	【応急体制（第一次）】 ・危機管理対策会議（執務時間外は同会幹事会）を開催し、 情報共有とともに今後の対応を検討する。 ・知事メッセージを速やかに発出する。 ・巨大地震警戒の続報として発表された場合は、災害対策 本部体制を維持する。
<u>南海トラフ地震臨時情報 (調査終了)</u>	【体制解除（通常体制）】 ・災害対応が終了している場合。

総  
則  
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

計  
画  
編

## 第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

南海トラフ地震が発生した場合の直接的被害を極力軽減することや、災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため、建築物・構造物等の耐震化・不燃化・耐浪化等を図るとともに、避難場所・避難経路など地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備の推進が必要です。

このため、地震防災上、緊急に整備等すべき施設等はおおむね次の通りです。

なお、整備すべき施設等は、自主防災組織等が検討する避難計画との整合を図り、適宜見直しを行っていきます。

- 1 建築物、構造物等の耐震化・不燃化・耐浪化
- 2 避難場所の整備
- 3 避難経路の整備
- 4 土砂災害防止施設
- 5 津波防護施設
- 6 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設
- 7 緊急輸送を確保するために必要な道路、港湾又は漁港の整備
- 8 通信施設の整備

総  
則  
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

計  
画  
編

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

## 第6節 防災訓練計画

総  
則  
編

市は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び地域住民等の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、南海トラフ地震や夜間津波対応等を想定した防災訓練を実施します。

市は、11月5日の津波防災の日に津波避難訓練を実施するなど、少なくとも年1回以上実施するよう努めます。

また、県、関係機関、自主防災組織等と連携して、次の訓練の実施に努めます。

- (1) 要員参集訓練及び本部運営訓練
- (2) 要配慮者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
- (3) 津波警報又は南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の情報収集、伝達訓練
- (4) 災害の発生の状況、避難指示等、自主避難による各避難場所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に県及び関係機関に伝達する訓練

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

計  
画  
編

## 第7節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

市は、関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力し、地震防災上必要な教育及び広報を推進します。

### 第1 市職員に対する教育

市は、地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、南海トラフ地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行います。

防災教育の内容は次のとおりです。

表 防災教育の内容（例）

防災教育の内容（例）
(1) <u>南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容</u>
(2) <u>南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識</u>
(3) <u>地震・津波に関する一般的な知識</u>
(4) <u>南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識</u>
(5) <u>南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割</u>
(6) <u>南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識</u>
(7) <u>南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題</u>

### 第2 市民等に対する教育

市は、関係機関と協力して、ハザードマップの作成・見直し、周知、ワークショップの開催、防災訓練等の機会を通じて、津波からの避難に関する意識の啓発等、市民等に対する教育を実施します。防災教育の内容は、次のとおりとし、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとします。

なお、その教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施等地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることに留意しながら、実践的な教育を行います。

総  
則  
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

計  
画  
編

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

表 防災教育の内容（例）

防災教育の内容（例）	
総則編  第1編 地震・津波災害対策  第2編 風水害対策  第3編 その他の災害対策  第4編 復旧・復興対策	(1) <u>南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容</u> (2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識 (3) 地震・津波に関する一般的な知識 (4) <u>南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合における出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、初期消火及び自動車運転の自粛等防災上とるべき行動に関する知識</u> (5) 正確な情報入手の方法 (6) 関係機関が講ずる災害応急対策等の内容 (7) 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識 (8) 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識 (9) 避難生活に関する知識 (10) 地域住民等自らが実施し得る、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法 (11) 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容

### 第3 相談窓口の設置

県及び市は、南海トラフ地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図るものとします。



## 第8節 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項

市は今後、津波避難ビルや避難路等の整備を実施するため、津波避難対策緊急事業計画を策定します。

津波避難対策緊急事業計画には、事業の緊急性が高く、実施が確実な事業とし、市は今後、自主防災組織などとの合意形成を図りながら、対象となる事業を選定します。

総  
則  
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

計  
画  
編

総 則 編	
計 画 編	第1編 地震・津波災害対策
	第2編 風水害対策
	第3編 その他の災害対策
	第4編 復旧・復興対策

## 第4章

# 東海地震に関する事前対策計画

総  
則  
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

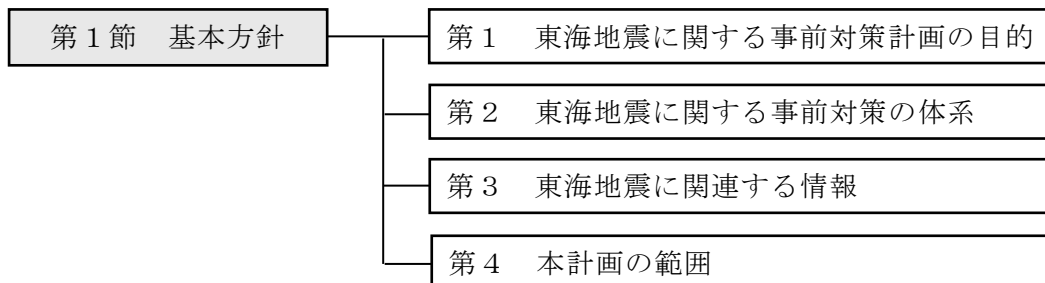
第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

計  
画  
編

## 第1節 基本方針

### 【施策の体系】



### 第1 東海地震に関する事前対策計画の目的

この計画は、大規模地震対策特別措置法（以下「大震法」という。）第6条の規定に基づき、大震法第3条に規定された東海地震に係る地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）において、内閣総理大臣から警戒宣言が発せられたときから地震が発生するまで、又は警戒解除宣言が発せられるまでの間にとるべき対策を中心に、東海地震の発生に伴う被害の発生を防止又は軽減するため、必要な具体的計画等を定め、東海地震に係る防災体制の推進を図ることを目的としています。

なお、本市はこの強化地域に指定されていませんが、東海地震が発生した場合には、最大震度5強の地震動が予想され、過去の事例からブロック塀の倒壊、ライフラインの障害、交通の混乱等が予測されます。

このため本市では、関係機関等と連絡協力を図りながら、強化地域に準じた計画を定め、東海地震防災対策の確立を図ることを目的とします。

総  
則  
編

第1編 地震・津波災害対策

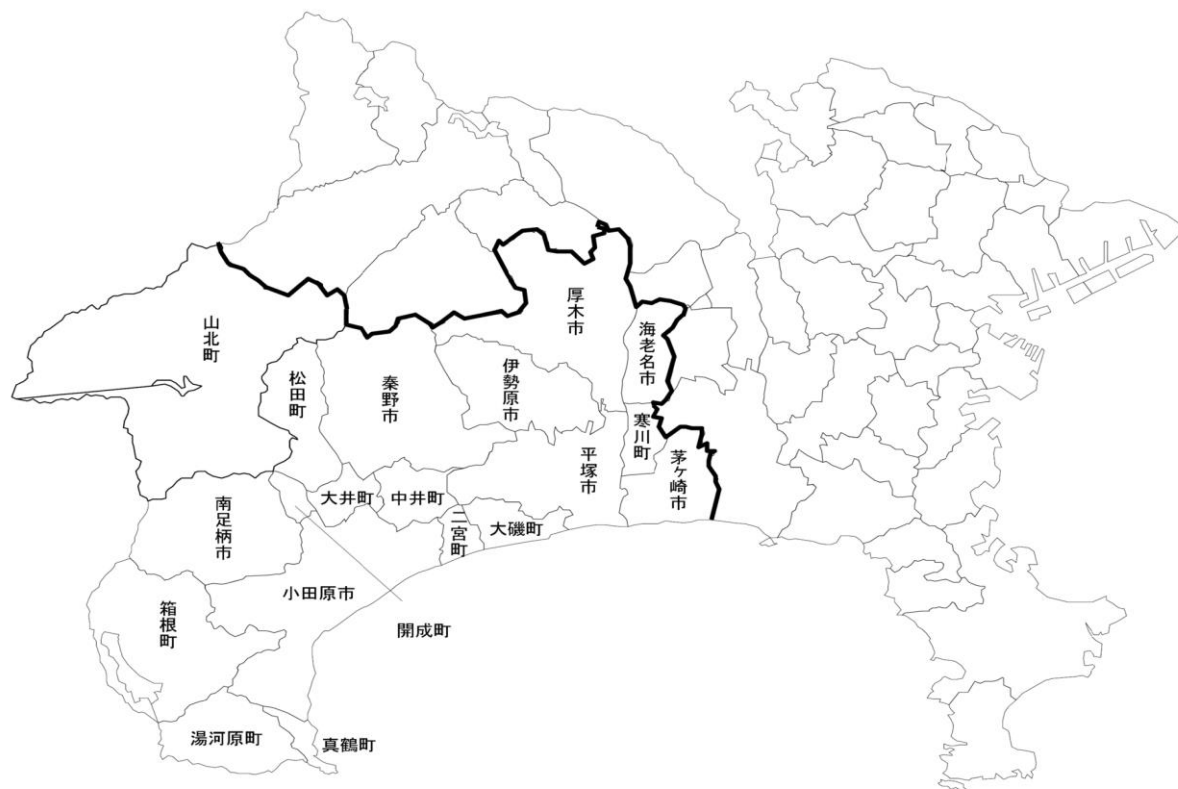
第2編 風水害対策

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

計  
画  
編

図 地震防災対策強化地域指定市町

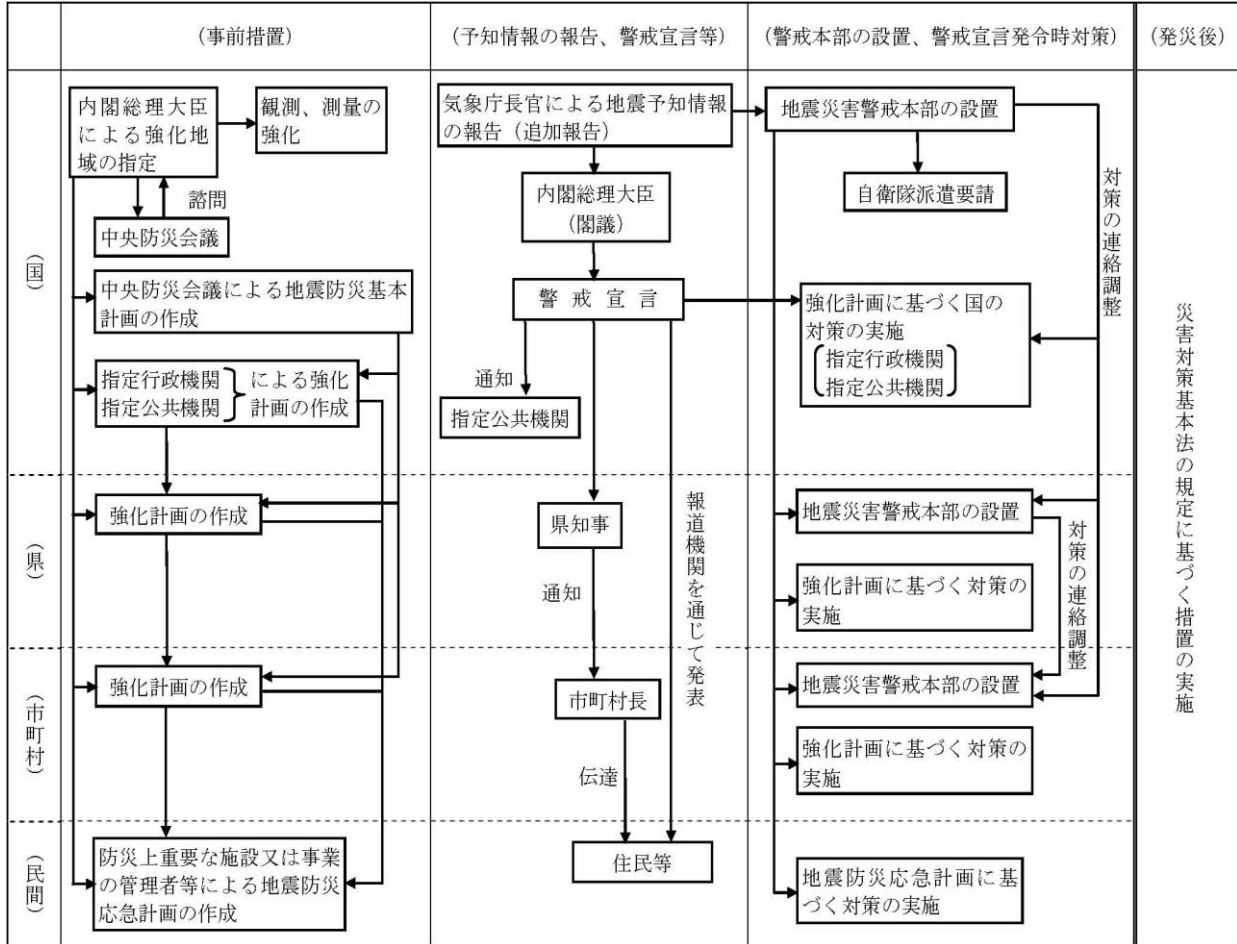


大震法第3条に基づき、昭和54年（1979年）8月7日に指定された本県の強化地域は、平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、厚木市、伊勢原市、海老名市、南足柄市、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町の8市11町です。

## 第2 東海地震に関する事前対策の体系

東海地震に関する事前対策の体系は、次のとおりです。

表 東海地震に関する事前対策の体系



総則編
第1編 地震・津波災害対策
第2編 風水害対策
第3編 その他の災害対策
第4編 復旧・復興対策

### 第3 東海地震に関連する情報

気象庁では、平成29年（2017年）11月1日から「南海トラフ地震に関連する情報」の運用を開始しました。これに伴い、現在、東海地震のみに着目した「東海地震に関連する情報」の発表は行っていません。

ここでは、これまで発表してきた「東海地震に関連する情報」等について記載します。

気象庁は、東海地震に関する各種観測データを把握し、また、地震防災対策強化地域判定会（以下「判定会」という。）を定例開催しています。その観測データにおいて、通常とは異なる変化が観測された場合、次の表の区分による東海地震に関連する情報を発表します。判定会等において、観測された異常現象が、東海地震の前兆現象である可能性が高まったと認められた場合には、東海地震注意情報を発表します。更に異常現象が進展し、東海地震が発生するおそれがあると認められた場合等に、気象庁長官は、その旨を内閣総理大臣に報告します。報告を受けて内閣総理大臣は、閣議を招集し「警戒宣言」の閣議決定を行い、テレビ・ラジオ等あらゆる報道機関を通じて警戒宣言を発令します。警戒宣言に伴い、東海地震予知情報が発表されます。

なお、各情報の発表後、東海地震発生のおそれがなくなったと判断された場合は、その旨の情報が発表されます。

また、各情報について、その情報が意味する状況の危険度を表す指標として、赤・黄・青の「カラーレベル」で示します。

表 東海地震に関連する情報の区分及び市の配備体制

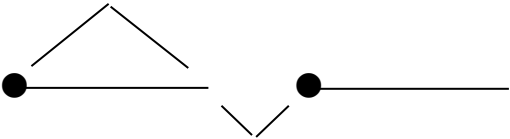
東海地震に関連する情報	情報の内容	カラーレベル		配備体制
		発表	終了	
東海地震に関連する調査情報（臨時）	東海地域の観測データに異常が現れた場合に、その原因の調査状況について発表される情報で、東海地域におけるひずみ計1箇所以上で有意な変化が観測された場合等に発表される情報	青	青	—
東海地震注意情報	東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められた場合に発表される情報で、東海地域におけるひずみ計2箇所での有意な変化が、前兆すべり（プレスリップ）である可能性が高まったと判定会で判断した場合等に発表される情報	黄	青	全職員による3号配備（非常体制）
東海地震予知情報	東海地震が発生するおそれがあると認められ、内閣総理大臣による「警戒宣言」が発せられた場合に発表される情報で、東海地域におけるひずみ計3箇所以上での有意な変化が、前兆すべり（プレスリップ）によるものと判定会で判断した場合等に発表される情報	赤	青	

総則編  
第1編 地震・津波災害対策  
第2編 風水害対策  
計画編  
第3編 その他の災害対策  
第4編 復旧・復興対策



警戒宣言が発せられた旨の広報は、次に示すとおり、大震法施行規則第4条に定める防災信号を使用し、防災行政用無線において実施するとともに、あらゆる手段を用いて広報を行います。

表 警戒宣言が発せられた旨の防災信号

警 鐘	サイレン
(5点)  ●—●—●—●—● ●—●—●—●—●	(約45秒間吹鳴)    (約15秒間休止)
備考 1 警鐘又はサイレンは、適宜の時間継続すること。 2 必要があれば、警鐘及びサイレンを併用すること。	

#### 第4 本計画の範囲

この計画は、市や関係機関等が、大震法第9条に基づく警戒宣言が発せられてから地震発生まで、又は警戒宣言が解除されるまでの間に行うべき対応措置を定めます。

また、東海地震調査情報（臨時）及び東海地震注意情報の発表から、警戒宣言の発令までの間においても、社会的混乱防止のため、必要な措置をとります。

また、地震発生後は、「地震災害応急対策計画」及び「復旧・復興計画」に移行して活動するものとします。

総  
則  
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

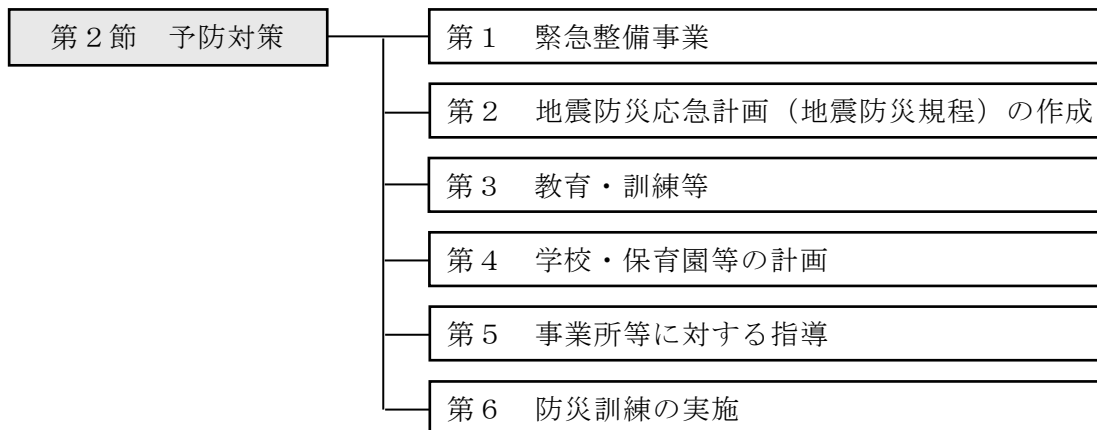
第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

計  
画  
編

## 第2節 予防対策

### 【施策の体系】



### 第1 緊急整備事業

市は、大震法施行令第2条に準じ、地震防災上整備すべき施設等について、年次計画により整備に努めます。

また、その他防災上必要な震災対策関連事業について、年次計画により実施に努めます。

### 第2 地震防災応急計画（地震防災規程）の作成

大震法第7条第1項に規定する事業所等は、東海地震注意情報及び東海地震予知情報が発表された場合あるいは警戒宣言が発せられた場合の対応措置について地震防災応急計画（地震防災規程を含む。以下「計画」という。）の作成に努めるものとします。

ただし、南海トラフ地震臨時情報等の運用開始に伴い、東海地震のみに着目した情報（東海地震に関連する情報）の運用は行われていないことから、地震防災応急計画（防災上重要な特定施設の事業者が作成する防災計画を含む）の作成についても運用を停止しています。

#### 1 大震法第7条第1項に規定する事業所等の種類

- (1) 病院、劇場、百貨店、旅館その他不特定かつ多数の者が出入する施設
- (2) 石油類、火薬類、高圧ガスその他政令で定めるものの製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設
- (3) 鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業
- (4) 前3号に掲げるもののほか、地震防災上の措置を講ずる必要があると認められる重要な施設又は事業

#### 2 計画の内容

事業所等が作成する計画は、強化地域内に準じます。

### 3 計画の届出

- (1) 事業所等は、計画を作成したときは、速やかに鎌倉市消防長宛に届出をします。
- (2) 計画を作成した者は、当該施設の拡大、当該事業所の内容の変更等により、計画を変更する必要があるときは、遅滞なく当該計画を変更します。

### 4 計画作成の前提条件等

- (1) 地震予知情報は「2～3日以内に発生するおそれ」又は「数時間以内に発生するおそれ」として出されます。
- (2) 予想される地震の震源域は「駿河湾内」、規模は「マグニチュード8程度」、最大震度は「神奈川県強化地域内は6弱」、「鎌倉市は5強」と予想されています。
- (3) 警戒宣言が発せられた場合の周辺の状況（予想）
  - ア 電気、都市ガス、水道は供給継続
  - イ 鉄道、バス
    - (ア) 鉄道は、強化地域外は、減速走行で運行されます。  
ただし、湘南モノレールにおいては、警戒宣言発令にて、最寄り駅に停止し、待機します。
    - (イ) 路線バスは、強化地域外は、減速走行で運行されます。
  - ウ 電話は、非常・緊急通話を優先的に確保し、一般通話は制限されます。
  - エ 主要道路は、必要に応じて交通規制が実施されます。また、その規制が実施されなくても大渋滞となります。
  - オ 百貨店、スーパーマーケット等では、地域の需要に応えるため、食料品、日用雑貨等の生活必需物資を取扱う売場において、できるだけ営業の継続に努めます。
  - カ がけ崩れの危険のある地域の人には避難をします。また、これらの地域には避難指示が出されます。

### 5 計画の基本事項

計画に定めるべき事項、計画に明示すべき事項及び計画の作成にあたって留意すべき事項は、別に定めます。

## 第3 教育・訓練等

### 1 職員に対する教育

地震防災応急対策業務に従事する職員を中心に、警戒宣言が発せられた場合における地震防災応急対策について教育を実施します。

その内容は、おおむね次のとおりです。

- (1) 警戒宣言の性格及びこれに基づきとられる措置の概要
- (2) 東海地震の予知に関する知識
- (3) 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の内容
- (4) 予想される地震及び津波に関する知識
- (5) 東海地震に関連する情報の発表及び警戒宣言が発せられた場合並びに地震が発

総  
則  
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編

風水害対策

第3編

その他の災害対策

第4編

復旧・復興対策

計  
画  
編

生した場合の出火防止、近隣住民との救助活動、自動車運行の自粛等防災上とるべき行動に関する知識

- (6) 現在講じられている対策に関する知識
- (7) 今後、地震及び津波対策として必要な課題

## 2 市民に対する啓発

市は、関係機関と協力して市民に対して東海地震に係る啓発に努めます。この際、特に東海地震の予知対応型地震とその他の地震との違いについて、十分な理解を求めます。

市民等に対する啓発は、地域の実情に応じて地域単位、職場単位で実施するものとし、その内容は、おおむね次のとおりです。

- (1) 警戒宣言の性格及びこれに基づきとられる措置の概要
- (2) 東海地震の予知に関する知識
- (3) 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の内容
- (4) 予想される地震及び津波に関する知識
- (5) 東海地震に関連する情報の発表及び警戒宣言が発せられた場合並びに地震が発生した場合の出火防止、近隣住民との救助活動、自動車運行の自粛等防災上とるべき行動に関する知識

## 3 学校・保育園等の教職員等及び児童・生徒に対する教育

市立の小・中学校、保育園等の教職員等に対しては、次の事項についても教育を実施するものとします。

園児、児童・生徒（以下「生徒等」という。）に対しては、安全対策、正確な情報の入手方法、混乱の防止に重点をおいて適切に実施します。また、市は私立学校等に対し、必要な情報を提供します。

- (1) 教育指導事項
  - ア 東海地震に関する基本的事項
  - イ 教職員等の役割分担
  - ウ 警戒宣言時の臨時休業措置
  - エ 生徒等の下校（帰宅）時の安全措置
  - オ 生徒等の保護方法及び保護者への引き渡し方法
  - カ その他の防災措置
- (2) 教育指導方法
  - ア 児童・生徒に対しては震災対策補助教材に東海地震対策を盛り込む等、防災教育を行います。
  - イ 教職員等に対しては、研修の機会を通じて、防災教育を行います。
  - ウ 保護者に対しては、防災知識の啓発に努めます。

## 第4 学校・保育園等の計画

警戒宣言の発令に備え、学校等において、生徒等の生命、身体の安全確保を図るための計画を次の事項に留意し作成します。

- (1) 生徒等の生命、身体の安全確保を最優先とした計画とすること。
- (2) 市が策定した鎌倉市地域防災計画を配慮した計画とすること。
- (3) 警戒宣言発令に迅速に対応できる計画とすること。
- (4) 生徒等の行動基準及び教職員等の対処行動が明確にされている計画とすること。
- (5) 全職員の共通理解がなされ、各々の役割分担が明確にされている計画とすること。
- (6) 警戒宣言発令後は、緊急連絡等ができない事態を想定した計画とすることと、特に生徒等の引渡しについて、保護者に十分理解されるよう計画します。

## 第5 事業所等に対する指導

警戒宣言が発せられた場合の混乱防止等については、事業所等の果す役割が非常に大きいため、市は、事業所等に対し、東海地震対策について、消防計画等に盛り込んで作成するよう指導に努めます。

### 1 事業所指導の内容

- (1) 消防計画及び防災計画に定める事項
- (2) 予防規程（危険物施設）に定める事項

### 2 指導方法

- (1) 防災指導等印刷物による指導
- (2) 講習会、講演会その他各種集会による指導
- (3) 各種業界、団体等の自主防災研修による指導
- (4) その他立入検査等消防行政執行時における指導

## 第6 防災訓練の実施

警戒宣言発令時の地域防災体制の強化を図るため、市は、関係防災機関、地域住民、事業所等の参加と協力を得て総合防災訓練を実施します。

総合防災訓練は、市が中心となって年1回以上実施します。

また、必要に応じて、次の個別訓練を実施します。

### 1 通信訓練

各種の情報の受信、伝達を迅速かつ正確に行うための通信訓練を実施します。

### 2 広報訓練

警戒宣言等を市民に迅速かつ正確に伝達できるように、各種の広報媒体を用いて実施します。

### 3 職員参集訓練

臨機即応の初動体制の確立を図るため、参集、初動訓練を実施します。

総  
則  
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

計  
画  
編

## 第3節 東海地震に係る対応措置

総  
則  
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

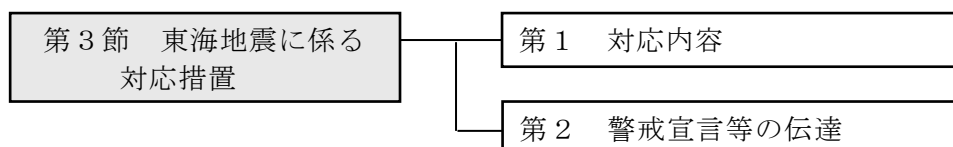
計  
画  
編

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

大規模な東海地震の発生のおそれが予知できたとき、国は所定の手続きによって、「東海地震注意情報」、「東海地震予知情報」及び「警戒宣言」を発することとなっています。市は、県及び関係機関と連携し、その対応を実施します。

### 【施策の体系】



### 第1 対応内容

#### 1 対応組織

東海地震注意情報、東海地震予知情報が発表された場合又は警戒宣言が発せられた場合、市は災害対策本部を設置します。

その組織及び運営は、鎌倉市災害対策本部条例及び鎌倉市災害対策本部条例施行規則の定めるところにより、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第1節 応急活動体制」を準用します。

また、東海地震発生のおそれがなくなると判断され、その旨が発表された場合は、災害対策本部を解散します。

#### 2 非常配備

東海地震注意情報、東海地震予知情報が発表された場合又は警戒宣言が発せられた場合、3号配備（非常体制）とし、全職員による対応とします。

#### 3 広報対策

警戒宣言が発せられた場合の広報対策については、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第2節 情報収集・伝達・広報 第4 災害時広報」を準用します。

#### 4 事前避難対策

災害対策本部長は、警戒宣言が発せられた場合において、市民の生命及び身体を保護するため必要があると認めるときは、あらかじめ定めた避難対象地区に避難指示を行います。

- (1) 避難指示の対象となる地区は、急傾斜地崩壊危険区域等から市が関係機関と協議のうえ定めます。
- (2) 市は、指定避難所（ミニ防災拠点）を開設した場合は、必要な設備及び用具（寝具類を含む）等の配備及び職員の派遣を行います。
- (3) 指定避難所（ミニ防災拠点）においては、地震予知情報等の伝達、地震防災応急対策実施状況の周知、飲料水、寝具等の配布、必要に応じた食料の配布を実施します。

## 5 生活関連対策

警戒宣言が発せられた場合の生活関連対策については、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第8節 生活救援活動」を準用します。

## 6 公共施設の安全確保

公共施設の管理者は、災害対策本部長の指示があったとき又は警戒宣言が発せられた場合、次のとおり、迅速に措置するものとします。

- (1) 来訪者、施設利用者（生徒等を含む）に対し情報を伝達します。
- (2) 来訪者、施設利用者に対して退避措置を講じます。
- (3) 転倒・落下防止、出火防止等の安全措置を講じます。
- (4) 消防用設備の点検、緊急貯水等の事前措置を講じます。
- (5) あらかじめ定めた計画に基づき生徒等の引渡しを行います。

## 7 医療対策

警戒宣言が発せられた場合の医療対策については、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第6節 医療救護対策」を準用します。

## 8 社会福祉施設対策

警戒宣言が発せられた場合の社会福祉施設対策については、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第10節 要配慮者等支援対策 第4 社会福祉施設における対策」を準用します。

## 9 交通・警備対策

災害対策本部長は、次のとおり、各部局、関係機関及び市民に対して、指示又は要請を行います。

- (1) 警戒宣言が発せられた際の運転者のとるべき行動について広報を行い、周知徹底を図ります。
- (2) 県公安委員会の定める交通規制計画に協力するとともに、必要に応じ、警察署と協議し対策を実施します。

県警察は、警戒宣言が発せられた場合における交通の混乱と交通事故の発生を防止し、地域住民等の避難の円滑と、関係機関が警戒宣言発令時対策のために実施する緊急輸送の円滑を図るため、次ページで示す基本方針等により、交通規制等を実施します。

また、県警察は、東海地震注意情報及び東海地震予知情報の発表に伴い、東海地震の発生に係る市民の危惧、不安等から発生するおそれのある混乱及び各種の犯罪に対処するため、早期に警備体制を確立し、県警察の総合力を発揮して迅速、的確な警戒宣言発令時対策を実施することにより、市民の生命、身体、財産の保護活動に努め、治安維持に万全を期します。

総  
則  
編

第1編  
地震・津波災害対策

第2編  
風水害対策

計  
画  
編

第3編  
その他の災害対策

第4編  
復旧・復興対策

表 交通規制措置の基本方針等

基本方針等	内容
基本方針	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 強化地域内での一般車両の走行は極力抑制します。</li> <li>2 強化地域内への一般車両の流入は極力制限します。</li> <li>3 強化地域外への一般車両の流出は、交通の混乱が生じない限り原則として制限しません。</li> <li>4 避難路及び緊急交通路については、優先的にその機能を確保します。</li> <li>5 緊急交通路に指定する高速自動車国道及び自動車専用道路（一般道路である国道271号の小田原から平塚間を含みます）については、一般車両の強化地域内への流入を制限するとともに、強化地域内におけるインターチェンジ等からの流入を制限します。</li> </ol>
都県境における一般車両の流出入	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 東京都へ流出する車両は抑制せず、東京都から流入する車両は状況により制限します。</li> <li>2 山梨県へ流出する車両又は山梨県から流入する車両は、状況により制限します。</li> <li>3 静岡県へ流出する車両又は静岡県から流入する車両は、状況により制限します。</li> </ol>
警戒宣言発令時の交通規制	警戒宣言が発せられた場合は、強化地域における交通の混乱の防止を図り、地震防災応急対策活動が円滑に行われるように、一般車両の通行を禁止する区域及び通行を制限する区域の設定や、緊急交通路の確保等必要な規制を実施します。

表 警戒宣言発令時に運転者がとるべき措置

<p>◆ 走行中の運転者がとるべき措置</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて低速走行に移行（<u>おおむね高速道路では時速40km、一般道路では時速20kmの速度に減速</u>）する。</li> <li>2 カーラジオ等により、地震情報や交通情報等を継続して聴取し、その状況に応じて行動する。</li> <li>3 目的地まで走行したら、以後は車両を使用しない。</li> <li>4 危険物等を運搬中の車両は、あらかじめ定められている安全対策を速やかにとる。</li> <li>5 <u>現場の警察官等の指示に従うこと。</u></li> </ol>
<p>◆ 駐車中の運転者がとるべき措置</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 道路外に駐車中の車両は、警戒宣言が発せられた後はできる限り使用しない。</li> <li>2 道路上に駐車中の車両は、速やかに駐車場、空地等に移動する。やむを得ずそのまま道路上に継続して駐車するときは、道路の左側に寄せ、エンジンを停止させる。更にエンジンキーは<u>車内に残したまま</u>とし、窓を閉め、ドアはロックしない。</li> <li>3 避難のために車両は使用しない。</li> </ol>

## 10 輸送対策

災害対策本部長は、地震発生時の物資、資材、人員の緊急輸送を迅速に行うために、各部局及び関係機関に対して、次のとおり措置するよう、指示又は要請を行います。

- (1) 県警察が実施する交通規制に協力します。
- (2) 物資等の輸送については、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第8



節「生活救援活動」を準用します。

- (3) 県及び市が定める緊急輸送道路の経路を確認し、必要車両の手配を準備します。

## 11 鉄道等の公共輸送対策

### (1) 鉄道

#### ア 運行方針

各鉄道機関は、警戒宣言発令時に次の方針を原則に対処します。

なお、警戒宣言発令前までは極力運行を継続します。

(ア) 強化地域内への進入を禁止します。

(イ) 強化地域内を運行中の列車は、最寄り駅その他の場所まで、安全な速度で運転して停車、待機等の措置をとります。ただし、震度6弱未満で津波等の危険がない地域については、安全性の確保を前提として運行可能とします。

(ウ) 強化地域外においては、安全を確認のうえ極力運行の継続を確保します。

(エ) 警戒解除宣言が発せられた時は、必要により車両、線路、信号装置等の機能確認を行った後、列車の運行を行います。

#### イ 列車運行措置

各鉄道機関がとるべき警戒宣言発令時の列車運行措置は、次に示すとおりです。

表 鉄道に関する指定公共機関の列車運行措置

機 関	列車運行措置
東日本旅客 鉄道(株) (横浜支社)	<p>(強化地域外で震度5弱以上が予想される地域)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 強化地域内への列車の進入は、原則として規制します。</li> <li>2 あらかじめ定めた運転規制区間及び速度で運行します。</li> <li>3 近接する区間において運転を中止します。               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 東海道線 (茅ヶ崎駅～藤沢駅)</li> <li>(2) 相模線 (厚木駅～橋本駅)</li> <li>(3) 中央線 (上野原駅～高尾駅)</li> </ol> </li> </ol>

表 鉄道に関する指定地方公共機関等の列車運行措置

機 関	列車運行措置	
	警戒宣言当日	翌日以降
江ノ島電鉄(株)	旅客の状況等を考慮し、地震ダイヤを作成して運行を確保。	同左
湘南モノレール(株)	東海地震注意情報で減速し、15分間隔で運行。東海地震予知情報(警戒宣言発令)で最寄り駅に停車・待機。	

総  
則  
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編

風水害対策

第3編

その他の災害対策

第4編

復旧・復興対策

計  
画  
編

(参考) 表 鉄道に関する指定公共機関の列車運行措置 (市域外等)

機 関	列車運行措置
東日本旅客 鉄道(株) (横浜支社)	<p>(強化地域外で震度4以下が予想される地域)                      原則として運転規制は行わないものとします。</p> <p>(強化地域内)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 列車の運転を中止します。</li> <li>2 運転中の列車は、原則として最寄りの安全な駅その他の場所まで安全な速度で運転して停止させます。</li> <li>3 あらかじめ定めた列車抑止禁止駅の次の駅まで、列車の運転継続を指令します。</li> <li>4 停車場外に抑止した停車列車の収用方を指令します。</li> </ol>
東海旅客 鉄道(株)	<p>(東海道新幹線)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 想定震度が6弱以上の地域への進入を禁止します。</li> <li>2 想定震度が6弱以上の地域内を運行中の列車は、最寄り駅まで安全な速度で運転して停車します。</li> <li>3 想定震度が6弱未満の地域において、名古屋・新大阪駅間については、運行を継続します。この場合、強化地域内については、安全な速度で運転します。</li> </ol> <p>(在来線)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 強化地域への進入を禁止します。</li> <li>2 強化地域内を運行中の列車は、最寄りの安全な駅その他の場所まで、安全な速度で運転して停車します。</li> <li>3 強化地域外においては、折り返し設備等を勘案し、区間を定め、必要に応じ速度を制限して運行を継続します。</li> </ol>
<p>例外措置として、東海地震注意情報が発表された時は、旅客列車は運行を継続します。ただし、長距離夜行列車、貨物列車については、強化地域への進入を禁止します。</p>	

総則編
第1編 地震・津波災害対策
第2編 風水害対策
第3編 その他の災害対策
第4編 復旧・復興対策

(参考) 表 鉄道に関する指定地方公共機関等の列車運行措置 (市域外等)

機 関	列車運行措置		
	強化地域外		強化地域内
	警戒宣言当日	翌日以降	
小田急電鉄(株)	小田原駅～相武台前駅間(小田原線)及び藤沢駅～片瀬江ノ島駅(江ノ島線)間の列車は最寄り駅で運転を中止。	地震ダイヤを作成して、可能な範囲での運行に努めます。	原則として最寄り駅まで安全な速度で運転し、以後の運転を中止。
	新宿駅～相武台前駅間(小田原線)、新百合ヶ丘駅～唐木田駅間(多摩線)、相模大野駅～藤沢駅間(江ノ島線)は、45km/h以下により運行。		
	特別急行列車、急行列車等は運転休止。		
相模鉄道(株)	横浜駅～大和駅間(相鉄本線)、二俣川駅～湘南台駅間(いずみ野線)で、50km/h以下により運行。	地震ダイヤを作成して、可能な範囲での運行に努めます。	原則として運行中の列車等は最寄りの安全な停車場まで運転し、以後の運転を休止。
東急電鉄(株)	現行ダイヤを使用して減速走行。なお、輸送力は平常ダイヤより減少。	地震ダイヤを作成して、可能な範囲での運行に努めます。	
京浜急行電鉄(株)	現行ダイヤを使用して減速走行。なお、輸送力は平常ダイヤより減少。	地震ダイヤを作成して、可能な範囲での運行に努めます。	
京王電鉄(株)	現行ダイヤを使用して減速走行。なお、輸送力は平常ダイヤより減少。	地震ダイヤを作成して、可能な範囲での運行に努めます。	
箱根登山鉄道(株)			原則として最寄り駅まで安全な速度で運転し、以後の運転を休止。 小田急列車については、原則として東海地震予知情報を受けた時点より乗入れは行いません。

総則編
第1編 地震・津波災害対策
第2編 風水害対策
第3編 その他の災害対策
第4編 復旧・復興対策

総則編  
 第1編 地震・津波災害対策  
 第2編 風水害対策  
 第3編 その他の災害対策  
 第4編 復旧・復興対策

機 関	列車運行措置		
	強化地域外		強化地域内
	警戒宣言当日	翌日以降	
伊豆箱根鉄道(株)			列車は別に指定する最寄り駅まで、45km/h以下の速度で非常時注意運転し、以後の運転は休止。
横浜市高速鉄道(横浜市営地下鉄)	50km/h以下の減速運転。	地震ダイヤを作成して、可能な範囲での運行に努めます。	
横浜高速鉄道(株)(みなとみらい線)	現行ダイヤによる減速運転。	地震ダイヤを作成して、可能な範囲での運行に努めます。	
横浜新都市交通(株)(シーサイドライン)	現行ダイヤによる減速運転。	同左	

ウ 旅客に係る措置

鉄道事業者は、あらかじめ警戒宣言発令時に生じる帰宅困難者等に対する、具体的な避難誘導、保護、食料等のあつ旋、市が帰宅困難者の保護等のために、実施する活動との連携体制等の措置について定め、警戒宣言発令時には運行規制等について情報提供するとともに、帰宅困難者の保護等のために必要な対応をとるものとします。

(2) 路線バス

バス事業者は、おおむね次のとおり対応します。

表 路線バスの基本方針

基本方針
<p>強化地域外では、次の事項に留意し、それぞれの路線の実情を踏まえた警戒宣言発令時運行計画の定めるところにより、可能な限り運行を継続します。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>警戒宣言が発せられた時は、減速走行の措置をとります。</li> <li>減速走行や交通渋滞等によりダイヤが遅延した場合は、その状況に応じて間引き運行の措置をとります。</li> <li>危険箇所等を通過する路線については、運行中止、折り返し、う回等事故防止のための適切な措置をとります。</li> <li>警戒宣言が発せられた日の翌日以降についても、上記1～3を踏まえ、原則的には運行を継続しますが、交通状況の変化等に応じて、運行中止等適切な措置をとります。</li> </ol> <p>参考として、強化地域内では、警戒宣言発令後の運行を、各事業者の計画に定めるところに従い中止します。</p>

## 12 災害情報協力機関への要請

災害対策本部長は、警戒宣言が発せられた場合、(一社)神奈川県タクシー協会鎌倉支部、鎌倉市アマチュア無線非常通信協議会、(株)ジェイコム湘南・鎌倉及び鎌倉エフエム放送(株)との協定に基づき、協力体制の確認を要請します。

## 13 児童・生徒等の保護

警戒宣言が発せられた場合の児童・生徒等の保護については、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第11節 応急教育 第5 児童・生徒等の保護対策」を準用します。

## 14 観光客等の帰宅困難者対策

警戒宣言が発せられた場合の観光客等の帰宅困難者対策については、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第7節 避難対策 第5 帰宅困難者対策」を準用します。

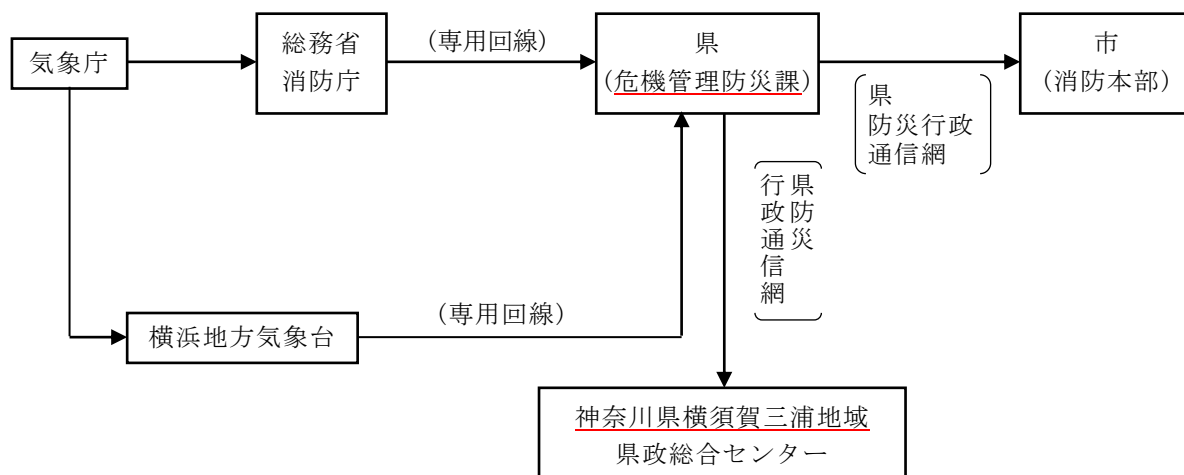
## 第2 警戒宣言等の伝達

### 1 東海地震に関連する情報

#### (1) 勤務時間内の伝達系統

勤務時間内における東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報、東海地震予知情報の伝達は、次の系統図により行うものとします。

図 東海地震に関連する情報の伝達系統（勤務時間内）



#### 【市の組織内の伝達】

- ・本庁内………庁内放送により伝達します。
- ・出先機関………庁内放送を受けた各部局職員は、有線電話等により各部局の出先機関に伝達します。

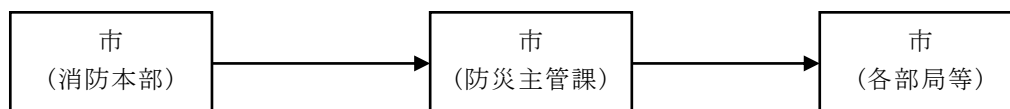
#### (2) 勤務時間外の伝達系統

勤務時間外における東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報、東海地震予知情報の伝達は、次の系統図により行うものとします。なお、市（消

総則編
第1編 地震・津波災害対策
第2編 風水害対策
第3編 その他の災害対策
第4編 復旧・復興対策

防本部) までの伝達系統は勤務時間内と同じです。

図 東海地震に関連する情報の伝達系統 (勤務時間外)

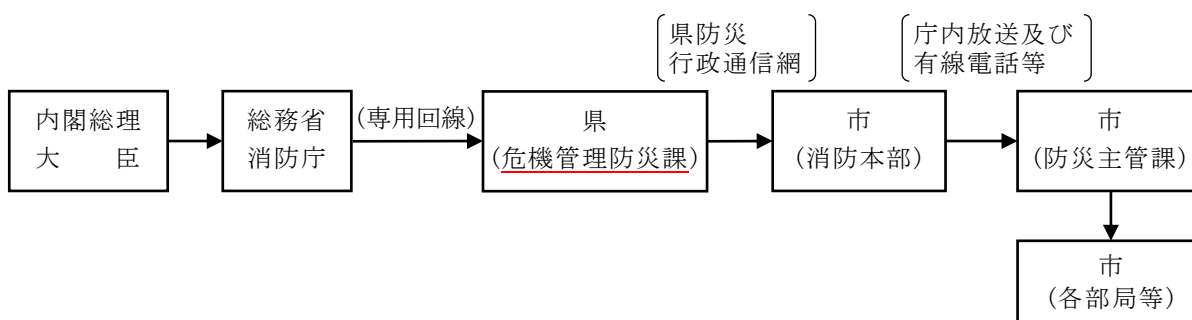


2 警戒宣言

(1) 勤務時間内の伝達系統

勤務時間内における警戒宣言の伝達は、次の系統図により行うものとします。

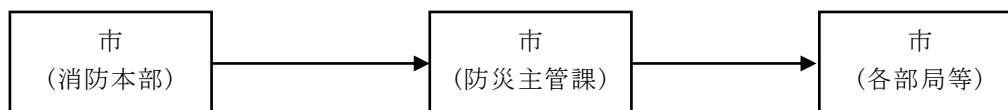
図 警戒宣言の伝達系統 (勤務時間内)



(2) 勤務時間外の伝達系統

勤務時間外における警戒宣言の伝達は、次の系統図により行うものとします。  
 なお、市 (消防本部) までの伝達系統は勤務時間内と同じです。

図 警戒宣言の伝達系統 (勤務時間外)



3 警戒宣言、東海地震予知情報等の市民への情報周知

警戒宣言、東海地震予知情報等について、市は防災行政用無線、鎌倉市防災・安全情報メール、緊急速報メール (エリアメール) 等により市民等に伝達します。

総則編

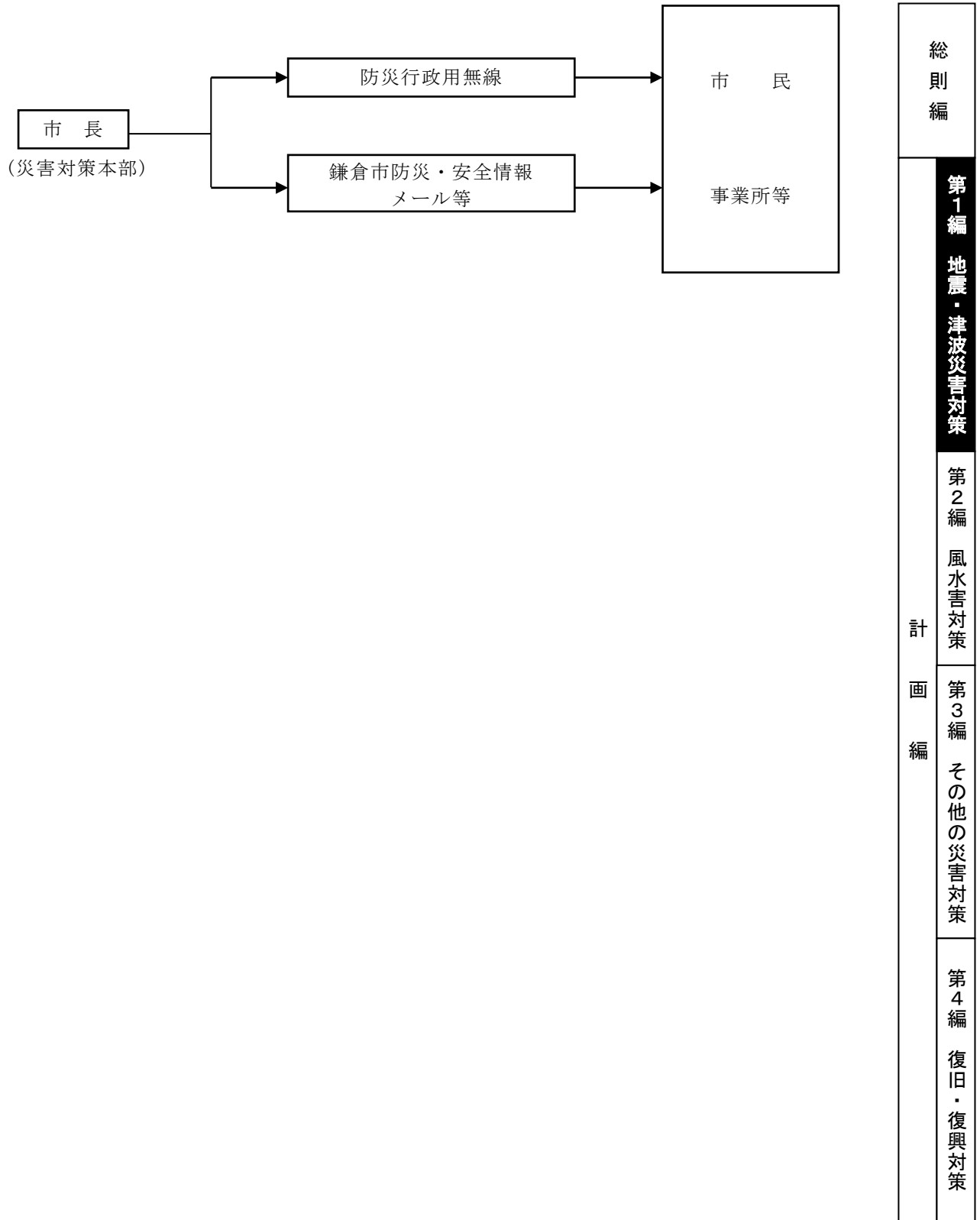
第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

図 警戒宣言等の市民等への情報伝達方法



総 則 編	
計 画 編	第1編 地震・津波災害対策
	第2編 風水害対策
	第3編 その他の災害対策
	第4編 復旧・復興対策



総  
則  
編

第1編  
地震・津波災害対策

第2編  
風水害対策

第3編  
その他の災害対策

第4編  
復旧・復興対策

計  
画  
編

## 第2編 風水害対策

総  
則  
編

第1編  
地震・津波災害対策

第2編  
風水害対策

第3編  
その他の災害対策

第4編  
復旧・復興対策

計  
画  
編

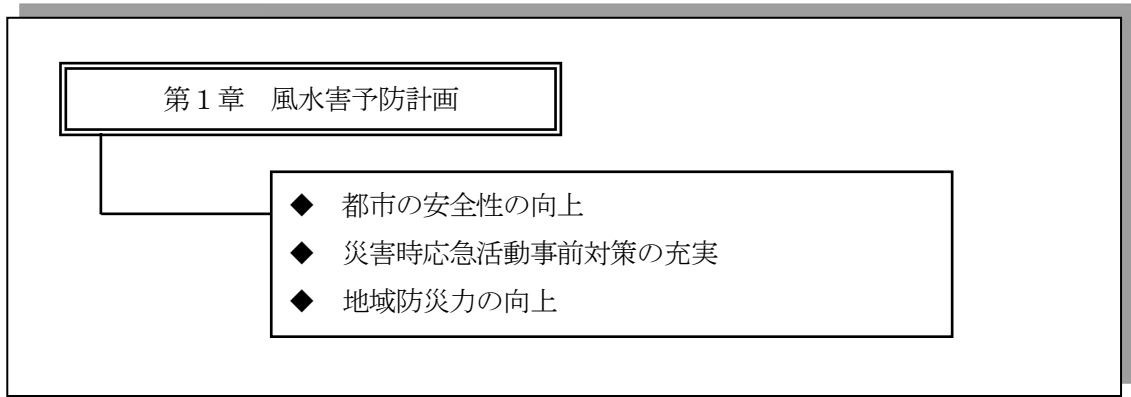
# 第1章

## 風水害予防計画

### 【風水害予防計画の体系】

市は、水害や土砂災害等から市民の生命と財産を守り、安全で安心なまちの実現を目指し、必要な風水害予防対策を、県、関係機関等と連携しながら一丸となって推進します。

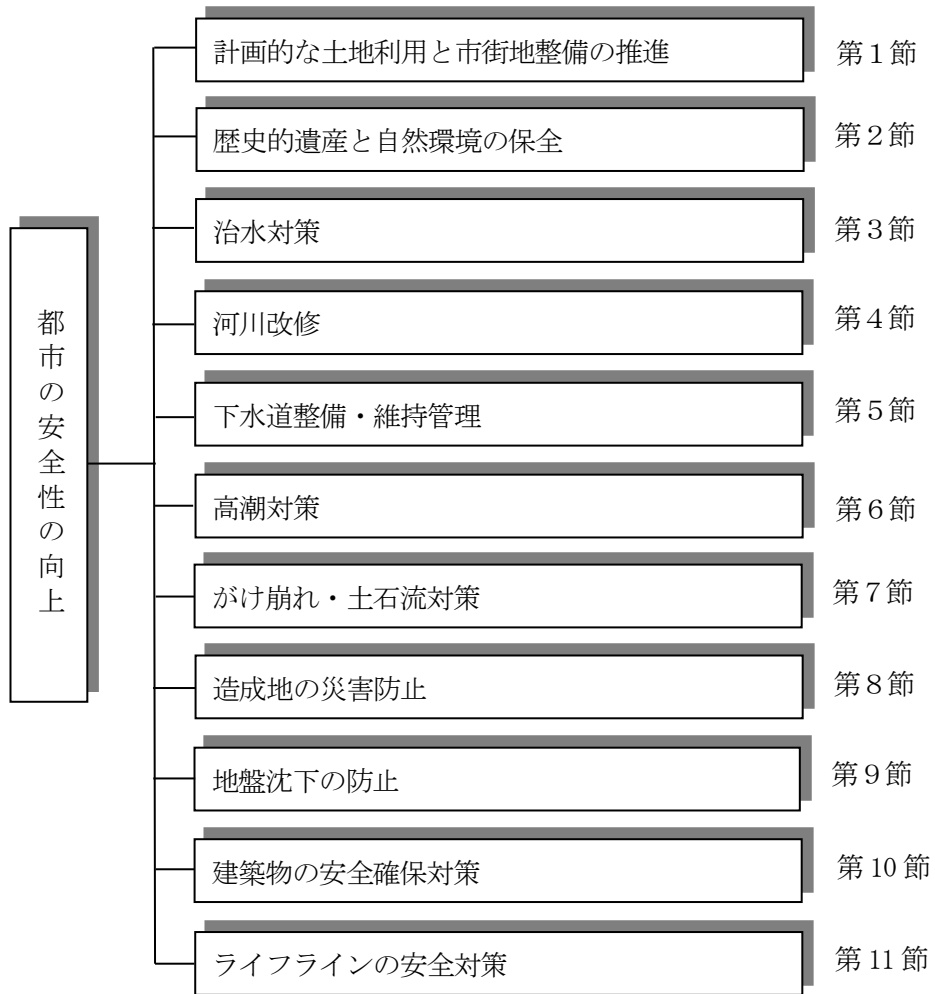
また、計画の推進にあたっては、ハード・ソフトを組み合わせることで一体的に取り組むことを推進します。



## ◆『都市の安全性の向上』の構成

『都市の安全性の向上』では、災害の発生に備え、市の都市計画や公共事業等を実施するにあたり、都市の防災化を推進し、災害時において被害を最小限に防止するために必要な事項を定めます。

総則編
第1編 地震・津波災害対策
第2編 風水害対策
第3編 その他の災害対策
第4編 復旧・復興対策

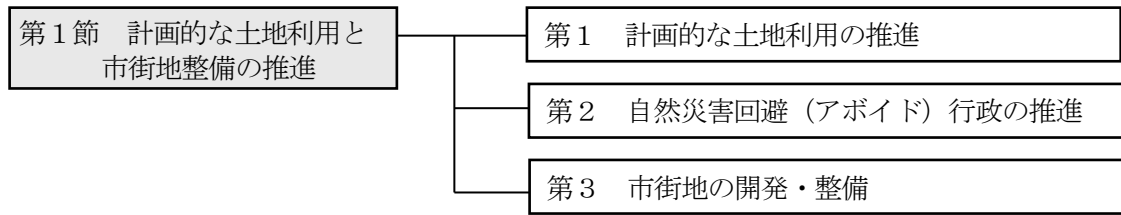


## 第1節 計画的な土地利用と市街地整備の推進

### 【施策の方向】

市及び関係機関が実施する各種都市基盤整備関連事業等を、都市の防災化の観点からとらえるとともに、自然災害に対して被害を最小化する「減災」の考え方も踏まえ、これを総合的に推進し、都市構造の安全性を向上させ、災害に強い都市基盤の整備を実現するための基本的な方向を定めます。

### 【施策の体系】



### 第1 計画的な土地利用の推進

計画的な土地利用の推進については、「第1編 第1章 地震・津波災害予防計画 第1節 第1 計画的な土地利用の推進」を準用します。

### 第2 自然災害回避（アボイド）行政の推進

自然災害回避（アボイド）行政の推進については、「第1編 第1章 地震・津波災害予防計画 第1節 第5 自然災害回避（アボイド）行政の推進」を準用します。

### 第3 市街地の開発・整備

市街地の開発・整備については、「第1編 第1章 地震・津波災害予防計画 第1節 第6 市街地の開発・整備」を準用します。

総  
則  
編

第1編  
地震・津波災害対策

第2編  
風水害対策

第3編  
その他の災害対策

第4編  
復旧・復興対策

計  
画  
編

## 第2節 歴史的遺産と自然環境の保全

総  
則  
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

計  
画  
編

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

### 【施策の方向】

本市には、中世以来の建造物等数多くの文化財が存在していますが、大規模な災害が発生した際には、これらの文化財にも影響が及ぶことが想定されます。

本節では、数多くの歴史的遺産を持つ都市として、歴史的遺産と自然環境の保全を図るための基本的な方針を定めます。

### 【施策の体系】

第2節 歴史的遺産と自然環境の保全

第1 歴史文化遺産と結びついた緑の保全

第2 文化財への配慮

第3 文化財保護意識の向上

### 第1 歴史文化遺産と結びついた緑の保全

歴史的遺産と結びついた緑の保全については、「第1編 第1章 地震・津波災害予防計画 第2節 第1 歴史文化遺産と結びついた緑の保全」を準用します。

### 第2 文化財への配慮

文化財への配慮については、「第1編 第1章 地震・津波災害予防計画 第2節 第2 文化財への配慮」を準用します。

### 第3 文化財保護意識の向上

文化財保護意識の向上については、「第1編 第1章 地震・津波災害予防計画 第2節 第3 文化財保護意識の向上」を準用します。

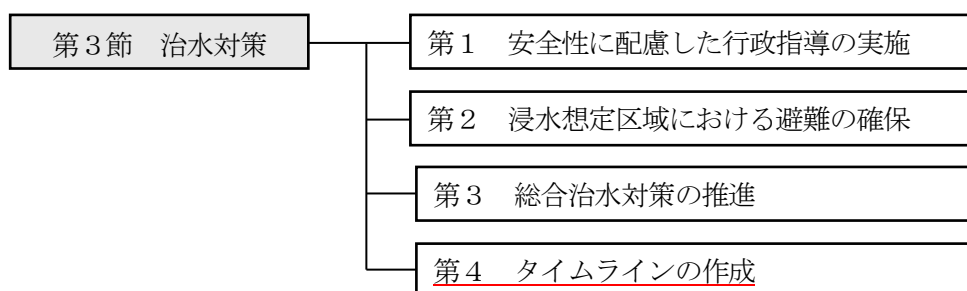
## 第3節 治水対策

### 【施策の方向】

近年、甚大な被害を引き起こす台風や集中豪雨等が頻繁に発生し、各地で大きな水害が発生しています。今後も気候変動等の影響による豪雨の頻発化・激甚化が懸念されることから、流域における治水対策をより一層推進することが重要です。

本節では、水害の軽減に向けた治水対策の基本的な方針を定めます。

### 【施策の体系】



### 第1 安全性に配慮した行政指導の実施

市は、市街地開発事業等において、雨水貯留・浸透施設の設置や盛土の抑制等、地域の特性や必要に応じた雨水流出抑制対策を実施するよう事業者を指導します。

### 第2 浸水想定区域における避難の確保

#### 1 浸水想定区域指定時の対応

市は、洪水浸水想定区域の指定のあったときは、本計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水、雨水出水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定めます。

#### 2 浸水想定区域の周知

市では、鎌倉駅周辺、腰越、深沢・手広、大船駅周辺等を中心に、浸水想定区域の指定を行っており、周知のために「洪水・内水ハザードマップ」を作成しています。

ハザードマップには、洪水予報の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項、主として高齢者等の要配慮者が利用する施設等の情報を記載しており、市は、これらの情報の周知活動を継続して行い、平常時からの備えについて啓発します。

#### 3 要配慮者利用施設における避難、浸水対策等

市は、水防法第15条第1項に基づき定める浸水想定区域（洪水浸水想定区域、内水浸水想定区域）内における社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設（以下「要配慮者利用施設」という。）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅

総  
則  
編

第1編  
地震・津波災害対策

第2編  
風水害対策

計

画  
編

第3編  
その他の災害対策

第4編  
復旧・復興対策

速な避難の確保を図る必要があると認める要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、洪水予報等に関する情報等を伝達するため、その体制を整備します。

(1) 要配慮者利用施設等の範囲

<u>要配慮者施設の範囲</u>	<u>1 高齢者施設、保護施設、児童福祉施設、障害児・者施設等の社会福祉施設（※1）</u> <u>2 病院、診療所の医療施設（有床に限る。）</u> <u>3 幼稚園及び学校（小学校、中学校、高等学校、養護学校）</u>
------------------	---

前記「要配慮者利用施設の範囲」表中（※1）の具体的な施設の種類の種類は、おおむね次のとおりとします。

<u>高齢者施設</u>	<u>特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム（ケアハウス）、老人福祉センター、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、有料老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、サービス付高齢者向け住宅 等</u>
<u>保護施設</u>	<u>救護施設、更生施設等保育施設 等</u>
<u>児童福祉施設等</u>	<u>保育園、認可外保育施設、助産施設、児童養護施設、放課後児童クラブ、放課後等デイサービス事業所 等</u>
<u>障害児・者施設等</u>	<u>生活介護事業所、自立訓練事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、施設入所支援事業所、地域活動支援センター、障害者小規模通所施設 等</u>
<u>その他社会福祉施設</u>	<u>福祉センター、福祉保健活動拠点、隣保館、子育て支援センター 等</u>

(2) 避難確保計画の作成支援等

ア 本計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施します。

また、作成した計画、自衛水防組織の構成員等及び計画に基づき実施した避難誘導等の訓練の結果について市長に報告します。

イ 市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めます。

また、市は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行います。

### 第3 総合治水対策の推進

平成15年（2003年）に制定された特定都市河川浸水被害対策法は、河川と下水道との連携を図り、都市部の河川における浸水被害の防止を図ることを目的としています。

鎌倉市では、平成26年（2014年）6月1日付けで、境川（柏尾川）流域が特定都市河川流域に指定され、同流域内において、規制や努力義務等が設けられました。

総則編
第1編 地震・津波災害対策
第2編 風水害対策
第3編 その他の災害対策
第4編 復旧・復興対策



- (1) 市は、神奈川県、東京都、境川流域市及び同河川流域の下水道管理者が共同して定める「流域水害対策計画」に基づき、下水道整備、雨水貯留浸透施設整備、情報収集・伝達体制の確立等、浸水被害を防止するための対策を推進します。
- (2) 市は、市街地開発事業や土地区画整理事業等において、透水性舗装や調整池の設置等による流出抑制に努めます。

#### 第4 タイムラインの作成

台風等の風水害は、いつ起こるか分からない大規模地震と異なり、台風等が発生してから被害が生じるまで時間があり、先を見越した対応により減災が可能です。

平常時から、時系列の災害対応を整理したタイムライン（防災行動計画）を作成しておくことで、発災時の迅速かつ効果的な応急活動や減災に大きく寄与することが期待されます。

市は、台風等の発生時等から風水害発生までの間に、気象や水位等の情報をもとに、避難準備、危険箇所の確認、浸水防止施設の点検等、事前に実施すべき対応を整理したタイムライン（防災行動計画）を作成し、災害時に実践するものとします。

図 タイムライン例



資料：タイムライン（防災行動計画）策定・活用指針（国土交通省）

総則編
第1編 地震・津波災害対策
第2編 風水害対策
計 画 編
第3編 その他の災害対策
第4編 復旧・復興対策

## 第4節 河川改修

総  
則  
編

### 【施策の方向】

近年、都市化の進展に伴う洪水時の河川への流出増による洪水被害が多く発生しており、都市基盤としての河川整備の推進が必要となっています。

本節では、治水対策の一環として、河川改修の基本的な方針を定めます。

### 【施策の体系】



## 第1 計画的な河川改修の実施

### 1 柏尾川の改修促進

市は、県が管理している二級河川の柏尾川について、県の都市河川重点整備計画（新セーフティリバー）による整備促進を要望します。

### 2 準用河川の改修

市は、市が管理している準用河川の神戸川（二級河川の部分を除く）、砂押川、小袋谷川、新川の改修について、継続して実施していきます。その他の準用河川についても、改修基本計画に基づき、効率的で効果的な改修事業及びしゅんせつを推進します。

### 3 その他

- (1) 市は、大雨や台風時における河川護岸等の施設の損壊を未然に防いだり、浸水被害を解消したりするため、修繕やしゅんせつ等の実施に努めます。
- (2) 市は、普通河川滑川・滝ノ川の改修計画について検討します。
- (3) 市は、手広、笛田地区の浸水対策として大塚川から新川への分水事業を推進します。

第1編

地震・津波災害対策

第2編

風水害対策

第3編

その他の災害対策

第4編

復旧・復興対策

計  
画  
編

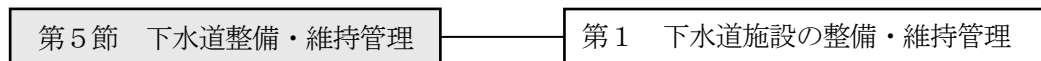
## 第5節 下水道整備・維持管理

### 【施策の方向】

近年頻発する下水道施設の整備水準を大きく超える集中豪雨に対し、都市の雨水を排除し、浸水被害を防ぐために、下水道の整備を強化する必要があります。

本節では、下水道の整備・維持管理について基本的な方針を定めます。

### 【施策の体系】



## 第1 下水道施設の整備・維持管理

### 1 雨水管きよ等の整備・維持管理

市は、雨水管理総合計画を策定し、これを鎌倉市公共下水道（雨水）の事業計画に反映するなどして雨水管きよ等の整備を進めるとともに、適正な維持管理を行い、浸水被害の解消を図ります。

### 2 マンホール等の対策

市は、マンホール等の浮上・飛散防止等の対策を推進します。

### 3 雨水排水施設等の整備

市は、慢性的な内水被害の軽減のため、排水機場の新設や増強を行うとともに、内水状況に応じて運搬設置できる可動式ポンプの整備を推進します。

計 画 編	総 則 編
	第1編 地震・津波災害対策
	第2編 風水害対策
	第3編 その他の災害対策
	第4編 復旧・復興対策

## 第6節 高潮対策

総  
則  
編

### 【施策の方向】

高潮は、台風や低気圧等の通過に伴う海面の吹き上げ、吹き寄せを原因として起きるもので、本市では、過去に台風等による高潮で、沿岸部の一部に浸水被害が発生しています。

本節では、高潮による災害を防御し、被害の軽減を図るための基本的な方針を定めます。

### 【施策の体系】



## 第1 高潮対策の推進

### 1 防波施設等の整備

市は、市民、漁業関係者及び海浜利用者に対して避難体制の万全を期するために、防潮堤及び防潮扉の改良等防波施設等の整備を県に協力して推進します。

また、漁船等の安全を確保するため、漁業施設の改善を図ります。

### 2 浸水想定区域指定時の対応

市は、高潮浸水想定区域の指定のあったときは、本計画において、当該浸水想定区域ごとに、高潮注意報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に係る事項、高潮に係る避難訓練に関する事項等について定めます。

### 3 浸水予想区域の周知

市は、ホームページや啓発冊子等において高潮浸水想定区域図を公表しており、これらの活用により、市民に浸水想定区域の周知や高潮災害に関する知識の普及を図ります。

第1編

地震・津波災害対策

第2編

風水害対策

第3編

その他の災害対策

第4編

復旧・復興対策

計  
画  
編

## 第7節 かけ崩れ・土石流対策

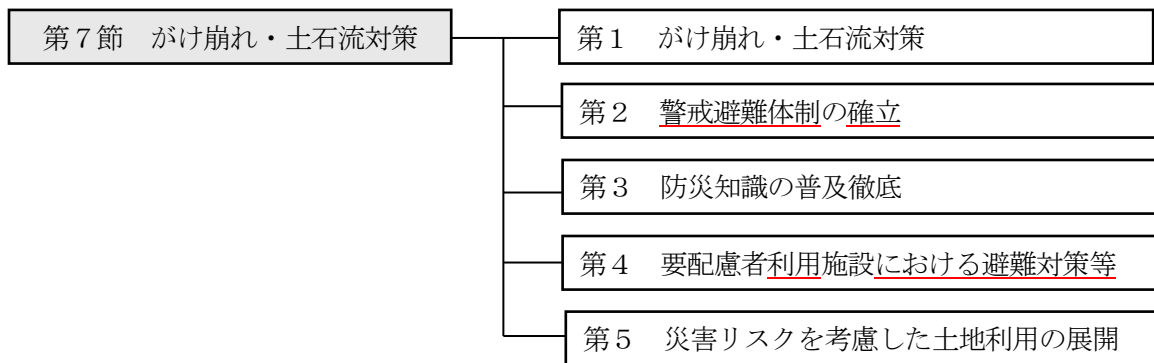
### 【施策の方向】

本市は、市内各地に急傾斜地が存在し、土砂災害が比較的起こりやすい地形条件を有しています。また、市街地が山裾まで迫っているため、土砂災害に対して弱い構造を有しています。更に、市街地の住宅地等に隣接する急しゅんな斜面樹林地の多くは、間伐、伐採等の管理頻度が低下したことで、土砂災害や倒木等の危険性が高まっています。

このため、危険区域を把握するとともに、市民への危険区域の周知や土砂災害を回避するための安全な土地利用の誘導、避難体制の整備等の対策を講じる必要があります。

本節では、土砂災害の未然防止及び被害軽減のための基本的な方針を定めます。

### 【施策の体系】



### 第1 かけ崩れ・土石流対策

かけ崩れ・土石流対策については、「第1編 第1章 地震・津波災害予防計画 第5節 第1 かけ崩れ等対策」を準用するほか、次の対策を実施します。

#### 1 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の指定

市内には、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防災対策の推進に関する法律（以下、「土砂災害防止法」という。）」に基づき、県が指定した土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域があります。市は、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の危険性についての市民への周知や警戒避難体制の整備を推進します。

また、土石流危険溪流の指定箇所を拡大を県に要望します。

総 則 編
第1編 地震・津波災害対策
第2編 風水害対策
第3編 その他の災害対策
第4編 復旧・復興対策

表 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の概要

種別	災害種別	区域
土砂災害警戒区域	急傾斜地の崩壊	<ul style="list-style-type: none"> <li>傾斜度 30 度以上で高さ 5 m以上の区域</li> <li>急傾斜地の上端から水平距離が 10m以内の区域</li> <li>急傾斜地の下端から急傾斜地の高さの 2 倍（50mを超える場合は 50m）以内の区域</li> </ul>
	土石流	土石流のおそれのある溪流において、扇頂部から下流で勾配が 2 度以上の区域
	地すべり	<ul style="list-style-type: none"> <li>地すべり区域</li> <li>地すべり区域下端から、地すべり地塊の長さに相当する距離（250mを越える場合は 250m）</li> </ul>
土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊、土石流	土砂災害警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ、市民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域

## 2 住宅移転事業の促進

市は、危険箇所<sup>1</sup>に居住する者に対して、必要な指導を行うとともに、当該危険地域外に住居の建設移転等を行う場合に住宅金融支援機構資金の融資指導等を行うほか、次の事業によりその移転を促進します。

ただし、家屋等の経常的被害に対する補修又は補強は、原則としてそれぞれの家屋管理者が行います。

表 建築物の移転等に係る助成制度一覧

制度（事業名）名	実施主体	内容
<u>地すべり等関連住宅融資</u>	<u>住宅金融支援機構</u>	<u>地すべりや急傾斜地の崩壊等により被害を受けるおそれがあるなどの理由で、地方公共団体から家屋の移転の勧告等を受けた者が、当該家屋の移転又はこれに代わる住宅を建設・購入するために必要となる資金に対する融資。</u>

総則編  
第1編 地震・津波災害対策  
第2編 風水害対策  
計画編  
第3編 その他の災害対策  
第4編 復旧・復興対策

### 3 樹林地の管理

私有地の樹林地の管理は、土地所有者の責務ですが、古都法等の法令により指定され一定の土地利用が制限されている区域の樹林については、樹林を良好に管理することを支援するため、市が土地所有者に代わり、「鎌倉市樹林地の管理に関する要綱」に基づき、樹林管理事業を実施しています。

事業は、樹林地の所有者又は管理者からの申請に基づき、区域縁辺部の樹木が隣接する家屋等に与える影響の度合に応じて枝払いや伐採等を行うもので、私有地の防災対策に寄与しており、今後も対象地区の樹林地管理を徹底し、土砂災害防止に努めます。

## 第2 警戒避難体制の確立

### 1 パトロール等の実施

市は、土砂災害のおそれがある箇所<sup>1</sup>の把握に努め、県と連携し、必要に応じて点検・パトロール等を行います。

### 2 土砂災害警戒情報の発表に伴う対応

- (1) 県は、土砂災害から人命・身体を保護するため、大雨による土砂災害発生<sup>2</sup>の危険性が高まった時に、横浜地方气象台と共同で土砂災害警戒情報を警戒レベル4相当情報として発表し、市町村長が防災活動や市民等への避難指示発令等の対応を適時適切に行えるよう、関係する市町村長へ通知するとともに、市民等の自発的な避難判断等を促すため一般へ周知します。

なお、土砂災害警戒情報は、大雨警報発表後に発表され、土砂災害の危険性が最も高いことを示し、避難指示の判断に資する警戒レベル4相当情報として位置付けられています。

- (2) 市及び消防本部は、市域に対して発表された場合に備え、警戒避難体制、危険箇所の巡視、地域住民への情報伝達方法等をあらかじめ定めておきます。

また、巡視、警戒に当たるべき時機を失しないよう、関係機関との連絡を密にするとともに、降雨量の把握に努めます。

### 3 避難体制の確立

#### (1) 避難指示等の発令基準の設定

市は、土砂災害に対する市民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に、直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定します。

また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市をいくつかの地域に分割した上で、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めます。

#### (2) 地域の実状に適した避難場所、避難路等の指定

市は、土砂災害からの避難に関して、地域の実状に最も適した避難場所の指定、避難経路の設定、避難所の指定を進めます。

総 則 編	第1編
	地震・津波災害対策
	第2編
	風水害対策
計 画 編	第3編
	その他の災害対策
編	第4編
	復旧・復興対策

#### 4 避難情報の市民への伝達

市は、避難情報の伝達にあたり、防災行政用無線、鎌倉市防災・安全情報メール等により、迅速かつ正確に市民に伝達し、周知されるよう体制の整備に努めます。

なお、情報伝達にあたっては、要配慮者に十分配慮します。

また、異常発生時には、市民自らの確に通報・避難ができる体制をとるよう指導します。

### 第3 防災知識の普及徹底

防災知識の普及徹底については、「第1編 第1章 地震・津波災害予防計画 第5節 第3 防災知識の普及徹底」を準用します。

### 第4 要配慮者利用施設における避難対策等

要配慮者施設における避難対策等については、「第1編 第1章 地震・津波災害予防計画 第5節 第4 要配慮者利用施設における避難対策等」を準用します。

### 第5 災害リスクを考慮した土地利用の展開

市は、立地適正化計画による持続可能な都市づくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けます。

総  
則  
編

第1編  
地震・津波災害対策

第2編  
風水害対策

第3編  
その他の災害対策

第4編  
復旧・復興対策

計  
画  
編



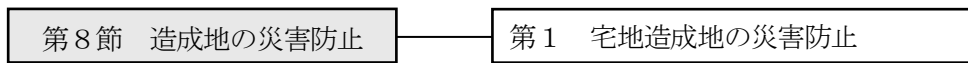
## 第8節 造成地の災害防止

### 【施策の方向】

昭和30年代以降の人口急増に伴い宅地開発が進められた造成宅地においては、集中豪雨等により崖崩れ等の災害が頻発したことから、国は、「宅地造成等規制法」を施行し、県では、同法に基づき必要な規制等を推進してきました。

本節では、災害による被害を未然に防止し、造成地の安全性を確保するための基本的な方針を定めます。

### 【施策の体系】



### 第1 宅地造成地の災害防止

市は、宅地造成等規制法に基づき、宅地造成に伴うがけ崩れ又は土砂の流出による災害防止のため、宅地造成工事規制区域において、同法で定められた技術基準により、許可処分や指導等の必要な規制を行います。

総  
則  
編

第1編  
地震・津波災害対策

第2編  
風水害対策

計  
画  
編

第3編  
その他の災害対策

第4編  
復旧・復興対策

## 第9節 地盤沈下の防止

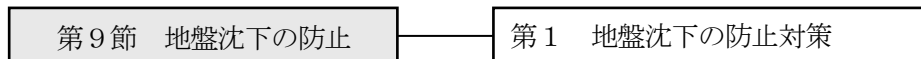
総  
則  
編

### 【施策の方向】

本市は、「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」における地下水採取規制の「指定地域の周辺地域」に指定されており、継続的に市内の地盤沈下の状況を把握する必要があるため、県と連携し、精密水準測量を実施しています。

本節では、地盤沈下の防止のための基本的な方針を定めます。

### 【施策の体系】



### 第1 地盤沈下の防止対策

市は、県と連携し、水準測量調査を継続します。

また、市内において地盤沈下が見られた場合は、県と連携し、地盤沈下量の調査や地下水摂取規制等を実施していきます。

第1編  
地震・津波災害対策

第2編  
風水害対策

第3編  
その他の災害対策

第4編  
復旧・復興対策

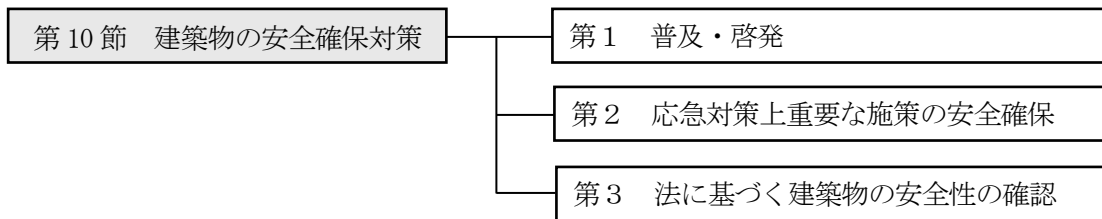
計  
画  
編

## 第10節 建築物の安全確保対策

### 【施策の方向】

風水害に強いまちづくりを行うにあたっては、建築物の安全性を一層高める必要があります、強風に対する建築物の堅ろう化、附属物の落下・飛来防止策等の防災対策を講じる必要があります。  
本節では、建築物の安全確保に係る基本的な方針を定めます。

### 【施策の体系】



#### 第1 普及・啓発

市は、県と連携して、地下室の安全対策・落下物防止や浸水防止の普及・啓発を行うとともに、建築物所有（管理）者に対して、指導助言を行います。

#### 第2 応急対策上重要な施設の安全確保

市及び施設管理者は、劇場、駅等不特定多数の者が使用する施設、学校、行政関連施設、医療機関等の応急対策上重要な施設、要配慮者に係る社会福祉施設、医療施設等については、災害に対する安全性の確保に特に配慮するものとします。

#### 第3 法に基づく建築物の安全性の確認

市（建築主事）及び指定確認検査機関は、建築基準法第6条に基づく確認申請時に構造計算が必要な建築物について、構造計算等のチェックを行い、建築物の安全性を確認しています。

計 画 編	総 則 編
	第1編 地震・津波災害対策
	第2編 風水害対策
	第3編 その他の災害対策
	第4編 復旧・復興対策

## 第11節 ライフラインの安全対策

総  
則  
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

計  
画  
編

第3編 その他の災害対策

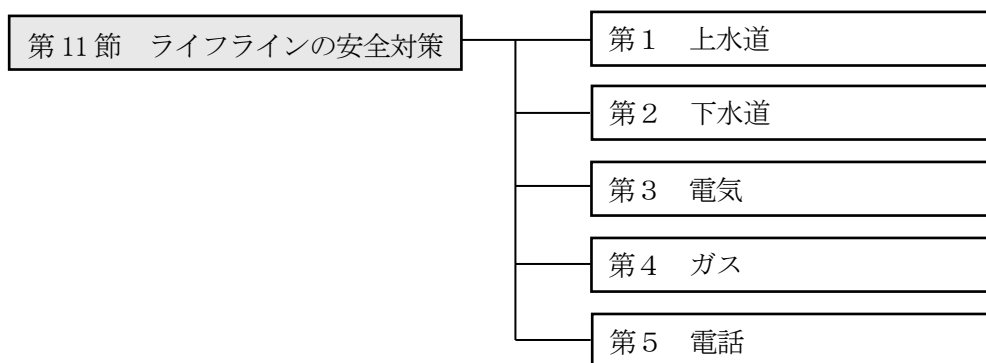
第4編 復旧・復興対策

### 【施策の方向】

上・下水道、電気、ガス等のライフラインは、市民生活に欠かすことのできない施設であり、また、ライフラインの被災は、市民の避難、救命・救助等の応急対策活動等に支障を与えるとともに、避難生活環境の悪化等をもたらします。

本節では、風水害時にライフラインの機能を確保するための基本的な方針を定めます。

### 【施策の体系】



### 第1 上水道

上水道については、「第1編 第1章 地震・津波災害予防計画 第8節 第1 上水道」を準用します。

### 第2 下水道

下水道については、「第1編 第1章 地震・津波災害予防計画 第8節 第2 下水道」を準用します。

また、近年全国的に頻発する浸水被害等の異常気象に対処するため、市域の降雨特性の見直しを行うとともにこれを基に雨水管理総合計画を策定し、鎌倉市公共下水道事業（雨水）の事業計画に反映するなどして整備を進めていきます。

### 第3 電気

電気については、「第1編 第1章 地震・津波災害予防計画 第8節 第3 電気」を準用します。

### 第4 ガス

ガスについては、「第1編 第1章 地震・津波災害予防計画 第8節 第4 ガス」を準用します。

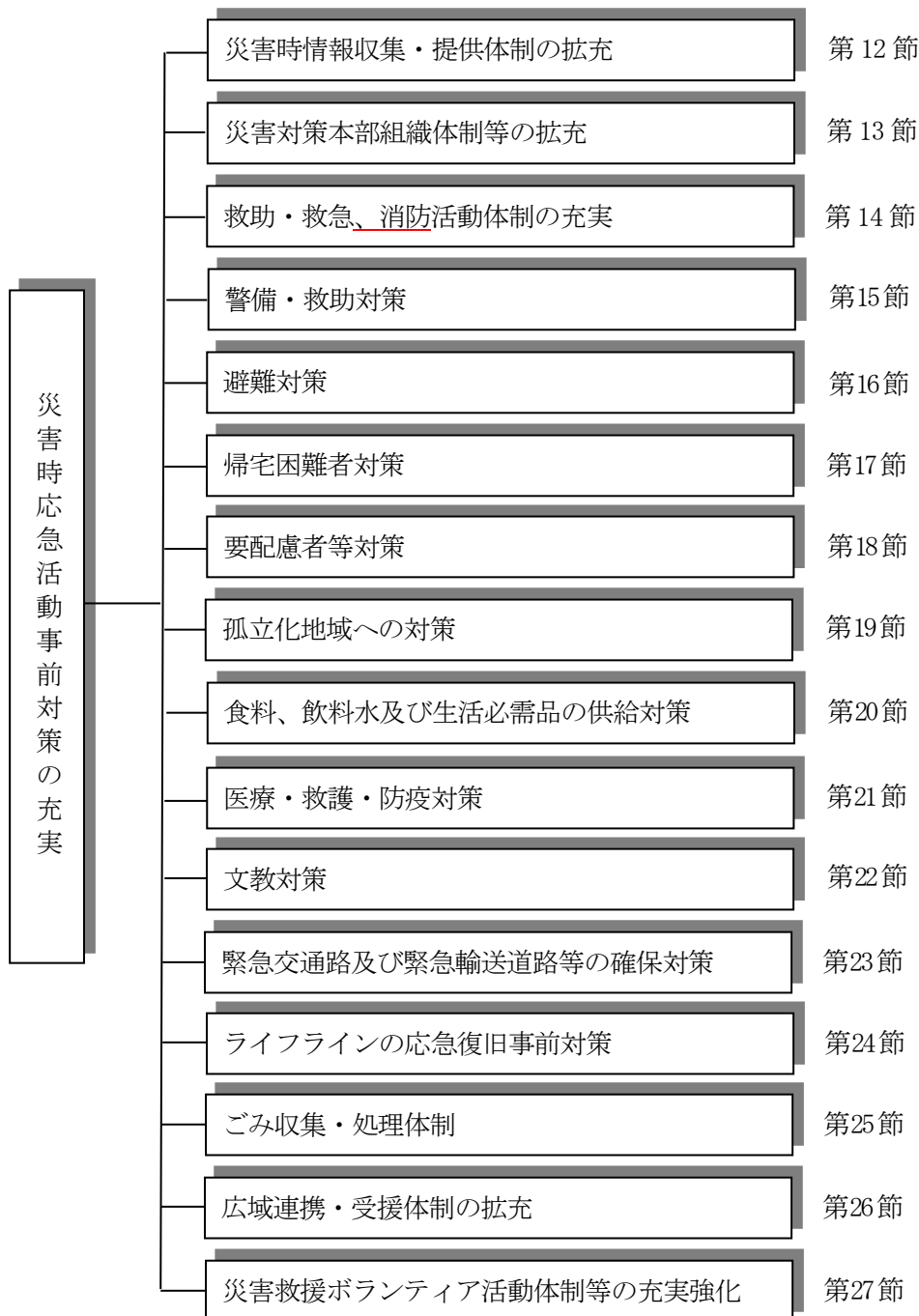
### 第5 電話

電話については、「第1編 第1章 地震・津波災害予防計画 第8節 第5 電話」を準用します。

◆ 『災害時応急活動事前対策の充実』の構成

大規模災害が発生した場合、発災直後の応急対策活動を適切に実施することが、二次災害等による被害の拡大を防止又は軽減するための鍵といえます。

『災害時応急活動事前対策の充実』では、風水害の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった場合、あるいは風水害が発生した場合に、市民及び関係機関が速やかに応急対策活動を講じられるよう、平常時に実施すべき事前対策について定めます。



総  
則  
編

第1編  
地震・津波災害対策

第2編  
風水害対策

計  
画  
編

第3編  
その他の災害対策

第4編  
復旧・復興対策

## 第12節 災害時情報収集・提供体制の拡充

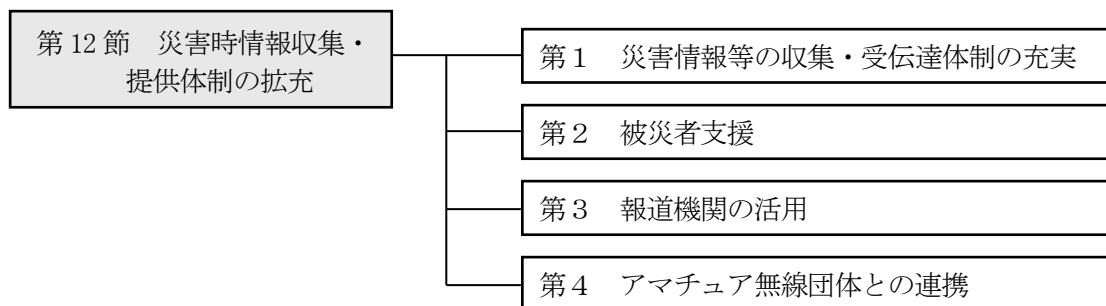
総  
則  
編

### 【施策の方向】

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、気象、洪水情報、土砂災害情報、避難情報等、様々な情報を的確に把握して処理、判断するとともに、市民及び関係機関に対して迅速、的確に伝達し、初動体制の確立を図る必要があります。

本節では、迅速・的確な情報の収集・伝達体制の確立に向けた基本的な方針を定めます。

### 【施策の体系】



#### 第1 災害情報等の収集・受伝達体制の充実

災害情報等の収集・受伝達体制の充実については、「第1編 第1章 地震・津波災害予防計画 第12節 第1 災害情報等の収集・受伝達体制の充実」を準用します。

#### 第2 被災者支援

被災者支援については、「第1編 第1章 地震・津波災害予防計画 第12節 第2 被災者支援」を準用します。

#### 第3 報道機関の活用

報道機関の活用については、「第1編 第1章 地震・津波災害予防計画 第12節 第3 報道機関の活用」を準用します。

#### 第4 アマチュア無線団体との連携

アマチュア無線団体との連携については、「第1編 第1章 地震・津波災害予防計画 第12節 第4 アマチュア無線団体との連携」を準用します。

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

計  
画  
編

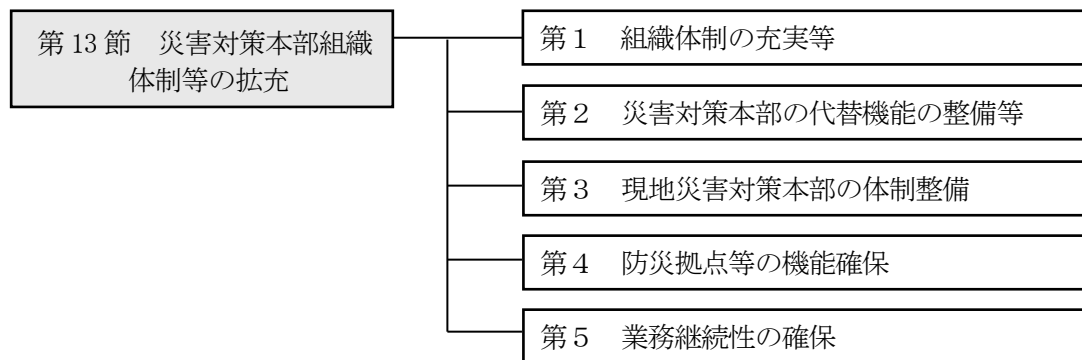
## 第13節 災害対策本部組織体制等の拡充

### 【施策の方向】

災害対策本部は、災害応急対策上重要な指示又は総合調整を行う市組織全体の統制機関であり、刻々変化する被災状況や被災者のニーズに即応できる災害対策本部機能の維持・強化が求められます。

本節では災害時における迅速・的確な災害対策本部活動を実施するための体制整備等について基本的な方針を定めます。

### 【施策の体系】



#### 第1 組織体制の充実等

組織体制の充実等については、「第1編 第1章 地震・津波災害予防計画 第13節 第1 組織体制の充実等」を準用します。

#### 第2 災害対策本部の代替機能の整備等

災害対策本部の代替機能の整備等については、「第1編 第1章 地震・津波災害予防計画 第13節 第2 災害対策本部の代替機能の整備等」を準用します。

#### 第3 現地災害対策本部の体制整備

現地災害対策本部の体制整備については、「第1編 第1章 地震・津波災害予防計画 第13節 第3 現地災害対策本部の体制整備」を準用します。

#### 第4 防災拠点等の機能確保

防災拠点等の機能確保については、「第1編 第1章 地震・津波災害予防計画 第13節 第4 防災拠点等の機能確保」を準用します。

#### 第5 業務継続性の確保

業務継続性の確保については、「第1編 第1章 地震・津波災害予防計画 第13節 第5 業務継続性の確保」を準用します。

総  
則  
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

計  
画  
編

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

## 第14節 救助・救急、消防活動体制の充実

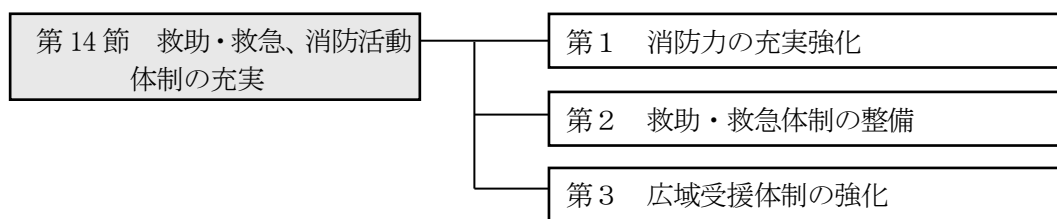
総  
編

### 【施策の方向】

大規模災害発生時には、迅速かつ的確に被災者の救助活動、応急措置、救急運搬等が行えるよう、平常時から災害時の救急・救助、消防体制を整えておく必要があります。

本節では、災害時に救助・救急、消火活動等が迅速かつ的確に行われるための事前体制について基本的な方針を定めます。

### 【施策の体系】



第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

計  
画  
編

### 第1 消防力の充実強化

消防力の充実強化については、「第1編 第1章 地震・津波災害予防計画 第14節 第3 消防力の充実強化」を準用するほか、次の対策を実施します。

#### 1 火災予防

市及び消防本部は、出火、延焼拡大予防のための建築物、建材の不燃化促進、初期消火設備の設置・普及等の指導の徹底を図ります。

### 第2 救助・救急体制の整備

救助・救急体制の整備については、「第1編 第1章 地震・津波災害予防計画 第14節 第4 救助・救急体制の整備」を準用します。

### 第3 広域受援体制の強化

広域受援体制の強化については、「第1編 第1章 地震・津波災害予防計画 第14節 第5 広域受援体制の強化」を準用します。



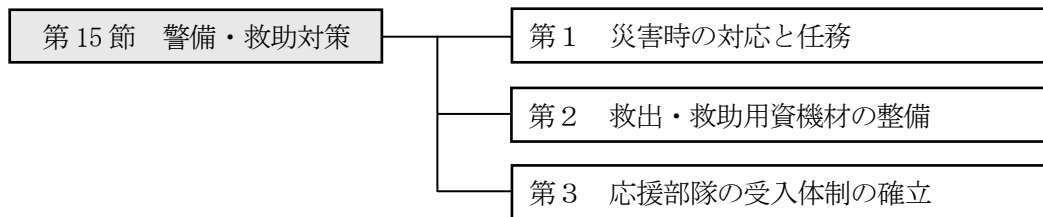
## 第15節 警備・救助対策

### 【施策の方向】

大規模災害発生時には、多数の市民が生命又は身体に危害を受けたり、被災により地域社会が混乱状態に陥ったりするおそれがあります。

本節では、大規模災害による人心の安定と社会秩序の維持を図るために、事前の警備・救助体制について基本的な方針を定めます。

### 【施策の体系】



### 第1 災害時の対応と任務

災害時の対応と任務については、「第1編 第1章 地震・津波災害予防計画 第15節 第1 災害時の対応と任務」を準用します。

### 第2 救出・救助用資機材の整備

救出・救助用資機材の整備については、「第1編 第1章 地震・津波災害予防計画 第15節 第2 救出・救助用資機材の整備」を準用します。

### 第3 応援部隊の受入体制の確立

応援部隊の受入体制の確立については、「第1編 第1章 地震・津波災害予防計画 第15節 第3 応援部隊の受入体制の確立」を準用します。

総  
則  
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

計  
画  
編

## 第16節 避難対策

総  
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

計  
画  
編

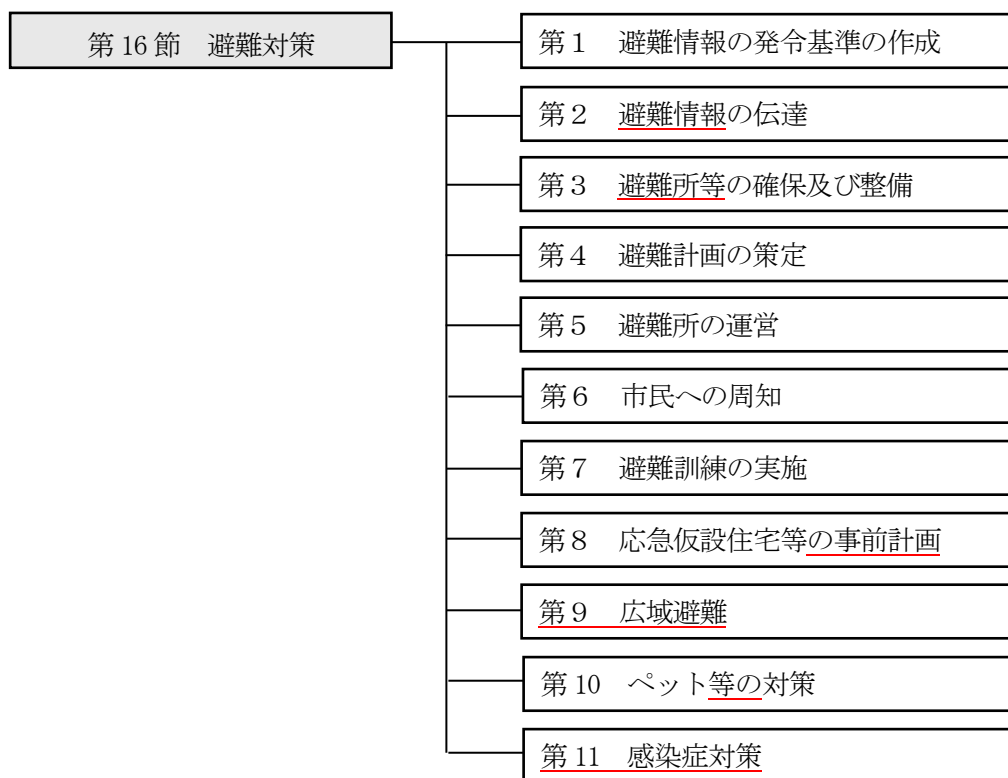
### 【施策の方向】

災害発生後、家屋の損壊・浸水等により避難を余儀なくされた市民等が安全に避難できるよう、あらかじめ、避難所等の選定や避難誘導體制、避難所運営体制等を整備し、避難者の安全確保に努める必要があります。

特に、自ら避難することが困難な避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難の必要性が広く認識されるようになり、令和3年（2021年）の災害対策基本法の改正では、避難行動要支援者ごとの避難支援等を実施するための計画である個別計画の作成が市町村の努力義務とされました。

本節では、こうした現状を踏まえ、市民の生命の安全を確保するために迅速、的確な避難行動と被災者の受入れ、保護を実施するための事前対策について基本的な方針を定めます。

### 【施策の体系】



### 第1 避難情報の発令基準の作成

#### 1 避難情報の発令基準

市は、「避難情報に関するガイドライン」を参考に、災害時に適切な避難情報の発令を実施するため、関係機関からの情報や自ら収集する情報等をもとに、避難情報の発令の判断基準等について、できる限り客観的な数値により整理し、定めるよう努めます。

なお、判断基準については、想定外の事態にも対応できるよう、総合的に判断します。

## 2 洪水等の発令基準

市は、洪水等に対する市民の警戒避難体制として、水位到達情報が県知事から通知される「柏尾川」、「滑川」、「神戸川」の3河川について、河川水位、降雨量、今後の気象予測及び河川巡視等から総合的に判断して、具体的な避難情報の発令基準を設定します。

それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、同様に具体的な避難情報の発令基準を策定することとします。

また、避難指示等を有効なものとするため、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直します。

## 3 土砂災害の発令基準

市は、土砂災害に対する市民の警戒避難体制として、大雨注意報・警報、土砂災害警戒情報の発表や今後の気象予測や土砂災害警戒区域等の巡視等からの報告を含め総合的に判断して、具体的な避難指示の発令基準を設定します。

また、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めます。

## 4 高潮の発令基準

市は、高潮災害に対する市民の警戒避難体制として、高潮警報等が発表された場合に直ちに避難情報を発令することを基本とした具体的な避難情報の発令基準を設定します。

また、潮位に応じた想定浸水範囲を事前に確認し、想定最大までの高潮高と避難対象地域の範囲を段階的に定めておくなど、高潮警報等の予想最高潮位に応じて想定される浸水区域に避難情報を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めます。

## 5 避難指示発令にあたっての留意事項

- (1) 市長は、堤防の決壊や急傾斜地の崩壊等の災害の発生を把握した場合、可能な範囲で「緊急安全確保」を発令し、命を守る行動を促します。
- (2) 避難指示の発令の際には、避難所を開放していることが望ましいですが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、市長は、直ちに避難指示を発令するものとします。また、そのような事態が生じ得ることを市民にも周知します。
- (3) 避難に際しては、要配慮者等、特に避難行動要支援者に配慮するため、高齢者等避難を位置づけます。

## 第2 避難情報の伝達

### 1 避難情報の種類

令和3年(2021年)に災害対策基本法が改正され、市長が発令する避難情報は、次表のように「高齢者等避難」、「避難指示」、「緊急安全確保」の3種類となっています。(緊急安全確保は、災害が発生・切迫している状況下であることから、可能な範囲での発令とされており、必ずしも発令されるわけではありません)。

総  
則  
編

第1編  
地震・津波災害対策

第2編  
風水害対策

第3編  
その他の災害対策

第4編  
復旧・復興対策

計  
画  
編

表 避難指示等の類型別一覧

名 称	警戒 レベル	発令時の状況	市民に求める行動
高齢者等避難	3	高齢者、障害者、妊婦・乳幼児等、避難に時間がかかる方や身の危険を感じる方が避難を始めなければならない段階。 被害の発生する可能性が高まった状況であり、避難指示を発令することが予想される状況。	高齢者、障害者、妊婦・乳幼児等、避難に時間がかかる方が避難を始め、周りの方は支援を始める。 身の危険を感じる方が避難を始める。 通常の避難ができる方は、気象情報に注意し、家族との連絡や非常用持出品の用意等、避難準備を始める。
避難指示	4	通常の避難ができる方が避難を始めなければならない段階。 被害が予想され、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況。	通常の避難ができる方は、避難場所等へ避難を始める。 外出することでかえって命に危険が及ぶような状況では、室内のより安全な場所に避難をする。
緊急安全確保	5	災害が発生しそうな兆候や現在の切迫した状況から、被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況。 堤防の近くや地域の特性等から被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況。又は、被害が発生し始めた状況。	避難中の方は、すぐに避難を完了する。そのいとまがない方は、命を守る最低限の行動をとる。 外出することでかえって命に危険が及ぶような状況では、室内のより安全な場所に緊急に避難をする。

また、災害発生のおそれの高まりに応じて、市民等が情報の意味を直感的に理解できるよう、避難情報や防災気象情報を5段階に分けて、市民等の避難行動を強く促す「警戒レベル」の運用が行われています。

総  
則  
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

計  
画  
編

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

表 警戒レベル一覧

警戒レベル	市民等がとるべき行動	市の避難情報等	警報等	キキクル (危険度分布)
5	<b>命の危険 直ちに安全確保!</b> ・既に安全な避難ができず、命が危険な状況。今いる場所よりも安全な場所へ直ちに移動する。	緊急安全確保	大雨 特別警報	災害切迫
「警戒レベル4」までに全員避難!				
4	<b>危険な場所から全員避難</b> ・台風等により暴風が予想される場合は、暴風が吹き始める前に避難を完了しておく。	避難指示	土砂災害 警戒情報	危険
3	<b>危険な場所から高齢者等は避難</b> ・高齢者等以外の人も必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難したりする。	高齢者等避難	大雨警報※ 洪水警報	警戒
2	<b>自らの避難行動を確認</b> ・ハザードマップ等により、自宅等の災害リスクを再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認するなど。		大雨注意報 洪水注意報	注意
1	<b>災害への心構えを高める</b>		早期注意情報 (警報級の可能性)	

※ 夜間～翌日早朝に大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が高い注意報は、高齢者等避難(警戒レベル3)に相当します。

資料：気象庁

## 2 避難情報の伝達

- (1) 市は、避難情報の伝達に際して、対応する警戒レベルや発令の対象者を明確にし、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるようにするとともに、災害の状況及び地域の実情に応じて、防災行政用無線や消防団、自主防災組織をはじめとした効果的かつ確実な手段を複合的に活用し、避難対象地域の市民等に迅速かつ的確に情報を伝達できるよう努めます。
- (2) 市は、気象情報、避難情報の市民等への周知にあたっては、迅速かつ的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討するよう努めます。
- (3) 市は、同一の水系を有する他市町等との間で、相互に避難情報を共有するよう努めます。

総則編
第1編 地震・津波災害対策
第2編 風水害対策
第3編 その他の災害対策
第4編 復旧・復興対策

### 第3 避難所等の確保及び整備

#### 1 指定避難所（ミニ防災拠点）の指定

指定避難所（ミニ防災拠点）の指定については、「第1編 第1章 地震・津波災害予防計画 第16節 第1 避難所等の確保及び整備 1 指定避難所（ミニ防災拠点）の指定」を準用します。

#### 2 指定緊急避難場所の指定

指定緊急避難場所は、防災施設の整備の状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案して、以下の異常な現象の種類ごとに、切迫した災害の危険から身を守るための緊急的な避難先として、災害対策基本法施行令第20条の3に定める安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を指定します。

なお、指定緊急避難場所と指定避難所（ミニ防災拠点）は、相互に兼ねることができることとします。

##### (1) 洪水（内水氾濫を含む）

浸水害の影響を受けない市立小中学校等の敷地全体又はその一部、各行政センターの一部を指定します。

##### (2) 土砂災害

崖崩れ、土石流等の土砂災害の影響を受けない市立小中学校等の敷地全体又はその一部、各行政センターの一部を指定します。

##### (3) 高潮

高潮の影響を受けない市立小中学校等の敷地全体又はその一部を指定します。

※ 上記以外に、災害の規模や被害状況等により、行政センター等の公共施設等を避難場所として開設する場合があります。

#### 3 その他の避難所等の確保

##### (1) 一時避難場所（集合場所）

自主防災組織が事前に定めた施設を一時避難場所（集合場所）とし、一時的に避難し、その後、状況に応じて指定緊急避難場所や指定避難所（ミニ防災拠点）へ避難します。

##### (2) 補助避難所（予備避難所）

必要に応じて市の判断で開設される避難所であり、国・県立及び私立の学校等を指定しています。

##### (3) その他の避難所

協定等に基づき、災害時の状況により開設する避難所です。

###### ア 一時滞在施設（帰宅困難者用）

災害時において、帰宅困難者を一時的に収容する施設です。

###### イ 福祉避難所

指定避難所（ミニ防災拠点）や補助避難所（予備避難所）において共同生活が困難な要配慮者のために開設する施設です。

◆ 資料3-2：被災者収容施設（避難所等）一覧表

#### 4 不足する場合の対応

市は、避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、ホテル等の活用も含め、可能な限り

多くの避難所の確保に努めます。特に、要配慮者に配慮した避難施設の確保に努めます。

#### 第4 避難計画の策定

避難計画の策定については、「第1編 第1章 地震・津波災害予防計画 第16節 第2 避難計画の策定」を準用するほか、社会福祉施設等の管理者等は、気象庁等から発信される防災気象情報を把握し、早めの避難措置を講じます。

#### 第5 避難所の運営

避難所の運営については、「第1編 第1章 地震・津波災害予防計画 第16節 第3 避難所の運営」を準用します。

ただし、この準用は、風水害等の規模に応じ、避難の長期化が見込まれる場合とします。

#### 第6 市民への周知

市民への周知については、「第1編 第1章 地震・津波災害予防計画 第16節 第4 市民への周知」を準用します。

#### 第7 避難訓練の実施

避難訓練の実施については、「第1編 第1章 地震・津波災害予防計画 第16節 第5 避難訓練の実施」を準用します。

#### 第8 応急仮設住宅等の事前計画

応急仮設住宅等の事前計画については、「第1編 第1章 地震・津波災害予防計画 第16節 第6 応急仮設住宅等の事前計画」を準用します。

#### 第9 広域避難

令和元年東日本台風等では、首都圏や東日本の一部の自治体で市町村域や都道府県域をまたぐ大規模な広域避難が行われました。

最大クラスの豪雨災害にあたっては、浸水域が広範に及び避難場所が限られるため、市外への広域的な避難・収容施設の確保が必要です。

このため、市は、大規模な災害時の市民の円滑な広域避難体制の確立を図ります。

##### 1 受入体制の整備

市は、大規模風水害等の災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、大規模氾濫減災協議会等既存の枠組みを活用することにより、県や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに、他の地方公共団体との応援協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めます。

#### 第10 ペット等の対策

ペット等の対策については、「第1編 第1章 地震・津波災害予防計画 第16節 第7 ペット

総  
則  
編

第1編  
地震・津波災害対策

第2編  
風水害対策

計  
画  
編

第3編  
その他の災害対策

第4編  
復旧・復興対策

等の対策」を準用します。

### **第11 感染症対策**

感染症対策については、「第1編 第1章 地震・津波災害予防計画 第16節 第8 感染症対策」を準用します。

総 則 編	
計 画 編	第1編 地震・津波災害対策
	第2編 風水害対策
	第3編 その他の災害対策
	第4編 復旧・復興対策



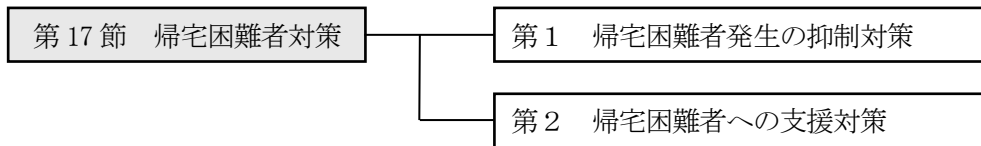
## 第17節 帰宅困難者対策

### 【施策の方向】

大規模災害により交通機関の運行が停止した場合、多くの帰宅困難者が発生することが予想されます。このような大量の帰宅困難者が、外出先から一斉に徒歩で帰宅行動を開始した場合、危険な状態になるとともに、大きな混乱の発生が懸念されます。

本節では、帰宅困難者の発生抑制や帰宅困難者への支援等に係る基本的な方針を定めます。

### 【施策の体系】



## 第1 帰宅困難者発生の抑制対策

### 1 市が実施する対策

#### (1) 基本原則の周知等

ア 市は、大規模風水害等の災害発生直後においては、救助・救急、消火及び緊急輸送等の応急活動を迅速に行う必要があることから、帰宅困難者の発生を抑制するため「むやみに移動を開始しない」という基本原則の市民、企業、学校、関係団体等への周知を図り、一斉帰宅抑制の徹底を促します。

イ 市は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を維持しつつ、鉄道の早期運行開始等により、3日までの間に帰宅が可能となる場合もあることから、被害状況や鉄道の運行状況等に応じて柔軟な対応を可能とする帰宅支援の移行方策についても検討します。

ウ 市は、一斉帰宅抑制の普及に加え、被害状況や鉄道等の運行状況に応じて、在宅者の出勤・通学を自粛する意識の醸成を図ります。

エ 市は、帰宅が困難になった場合に備えて、市内の関係機関、企業等に対して一時収容を図るよう要請します。

#### (2) 安否確認手段の周知

市は、平常時から「災害用伝言ダイヤル（171）」や携帯電話事業者の「災害用伝言板」等による安否確認手段について周知を図ります。

また、隔地における家族の安否確認方法や大規模災害発生時における家族間の行動原則をあらかじめ取り決めておくなど、帰宅動機や不安の解消に有効な取組について普及を図ります。

### 2 関係機関、事業等が実施する対策

#### (1) 従業員、来訪者等の施設内待機

ア 地震・津波災害の場合に比して、風水害については、一定の予測が可能なことから、関

総  
則  
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

計  
画  
編

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

関係機関、企業等は、風水害の発生予測時間帯等に応じ、「早めの帰宅」を推進するなど、交通機関の停止に備えた措置を講じる必要があります。

イ 関係機関、企業等は、災害発生に伴い、交通機関の運行停止等により当分の間、復旧の見通しが立たないと見込まれるときは、事業所建物や事業所周辺の被害状況を確認の上、従業員等の安全を確保するため、一定期間事業所内に留めておくよう努めます。

ウ 大規模な集客施設や鉄道駅、社寺・名所旧跡等においては、多くの来街者、旅客、観光客等帰宅困難者等の発生による混乱が予想されることから、事業者等は、「早めの帰宅」を呼びかけるとともに、利用者を保護するため、適切な待機・誘導に努めるものとします。

エ 関係機関、企業等は、活動への影響を最小限に抑えられるよう、平常時よりテレワーク体制の構築に努めます。

(2) 備蓄の確保

関係機関、企業等は、社員に必要な飲料水、食料、毛布等の備蓄に努めるものとします。

(3) 施設内待機計画の策定

関係機関、企業等は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における従業員等の待機及び帰宅の方針を業務継続計画（BCP）等にあらかじめ定め、従業員に周知しておくものとします。

## 第2 帰宅困難者への支援対策

帰宅困難者への支援対策については、「第1編 第1章 地震・津波災害予防計画 第17節 第2 帰宅困難者への支援対策」を準用します。

- ◆ 資料3-2：被災者収容施設（避難所等）一覧表

総  
則  
編

第1編  
地震・津波災害対策

第2編  
風水害対策

第3編  
その他の災害対策

第4編  
復旧・復興対策

計  
画  
編

## 第18節 要配慮者等対策

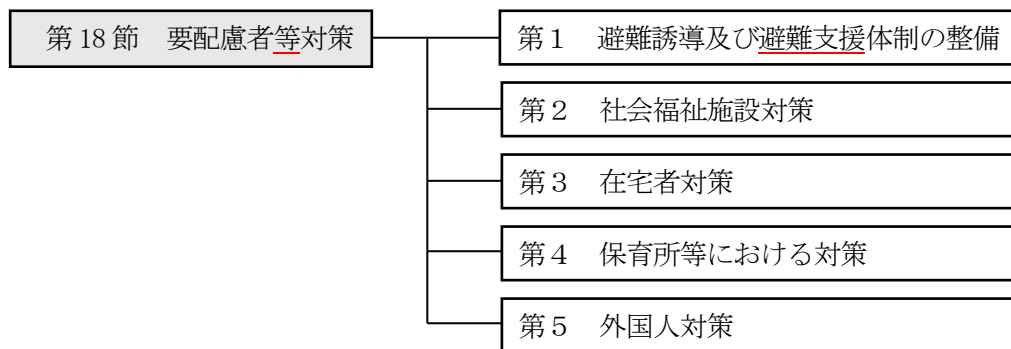
### 【施策の方向】

災害時の一連の行動において配慮を要する要配慮者や特に支援を必要とする避難行動要支援者は、高齢化の進行により増加傾向が続いており、今後も増加していくものと思われます。

過去の大規模災害時においては、高齢者や障害者等災害弱者と言われる人々の犠牲が多数を占めたことから、大規模災害時における要配慮者等対策の強化が重要です。

本節では、要配慮者等の安全確保を図るための事前対策について基本的な方針を定めます。

### 【施策の体系】



### 第1 避難誘導及び避難支援体制の整備

避難誘導及び避難支援体制の整備については、「第1編 第1章 地震・津波災害予防計画 第18節 第1 避難誘導及び避難支援体制の整備」を準用します。

### 第2 社会福祉施設対策

社会福祉施設対策については、「第1編 第1章 地震・津波災害予防計画 第18節 第2 社会福祉施設対策」を準用します。

### 第3 在宅者対策

在宅者対策については、「第1編 第1章 地震・津波災害予防計画 第18節 第3 在宅者対策」を準用します。

### 第4 保育所等における対策

保育所等における対策については、「第1編 第1章 地震・津波災害予防計画 第18節 第4 保育所等における対策」を準用します。

### 第5 外国人対策

外国人対策については、「第1編 第1章 地震・津波災害予防計画 第18節 第5 外国人対策」を準用します。

総  
則  
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

計  
画  
編

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

## 第19節 孤立化地域への対策

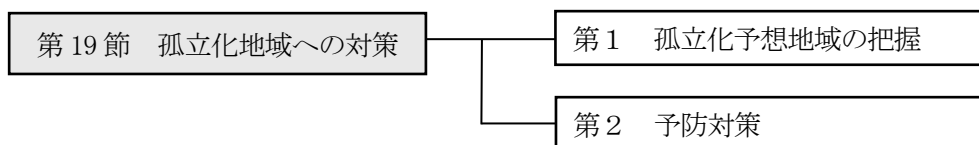
総  
則  
編

### 【施策の方向】

浸水害や土砂災害等により、孤立化地域が発生した場合は、平地部とは異なる対応が求められるため、事前対策を講じておく必要があります。

本節では、孤立化地域発生の未然防止に向けた基本的な方針を定めます。

### 【施策の体系】



### 第1 孤立化予想地域の把握

孤立化予想地域の把握については、「第1編 第1章 地震・津波災害予防計画 第19節 第1 孤立化予想地域の把握」を準用します。

### 第2 予防対策

予防対策については、「第1編 第1章 地震・津波災害予防計画 第19節 第2 予防対策」を準用します。

第1編  
地震・津波災害対策

第2編  
風水害対策

第3編  
その他の災害対策

第4編  
復旧・復興対策

計  
画  
編

## 第20節 食料、飲料水及び生活必需品の供給対策

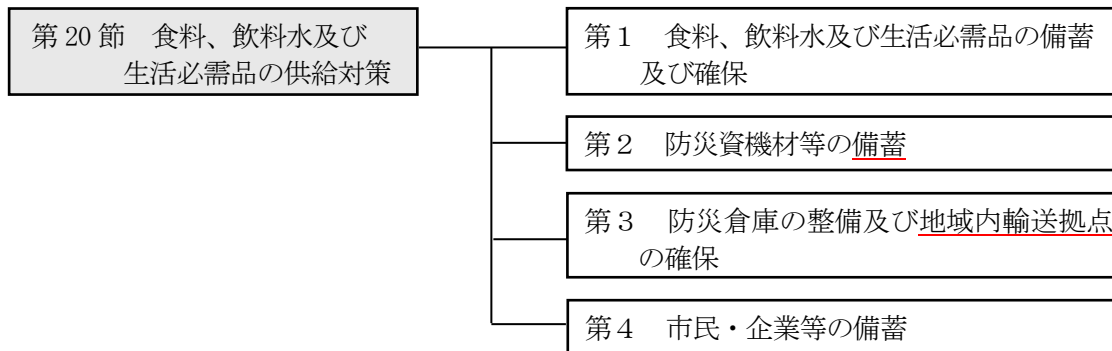
### 【施策の方向】

過去に発生した災害では、自治体によっては十分な備蓄がされておらず、一部の避難所では発災直後に食料が不足する事態が生じました。

また、支援物資が物資集積拠点に滞留し、避難所まで速やかに届かない事態等も発生し、当面必要な物資を平常時から備蓄しておくことの重要性が改めて認識されました。

こうした教訓を踏まえ、災害時における応急対策活動を円滑に行うため、食料、飲料水及び生活必需品等の備蓄・調達に係る体制や防災資機材等の整備について基本的な方針を定めます。

### 【施策の体系】



### 第1 食料・飲料水及び生活必需品の備蓄及び確保

食料・飲料水及び生活必需品の備蓄及び確保については、「第1編 第1章 地震・津波災害予防計画 第20節 第1 食料・飲料水及び生活必需品の備蓄及び確保」を準用します。

### 第2 防災資機材等の備蓄

防災資機材等の備蓄については、「第1編 第1章 地震・津波災害予防計画 第20節 第2 防災資機材等の備蓄」を準用します。

### 第3 防災倉庫の整備及び地域内輸送拠点の確保

防災倉庫の整備及び地域内輸送拠点の確保については、「第1編 第1章 地震・津波災害予防計画 第20節 第3 防災倉庫の整備及び地域内輸送拠点の確保」を準用します。

### 第4 市民・企業等の備蓄

市民・企業等の備蓄については、「第1編 第1章 地震・津波災害予防計画 第20節 第4 市民・企業等の備蓄」を準用します。

総  
則  
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

計  
画  
編

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

## 第21節 医療・救護・防疫対策

総  
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

第3編 その他の災害対策

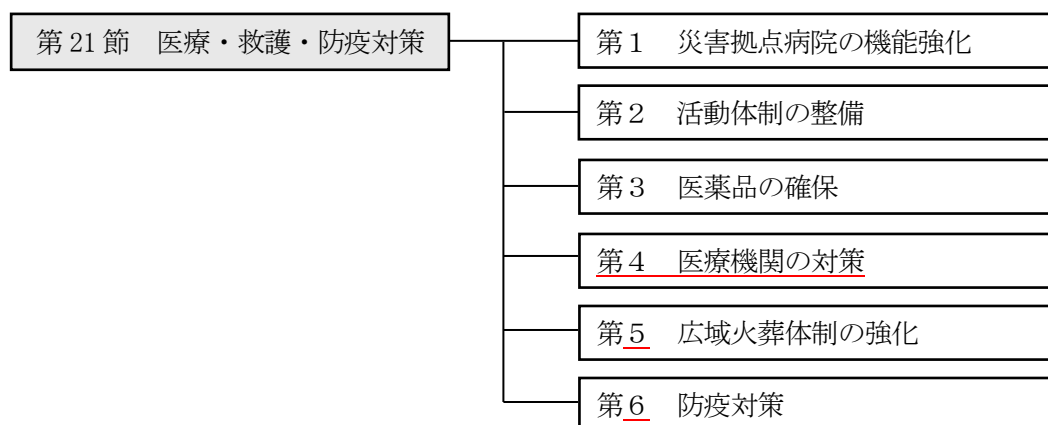
第4編 復旧・復興対策

### 【施策の方向】

大規模な災害発生時には、局地的又は広域的に多数の負傷者が同時多発的に発生することが想定されます。

本節では、負傷者への迅速かつ適切な医療救護活動や保健活動が実施できるよう、医療・救護・防疫に関する事前対策の基本的な方針を定めます。

### 【施策の体系】



#### 第1 災害拠点病院の機能強化

災害拠点病院の機能強化については、「第1編 第1章 地震・津波災害予防計画 第21節 第1 災害拠点病院の機能強化」を準用します。

#### 第2 活動体制の整備

活動体制の整備については、「第1編 第1章 地震・津波災害予防計画 第21節 第2 活動体制の整備」を準用します。

#### 第3 医薬品の確保

医薬品の確保については、「第1編 第1章 地震・津波災害予防計画 第21節 第3 医薬品の確保」を準用します。

#### 第4 医療機関の対策

医療機関の対策については、「第1編 第1章 地震・津波災害予防計画 第21節 第4 医療機関の対策」を準用します。

#### 第5 広域火葬体制の強化

広域火葬体制の強化については、「第1編 第1章 地震・津波災害予防計画 第21節 第5 広域火葬体制の強化」を準用します。

## 第6 防疫対策

防疫対策については、「第1編 第1章 地震・津波災害予防計画 第21節 第6 防疫対策」を準用します。

総 則 編	
第1編 地震・津波災害対策	
第2編 風水害対策	
第3編 その他の災害対策	
第4編 復旧・復興対策	

計  
画  
編

## 第22節 文教対策

総  
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

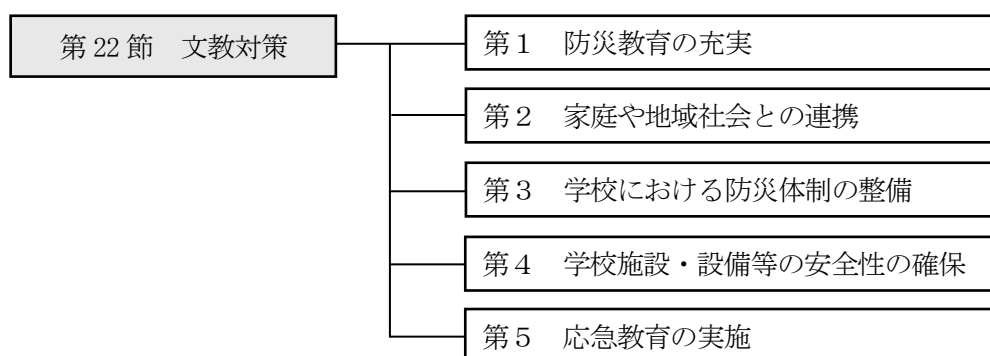
計  
画  
編

### 【施策の方向】

学校等は、水害、台風、土砂災害をはじめ、あらゆる災害から児童・生徒等及び教職員の安全を確保するため、平常時から防災面における安全教育及び安全管理に努める必要があります。

本節では、災害発生時の児童・生徒及び教職員の安全確保や防災体制の強化に関する基本的な方針を定めます。

### 【施策の体系】



### 第1 防災教育の充実

防災教育の充実については、「第1編 第1章 地震・津波災害予防計画 第22節 第1 防災教育の充実」を準用します。

### 第2 家庭や地域社会との連携

家庭や地域社会との連携については、「第1編 第1章 地震・津波災害予防計画 第22節 第2 家庭や地域社会との連携」を準用します。

### 第3 学校における防災体制の整備

学校における防災体制の整備については、「第1編 第1章 地震・津波災害予防計画 第22節 第3 学校における防災体制の整備」を準用します。

### 第4 学校施設・設備等の安全性の確保

学校施設・設備等の安全性の確保については、「第1編 第1章 地震・津波災害予防計画 第22節 第4 学校施設・設備等の安全性の確保」を準用します。

### 第5 応急教育の実施

応急教育の実施については、「第1編 第1章 地震・津波災害予防計画 第22節 第5 応急教育の実施」を準用します。



## 第23節 緊急交通路及び緊急輸送道路等の確保対策

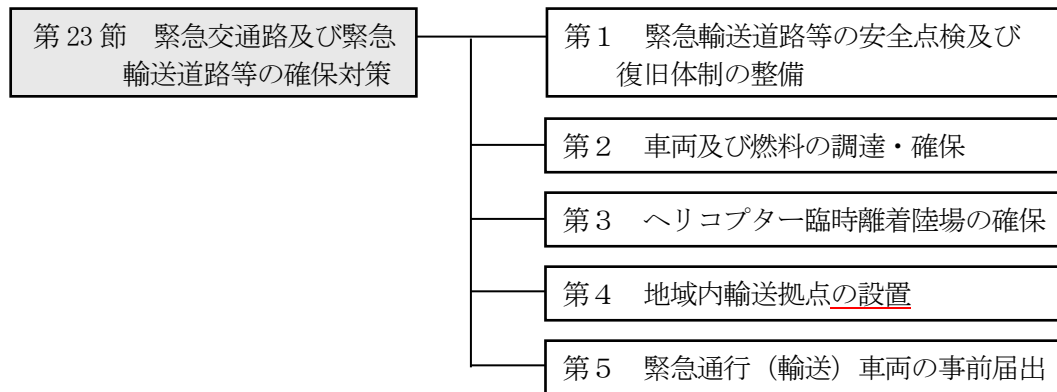
### 【施策の方向】

大規模災害時において、災害応急活動に必要な物資や資機材、要員等の緊急輸送を円滑に行うためには、輸送道路及びヘリポートの確保が極めて重要です。

東日本大震災では、幹線道路は、緊急輸送道路として、救急・救援や復旧に役立つなど、“いのちの道”としての機能を発揮しました。

本節では、災害時の緊急交通路や緊急輸送の確保に向けた事前対策について、基本的な方針を定めます。

### 【施策の体系】



#### 第1 緊急輸送道路等の安全点検及び復旧体制の整備

緊急輸送道路等の安全点検及び復旧体制の整備については、「第1編 第1章 地震・津波災害予防計画 第23節 第1 緊急輸送道路の耐震化及び復旧体制の整備」を準用します。

#### 第2 車両及び燃料の調達・確保

車両及び燃料の調達・確保については、「第1編 第1章 地震・津波災害予防計画 第23節 第2 車両及び燃料の調達・確保」を準用します。

#### 第3 ヘリコプター臨時離着陸場の確保

ヘリコプター臨時離着陸場の確保については、「第1編 第1章 地震・津波災害予防計画 第23節 第3 ヘリコプター臨時離着陸場の確保」を準用します。

#### 第4 地域内輸送拠点の設置

地域内輸送拠点の設置については、「第1編 第1章 地震・津波災害予防計画 第23節 第4 地域内輸送拠点の設置」を準用します。

#### 第5 緊急通行（輸送）車両の事前届出

緊急通行（輸送）車両の事前届出については、「第1編 第1章 地震・津波災害予防計画 第23節 第5 緊急通行（輸送）車両の事前届出」を準用します。

総  
則  
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

計  
画  
編

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

## 第24節 ライフラインの応急復旧事前対策

総  
則  
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

第3編 その他の災害対策

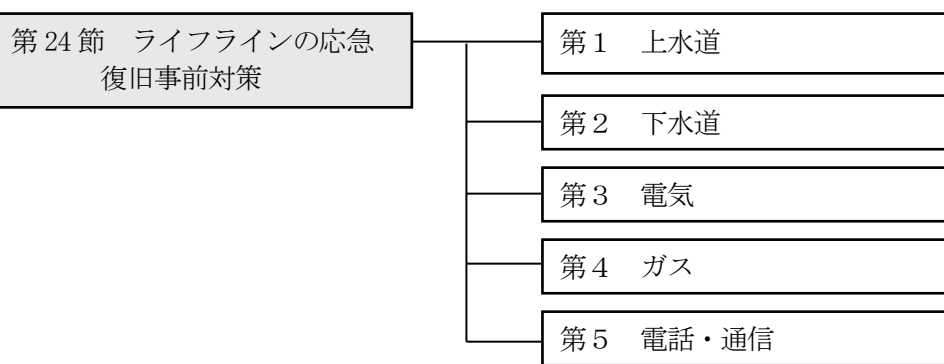
第4編 復旧・復興対策

### 【施策の方向】

上・下水道、電気、ガス、電話・通信等のライフラインは、市民の日常生活及び社会・経済活動に欠くことのできないものであり、また、災害発生後の復旧のための重要な使命を担っています。このため、各ライフライン事業者においては、平常時から応急復旧が迅速に行えるよう態勢を整えておく必要があります。

本節では、ライフライン施設の安全強化対策及び災害時の応急復旧体制について、基本的な方針を定めます。

### 【施策の体系】



### 第1 上水道

上水道については、「第1編 第1章 地震・津波災害予防計画 第25節 第1 上水道」を準用します。

### 第2 下水道

下水道については、「第1編 第1章 地震・津波災害予防計画 第25節 第2 下水道」を準用します。

### 第3 電気

電気については、「第1編 第1章 地震・津波災害予防計画 第25節 第3 電気」を準用します。

### 第4 ガス

ガスについては、「第1編 第1章 地震・津波災害予防計画 第25節 第4 ガス」を準用します。

### 第5 電話・通信

電話・通信については、「第1編 第1章 地震・津波災害予防計画 第25節 第5 電話・通信」を準用します。

## 第25節 ごみ収集・処理体制

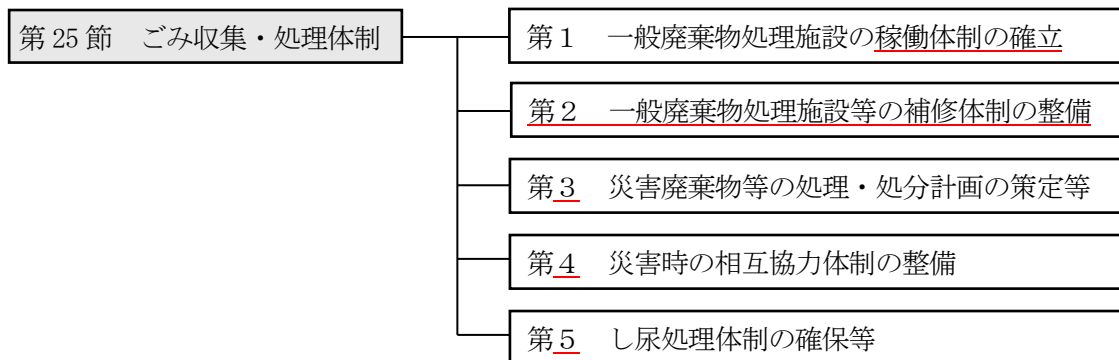
### 【施策の方向】

令和元年東日本台風（台風第19号）等では、被災した自治体において、災害時に備えて災害廃棄物の処理体制や周辺の地方公共団体、民間事業者等との連携・協力の在り方等について、十分に対策を講じていなかったこと等により、災害廃棄物処理がスムーズに進まなかった事例がみられました。

災害廃棄物処理が遅滞することにより、生活環境や公衆衛生の悪化を招くほか、被災地域の早期の復旧・復興の妨げにもつながることから、平常時から、発災後の災害廃棄物対策を十分に検討しておくことが重要です。

本節では、こうした教訓を踏まえ、災害廃棄物を円滑かつ迅速に処理するための事前対策について、基本的な方針を定めます。

### 【施策の体系】



### 第1 一般廃棄物処理施設の稼働体制の確立

市は、風水害に強い廃棄物処理施設とするため、一般廃棄物処理施設の浸水対策等を図ります。  
また、停電により施設の稼働に支障が生じると予想されるため、非常用自家発電設備等の整備や上水道の支障により断水が予想されることから、各施設の非常用水源の確保に努めます。

### 第2 一般廃棄物処理施設等の補修体制の整備

一般廃棄物処理施設等の補修体制の整備については、「第1編 第1章 地震・津波災害予防計画 第26節 第2 一般廃棄物処理施設等の補修体制の整備」を準用します。

### 第3 災害廃棄物等の処理・処分計画の策定等

災害廃棄物等の処理・処分計画の策定等については、「第1編 第1章 地震・津波災害予防計画 第26節 第3 災害廃棄物等の処理・処分計画の策定等」を準用します。

### 第4 災害時の相互協力体制の整備

災害時の相互協力体制の整備については、「第1編 第1章 地震・津波災害予防計画 第26

総  
則  
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

計  
画  
編

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

節 第4 震災時の相互協力体制の整備」を準用します。

### 第5 し尿処理体制の確保等

し尿処理体制の確保等については、「第1編 第1章 地震・津波災害予防計画 第26節 第5 し尿処理体制の確保等」を準用します。

総 則 編	
計 画 編	第1編 地震・津波災害対策
	第2編 風水害対策
	第3編 その他の災害対策
	第4編 復旧・復興対策

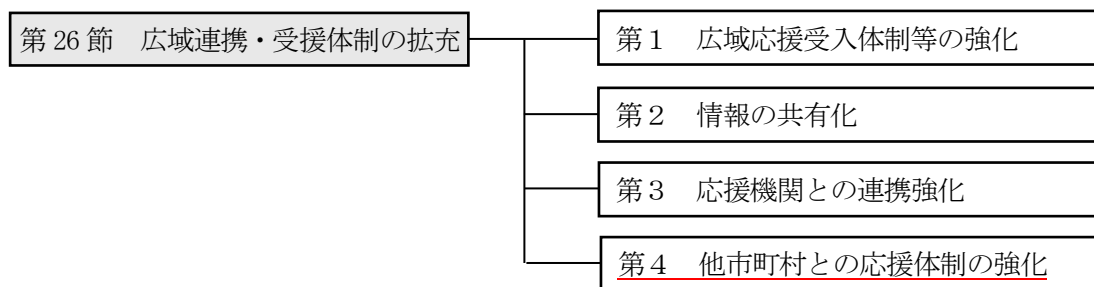
## 第26節 広域連携・受援体制の拡充

### 【施策の方向】

大規模な災害が発生した場合、各庁舎や職員等の被災により行政機能が低下する中であっても、応急復旧活動や被災者支援等の業務を行う必要があります、国や県、他の自治体、ボランティア等の応援を最大限活用することが求められます。

本節では、大規模災害が発生した場合に、外部からの応援を円滑に受け入れ、災害時の応急・復旧業務を遂行できるよう、受援体制の基本的な方針を定めます。

### 【施策の体系】



### 第1 広域応援受入体制等の強化

広域応援受入体制等の強化については、「第1編 第1章 地震・津波災害予防計画 第27節 第1 広域応援受入体制等の強化」を準用します。

### 第2 情報の共有化

情報の共有化については、「第1編 第1章 地震・津波災害予防計画 第27節 第2 情報の共有化」を準用します。

### 第3 応援機関との連携強化

応援機関との連携強化については、「第1編 第1章 地震・津波災害予防計画 第27節 第3 応援機関との連携強化」を準用します。

### 第4 他市町村との応援体制の強化

他市町村との応援体制の強化については、「第1編 第1章 地震・津波災害予防計画 第27節 第4 他市町村との応援体制の強化」を準用します。

総  
則  
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

計  
画  
編

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

## 第27節 災害救援ボランティア活動体制等の充実強化

総  
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

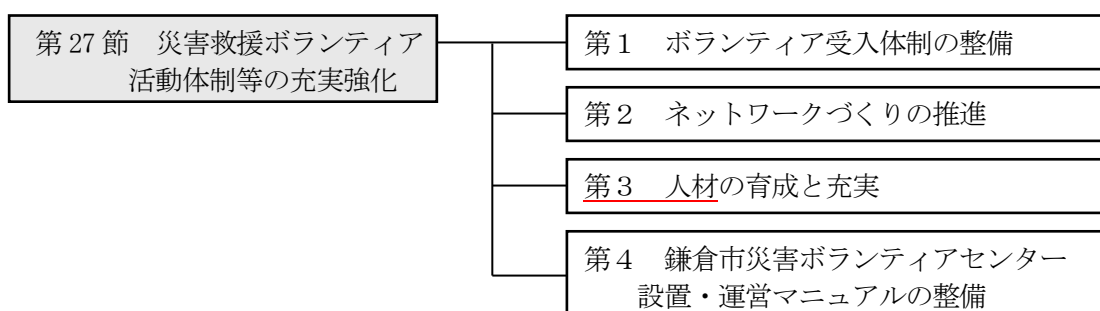
### 【施策の方向】

大規模災害時には、ボランティアグループ、NPO等による救援や生活再建等の様々な支援活動が行われ、被災地の復旧・復興に大きな役割を果たしています。

災害時のボランティア活動について、市は、県や関係機関と連携してボランティアの活動環境の整備に取り組むことが重要です。

本節では、災害救援ボランティア活動の事前対策について、基本的な方針を定めます。

### 【施策の体系】



### 第1 ボランティア受入体制の整備

ボランティア受入体制の整備については、「第1編 第1章 地震・津波災害予防計画 第28節 第1 ボランティア受入体制の整備」を準用します。

### 第2 ネットワークづくりの推進

ネットワークづくりの推進については、「第1編 第1章 地震・津波災害予防計画 第28節 第2 ネットワークづくりの推進」を準用します。

### 第3 人材の育成と充実

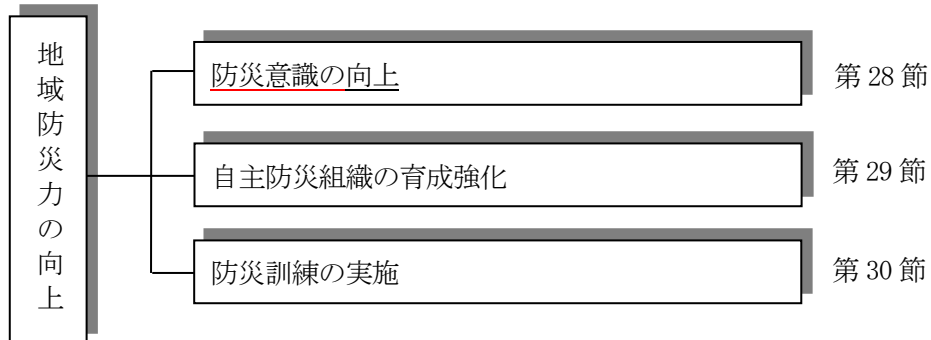
人材の育成と充実については、「第1編 第1章 地震・津波災害予防計画 第28節 第3 人材の育成と充実」を準用します。

### 第4 鎌倉市災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルの整備

鎌倉市災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルの整備については、「第1編 第1章 地震・津波災害予防計画 第28節 第4 鎌倉市災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルの整備」を準用します。

◆『地域防災力の向上』の構成

風水害による被害を最小限に抑えるためには、普段からの備えが大切であり、また、「自助」・「共助」の観点から、それぞれが役割を果たしていくことが大切です。  
『地域防災力の向上』では、「自助」・「共助」の取組を促進し、地域における「地域防災力」の向上を図るために必要な対策等について定めます。



計 画 編	総 則 編
	第1編 地震・津波災害対策
	第2編 風水害対策
	第3編 その他の災害対策
	第4編 復旧・復興対策

## 第28節 防災意識の向上

総  
則  
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

計  
画  
編

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

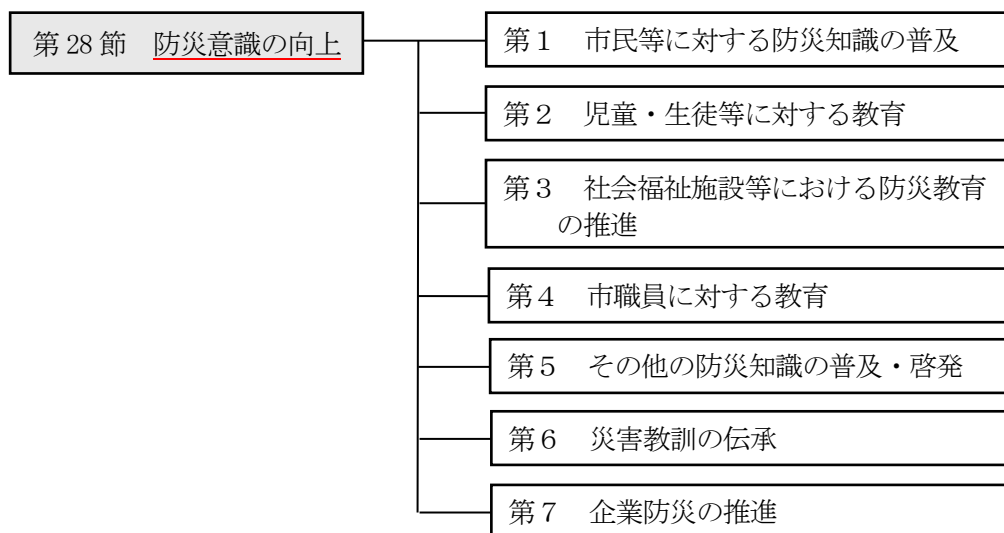
### 【施策の方向】

近年、激甚化・頻発化する異常気象や自然災害により、自助・共助の重要性が再認識されています。災害が発生しても、自助・共助・公助が相互に連携することで、被害を最小限に抑えることができ、また、早期の復旧・復興にもつながります。

また、災害に対して、適切な意志決定や行動選択ができるよう、平常時から市民等の防災意識の向上を図る必要があります。

本節では、市民等の防災意識の向上を図るための基本的な方針を定めます。

### 【施策の体系】



### 第1 市民等に対する防災知識の普及

市は、市民等に対して、あらゆる手段・機会を利用して防災知識の普及の徹底を図ります。その際には、要配慮者等への十分な配慮や被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう各種広報紙や情報提供に努めます。

#### 1 普及方法

##### (1) 広報媒体等による普及

ア 広報かまくら、市ホームページ等、市の広報媒体による普及

イ 洪水ハザードマップ、内水ハザードマップ、土砂災害ハザードマップ、防災啓発冊子等  
防災関係資料の作成・配布による普及

ウ 防災講演会や防災教室等の開催による普及

エ テレビ、ラジオ等による普及（市の防災に関する取組を発信）

##### (2) 防災講話や生涯学習活動を通じての普及

##### (3) 自主防災組織を通じての普及

##### (4) 強化週間・月間を通じての普及

「防災週間」（8月30日～9月5日）、「水防月間」（5月1日～5月31日）、「土砂災害



防止月間」(6月1日～6月30日)等

## 2 市民等に対する教育内容

市は、関係機関と協力して、市民、自主防災組織、事業所の従業員等に対して、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合にとるべき措置、防災応急対策等、次の内容について、その周知を図ります。

- (1) 風水害等に関する知識
- (2) 気象等に関する特別警報、警報、注意報の違いや高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の違いに関する知識
- (3) 警報等発表時や緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令時にとるべき行動
- (4) 竜巻注意情報の意味や内容、被害の特徴、身の守り方等
- (5) 風水害発生時における正確な情報の入手方法
- (6) 市及び関係機関が講ずる防災応急対策等の内容
- (7) 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること
- (8) 避難所、安全な親戚・知人宅や職場、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認
- (9) 様々な条件下(家屋内、路上、自動車運転中等)で災害時にとるべき行動、避難場所や避難所での行動
- (10) 災害時の家族内の連絡体制等(連絡方法や避難ルールの取決め等)について、あらかじめ決めておくこと
- (11) 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
- (12) 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動
- (13) 自主防災組織の活動内容
- (14) マイ・タイムライン(わが家の避難行動)の作成に関すること
- (15) その他風水害対策に必要な事項

## 3 自主的な防災活動の普及

市は、災害時におけるボランティア活動及び自主的な防災活動の普及のため、「防災とボランティアの日」(1月17日)及び「防災とボランティア週間」(1月15日～1月21日)等において、県、関係機関及びボランティア団体と協力して講演会、講習会、展示会等の行事を実施します。

## 4 市民の心得

市は、市民に対して、おおむね次の内容についての心得やその思想の普及を図ります。

- (1) 平常時の心得
  - ア 地域の避難所及び家族との連絡方法を確認すること。
  - イ がけ崩れ、出水に注意すること。
  - ウ 物干し竿や植木鉢等の飛散防止等の対策を実施すること。
  - エ 家のまわりの側溝のゴミや泥を取り除き、水はけをよくしておくこと。

総  
則  
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

計  
画  
編

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

総 則 編	第1編 地震・津波災害対策	計 画 編	第2編 風水害対策	
				第3編 その他の災害対策

- オ 雨戸やシャッター、ひさし、トタン屋根等の破損、がたつき、緩み等の修理をすること。
- カ 食料（最低3日分、推奨1週間分）、飲料水、トイレトーパー、マスク、消毒液、体温計、スマートフォンや携帯電話用の充電器、モバイルバッテリー等の備蓄、携帯トイレ、非常持出品（救急箱、常備薬、お薬手帳、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）等の準備、土のうを準備、自動車へのこまめな満タン給油等を行うこと。
- キ 隣近所や自主防災組織との災害時の協力について話し合うこと。
- ク 自助・共助の精神の重要性について認識すること。
- ケ 地域等の防災訓練に積極的に参加し、発災時の行動力を身につけること。
- コ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えを講ずること。

(2) **発災時の心得**

- ア 正しい気象情報、避難情報等を収集し、冷静に行動すること。
- イ 早めの避難行動の開始、状況に応じた適切な安全確保を実施すること。（不要不急の外出の自粛、屋内待避による安全確保）
- ウ がけ、海、川には近寄らないこと。
- エ 市民が協力して応急救護を行うこと。
- オ 秩序を守り、衛生に注意すること。
- カ 安否確認等は、東日本電信電話(株)の「災害用伝言ダイヤル（171）」、携帯電話事業者の「災害用伝言板」等を活用すること。
- キ 避難行動要支援者への支援を行うこと。
- ク 災害時の男女双方の視点に配慮すること。

(3) **避難時の心得**

- ア 市は、市民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、食料、水を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策等について、普及啓発を図ります。
- イ 市は、市民に対し、風水害のおそれのない適切な避難場所、避難路等について周知徹底するとともに、必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担うなど、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進します。
- ウ 上記のほか、次のことに留意します。
  - (ア) 氏名票（住所、氏名、生年月日、血液型等）を携行すること。
  - (イ) 3日分の食料・飲料水、常備薬、最小限の着替え肌着、懐中電灯等を携行すること。
  - (ウ) 服装は軽装で素足をさけ、雨具のほかヘルメット等を着用し、必要に応じて防寒衣を携行すること。
  - (エ) 来街者や観光客（外国人を含む）に避難方法・避難場所を案内すること
  - (オ) 前各号のうち平常時から用意できる品物は、非常用袋に入れておくこと。
  - (カ) 感染症流行期においては、分散避難の検討や感染症対策用品を携行すること。

**5 自動車運転者等に対する教育**

市、鎌倉市交通安全協会は、県警察や交通安全関係団体等と連携を図りながら、自動車の運

転者等に対し、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合における自動車の運行措置について、様々な機会を通じて周知します。

## 第2 児童・生徒等に対する教育

児童・生徒等に対する教育については、「第1編 第1章 地震・津波災害予防計画 第29節 第2 児童・生徒等に対する教育」を準用します。

## 第3 社会福祉施設等における防災教育の推進

社会福祉施設等における防災教育の推進については、「第1編 第1章 地震・津波災害予防計画 第29節 第3 社会福祉施設等における防災教育の推進」を準用します。

## 第4 市職員に対する教育

市職員に対する教育については、「第1編 第1章 地震・津波災害予防計画 第29節 第4 市職員に対する教育」を準用します。

## 第5 その他の防災知識の普及・啓発

### 1 マイ・タイムライン（わが家の避難行動）の周知及び作成支援

市は、市民一人ひとりが自らの避難行動を確認し、自律的な避難行動を促すことを目的とした「マイ・タイムライン（わが家の避難行動）」について、市ホームページや広報等で周知を推進します。

また、作成手順の市ホームページへの掲載やマイ・タイムライン出前講座等の開催により、マイ・タイムライン（わが家の避難行動）の作成支援を推進します。

図 広報かまくらにおけるマイ・タイムライン（わが家の避難行動）の普及啓発

●「マイ・タイムライン」～避難のときに必要な情報を書いてみましょう

風水害・土砂災害	自宅は洪水浸水想定区域内にあるか	<input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない	自宅は洪水による家屋流失の恐れがある区域内にあるか	<input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない
	自宅は内水氾濫浸水想定区域内にあるか	<input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない	自宅付近に道路冠水箇所はあるか	<input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない
	自宅は土砂災害警戒区域内（急傾斜地、土石流）にあるか	<input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない	自宅は高潮浸水想定区域内にあるか	<input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない
	風水害に関する情報などで危険を感じたり、避難情報を入手したら、わが家は			
	<input type="checkbox"/> 自宅に待機し、状況に応じて垂直避難します（むやみに外出せず、情報収集に努める）			
	<input type="checkbox"/> <input type="text"/> （避難所、親戚・知人宅など）へ水平避難します。移動時間は <input type="text"/>			
水平避難の途中で危険を感じたら		<input type="text"/>	へ垂直避難します。移動時間は <input type="text"/>	
家が被災し、生活が困難な場合は		<input type="text"/>	（避難所など）へ避難します	

資料：広報かまくら令和4年（2022年）8月号

総  
則  
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

計  
画  
編

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

## **第6 災害教訓の伝承**

災害教訓の伝承については、「第1編 第1章 地震・津波災害予防計画 第29節 第6 災害教訓の伝承」を準用します。

## **第7 企業防災の推進**

企業防災の推進については、「第1編 第1章 地震・津波災害予防計画 第29節 第7 企業防災の推進」を準用します。

総  
則  
編

第1編  
地震・津波災害対策

第2編  
風水害対策

第3編  
その他の災害対策

第4編  
復旧・復興対策

計  
画  
編

## 第29節 自主防災組織の育成強化

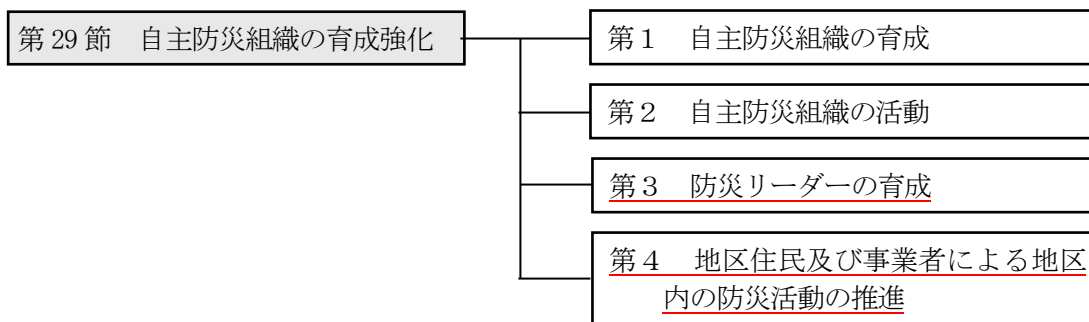
### 【施策の方向】

災害時においては、公助による応急活動には限界があり、自分の身は自分で守る「自助」や地域で互いに協力しながら助け合う「共助」が重要になってきます。

地域・近隣住民の自助・共助に対する意識、連帯感が被害を最小限に抑えることにつながり、そうした観点からも自主防災組織活動の充実が重要となります。

本節では、自主防災組織の育成強化や活動に係る基本的な方針を定めます。

### 【施策の体系】



### 第1 自主防災組織の育成

自主防災組織の育成については、「第1編 第1章 地震・津波災害予防計画 第30節 第1 自主防災組織の育成」を準用します。

### 第2 自主防災組織の活動

自主防災組織の活動については、「第1編 第1章 地震・津波災害予防計画 第30節 第2 自主防災組織の活動」を準用します。

### 第3 防災リーダーの育成

防災リーダーの育成については、「第1編 第1章 地震・津波災害予防計画 第30節 第3 防災リーダーの育成」を準用します。

### 第4 地区住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

地区住民及び事業者による地区内の防災活動の推進については、「第1編 第1章 地震・津波災害予防計画 第30節 第4 地区住民及び事業者による地区内の防災活動の推進」を準用します。

総  
則  
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

計  
画  
編

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

## 第30節 防災訓練の実施

総  
則  
編

### 【施策の方向】

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、迅速・適切な災害応急対策を実施できるよう、過去の災害教訓等を踏まえ、平常時から実践的な防災訓練を継続的に実施することが重要です。  
本節では、防災訓練の実施について基本的な方針を定めます。

### 【施策の体系】

第30節 防災訓練の実施

第1 多様な防災訓練の実施

### 第1 多様な防災訓練の実施

多様な防災訓練の実施については、「第1編 第1章 地震・津波災害予防計画 第31節 第1多様な防災訓練の実施」を準用します。

第1編

地震・津波災害対策

第2編

風水害対策

第3編

その他の災害対策

第4編

復旧・復興対策

計  
画  
編

## 第2章

# 風水害応急対策計画

総  
則  
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

計  
画  
編



## 第1節 応急活動体制

### 【実施主体】

市	全部署、消防団
関係機関	横浜地方気象台、鎌倉警察署、大船警察署

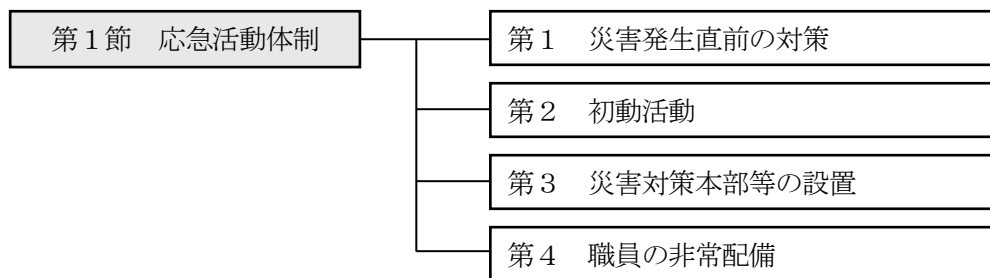
※ 「鎌倉市災害対策本部条例施行規則」及び「総則編 第4節 計画の推進主体とその役割」に基づき記載

### 【施策の基本方針】

風水害については、気象・水象情報の分析により、災害の危険性をある程度予測することが可能なことから、災害発生直前の対策が極めて重要です。

市は、速やかに災害対策本部の設置、要員の確保を行い、初動体制を確立するとともに、関係機関と緊密な連携を図りながら応急対策を行うなど、災害の拡大を防止するための活動体制を整備します。

### 【施策の体系】



## 第1 災害発生直前の対策

### 1 警戒及び注意の喚起

- (1) 横浜地方気象台は、県内及び沿岸の海域において気象、洪水、高潮等による災害及び被害の発生するおそれのある場合に地域を分けて気象警報又は気象注意報を発表し、市民や関係機関の警戒や注意を喚起します。

また、24時間体制をとっている県くらし安全防災局では、直ちに防災行政通信網を通じて、市に伝達します。

- (2) 市は、平常時からホームページ等様々な手段を用いて、洪水等により浸水が想定される区域、土砂災害警戒区域等について、関係市民等に対し周知徹底を図り、降雨時等に混乱なく避難できるよう努めます。

- (3) 市は、風水害の発生のおそれがある場合には、河川管理者等と連携を図りながら、気象情報等に十分注意し、洪水等により浸水が想定される区域や土砂災害警戒区域等の警戒活動を行います。その結果、危険と認められる場合には、市長は、地域住民に対して避難情報を発令するとともに、適切な避難誘導を実施するよう努めます。

特に、台風による大雨発生等事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、地域住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達するよう努めます。

総  
則  
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

計  
画  
編

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

(4) 市は、大雨、暴風、高潮等の特別警報の伝達を受けた場合は、これを直ちに市民等に伝達するものとします。

## 2 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保

(1) 市長は、危険が切迫し、必要があると認めるときには、必要と認める地域の居住者等に対し立ち退きの指示を行います。

(2) 市長は、居住者等に対して避難準備を呼びかけるとともに、高齢者、障害者等の要配慮者に対して、その避難行動支援対策を行うことを考慮し、早めの段階で避難行動の開始を求める高齢者等避難を発令します。

(3) 市長は、市民に対して避難情報を発令するに当たり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努めます。

(4) 市は、災害の状況に応じて避難情報を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、「近隣の安全な場所」への避難や「屋内安全確保」といった適切な避難行動を市民がとれるように努めます。

(5) 市は、危険の切迫性に応じて避難情報の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達すること等により、市民の積極的な避難行動の喚起に努めます。

(6) 市民への避難情報の伝達に当たっては、防災行政用無線を始め、ケーブルテレビ（株）ジェイコム湘南・神奈川）、ラジオ（鎌倉エフエム放送を含む）、鎌倉市防災・安全情報メール、緊急速報メール（エリアメール）、鎌倉公式LINE、市ソーシャルメディア（ツイッター等）等のあらゆる伝達手段の複合的な活用を図り、対象地域の市民への迅速かつ的確な伝達に努めます。

(7) 水防管理者（市長）は、洪水又は高潮等により著しい危険が切迫していると認めるときは、必要と認める区域の居住者等に対し、ラジオ、信号又はその他の方法により立ち退き又はその準備を指示します。また、その旨を遅滞なく鎌倉警察署長及び大船警察署長に通知します。

また、市長は、関係者と協議の上、あらかじめ立ち退き計画を作成するとともに、これに伴う必要な措置を講じます。その主な内容は、次の事項を具備するものとします。

- ア 避難場所及びその開設・運営責任者並びに収容人員
- イ 避難の経路及び誘導方法、並びに要支援者支援要領
- ウ 避難場所への経路の標識及び照明設備
- エ 避難開始時期
- オ 給水・給食・休養・衛生等の避難生活支援体制
- カ 在宅避難、残留者の確認方法

## 3 避難所の開設

市長は、指定緊急避難場所及び指定避難所（ミニ防災拠点）を始めとし、災害の状況に応じて、補助避難所やその他避難所を開設します。

#### 4 災害未然防止活動

- (1) 水防管理者 (市長)、水防団長 (消防団長) 又は 消防機関の長 は、随時、区域内の河川・海岸等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに河川、海岸等の管理者に連絡して必要な措置を求めます。
- (2) 水防管理者 (市長)、水防団長 (消防団長) 又は 消防機関の長 は、気象の悪化が予想されるときは、前記の監視及び警戒を 更に 厳重にし、事態に即応した措置を講じます。
- (3) 水防管理者 (市長) は、その区域内における 水こう門等 を把握し、その管理者に適切な操作を行わせ、水災を未然に防止するよう措置するものとします。
- (4) 河川管理者、海岸管理者等は、洪水、高潮、豪雨 の発生が予想される場合には、防潮門扉等の適切な操作を行うものとします。その操作に当たり、これによって生じる危害を防止するため必要があると認められるときは、あらかじめ、災害対策本部長 及び警察署長に通知するとともに、一般に周知させるために必要な措置をとるものとします。

#### 5 広域避難

市長は、大規模災害の発生のおそれがある場合、市単独では市民等の避難場所の確保が困難となり、市外への避難及び避難場所や避難所が必要と判断した場合には、県内の他の市町村への市民等の受入れについては当該市町村に直接協議し、県外の他の市町村への受入れについては、県に対し他の都道府県との協議を求めるほか、緊急を要する場合は、県に報告したうえで、自ら他の都道府県内の市町村に協議します。

### 第2 初動活動

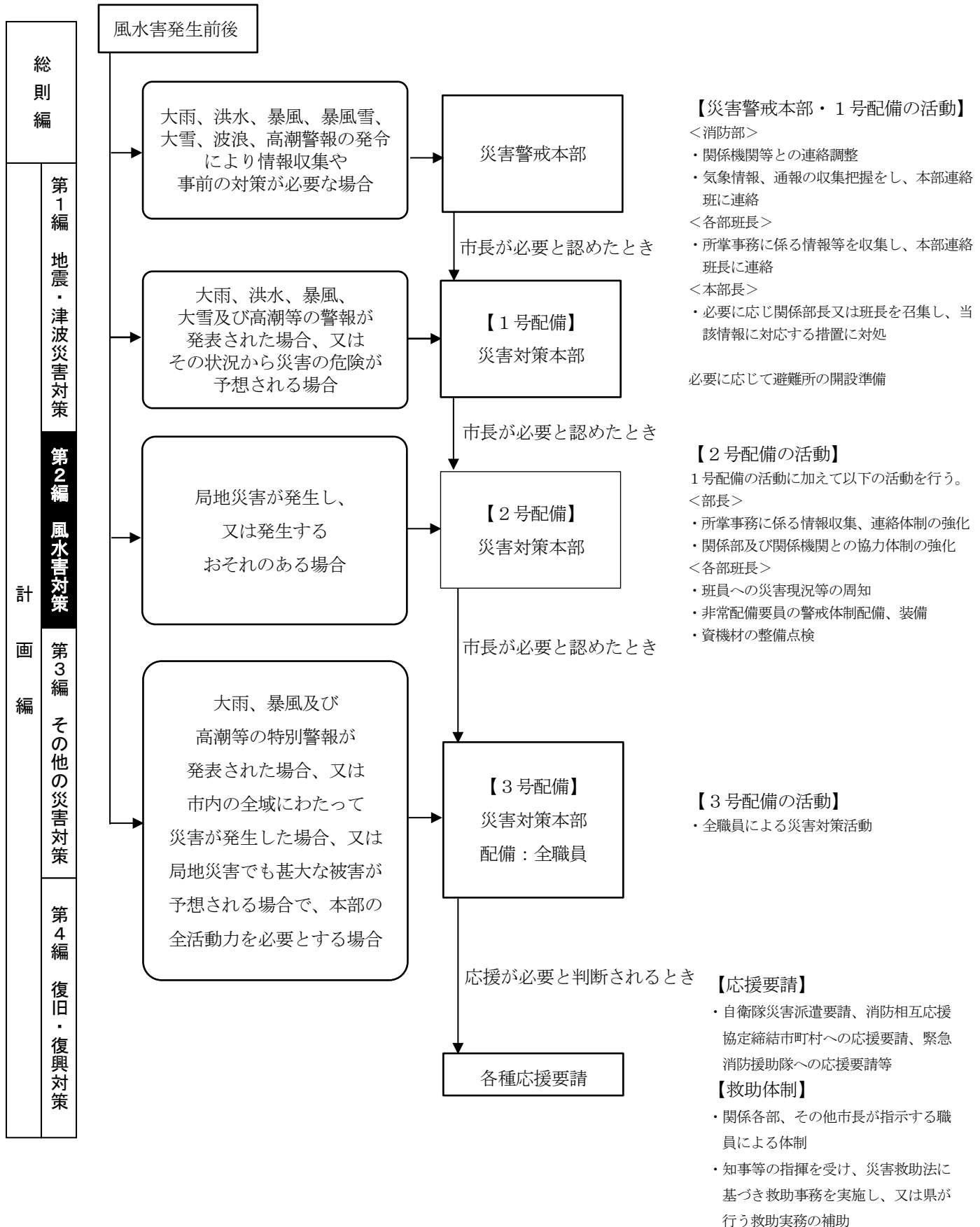
災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に実施する初動活動について、①勤務時間内、②勤務時間外に災害が発生したケースに分けてその内容を定めます。

- ① ケース1：勤務時間内及びその前後に災害が発生した、又は発生するおそれがある場合
  - ② ケース2：勤務時間外等平日夜間及び土日祝日に災害が発生した、又は発生するおそれがある場合

1 ケース1：勤務時間内及びその前後に災害が発生した、又は発生するおそれがある場合  
勤務時間内及びその前後に風水害が発生し、又は発生するおそれがある場合の緊急措置として、次の図に示す措置を行います。

総 則 編
第1編 地震・津波災害対策
第2編 風水害対策
計 画 編
第3編 その他の災害対策
第4編 復旧・復興対策

図 風水害による初動活動の流れ



## 2 ケース2：勤務時間外等平日夜間及び土日祝日に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合

非常配備体制（1号・2号・3号）となった場合には、所属長が配備する人員をあらかじめ決定しておき、電話連絡等を行い参集します。

職員の自動参集基準は、鎌倉市職員の初動時非常配備要綱に基づきます。

参集後は、ケース1の勤務時間内及びその前後と同じ活動を行います。

### 第3 災害対策本部等の設置

市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、市長が必要と認めたときは、災害対策基本法第23条の2第1項、及び鎌倉市災害対策本部条例に基づき、災害対策本部を設置します。

この設置があった場合には、直ちに関係機関に通知するとともに、市役所本庁舎に災害対策本部の標示を行います。

災害対策本部は、災害の規模、程度によってそれぞれ配置をするほか、本部を置く程度に至らない災害にあつては、平常時の市の組織をもって対処する、若しくは災害警戒本部を設置し警戒に当たります。

#### 1 災害警戒本部の設置

##### (1) 組織

災害警戒本部の組織は、鎌倉市風水害、大雪等災害警戒本部規程に定めるところによります。

##### (2) 災害警戒本部の設置基準

災害警戒本部の設置基準は、以下に示すとおりです。

#### 災害警戒本部の設置基準

大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪、波浪、高潮警報の発令により情報収集や事前の対策が必要な場合。

##### ア 災害警戒本部の設置場所

災害警戒本部は、市役所本庁舎に設置します。

##### イ 配備

配備の基準については、鎌倉市風水害、大雪等災害警戒本部規程に定めるところによります。

##### (3) 災害警戒本部の事務分掌

災害警戒本部長は、副市長をもってあて、事務分掌は、鎌倉市風水害、大雪等災害警戒本部規程に定めるところによります。

##### (4) 災害警戒本部の解散基準

災害警戒本部長（副市長）は、災害対策本部が設置されたとき又は災害発生のおそれなくなったと認められたとき、災害警戒本部を解散します。

総  
則  
編

第1編  
地震・津波災害対策

第2編  
風水害対策

計  
画  
編

第3編  
その他の災害対策

第4編  
復旧・復興対策

## 2 災害対策本部の設置

### (1) 組織

災害対策本部の組織は、鎌倉市災害対策本部条例及び鎌倉市災害対策本部条例施行規則に定めるところによります。

### (2) 災害対策本部の設置基準

災害対策本部の設置基準は、以下に示すとおりです。

#### 災害対策本部の設置基準

- 大雨、風雨、洪水及び高潮等の警報が発表された場合、又はその状況から災害の危険が予想される場合
- 局地災害が発生し、又は発生するおそれのある場合
- 市内の全域にわたって災害が発生した場合、又は局地災害でも甚大な被害が予想される場合で、本部の全活動力を必要とする場合

#### ア 災害対策本部の設置場所

災害対策本部は、市役所本庁舎に設置します。

#### イ 配備

(ア) 災害対策本部は、防災活動の強力な推進を図るため、事態の状況に応じて配備の体制を整えます。

(イ) 配備の基準については、鎌倉市災害対策本部条例施行規則に定めるところによります。

#### ウ 災害対策本部の事務分掌

災害対策本部の事務分掌は、鎌倉市災害対策本部条例施行規則に定めるところによります。

### (3) 災害対策本部の解散基準

災害対策本部長は、災害が発生するおそれが解消したと認められるとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認められるとき、災害対策本部を解散します。

### (4) 災害対策本部の設置及び解散の連絡

災害対策本部長は、災害対策本部を設置し、又は解散したときは、県知事、関係機関、報道機関等に連絡します。

## 3 現地災害対策本部の設置運営等

### (1) 現地災害対策本部の組織及び運営

現地災害対策本部及び運営は、災害対策本部の組織及び運営を準用します。

### (2) 現地災害対策本部の開設

ア 現地災害対策本部長は、災害発生の場合、速やかにその状況を把握し、必要と認めるときは、直ちに現地災害対策本部を開設するとともに、県知事及び関係機関に通知します。

イ 関係機関は、すべて現地災害対策本部に参加し、相互に緊密な連携を図ります。

(3) 連絡調整会議

ア 会議の開催

災害対策本部長は、応急対策の事前調整を行うため必要と認めたとき、又は出動機関の長から申し出があったときは、現地災害対策本部において、災害の状況からみて市で処理できると認めるときに、連絡調整会議を開催します。

イ 協議事項

(7) 応急対策実施に関する基本方針

(イ) 各出動機関の分担作業種別及び区域

(ウ) その他必要事項

ウ 専門機関の長の意見

連絡調整会議における調整は、応急対策実施についての専門機関の長の意見を求めて行います。

(4) 職務・権限の代行

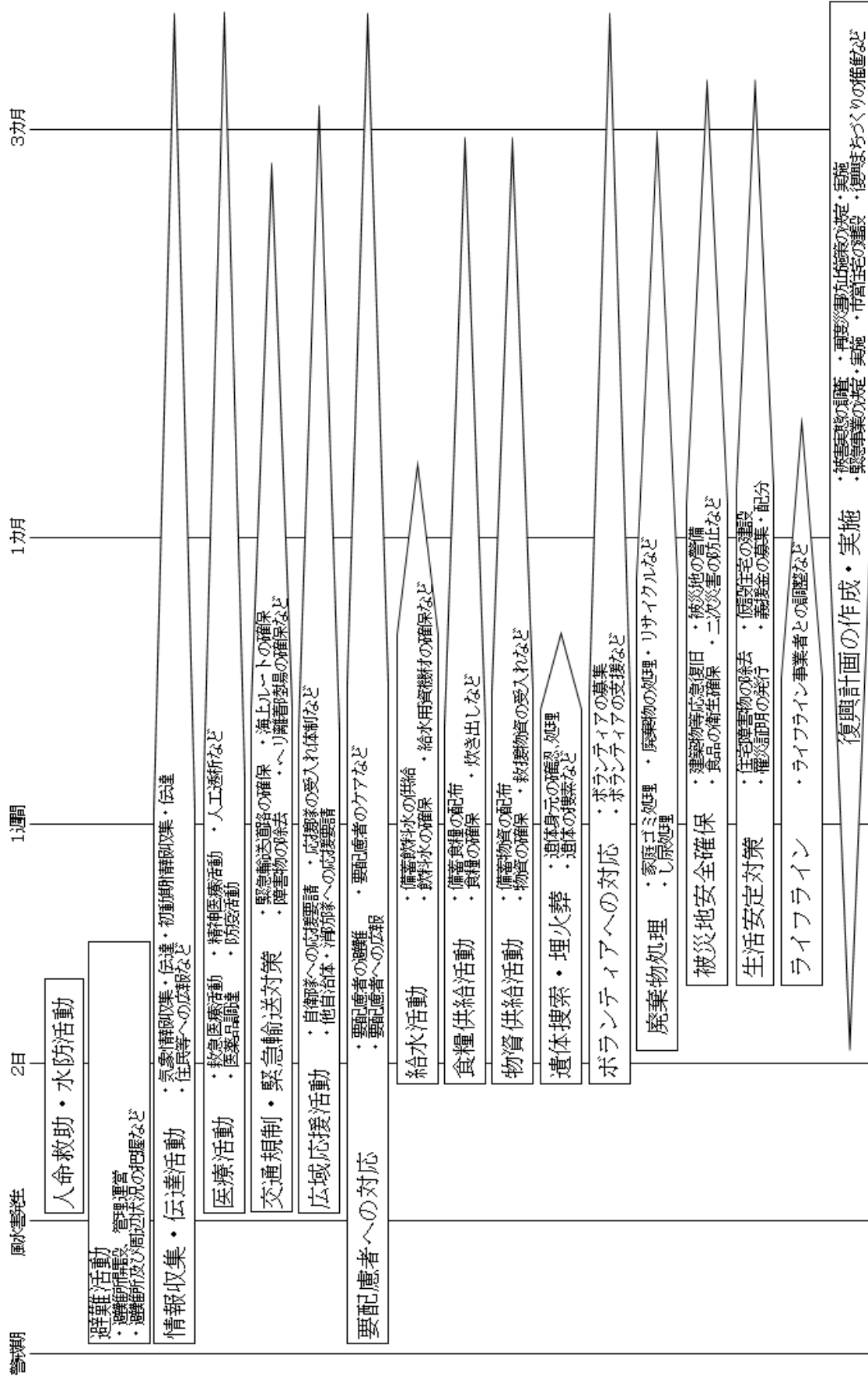
災害対策本部長が不在の場合は、鎌倉市災害対策本部条例第2条により、災害対策副本部長が代理するものとします。

- ◆ 資料8-3：鎌倉市災害対策本部条例
- ◆ 資料8-4：鎌倉市災害対策本部条例施行規則

総 則 編
第1編 地震・津波災害対策
第2編 風水害対策
計 画 編
第3編 その他の災害対策
第4編 復旧・復興対策

第4編 復旧・復興対策	第3編 その他の災害対策	第2編 風水害対策	第1編 地震・津波災害対策	総則編
-------------	--------------	-----------	---------------	-----

図 災害対策本部活動時系列整理





## 第4 職員の非常配備

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策活動に必要な市職員の非常配備に関しては、この計画の定めるところによります。

### 1 非常配備計画

#### (1) 非常配備体制の編成

ア 非常配備体制は、非常配備基準に基づき編成します。ただし、災害対策本部長は、災害の種類、規模、発生の時期、その他により必要と認められるときは、非常配備基準と異なる体制を編成することができます。

イ 消防本部の非常配備は、消防長が行います。

#### (2) 非常配備の方法

ア 勤務時間中及びその前後における配備体制の伝達

(ア) 災害対策本部長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、随時本部員会議を招集し、その事態に応じた配備体制を協議して、非常配備を指示します。

(イ) 市役所本庁舎内職員に対しては庁内放送等で、出先機関の市職員に対しては所管部長を通じて、直ちに配備体制を伝達します。

(ウ) 市職員は、被災その他の事情により所定の場所に集合できないときは、所属長の指示を受けます。

イ 勤務時間外における配備体制の伝達

市職員は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、テレビ、ラジオ、情報通信端末等により、その災害の状況や被害状況、気象警報等の発表状況等の把握に努めるとともに、鎌倉市災害対策本部条例、鎌倉市災害対策本部条例施行規則に基づき行動します。

#### (3) 職員の非常配備計画

ア 非常配備体制の基準

基本的な配備及び非常配備計画は、鎌倉市災害対策本部条例施行規則の定めるところによります。

風水害時の動員は、市内の全域にわたって災害が発生した場合又は局地災害でも甚大な被害が予想される場合で、本部の全活動力を必要とするときは、鎌倉市災害対策本部条例施行規則第10条に規定する非常配備体制に基づき、速やかに非常配備につきます。

総  
則  
編

第1編  
地震・津波災害対策

第2編  
風水害対策

計  
画  
編

第3編  
その他の災害対策

第4編  
復旧・復興対策

表 風水害における非常配備体制

体制	種別	配備体制	配備時期
災害警戒本部体制		事態に対処するため、災害防除の措置を強化し、救助その他災害の拡大を防止するために必要な諸般の準備を開始するほか、状況の把握、連絡活動を主とする体制とする。	大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪、波浪、高潮警報の発令により情報収集や事前の対策が必要な場合に発令する。
	1号配備		大雨、洪水、暴風、大雪及び高潮等の警報が発表された場合又はその状況から災害の危険が予想される場合に発令する。
	2号配備	1号配備体制を強化するとともに、局地的な災害に対しては、そのまま対策活動が遂行できる体制とする。	局地災害が発生し、又は発生するおそれのある場合に発令する。
	3号配備	要員の全員をもって当たる完全な体制とする。	市内の全域にわたって災害が発生した場合、又は局地災害でも甚大な被害が予想される場合で、本部の全活動力を必要とするときに発令する。

イ 非常配備体制名簿の作成

所属長は、あらかじめ非常配備体制の基準に従い非常配備体制名簿を作成するとともに、所属職員に周知し、応急対策に万全を期します。

なお、この名簿は、異動等により変更があったとき直ちに修正します。

ウ 非常配備及び連絡の順序

(ア) 所属長は、非常配備1号～3号の順序において市職員へ伝達方法・手段の確立を図ります。

(イ) 伝達は、非常配備体制名簿により電話等で行います。

(4) 職員の派遣要請

市は、災害時応急活動のため必要があるときは、災害対策基本法等の関係法令、相互応援協定等により、国、県、他市町村等に対して職員の派遣を求め、災害対策の万全を期します。

派遣された職員の宿泊施設は、市の施設利用を前提に、被災状況に応じて民間施設の活用も想定します。

2 職員の勤務ローテーションと健康管理

市は、勤務ローテーションの確立と健康管理職員の応急対策に従事する期間が長期にわたるときは、非常配備計画に沿った勤務ローテーションを確立し、職員を適宜交代させるなどして心身の健康管理に十分配慮するよう努めます。

- ◆ 資料8-4：鎌倉市災害対策本部条例施行規則
- ◆ 資料8-9：鎌倉市風水害、大雪等災害警戒本部規程

総則編  
第1編 地震・津波災害対策  
第2編 風水害対策  
第3編 その他の災害対策  
第4編 復旧・復興対策

## 第2節 情報収集・伝達・広報

### 【実施主体】

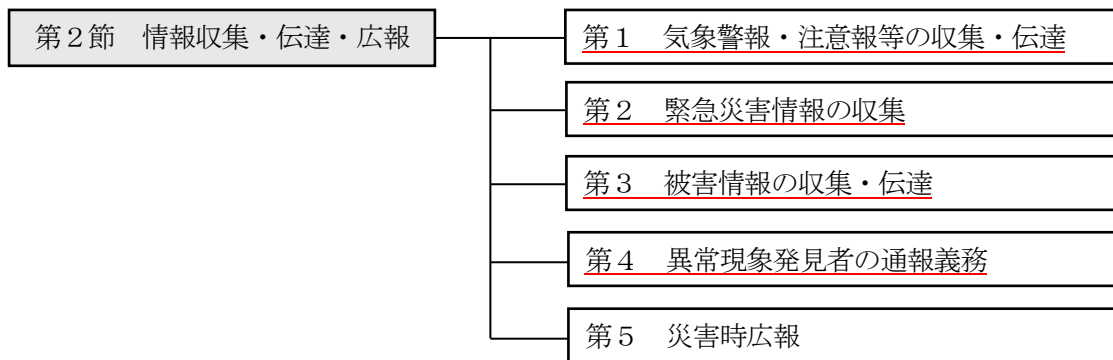
市	本部連絡班、秘書広報班、公的不動産活用班、調査班、建築指導班、緑地がけ地班、警防班、鎌倉班、大船班
関係機関	横浜地方気象台

※ 「鎌倉市災害対策本部条例施行規則」及び「総則編 第4節 計画の推進主体とその役割」に基づき記載

### 【施策の基本方針】

災害応急対策を実施するうえで最も重要な項目である情報収集伝達、災害情報等を市民・滞在外者等へ迅速・的確に伝達するための広報計画、報道機関との連携等について定めます。

### 【施策の体系】



### 第1 気象警報・注意報等の収集・伝達

市は、気象警報・注意報等を市民、関係機関に対し迅速に伝達する体制を整備します。

#### 1 特別警報・警報・注意報の種類と発表基準

##### (1) 特別警報

気象等に関する特別警報の発表基準は、次のとおりです。なお、特別警報は、府県程度の広がりをもつ現象を対象に発表されます。

表 特別警報の発表基準

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	
火山噴火	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合 （「噴火警報（居住地域）」（噴火警戒レベル4又は5）を特別警報に位置付ける）	
津波（参考）	高いところで3mを超える津波が予想される場合 （「大津波警報」を特別警報に位置付ける）	

総則編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

計画編

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

(2) 警報・注意報

横浜地方気象台が発表する気象警報及び注意報の種類、鎌倉市の発表基準の概要を下表に示します。

表 鎌倉市における警報・注意報発表基準一覧表

(令和4年(2022年)5月26日現在)

鎌倉市	府県予報区	神奈川県			
	一次細分区域	東部			
	市町村等をまとめた地域	三浦半島			
警 報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	17	
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	98	
	洪水		流域雨量指数基準	柏尾川流域=23.7、滑川流域=8.7	
			複合基準※1	柏尾川流域=(10, 21.3)	
			指定河川洪水予報による基準	-	
	暴風	平均風速	陸上	25m/s	
			相模湾	25m/s	
	暴風雪	平均風速	陸上	25m/s 雪を伴う	
			相模湾	25m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 10cm		
波浪	有義波高	5.0m			
高潮	潮位	1.4m※2			
注 意 報	大雨		表面雨量指数基準	13	
			土壌雨量指数基準	59	
	洪水		流域雨量指数基準	柏尾川流域=18.9、滑川流域=6.9	
			複合基準※1	柏尾川流域=(6, 18.9)	
			指定河川洪水予報による基準	-	
	強風	平均風速	陸上	12m/s	
			相模湾	12m/s	
	風雪	平均風速	陸上	12m/s 雪を伴う	
			相模湾	12m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 5cm		
	波浪	有義波高	2.5m		
	高潮	潮位	1.2m		
	雷	落雷等により被害が予想される場合			
	融雪	-			
濃霧	視程	陸上	100m		
		相模湾	500m		
乾燥	最小湿度 35% 実行湿度 55%				
なだれ	-				
低温	夏期：最低気温 16℃以下が数日継続 冬期：最低気温 -5℃以下				
霜	最低気温 4℃以下 発表期間は原則として4月1日～5月20日				
着氷・着雪	著しく着氷(雪)が予想される場合				
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	100mm		

※1 (表面雨量指数, 流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。

※2 神奈川県が定める基準水位観測所(油壺)における高潮特別警戒水位(1.10m)への潮位の到達状況を考慮して、これによらず高潮警報を発表する場合があります。

資料：気象庁

(3) 警報及び注意報の発表地域の細分

気象警報、注意報の発表に用いる区域は、市町村を原則とします。

表 注意報・警報発表に用いる細分区域一覧

	一次細分区域	市町村等をまとめた地域	二次細分区域
神奈川県	東部	横浜・川崎	横浜市、川崎市
		湘南	<u>平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、寒川町、大磯町、二宮町</u>
		三浦半島	横須賀市、 <b>鎌倉市</b> 、逗子市、三浦市、葉山町
	西部	相模原	相模原市
		県央	秦野市、厚木市、伊勢原市、愛川町、清川村
		足柄上	南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町
		西湘	小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町

2 土砂災害警戒情報

- (1) 県及び横浜地方気象台は、大雨警報（土砂災害）発表後、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったとき、市町村長が避難指示を発令する際の判断や市民等の自主避難の参考となるよう、共同で土砂災害警戒情報を発表します。
- (2) なお、土砂災害警戒情報の発表基準は、大雨警報（土砂災害）発表後、気象庁が作成する降雨予測に基づき、あらかじめ定めた監視基準に達すると予想されたときに発表します。
- (3) 土砂災害警戒情報の解除基準は、気象庁が作成する降雨予測に基づき、あらかじめ定めた監視基準を下回り、かつ短時間で再び発表基準を超過しないと予想されるときとします。ただし、無降雨状態が長時間継続しているにもかかわらず基準を下回らない場合は、土壌雨量指数の下降状況や土砂災害発生の情報等を鑑み、県と横浜地方気象台が協議のうえ解除します。
- (4) 発表された土砂災害警戒情報は、大雨警報の伝達系統に準じて、横浜地方気象台から関係機関に伝達します。
- (5) 土砂災害警戒情報の利用に当たっては、個別の災害発生箇所、時間、規模等を詳細に特定するものではないこと、また、対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能な表層崩壊等のうち、土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、深層崩壊や山体崩壊、地すべり等は対象としないということに留意する必要があります。

総  
則  
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

計  
画  
編

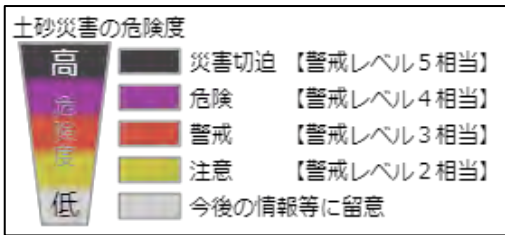
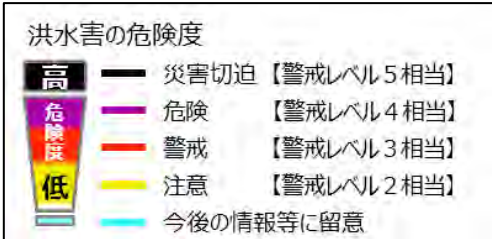
第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

### 3 キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

気象庁は、市民等の主体的な避難の判断を支援することを目的に、大雨による土砂災害、浸水害、洪水害の危険の高まりを5段階で色分けされた地図を気象庁ホームページ等で公表しています。キキクル等の種類と概要は、次のとおりです。

表 キキクル等の種類と概要

種 類	概 要
土砂キキクル (大雨警報(土砂災害)の危険度分布)	<p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p>  <p>土砂災害の危険度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>高 (黒) 災害切迫 【警戒レベル5相当】</li> <li>危険 (紫) 危険 【警戒レベル4相当】</li> <li>警戒 (赤) 警戒 【警戒レベル3相当】</li> <li>注意 (黄) 注意 【警戒レベル2相当】</li> <li>今後の情報等に留意 (白)</li> </ul>
浸水キキクル (大雨警報(浸水害)の危険度分布)	<p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p>
洪水キキクル (洪水警報の危険度分布)	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路をおおむね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p>  <p>洪水害の危険度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>高 (黒) 災害切迫 【警戒レベル5相当】</li> <li>危険 (紫) 危険 【警戒レベル4相当】</li> <li>警戒 (赤) 警戒 【警戒レベル3相当】</li> <li>注意 (黄) 注意 【警戒レベル2相当】</li> <li>今後の情報等に留意 (白)</li> </ul>
流域雨量指数の予測値	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の、上流域での降雨による、下流の対象地点における洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)を用いて常時10分ごとに更新している。</p>

### 4 気象情報

横浜地方気象台は、台風や大雨、大雪等の災害をもたらす気象現象が発生したとき、又は発生が予想されるときは、必要に応じて当該現象の状況や今後の見通し、及び防災上の注意事項等をまとめ、気象情報として発表します。

発表した情報は、気象台から特別警報・警報・注意報に準じて関係機関に伝達します。

(1) 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先まで、警報級の現象の可能性が〔高〕、〔中〕の2段階で発表されます。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、神奈川県東部、神奈川県西部を対象地域として、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（神奈川県）で発表されます。大雨に関して、〔高〕又は〔中〕が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1です。

(2) 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中の二次細分区域において、キキクルの「危険」（紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（運用基準は、1時間雨量が100mm以上）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）されたときに、気象庁から発表されます。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要があります。

(3) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等の突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の突風の発生しやすい気象状況になっているときに、神奈川県東部、神奈川県西部を対象地域として気象庁から発表されます。

なお、実際に危険度が高まっている場所は、「竜巻発生確度ナウキャスト」※で確認することができます。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が神奈川県東部、神奈川県西部を対象地域として発表されます。この情報は、発表から1時間有効です。

**※【竜巻発生確度ナウキャスト】**

気象庁が提供しているサービスで、竜巻の発生確度を10km格子単位で解析し、その1時間後（10～60分先）までの予測を行うもので、10分ごとに更新して提供しています。

(4) 地方海上警報

気象庁は、船舶の航行の安全に資するため、県の沿岸を含む関東海域に対し地方海上警報を発表します。

発表された地方海上警報は、第三管区海上保安本部から無線通信により関係船舶へ通報します。

**5 火災気象通報及び火災警報**

(1) 火災気象通報

横浜地方気象台は、消防法第22条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められたときは次のいずれかの基準によりに県知事に対して通報します。

ただし、通報基準に該当する地域・時間帯で降水（降雪を含む）が予想される場合には、通報を実施しないときがあります。

総  
則  
編

第1編  
地震・津波災害対策

第2編  
風水害対策

第3編  
その他の災害対策

第4編  
復旧・復興対策

計  
画  
編

ア 実効湿度55%以下で、最小湿度35%以下になる見込みのとき

イ 陸上で毎秒12m以上の平均風速が予想される時。実効湿度及び最小湿度については横浜地方気象台の予想値とします。県は、火災気象通報を市町村長に伝達します。

(2) 火災警報

市長は、火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災警報を発令します。

## 第2 緊急災害情報の収集

### 1 緊急災害情報の収集

(1) 市は、災害発生直後において、各庁舎及びその周辺に関する概括的被害情報、ライフライン被害の範囲等、被害の規模を推定するための関連情報の収集に当たります。

(2) 市は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）や建築物の被害状況、浸水・土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡します。ただし、通信の途絶等により県に連絡できない場合は、消防庁へ連絡します。

特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市域内（海上を含む）で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めます。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者等住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）又は県に連絡するものとします。

(3) 市は、あらかじめ用意する通信設備等が使用できない場合は、通信可能な地域まで伝令を派遣するなど、あらゆる手段をつくして報告するよう努めます。

(4) 市は、「火災・災害等即報要領」の規定に基づき、交通機関の火災等特に迅速に消防庁に報告すべき火災・災害等を覚知した場合は、直ちに消防庁に報告し、併せて県にも報告します。

(5) 市は、被害情報及び災害応急対策等を県に報告できない状況が生じた場合には、直接、国（消防庁）に報告します。

(6) 市は、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を県に連絡します。

総  
則  
編

第1編  
地震・津波災害対策

第2編  
風水害対策

第3編  
その他の災害対策

第4編  
復旧・復興対策

計  
画  
編



表 災害直後に収集しなければならない緊急災害情報

種 別	内 容
①警察情報	・けが人、生き埋め、行方不明者、死者教 ・道路交通情報・交通規制状況
②消防情報	・救急・救助活動情報 ・各種警報・注意報等
③地域情報	・人的被害情報 ・建物倒壊・浸水等被害情報 ・避難等市民行動情報 ・河川被害情報 ・道路・橋りょう被害情報 ・がけ崩れ、崩壊危険箇所情報
④職員参集時収集情報	・建物倒壊、浸水等区内の被害全体情報 ・避難等市民行動情報 ・避難所施設の安全、開設情報等
⑤ライフライン情報	・電気、ガス、水道、通信、鉄道事業者からの被害情報と復旧情報
⑥各部局別情報	・ <u>庁内</u> 各部局からの被害状況等の情報
⑦アマチュア無線情報 及びタクシー無線情報	・被災現場等情報

### 第3 被害情報の収集・伝達

被害情報の収集・伝達については、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第2節 第3 被害情報の収集・伝達」を準用します。

### 第4 異常現象発見者の通報義務

災害が発生するおそれのある次のような異常現象を発見した者は、市、消防本部、警察官、海上保安官のうちいずれかに速やかに通報します。

この場合において、市及び消防本部がこれを受けた場合は県へ、警察官及び海上保安官がこれを受けた場合は市を經由して県へ速やかに通報します。

#### 1 異常な自然現象

- (1) 異常な出水、がけ崩れ、堤防決壊等大きな災害となるおそれがあるとき。
- (2) 異常な突風、たつまき、強いひょうがあったとき。

#### 2 その他の現象

- (1) 陸上及び水上における大量の流出油
- (2) ガス類、毒劇物等危険物等の大量漏えい
- (3) 火災、その他異常と思われる物

総  
則  
編

第1編 地震・津波災害対策

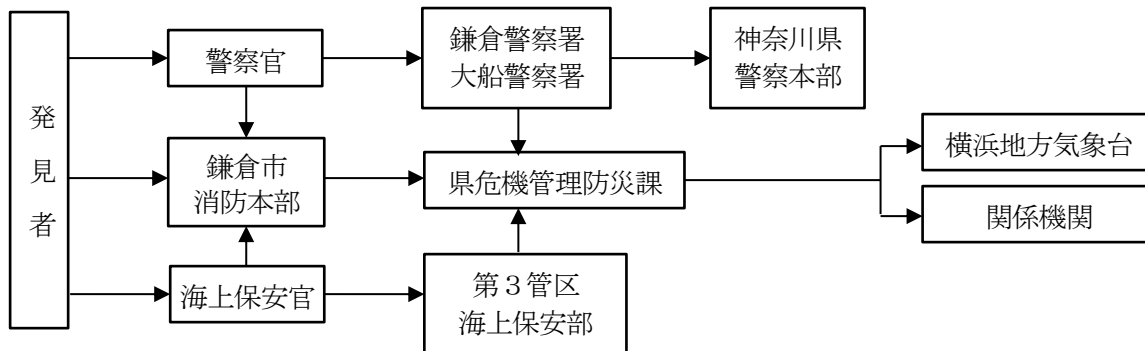
第2編 風水害対策

計  
画  
編

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

図 異常現象の通報系統図



### 第5 災害時広報

災害時広報については、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第2節 第4 災害時広報」を準用します。

なお、市は、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第2節 第4 災害時広報 1(4) 広報活動の方法」に記載の広報の方法に加えて、広報車による広報活動についても検討します。

総則編
第1編 地震・津波災害対策
第2編 風水害対策
第3編 その他の災害対策
第4編 復旧・復興対策

## 第3節 広域連携・受援体制

### 【実施主体】

市	本部連絡班、消防総務班
関係機関	自衛隊、警察、消防、行政関係機関、ボランティア、ライフライン事業者等

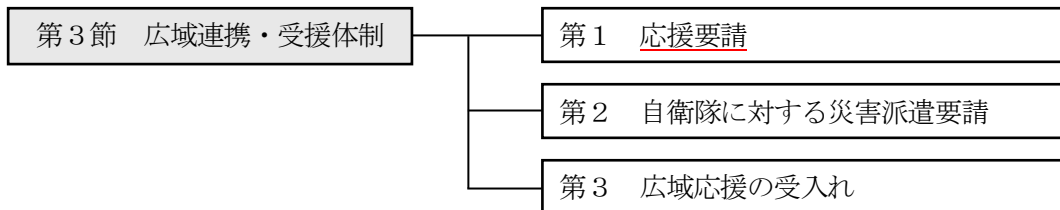
※ 「鎌倉市災害対策本部条例施行規則」及び「総則編 第4節 計画の推進主体とその役割」に基づき記載

### 【施策の基本方針】

市は、被害の規模に応じて、迅速・的確に、国・県・他市町村・関係機関・民間団体等に応援を求め、応急措置を実施します。

また、災害時において、国、県、他市町村、関係機関等からの円滑な支援を受けるため、受援体制を確立します。

### 【施策の体系】



#### 第1 応援要請

応援要請については、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第4節 第1 応援要請」を準用します。

#### 第2 自衛隊に対する災害派遣要請

自衛隊に対する災害派遣要請については、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第4節 第2 自衛隊に対する災害派遣要請」を準用します。

#### 第3 広域応援の受入れ

広域応援の受入れについては、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第4節 第3 広域応援の受入れ」を準用します。

総  
則  
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

計  
画  
編

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

## 第4節 水防対策

総  
則  
編

### 【実施主体】

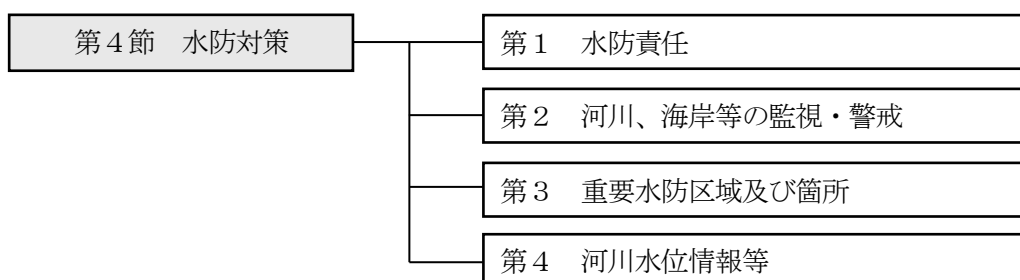
市 下水道河川班、警防班、水防団（消防団）

※ 「鎌倉市災害対策本部条例施行規則」及び「総則編 第4節 計画の推進主体とその役割」に基づき記載

### 【施策の基本方針】

市は、豪雨等に伴う洪水等の災害に対して、水防上必要な警戒活動、広報活動、応急復旧活動を適切に実施し、浸水等の被害の拡大防止に努めます。

### 【施策の体系】



### 第1 水防責任

市は、水防管理団体として、市内の水防が十分行われるよう、水防組織の確立、水防団（消防団）の整備、水防倉庫、資器材の整備、通信連絡系統の確立を行うとともに、平常時における河川・海岸等の巡視及び水防時における適正な水防活動を実施する責任を有します。

### 第2 河川、海岸等の監視・警戒

#### 1 常時監視

市は、随時、市内の河川、海岸等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに河川、海岸等の管理者に対し、必要な措置を求めるものとします。

#### 2 非常警戒

担当班は、大雨・洪水警報等が発表され災害の発生のおそれがある場合、水防対策上重要な河川の水位観測等状況に即応した措置を講ずるため非常警戒を行うものとします。

#### 3 災害対策本部長への報告

担当班は、非常警戒の際、危険を察知した場合は、災害対策本部長に報告するものとします。

第1編  
地震・津波災害対策

第2編  
風水害対策

第3編  
その他の災害対策

第4編  
復旧・復興対策

計  
画  
編

### 第3 重要水防区域及び箇所

県は、県内の河川のうち、特に水防上警戒又は防御に重要性を有する区域及び箇所を重要水防区域として定めています。

市内の河川等で特に水防上警戒又は防ぎよに重要な区域及び箇所は次のとおりです。

#### 1 重要水防区域

水系名	河川名	河川延長	箇所数	区域延長
滑川	滑川	2,000m	2	500m

沿岸名	海岸名	延長
相模湾	鎌倉	5,931m

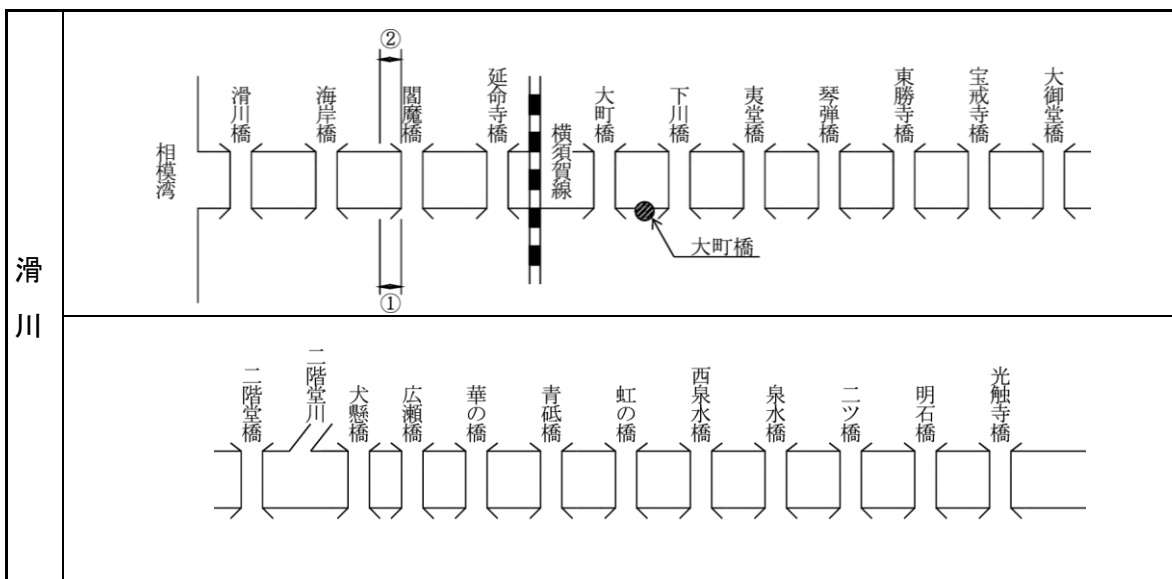
#### 2 重要水防箇所

##### (1) 重要度 A

河川名	位置	延長	備考	理由
滑川左岸	鎌倉市材木座 <u>一丁目</u>	250m	堤防高	流下能力不足
滑川右岸	鎌倉市由比ガ浜 <u>二丁目</u>	250m	堤防高	流下能力不足 未改修護岸
計	2箇所	500m		

海岸名	位置	延長	種別	理由
鎌倉海岸	鎌倉市坂ノ下 鎌倉市長谷 <u>二丁目</u>	20m (4箇所)	工作物	防潮門扉要操作

##### (2) 重要水防箇所位置



総則編
第1編 地震・津波災害対策
第2編 風水害対策
第3編 その他の災害対策
第4編 復旧・復興対策

## 第4 河川水位情報等

### 1 水防警報をする河川

水防警報は、洪水又は高潮により、水害を生ずるおそれのあると認めて認定した河川等について発表されます。

水防法第16条第1項の規定により、県知事が水防警報をする市内の河川、海岸及び港湾区域は、滑川、神戸川、柏尾川及び鎌倉海岸です。

表 知事が水防警戒を行う河川等

河川名	土木水防支部名	担当水防管理団体	区 域			
			自		至	
滑川	藤 沢	鎌倉市	左岸	鎌倉市小町544-1番地先	東勝寺橋から	海まで
			右岸	鎌倉市小町459番地先		
神戸川	"	"	左岸	鎌倉市腰越833番地先	学び橋から	海まで
			右岸	鎌倉市津842番地先		
柏尾川	横浜川崎 治水 藤沢	横浜市 鎌倉市 藤沢市	左岸	横浜市戸塚区柏尾町337番地先	平戸永谷川・阿久 和川合流点から	境川合流点 まで
			右岸	"		

海岸名	土木水防支部名	担当水防管理団体	区 域	
			自	至
鎌倉海岸	藤沢	鎌倉市	鎌倉市腰越日坂689番地先に設置した標柱から	鎌倉市材木座飯島900番地先に設置した標柱まで

### 2 水位情報の通知及び周知を行う河川の基準水位

河川名	基準水位 観測所	水防団待機水位 (通報水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位
滑川	大町橋	1.60m	2.00m	<u>2.00m</u>	<u>2.30m</u>
神戸川	大津橋	1.30m	1.40m	<u>1.40m</u>	<u>1.70m</u>
柏尾川	神鋼橋	2.60m	3.60m	<u>4.90m</u>	<u>5.60m</u>

### 3 水防警報の種類、内容及び発表基準

知事が発令する水防警報の種類、内容及び発表基準は次のとおりです。

なお、水防警報の発令様式は、様式1～3のとおりです。

表 水防警報の種類、内容及び発表基準

種類	発表基準	内 容
待機	気象予警報等及び河川、海岸等の状況により、特に必要と認めるとき。	1 出水あるいは水位の再上昇が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。 2 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしてもさしつかえないが、水防活動をやめることができない旨を警告するもの。
準備	雨量、水位、流量その他の河川、海岸等の状況により必要と認めるとき。	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水こらう門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関の出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。
出動	洪水注意報等により、 <u>氾濫</u> 注意水位（警戒水位）を超えるおそれがあるとき。又は水位、流量等、その他河川、海岸等の状況により必要と認めるとき。	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。
指示	洪水警報等により、又は既に <u>氾濫</u> 注意水位（警戒水位）を超え、災害のおこるおそれがあるとき。	水位、滞水時間、その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、法崩、亀裂その他河川、海岸等の状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。
解除	<u>氾濫</u> 注意水位（警戒水位）以下に降下したとき。又は <u>氾濫</u> 注意水位（警戒水位）以上であっても、水防作業を必要とする河川、海岸等の状況が解消したと認めるとき。	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。

計 画 編	総 則 編
	第1編 地震・津波災害対策
	第2編 風水害対策
	第3編 その他の災害対策
	第4編 復旧・復興対策

様式1

## 水 防 警 報

総 則 編	種 類	待 機 ・ 準 備 ・ 出 動 ・ 解 除		
	発 表 河 川	基 準 水 位 観 測 所	第 号	
計 画 編	第1編 地震・津波災害対策	日 時	令和 年 月 日 時 分 神奈川県 水防本部発表 水防支部発表	
	第2編 風水害対策	番 号	発 表 内 容	
	第3編 その他の災害対策	1	[ ①流域 ②地点 ] の雨量は、 日 時 分 までに mmです。	
	第4編 復旧・復興対策	2	の水位は、 日 時 分 現在 mmです。	
		3	では [ ① 水防団待機水位 ② 氾濫注意水位 ] [ ③ を上回りました。 ④ を上回るおそれがあります。 ⑤ 程度です。 ⑥ を下回る見込みです。 ⑦ を下回りました。 ]	
		4	水防管理者は、水防機関を [ ①待機 ②準備 ③出動 ] させて下さい。	
		5	水防管理者は、水防機関の巡視員を現地に残し、水防機関を待機させて差しつかえありません。	
		6	水防警報を解除します。	
	7	の水位は、 日 時には m程度と予想されます。		
	8			



様式2

## 水 防 警 報

種 類	指 示 ・ 情 報			
発 表 河 川	基準水位観測所	第 号		
日時	令和 年 月 日 時 分 神奈川県			水防本部発表 水防支部発表
番号	発 表 内 容			
1	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px; margin-right: 5px;">                     ①流域  ②地点                 </div> <div>の雨量は、 日 時 分 までに mmです。</div> </div>			
2	の水位は、 日 時 分 現在 mmです。			
3	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;">                     の水位は、 日 時 分に                 </div> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px; margin-right: 5px;">                     ① 氾濫注意水位  ② 最高水位                 </div> <div style="margin-right: 10px;">m</div> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;">                     ③に達し ④を超え ⑤を下回り                 </div> </div> </div>			
4	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;">の水位は、</div> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px; margin-right: 5px;">                     ① 1時間に c m程度上昇して ② 平衡状態が続いて ③ 1時間に c m程度下がって                 </div> </div>			
5	の水位は、 日 時には m程度と予想されます。			
6	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;">上流 日 時 分に</div> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px; margin-right: 5px;">                     ① 氾濫注意水位  ② 最高水位                 </div> <div style="margin-right: 10px;">m</div> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;">                     ③に達し ④を超え ⑤を下回り                 </div> </div> </div>			
7	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;">                     地先の ①堤防 ②堤防の居住側 ③無堤地 ④                 </div> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px; margin-right: 5px;">                     ⑤漏水 ⑥亀裂 ⑦深掘れ ⑧堤防斜面の崩れ ⑨護岸崩壊 ⑩堤防の決壊 ⑪越水 (水が溢れる) ⑫浸水 ⑬                 </div> <div style="margin-right: 10px;">が発生</div> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;">                     ⑭するおそれ ⑮しました。                 </div> </div>			
8	水防管理者は、水防機関に厳重な警戒をさせてください。			
9	水防管理者は、水防機関の出勤体制を強化し、 <u>水防工法を行わせてください。</u>			

総 則 編
第1編 地震・津波災害対策
第2編 風水害対策
第3編 その他の災害対策
第4編 復旧・復興対策

計 画 編

様式3

## 水 防 警 報

総 則 編	種 類	待 機 ・ 準 備 ・ 出 動 ・ 解 除				
	発 表 海 岸	海 岸		第 号		
計 画 編	第1編 地震・津波災害対策	日時	令和 年 月 日 時 分 神奈川県 水防支部発表			
	第2編 風水害対策	番号	発 表 内 容			
	第3編 その他の災害対策	1	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px; margin-right: 5px;"> 高潮  波浪 </div> 警報が、 日 時 分に発表されています。 </div>			
	第4編 復旧・復興対策	2	水防管理者は、水防機関を出勤させて <u>ください</u> 。			
		3	水防警報を解除します。			

#### 4 通信連絡

市は、水防情報が迅速かつ確実に水防実施機関に届くよう、通信連絡施設等の整備強化に努めます。

また、水防時における伝達方法は、県水防計画によりますが、その伝達系統図は、おおむね下図のとおりです。

図 水防警報伝達方法（執務時間内）

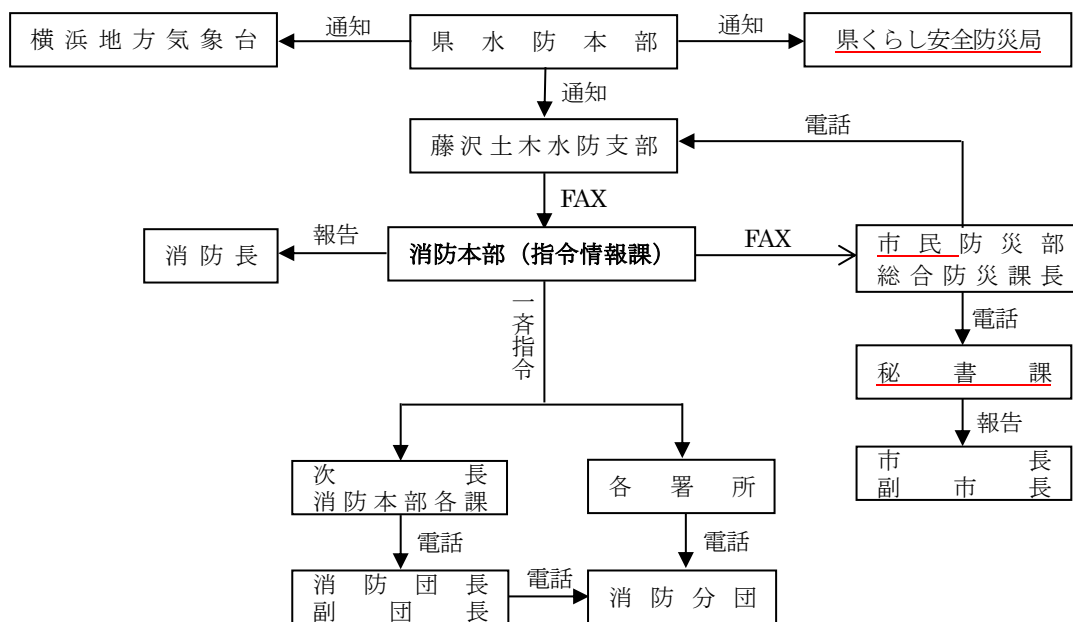
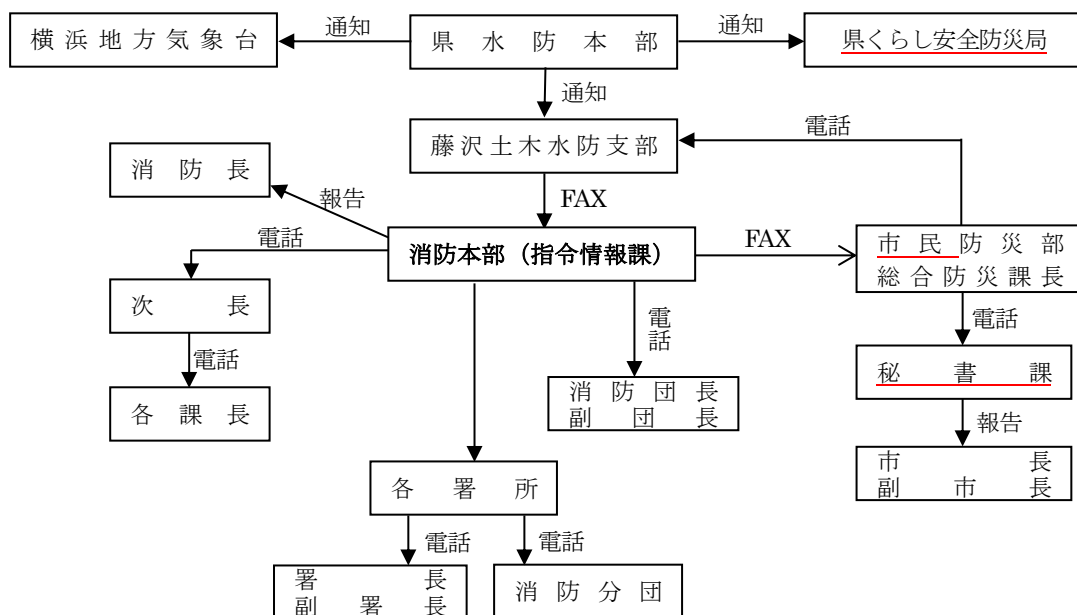


図 水防警報伝達方法（執務時間外）



総則編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

計画編

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

## 第5節 救助・救急活動

総  
則  
編

### 【実施主体】

市	本部連絡班、市民健康班、消防総務班、警防班、鎌倉班、大船班、消防団
関係機関	自主防災組織

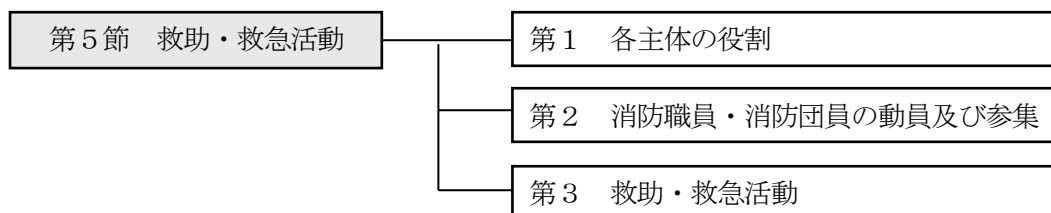
※ 「鎌倉市災害対策本部条例施行規則」及び「総則編 第4節 計画の推進主体とその役割」に基づき記載

### 【施策の基本方針】

災害発生後、市民一人ひとりが「自らの身は、自ら守る」とともに、被害者の救出・救護活動を行い、災害の拡大防止に努めます。

また、市・県及び関係機関が一体となって被災者の救助・救急活動を行います。

### 【施策の体系】



### 第1 各主体の役割

各主体の役割については、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第5節 第1 各主体の役割」を準用します。

### 第2 消防職員・消防団員の動員及び参集

#### 1 消防職員の動員及び参集

風水害発生時等における消防職員の配備について、鎌倉市災害対策本部条例施行規則別表2に基づき行います。

##### (1) 動員の発令

ア 市内に大雨、風雨、洪水及び高潮等の警報が発表された場合、又はその状況から災害の危険が予想される場合

イ 局地災害が発生し、又は発生するおそれのある場合

ウ 市内の全域にわたって災害が発生した場合又は局地災害でも甚大な被害が予想される場合

##### (2) 動員の伝達

動員の伝達は、原則としてあらかじめ定めた伝達系統に基づき、各課署から伝達することとしますが、自己覚知した場合は、動員命令を待つことなく、速やかに参集します。

ただし、傷病者等で消防長が認めた者を除きます。

##### (3) 参集場所

原則として、勤務課署所に参集します。

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

計  
画  
編

## 2 消防団員の動員及び参集

### (1) 動員の発令

「鎌倉市消防団員の任免、定員、服務条例」の定めるところによります。

### (2) 参集場所

原則として、所属する分団器具置場へ参集します。

## 第3 救助・救急活動

救助・救急活動については、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第5節 第3 救助・救急活動」を準用します。

総 則 編
第1編 地震・津波災害対策
第2編 風水害対策
第3編 その他の災害対策
第4編 復旧・復興対策

計  
画  
編

## 第6節 医療救護活動

総  
則  
編

### 【実施主体】

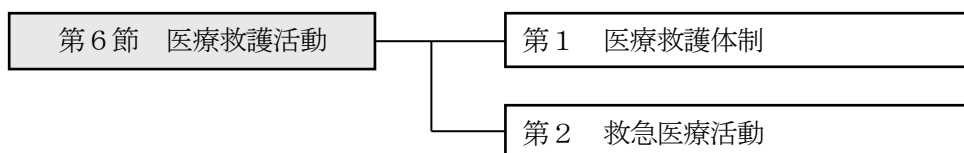
市	本部連絡班、秘書広報班、市民健康班、消防総務班
関係機関	鎌倉市医師会、鎌倉市歯科医師会、鎌倉市薬剤師会、鎌倉保健福祉事務所

※ 「鎌倉市災害対策本部条例施行規則」及び「総則編 第4節 計画の推進主体とその役割」に基づき記載

### 【施策の基本方針】

災害発生時には、同時に多数の負傷者が発生し、医療救護需要が膨大なものになるため、市は、県、日本赤十字社、鎌倉市医師会、公的医療機関等と緊密に連携し、被害の状況に応じた適切な医療救護を行います。

### 【施策の体系】



### 第1 医療救護体制

医療救護体制については、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第6節 第1 医療救護体制」を準用します。

### 第2 救急医療活動

救急医療活動については、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第6節 第2 救急医療活動」を準用します。

第1編  
地震・津波災害対策

第2編  
風水害対策

計  
画  
編

第3編  
その他の災害対策

第4編  
復旧・復興対策

## 第7節 避難対策

### 【実施主体】

市	関係各班
関係機関	各関係機関

※ 「鎌倉市災害対策本部条例施行規則」及び「総則編 第4節 計画の推進主体とその役割」に基づき記載

### 【施策の基本方針】

平成30年7月豪雨では、避難情報が住民の避難につながらず、国内の一部地域で多くの人的被害が発生したことを教訓に、気象庁では、令和元年（2019年）5月に、災害の危険度をわかりやすく伝えるため、5段階の警戒レベルを用いた避難情報等の運用を始めました。

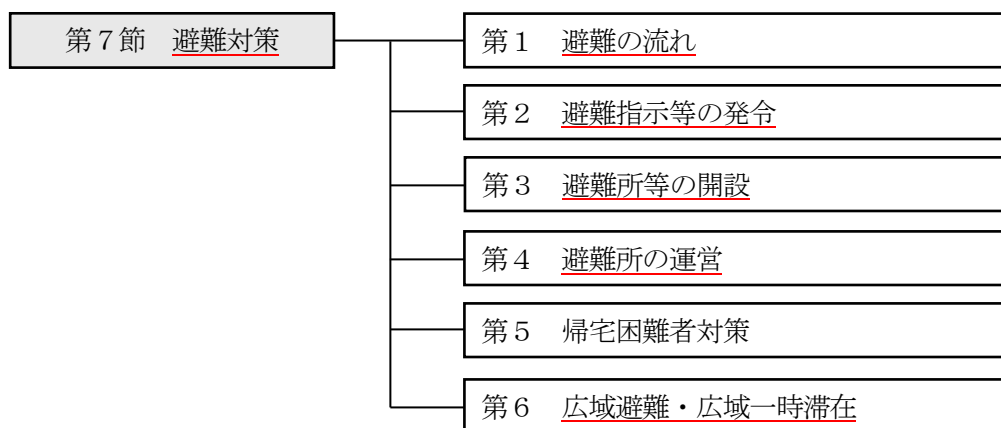
その後、令和元年（2019年）9月の房総半島台風や10月の東日本台風では、5段階の警戒レベルによる情報発信が行われましたが、警戒レベル4の避難勧告、避難指示（緊急）の違いが正しく住民に理解されておらず、避難勧告を発令しても避難指示（緊急）が発令されるまで避難しない、いわゆる“指示待ち”の人が多くみられました。

また、両方が警戒レベル4に位置付けられており、わかりにくいとの課題が顕在化しました。

これを受け、国は、令和3年（2021年）5月に、警戒レベル4の避難勧告と避難指示について「避難指示」に一本化するなどの災害対策基本法の改正を行いました。

本節では、こうした経緯を踏まえ、市民等の避難を確実に促すため、避難指示等の発令基準、避難指示等の伝達方法等について定めるとともに、避難所の開設・運営、帰宅困難者対策、広域避難・広域一時滞在について定めます。

### 【施策の体系】



総  
則  
編

第1編  
地震・津波災害対策

第2編  
風水害対策

計  
画  
編

第3編  
その他の災害対策

第4編  
復旧・復興対策

## 第1 避難の流れ

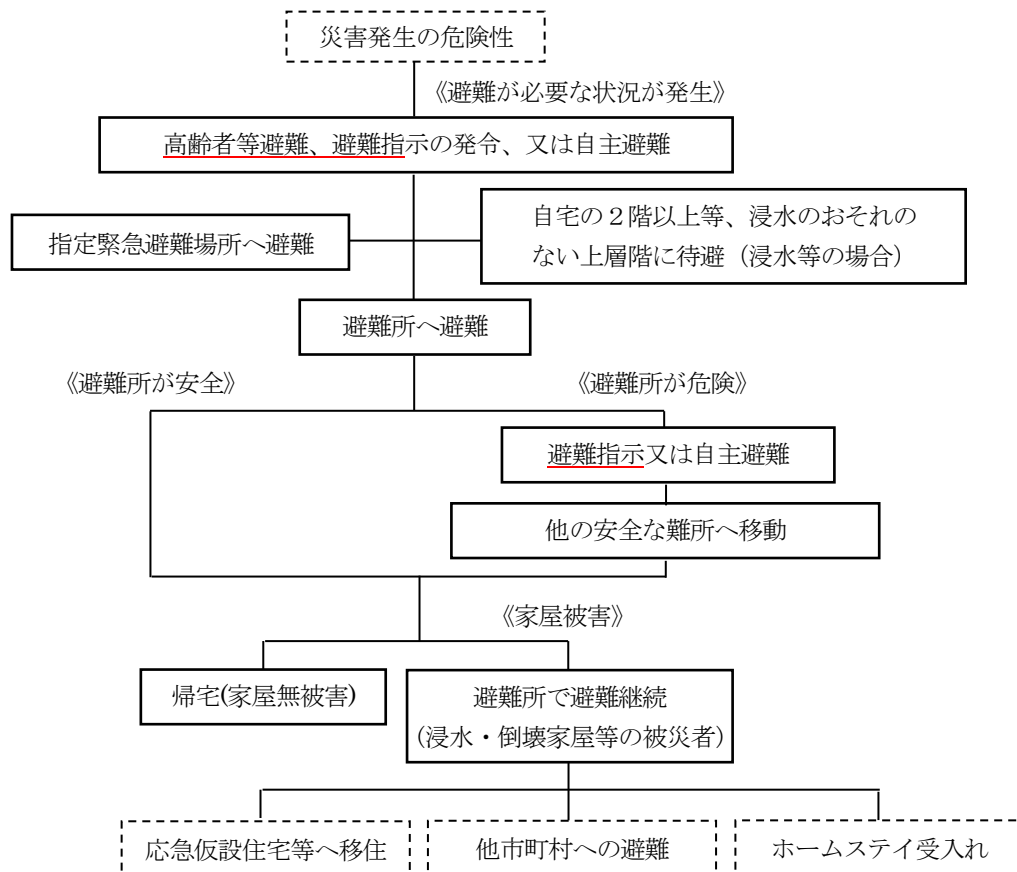
市は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、人命の安全を第一に、市民等の避難誘導を行うとともに、あらかじめ指定された避難施設及び洪水による浸水が想定される区域、土砂災害警戒区域等の所在、その他避難に関する情報の提供に努めます。

また、大雨等により、既に浸水が始まっており、足元が見えないなどの状況の場合や竜巻のように、災害の性質や発災時の状況によっては、避難のために屋外に出ることがかえって危険が及ぶおそれがある場合は、自宅等の屋内や近隣の建物の2階以上に避難して身の安全を確保する屋内待避等の安全確保措置をとるよう指示します。

市民は、あらかじめ指定されている避難施設及び自らの避難経路を平常時から把握するとともに、避難指示が発令された場合には、直ちに避難します。

また、自主的に避難する場合は、安全に十分配慮します。

図 災害発生時の避難の流れ





## 第2 避難指示等の発令

### 1 実施責任者

市長等は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、市民の生命・身体・財産を災害から保護し、被害の拡大を防止するために特に必要と認めるときは、危険地域の市民等に対し、避難実施のために必要な避難指示等の避難情報を発令します。

ただし、状況により、関係法令に基づき避難の指示、警戒区域の設定等は、次の者が行うものとします。

#### (1) 避難指示等の発令の実施責任者

表 避難指示等の発令の実施責任者

実施責任者	指示等	災害の内容	実施要件	根拠法
市長	指示	災害全般	<u>生命・身体の保護、災害拡大の防止のため特に必要があると認めるとき</u>	・災害対策基本法第60条第1項
警察官	指示	災害全般	市長が指示することができないと認めるとき、又は市長から要請があったとき	・災害対策基本法第61条第1項 ・警察官職務執行法第4条第1項
海上保安官	指示	災害全般	市長が指示することができないと認めるとき、又は市長から要請があったとき	・災害対策基本法第61条第1項
知事又は、その命を受けた職員又	指示	洪水、津波、高潮、地すべり		・水防法第29条 ・地すべり等防止法第25条
水防管理官	指示	洪水、津波、高潮		・水防法第29条
自衛官	指示	災害全般	<u>警察官がその現場にいない場合は、執行権限を有する</u>	・自衛隊法第94条第1項

#### (2) 警戒区域の設定権者

市長等は、人命の保護又は危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、応急対策に従事する者以外に対して、当該地区への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該地域からの退去を命ずることができます。

市長は、警戒区域の設定後は、警察官等の協力を得て、市民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯、防火のためのパトロールを実施します。

総  
則  
編

第1編  
地震・津波災害対策

第2編  
風水害対策

計  
画  
編

第3編  
その他の災害対策

第4編  
復旧・復興対策

表 警戒区域の設定権者

設定権者	災害の種類	実施要件	根拠
市長	災害全般	災害が発生し、又は、災害が発生しようとしている場合で人の生命又は身体に対する危険を防止するためには特に必要があると認めるとき	・災害対策基本法第63条第1項
警察官	災害全般	同上の場合において、市長若しくはその委任を受けた市の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要請があったとき	・災害対策基本法第63条第2項
海上保安官	災害全般	同上	・災害対策基本法第63条第2項
消防吏員又は消防団員	水災を除く災害全般	災害の現場において、活動確保を主目的に設定	・消防法第28条第1項 ・消防法第36条第7項
水防団長、水防団員又は消防機関に属する者	洪水、津波又は高潮	水防上緊急の必要がある場所において、活動確保を主目的に設定	・水防法第21条

## 2 避難の指示の実施

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、市民の生命、身体、財産を災害から保護し、災害の拡大を防止するために特に必要と認めるときは、危険地域の市民等に対し、避難の指示を実施します。

なお、市長は、避難指示を行ったときは、速やかに県知事に報告します。

また、市長は、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合に、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の提供に努めます。

### (1) 立退きの指示

市長は、市内において危険が切迫し、必要があると認める地域の必要と認める居住者等に対し立退きの指示を行います。

### (2) 高齢者等避難の発令

市長は、高齢者等避難を発令することで、高齢者、障害者等の要配慮者に対して、災害に関する情報を着実に伝達し、時間的余裕をもって避難を開始することができるよう、早めの段階で避難行動を開始することを求めます。

また、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかけます。

### (3) 緊急安全確保の発令

市長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合（即ち「切迫」している状況）において、避難所等への立退き避難をすることがかえって危険なおそれがある場合等において、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して、可能な範囲で「緊急安全確保」を発令し、命を守る行動を促します。

3 避難指示等の発令基準

- (1) 市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、適切な避難指示等を実施するため、関係機関からの情報や自ら収集する情報等を基に、避難指示等の発令基準等について、次のとおり定めます。
- (2) 発令の判断基準については、想定外の事態にも対応できるよう総合的かつ柔軟に判断します。また、避難対象地域の選定にあたっては、洪水浸水区域や土砂災害警戒区域等を考慮して行います。
- (3) 市長は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて専門家等の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとします。
- (4) 市長は、境川水系柏尾川、滑川水系滑川、神戸川水系神戸川の3河川について下表の基準を参考に、河川水位、降雨量、今後の気象予測及び河川巡視等から総合的に判断して、避難の必要がある場合に、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を発令します。

表 洪水（河川）の避難指示等基準

	柏尾川（神鋼橋）	滑川（大町橋）	神戸川（大津橋）
水防団待機水位	2.60m	1.60m	1.30m
氾濫注意水位	3.60m	2.00m	1.40m
避難判断水位	4.90m	2.00m	1.40m
氾濫危険水位	5.60m	2.30m	1.70m
高齢者等避難 【警戒レベル3】	1 神鋼橋の水位が避難判断水位の4.90mに到達した場合 2 神鋼橋の水位が4.35mに達し、次の①～③のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合 ①上流の鷹匠橋の水位が上昇している場合 ②洪水警報の危険度分布で「警戒」(赤)が出現した場合(流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合) ③今後、上流域で継続して多量の降雨が予想される場合	大町橋の水位が一定の水位(2.00m)に到達し、次の①～②のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合 ①洪水警報の危険度分布で「警戒」(赤)が出現した場合(流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合) ②今後、上流域で継続して多量の降雨が予想される場合	大津橋の水位が一定の水位(1.40m)に到達し、次の①～②のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合 ①洪水警報の危険度分布で「警戒」(赤)が出現した場合(流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合) ②今後、上流域で継続して多量の降雨が予想される場合
	降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近、通過し、多量の降雨が予想される場合 その他、市長が必要と認めるとき		
避難指示 【警戒レベル4】	1 神鋼橋の水位が氾濫危険水位の5.60mに到達した場合 2 神鋼橋の水位が5.00mに達し、次の①～③のいずれかにより、引き続き水位上昇の	大町橋の水位が一定の水位(2.30m)に到達し、次の①～②のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合 ①洪水警報の危険度分布で「非常に危険」(うす紫)	大津橋の水位が一定の水位(1.70m)に到達し、次の①～②のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合 ①洪水警報の危険度分布で「非常に危険」(うす紫)

総則編	第1編 地震・津波災害対策	第2編 風水害対策	第3編 その他の災害対策	第4編 復旧・復興対策
計	画	編		

総 則 編	第1編 地震・津波災害対策	第2編 風水害対策	計 画 編	第3編 その他の災害対策	
					第4編 復旧・復興対策

	柏尾川（神鋼橋）	滑川（大町橋）	神戸川（大津橋）
	おそれがある場合 ①上流の鷹匠橋の水位が上昇している場合 ②洪水警報の危険度分布で「非常に危険」（うす紫）が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合） ③今後、上流域で継続して多量の降雨が予想される場合	が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合） ②今後、上流域で継続して多量の降雨が予想される場合	が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合） ②今後、継続して多量の降雨が予想される場合
	高齢者等避難情報発令中に降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近、通過し、多量の降雨が予想される場合		
	氾濫危険水位に達し、気象庁が発表する洪水警報の危険度分布が「極めて危険」が出現した場合		
	異常な漏水の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 避難指示発令中に降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近、通過し、多量の降雨が予想される場合 その他、市長が必要と認めるとき		
緊急安全確保 【警戒レベル5】	決壊や越水・溢水が発生した場合 気象庁より大雨特別警報又は記録的短時間大雨情報が発表され、異常な漏水の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 その他市長が認めるとき		

(5) 土砂災害

市長は、土砂災害に対する避難指示等について、下表の基準を参考に、今後の気象予測や土砂災害警戒区域等の巡視等からの報告を含め総合的に判断して発令します。

表 土砂災害の避難指示等基準

高齢者等避難 【警戒レベル3】	大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、気象庁の大雨警報（土砂災害）の危険度分布で「警戒」になり警報級の基準を超過した場合	その他、 市長が認めるとき
	大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及されている場合	
	台風の接近が予想される場合	
消防隊等からの報告により、前兆現象が発見されたとき		
避難指示 【警戒レベル4】	土砂災害警戒情報が発表された場合	その他、 市長が認めるとき
	気象庁の大雨警報（土砂災害）の危険度分布で「非常に危険」になり、更に降雨が継続する見込みである場合	
	大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合	
各課等からの報告や住民、警察、消防団等からの通報で、前兆現象があった一帯の区域		

緊急安全確保 【警戒レベル5】	土砂災害警戒情報が発表され、かつ、気象庁の大雨警報（土砂災害）の危険度分布の「極めて危険」が発表された場合	
	土砂災害警戒情報が発表されており、更に大雨特別警報又は記録的短時間大雨情報が発表された場合	
	土砂災害が発生し、人的被害、物的被害の拡大が予想される場合	
	前兆現象が確認され、市民の生命、身体に危険が及ぶと想定される場合	
	土砂災害が市内で多数発生し、人的被害、物的被害が拡大した場合	
	気象庁より大雨特別警報又は記録的短時間大雨情報が発表され、土砂災害による人的被害、物的被害の拡大が予想される場合	

(6) 高潮

市長は、高潮に対する避難指示等について、下表の基準に従って発令します。

表 高潮の避難指示等基準

避難指示 【警戒レベル4】	高潮警報又は高潮特別警報が発表された場合	その他、市長が必要と認めるとき
	高潮注意報が発表され、当該注意報に、夜間～翌日早朝までに警報に切り替える可能性が言及される場合	
	高潮注意報が発表されており、当該注意報に警報に切り替える可能性が言及され、かつ、暴風警報又は暴風特別警報が発表された場合	
	台風が接近し、上陸前に気象庁から特別警報発表の可能性がある旨の周知がなされた場合	
	水門、陸こう等の異常（水門・陸こう等を閉めなければいけない状況だが閉まらないなど）	
	異常な越波・越流の発生	
緊急安全確保 【警戒レベル5】	海岸堤防の倒壊した場合	

4 知事等への助言の要求

市長は、避難情報の対象地域、判断時期等について、必要があると認めるときは、指定行政機関の長、若しくは指定地方行政機関の長又は知事に対し助言を求めることができます。

5 避難の指示の内容

市長等避難の指示を実施する者は、原則として次の内容を明示して行います。その際、危険の切迫性に応じて指示の伝達文の内容を工夫するなど、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達し、市民の積極的な避難行動の喚起に努めます。

- (1) 警戒レベル
- (2) 避難を要する理由
- (3) 避難指示の対象地域
- (4) 避難先とその場所
- (5) 避難経路
- (6) 注意事項

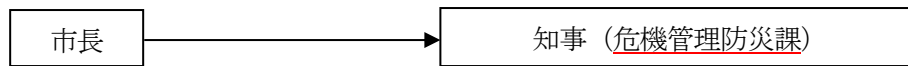
総 則 編	第1編 地震・津波災害対策	第2編 風水害対策	第3編 その他の災害対策	第4編 復旧・復興対策
	計	画	編	

## 6 避難措置の周知等

### (1) 関係機関への報告

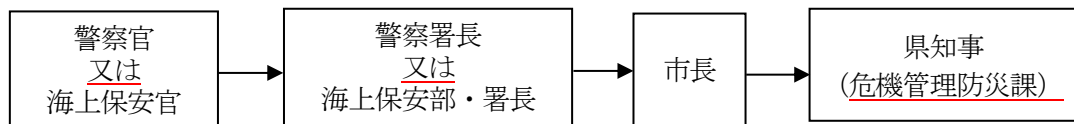
避難の指示を行った者は、次により必要な事項を報告（通知・連絡）します。

#### ア 市長の措置

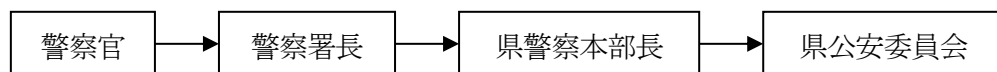


#### イ 警察官又は海上保安官の措置

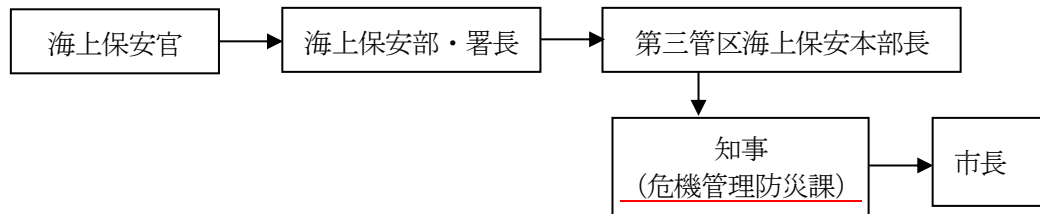
##### (ア) 災害対策基本法に基づく措置



##### (イ) 警察官職務執行法に基づく措置



##### (ウ) 職権に基づく措置



##### (エ) 自衛官の措置



### (2) 市民への周知

ア 市は、自ら避難情報の発令を行った場合、あるいは他機関からその旨の通知を受けた場合は、防災行政用無線を始め、ケーブルテレビ（(株)ジェイコム湘南・神奈川）、ラジオ（鎌倉エフエム放送を含む）、鎌倉市防災・安全情報メール、緊急速報メール（エリアメール）、市ソーシャルメディア（ツイッター等）、広報車等を通じた市民への迅速な周知に努めます。なお、避難の必要がなくなったときも同様とします。

イ 市は、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達すること等により、市民等の積極的な避難行動の喚起に努めます。

ウ 市は、周知に当たっては、避難先及び避難路、災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めます。

**7 避難誘導**

避難者の誘導は、自主防災組織、市職員、警察官、消防団等が連携して行うものとし、誘導に当たっては、避難路等の安全を確認するとともに、要配慮者に十分配慮します。

**第3 避難所等の開設**

市は、指定緊急避難場所及び指定避難所（ミニ防災拠点）を始めとし、災害の状況に応じて、補助避難所やその他避難所を開設します。

具体的な内容については、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第7節 第3 避難所等の開設」を準用します。

**第4 避難所の運営**

避難所の運営については、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第7節 第4 避難所の運営」を準用します。

ただし、この準用は、風水害等の規模に応じ、避難の長期化が見込まれる場合とします。

また、避難所では、災害発生からの時間の経過に伴い、運営上の課題等が変化することが予想されます。時期別の課題等については、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第7節 第4 避難所の運営 2 避難所における時期別の課題等」を準用するとともに、災害発生前についても対策（安全点検等）を実施します。

**第5 帰宅困難者対策**

帰宅困難者対策については、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第7節 第5 帰宅困難者対策」を準用します。

**第6 広域避難・広域一時滞在**

広域避難・広域一時滞在については、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第7節 第6 広域避難・広域一時滞在」を準用します。

計 画 編	総 則 編
	第1編 地震・津波災害対策
	第2編 風水害対策
	第3編 その他の災害対策
第4編 復旧・復興対策	

## 第8節 生活救援活動

総  
則  
編

### 【実施主体】

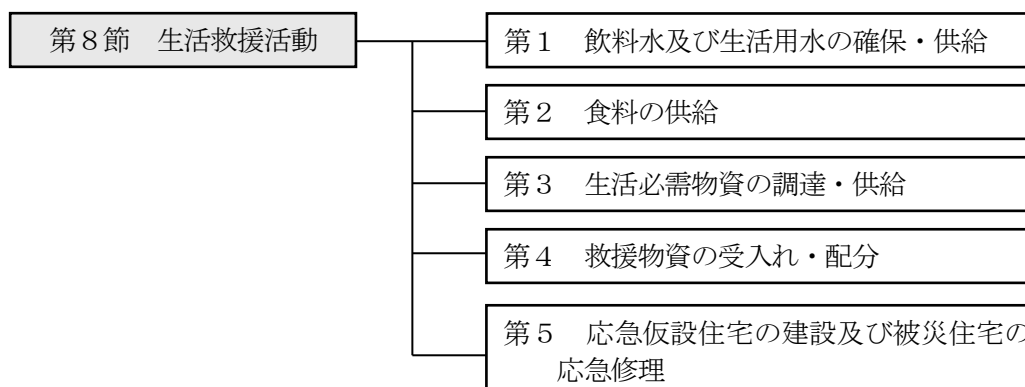
市	本部連絡班、商工班、財政班、公的不動産活用班、健康福祉班、都市整備班
関係機関	協定締結団体、自主防災組織

※ 「鎌倉市災害対策本部条例施行規則」及び「総則編 第4節 計画の推進主体とその役割」に基づき記載

### 【施策の基本方針】

避難所の避難者や在宅避難者等の被災者に対する飲料水、食料、生活必需物資について、備蓄物資の活用、各種協定等による物資の調達、支援物資の活用等により確保し、早期に必要な物資を供給します。

### 【施策の体系】



#### 第1 飲料水及び生活用水の確保・供給

飲料水及び生活用水の確保・供給については、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第8節 第1 飲料水及び生活用水の確保・供給」を準用します。

#### 第2 食料の供給

食料の供給については、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第8節 第2 食料の供給」を準用します。

#### 第3 生活必需物資の調達・供給

生活必需物資の調達・供給については、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第8節 第3 生活必需物資の調達・供給」を準用します。

#### 第4 救援物資の受入れ・配分

救援物資の受入れ・配分については、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第8節 第4 救援物資の受入れ・配分」を準用します。

第1編  
地震・津波災害対策

第2編  
風水害対策

計  
画  
編

第3編  
その他の災害対策

第4編  
復旧・復興対策



## 第5 応急仮設住宅の建設及び被災住宅の応急修理

応急仮設住宅の建設及び被災住宅の応急修理については、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第8節 第5 応急仮設住宅の建設及び被災住宅の応急修理」を準用します。

総 則 編	
第1編 地震・津波災害対策	
第2編 風水害対策	
第3編 その他の災害対策	
第4編 復旧・復興対策	

計  
画  
編

## 第9節 保健衛生、防疫、遺体対策等

総則編  
 第1編 地震・津波災害対策  
 第2編 風水害対策  
 計画編  
 第3編 その他の災害対策  
 第4編 復旧・復興対策

### 【実施主体】

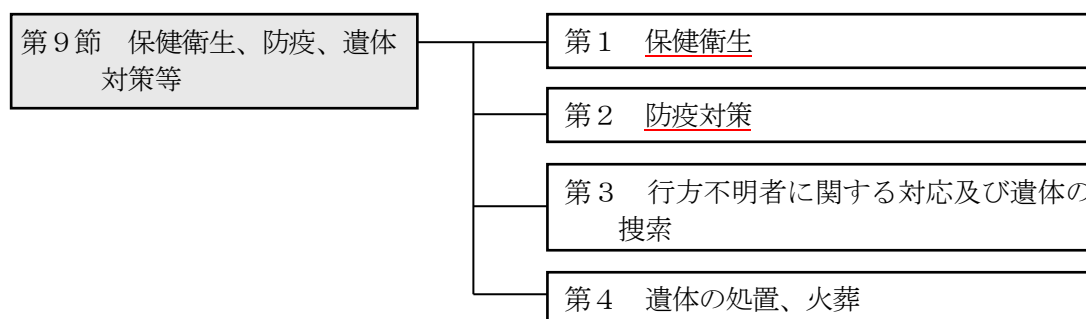
市	秘書広報班、市民健康班、健康福祉班、美化衛生班、清掃班、鎌倉班、大船班
関係機関	鎌倉保健福祉事務所、自衛隊、鎌倉警察署、大船警察署、神奈川県歯科医師会

※ 「鎌倉市災害対策本部条例施行規則」及び「総則編 第4節 計画の推進主体とその役割」に基づき記載

### 【施策の基本方針】

市は、被災者の健康保持のため必要な活動を行うとともに、地域の衛生状態にも十分配慮します。また、行方不明者の搜索、死亡者の処置等について定めます。

### 【施策の体系】



### 第1 保健衛生

保健衛生については、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第9節 第1 保健衛生」を準用します。

### 第2 防疫対策

防疫対策については、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第9節 第2 防疫対策」を準用します。

### 第3 行方不明者に関する対応及び遺体の搜索

行方不明者に関する対応及び遺体の搜索については、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第9節 第3 行方不明者に関する対応及び遺体の搜索」を準用します。

### 第4 遺体の処置、火葬

遺体の処置、火葬については、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第9節 第4 遺体の処置、火葬」を準用します。

## 第10節 要配慮者等支援対策

### 【実施主体】

市	本部連絡班、秘書広報班、地域班、調査班、市民健康班、健康福祉班、都市整備班
関係機関	市社会福祉協議会、鎌倉保健福祉事務所、社会福祉施設、自主防災組織、民生委員児童委員

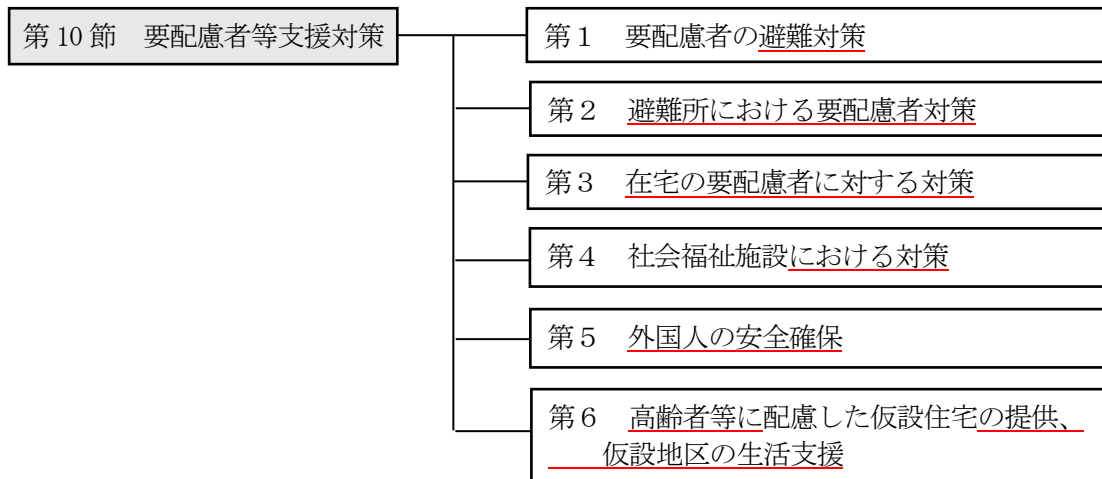
※ 「鎌倉市災害対策本部条例施行規則」及び「総則編 第4節 計画の推進主体とその役割」に基づき記載

### 【施策の基本方針】

災害時において、要配慮者は、災害の認識や災害情報の受理、自力避難等が困難な状況にあります。

市及び社会福祉施設の管理者等は、地域住民の協力を得て、迅速かつ適切な要配慮者の安全避難を実施するとともに、安否確認及び避難生活状況等の継続的な把握により必要な対策を講じます。

### 【施策の体系】



#### 第1 要配慮者の避難対策

要配慮者の避難対策については、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第10節 第1 要配慮者の避難対策」を準用します。

#### 第2 避難所における要配慮者対策

避難所における要配慮者対策については、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第10節 第2 避難所における要配慮者対策」を準用します。

#### 第3 在宅の要配慮者に対する対策

在宅の要配慮者に対する対策については、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第10節 第3 在宅の要配慮者に対する対策」を準用します。

総則編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

計  
画  
編

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

#### 第4 社会福祉施設における対策

社会福祉施設における対策については、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第10節 第4 社会福祉施設における対策」を準用します。

#### 第5 外国人の安全確保

外国人の安全確保については、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第10節 第5 外国人の安全確保」を準用します。

#### 第6 高齢者等に配慮した仮設住宅の提供、仮設地区の生活支援

高齢者等に配慮した仮設住宅の提供、仮設地区の生活支援については、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第10節 第6 高齢者等に配慮した仮設住宅の提供、仮設地区の生活支援」を準用します。

計 画 編	総 則 編
	第1編 地震・津波災害対策
	第2編 風水害対策
	第3編 その他の災害対策
	第4編 復旧・復興対策

## 第11節 応急教育

### 【実施主体】

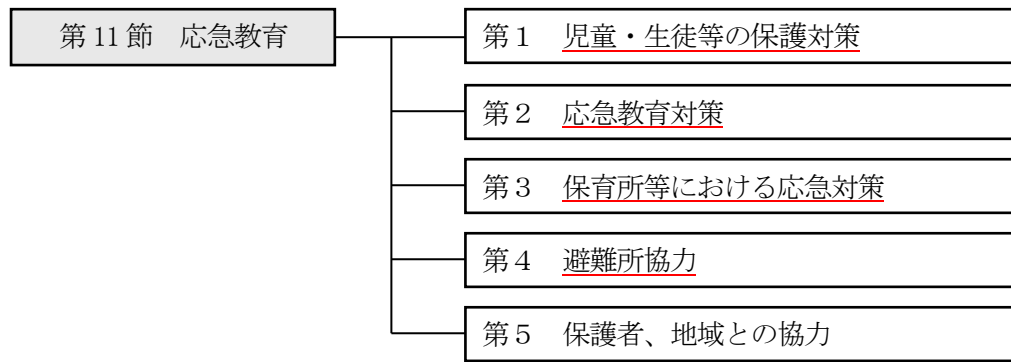
市	教育部（教育総務班、学務班、学校・学習施設）、健康福祉班
関係機関	公立学校、学校法人、保育所等、自主防災組織

※ 「鎌倉市災害対策本部条例施行規則」及び「総則編 第4節 計画の推進主体とその役割」に基づき記載

### 【施策の基本方針】

災害時において、児童・生徒等の安全確保を図るとともに、学校教育及び保育の実施に万全を期すため、教育施設、教職員及び学用品等の早期確保に努め、応急教育の円滑な実施を図ります。

### 【施策の体系】



#### 第1 児童・生徒等の保護対策

児童・生徒等の保護対策については、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第11節 第1 児童・生徒等の保護対策」を準用します。

#### 第2 応急教育対策

応急教育対策については、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第11節 第2 応急教育対策」を準用します。

#### 第3 保育所等における応急対策

保育所等における応急対策については、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第11節 第3 保育所等における応急対策」を準用します。

#### 第4 避難所協力

避難所協力については、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第11節 第4 避難所協力」を準用します。

#### 第5 保護者、地域との協力

保護者、地域との協力については、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第11節 第5 保護者、地域との協力」を準用します。

総  
則  
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

計  
画  
編

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

## 第12節 文化財の災害応急対策

総  
則  
編

### 【実施主体】

市	調査班、警防班、鎌倉班、大船班、教育総務班、都市景観班、学校・学習施設
関係機関	文化財の所有者・管理者、神奈川県教育委員会、文化庁

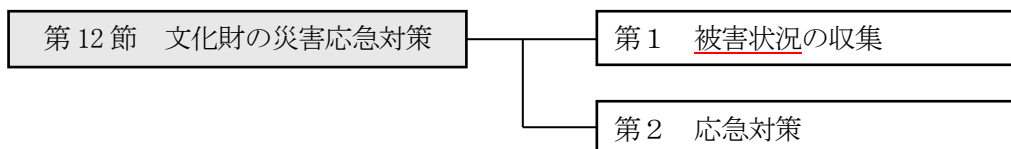
※ 「鎌倉市災害対策本部条例施行規則」及び「総則編 第4節 計画の推進主体とその役割」に基づき記載

### 【施策の基本方針】

市は、文化財等が貴重な財産であることを勘案して、被害状況の調査・把握に努めるとともに、指定文化財の災害応急対策を行います。

また、景観重要建造物等についても同様の対策を実施します。

### 【施策の体系】



#### 第1 被害状況の収集

被害状況の収集については、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第12節 第1 被害状況の収集」を準用します。

#### 第2 応急対策

応急対策については、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第12節 第2 応急対策」を準用します。

第1編  
地震・津波災害対策

第2編

風水害対策

第3編

その他の災害対策

第4編

復旧・復興対策

計  
画  
編

## 第13節 交通規制・緊急輸送対策

### 【実施主体】

市	本部連絡班、秘書広報班、公的不動産活用班、交通対策班、道路整備班
関係機関	神奈川県警察、神奈川県公安委員会、陸上自衛隊東部方面混成団隊、海上自衛隊横須賀地方総監部、海上保安庁第三管区海上保安部、東日本旅客鉄道(株)、湘南モノレール(株)、江ノ島電鉄(株)、京浜急行電鉄(株)、神奈川中央交通(株)

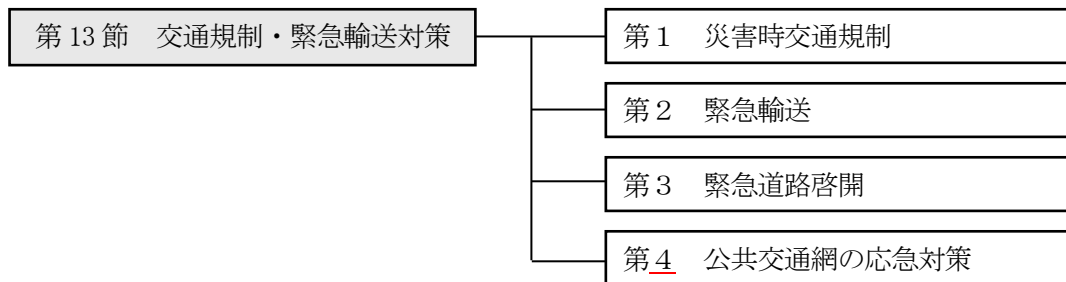
※ 「鎌倉市災害対策本部条例施行規則」及び「総則編 第4節 計画の推進主体とその役割」に基づき記載

### 【施策の基本方針】

発災期初期における救助・救急、消火及び医療救護活動を迅速に行うため、迅速かつ適切に緊急輸送を実施します。

また、市民等の避難及び災害復旧活動の実施に必要な要員及び物資の輸送を、応急復旧の各段階に応じて迅速、的確に実施します。

### 【施策の体系】



#### 第1 災害時交通規制

災害時交通規制については、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第13節 第1 災害時交通規制」を準用します。

#### 第2 緊急輸送

緊急輸送については、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第13節 第2 緊急輸送」を準用します。

#### 第3 緊急道路啓開

緊急道路啓開については、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第13節 第3 緊急道路啓開」を準用します。

総  
則  
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

計  
画  
編

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

#### 第4 公共交通網の応急対策

公共交通網の応急対策については、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第13節 第4 公共交通網の応急対策」を準用します。

総 則 編	
第1編 地震・津波災害対策	
第2編 風水害対策	
第3編 その他の災害対策	
第4編 復旧・復興対策	



## 第14節 警備・救助対策

### 【実施主体】

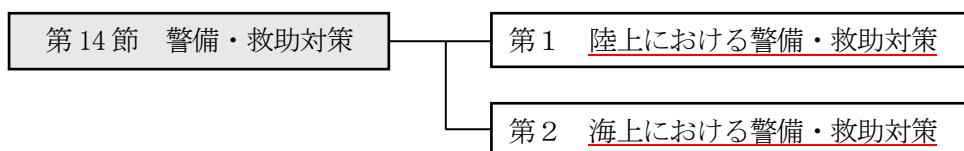
市	本部連絡班
関係機関	神奈川県警察本部、鎌倉警察署、大船警察署、神奈川県公安委員会、海上保安庁第三管区海上保安本部

※ 「鎌倉市災害対策本部条例施行規則」及び「総則編 第4節 計画の推進主体とその役割」に基づき記載

### 【施策の基本方針】

市及び県警察は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合には、警備体制を早期に確立し、県警察の総力を挙げて迅速・的確な災害応急対策等を実施することにより、市民の生命、身体及び財産の保護、交通秩序の維持、各種犯罪の予防検挙、その他公共の安全と秩序を維持して、被災地における治安の万全を期します。

### 【施策の体系】



### 第1 陸上における警備・救助対策

陸上における警備・救助対策については、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第14節 第1 陸上における警備・救助対策」を準用します。

### 第2 海上における警備・救助対策

海上における警備・救助対策については、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第14節 第2 海上における警備・救助対策」を準用します。

総  
則  
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

計  
画  
編

## 第15節 ライフラインの応急復旧

総  
則  
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

計  
画  
編

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

### 【実施主体】

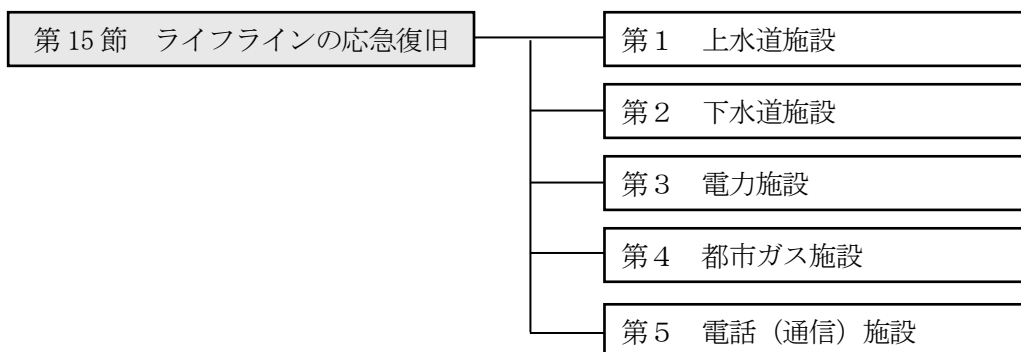
市	秘書広報班、職員班、公的不動産活用班、下水道河川班
関係機関	企業庁鎌倉水道営業所、東京電力パワーグリッド(株)藤沢支社、東京ガスネットワーク(株)、東日本電信電話(株)神奈川事業部、KDDI(株)、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーション(株)、ソフトバンク(株)、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ神奈川支店、楽天モバイル(株)

※ 「鎌倉市災害対策本部条例施行規則」及び「総則編 第4節 計画の推進主体とその役割」に基づき記載

### 【施策の基本方針】

市や関係機関は、災害により、ライフライン施設に支障が生じた場合は、直ちに被害状況等を調査・把握し、二次災害の防止、被災者生活確保を最優先に、ライフラインの応急復旧を速やかに実施します。

### 【施策の体系】



#### 第1 上水道施設

上水道施設については、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第15節 第1 上水道施設」を準用します。

#### 第2 下水道施設

下水道施設については、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第15節 第2 下水道施設」を準用します。

#### 第3 電力施設

電力施設については、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第15節 第3 電力施設」を準用します。

#### 第4 都市ガス施設

都市ガス施設については、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第15節 第4 都市

ガス施設」を準用します。

### 第5 電話（通信）施設

電話（通信）施設については、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第15節 第5 電話（通信）施設」を準用します。

総 則 編
第1編 地震・津波災害対策
第2編 風水害対策
計 画 編
第3編 その他の災害対策
第4編 復旧・復興対策

## 第16節 ごみ収集・処理対策

総  
則  
編

### 【実施主体】

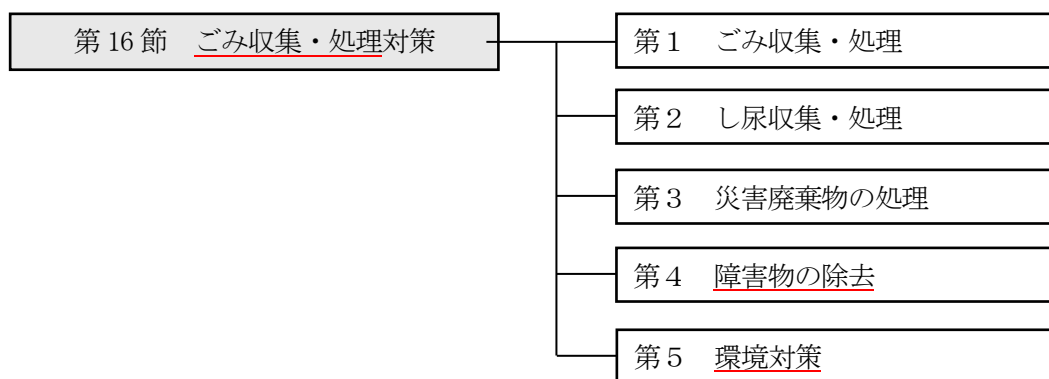
市 本部連絡班、環境部（環境政策班、美化衛生班、清掃班）

※ 「鎌倉市災害対策本部条例施行規則」及び「総則編 第4節 計画の推進主体とその役割」に基づき記載

### 【施策の基本方針】

市は、「鎌倉市災害廃棄物等処理計画」に基づき、ごみ収集・処理、し尿の収集・処理、仮設トイレの設置等を迅速かつ効率的に実施し、被災地の環境浄化を図ります。

### 【施策の体系】



### 第1 ごみ収集・処理

ごみ収集・処理については、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第16節 第1 ごみ収集・処理」を準用します。

### 第2 し尿収集・処理

し尿収集・処理については、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第16節 第2 し尿収集・処理」を準用します。

### 第3 災害廃棄物の処理

災害廃棄物の処理については、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第16節 第3 災害廃棄物の処理」を準用します。

### 第4 障害物の除去

障害物の除去については、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第16節 第4 障害物の除去」を準用します。

### 第5 環境対策

環境対策については、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第16節 第5 環境対策」を準用します。

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

計  
画  
編

## 第17節 被災者等への情報提供・相談、物価の安定等に関する活動

### 【実施主体】

市	本部連絡班、秘書広報班、調査班
関係機関	金融機関等

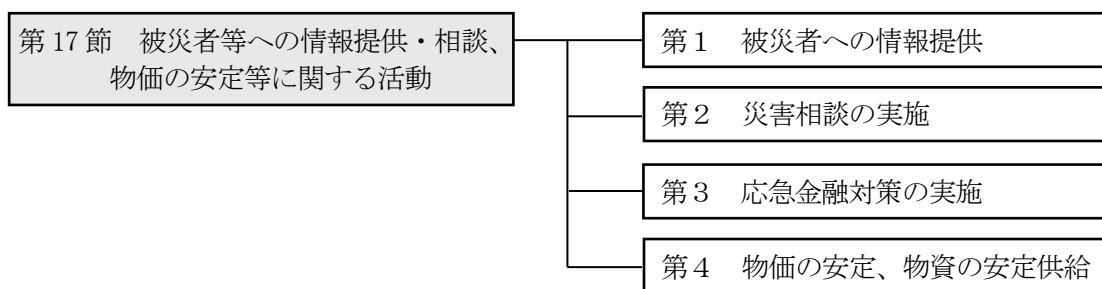
※ 「鎌倉市災害対策本部条例施行規則」及び「総則編 第4節 計画の推進主体とその役割」に基づき記載

### 【施策の基本方針】

市は、関係機関と連携して、市民に対し正確な情報を適切かつ迅速に提供することにより、混乱の防止を図り、適切な判断による行動がとれるよう努めます。

また、被災者の生活上の不安を解決するために、総合的な相談活動を実施するとともに、被災者の生活再建へ向けて、物価の安定、必要物資の適切な供給を図ります。

### 【施策の体系】



#### 第1 被災者への情報提供

被災者への情報提供については、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第17節 第1 被災者への情報提供」を準用します。

#### 第2 災害相談の実施

災害相談の実施については、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第17節 第2 災害相談の実施」を準用します。

#### 第3 応急金融対策の実施

応急金融対策の実施については、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第17節 第3 応急金融対策の実施」を準用します。

#### 第4 物価の安定、物資の安定供給

物価の安定、物資の安定供給については、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第17節 第4 物価の安定、物資の安定供給」を準用します。

総  
則  
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

計  
画  
編

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

## 第18節 災害救援ボランティアの受入れと活動

総  
則  
編

### 【実施主体】

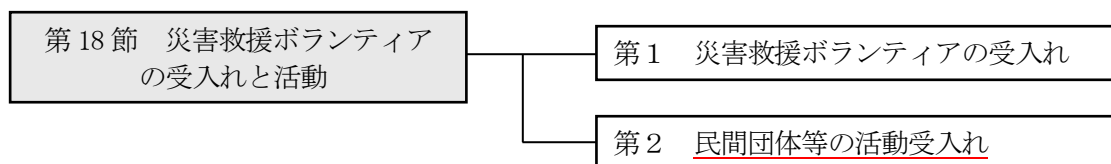
市	本部連絡班
関係機関	市社会福祉協議会、鎌倉青年会議所、自主防災組織、民間団体等

※ 「鎌倉市災害対策本部条例施行規則」及び「総則編 第4節 計画の推進主体とその役割」に基づき記載

### 【施策の基本方針】

大規模災害が発生し、救援活動が広範囲又は長期に及ぶ場合において、市及び関係機関は、鎌倉市災害ボランティアセンターを設置・運営し、被災地におけるボランティア活動を推進します。

### 【施策の体系】



### 第1 災害救援ボランティアの受入れ

災害救援ボランティアの受入れについては、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第18節 第1 災害救援ボランティアの受入れ」を準用します。

### 第2 民間団体等の活動受入れ

民間団体等の活動受入れについては、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第18節 第2 民間団体等の活動受入れ」を準用します。

第1編  
地震・津波災害対策

第2編  
風水害対策

計  
画  
編

第3編  
その他の災害対策

第4編  
復旧・復興対策

## 第19節 災害救助法の適用

### 【実施主体】

市	健康福祉班
---	-------

※ 「鎌倉市災害対策本部条例施行規則」及び「総則編 第4節 計画の推進主体とその役割」に基づき記載

### 【施策の基本方針】

市は、市内に一定規模以上の災害が発生し、災害救助法による救助を実施すると判断したときは、知事に対してその状況を明らかにして要請を行い、必要な救助を実施します。

### 【施策の体系】



### 第1 災害救助法の適用基準と手続き

災害救助法の適用基準と手続きについては、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第19節 第1 災害救助法の適用基準と手続き」を準用します。

総  
則  
編

第1編  
地震・津波災害対策

第2編  
風水害対策

計  
画  
編

第3編  
その他の災害対策

第4編  
復旧・復興対策

総 則 編	
第1編 地震・津波災害対策	
第2編 風水害対策	
第3編 その他の災害対策	
第4編 復旧・復興対策	

計  
画  
編



## 第3編

# その他の災害対策

総  
則  
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

第3編 **その他の災害対策**

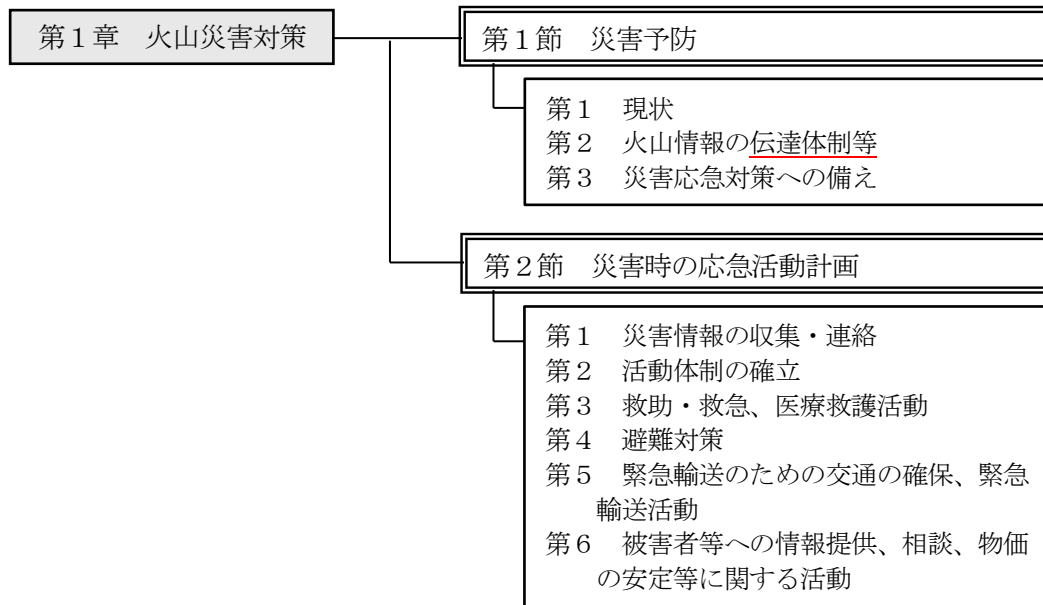
第4編 復旧・復興対策

計  
画  
編

# 第1章 火山災害対策

火山災害について、箱根山及び富士山の火山情報の伝達、迅速な避難誘導等の必要な事項について定めます。

## 【施策の体系】



## 第1節 災害予防

### 第1 現状

市に被害を及ぼすおそれのある火山としては、箱根山と富士山があります。

このうち、富士山については、特に東日本大震災以降、火山専門家等から、噴火の可能性について様々な指摘がなされています。

このため、国は、噴火に備え、火山専門家、3県（静岡県、山梨県、神奈川県）及び周辺市町村と合同で「富士山火山防災対策協議会」を設立し、平成27年（2015年）3月に「富士山火山広域避難計画」を策定しました。

本市は、同計画に基づく避難対象エリアに含まれていないものの、富士山火山防災マップ（富士山火山防災協議会）によると、富士山の大規模な噴火（宝永4年（1707年）の宝永の噴火と同程度の噴火）が発生した場合、市の一部において、10～30cmの降灰が堆積することが想定されています。

火山灰で命を落とす危険性は小さいものの、吸い込むことによる呼吸器への影響や灰が眼に入ること、炎症等を引き起こすことがあり、コンタクトレンズを着用している場合は特に注意が必要となります。

また、車の走行時には視界が悪くなり、スリップを引き起こしやすくなるほか、木造家屋では、屋根に30cm以上の降灰が堆積すると、屋根が抜けたり建物が倒壊したりするおそれがあります。

総  
則  
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

計  
画  
編

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

○ 箱根山の概要

箱根山は、いくつかの成層火山と単成火山からなる複成火山です。

箱根火山は噴火の歴史記録はありませんが、地質調査により12～13世紀頃に3回ほど小規模な水蒸気爆発があったことが最近の研究で明らかになりました。これらは、マグマの関与があまり明確ではなく、規模も大きいものではありませんが、観光地化が極めて進んでいる箱根においては重要視すべきものです。なお、同様の噴火は3,000年前頃と2,000年前頃にもあったことが知られています。

その他、火山災害としては大涌谷、早雲山、湯ノ花沢、硫黄山の4つの噴気地帯では噴気活動が継続しています。大涌谷と湯ノ花沢では過去に火山ガスによる事故で死者が出ています。

気象庁では、令和元年（2019年）10月7日に、箱根火山の噴火警戒レベルを2（火口周辺規制）から1（活火山であることに留意）」に引き下げました。

また、県では、県温泉地学研究所が中心となって観測体制を整備し、独自の観測網により箱根火山の監視・観測調査を行っています。

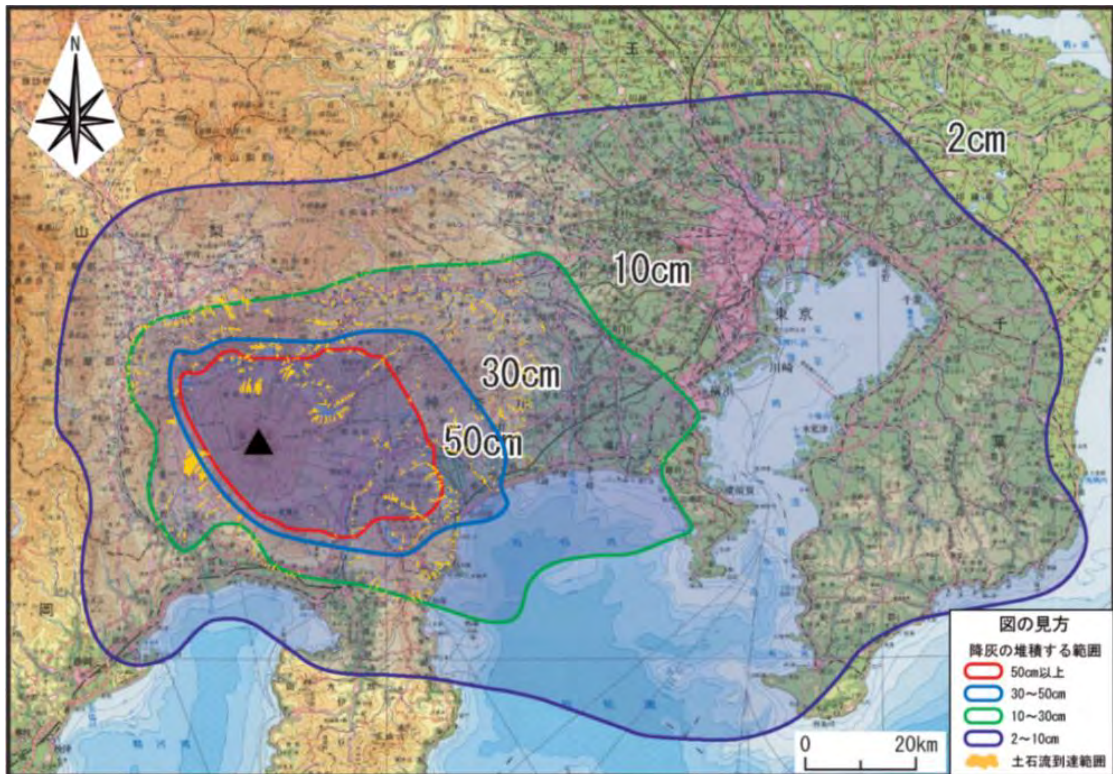
○ 富士山の概要

富士山は、山梨県と静岡県にまたがり、小御岳（こみたけ）・古富士の両火山上に生成した成層火山で日本の最高峰であり、体積は約400km<sup>3</sup>、基底は直径50kmの大きさです。主に玄武岩からなりますが、宝永4年（1707年）にはデイサイト・安山岩の軽石・スコリアも噴出しました。側火山が約100個あります。

標高2,450m以上は露岩地帯で、風食作用が著しく、特に西斜面は崩壊が激しくなっており、「大沢崩れ」として知られております。

火山噴火予知連絡会により「火山防災のために監視・観測体制の充実等が必要な火山」に選定されており、気象庁等において、監視・観測が行われています。

図 富士山降灰可能性マップ



※このマップは、富士山ハザードマップ検討委員会が平成16年（2004年）に作成したもので、宝永4年（1707年）の宝永噴火と同程度の大規模噴火を想定し、様々なケースの降灰の数値シミュレーション結果を包括した影響範囲図です。そのため、一度の噴火で全ての範囲に火山灰が堆積するものではなく、また、中小規模噴火の場合は、降灰の厚さがこれを下回ることとなります。

表 大量の降灰の社会的影響及び健康被害

項目	内容
発生条件	高い噴煙柱が形成された場合に大量降灰となる。
発生タイミングと速度	噴火と同時に発生した噴煙から落下。火口からの距離によって数分から数時間で地上に到達。
危険性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直接死傷する危険性はほとんどない。</li> <li>・火口周辺や風下等、高温の火山灰・火山れきが大量につもる場合は、木造家屋が火災を起こす危険性がある。</li> <li>・屋内運動場等の避難所でも降灰の重量で被害を受けるものがある。</li> <li>・降灰中の屋外作業は転倒・車両走行不能・交通事故の危険性がある。</li> <li>・降灰により道路上で車両が立ち往生した場合にはその後の道路確保を困難にする。</li> <li>・交通機関が広域的に停止し、停電・信号故障が発生する可能性もあり、救援活動も停滞する。灰粒子浮遊により、航空機は飛べなくなる。</li> <li>・交通支障により、生活物資の搬送が行えなくなる。</li> <li>・経済活動に広域のかつ甚大な影響を与える。</li> <li>・積もった降灰から火山ガスが発生する場合があります、風通しの悪い場所では火山ガス中毒の危険性もある。</li> <li>・降灰によって発生した土石流等によって流出した土砂が河床上昇を引き起こし、洪水氾濫の危険性が増大する。</li> <li>・土石流・浸水被害が続く。</li> </ul>
健康被害	<p>目や呼吸器系、皮膚についての影響が考えられる。</p> <p>【目】 火山灰のかけらによって目の痛みを伴う角膜の引っかき傷や結膜炎等</p> <p>【呼吸器系】 一般的な短期間の症状として、鼻の炎症と鼻水、喉の炎症と痛み・乾いた咳。呼吸器系の基礎疾患や喘息・気管支炎の患者の場合は、空せき・痰、ぜーぜーとした呼吸・息切れ等</p> <p>【皮膚の症状】 火山灰が酸性である場合に炎症を起こすことが想定され、皮膚の痛みや腫れ、引っかき傷からの二次感染が挙げられる。</p>

資料：富士山火山広域避難計画検討委員会中間報告書資料編（令和4年（2022年）2月、富士山火山広域避難計画検討委員会）  
火山災害対策特別調査委員会活動報告書（平成30年（2018年）3月、日本建築学会火山災害対策特別調査委員会）

総則編
第1編 地震・津波災害対策
第2編 風水害対策
第3編 その他の災害対策
第4編 復旧・復興対策

## 第2 火山情報の伝達体制等

活動火山対策特別措置法第三章（円滑な警戒避難の確保）の規定に基づき、火山情報伝達体制等について、必要な事項を定めます。

### 1 噴火警報等の発表と伝達

#### (1) 噴火警報等の種類と発表

##### ア 噴火警報・予報、噴火警報レベル

##### ① 噴火警報

気象業務法第13条の規定により、気象庁火山監視・警報センターが、居住地域や火口周辺に重大な影響を及ぼす噴火の発生が予想される場合に、予想される影響範囲を付した名称で発表します。

##### (イ) 噴火予報

気象業務法第13条の規定により、気象庁火山監視・警報センターが、火山活動が静穏（活火山であることに留意）な状態が予想される場合に発表します。また、噴火警報の解除は、噴火予報で発表します。

##### (ウ) 噴火警戒レベル

噴火警戒レベルとは、火山活動の状況を噴火時等の危険範囲や市民、登山者、観光客等がとるべき防災行動を踏まえて5段階に区分したものです。噴火警戒レベルを導入した火山では、噴火警報及び噴火予報で噴火警戒レベルを発表します。市民、登山者、観光客等に必要な防災対応が分かりやすいように、各区分にそれぞれ「避難」「高齢者等避難」「入山規制」「火口周辺規制」「活火山であることに留意」のキーワードをつけて警戒を呼びかけます。

表 噴火警戒レベル一覧

種別	名称	略称	対象範囲	噴火警戒レベル (キーワード)	火山活動の状況
特別警報	噴火警報 (居住地域)	<u>噴火警報</u>	居住地域及び それより 火口側	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。
				<u>レベル4 (高齢者等避難)</u>	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まってきている）。
警報	噴火警報 (火口周辺)	<u>火口周辺 警報</u>	火口から居住 地域近くまでの 広い範囲の 火口周辺	レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
			火口から少し 離れた所まで の火口付近	レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
予報	噴火警報	—	火口内等	レベル1 <u>(活火山である ことに留意)</u>	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。

イ 降灰予報（気象庁により発表）

（ア）降灰予報（定時）

- ・噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活等に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（3時間ごと）に発表します。
- ・18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供します。

（イ）降灰予報（速報）

- ・噴火の発生を通報する「噴火に関する火山観測報」を受けて発表します。
- ・降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表します。
- ・降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表します。
- ・事前計算された降灰予報結果から適切なものを抽出することで、噴火発生後、速やかに（5～10分程度※）で発表します。
- ・噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲をお知らせします。

（ウ）降灰予報（詳細）

- ・噴火の観測情報（噴火時刻、噴煙高等）を用いて、より精度の高い降灰予測計算を行って発表します。
- ・降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表します。
- ・降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表します。
- ・降灰予報（速報）を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報（詳細）も発表します。
- ・観測値をもとに詳細な計算を行い、噴火後20～30分程度※で発表します。
- ・噴火発生から1時間ごと6時間先までの降灰量や市町村ごとの降灰開始時刻をお知らせします。

※ 噴煙が気象条件により直接確認できない場合等には、これよりも降灰予報の発表に時間を要することや、降灰予報を発表できないことがあります。

総 則 編
第1編 地震・津波災害対策
第2編 風水害対策
第3編 その他の災害対策
第4編 復旧・復興対策

ウ 火山現象に関する情報

表 火山現象に関する情報

情報等の種類	内容	発表時期
<u>噴火速報</u>	<u>周辺住民及び登山者等火山の周辺に立ち入る人々に対して、噴火の発生を知らせる情報</u>	<u>随時</u>
火山の状況に関する解説情報	火山性地震や微動回数、噴火等の状況や警戒事項について解説する情報	火山活動の状況に応じ適時発表
火山活動解説資料	<u>写真</u> や図表を用いて、火山活動の状況や警戒事項について解説する情報	毎月上旬又は必要に応じ適時発表
月間火山概況	前月 <u>1 か月間</u> の火山活動の状況や警戒事項をとりまとめた資料	毎月上旬
噴火に関する火山観測報	噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙高度等の情報	随時

総  
則  
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

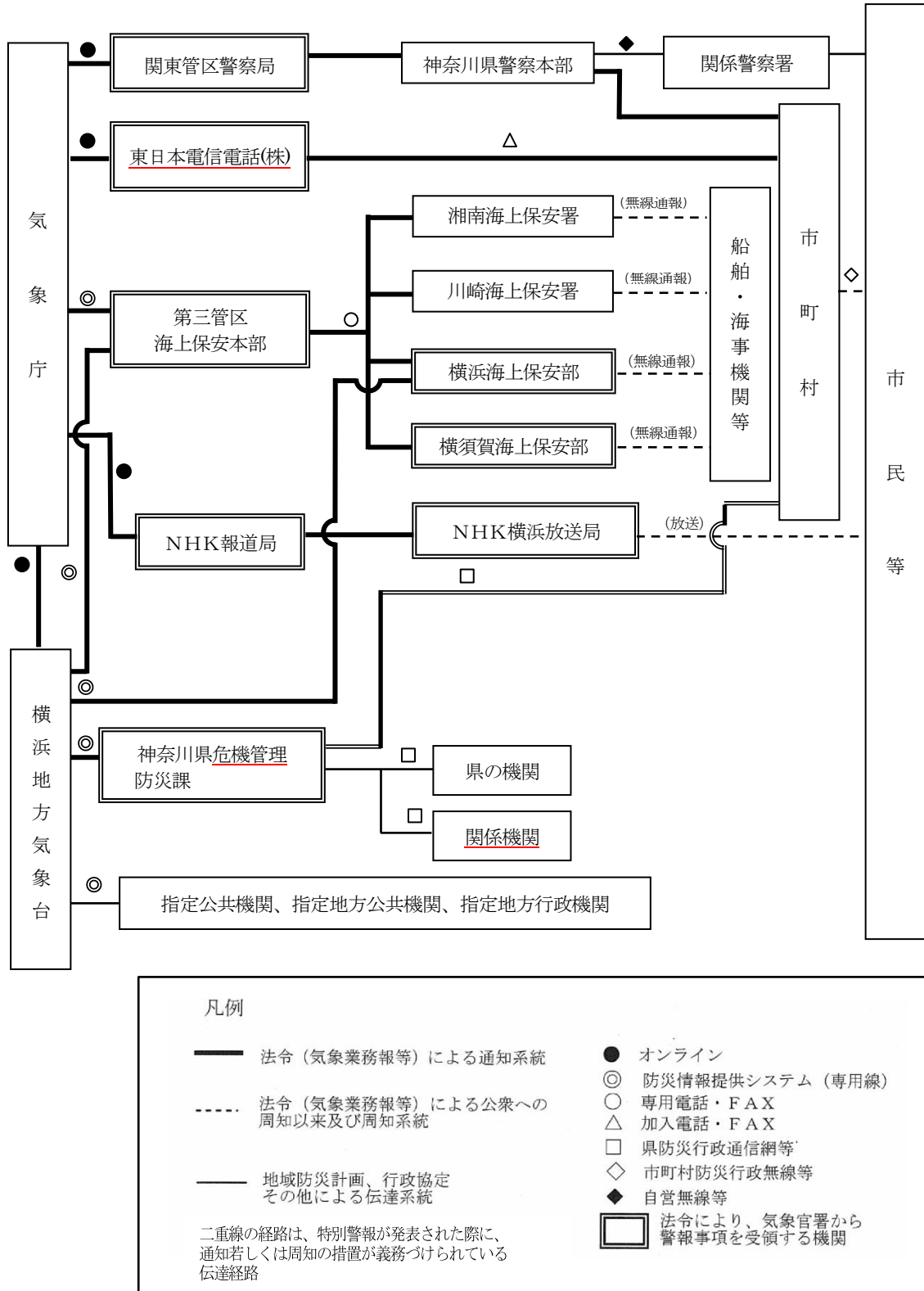
計  
画  
編



2 噴火警報等の通報及び伝達体制

噴火警報等の通報及び伝達系統は、おおむね次のとおりとします。

図 噴火警報等の伝達系統図



総則編
第1編 地震・津波災害対策
第2編 風水害対策
第3編 <b>その他の災害対策</b>
第4編 復旧・復興対策

### 第3 災害応急対策への備え

#### 1 情報の収集・連絡

##### (1) 災害情報の収集・伝達体制の充実

- ア 市は、県及び関係機関との情報の収集・連絡体制の整備を図り、災害情報受伝達体制を強化します。
- イ 市は、発災時の円滑な情報の受伝達を図るために、災害情報に関するシステムや資機材を適切に管理するとともに、これらの運用に関する職員研修や実践的な訓練を継続的に実施するなど、機器操作の習熟に努めます。

##### (2) 被災者支援に関する情報システムの構築等

- ア 市は、罹災証明書の発行、義援金の給付等の被災者支援業務を円滑に実施するため、被災者の住所や家屋等の情報を効率的に処理するシステムの導入や体制の整備に努めます。
- イ 市は、市民や避難所、救護活動拠点等への情報提供等にあたり、インターネット等各種通信手段の活用を図ります。

#### 2 救助・救急、消火及び医療救護活動

##### (1) 救助・救急活動

消防本部は、救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急・救助用資機材の整備に努めます。

##### (2) 消火活動

- ア 消防本部は、消防組織の強化に努め、平常時から消防本部・消防団及び自主防災組織等の連携強化を図ります。
- イ 消防本部は、「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう整備計画をたて、消防施設等の整備に努め、その強化を図ります。

##### (3) 医療救護活動

市は、関係機関と調整のうえ、神奈川県医療救護計画に基づき医療救護活動体制の確立に努めるとともに、救護活動に必要な医薬品等の備蓄に努めます。

#### 3 避難誘導

- (1) 市は、避難場所をあらかじめ指定し、平常時から市民や観光客等への周知徹底に努めます。
- (2) 市は、事前に自治会、民生委員児童委員等の活動を通じて、在宅の高齢者・障害者等の所在を「避難行動要支援者名簿」、「要配慮者マップ」等により個人情報に配慮しつつ把握し、災害時に迅速に避難できるように努めます。
- (3) 市及び社会福祉施設の管理者は、避難行動要支援者の避難誘導・搬送等について、自主防災組織、近隣居住者等の協力を得て、迅速かつ安全に行えるよう努めます。
- (4) 市は、高齢者・障害者等の二次的避難所として、設備・体制が整った社会福祉施設等を活用するため、あらかじめ、施設管理者と災害時の協定を結ぶことに努めます。

#### 4 降灰等対策

市は、国・県及び関係機関等と連携し、降灰による経済活動、市民生活等に及ぼす影響を軽減するため、火山噴火時の降灰対策等について検討します。

(1) 降灰による影響

- ア 火山灰を吸い込むと、直ちに生命に危険がおよぶことはありませんが、呼吸器系の疾患にかかりやすくなる等、健康被害のおそれがあります。
- イ 火山灰が目に入ること、炎症等を引き起こすことがあります。コンタクトレンズを着用している方は特に注意が必要となります。
- ウ 屋根に堆積した火山灰の重みにより、木造建築物等が倒壊する可能性があるため、除灰するか堅ろうな建物への避難が必要になります。特に降雨により水分を含んだ場合は、倒壊の危険性が高まります。木造家屋等では、屋根に30cm以上の火山灰の堆積により、屋根が抜けたり、建物が倒壊したりするおそれがあります。
- エ 堆積した火山灰や空気中の火山灰は、道路、鉄道、航空等の交通機関に影響をおよぼすことが考えられ、状況によっては、その影響は広い範囲におよびます。
- オ 降灰後の降雨により、土石流発の発生の可能性が高まります。
- カ 河川の上流域で多量の降灰があった場合、支流や溪流からの土砂の流入により本河道の河床が上昇するため、洪水の危険性が高まります。

(2) 火山灰から身を守るために講ずること

ア 自動車等の運転を控える

自動車が巻き上げる火山灰が視界やスリップ等の更なる運転条件悪化につながります。原則として、自動車の運転を控えることとし、どうしても運転しなければならない場合は、十分な車間距離を保って、徐行運転を心がけるようにします。

イ 家庭内の火山灰を減らす

可能な限り、全てのドアと窓を閉めるようにします。

ウ 防護

しっかりとした防じんマスクを着用するものとし、防じんマスク等がない場合は、衣類等から作った即席の布製マスクで、のどや目に痛みを起こす大きめの火山灰粒子を防ぐようにします。布を水で湿らせればより効果的です。

エ 目の防護

できる限り、ゴーグルや眼鏡をかけ、コンタクトレンズは使用しないようにします。

オ 清掃

堆積した火山灰を清掃するには、乾いたままだと、大量の火山灰をあびることとなるので避けるべきです。

事前に水をかけると作業はしやすくなるが、水を含むと重量が増すため、特に屋根の上での作業には注意が必要です。

計 画 編	総 則 編
	第1編 地震・津波災害対策
	第2編 風水害対策
	第3編 その他の災害対策
	第4編 復旧・復興対策

## 5 防災知識の普及

### (1) 市民等への防災知識の普及

市は、国及び県と連携して、火山災害について市民の正しい理解が進むよう、火山活動等に関する情報の提供・普及啓発に努めます。

### (2) 観光客等への防災知識の普及

市は、観光協会等の関係機関と連携して、火山防災知識の普及啓発に努めます。

### (3) 児童・生徒等への防災知識の普及

公立学校は、授業等を通じ、火山に関する知識の普及や火山防災教育の推進に努めます。

## 第2節 災害時の応急活動計画

### 【実施主体】

市	本部連絡班、公的不動産活用班、秘書広報班、市民健康班、交通対策班、道水路管理班、警防班、鎌倉班、大船班、消防団
関係機関	陸上自衛隊、鎌倉市医師会、鎌倉市歯科医師会、鎌倉市薬剤師会、鎌倉警察署、大船警察署、 <u>自主防災組織</u>

※ 「鎌倉市災害対策本部条例施行規則」及び「総則編 第4節 計画の推進主体とその役割」に基づき記載

### 第1 災害情報の収集・連絡

#### 1 災害発生による被害情報の収集・連絡

市は、人的被害の状況・建築物の被害・火災の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告します。

#### 2 応急対策活動情報の連絡

市は、県に応急対策等の活動状況を報告し、応援の必要性等を連絡します。

#### 3 通信手段の確保

市は、災害発生時において、災害情報の連絡通信手段を確保するために、各種の情報通信手段の機能確認を行うとともに、障害が発生したときには、必要な人員を直ちに現場に配置して、速やかな通信の復旧を図ります。また、通信手段の確保について必要な措置を県に要請します。

### 第2 活動体制の確立

#### 1 活動体制

(1) 市は、災害の状況に応じて速やかに事前配備体制に入り、火山の活動状況や被害状況等の収集活動を行い、その情報により災害応急対策を検討し、降灰により通行できない道路の啓開等必要な措置を講じます。

(2) 市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策基本法第23条に基づき、市災害対策本部を設置します。

(3) 市は、県に災害対策本部の設置状況等を報告します。

## 2 広域的な応援体制

- (1) 市長は、市内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは災害応急対策を実施しますが、その被害状況によって、災害応急対策を実施するために必要があると認めるときには、他市町村長に対し応援要請を行い、若しくは知事に対し、応援要請又は災害応急対策の実施を要請します。
- (2) 市長は、知事への自衛隊派遣要請の要求が連絡不能で要求できない場合には、直接防衛大臣、地域担任部隊の長（陸上自衛隊東部方面混成団長）に被害の状況等を通知します。  
この通知を受けた防衛大臣、地域担任部隊等の長は、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合には、自主派遣をします。  
なお、市長は、この通知をしたときは、速やかにその旨を知事に通知します。

## 第3 救助・救急、医療救護活動

災害発生時、市民の一人ひとりが、「自らの身は、自ら守る」とともに、被災者の救出・救護活動を行い、災害の拡大の防止に努めるものとします。

また、市は、関係機関と一体となって被災者の救出・救援、消火及び医療救護活動を行います。

関連箇所：風水害応急対策計画「第5節 救助・救急活動」、「第6節 医療救護活動」

## 第4 避難対策

市は、災害発生後、人命の安全を第一に被災市民等の避難誘導を行うとともに、あらかじめ指定された避難場所や災害危険箇所等の所在・災害の概要・その他避難に関する情報の提供に努めます。

市民は、あらかじめ指定されている避難場所を平常時から把握するとともに、避難指示等が発令された場合には、直ちに安全に十分配慮しながら避難します。

なお、市は、2cmを越える降灰が予測される場合は屋内避難を呼びかけ、30cmを越える降灰が予測される場合は建物倒壊等のおそれがあるため、堅ろうな建物への避難を呼びかけます。

また、降灰後に大雨警報が発表された場合は、土石流発生のおそれがあるため、危険区域の市民に対して避難の指示を行います。

関連箇所：風水害応急対策計画「第7節 避難対策」

## 第5 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

災害発生後、特に初期には、救助・救急、医療救護活動を迅速に行うため、緊急通行車両の通行を確保する必要があり、県警察及び市は、一般車両の通行禁止等の交通規制を直ちに実施し、緊急交通路を確保します。

また、市は、緊急物資の供給や応急復旧要員の確保を図るため、陸・海・空の様々な手段を利用し、緊急輸送道路の確保に努めるなど、総合的な緊急輸送を実施します。

関連箇所：風水害応急対策計画「第13節 交通規制・緊急輸送対策」

計 画 編	総 則 編
	第1編 地震・津波災害対策
	第2編 風水害対策
	第3編 その他の災害対策
第4編 復旧・復興対策	

### 第6 被災者等への情報提供、相談、物価の安定等に関する活動

市は、被災者のニーズを十分把握し、火山災害の状況に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設、公共施設等の復旧状況、医療機関等の生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供します。

また、市は、被災者から寄せられる生活上の不安や要望に応えるため、被災者の相談に応じるとともに、被災者の生活再建へ向けて、物価の安定、必要物資の適切な供給を図ります。

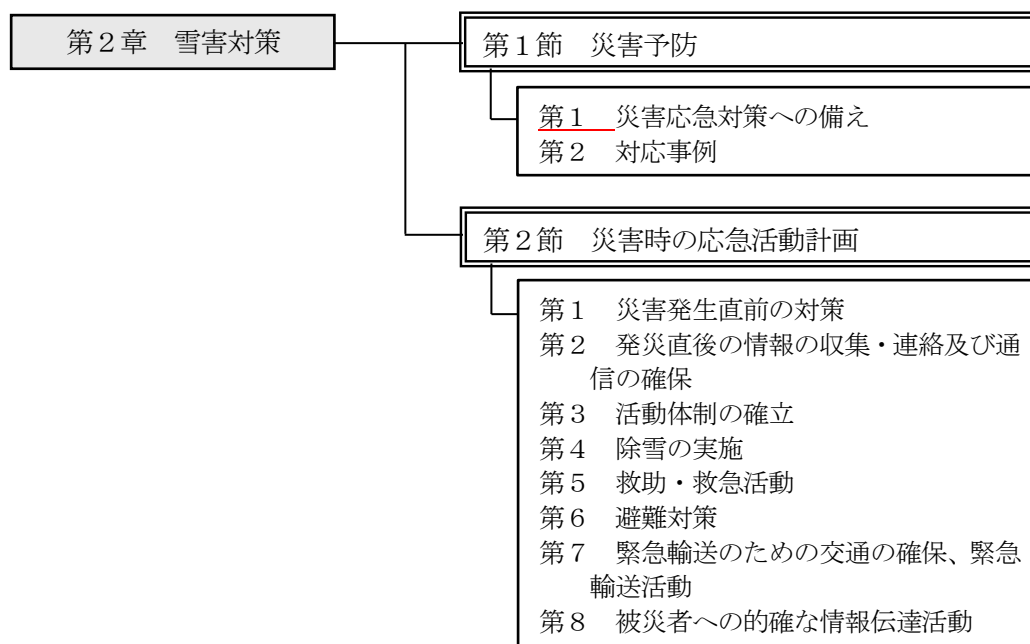
関連箇所：風水害応急対策計画「第17節 被災者等への情報提供・相談、物価の安定等に関する活動」

計 画 編	総 則 編
	第1編 地震・津波災害対策
	第2編 風水害対策
	第3編 その他の災害対策
	第4編 復旧・復興対策

## 第2章 雪害対策

積雪に伴う転倒や交通事故による人的事故、鉄道やバス等の運休、電線の切断による停電等ライフラインの被害等の雪害対策について必要な事項を定めます。

### 【施策の体系】



## 第1節 災害予防

### 第1 災害応急対策への備え

#### 1 ライフライン施設等の機能の確保

市及びライフライン事業者は、上下水道、電気、ガス、電話等のライフライン関連施設や廃棄物処理施設について、雪害に対する安全性の確保を図ります。

#### 2 災害情報の収集・伝達体制の充実

- (1) 市は、県及び関係機関との情報の収集・連絡体制の整備を図り、災害情報受伝達体制を強化します。
- (2) 市は、発災時の円滑な情報の受伝達を図るために、災害情報に関するシステムや資機材を適切に管理するとともに、これらの運用に関する職員研修や実践的な訓練を継続的に実施するなど、機器操作の習熟に努めます。
- (3) 除雪体制の整備

市は、平常時から、高齢者等の要配慮者の住居その他関連施設について状況の把握に努め、除雪が困難であったり、危険だったりする場合においては、必要に応じて、消防機関、自主防災組織、近隣居住者等との連携協力により、除雪支援や避難誘導を行う体制の整備・

総  
則  
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

計  
画  
編

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

再点検を行うよう努めます。

## 2 救助・救急活動

消防本部は、救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急・救助用資機材の整備に努めます。

表 平成30年（2018年）1月大雪の概要

平成30年（2018年）1月22日から23日にかけて、低気圧が本州の南海上を急速に発達しながら東北東に進んだため、関東甲信地方を中心に大雪となりました。神奈川県では、22日昼前から雪が降り始め、本市では22日夜遅くに15cmの積雪を観測しました。

この大雪の影響により、市内では、歩行中の転倒等による9名の負傷者が発生しました。

項目	内容
市の体制	◆1月22日（月） 08.50 災害警戒本部調整会議の開催 16.15 災害警戒本部の設置
	◆1月23日（火） 08:02 災害警戒本部解散、通常体制に移行
気象状況等	・大雪警報、風雪、着雪注意報（22日16:58発表、23:30解除） ・積雪の状況 15cm（22日21:00時点）
被害等	・人的被害 負傷者9名（軽症8名、中等症1名） （歩行中転倒5、バイク転倒2、自動車事故2） （平成30年（2018年）1月23日午前10時現在）

資料：鎌倉市

総  
則  
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

計  
画  
編



## 第2節 災害時の応急活動計画

### 【実施主体】

市	本部連絡班、公的不動産活用班、秘書広報班、道水路管理班、道路整備班、作業班、鎌倉班、大船班、消防団
関係機関	横浜地方気象台、陸上自衛隊、企業・事業所、宿泊施設・商業施設等の管理者、東日本旅客鉄道(株)、江ノ島電鉄(株)、湘南モノレール(株)、 <u>自主防災組織</u>

※ 「鎌倉市災害対策本部条例施行規則」及び「総則編 第4節 計画の推進主体とその役割」に基づき記載

### 第1 災害発生直前の対策

#### 1 雪害に関する警報等の伝達

- (1) 横浜地方気象台は、大雪の現象に伴う災害及び被害の発生するおそれのある場合、警報又は注意報を発表し、市民や関係機関に警戒又は注意を喚起します。
- (2) 市は、伝達を受けた警報等を防災行政用無線等により、市民等へ伝達します。  
また、市は、大雪、暴風雪特別警報の伝達を受けた場合は、これを直ちに市民等へ伝達します。

#### 2 警報の発表に伴う配備体制

市は、あらかじめ定めている配備計画に基づき事前配備体制に入り、被害状況等の収集活動を行い、その情報により災害応急対策を検討し、必要な措置を決定します。

### 第2 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

#### 1 災害情報の収集・連絡

- (1) 被害規模の早期把握のための活動  
市は、災害発生直後において、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲等・被害の規模を推定するための関連情報の収集にあたります。
- (2) 災害発生による被害情報の収集・連絡  
市は、人的被害の状況、建築物の被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告します。
- (3) 応急対策活動情報の連絡  
市は、県に応急対策等の活動状況を報告し、応援の必要性等を連絡します。

#### 2 通信手段の確保

市は、災害発生時において、災害情報の連絡通信手段を確保するために、各種の情報通信手段の機能確認を行うとともに、障害が発生したときには、必要な人員を直ちに現場に配置して、速やかな通信の復旧を図ります。

### 第3 活動体制の確立

#### 1 市の活動体制

総  
則  
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

計  
画  
編

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

- (1) 市は、災害の状況に応じて速やかに事前配備体制に入り、被害状況等の収集活動を行い、その情報により災害応急対策を検討し、必要な措置を講じます。
- (2) 市は、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策基本法第23条に基づき、市災害対策本部を設置します。
- (3) 市は、県に災害対策本部の設置状況等を報告します。

## 2 広域的な応援体制

市長は、本市の地域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは災害応急対策を実施しますが、その被害状況によって、災害応急対策を実施するために必要があると認めるときには、他市町村長に対し応援要請を行い、若しくは知事に対し、応援要請又は災害応急対策の実施を要請します。

## 3 自衛隊の災害派遣

市長は、災害の規模や収集した被害情報から判断し、人命又は財産の保護のため自衛隊の災害派遣が必要であると認める場合には、県知事に対して自衛隊の派遣要請を求めます。この場合、市長は、必要に応じて、その旨及び市域の災害状況等を防衛大臣又は地域担任部隊の長（陸上自衛隊東部方面混成団長）に通知します。

また、市長は、県知事への自衛隊派遣要請の要求が連絡不能でできない場合は、直接防衛大臣又は地域担任部隊等の長（陸上自衛隊東部方面混成団長）に災害の状況等を通知します。なお、この通知をしたときは、速やかにその旨を県知事に通知します。

## 第4 除雪の実施

市は、災害を防止するため、除雪を実施するものとします。また、降雪時パトロール及び除雪箇所一覧の分担により対応します。

## 第5 救助・救急活動

市は、関係機関と一体となって、大雪により孤立した者等、被災者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する各機関に協力するよう努めます。

関連箇所：風水害応急対策計画「第5節 救助・救急活動」

## 第6 避難対策

### 1 避難誘導の実施

- (1) 市長は、災害の状況に応じて、人命の安全を第一に、必要に応じて避難情報の発令を行うとともに、積雪、融雪等の状況を勘案した適切な避難誘導を実施します。
- (2) 避難誘導にあたって、避難場所及び避難路や災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めます。
- (3) 情報の伝達、避難誘導の実施に当たって、要配慮者に十分配慮するよう努めます。

### 2 帰宅困難者への対応

- (1) 市は、必要に応じて帰宅困難者用の一時滞在施設を開設し、円滑な管理運営を行うとと

もに、帰宅困難者への開設状況の広報、鉄道事業者への情報伝達、医療機関との連携等を行います。また、帰宅困難者に対して必要に応じて飲料水等を提供します。

- (2) 企業・事業所は、災害関連の情報を収集し、組織内に的確に伝達するとともに、施設利用者等が安全に帰宅できることが確認できるまでは、建物内に留めるよう努めます。
- (3) 旅館・ホテル等の宿泊施設及び商業施設等の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、発災後の施設利用者の混乱を防止するため、自らの施設機能を十分活用するとともに、必要に応じてあらかじめ定められた地域の避難所に誘導するものとします。
- (4) 鉄道機関等の関係各機関は、それぞれの機関の施設に加えて駅周辺の民間施設が有する機能を十分活用するとともに、必要に応じて、県及び市町村の情報伝達等に基づき地域の避難所等を案内するものとします。

関連箇所：風水害応急対策計画「第7節 避難対策」

## 第7 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

### 1 交通の確保

#### (1) 交通情報の広報

交通規制が実施された場合、市は、直ちに市民等への周知徹底に努めます。

#### (2) 道路の応急復旧等

市は、早急に市域内の道路の被害状況を把握し、県等に報告します。

また、市は、道路上の障害物の除去、除雪の実施、応急復旧等を行い、道路の機能確保に努めます。

### 2 緊急輸送

市は、地域の現況に即した車両等の調達を行い、必要な車両等の確保が困難なときは、県に対して要請及び調達・あっ旋を依頼します。

関連箇所：風水害応急対策計画「第13節 交通規制・緊急輸送対策」

## 第8 被災者への的確な情報伝達活動

### 1 被災者への情報伝達活動

- (1) 市は、被災者のニーズを十分把握し、気象、被害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等公共施設等の復旧状況、医療機関等の生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供します。なお、その際、高齢者・障害者・観光客・外国人等に配慮した伝達を行います。
- (2) 市は、情報伝達にあたっては、被災者が必要とする情報を十分把握し、防災行政用無線、掲示板、広報紙、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て的確に提供するよう努めます。

関連箇所：風水害応急対策計画「第2節 情報収集・伝達・広報」

総  
則  
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

計  
画  
編

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

## 第3章 放射性物質災害対策

総  
則  
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

計  
画  
編

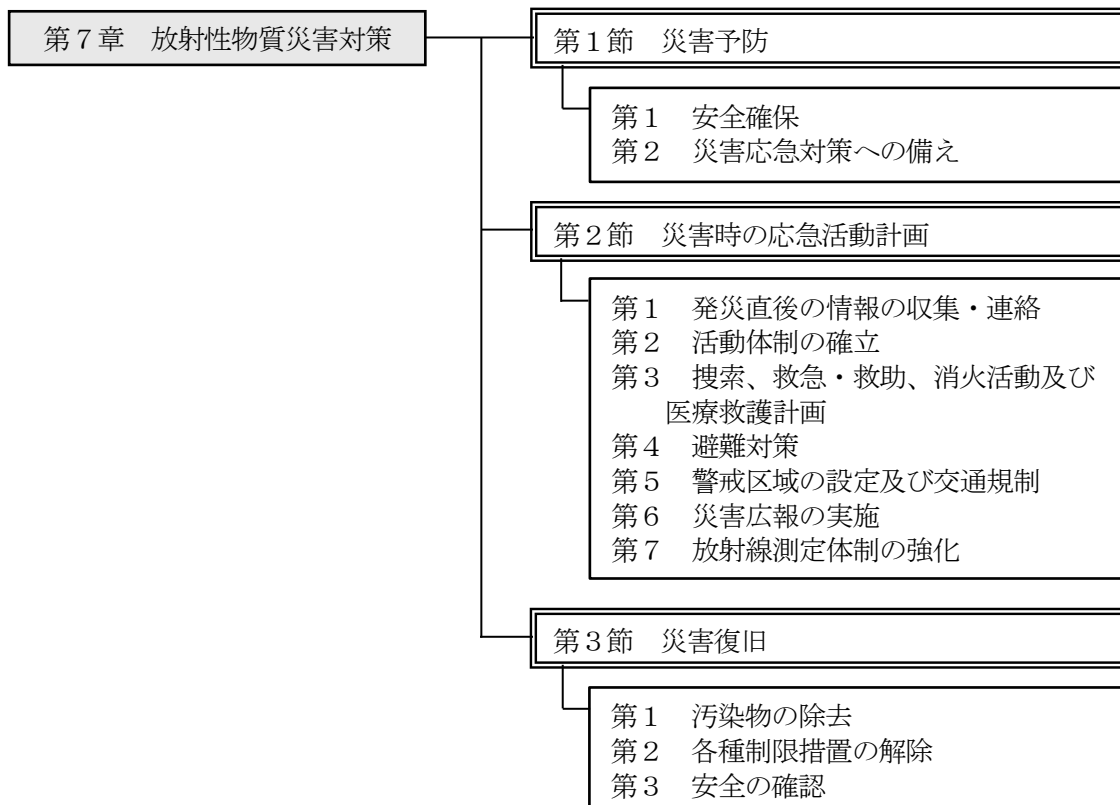
原子力の利用、開発及び研究における指導及び監督は、防災対策を含めて原子力規制委員会等の国の所管となっており、原子力基本法をはじめとする原子力関係法令により、国、関係事業者等において対策が講じられていますが、核原料物質・核燃料物質・放射性同位元素等(以下、「放射性物質」という。)による災害の特殊性を考慮し、不測の事態に備えて円滑な対策活動の実施が図れるよう、本市においても災害予防対策上及び災害応急対策上必要な事項を定めます。

本市には、放射性物質取扱事業所が立地しており、そこで事故等が発生した場合には、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき、原子力規制委員会及び事業所が防災対策を講ずることとされています。

本章では、これらの事業所において不測の事態が発生した場合に備え、市として必要な事項について定めます。

なお、市外に立地する原子炉に関し、原子力事業者による運転等に起因する事故等への対応については、国及び神奈川県地域防災計画「原子力災害対策計画」による県の指示等に基づき、本計画を準用し、市として必要な措置を講ずることとします。

### 【施策の体系】



## 第1節 災害予防

### 第1 安全確保

#### 1 事業所に対する指導

市は、放射性物質災害に係る安全確保を図るため、放射性物質取扱事業者及び運搬事業者（以下、「放射性物質取扱事業者等」という。）に対し、次の事項について指導します。

- (1) 消防設備の設置、施設・機械類の自主点検整備等、自主保安体制の整備
- (2) 従業員に対する防災教育及び操作員の教育訓練の実施
- (3) 自主防災体制の強化
- (4) 消防計画の整備及び事故発生時の応急措置訓練の実施
- (5) その他必要な事項

#### 2 安全確保に関する協定等

市は、必要に応じて放射性物質の取扱事業者と次の事項を盛り込んだ安全確保に関する協定等を締結し、災害対策に万全を期すよう努めます。

- (1) 放射性物質に係る安全確保の計画に関する事項
- (2) 事故発生時等の連絡通報体制に関する事項
- (3) 事故発生時等の応急措置に関する事項
- (4) その他必要な事項

#### 3 放射性物質に関する教育及び知識の普及

##### (1) 消防担当職員の教育

消防本部は、応急対策の円滑な実施を図るため、必要に応じ、県、国及び関係機関と連携して、関係職員に対し、次の事項について教育を実施します。

- ア 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- イ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- ウ 緊急時に市民等がとるべき行動及び留意事項に関すること
- エ その他必要と認める事項

##### (2) 市民に対する知識の普及・啓発

市は、応急対策の円滑な実施を図るため、必要に応じ、県、その他関係機関と協力して、市民に対し、放射性物質に関する知識の普及・啓発に努めます。

### 第2 災害応急対策への備え

#### 1 放射性物質災害に対する防災体制の整備

##### (1) 市の防災体制の整備

ア 市は、放射性物質災害対策の迅速・的確な実施を図るため、平常時から県と連携を図るとともに、放射性物質に係る防災体制の整備に努めます。

イ 消防本部は、放射性物質取扱事業所等（放射性物質の事業所外の輸送中を含む）の火災等緊急時における円滑な消防活動の確保、消防隊の被ばく防止及び放射能汚染の防止等の

総  
則  
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

計  
画  
編

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

ため、消防活動体制の整備に努めます。

(2) 放射性物質取扱事業所等の把握

市及び消防本部は、放射性物質に係る防災対策を迅速・的確に行うため、放射性物質取扱事業所等の把握に努めます。

2 情報伝達体制の充実強化

市及び消防本部は、放射性物質災害発生時等、緊急時に必要な情報を迅速に受伝達できるよう、平常時から国、県及び関係機関相互の情報伝達体制の充実強化に努めるとともに、災害発生時に備え、通信設備等の充実確保に努めます。

また、夜間、休日の場合等においても対応できるよう、体制の整備を図ります。

3 広報体制の整備

(1) 広報手段の整備

市及び消防本部は、放射性物質災害発生後の経過に応じ、周辺住民に提供すべき情報の項目について整理するとともに、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、外国人等要配慮者に対し、災害情報が迅速、かつ円滑に行えるよう、平常時から広報手段の整備に努めます。

主な広報手段は、次のとおりです。

- ア 防災行政用無線
- イ 防災安全情報メール
- ウ 広報車
- エ 放送機関への放送要請
- オ 報道機関への要請
- カ 市ホームページへの掲載 等

(2) 広報の内容

市が放射性物質災害発生時に行う広報の内容は、次のとおりです。

- ア 災害等の状況及び今後の予測
- イ 被害状況と応急対策の実施状況
- ウ 避難場所、避難方法
- エ 市民のとるべき措置及び注意事項
- オ その他必要な事項

4 救急・救助、消火及び医療救護体制の整備

(1) 救急・救助、消火体制の整備

ア 消防本部は、消防組織の強化に努めるとともに、平常時から消防団、自衛消防隊及び自主防災組織等と連携強化を図ります。

イ 消防本部は、消防力の整備指針・消防水利の基準に適合するよう整備計画をたて、消防施設、救急車等の消防車両及び放射線防護服、放射線測定器等の放射線防護資機材の整備、維持管理に努めます。

(2) 医療救護体制の整備

市は、県医療救護計画に基づき、医療救護活動体制の整備に努めます。この際、県内の被爆医療機関を事前に把握し、平素から連携の保持に努めます。

計 画 編	総 則 編
	第1編 地震・津波災害対策
	第2編 風水害対策
	第3編 その他の災害対策
第4編 復旧・復興対策	

また、救護活動に必要な医薬品等の備蓄に努めます。

### 5 広域応援体制の拡充

市及び消防本部は、現有の消防力では対応できない大規模な放射性物質災害に対応するため、県下消防相互応援協定及び県内消防広域応援実施計画に基づく応援体制、自衛隊及び関係機関等との相互応援体制の整備に努めます。

### 6 避難体制

市は、避難場所等をあらかじめ指定し、平常時から市民への周知徹底に努めます。

## 第2節 災害時の応急活動計画

### 【実施主体】

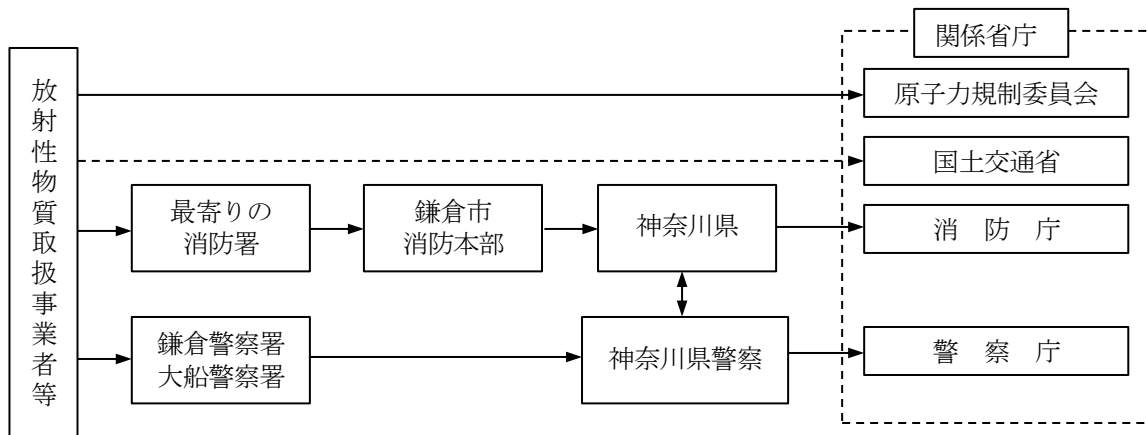
市	本部連絡班、秘書広報班、環境政策班、市民健康班、道水路管理班、消防部
関係機関	放射性物質取扱事業者、神奈川県警察、鎌倉市医師会、鎌倉市歯科医師会、鎌倉市薬剤師会

※ 「鎌倉市災害対策本部条例施行規則」及び「総則編 第4節 計画の推進主体とその役割」に基づき記載

### 第1 発災直後の情報の収集・連絡

#### 1 災害情報の収集・連絡

図 放射性物質取扱事業所等の事故発生時の連絡系統図



総則編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

計画編

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

総 則 編	第1編
	地震・津波災害対策
	第2編
	風水害対策
計 画 編	第3編
	その他の災害対策
	第4編
	復旧・復興対策

(1) 事故情報等の連絡

ア 放射性物質取扱事業者等は、事故が発生した場合、速やかに原子力規制委員会、市、消防本部及び警察へ連絡します。なお、工場又は事業所の外における運搬（船舶又は航空機による運搬を含む）において事故が発生した場合は、国土交通省に連絡します。

イ 市は、放射性物質取扱事業者等から事故が発生した旨の連絡を受けた場合は、速やかに県等の関係機関に連絡します。

(2) 放射性物質取扱事業者等の事故発生による被害情報の収集・連絡

ア 放射性物質取扱事業者等は、被害状況を原子力規制委員会、市、消防本部及び警察に連絡します。なお、工場又は事業所の外での運搬（船舶又は航空機による運搬を含む。）における事故の場合は、国土交通省に連絡します。

イ 市は、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告します。

(3) 応急対策活動情報の連絡

ア 放射性物質取扱事業者等は、原子力規制委員会（工場又は事業所の外において事故が発生した場合は、国土交通省）及び市（に応急対策等の活動状況、被害状況等を定期的に文書により連絡します。

イ 市は、応急対策等の活動状況を県に報告するとともに、応援の必要性を連絡します。

## 第2 活動体制の確立

### 1 活動体制

(1) 市は、放射性物質の漏えい等による事故の状況に応じて速やかに警戒体制に入り、被害情報等の収集活動を行い、災害応急対策を検討し、必要な措置を講じます。

(2) 市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合等災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策基本法第23条の2の規定に基づき、市災害対策本部を設置して、災害応急対策上必要と認めるときは、次の応急対策を実施します。

ア 救出救助・救急活動

イ 消火活動

ウ 医療救護活動

エ 周辺住民等に対する災害広報

オ 警戒区域の設定

カ 周辺住民等に対する屋内退避、避難の指示、避難誘導

キ 避難所の開設、運営管理

ク その他必要な措置

(3) 市は、県に災害対策本部の設置状況等を報告します。



## 2 広域応援体制

市長は、災害の状況により広域応援の要請を行うほか、放射性物質の特殊性を勘案し、必要に応じ、県を通じて、国に専門家又は専門知識を有する職員の派遣を求めるとともに、原子力関係機関に対し、必要な人員及び資機材の応援を要請します。

## 3 自衛隊の災害派遣

市長は、応急措置を取るため必要があると認めたときは、県知事に対して自衛隊の派遣要請を行います。

## 第3 搜索、救急・救助、消火活動及び医療救護計画

### 1 搜索、救急・救助、消火活動

消防部は、「鎌倉市消防計画」に基づき、区域内における救急・救助、消火活動等を行うほか、被災者の早急な把握及び被爆管理に努めます。

市は、大規模な放射性物質災害において、多数の傷病者が発生した場合は、迅速・的確な救助活動を行うとともに、傷病者に対してトリアージを実施し、緊急性や重症度に応じて、治療の優先順位を決定して病院選定、搬送を行います。

消防部は、消火活動を含む消防活動の実施にあたっては、災害の特殊性から県、国及び事業者との緊密な連携により、消防隊等の被ばく、汚染の防止及び施設内外への汚染拡大の防止を図りながら消防活動を実施します。

また、市域外で発災した場合、発災現場の市町村からの要請又は消防相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めます。

関連箇所：風水害応急対策計画「第5節 救助・救急活動」

### 2 医療救護活動

市は、県、医師会及び歯科医師会等に対して、現地に救護班の派遣を要請し、負傷者の応急処置を行います。この際、災害の態様に応じ、県内被ばく医療機関と所要の調整、連携を図ります。

関連箇所：風水害応急対策計画「第6節 医療救護活動」

## 第4 避難対策

- (1) 市長は、災害発生時において、本格的な措置を講ずるまでのパニック防止及び被ばくを最小限にとどめるため、必要に応じて被害が予想される地区の市民に対し、緊急の措置として屋内退避の措置を指示します。
- (2) 市長は、緊急放射線測定等の結果を踏まえ、国等から避難の実施に関する指導・助言があった場合又は避難の必要があると認めた場合、被災地市民に対し、屋内退避又は避難指示を発令します。

関連箇所：風水害応急対策計画「第7節 避難対策」

総  
則  
編

第1編  
地震・津波災害対策

第2編  
風水害対策

計  
画  
編

第3編  
その他の災害対策

第4編  
復旧・復興対策

## 第5 警戒区域の設定及び交通規制

### 1 警戒区域の設定

市は、気象及び災害の態様等各種情報により、消防法の規定に基づく警戒区域を設定します。

### 2 交通規制等

市、警察等は、警戒区域内の市民等の避難及び災害応急対策の円滑な実施を図るため、警戒区域への法令で定める者以外の立ち入りを制限するとともに、警戒区域へ通じる国道及び主要道路等を危険防止及び緊急交通確保のため、必要に応じて交通規制を行います。

また、交通規制を実施した場合は、規制標識板、立看板等を利用して、現場広報に努めます。

## 第6 災害広報の実施

1 市は、火災等により周辺環境に影響を及ぼす放射性物質の漏えい等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、県、関係機関及び事業者と連携し、被害が予想される区域の市民等に対して、次の事項に留意し、適切かつ迅速な広報活動を行います。

- (1) 被災状況及び被災者の状況
- (2) 放射性物質の漏えい等による危険性
- (3) 避難指示・誘導の内容
- (4) 警戒区域の設定及び交通規制の状況
- (5) 応急活動の状況 等

### 2 協力体制

市は、情報伝達において、防災行政用無線、鎌倉市防災・安全情報メール、広報車等によるほか、鎌倉エフエム放送、ジェイコム湘南・神奈川等に協力要請を行います。

## 第7 放射線測定体制の強化

市は、必要に応じ国等の専門家の助言・指導を得て、関係機関とともに、モニタリング活動を行うなど、放射性物質による環境への影響について把握するとともに、その結果を公表します。

総  
則  
編

第1編  
地震・津波災害対策

第2編  
風水害対策

第3編  
その他の災害対策

第4編  
復旧・復興対策

計  
画  
編

## 第3節 災害復旧

### 【実施主体】

市	本部連絡班、環境政策班
関係機関	放射性物質取扱事業者等

※ 「鎌倉市災害対策本部条例施行規則」及び「総則編 第4節 計画の推進主体とその役割」に基づき記載

### 第1 汚染物の除去

放射性物質取扱事業者等は、放射性物質による汚染を除去します。

### 第2 各種制限措置の解除

市は、環境放射線モニタリング等による地域の汚染状況の調査等の措置が行われたのち、国の専門家の助言を踏まえ、各種制限措置の解除を行います。

### 第3 安全の確認

市は、国の専門家の安全確認を待って事故対策を終息します。

総  
則  
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

計  
画  
編

総 則 編	
計 画 編	第1編 地震・津波災害対策
	第2編 風水害対策
	第3編 <b>その他の災害対策</b>
	第4編 復旧・復興対策

## 第4編

# 復旧・復興対策

総  
則  
編

第1編  
地震・津波災害対策

第2編  
風水害対策

第3編  
その他の災害対策

第4編  
復旧・復興対策

計  
画  
編

# 第1章 復旧・復興に向けて

## 第1節 被災者等の生活再建支援

総  
則  
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

計  
画  
編

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

### 【実施主体】

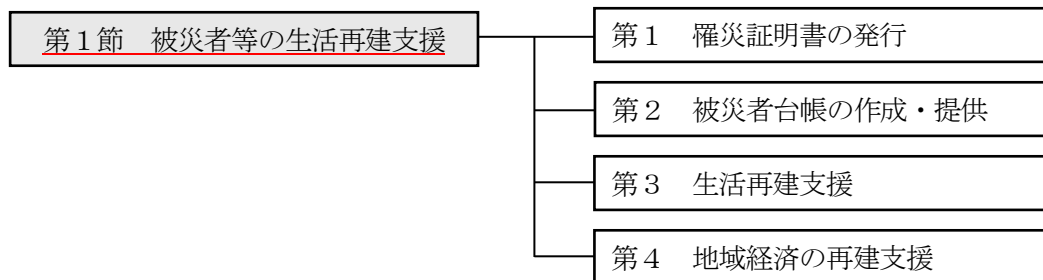
市	本部連絡班、調査班、秘書広報班、財政班、会計班、健康福祉班、市民健康班、交通対策班、商工班、農水班、美化衛生班、 <u>教育総務班、学務班、学校・学習施設班、鎌倉班、大船班</u>
関係機関	市社会福祉協議会、独立行政法人住宅金融支援機構

※ 「鎌倉市災害対策本部条例施行規則」及び「総則編 第4節 計画の推進主体とその役割」に基づき記載

### 【施策の基本方針】

災害により被害を受けた市民が速やかに再起し、早期に生活の安定を回復できるよう、罹災証明書の発行や弔慰金の支給、資金の融資、租税の徴収猶予及び減免、雇用対策等の対策を講じます。

### 【施策の体系】



## 第1 罹災証明書の発行

市は、被災した市民がその被害の程度等に応じた適切な支援を迅速に受けられるよう、災害対策基本法第90条の2の規定により、所定の現地調査を経て罹災証明書を交付します。

### 1 罹災証明に関する事前対策

罹災家屋の証明内容は、家屋の査定に基づいて行いますが、その証明内容により義援金の配分も行われることから、査定漏れや査定の追加等による混乱が生じないよう、市は、国の被害認定の指針等の周知、査定要員の教育の徹底等を検討します。

### 2 罹災証明の根拠となる住家の被災状況調査

市は、罹災証明の交付体制を確立し、速やかに罹災証明の根拠となる住家の被災状況を把握するとともに、情報が不足している地域等については補足調査を行います。

### 3 発行手続き

罹災証明書の発行事務は、次のとおり取り扱うものとします。

- (1) 被害調査の結果を基に罹災台帳（被災者調査票〈台帳用〉）を作成します。
- (2) 罹災証明書は、被災者の申請を受けて、罹災台帳で確認することにより発行します。

(3) 罹災台帳で確認できないときは、申請者の立証資料又は必要な再調査を行い判断します。

#### 4 証明の内容

罹災証明書で証明する内容は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害（暴風、竜巻、豪雨、洪水、地震、津波等）による次のような被害の程度とします。

表 被害の区分

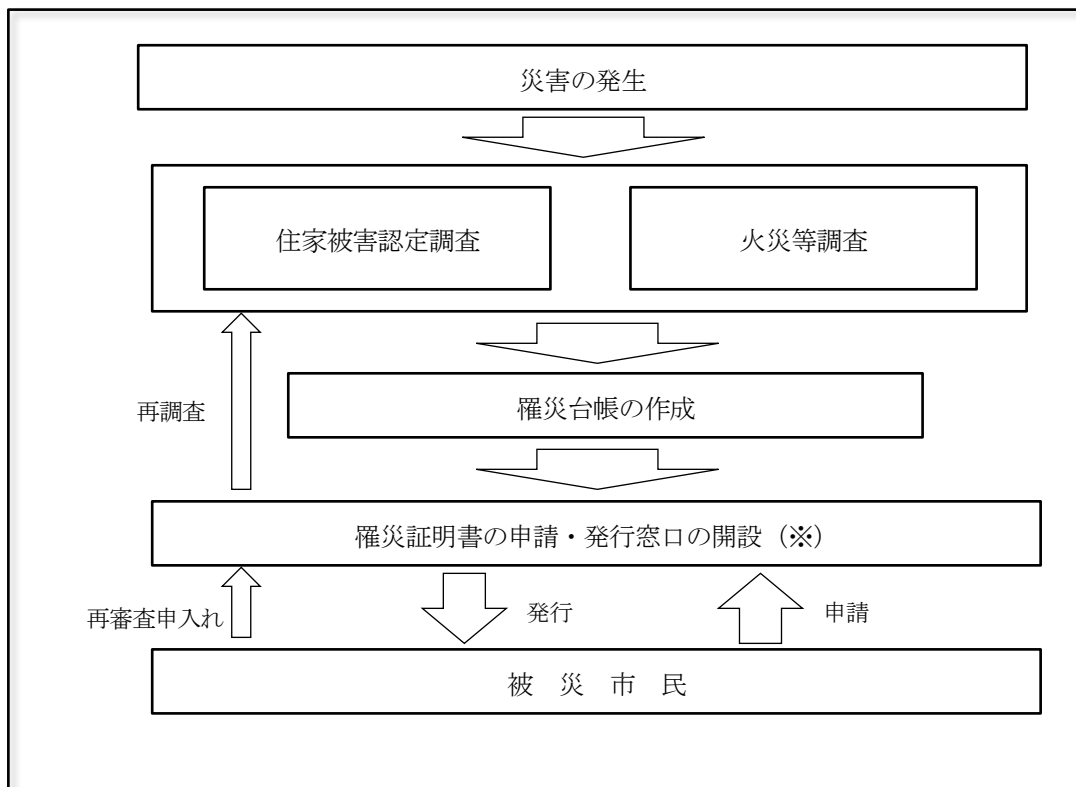
・全壊	・大規模半壊	・中規模半壊
・半壊	・準半壊	・準半壊に至らない（一部損壊）

なお、火災については、鎌倉消防署及び大船消防署で対応します。

#### 5 証明手数料

罹災証明書の発行手数料は無料とします。

図 罹災証明書の発行手順



※火災による罹災証明書は、所属する消防署長が発行する。

## 第2 被災者台帳の作成・提供

市は、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施体制を整備し、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成します。



表 被災者台帳に記録する事項

・氏名、生年月日、性別	・住所又は居所	・住家の被害状況
・援護の実施状況	・要配慮者に該当する事由（要配慮者であるとき）	
・電話番号その他連絡先	・世帯の構成	・罹災証明書の交付状況
・本人同意による提供可能先	・提出先に台帳情報を提供した場合のその旨及び日時	
・マイナンバー	・その他被災者の援護の実施に関し必要と認める事項	

マイナンバーの記載については、番号利用法に規定する特定個人情報となり、その取扱いについては番号利用法による制限があるため留意が必要となります。

また、次のいずれかに該当すると認められるときは、被災者台帳の情報を利用、又は提供するものとします。なお、当該台帳の利用等に当たっては、安否情報の記録と同様に、個人情報の保護に留意した取扱いを徹底します。

表 被災者台帳の情報を利用、又は提供することが想定される場面

・本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
・市が被災者に対する援護の実施に必要な限度で情報を内部で利用するとき。
・他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で利用するとき。

### 第3 生活再建支援

#### 1 被災者の経済的再建支援

市は、被災者の生活再建が円滑に進むよう、被災者生活再建支援金の支給申請や災害弔慰金、災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付、罹災証明書の交付をはじめとする各種事務執行体制を強化します。

##### (1) 被災者生活再建支援金の支給

市は、被災者の自立的な生活再建が速やかに図られるよう、被災者生活再建支援金の支給申請等に係る窓口業務を行います。

##### ア 被災者生活再建支援制度の目的

自然災害により、その生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、最高300万円の被災者生活再建支援金（全都道府県からの被災者生活再建支援法人への拠出基金及び基金の運用益と国からの補助金を原資とする。）を支給することにより、その生活の再建を支援し、市民の生活の安定と被災地の速やかな復興を目的とする制度です。

##### イ 神奈川県被災者生活再建支援金

令和元年房総半島台風（台風第15号）及び令和元年東日本台風（台風第19号）を受け、被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給対象とならない被災世帯に対して、その生活の再建を支援するための県の制度（神奈川県被災者生活再建支援金）です。

総  
則  
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

計  
画  
編

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

(2) 災害援護資金の貸付け

市は、災害により家屋等に被害を受けた世帯主に対し、生活の立て直し、自立助長の資金として、災害救助法が適用された災害では、災害弔慰金の支給等に関する法律第3条第1項に基づく「鎌倉市災害弔慰金の支給等に関する条例」に従って災害援護資金の貸付けを行います。

(3) 災害弔慰金の支給

市は、災害による死亡者の遺族に対し、「鎌倉市災害弔慰金の支給等に関する条例」に従って災害弔慰金を支給します。

(4) 災害障害見舞金の支給

市は、災害により精神的又は身体に著しい障害を受けた者に対しては、「鎌倉市災害弔慰金の支給等に関する条例」に従って災害障害見舞金を支給します。

(5) 生活福祉資金の貸付け

鎌倉市社会福祉協議会は、災害救助法の適用に至らない小規模災害時には「生活福祉資金貸付制度要綱」に基づく生活福祉資金を、低所得者世帯を対象に貸付けを行います。

(6) 義援金品の受入れ及び配分

市は、他自治体等から拠出された義援金品を受け付けます。

ア 民間企業や自治体等からの義援物資

市は、関係機関等の協力を得ながら、協定を締結している民間企業や自治体等からの義援物資について、受入れを希望するもの及び希望しないものを明確にします。

また、その内容のリスト及び送り先を公表し、周知等を図ります。更に、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改訂します。

寄託された義援物資の被災者に対する配分については、協議し決定します。

イ 個人等からの小口の義援物資

市は、個人等からの小口の義援物資については、原則受け入れないこととし、その方針について周知します。

なお、周知に当たっては、市のホームページへの掲載のほか、県域報道機関及び全国ネットの報道機関による放送や他の自治体等のホームページへの掲載依頼等を行います。

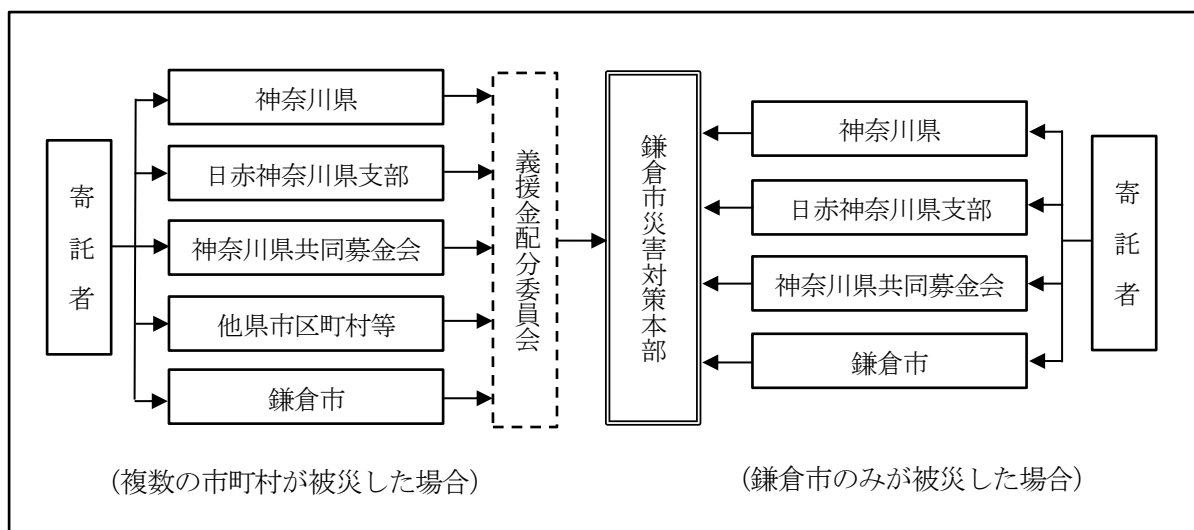
ウ 義援金の受入れ及び配分

市は、県、市町村、日本赤十字社神奈川支部、神奈川県共同募金会等から組織される義援金配分委員会からの義援金の受入れ、配分を行います。その際、配分方法を工夫するなどして、出来る限り迅速な配分に努めます。

エ 事前対策（罹災証明）

市は、家屋の全壊・半壊に対する義援金の配分は、家屋の被害査定に基づいて行うことから、査定漏れや査定の追加等による混乱が生じないように、国の被害認定の指針等の習熟等について検討します。

図 義援金の受入れ経路



(7) 生活保護

市は、被災による生活環境の変化から、新たな要保護者の発生が予想されるため、申請漏れが発生しないよう、相談窓口の設置等により生活保護制度の周知を行います。

また、被災の状況によっては、申請そのものが困難な場合も考えられるため、積極的に情報を収集して要保護者の把握に努めます。

(8) 税の減免等

市は、被災者の生活再建を支援するため、市税等について、申告期限・納期等の延長、減免等の納税緩和措置を実施します。

(9) 社会保険関連

市は、国民健康保険、介護保険等社会保険関連の特例措置を実施します。

(10) 住宅復興資金の貸付け

独立行政法人住宅金融支援機構は、災害により住宅に被害を受け、自力で住宅の再建・取得をする被災者に対し、災害復興住宅資金の融資を適用し、建設資金や補修資金の貸付けを行います。

市は、融資適用災害に該当するときは、融資希望家屋の被害調査及び被害認定を早期に実施するとともに、借入れ手続き等の指導を行い、災害復興資金の借入れの促進を図ります。

2 雇用対策

事業施設や地域経済の被害により、事業継続の困難による倒産や従業員の解雇等が予想されることから、県により、雇用状況の把握、雇用の維持、離職者の再就職等の支援、新たな支援制度の検討等の雇用対策が行われるため、市は、必要に応じて県に協力します。

3 精神的支援

(1) 被災者の精神的な後遺症に関する相談等の実施

市は、被災を体験したことにより精神的に不安定になっている被災者に対して、専用電話等を設けて、医師、保健師、ソーシャルワーカー等がこころの相談に応じるとともに、

総則編
第1編 地震・津波災害対策
第2編 風水害対策
第3編 その他の災害対策
第4編 復旧・復興対策

必要に応じて訪問相談を行います。

(2) 被災者の精神保健活動支援のための地域拠点の設置

市は、被災者のPTSD（心的外傷後ストレス障害）等に長期的に対応することや被災精神障害者の地域での生活支援を目的に、被災者の精神保健活動支援のための地域拠点を設置し、地域に根ざした精神保健活動を行います。

(3) PTSDの啓発

メンタルヘルスケアは、被災者だけでなく、行政関係者、ボランティア等についても必要となるため、市は、冊子の配布等により周知を図ります。

(4) 被災児童・生徒のこころのケア事業

市は、災害時に特に影響の受けやすい児童・生徒に対して、相談窓口の設置や電話相談の開設、スクールカウンセラー等による巡回相談等を実施します。

(5) 女性及び共生社会推進に向けた相談窓口の設置

市は、避難所で生活する女性が抱える多様な悩みに対応するため、医療職等の専門家や女性相談員等による悩み相談の実施、被害者の緊急一時保護等、必要な支援・助言を行います。

また、各種相談窓口の設置情報について周知を図ります。

4 要配慮者対策

(1) 要配慮者等への支援の実施

市は、高齢者、障害者等の要配慮者の被災状況を把握し、ホームヘルプサービスやショートステイ等の在宅サービスの提供を支援するとともに、入所施設等への受入れや福祉ボランティアの確保等を図ります。

また、障害等の種類・程度によっては、情報の入手に支障が生じ、必要な手続きができないことも考えられるため、そのような方への支援も実施します。

(2) 外国人被災者への支援の実施

市は、言葉の壁がある外国人被災者が情報を入手できるよう、応急仮設住宅、義援金等各種交付金の手続きといった被災後の生活情報を、振り仮名をつけた日本語やさしい日本語で発信することに加え、多言語で発信することに努めます。

また、市は、災害時に開設される臨時相談所において、外国人専用の相談窓口を設置し、通訳ボランティア等の協力を得て、可能な限り多言語で帰国手続き、罹災証明、義援金等の金銭給付や就労、労働、住宅等に関する相談に応じます。

また、各種公的サービスを提供する行政機関等においても、通訳ボランティア等による支援を行います。

5 医療機関

県は、地域の医療需要に対応するため、民間医療機関に対して再建にかかる補助や融資、利子補給等を検討するとともに、市が仮設診療所を設置する場合は、その支援を行います。

6 社会福祉施設、社会復帰施設等

(1) 地域の福祉需要の把握

市は、要配慮者、介助者、住宅、施設等の被災による新たな福祉需要の発生や既存の福

総 則 編	
第1編 地震・津波災害対策	
第2編 風水害対策	
第3編 その他の災害対策	
第4編 復旧・復興対策	

社サービスの供給能力の低下等、増大する福祉需要に対応するため、地域の福祉需要の把握に努めます。

(2) 社会福祉施設、社会復帰施設等の再建

市は、社会福祉施設や社会復帰施設等を早期に再建し、入所者・通所者への適切なサービスを確保するため、社会福祉法人等への再建支援を実施します。

(3) 福祉サービス体制の整備

市は、被災後の生活環境の変化等による社会福祉施設等への入所者・通所者の増加に対応するため、新たな人員、設備の確保や施設の新設、既存施設の増設等を検討します。

7 生活環境の確保

(1) 食料品・飲料水の安全確保

市は、水道施設の復旧が完了するまでは、貯水槽等の水を飲料水として利用することから、感染症の発生等を防止するため、飲料水の安全確保のための指導を行います。

また、食料品についても、炊き出し等による健康被害が発生しないよう、食品衛生確保のための指導を行います。

市は、市水道施設の復旧支援を行います。

(2) 公衆浴場等の情報提供

市は、公衆浴場等の利用可能状況を把握し、情報提供を行います。

8 教育の再開

(1) 学校施設の再建、授業の再開

市教育委員会は、被災地での授業の早期再開を図るため、校舎等の損傷箇所等を確認し、修繕や建替等の復旧方策を検討するとともに、学校周辺の被災状況等を把握し、再建復興計画を作成します。

また、市教育委員会は、仮設校舎の設置や公共施設の利用等により、授業実施の場を確保し、応急教育を実施します。

(2) 児童・生徒への支援

市教育委員会は、児童・生徒の心理的影響、経済的影響、学用品の不足等に対して支援を行います。また、転入・転出手続きについても弾力的に取り扱います。

9 社会教育施設

市は、被災した社会教育施設の再建復興を図るとともに、図書や収蔵品等の保管場所の確保、破損物の補修計画を作成します。

10 文化財

市は、必要に応じて、文化財の所有者・管理者及び関係機関と協力し、文化財の滅失を防止し、その復旧を図るため次の対策を推進します。

(1) 情報の収集

巡回パトロールの実施等により、文化財の被害の状況の把握に努めます。

(2) 滅失の防止

文化財が滅失しないよう、保管場所の確保等必要な措置を実施します。

(3) 補修計画

総  
則  
編

第1編  
地震・津波災害対策

第2編  
風水害対策

計  
画  
編

第3編  
その他の災害対策

第4編  
復旧・復興対策

文化財の所有者又は管理者に対し、被害状況に応じた補修計画の策定を支援するとともに、文化財復旧・復興計画を策定します。

#### 11 ボランティア活動への支援

市は、被災者の生活再建やこころのケア等、市民一人ひとりが自らの再建に向けて取り組むことを支援するボランティア活動に対し、必要な支援を行います。

#### 12 情報提供・相談窓口

市は、行政の行う施策のほか、被災地域の生活関連情報等を整理し、市ホームページや広報紙等を利用して提供します。

なお、他の自治体に避難した被災者に対しても、市及び避難先の自治体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスの提供に努めます。

市は、臨時相談窓口や電話相談窓口等を設置し、生活再建や事業復興の不安に対する相談に応じます。

### 第4 地域経済の再建支援

地域経済の状況は、そこに住む市民にとって、雇用、収入、生活環境の確保の面において密接に係わってくるものであり、被災した市民の生活再建にも大きな影響を与えます。

また、財政面から見ると、地域経済が復興し税収を維持できれば、自治体の復興財源の確保にもつながります。地域経済を復興するには、暮らしていた地域に人々がとどまり、また人々が戻ってくる中で、経済活動が行われることが重要であり、市民の生活、住宅、市街地の復興等との関係に留意した地域経済の復興を進めることが求められます。

特に、行政が行うべき地域経済の復興支援の柱としては、経済基盤がぜい弱な中小企業の自立支援、地域経済全体の活性化のための支援等が挙げられます。

#### 1 地域全体に波及効果を及ぼす施策の実施

##### (1) 産業復興方針の策定

市及び県・関係団体は協力し、被災した事業者等が速やかに事業を継続し、再開できるよう、既存の計画を尊重しながら、被災状況に応じ、産業が進むべき方向を中・長期的な視点から示した新たな産業復興方針を策定します。

##### (2) 相談・指導体制の整備

市は、雇用の確保、事業継続、事業の再建に不安を抱えている事業者が、安心して復興を図ることができるよう、情報提供や様々な問題の解決を助ける相談・指導体制を整備します。

相談にあたっては、商工会議所等各種関係団体と協力するとともに、経営の専門家を活用するなど、総合的な支援を行います。

##### (3) イベント等の活用

市は、各種団体との協力体制を確立し、情報発信に取り組むとともに、イベント等の活用により、交流人口の回復を目指します。

#### 2 金融・税制面での支援

##### (1) 資金融資の簡易迅速化、条件等の緩和

総 則 編	第1編
	地震・津波災害対策
	第2編
	風水害対策
計 画 編	第3編
	その他の災害対策
第4編	
復旧・復興対策	

既存の貸付制度により融資を受けている事業者は、被災により返済資金の調達が困難になり、償還が困難になることが予想されるため、市及び県は、国等の関係機関に対して償還条件の緩和等特例措置を要請します。

また、被災地を管轄する金融機関に対して、被害の状況に応じて貸付け手続きの簡易迅速化、償還期限の延長等特別な取扱いを行うよう要請します。

(2) 既存融資制度等の活用の促進

市は、事業者が速やかに事業を再建できるよう、既存融資制度等について周知し、活用促進を図ります。

(3) 金融機関の資金の円滑化を図るための支援の実施

市は、災害復興時の旺盛な資金需要により、金融機関の資金が不足することが想定されることから、金融機関（一般金融機関及び政府系金融機関）と協調して融資を行い、資金の円滑化を図ります。

(4) 金融制度、金融特別措置の周知

市は、速やかに事業所の再建を図るため、国や県等の既存融資制度を含む各種の融資制度についての情報提供を行います。

(5) 税の減免等

市は、災害の状況に応じて、市税等の申告期限・納期等の延長、減免等の納税緩和措置を実施します。

3 事業の場の確保

(1) 仮設賃貸店舗の建設

市は、被害状況調査や事業者・業界団体等の意見をもとに、店舗の被災（倒壊、焼失等）により事業再開が困難となっている事業者に対し、事業者が自ら事業の場を確保するまでの間、暫定的な仮設賃貸店舗の建設、低廉な賃料等での提供を、国・県・関係機関に対し要請します。

(2) 共同仮設工場・店舗の建設支援

市は、倒壊や焼失等の被害を受けた事業組合等が、自ら共同仮設工場・店舗を建設する場合には、国、県、関係機関と連携を図りながら、相談・指導を行います。

(3) 工場・店舗の再建支援

市は、自ら工場・店舗等を再建しようとする事業主・組合等に対して、国・県・関係機関と連携を図りながら相談・指導を行うとともに、資金面に関する支援を検討します。

(4) 民間賃貸工場・店舗の情報提供

市は、商工会議所等、関係機関と連携して賃貸が可能な工場・店舗の物件情報の情報収集に努め、相談窓口や業界団体等へのリストの配布や市ホームページ等の活用による情報提供を行います。

(5) 物流ルートに関する情報提供

市は、長期にわたる道路等の利用制約により、原材料等の仕入れ・商品等の出荷が滞ることを防ぎ、経営の安定化を図るため、道路等の被害・復旧状況、緊急物資輸送ルート等の物流ルートに関する情報提供に努めます。

総 則 編	第1編
	地震・津波災害対策
	第2編
	風水害対策
計 画 編	第3編
	その他の災害対策
	第4編
	復旧・復興対策

(6) 物流機能の確保、水上での物的・人的輸送ルートの確保

市は、道路等を利用した輸送を補完するため、海上を利用した輸送ルートについても活用します。

4 農漁業者に対する支援

(1) 生産基盤・施設の復旧

市は、被災した農業・水産業の再建にあたり、農地や海域等の生産基盤や漁港・漁業施設等の生産施設・設備の被害状況を速やかに把握し、その早期の復旧に努めます。

(2) 災害復旧事業等の実施

市は、被災した農業・水産業の再建に加え、生産物等の安定供給を図るため、国等が行う各種の農業用及び水産業用施設の再建費用への助成制度を活用し、災害復旧事業等を行います。

(3) 既存制度活用の促進

市は、被災した農業者・水産業者が速やかに生産等を再開できるよう、各種団体等を通じて各種の融資制度の趣旨や内容を周知し、活用を促進します。

(4) 物流ルートに関する情報提供

市は、長期にわたる道路利用等の制約により、生産物等の出荷が滞ることを防ぎ、経営の安定化を図るため、道路等の被害・復旧状況、緊急物資輸送ルート等の物流ルートに関する情報提供に努めます。

(5) 第一次産業の復旧・復興計画の策定

市は、第一次産業の将来的な展開と地域コミュニティの維持を十分に考慮したうえで、適切な復旧・復興計画を策定します。

総  
則  
編

第1編

地震・津波災害対策

第2編

風水害対策

第3編

その他の災害対策

第4編

復旧・復興対策

計  
画  
編



## 第2節 災害復旧事業

### 【実施主体】

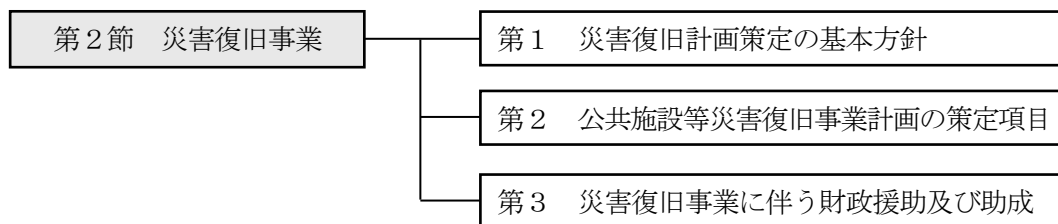
市	本部連絡班、各部総務班、財政班
---	-----------------

※ 「鎌倉市災害対策本部条例施行規則」及び「総則編 第4節 計画の推進主体とその役割」に基づき記載

### 【施策の基本方針】

市は、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分調査・検討し、関係各班が所管する公共施設に関する災害復旧事業計画を速やかに作成するとともに、通常業務の早期再開を目指します。

### 【施策の体系】



### 第1 災害復旧計画策定の基本方針

市は、被災者の生活再建及び経済活動の早期回復を図るなど、一日も早く平常の都市活動が再開できることを目的に、必要に応じて災害復旧計画を策定します。

災害復旧計画は、災害により被災した各施設の原形復旧にとどまらず、被害の程度を十分検討して、必要な施設の新設や改良等を行うなど、再度の災害に備えるとともに、国や県と調整を図り、十分調査・検討して計画します。

### 第2 公共施設等災害復旧事業計画の策定項目

被災した公共施設等については、災害応急対策に基づく応急復旧の終了後、被害の程度を十分検討し、次の災害復旧事業計画を策定します。

なお、市は、災害復旧事業計画においては、被災原因や被災状況等を的確に把握した上で、復旧完了予定時期の明示に努めます。

#### 1 公共土木施設災害復旧事業計画

- (1) 道路施設災害復旧事業計画
- (2) 下水道施設災害復旧事業計画
- (3) 河川等施設災害復旧事業計画
- (4) 公園施設災害復旧事業計画

#### 2 都市災害復旧事業計画

- (1) 街路災害復旧事業計画
- (2) 市街地埋没災害復旧事業計画

#### 3 農業水産業用施設災害復旧事業計画

総  
則  
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

計  
画  
編

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

- 4 下水道等災害復旧事業計画
- 5 住宅災害復旧事業計画
- 6 社会福祉施設災害復旧事業計画
- 7 学校教育施設災害復旧事業計画
- 8 社会教育施設災害復旧事業計画
- 9 その他の災害復旧事業計画

総  
則  
編

第1編

地震・津波災害対策

第2編

風水害対策

第3編

その他の災害対策

第4編

復旧・復興対策

計  
画  
編

### 第3 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成

#### 1 概要

災害復旧事業には、法律又は予算の範囲内において、国が全部若しくは一部を負担し、又は補助して行う災害復旧事業及び「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(以下「激甚法」という。)に基づき援助される事業があります。

災害復旧事業費は、知事の報告、その他地方公共団体が提出する資料及び実地調査により決定されるため、市は、迅速な資料の提出等必要な措置を講じます。

#### 2 助成制度

法律又は予算の範囲内において、国が全部若しくは一部を負担又は補助する事業は、次のとおりです。

表 国が全部若しくは一部を負担又は補助する事業

- |  |
|--|
| (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づく事業                                 |
| (2) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法に基づく事業                                   |
| (3) 公営住宅法に基づく事業  |
| (4) 土地区画整理法に基づく事業  |
| (5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく事業                         |
| (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく事業                                   |
| (7) 予防接種法に基づく事業  |
| (8) 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき、予算の範囲内で事業費の1/2を国庫補助する事業 |
| (9) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律に基づく事業                      |

#### 3 激甚災害の指定手続き

災害対策基本法に規定する著しく激甚である災害(以下「激甚災害」という。)が発生した場合には、市は、災害の状況を速やかに調査し、実態を把握して早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるようにします。

##### (1) 県知事への報告

###### ア 災害状況等の報告

大規模な災害が発生した場合、市長は激甚法第2条に基づく激甚災害指定基準及び局地激甚災害指定基準を十分考慮し、災害状況等を県知事に報告するとともに、県が行う調査に対

しても積極的に協力します。

イ 報告事項

被害の状況等の報告は、災害対策基本法第53条第1項に定めるところにより、災害が発生したときから当該災害に対する応急措置が完了するまでの間、次に掲げる事項について行います。

表 報告事項

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>災害の発生原因</u></li> <li>・ <u>災害が発生した日時</u></li> <li>・ <u>災害が発生した場所又は地域</u></li> <li>・ <u>災害の程度（災害対策基本法施行規定別表第1に定める事項）</u></li> <li>・ <u>災害に対し、とられた措置</u></li> <li>・ <u>その他必要な事項</u></li> </ul>
---

(2) 国における指定手続き

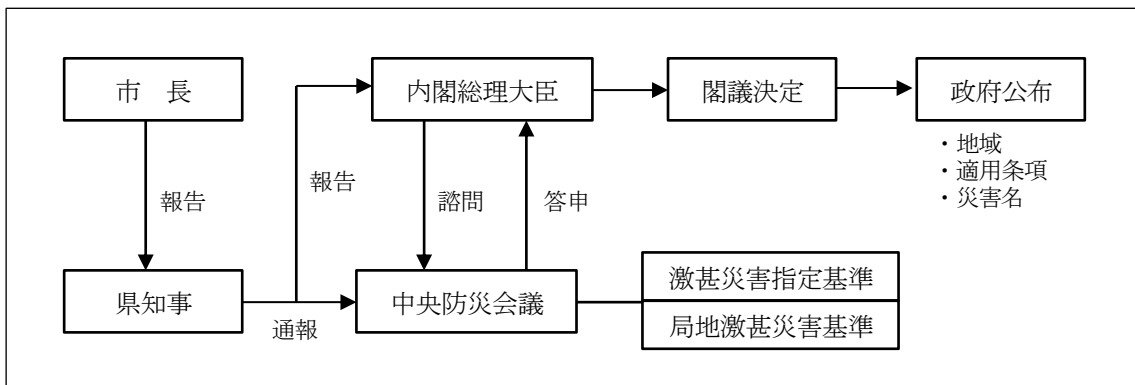
激甚災害の指定に至るまでの国における手続きは次のとおりです。

ア 県知事から報告を受けた内閣総理大臣が中央防災会議に諮問します。

イ 中央防災会議は、激甚災害であるかどうかの判断及び発動すべき特別措置の範囲を激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準に基づいて審議決定し、答申します。

ウ 答申を受けた内閣総理大臣は、閣議決定を経て政令を制定し、公布します。

図 激甚災害指定の手続きの流れ



(3) 特別財政援助額の公布手続き

市は、激甚災害の指定を受けた場合、特別財政援助額の交付を受けるため、速やかに関係調書を作成し、県各部局へ提出します。

総  
則  
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

計  
画  
編

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

## 第3節 災害復興

総  
則  
編

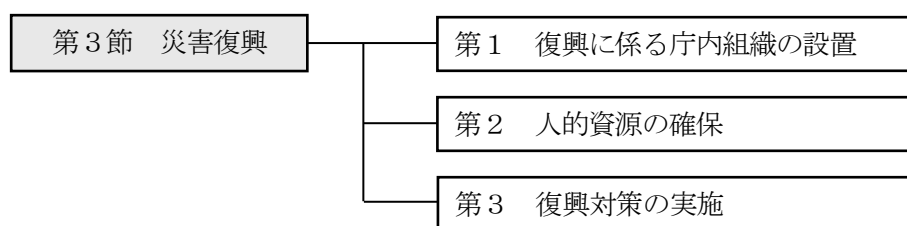
### 【実施主体】

市	復興本部
---	------

### 【施策の基本方針】

大規模災害発生後の応急対策、復旧対策の進捗を踏まえ、市は、必要に応じて、総合的に復興対策を実施するための復興体制を整備します。

### 【施策の体系】



## 第1 復興に係る庁内組織の設置

市長は、大規模災害後、迅速かつ的確に復興対策を実施するために必要があると認めたときは、災害対策本部とは別組織である「復興本部」を設置します。「復興本部」は、市長を本部長とし、災害対策本部と連携を図りながら、復興に関する事務等を遂行します。

## 第2 人的資源の確保

本格的な復旧作業及び復興事業の実施のためには、通常業務に加えて膨大な事務執行が長期間にわたり必要になり、被災職員による減員等もあるなかで、復興本部内の特定の分野や職種において人員不足が予想されます。

このため、特に人材を必要とする部門については、災害対策本部の各班と協議・調整し、弾力的かつ集中的に人員配置を行うとともに、退職者の活用等、必要に応じて臨時的任用職員等の雇用を行います。

### 1 派遣職員の受入れ

復興本部は、不足する職員を補うため、地方自治法第252条の17第1項、災害対策基本法第29条第2項、同法第30条第1項、同条第2項等に基づき、職員の派遣、又はあつ旋の要請を行い、職員を受入れます。

また、復興本部は、県の「災害時における家屋被害認定調査等への協力に関する協定」に基づき、生活再建に係る各種支援の前提となる住宅等の被害の程度を認定する調査等への協力を神奈川県土地家屋調査士会に要請します。

### 2 専門家の支援の受入れ

災害後は、土地の測量、登記、建築、不動産評価等の土地に関する法律的な問題等、様々な

第1編

地震・津波災害対策

第2編

風水害対策

計

画

編

第3編

その他の災害対策

第4編

復旧・復興対策

問題が発生し、専門的なサービスの提供が求められることが予想されます。

このため、復興本部は、県の「大規模災害時における相談業務の応援に関する協定」に基づき、神奈川県大規模災害対策士業連絡協議会に対して、市が開催する相談業務に従事する者の派遣を、県を通じて要請し、弁護士、司法書士、建築士、不動産鑑定士、税理士等の専門家の支援を受入れます。

### 3 情報提供と市民相談の実施

復興本部は、鎌倉市の行う施策のほか、復旧・復興期における輻輳（ふくそう）する多種多様な情報を整理し、ホームページや広報紙等を利用して提供します。

また、臨時相談窓口等を設置し、生活再建や事業復興の不安に対する相談に応じます。

## 第3 復興対策の実施

### 1 復興に関する調査

復興本部は、災害時において、市内の被災状況を詳細に把握し、市街地及び都市基盤施設の復旧・復興の基本方向の決定、応急住宅対策、生活再建支援等、復興対策及び復興対策に係わる応急対策を迅速かつ的確に行うため、被害状況調査を行います。

#### (1) 被害状況調査

復興本部は、次の被害状況調査を実施します。

ア 調査担当職員を迅速に招集し、調査体制を確立して調査を行います。調査にあたって人員が不足する場合は、他自治体に応援を依頼し、調査体制を確立します。

イ 建築物、都市基盤施設等の被害概要について、調査を実施し、結果を県に報告します。

ウ 死亡届、県警察からの報告等から死亡者数等を把握します。また、災害による負傷者数、負傷の内容についても調査を行います。

#### (2) 住宅の復興対策に関する調査

復興本部は、次の住宅の復興対策に関する調査を実施します。

ア 応急復旧対策・復興対策を効果的に行うために、全壊、半壊といった被災地全体の建築物の被災状況の調査を行うとともに、その結果を整理して県に報告します。

イ 個々の被災者の被害状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、総合的かつ効果的な支援の実施に努めます。

ウ 住宅の復興対策を効果的に行うため、家屋被害状況調査、応急仮設住宅の建設戸数調査を行い、県に報告します。

エ 災害見舞金等を支給するときには、罹災証明書が必要となるため、災害による住宅等の被害の程度の認定や罹災証明書の交付の体制を確立し、速やかに住宅等の被害の程度を認定し、被災者に罹災証明書を交付します。なお、罹災証明の根拠となる情報が不足している地域等については、補足調査を行います。

オ 恒久的な住宅の必要量を把握するため、被災者に対して住宅を再建する意向等について確認します。

カ 住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施します。

総  
則  
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

計  
画  
編

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

(3) 都市基盤施設等の被害状況調査

復興本部は、次の都市基盤施設等の被害状況調査を実施します。

ア 避難場所や応急仮設住宅候補地となる都市公園等の被害状況を調査します。

イ 応急復旧対策、復興対策を的確に行うために、被災地全体のライフライン施設、交通施設等の都市基盤施設の被害調査や災害廃棄物の状況について調査を行います。

ウ 建築物被害調査のデータ等をもとに、市街地復興を行う必要性が高い地区を特定するとともに、当該地区について従前の権利関係等も含め綿密な調査を行います。

(4) 生活再建支援に係る調査

復興本部は、次の生活再建支援に係る調査を実施します。

ア 離職者に関する調査

地域経済の被災状況を把握するとともに、災害による事業停止等による離職者数や離職者の特性等について調査を行います。

イ その他生活再建にかかる調査

要配慮者の被災状況や地域における医療需要、医療機関の再開状況の把握、社会福祉施設の被災・復旧状況、社会教育施設等の被災状況等、その他の生活再建に必要となる被災状況について調査します。

(5) 地域経済の復興施策に係る調査の実施

復興本部は、被災地全体の概要の把握に努めます。特に、中小企業の工場や商店街の商店等の被災状況等は、生活再建支援策と密接に関連するため、関係機関等と連携を図り可能な限り綿密に調査を行います。

ア 事業所等の被害調査

災害直後の緊急対応及び復興に向けての施策を検討するために、業種別・規模別被害額や工場・商店等の全壊・焼失数等について調査を行います。

イ 地域への影響の把握

産業基盤施設の被災状況や事業者の物的被害状況等を調査し、業務停止期間等を把握します。

(6) 復興の進捗状況モニタリング

復興対策は長期にわたりますが、その進捗状況は発災から経過した時間や地域によって異なります。そこで、復興本部は、住宅、都市基盤、地域経済等の復興状況や被災者の生活再建の度合い、失業率、将来への意向等を復興状況等に依じて的確に調査し、必要に応じて復興対策や復興事業を修正します。

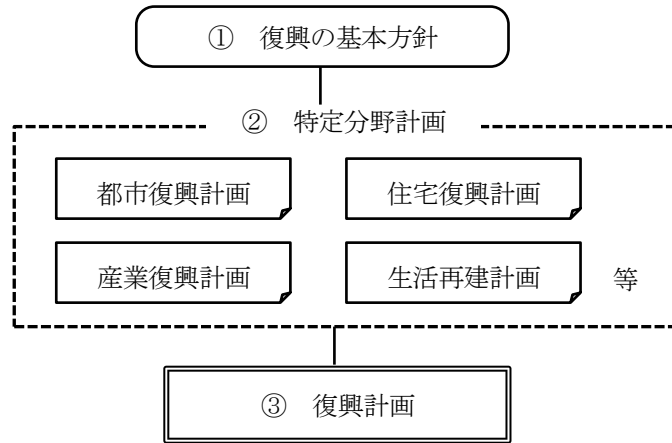
## 2 復興計画の策定

大規模災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合には、被災地の再建は高度かつ複雑な大規模事業になることから、期限を定め速やかに実施し、多くの関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的に復興を推進していくため、復興本部は、必要に応じて復興計画を策定します。

復興計画を策定する際には、①復興の基本方針の策定、②分野別復興計画の策定、③復興計画の策定という3つのステップを経て行います。

なお、復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者のこころの健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことを踏まえ、その維持・回復や再構築に十分に配慮するものとします。

図 復興計画の策定手順



(1) 復興の基本方針の策定

ア 復興理念と基本目標の明確化

市民、事業者、市が一体となって、より効果的に復興事業を進めていくためには、復興に係るすべての人が、地域及び都市のあるべき姿を共有することが必要であるため、復興本部は、復興の目指す姿となる復興理念（スローガン）及び基本目標を明確化します。

イ 地域全体の合意形成

復興は、地域が一体となって行っていくものであるため、復興計画を策定していく過程において、復興本部は、地域全体の合意形成を図るよう推進します。

(2) 分野別復興計画の策定

社会経済活動に甚大な障害が生じた場合、被災地の再建にあたっては、市街地整備のみならず、産業振興、福祉、教育等広範な分野にわたる事業を展開していく必要があるため、都市復興、住宅復興、産業復興、生活再建等、個別具体的な計画が必要な分野については、復興本部は関係各課と連携し、分野別復興計画を策定します。

また、計画の策定にあたっては、個別関連計画との整合を図ります。

(3) 復興計画の策定

復興本部は、復興の基本方針、分野別復興計画の検討結果を踏まえ、復興計画案を作成します。策定にあたっては、次の点を踏まえる必要があります。

- ・被災教訓の反映（再度被災しないための防災性向上の必要性）
- ・復興施策の優先順位の明確化

また、策定にあたっては、市民や関係機関等の意見に反映に努めます。  
復興計画の項目例は次のとおりです。

**表 復興計画の項目例**

- (1) 復興に関する基本理念
- (2) 復興の基本目標
- (3) 復興の方向性
- (4) 復興の目標年
- (5) 復興計画の対象地域
- (6) 分野別の復興施策の体系
- (7) 復興施策や復興事業の事業推進方策
- (8) 復興施策や復興事業の優先順位

**【参考：復興計画の位置づけ】**

復興計画は、各地方公共団体で作成されている総合計画、長期計画等の地域の将来ビジョンを踏まえ、被災者の生活再建、産業・経済の再建、復興防災まちづくり等を進めるために必要な施策を取りまとめた計画として位置づけられる。

出典：内閣府「復旧・復興ハンドブック」（平成28年（2016年）3月）

(4) 復興計画策定のプロセス

ア 復興計画の策定にあたり、復興本部長（市長）は、「（仮称）災害復興専門委員会」を招集し、復興計画の理念等を諮問します。その後、「（仮称）災害復興専門委員会」の答申を踏まえ、復興計画策定方針を作成し、関係各課において、案を作成します。

イ 復興本部は、復興計画に市民等の意見を反映するとともに、関係機関に対しても意見を求めます。その後、意見を集約し、分野別復興計画の整合を図り、復興計画案を策定します。

ウ 復興本部長（市長）は、会議の審議を経て、復興計画及び分野別復興計画を決定し、公表します。

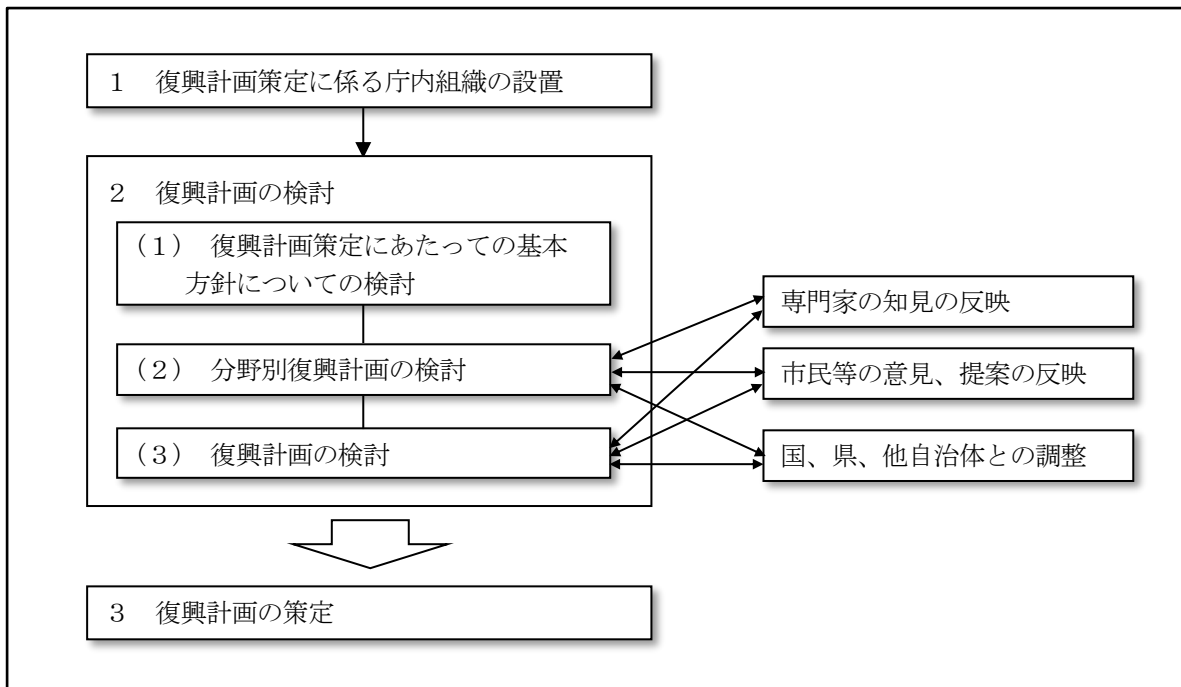
(5) 復興計画の公表

復興本部は、市民や関係機関等と協働・連携して復興対策を推進するため、市ホームページ・広報紙等により復興施策を具体的に公表します。

総則編
第1編 地震・津波災害対策
第2編 風水害対策
第3編 その他の災害対策
第4編 復旧・復興対策



図 復興計画策定のフロー



総則編
第1編 地震・津波災害対策
第2編 風水害対策
第3編 その他の災害対策
第4編 復旧・復興対策

(6) 復興計画推進のための課題

ア 事前復興計画の検討

復興本部は、被害想定をもとに、復興モデルプランを作成し、災害時の対応方法について検討するとともに、災害時には復興まちづくり計画案の基礎資料とします。

イ 復興マニュアルの検討

復興本部は、復興の手順、都市計画的手順、事前復興計画等についてとりまとめます。

3 復興財源の確保

(1) 財政方針の策定

復興本部は財政課と連携し、被害状況の把握と対応策の検討と同時に、被災の状況に応じた応急・復旧事業及び復興計画に定めた事業に要する費用を算定します。

また、対策の優先度や重要度に応じて適切な対応を図ります。

(2) 財源確保対策

復興本部及び関係各課は、復興本部及び関係各課は、復旧・復興対策に要する経費について、災害復旧に係る補助等、十分な支援を国や県へ要望していきます。また、必要に応じて、財政調整基金の活用等を図り、財源確保に努めます。

4 市街地復興

被災した市街地を迅速に復興するには、被災者が住んでいた地域にとどまって、自ら立ち上がっていくことが必要となります。

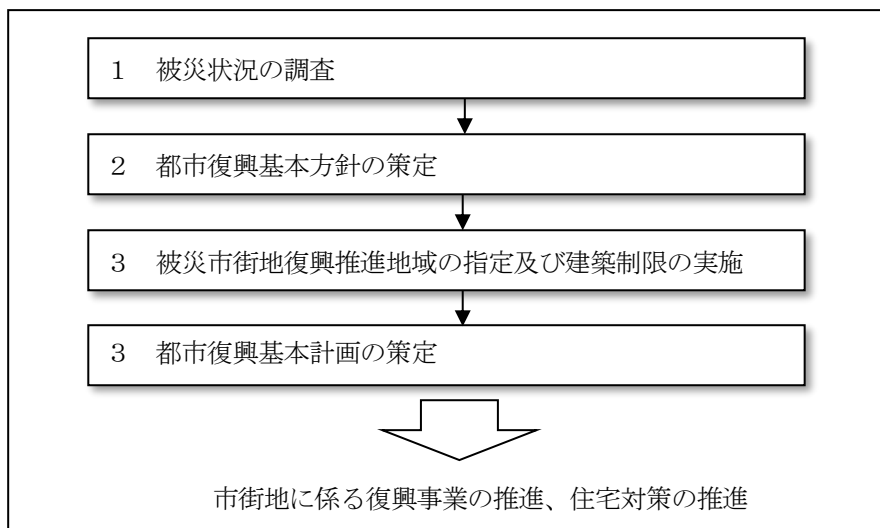
復興本部は、復興計画の決定にあたっては、まず、被災地区の被災状況、地域の従前の基盤施設の整備状況、既存の長期計画、広域計画における位置づけ、関係者の意向等をもとに迅速な復旧を目指し、かつ、どのようにして災害に強いまちづくりを行うかといった、中・長期的

な計画的市街地復興方策を検討します。

更に、市街地復興を行う基本方向が決定された地区については、市街地復興の方針、目的、手法等を決定し、災害に強いまちの形成や快適な都市環境の形成を図ります。

特に市街地の防災性の向上や都市機能の更新が必要とされる地区等では、単なる現状復旧ではなく、合理的かつ健全な市街地の形成や都市機能の更新を図っていきます。

図 市街地復興のフロー



(1) 都市復興基本方針の策定

復興本部は、各地の被災状況、地区の従前の都市基盤施設の整備状況、既定の長期計画・広域計画における位置づけ等を踏まえ、原状復旧を行う地区とするか、計画的復興地区とするのかを検討して基本方針を策定し、公表します。

(2) 被災市街地復興推進地域の指定

復興本部は、大規模な被害を受けた市街地について、被災市街地復興特別措置法第5条第1項に基づき、その緊急かつ健全な復興を図るため、都市施設や住宅等の被害状況等を把握し、的確な面的整備手法を勘案して復興方針を公表するとともに、迅速に良好な市街地の形成と都市機能の更新を図るため、該当する区域について都市計画決定の手続きに基づき、被災市街地復興推進地域を指定します。

(3) 被災市街地における建築制限の実施

復興本部は、都市計画区域内の被災の程度や従前の状況によって、都市計画、区画整理等による本格的な復旧・復興事業に着手するまでの間、復旧・復興の妨げになるような無秩序な建築行為を防ぐことを目的として、建築基準法第84条第1項に基づき区域を指定し、建築制限を実施します。この場合、住宅等の復興に関して情報提供を行うため、建築相談所等を開設します。

(4) 都市復興基本計画の策定、事業実施

復興本部は、市民の意見の集約を図りながら、復興の目標、土地利用方針、都市施設の整備方針、市街地復興の基本方針等、具体的な復興施策を示す都市復興基本計画を策定します。

総 則 編	第1編
	地震・津波災害対策
	第2編
	風水害対策
計 画 編	第3編
	その他の災害対策
第4編	復旧・復興対策

(5) コミュニティの確保

復興本部は、地域の本格復興が完了するまでの間、住宅の応急修理や仮設店舗等の建設、応急仮設住宅の建設等により、被災前のコミュニティを確保するよう努めます。

(6) 住宅対策

生活の基盤である住宅の再建は、地域経済の復興にも大きく関わってくるため、復興本部は、被災住宅の応急修理、持ち家、マンション等の再建支援、災害公営住宅の供給を行います。

また、公営住宅の入居対象外の市民等に対して、民間賃貸住宅の供給促進及び入居支援を行います。このことにより、恒久住宅への円滑な移行を図ります。

5 都市基盤施設等の復興対策

都市基盤施設の復興は、災害応急対策として行われる都市機能の回復を目的とした応急復旧と施設自体を被災前の状況に戻す復旧、あるいは、防災性を高めて計画的に整備するといった、本格的な復興の3つの段階に分けられ、復興本部は、それぞれの基本方向に沿って施策を実施します。

なお、大規模災害からの復興に関する法律において、被災地方公共団体等からの要請及び当該被災地方公共団体等における工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して必要な場合は、漁港、道路、海岸保全施設、河川等の災害復旧事業等の工事について、国又は県が代行できることが明記されています。

(1) 被災施設の復旧等

ア 復興本部は、あらかじめ定めた応援協定等を活用するとともに、県に対して人的・物的な支援を要請し、市管理の公共施設の復旧を進めます。

イ 復興本部は、県管理の公共施設の復旧については、県に対して早期復旧を要望します。

ウ 復興本部は、ライフライン、交通関係施設の応急復旧について、関係事業者に対して施設の早期復旧を要望します。

(2) 応急復旧後の本格復旧・復興

復興本部は、次の応急復旧後の本格復旧・復興を推進します。

なお、応急復旧については、避難路、避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点となる幹線道路、都市公園、河川等の骨格的都市基盤整備、防災安全街区の整備・ライフライン施設の地中化等の防災性の強化、更に、建築物や公共施設の不燃化等を基本目標とします。

ア 道路・交通基盤

被災状況、地域特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案し、迅速な原状復旧の実施を目指すか、中・長期的な問題点の改良等も実施する復興を目指すのかを検討し、復旧・復興方針を作成します。

なお、都市計画道路等については、被災状況や市街化の動向等を勘案し、幅員やルート、線形の変更も含めて検討します。

イ 都市公園

被災区域の復興における基盤整備の方針、計画、整備手法等と調整を図り、都市公園の復旧・復興方針を作成します。

総  
則  
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

計  
画  
編

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

また、都市計画決定されている都市公園・緑地の整備を進めるとともに、既存都市公園における防災施設の整備・拡充を行う。

#### ウ ライフライン施設

被害状況や緊急性を考慮して、各ライフライン事業者と調整を図り、施設の早期復旧・復興を目指すとともに、防災性の向上に努めます。

#### エ 河川・森林等

市が管理する河川・緑地等について、被害状況や緊急性を考慮して、施設の早期復旧・復興を目指すとともに、防災性の向上に努めます。

#### オ ごみ収集・処理対策

##### (ア) 災害廃棄物等の処理体制の確立

安全と環境に配慮して、迅速かつ効果的な災害廃棄物等の処理を実施するため、災害発生後早期に「鎌倉市災害廃棄物等処理計画」に基づき、災害廃棄物等の処理体制を確立します。

##### (イ) 災害廃棄物の処理

災害廃棄物の処理にあたっては、可能な限り分別・選別・再生利用等により減量化を図るとともに、腐敗・悪臭の防止・公衆衛生確保の観点から、被害地の状況を踏まえ、迅速かつ適正に処理します。

##### (ロ) 損壊家屋等の解体・撤去

倒壊家屋等の処理は原則として所有者が行いますが、国の補助が認められた場合には、県及び関係機関と調整のうえ、解体処理についての必要な措置を実施します。

なお、市において実施する場合は、解体前に専門事業者により分析調査等を行い、アスベストの使用が確認された場合は、関係機関と調整し、必要な手続きを行った上で、アスベストの除去作業を実施します。

##### (エ) 支援要請

処理が困難な場合には、県又は協定を締結している民間事業者等に協力支援を要請します。

総  
則  
編

第1編  
地震・津波災害対策

第2編  
風水害対策

計  
画  
編

第3編  
その他の災害対策

第4編  
復旧・復興対策